

電子政府構築計画

2003年(平成15年)7月17日

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

目 次

第 1	基本的考え方	1
	電子政府構築の原則	1
	目標	2
	計画の期間、見直し等	3
1	対象機関	3
2	計画期間	3
3	計画の評価と見直し	3
第 2	施策の基本方針	4
	国民の利便性・サービスの向上	4
1	オンライン利用の促進	4
	(1) アクション・プラン (手続のオンライン化実行計画)	
	の着実な実施	4
	(2) 手続の簡素化・合理化の徹底	4
	(3) オンライン利用の向上方策	6
	(4) 政府調達電子化	7
	(5) 歳入金等の電子化	8
2	ワンストップサービスの拡大	8
	(1) 共管手続の窓口一元化	8
	(2) 輸出入・港湾手続のワンストップ化	8
	(3) 自動車保有関係手続のワンストップ化	9
	(4) 総合的なワンストップサービスの推進	9
3	利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善	10
	(1) 行政ポータルサイトの整備、充実	10
	(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備	
	(マルチアクセス環境の整備)	11

IT化に対応した業務改革	13
1 内部管理業務の業務・システムの最適化	13
(1) 人事・給与等業務	14
(2) その他官房基幹業務	14
2 共通システムの最適化	14
3 個別業務・システムの最適化	14
4 業務・システムの最適化に係る作業の整合性の確保	15
共通的な環境整備	16
1 推進体制の充実・強化	16
(1) 各府省における推進体制の充実・強化	16
(2) 府省横断的な推進体制の充実・強化	17
2 情報システムの整備・運用管理の高度化	17
(1) 情報システムに係る政府調達の改善	17
(2) 外部委託の推進	18
(3) 技術的共通課題の解決	18
(4) 文字情報・コードの整備等	18
3 情報セキュリティ対策等の充実・強化	19
(1) 情報システムの安全性・信頼性の確保	19
(2) 個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用	20
4 関係機関との連携協力	20
(別添) 内部管理業務の業務見直し方針	22
第3 府省別計画	28
1 内閣官房	28
2 内閣法制局	32
3 人事院	34
4 内閣府本府	40
5 宮内庁	55

6	公正取引委員会	57
7	警察庁	65
8	防衛庁	80
9	金融庁	96
10	総務省	128
11	公害等調整委員会	162
12	法務省	164
13	外務省	187
14	財務省	200
15	文部科学省	246
16	厚生労働省	270
17	農林水産省	326
18	経済産業省	361
19	国土交通省	435
20	環境省	481

第1 基本的考え方

電子政府の構築は、行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

これは言い換えれば、「利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供」と「行政内部の業務・システムの最適化（効率化・合理化）」を図ることにほかならない。

こうした目的の達成をより確実なものとするため、今後の電子政府の構築に当たっては、以下の原則と目標に基づき取り組んでいくものとする。

電子政府構築の原則

国民にとって使いやすく分かりやすい、高度な行政サービスの提供
行政機関ごとの縦割りサービスを排除し、国民が利用したい時間・場所において簡単に行政サービスが受けられる機会を確保する。

政策に関する透明性の確保、説明責務の履行及び国民参加の拡大

電子政府の総合窓口（以下「e-Gov^{イ・ガブ}」という。）などを通じ、政策に関する多様な情報提供を徹底するとともに、政策立案過程における国民の意見提起の機会を最大限確保する。

ユニバーサル・デザイン（誰もが使いやすい設計）の確保

高齢者、障害者の使いやすさにも十分に配慮されたシステム（音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備等）の導入に努める。

業務効率の徹底的追求

業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求する。

民間活力の活用

情報通信技術の専門性と変化の早さにかんがみ、業務・システムの最適化に当たり、民間の専門家の活用や民間への委託に努める。

情報システムの安全性・信頼性の確保と個人情報保護

情報システムについて、常に最高水準の安全性、信頼性を確保するとともに、IT社会の基盤である個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用を図る。

国の行政機関以外の機関との連携及び国際連携の確保

独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関（以下「関係機関」という。）との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する。また、諸外国とも十分な連携を図りつつ、システム構築等にあたる。

活力ある社会形成への配慮

電子政府を推進することによって、電子商取引をはじめとする国民生活や企業活動におけるIT利用促進の触媒的機能を十分に果たす。

目標

上記の原則に基づく電子政府構築を着実に推進することにより、以下の目標の実現を目指す。

利用者本位の行政サービスの提供

国民が行政組織等を意識せず、多様な手段により、24時間365日ノンストップで（いつでも）必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてワンストップで（インターネット上の一つの窓口で）適切な行政サービスを受けることを可能にする。

予算効率の高い簡素な政府の実現

業務処理過程の重複等の徹底した排除、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現する。

計画の期間、見直し等

1 対象機関

全府省を対象とし、関係機関についても連携した取組を要請する。

2 計画期間

2003年度（平成15年度）から2005年度末（平成17年度末）までの3か年計画とする。

3 計画の評価と見直し

毎年度、計画の進捗よく状況を把握、分析、評価し、その結果を踏まえ、予算編成日程等を勘案して計画を見直す。

これに関連して、各府省は、電子政府に係る施策を「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の対象とすることとし、当該政策評価を実施する場合には、部外有識者の知見を活用するものとする。

なお、各府省は、毎年度の概算要求時、遅くとも予算編成時まで、複数年度にわたる電子政府の主要施策の所要経費や効果を明示する。

第2 施策の基本方針

国民の利便性・サービスの向上

政府は、ITを活用した国民の利便性・サービスの向上を図る観点から、各種行政分野に係る情報のインターネットによる提供、申請・届出等手続のオンライン化を積極的に進めてきたところである。しかしながら、これまでの取組は、各府省間の連携が必ずしも十分でなかったこともあり、国民等利用者からみて、利便性の面で改善の余地がある。

我が国が2005年（平成17年）までに世界最先端のIT国家となるためには、利用者の視点を徹底し、従来の各府省ごとの行政情報の提供、すべての手続のオンライン化という「量」の追求から、行政情報の入手やオンラインによる手続を、便利で分かりやすいものとするという「質」の向上への転換を図ることが必要である。

これらの状況を踏まえ、以下の取組を推進する。

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施

各府省は、「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、2003年度末（平成15年度末）までに手続のオンライン化を着実に実施する。

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

各府省は、申請・届出等手続について、以下に掲げる「手続の簡素化・合理化の取組事項」に基づき、2003年（平成15年）12月までに、該当する手続、年度ごとの措置内容を定め、2005年度末（平成17年度末）までに、手続の簡素化・合理化の徹底を図る。

[手続の簡素化・合理化の取組事項]

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続、社会経済環境の変化等により必要性が失われたと判断される手続について、以下の要件に該当するものを除き、原則として廃止する。廃止できない手続については、その理由を公表する。

- ）手続の性質上、件数が僅少な手続（特殊法人の設立許可、解散手続等）
- ）臨時的・例外的な事象を対象とする手続（事故報告等）
- ）国際協定等に基づき、義務として設けられた手続

申請・届出等の頻度軽減

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続については、その頻度の半減を目標に軽減を図る。頻度の軽減が困難な手続は、その理由を公表する。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、（ ）法令に義務付けがない添付書類は廃止するとともに、（ ）企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられる場合には、当該添付書類は省略可能とする。なお、既往の閣議決定等に基づき、添付書類の省略、廃止を実施することとしているものについては、その着実な実施を図る。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、審査支援データベースの整備・活用等による電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しなどにより処理期間の短縮を図る。

変更手続の簡素化

変更手続について、変更事項のみを入力することで手続が完了する方式等を採用し、手続を簡素化する。また、新規及び変更に係る様式を統合し、既存のデータを活用できるよう様式を見直す。

その他

上記のほか、簡素化・合理化につながる事項を積極的に推進する。

(3) オンライン利用の向上方策

国の行政機関が扱う申請・届出等手続については、2003年度末（平成15年度末）までにオンライン化の環境が整備されることとなる。今後は、この整備された環境を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、その改善要望を踏まえつつ、利用者がその利便性を実感できるようにする必要がある。

このため、各府省は、2005年度末（平成17年度末）までに以下の取組を実施する。

申請・届出等の件数が多い手続や反復継続して行われる手続を中心に、（ ）企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう、電子申請システムの仕様を公開するとともに、（ ）複数の手続を一括して提出できるよう電子申請システムの改善を行うなど、利用者が使いやすいシステム整備を進める。

また、電子申請システムについては、代理人が手続を行う場合にも対応できるよう、できる限り早期に所要の措置を講ずる。

なお、各府省に共通する事項については、整合性・統一性を確保するため、必要に応じ、「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」（2001年（平成13年）8

月 6 日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)の見直しを行う。

オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるように、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理を電子化し、処理期間の短縮を図る。

オンラインの利用について手数料を低減化している実例もあり、業務・システムの効率化により行政経費の低減を図り、オンライン利用について実費を適切に反映した手数料を設定する。

添付書類の提出についても、できる限りオンライン化することとし、行政機関が発行する証明書等については、発行主体となる各府省において、2003 年度末（平成 15 年度末）までに電子化を図る。

また、民間が発行する証明書等について、所管府省は、2003 年（平成 15 年）12 月までに電子化の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

さらに、電子的に発行することが困難な証明書等については、スキャナー等の活用を含めて引き続き検討を進め、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）において、2003 年度末（平成 15 年度末）までに取組方針を取りまとめる。

^{イ・ガブ}
e-Gov 及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを周知するとともに、利用説明会や講習会の開催、申請窓口、関係団体を通じたオンライン利用の普及・啓発を行う。

（４）政府調達の電子化

インターネット技術を活用した電子入札・開札を実施するなど政府調達手続を電子化することにより、企業の負担軽減及び行政事務の簡

素・合理化を図る。

非公共事業

各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を 2003 年度末（平成 15 年度末）までに導入する。

公共事業

関係府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を、原則として、2003 年度末（平成 15 年度末）までにすべての直轄事業において導入する。

なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を 2004 年度（平成 16 年度）までに構築するとともに、その後さらなる高度化を図る。

（ 5 ）歳入金等の電子化

財務省及び各府省は、歳入金の納付及び国税の申告等申請・納付について、2003 年度末（平成 15 年度末）までにインターネット等を利用した手続を可能とするためのシステムを整備し、その安定的な稼働に配意しつつ、日本銀行及び金融機関のシステムの整備を前提として、逐次運用を開始する。

2 ワンストップサービスの拡大

（ 1 ）共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続（共管公益法人に係る手続を含む。）について、原則として共管府省のうち窓口となる 1 府省を特定し、窓口を一元化するとともに、窓口府省は、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化する。

（ 2 ）輸出入・港湾手続のワンストップ化

関係府省は、2003 年度末（平成 15 年度末）までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用

や各種輸出入手続の電子申請システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進する。

また、輸出入・港湾に関するすべての手続について、既存システムの相互接続にととまらず、国際的な調和に留意しつつ、改めてその徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用経費の低廉な新しいシステム構築について検討し、既存の業務・システムに係る最適化計画を 2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に策定する。

なお、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（^フ ^ァ ^ル F A L 条約）」の締結について早急に検討し、その結果を踏まえ 2003 年（平成 15 年）12 月までに規制改革等の必要な措置を講ずる。

（ 3 ）自動車保有関係手続のワンストップ化

関係府省は、自動車保有関係手続について、概ね 2005 年（平成 17 年）を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼動開始を目指す。このため、2003 年度（平成 15 年度）には、システムの開発を行うとともに、一部地域で、システムの実用化に係る試験運用を行う。

（ 4 ）総合的なワンストップサービスの推進

^{イ・ガブ}
e-Gov を活用し、国の行政機関はもとより関係機関の電子申請システムとも連携し、申請・届出等手続の案内情報の入手から実際の手続までをインターネットにより一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスの仕組みを 2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備するため、以下の取組を実施する。

^{イ・ガブ}
総務省は、e-Gov に、国民等利用者が目的とする個々の手続をオンラインで行えるシステムへ直接接続できる機能を整備し、2004 年（平成 16 年）1 月から運用を開始する。これに対応し、各府省は、

電子申請システムの必要な改善を行う。

総務省及び各府省は、2005 年度末（平成 17 年度末）までに、^{イ-}e-Gov^{ガブ}と各府省の電子申請システムとを連携させ、国民等利用者の要望を踏まえ、一つの目的を達成するために必要な関連する手続を一括して行えるワンストップサービス機能を整備する。また、^{イ-}e-Gov^{ガブ}と関係機関の電子申請システムとも連携する総合的なワンストップサービスの仕組みを整備する。

総合的なワンストップサービスの実現に向け、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、システム形態、各機関との連携方法、運用方法等の課題について検討を行い、CIO 連絡会議において、整備方針を策定する。

なお、総務省、経済産業省における調査研究成果を踏まえ、上記整備方針の中で、民間事業者（電話会社、ガス事業者、金融機関等）への手続をも含めたワンストップサービスについての基本的な考え方を整理する。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備、充実

^{イ-}e-Gov^{ガブ}及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として分かりやすい情報の提供、国民等からの政策提言の一元的な受付等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備する。このため、2003 年度（平成 15 年度）においては、以下の取組を実施する。

国民生活や企業活動に密着した申請・届出等手続を含めた案内が行えるよう、各府省は、2004 年（平成 16 年）1 月から、手続案内

の対象を法令に基づくすべての手続に拡大するとともに、総務省は、申請・届出等の件数が多いものなど主要な手続を対象として、^{イ・ガブ}e-Govの手続案内を個人・企業別、ライフイベント（就職、結婚、退職など人生の主な出来事）及びサービス分野別に再構成し、利用者の視点に立った手続案内を実現する。

各府省は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（2001年（平成13年）3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承。2002年（平成14年）7月30日改定）に基づき、引き続き行政情報の提供内容の充実等を推進するとともに、総務省は、^{イ・ガブ}e-Govに、各府省が手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）等の情報を登録・更新する機能を整備し、2004年（平成16年）1月から、^{イ・ガブ}e-Govにおいてこれらの情報を政府全体として分かりやすく、体系的に、かつ一元的に提供する。

総務省は、^{イ・ガブ}e-Govに、国民等から政策に対する提言を一元的に受け付け、所管府省へ配信する機能を整備し、2004年（平成16年）1月から、国民等が府省を意識することなく政策に対する提言を行えるようにする。

国民等利用者の視点に立って、政府として行政ポータルサイトの統一性を確保するための情報内容及び画面設計に関する基準、^{イ・ガブ}e-Govから一元的な情報提供を行うための関係機関及び民間事業者との連携等の方策について検討を行い、CIO連絡会議において、2003年度末（平成15年度末）までに、2（4）の整備方針を含め、行政ポータルサイトの整備方針として策定する。

（2）多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

^{イ・ガブ}e-Gov、各府省のホームページや電子申請システム等の国民等利用

者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、各府省は、以下の取組を実施する。

高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、行政情報の提供について、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に沿って、音声や画像で表示される情報内容には代替手段を提供するなど各府省のホームページから提供される行政情報の分かりやすさと利便性の向上を進める。また、総務省において、容易にオンラインによる手続を可能とする取組を先行的に進めるとともに、その成果を踏まえ、各府省間の整合性を図りつつ、各府省において所要の措置を講ずる。

電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため、国の出先機関の施設はもとより、地方公共団体等との連携協力を図りつつ、地方公共団体の施設（公民館、図書館等）、郵便局、学校等国民に身近な施設から容易かつ安全に利用することができるよう必要な環境の整備を進める。

携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。また、電子申請システムについて、技術動向を踏まえつつ多様なOS（オペレーティングシステム）に対応できるよう検討を進める。

また、利用者の視点に立ったサービスの向上を図るため、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等についての相談・案内に関し、各府省を意識させることなく、総合的・横断的に対応するための体制・仕組み（電子政府利用支援センター（仮称））について、2005年度末（平成17年度末）を目途として整備することとし、CIO連絡会議

において、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、その具体的機能・役割、位置付け、各府省の役割分担等について検討し、整備方針を策定する。

なお、当面、各府省は、利用者からのシステムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を整備し、的確に対応する。

IT化に対応した業務改革

政府は、電子情報を原則とする行政運営を実現し、行政運営の簡素化・効率化を推進するため、行政事務のIT化に取り組んできたところである。

しかしながら、これまでの取組は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまっており、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組は不十分なものとなっている。

また、情報システムの整備についても、各府省に共通する業務、類似の業務に関して各府省において制度との整合性は図りつつも、区々にシステムの整備・運用が行われているなど、IT導入による業務・システムの最適化が十分に図られているとは言い難い状況にある。

なお、業務・システムの最適化に当たっては、可能な限り、外部委託するという視点が不可欠であり、今後一層その推進を図っていくことが必要である。

このため、政府として、IT導入による業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的、横断的に推進するため、以下の取組を推進する。

1 内部管理業務の業務・システムの最適化

人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、「内部管理業務の業務見直し方針」

(別添)に基づき、業務及び制度の見直しを実施し、ITの活用、民間の知見・能力の活用等による業務・システムの最適化を図る。

(1) 人事・給与等業務

CIO 連絡会議の下で、人事院、総務省及び財務省が中心となって、必要な業務見直し等を実施し、「人事・給与等業務・システム最適化計画(仮称)」を2003年(平成15年)12月までに策定するとともに、2004年度末(平成16年度末)までに人事・給与関係業務情報システム(仮称)の主要な部分を整備する。

各府省は、2005年度(平成17年度)以降、人事・給与等業務に関する既存システムの更新時等の機会に、順次、上記システムを導入する。

(2) その他官房基幹業務

共済業務については、CIO 連絡会議の下で、財務省が中心となって、また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、CIO 連絡会議において、必要な業務見直しを実施し、「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」を2004年度(平成16年度)早期に策定する。

2 共通システムの最適化

府省内・府省間において行政事務の基盤となる、府省内ネットワーク、府省間ネットワーク、電子文書交換システムその他の共通システムについて、その最適化を図るため、行政情報システム関係課長連絡会議において、2003年度末(平成15年度末)までに、「共通システムの見直し方針(仮称)」を策定する。

3 個別業務・システムの最適化

各府省は、2003年(平成15年)8月までを目途に、各府省個別業務・システムの体系的な整理を実施する。

上記整理の結果を踏まえ、CIO 連絡会議において、2003 年（平成 15 年）12 月までに政府全体の業務・システムの体系的な整理を実施するとともに、業務の最適化やシステムの統合化等の効果が大きいと見込まれる業務（主に実施業務）について、各府省に共通する業務・システム（以下「府省共通業務・システム」という。）、一部の府省に係る業務・システム（以下「一部関係府省業務・システム」という。）及び各府省の個別業務・システム（以下「個別府省業務・システム」という。）に分類する。

府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、CIO 連絡会議において、2004 年（平成 16 年）1 月までに、各業務・システムに係る最適化計画を策定する担当府省を決定し、担当府省において、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、担当業務・システムに係る最適化計画を策定する。

個別府省業務・システムについては、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、必要な見直しを行う。

なお、各府省は、行動計画に基づき行われる刷新可能性調査結果等各段階の取組状況について、当該システムのセキュリティ（安全性）に直接係わる事項のように、公表することが不適切である事項を除き、随時、インターネットの利用その他により公表する。

4 業務・システムの最適化に係る作業の整合性の確保

業務・システムの最適化を政府全体として整合性をもって進めていくため、業務・システムの最適化に係る作業の統一の実施手順を定めた「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」（2003 年（平成 15 年）6 月作成）及び「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドラ

イン）」（2003年（平成15年）7月作成予定）を上記1から3の各最適化計画の策定に活用する。

共通的な環境整備

国民の利便性・サービスの向上、IT化に対応した業務改革など次期電子政府の構築を円滑かつ適切に実施するためには、業務・システムの最適化を強力に推進する体制を各府省及び府省全体として整備するとともに、最適な情報システムの調達、効率的な運用管理の実施等、情報システムの整備・運用管理の一層の高度化が必要である。

また、オンラインによる行政サービスの本格化に伴い、個人情報の保護対策を含む情報セキュリティ（安全確保）対策について、一層の充実・強化を図っていく必要がある。

さらに、我が国全体として総合的・一体的に業務・システムの最適化を推進するため、関係機関との連携協力を積極的に行う必要がある。

このため、電子政府構築のための各府省に共通する環境整備として、以下の取組を推進する。

1 推進体制の充実・強化

（1）各府省における推進体制の充実・強化

各府省は、府省内の業務・システムの最適化を推進するため、2003年（平成15年）7月までに、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）の主導により、現行の「情報化推進委員会」等について、これまでの情報化に関する方針の策定・推進という役割に加えて、IT化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保等も担う組織として明確化するとともに、同組織において、業務分析、情報化推進に必要な予算・執行の調整、これらの業務を担う人材の育成等を実施するものとする。

また、各府省は、2003年（平成15年）12月までに、府省内の業

務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たり CIO 及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う CIO 補佐官を配置するとともに、「情報化推進委員会」等における位置付けを明確化する。CIO 補佐官には、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を充てることとし、高度な国家安全保障、治安に係る分野においては内部人材の活用を図ることとする。

（２）府省横断的な推進体制の充実・強化

府省横断的な取組の企画・調整機能を担う CIO 連絡会議において、2003 年（平成 15 年）12 月までのできる限り早期に、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部の専門家を登用する。

また、政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、CIO 連絡会議からの指示を受け、統一的な実施手順の維持・管理や各府省共通の課題の分析・解決方法の検討を行う体制として各府省の CIO 補佐官等からなる「CIO 補佐官等連絡会議（仮称）」を、2003 年（平成 15 年）12 月までに設置する。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

（１）情報システムに係る政府調達改善

各府省は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002 年（平成 14 年）3 月 29 日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。2003 年（平成 15 年）3 月 19 日改定）に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法（プロジェクトマネジメント手法）の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。

(2) 外部委託の推進

各府省は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年(平成12年)3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)を踏まえ、引き続き、外部委託を推進する。

(3) 技術的共通課題の解決

各府省認証局が発行する官職証明書の有効期間経過後における電子公文書の真正性の確認方策、府省共通的なデータの円滑な交換、活用方策等解決が必要な各府省共通の技術的課題については、共通システムの見直しに係る検討状況を踏まえ、「行政情報システム関係課長連絡会議」において、2003年度(平成15年度)から検討に着手し、統一的な解決方策等を取りまとめた上で、各府省における情報システムの整備、運用に的確に反映する。

(4) 文字情報・コードの整備等

経済産業省及び関係府省は、行政情報化の共通基盤の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れ、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、2003年度末(平成15年度末)までに主要部分の運用を開始し、2005年度末(平成17年度末)までにデータベースを構築する。

内閣官房及び関係府省は、「公的分野における連携 IC カードの実現に向けた基本的考え方」(2001年(平成13年)7月27日公的分野における IC カードの普及に関する関係府省連絡会議)等を踏まえ、今後の急速な技術進歩や国際標準化の動向等を勘案しつつ、新たな技術の導入等に関しての検討を行い、2003年度中(平成15年度中)に技術仕様の内容を見直す等所要の措置を講ずる。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化

(1) 情報システムの安全性・信頼性の確保

各府省は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（2000年（平成12年）7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002年（平成14年）11月28日一部改定）に沿って2002年度（平成14年度）に改定した情報セキュリティポリシー（情報システムの安全確保の指針）に基づき、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

各府省は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」（2001年（平成13年）3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承）に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用を推進する。

各府省の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」（2003年（平成15年）2月28日行政情報システム関係課長連絡会議了承）に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。

各府省は、電子申請システムについて、電子証明書を利用して安全な通信を確保するものとする。当該証明書を各府省の認証局から発行し、利用者に配布する場合には、それが真正なものであることを利用者が確認するための情報（フィンガープリント）を提供するものとする。

また、上記 3(1) の行政ポータルサイトの整備方針の策定に向けた取組を踏まえ、電子証明書の配布及びそのフィンガープリントの提供を要しないなど、より一層安全で利便性の高い通信を実

現するための方策について、行政情報システム関係課長連絡会議において検討を進める。

(2) 個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用

我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の施行に向けた必要な取組を早急に進めるとともに、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。

4 関係機関との連携協力

(1) 関係機関における所管手続のオンライン化や手続の案内等行政情報のインターネットによる提供を要請するとともに、総合的なワンストップサービスを実現するため、関係機関における電子申請システムと^{イ・ガブ}e-Govとの連携を図る。

特に、独立行政法人、地方公共団体等が扱う手続については、各府省において、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化実施方策の提示等の条件整備を着実にを行うほか、申請・届出等の件数が多いなど国民等に身近な手続について、毎年度、実施予定時期等を含めオンライン化の状況を調査し、CIO連絡会議において取りまとめ、分かりやすく公表する。また、当該調査結果を踏まえ、独立行政法人、地方公共団体等に対し必要な情報提供、助言等を行う。

(2) 独立行政法人が行う業務については、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、所管府省は中期目標に最適化計画の策定について盛り込む等の措置を講ずる。

また、国会、裁判所が行う人事、給与等内部管理業務についても、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するよう要請する。

(3) 国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、総合行政ネットワーク（^{エルジーワン}LGWAN）を可能な限り活用する。

また、国の行政機関と独立行政法人、国会、裁判所等との間においても、業務の効率化・合理化を図るためネットワーク化を推進する。

(4) 地方公共団体における行政の情報化を促進し、国・地方を通ずる行政情報化の総合的・一体的な推進に、より強力かつ機動的に取り組むため、2003年（平成15年）8月までに、国、地方公共団体間における実務者による協議の場（「電子政府・電子自治体推進のための国、都道府県、市町村協議会（仮称）」）を設置する。

内部管理業務の業務見直し方針

内部管理業務のうち、ITを活用した業務運営を行うことにより特に効率化が見込まれる人事・給与等業務、共済業務並びに物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務（以下「官房基幹業務」という。）について、最適化された業務・システムの実現に向けて、以下の取組を実施する。

1 業務の見直し

官房基幹業務については、以下の考え方にに基づき、業務の見直しを行う。

(1) 業務の見直しに係る共通的思考方

ア 2002年度（平成14年度）に実施した業務分析において課題とされた紙媒体による業務に起因する重複した確認作業や転記作業など、非効率となっている業務について、ITの導入により効率化を図る。また、決裁階層の多段階について、決裁権限の委任等の必要な見直しを行う。

イ 各府省、各局、各課ごとに処理されている業務のうち、一箇所で集中的に処理する方が効率的なものについては、業務処理の一元化・集中化を図る。

ウ 職員による判断を必要とする業務と判断を必要としない業務とに区分し、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。

エ 行政機関等の間や同一組織内等において行われている申請・届出等手続について、必要性の乏しい手続の廃止、手続の頻度の軽減、添付書類の省略・廃止、記載事項が類似している申請書の統合等、簡素化を図る。

オ 業務の正確性・適正性を確保する。

(2) 個別業務の見直しに係る考え方

ア 人事・給与等業務

CI0 連絡会議の下で、人事院、総務省及び財務省（以下「人事院等」という。）が中心となって、各府省（外局を含む。）の本省庁、地方支分部局等から対象機関を抽出し、人事・給与等業務全般にわたる調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、上記1（1）及び以下の考え方に基づき、業務の見直しを行う。なお、各府省は、人事院等の行う調査に積極的に協力する。

業務処理に係る様式、記載事項、用語の統一等の標準化を図る。

決裁階層を含む業務処理手順の簡素化、標準化を図る。

人事院等が行う調査のうち類似する調査項目の統合等の簡素化を図る。

また、「電子政府構築計画（仮称）の策定に向けて」（2003年（平成15年）3月31日各府省情報化統括責任者（CI0）連絡会議決定）の別添「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」（以下「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」という。）に基づき、各府省は、給与の支給について、職員の協力を得て、全額振込化を推進する。

イ 共済業務

CI0 連絡会議の下で、財務省が中心となって、2003年度中（平成15年度中）に、各共済組合及び国家公務員共済組合連合会の業務について、調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、上記1（1）及び以下の考え方に基づき、業務の見直しを行う。なお、業務の見直しに当たっては、業務処理手順の標準化についても検討する。

独立行政法人又は日本郵政公社の職員が加入する共済組合との円滑な連携を図る。

継続長期組合員となった場合や他の組合の組合員となった場合等に必要とされる届出等、各種届出の簡素化（廃止を含む。）を図る

とともに、共済組合員への貸付基準等、各共済組合間の基準の統一化を図る。

ウ その他官房基幹業務

物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、CIO 連絡会議において、上記１（１）及び以下の考え方にに基づき、業務の見直しを行う。

別記「業務見直し検討対象項目一覧」に掲げる各検討対象項目について、業務処理に係る様式、記載事項の統一等の標準化、決裁階層を含む業務処理手順の簡素化、標準化を図る。

また、上記各検討対象項目について、外部委託を検討する。

2 制度の見直し

業務の見直し状況を踏まえ、制度所管官庁等は、必要に応じ、関係法令の改正を行う。

また、各府省は、これらに合わせて内部規程の見直しを行う。

3 システムの整備

業務の見直しの検討状況を踏まえ、必要なシステムの整備又は機能の検討を行う。

(1) 人事・給与等業務

人事院等は、人事・給与等業務の電子化に関する基本方針及び以下の考え方にに基づき、「人事・給与関係業務情報システム（仮称）」の整備を行う。

ア システムの対象とする職員は、国家公務員とする。ただし、国会議員、国会議員秘書、特定独立行政法人及び日本郵政公社の職員は除く。

イ 人事・給与等業務及び共済業務において、各業務に必要な職員情報を共有するとともに、関連する他のシステムとの連携を図る。

ウ 職員からの申請の受付、認定、支払までの一連の業務及び関係書類

の保管について電子化を図る。

エ 人事・給与等業務へのITの導入に当たっては、国の共通基盤(霞が関WAN、電子文書交換システム等)を活用する。

(2) 共済業務

ア 各共済組合、国家公務員共済組合連合会及び財務省は、共済業務に関するシステムの仕様を2003年度末(平成15年度末)までに策定し、速やかに当該仕様に沿ったシステムの開発、導入を図る。

イ 共済業務へのITの導入に当たっては、国の共通基盤(霞が関WAN、電子文書交換システム等)を可能な限り活用する。

(3) その他官房基幹業務

CIO連絡会議において、重複投資の防止、関連するシステムとのデータ連携に留意しつつ、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務に関する最適なシステム形態、運用方法等について検討を行う。

業務見直し検討対象項目一覧

- 1 標準化の検討に当たっては、検討対象項目が調査対象とした府省の一連の作業内容を大まかに記載しているため、検討対象項目に含まれる官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)等の状況に留意して実施する。
- 2 外部委託の検討に当たっては、必ずしも職員による判断を必要としない業務(「外部委託」欄に印を付したもの。)について、ADAMS等の状況に留意しつつ、原則として外部委託を検討する。

業務区分	業務フロー	検討対象項目	外部委託
1・物品調達	調達要求	調達要求書作成	○
		調達要求書決裁	
	調達実施伺	見積り依頼	○
		業者選定	○
		契約形態決定	○
		調達実施伺書作成	○
		調達実施伺書決裁	
	予定価格	予定価格調書(決裁用)作成	○
		予定価格調書(決裁用)決裁	
		予定価格調書(入札用)作成	○
		予定価格調書(入札用)決裁	
	入札等	入札	
		見積書徴取	
		落札者決定	
	発注	発注	○
		支出負担行為決議	○
	物品受領	支出負担行為決議書類作成	○
		支出負担行為決議書類決裁	
		調達要求書類保管	○
	支出決定決議	納品検査	○
物品受領		○	
納品書回付		○	
物品取得	支出決定決議書類作成	○	
	支出決定決議書類決裁		
2・物品管理	物品取得	支出決定決議書類保管	○
		物品取得書作成	○
	保管・供用	物品取得決裁	
		検査	○
		検査確認調書記入	○
		検査確認調書回付	○
		物品管理簿記帳	○
		物品取得書記入	○
		物品供用	○
		物品整理票作成・貼付	○
		物品使用書作成	○
		物品使用書保管	○
	検査	定期検査起案	○
		検査通知案決裁	
		検査	○
		検査結果報告	○
		検査結果決裁	
		検査書作成	○
	点検	検査書確認	
		点検準備	○
使用状態点検		○	
点検		○	
供用換・(物品移動)	点検結果報告書作成	○	
	点検結果決裁		
	物品供用(換)書作成	○	
	物品供用(換)書決裁		
	物品供用換日程決定	○	
	物品管理簿付替	○	
	物品供用簿減	○	
	供用換	○	
	物品使用書作成	○	
	物品使用書保管	○	
処分申請	承認申請伺作成	○	
	承認申請伺決裁		
	不用決定承認申請書作成	○	
	不用決定承認申請書決裁		
	物品返納書作成	○	
	物品返納書決裁		
返納・処分	「物品の不用決定について」/物品不要決定書作成	○	
	物品不用決定書決裁		
	廃棄日程決定	○	
	物品返納書記入	○	
	物品供用簿減	○	
	物品返納	○	
	物品管理簿付替	○	
	処分	○	
	物品管理簿減	○	
	物品不用決定書記入	○	

業務区分	業務フロー	検討対象項目	外部委託
3・謝金・各種手当	行政決裁	決裁文書作成	○
		決裁文書決裁	
	支払決議・交付要求	支出調書作成	○
		支払決議・交付要求	
		支払決議・交付要求決裁	
	支出負担行為即支出決定	支払決議決裁	
		支出負担行為即支出決定決議書類作成	○
振込手続	支出負担行為即支出決定決議書類決裁		
	振込手続	○	
4・補助金	交付決定	振込通知	○
		振込通知	○
		交付決定起案書作成	
	支出負担行為決議	交付決定起案決裁	
		交付決定通知書作成	○
		支出負担行為決議書入力票作成	○
		支出負担行為決議書入力票決裁	
		支出負担行為決議書類作成	○
	概算払い	支出負担行為決議書類決裁	
		概算払起案書類作成	
		概算払起案決裁	
	支出決定決議	支出通知書作成	○
		支出決定決議書入力票作成	○
		支出決定決議書入力票決裁	
		支出決定決議書類作成	○
額の決定	支出決定決議書類決裁		
	額の決定	○	
	額の決定起案書類作成		
	額の決定起案決裁		
	額の確定通知書類作成		
5・旅費	出張命令	出張命令同書作成	○
		出張命令同書決裁	
		旅行命令簿作成	○
		保管	
	出張報告	出張報告書作成	
		出張報告決裁	
		旅費精算請求書作成	○
		旅行命令簿作成	○
		保管	○
	支出負担行為・支出決定決議	出張報告	○
		決議書付属書類及び支出負担行為即支出決定入力表作成	○
		出張報告関連資料受理／回付	
		命令簿支払予定日記入	

第3 府省別計画

内閣官房電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進（オンライン利用の向上方策）

電子申請システムについては、手数料等の電子納付システムとの連携を図ったうえで速やかに整備する。

電子申請については、原則として365日24時間受付を行う。

電子申請システムの整備と同時期に、内閣官房ホームページにおいて、電子申請の利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設ける。

2 総合的なワンストップサービスの推進

2004年度中（平成16年度中）を目途に、汎用受付等システムと^{イ・ガブ}e-Govを連携させ、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

（1）行政ポータルサイトの整備・充実

手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を2003年（平成15年）12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備 (マルチアクセス環境の整備)

ホームページ等による行政情報の提供については、2003 年度末 (平成 15 年度末) までにすべての情報内容の再点検を行い、2004 年度末 (平成 16 年度末) までに高齢者や障害者の利用にも配慮した情報内容の作成を推進する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2003 年度末 (平成 15 年度末) までに、提供すべき情報を選定し、情報内容を作成する。

4 首相官邸からの情報提供等の充実

「首相官邸ホームページ」は、総理の施政方針・記者会見や内閣の重要政策に関する情報など国民の関心の高い情報を提供しており、年間では 1 億ページビュー (画面表示回数) に上る利用がなされており、内閣から国民に対して直接情報提供を行う重要な役割を果たすとともに、行政機関のポータルサイトとしての機能をも担っている。

また、「小泉内閣メールマガジン」は、総理・大臣の考え方や内閣の政策情報等を直接国民に伝える有効な媒体となっている。

今後とも、首相官邸から国民に対する情報提供を充実させるため、2005 年度末 (平成 17 年度末) までを目途に、これらについて、以下の取組を実施する。

(1) 首相官邸ホームページ関連

音声や動画の配信等ブロードバンド (高速大容量通信) 化の進展に対応した提供情報の充実に引き続き努める。

各府省ホームページとの連携強化を図るとともに、統一された設計、構成による各府省の紹介や政策の分かりやすい解説などにより、ポータルサイト機能の充実、利便性・サービスの向上等を図る。

高齢者や障害者の利用に対応した行政情報の提供については、計画的に提供情報内容の充実に努める。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、一層の提供情報内容の充実を図る。

「ご意見募集」や「お答えします」のコーナーの充実等引き続き国民との双方向性の確保を図る。

(2) 小泉内閣メールマガジン関連

小泉内閣メールマガジンについては、これまでも携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供、オンラインアンケート結果に基づく内容の見直し等読者との双方向性の確保を行ってきている。

引き続きこれらの取組を進めるとともに、国民に直接情報を発信することの意義に鑑み、読者にとってさらに魅力あるものとなるよう内容の一層の充実を図る。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化による効率化・合理化の推進

(1) 内部管理業務の業務・システムの最適化

「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」、「内部管理業務の業務見直し方針」を活用し、内部管理業務の業務・システムの最適化を推進する。

(2) 個別業務・システムの最適化

2003年(平成15年)8月までに、「業務・システム体系一覧作成指針(ガイドライン)」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年(平成15年)12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

- ・ 府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
- ・ 一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・シス

テム

- ・ 所管個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

電子政府構築計画の決定を受け、2003 年（平成 15 年）7 月までに、「内閣官房情報化推進委員会」の役割を強化し、IT 化に対応した業務の見直し等、本計画の進める施策の具体化を図る組織としての位置づけを図る。

また、業務・システム分析・評価、最適化計画の策定等に当たり支援・助言等を行う CIO 補佐官について、2003 年（平成 15 年）12 月までに、設置方法について検討し、所要の措置を講ずる。

内閣法制局電子政府構築計画

1 基本方針

内閣法制局においては、情報通信技術を活用し、国民の利便性及びサービスの向上並びに業務の効率化を図る観点から、当局の業務の内容及び組織の規模等を踏まえ、効果的な予算配分及び費用対効果に十分配慮しつつ、2 から 4 までの取組を推進する。

2 国民の利便性及びサービスの向上（利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善）

（1）行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、以下の取組を実施する。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえ、2003 年度（平成 15 年度）においては、調達に係る情報の提供の充実にを図る。

また、2003 年（平成 15 年）12 月までに、^{イ・ガブ}e-Gov に組織及び制度の概要を登録する。

^{イ・ガブ}e-Gov から配信される政策提言等を一括して受け付けて局内に配信するための窓口を 2003 年（平成 15 年）12 月までに設置する。

（2）多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

多様な手段による電子政府利用環境の整備を推進するため、以下の取組を実施する。

ホームページによる行政情報の提供については、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、すべての情報の再点検を行い、高齢者、障害者等

の利用にも対応した情報提供に努める。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2003年度末（平成15年度末）までに、これにふさわしい情報の選定等を行う。

3 IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、2003年（平成15年）8月までに、所管の業務及びシステムの体系的な整理を実施する。

また、CIO連絡会議において2003年（平成15年）12月までに実施される政府全体の業務及びシステムの体系的な整理に基づき、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に業務及びシステムの最適化計画を策定する。

4 共通的な環境整備

国民の利便性及びサービスの向上、情報通信技術に対応した業務の見直し、情報システムの安全性及び信頼性の確保等の観点から、CIOを中心として、2003年（平成15年）7月までに、以下の事務を所掌する情報化推進委員会の体制を整備するとともに、最適な情報システムの調達、効率的な運用管理の実施等、情報システムの整備及び運用管理の一層の高度化を図る。

所管の業務及びシステムに関する最適化計画の策定、推進
情報化推進に係る予算及び執行の調整
情報化推進体制の充実、強化に係る企画及び調整
その他情報化推進に関する事項

また、2003年（平成15年）12月までに、CIO補佐官の設置方法について検討し、所要の措置を講ずる。

人事院電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

- (1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施
「人事院行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」（2002年（平成14年）11月18日人事院行政情報化推進委員会決定）に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続9件については、2004年度以降（平成16年度以降）システムが整備され次第、順次オンライン化を行う。（別添1）

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

人事院所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。（別添2）

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続3件を対象として、2003年（平成15年）12月までに廃止の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003年（平成15年）12月までに、()法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、()企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続1件を対象として、2003年（平成15年）12月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請システム（汎用受付等システムを含む。）の導入について、検討を進める。

2 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

（1）行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、人事院においては、以下の取組を実施する。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえ、2003年度（平成15年度）においては、所管法令等、統計資料その他の公表資料、予算及び決算に関する情報等の提供の充実を図る。

また、手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を2003年（平成15年）12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

イ・ガブ
e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、院内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

（2）多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページ等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備を推進するため、人事院においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度末（平成15年度末）までに、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるような情報内容の作成について検討する。

電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るための環境整備として、2003年度（平成15年度）に、各地方事務局、沖縄事務所において、国民等が容易かつ安全に行政手続や行政情報を利用することができるパソコンコーナーを整備する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2003年度末（平成15年度末）までに、提供すべき情報を選定し、情報内容の作成を検討する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までを目途に、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち、担当府省とされた業務・システム
一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システ

ム

所管個別業務・システムの各業務・システム

について、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

第2の施策の基本方針を踏まえ、2003年7月末を目途に、現行の「人事院行政情報化推進委員会」の位置づけを含めた体制の見直し・強化を図る。

また、2003年（平成15年）12月までに、当該組織内へのCIO補佐官の配置方法について検討し、所要の措置を講ずる。

国が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画				実施困難なもの		
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度)末 の実施件数累計	実施率 (%)		2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)
国が扱う手続	9	0	0%	0	0%	0	0%	9	100%	0

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
任用候補者による名簿の変更の申出	人事院規則 8 - 1 2 (職員) 第53条	
任用候補者による名簿復活の申出	人事院規則 8 - 1 2 (職員) 第55条	
任用候補者への名簿復活の通知	人事院規則 8 - 1 2 (職員) 第56条	
手続件数	3件	

添付書類の省略、廃止

2003年(平成15年)12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
任用候補者による名簿の変更の申出	人事院規則 8 - 1 2 (職員) 第53条	
手続件数	1件	

内閣府本府電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「内閣府本府行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」(2002年(平成14年)7月30日了承)に基づき、2003年度末(平成15年度末)までに、国民等と行政との間の申請・届出等手続101件のうち、国が扱う手続81件についてオンライン化を行う。また、地方公共団体が扱う手続16件についてオンライン化に向けた実施方針の提示を行う。(別添1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

内閣府本府所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。(別添2)

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続43件を対象として、2003年(平成15年)12月までに廃止の可否について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003年(平成15年)12月までに、()法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、()企業の財務諸表、会社概要などインターネット等により公表され容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられる添付書類で省略するものについて結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに措置を講ずる。

処理期間の短縮

申請・届出等手続に係る受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、審査支援データベースの活用、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しなどによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続14件を対象として、2003年（平成15年）12月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに措置を講ずる。

その他

「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の施行に基づき、2003年（平成15年）5月より、特定非営利活動法人の設立・合併の認証申請に係る2件の手続について、申請書類の簡素化を実施。

（3）オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため、電子申請システム（汎用受付等システムを含む。）について、稼働後の実施状況等を踏まえ、利便性の向上などの観点から検討を行い、必要に応じて見直す。

オンラインによる手続については、原則として365日24時間受付を行う。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするため、内閣府本府所管の法令に基づき、内閣府が発行する証明書1件（特定非営利活動法人の設立認

証等に関する証明書)について、2003 年度末(平成 15 年度末)までに電子化する。また、都道府県が発行する証明書 1 件(特定非営利活動法人の設立認証等に関する証明書)について、2003 年度末(平成 15 年度末)までに、都道府県に電子化実施方策を提示する。(別添 3)

2003 年度(平成 15 年度)に、内閣府本府ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

(4) 政府調達電子化

2003 年度末(平成 15 年度末)までに、物品調達に関する電子入札・開札システムを導入する。

2003 年度(平成 15 年度)のできる限り早期に、工事に関する電子入札・開札システムを沖縄総合事務局に導入する。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で内閣府本府が所管する沖縄振興特別措置法施行令に基づく 4 件の手続については、当府が窓口府省となり、2003 年度末(平成 15 年度末)までにオンライン化する。(別添 4)

また、共管公益法人に係る手続については、内閣府本府が所管する公益法人 29 法人のうち 17 法人について当府が窓口府省となり、ワンストップ化を推進する。(別添 5)

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの 2005 年度末(平成 17 年度末)ま

での整備に向け、内閣府本府においては、2003年（平成15年）12月までに、汎用受付等システムとe-Gov^{イ・ガブ}を連携させ、個々の手続へ直接アクセスできる機能を整備するとともに、逐次、オンライン化された手続についてe-Gov^{イ・ガブ}との連携を実施し、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

2003年度末（平成15年度末）に策定される「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、行政ポータルサイトの整備・充実に向け、内閣府本府においては、以下の取組を実施する。

2003年度（平成15年度）に「内閣府本府ホームページ運営管理方針（仮称）」を策定し、ホームページの機能面、デザイン面等に関する改善策を計画的に行う体制を整備する。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を2003年（平成15年）12月までにe-Gov^{イ・ガブ}に登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

e-Gov^{イ・ガブ}から配信される政策提言等を一括して受け付け、府内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備を推進するため、内閣府本府においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度（平成15年度）に策定する「内閣府本府ホームページ運営管理方針（仮称）」に基づき、2004年度（平成16年度）のできる限り早期に、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を推進する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2005年度末（平成17年度末）までに、提供すべき情報を選定し、その内容を作成する。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を2003年度末（平成15年度末）までに整備する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までに、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

- ・ 府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
- ・ 一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
- ・ 所管個別業務・システムの各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当

するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための内閣府本府行動計画（アクション・プログラム）」（別添6）に基づき、必要な見直しを行う。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

第2の施策の基本方針を受け、2003年（平成15年）7月までに、「内閣府本府情報化推進委員会」の役割の強化を図る。

また、2003年（平成15年）12月までに、CIO補佐官を配置し、「内閣府本府情報化推進委員会」においてその位置付けを明確化する。

さらに、内閣府本府における電子政府化を一体的に推進する体制整備の一環として、e-CAO推進室（仮称）を設置する。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画					実施困難なもの	
				2003年度(平成15年度)中の 実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数		実施率 (%)
国が扱う手続	84	34	40%	47	56%	81	96%	3	4%	0
地方公共団体が 扱う手続	17	0	0%	16	94%	16	94%	0	0%	1
独立行政法人等 が扱う手続	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0
計	101	34	-	63	-	97	-	3	-	1

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

手続の簡素化・合理化事項ごとの検討対象一覧

別添2

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
公益法人の設立許可	民法、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	
公益法人の設立登記完了の届出	民法、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	
清算人及び解散の届出	民法、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	
公益法人の残余財産の処分の許可	民法、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	
清算終了の届出	民法、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	
清算中に就職した清算人の届出	民法	
設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届け出	民法	
公益法人等が有する未利用地の供用計画の確認	地価税法	
公益信託の引受けの許可	信託法、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の信託管理人の選任	信託法、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の財産移転の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の受託者の信託財産の取得の許可の申請	信託法、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の信託条項の変更に係る書類の提出	信託法、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の受託者の辞任の許可の申請	信託法、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の受託者の解任の請求	信託法、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の新受託者の選任の請求	信託法、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	
特定公益信託の証明	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続	
特定公益信託の認定	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続	
特定公益信託の証明	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続	
特定公益信託の認定	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続	
特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証にかかる手続	特定非営利活動促進法	
特定非営利活動法人の合併の認証	特定非営利活動促進法	
特定非営利活動法人の合併登記完了の届出	特定非営利活動促進法	
代表者の届出	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第8条第2項	
位置境界の確認に係る勧告の申出	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第13条第1項	
沖縄の区域内にある土地の位置境界の明確化等に伴う資産の譲渡に係る印紙税の非課税に関する確認の申請	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令	
記章の返上の請願書の提出	昭和二十年勅令第六百九十九号 (位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件)	
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令	
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令	
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令	
法人による主務大臣への金融業務特別地区における事業認定の申請	沖縄振興特別措置法施行令	
事業認定を受けた法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令	

手続名	根拠法令	備考
事業認定を受けた法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令	
施設設置・運営等を行おうとする法人による要件に該当しなくなった旨の内閣総理大臣への届出	金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令	
金融業務特別地区内において施設の設置・運営等を行なうとする法人による内閣総理大臣への認定の申請	金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令	
事業認定を受けた法人による内閣総理大臣への届出事項の変更の届出	金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令	
内閣総理大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出	自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令	
内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出	情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令	
指定物資の生産計画の作成・変更についての主務大臣に対する届出	国民生活安定緊急措置法第15条第1項	
主務大臣に対する工事計画の届出	国民生活安定緊急措置法第24条第1項	
主務大臣に対する設備投資計画の届出	国民生活安定緊急措置法第25条第1項	
手続件数	43件	

添付書類の省略、廃止

2003年（平成15年）12月までに、()法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、()企業の財務諸表、会社概要などインターネット等により公表され容易に入手可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられる添付書類で省略するものについて結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに措置を講ずる。

処理期間の短縮

申請・届出等手続に係る受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、審査支援データベースの活用、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しなどによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに措置を講ずる。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
公益法人の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第6<民法>	
公益法人の定款又は寄附行為変更の認可	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第8条第1項<民法>	
公益法人の登記事項変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第9条<民法>	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第4条第2項<信託法>	
公益信託の信託条項の変更に係る書類の提出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第8条<信託法>	
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第12条<信託>	
特定非営利活動法人の役員の変更等の届出	特定非営利活動促進法第23条第1項	
特定非営利活動法人の定款変更の認証にかかる手続	特定非営利活動促進法第25条第4項	
特定非営利活動法人の定款変更の認証にかかる手続（所轄庁の変更を伴う場合）	特定非営利活動促進法第26条第1項	
特定非営利活動法人の定款変更の届出	特定非営利活動促進法第25条第6項	
有位者が死亡した場合の同一戸籍にある者、及び氏名を変更した場合の本人による内閣官房長官への届出	位階令施行細則	
内閣総理大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出	自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令第3条第2項	
内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出	情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令第4条第2項	
指定物資の生産計画の作成・変更についての主務大臣に対する届出	国民生活安定緊急措置法第15条第1項	
手続件数	14件	

その他（具体的な簡素化・合理化事項ごとに記載）

手続名	根拠法令	備考
特定非営利活動法人の設立の認証にかかる手続	特定非営利活動促進法第10条第1項	「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成15年5月1日施行）によるもので、設立・合併の認証申請に係る申請書類の簡素化を図るもの。
特定非営利活動法人の合併の認証にかかる手続	特定非営利活動促進法第34条第4項	
手続件数	2件	

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(内閣府)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
特定非営利活動法人の設立認証等に関する証明書	特定非営利活動促進法	内閣府	電子公文書に官職証明書を付与して発行
対象件数	1件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	1件	—	—

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
都道府県が発行する特定非営利活動法人の設立認証等に関する証明書	特定非営利活動促進法	地方公共団体	
対象件数	1件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方策を提示する件数	1件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添4

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第12条第2項	内閣府	内閣府、総務省、経済産業省
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第18条	内閣府	内閣府、経済産業省
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第12条第3項	内閣府	内閣府、総務省、経済産業省
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第22条第2項	内閣府	内閣府、経済産業省
対象手続件数 4件 (うち 内閣府が窓口 4件)			

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添5

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 あしたの日本を創る協会	内閣府	内閣府、文部科学省
財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団	国土交通省	内閣府、国土交通省
財団法人 関西社会経済研究所	内閣府	内閣府、文部科学省、経済産業省
財団法人 教育資金融資保証基金	財務省	内閣府、財務省
財団法人 経済調査会	内閣府	内閣府、国土交通省
財団法人 浩志会	総務省	内閣府、総務省
財団法人 交通遺児育英会	文部科学省	内閣府、文部科学省
財団法人 国際開発センター	外務省	内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
財団法人 国際科学技術財団	内閣府	内閣府、外務省、文部科学省
財団法人 消費者教育支援センター	内閣府	内閣府、文部科学省、環境省
社団法人 世界経済研究協会	財務省	内閣府、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 世界平和研究所	内閣府	内閣府、防衛庁、外務省、財務省、経済産業省
社団法人 「小さな親切」運動本部	内閣府	内閣府、文部科学省
財団法人 中東経済研究所	内閣府	内閣府、経済産業省
社団法人 長寿社会文化協会	内閣府	内閣府、厚生労働省
財団法人 都市防災研究所	国土交通省	内閣府、国土交通省
財団法人 都道府県会館	総務省	内閣府、総務省
財団法人 日米地域間交流推進協会	内閣府	総務省、外務省、文部科学省、経済産業省
財団法人 日本開発構想研究所	国土交通省	内閣府、国土交通省
財団法人 日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団	国土交通省	内閣府、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
財団法人 日本経済教育センター	内閣府	内閣府、文部科学省
財団法人 日本交通安全教育普及協会	内閣府	内閣府、警察庁、文部科学省
社団法人 日本交通福祉協会	内閣府	内閣府、警察庁
社団法人 日本人事管理協会	内閣府	内閣府、厚生労働省
財団法人 日本青少年研究所	文部科学省	内閣府、文部科学省
財団法人 日本総合研究所	内閣府	内閣府、経済産業省
社団法人 日本リサーチ総合研究所	内閣府	内閣府、経済産業省
財団法人 連合総合生活開発研究所	内閣府	内閣府、厚生労働省、経済産業省
社団法人 日本広告審査機構	経済産業省	内閣府、経済産業省
対象法人数 29法人 (うち 内閣府が窓口 17法人)		

内閣府本府レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）

現在の業務・システム・契約方法の見直しにより、利便性を下げずにトータルコスト（初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数）を下げられるかという視点で、「経済財政政策関係業務等に必要なシステム」の見直しを行うため、「内閣府本府レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」を以下のとおり定める。

見直しの対象とするシステム

「経済財政政策関係業務等に必要なシステム」

見直しに向けた作業

1．レガシーシステム刷新可能性調査の実施に向けての事前準備

レガシーシステム刷新可能性調査の実施に向けての事前準備を実施する。

2．レガシーシステム刷新可能性調査の実施

目的：

上記のシステムについて、「業務・システム・契約方法の見直しにより利便性を下げずにコストを下げられるか否か」について検討し、結論を得る。

調査のポイント：

業務目的に対する業務処理の在り方（業務分析）、業務処理に対するシステムの在り方（システム分析）、システムに対する調達等の在り方（調達方法等の分析）について調査し、効率性と経済性（コスト面）の視点から以下のポイントを中心に評価する。

効率性の評価のポイント

業務目的に対するシステムの合理性に評価のポイントを置く。具体的な評価のポイントは以下のとおり。

- 業務目的に対して、必要かつ十分な業務処理が実現されているか（過剰な業務処理が含まれていないか）。
- 必要とされる業務処理に対して、必要かつ十分な性能が発揮できるシステム

構成（ソフトウェア面も含む。）となっているか。不特定多数の様々なプログラムのいわばプラットフォームとして、業務処理に大型コンピュータを使うことが技術進歩を踏まえ適切かどうか。

経済性（コスト面）の評価のポイント

システムの汎用性、必要な機器（ソフトウェアを含む。）の費用算定方法の妥当性及び契約・調達方法に評価のポイントを置く。具体的な評価のポイントは以下のとおり。

- システムの汎用性（汎用パッケージの利用、オープンシステム化等）
- 開発・運用経費の算定方法が妥当であるか。
- 契約方法（競争入札・随意契約）、調達方法（買取・リース）や入札における評価方法が妥当であるか。

調査結果：

本調査結果は、2004年度（平成16年度）に公表する。

3．「最適化計画」の策定

「レガシーシステムの刷新可能性調査」の結果を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に則って、業務処理、システム、契約・調達の最適化を内容とする「最適化計画」を策定する。

4．「レガシーシステム刷新可能性調査」等の実施体制

当該システムと関係のない外部専門家とシステム運用・管理、システム利用、会計等に係る業務に携わる職員から構成される「内閣府レガシーシステム検討会」（座長は外部専門家）を設置し、検討を行う。

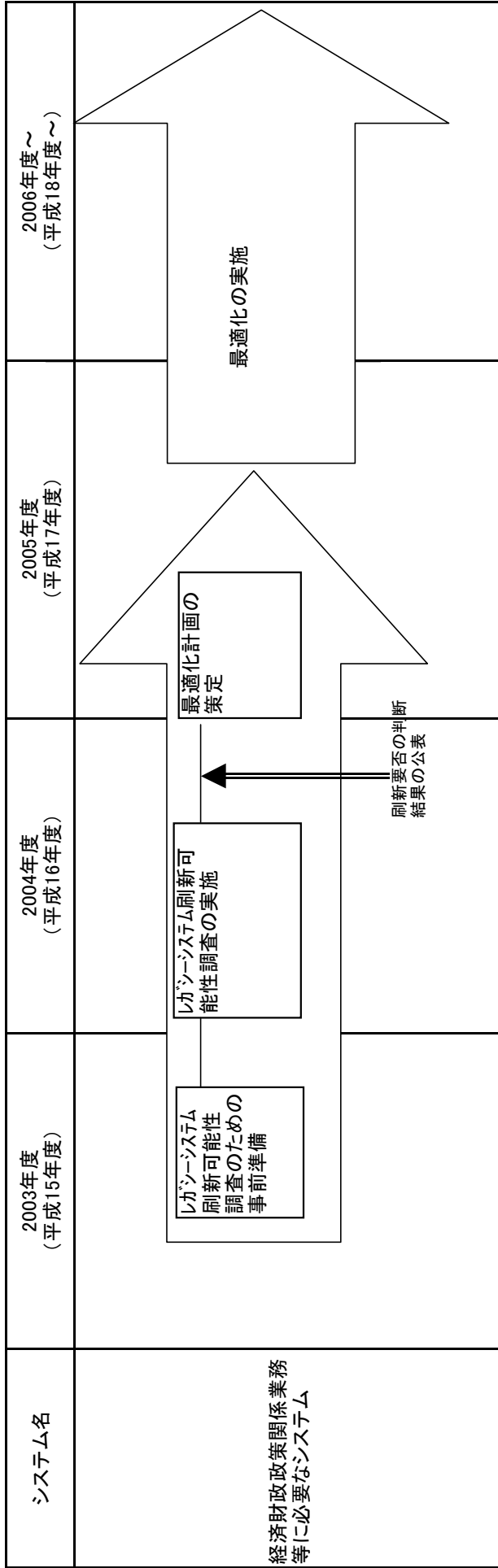
5．最適化の実施

「レガシーシステム刷新可能性調査」や「レガシーシステムに係る最適化計画」等を踏まえ、業務処理、システム、契約・調達の最適化を実施する。

．全体スケジュール

レガシーシステムの見直しについては、別紙のスケジュールで行うものとする。

内閣府本府レガシーシステム見直し全体スケジュール



宮内庁電子政府構築計画

利用者視点に立ったシステムの整備，サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備及び充実

行政ポータルサイトの整備及び充実に向け，宮内庁においては，以下の取組を実施する。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえ，2003 年度（平成 15 年度）においては，皇居等の参観に係る情報の提供の充実を図る。

また，組織の概要を平成 15 年 12 月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録するなど，分かりやすい情報提供を行う。

^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を庁内に配信するための窓口を，2003 年（平成 15 年）12 月までに整備し，国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府の利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページの多様な手段による電子政府の利用環境の整備を推進するため，宮内庁においては，以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については，2003 年度末（平成 15 年度末）までに，すべての情報内容の再点検を行い，画像への文字情報の付与等分かりやすさと利便性の向上に努める。

携帯端末，携帯電話等に対応した行政情報の提供については，早期に提供すべき情報を選定し，情報内容の作成に努める。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し，2003年（平成15年）8月までを目途に，業務・システムの体系的な整理を実施する。

また，CIO連絡会議において，2003年（平成15年）12月までに実施される政府全体の業務及びシステムの体系的な整理に基づき，所管個別業務・システムについて，「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し，2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に業務及びシステムの最適化計画の策定を検討する。

共通的な環境の整備（推進体制の充実・強化）

CIOの主導により，行政情報化推進委員会においては，行政の情報化を一層推進するため，IT化に対応した業務分析，行政情報化推進に必要な予算・執行の調整，これらの業務を担う人材の育成等を図る。

また，2003年（平成15年）12月までに，ITに対応した庁内の業務・システムの分析・評価及び最適化に関し，CIOに対し支援・助言等を行うCIO補佐官の配置方法について検討し，所要の措置を講ずる。

公正取引委員会電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「公正取引委員会の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 22 件すべてについて、オンライン化を実施した。(別添 1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

当委員会所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。(別添 2)

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003 年(平成 15 年)12 月までに、()法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、()企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003 年(平成 15 年)12 月までに、審査支援データベースの活用等の電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続 2 件を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため、以下の取組を実施する。

- （ ）申請書等をダウンロードして行う電子申請システムについては、企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう仕様を 2004 年（平成 16 年）3 月までに公開する。
- （ ）電子申請システム（汎用受付等システムを含む。）について、今後の改善意見等の状況を踏まえ改善措置を検討する。

オンラインによる手続については、引き続き、原則として 365 日 24 時間受け付ける。

公正取引委員会ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

2 ワンストップサービスの拡大（共管手続の窓口一元化）

共管公益法人に係る手続については、当委員会が所管する公益法人 1 法人については窓口となる経済産業省のオンライン化の取組に合わせ、2003 年度末（平成 15 年度末）までに手続をオンライン化する。（別添 3）

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、公正取引委員会においては、以下の取組を実施する。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえ、2003年度（平成15年度）においては、総長定例会見等の情報の提供の充実を図る。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を2003年（平成15年）12月までにe-Gov^{イ・ガブ}に登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

e-Gov^{イ・ガブ}から配信される政策提言等を一括して受け付け、総局内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備を推進するため、公正取引委員会においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度末（平成15年度末）までに、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮したものとするように努める。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、

2003 年度末（平成 15 年度末）までに、提供すべき情報を検討する。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を整備したところであり、引き続き適切に対応する。

IT 化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003 年（平成 15 年）8 月までを目途に、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003 年（平成 15 年）12 月までに CIO 連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム

一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム

所管個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

2003 年（平成 15 年）12 月までに、行政事務電子化推進委員会内に、CIO 補佐官を配置するとともに、行政事務電子化推進委員会における位置付けを明確化する。

また、行政事務電子化推進委員会の機能・役割について、

所管業務・システムに関する最適化計画の策定・推進（業務分析・評価・改善、情報システムの整合性確保等）

情報化推進に係る予算・執行の調整

情報化推進体制の充実・強化に係る企画・調整（情報化推進にかかる業務を担う内部人材の育成、外部人材の活用、当該人材の最適な配置等）

その他情報化推進に関連する事項

を追加することとし、2003年（平成15年）7月までに所要の規程の整備を行う。

国が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画					実施困難なもの	
				2003年度(平成15年度)中の 実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数		実施率 (%)
国が扱う手続	22	22	100%	0	0%	22	100%	0	0%	0

添付書類の省略、廃止

2003年（平成15年）12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

2003年（平成15年）12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
公正競争規約の変更の認定に係る申請	景品表示法第10条	
事業者団体の変更届出	独占禁止法第8条3項	
手続件数	2件	

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添3

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 日本広告審査機構	経済産業省	公正取引委員会
対象法人数 1法人 (うち 公正取引委員会が窓口 0法人)		

警察庁電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「警察庁行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 655 件のうち 555 件について、2003 年度末(平成 15 年度末)までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う手続については、対象手続 186 件のうち 142 件をオンライン化する。(別添 1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

当庁所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。(別添 2)

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近 3 か年の申請・届出等件数が 0 件の手続 132 件を対象として、2003 年(平成 15 年)12 月までに廃止の可否について結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003 年(平成 15 年)12 月までに、()法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、()企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、審査支援データベースの整備・活用等の電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続117件を対象として、2003年（平成15年）12月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

オンラインによる手続については、2003年（平成15年）3月から、原則として365日24時間受付を開始している。

警察庁ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するとともに、広報誌等による周知を図る。

また、所管法人等を対象者とする利用説明会等を開催するとともに、書類の申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の要請を行う。

2 ワンストップサービスの拡大

（1）共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で警察庁が所管する共管手続については、窓口となる府省と連携し、2003年度末（平成15年度末）までにオンライン化する。（別添3）

また、共管公益法人に係る手続については、当庁が所管する公益法人19法人のうち11法人は当庁が窓口府省となり、2003年度末（平成

15年度末)までに、手順をオンライン化する。(別添4)

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの2005年度末(平成17年度末)までの整備に向け、警察庁においては、次の取組を実施する。

^{イ・ガブ}
e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接接続できる機能を2003年度(平成15年度)に整備することに伴い、警察庁電子申請・届出システムの改修等を検討し、2003年(平成15年)12月までに実施する。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、警察庁においては、以下の取組を実施する。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえ、2003年度(平成15年度)においては、国民等から要望の高い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報等の提供の充実を図る。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報を2003年(平成15年)12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

^{イ・ガブ}
e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003年(平成15年)12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を

利用できる環境整備を推進するため、警察庁においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度末（平成15年度末）までに、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を推進する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、警察庁において一部実施しており、今後、更に提供すべき情報を検討し、内容の充実を図る。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口は2003年（平成15年）3月に整備したところであり、引き続き適切に対応する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までに、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム

所管個別業務・システム

について、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「システム見直しのための警察庁行動計画（アクション・プログラム）」（別添5）に基づき、必要な見直しを行う。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

情報化政策室の行う事務として 2002 年度（平成 14 年度）に

警察における行政の情報化に関する方針の策定及びその推進

警察における情報通信技術を活用した業務改革の推進に当たって
の調整

警察における行政の情報化の推進に必要な予算の要求及び執行に
当たっての調整

警察における行政の情報化の推進に当たり必要な情報セキュリテ
ィの確保

その他警察における行政の情報化等の推進に必要な事項
を盛り込んでおり、引き続きこれらの充実に努めていく。

「情報化政策室」内に、CIO 補佐官を 2003 年（平成 15 年）12 月まで
に配置する。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						実施困難なもの
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	
国が扱う手続	186	65	35%	77	41%	142	76%	44	24%	0
地方公共団体が 扱う手続	325	71	22%	198	61%	269	83%	11	3%	45
独立行政法人等 が扱う手続	144	7	5%	137	95%	144	100%	0	0%	0
計	655	143	-	412	-	555	-	55	-	45

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

手続の簡素化・合理化事項ごとの検討対象一覧

別添2

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
公益法人の設立の許可	民法第34条	
清算中に就職した清算人の届出	民法第77条第2項	
設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	民法第77条第3項	
公益法人の設立登記完了の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 民法 第3条	
監事を置いたときの届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 民法 第10条第1項前段	
公益信託の引受けの許可	信託法第68条	
公益信託の受託者の辞任の許可	信託法第71条	
公益信託の受託者の信託財産を固有財産と為す許可	信託法第22条第1項ただし書、第72条	
信託管理人の選任の請求	信託法第8条第1項、第72条	
受託者の解任の請求	信託法第47条第1項、第72条	
新受託者の選任の請求	信託法第49条第1項、第72条	
公益信託の財産移転の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令 信託法 第3条	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令 信託法 第4条第2項	
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令 信託法 第12条第1項	
公益信託の受託者の任務終了の届出	国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 信託法 第6条	
公益信託の委託者の死亡等の届出	国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 信託法 第7条	
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第9条の2の2	
事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	
事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第41条第5項	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第48条	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の余裕金運用の制限の緩和の認可	中小企業等協同組合法第57条の5	
事業協同組合等の解散の届出	中小企業等協同組合法第62条第2項	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第62条第4項	
事業協同組合等の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項	
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項	
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項	
商工組合の特例の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条	
商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項	
商工組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条	
商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第42条第11項	
発起人への通知	中小企業団体の組織に関する法律第42条第5項	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
商工組合及び商工組合連合会の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項	
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項	
決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第71条	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条	
公益法人等が有する未利用地の供用計画の確認	地価税法第6条第2項第2号イ及びロ	
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律第33条第1項	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律第33条第4項	
経営革新計画の承認	中小企業経営革新支援法第4条第1項	
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1項	
課税の特例の認可	中小企業経営革新支援法第9条第1項	
法人税の還付の特別措置の確認	中小企業経営革新支援法第9条第5項	
交流促進研究認定の申請	内閣総理大臣の所掌に係る研究の交流に関する内閣府令第5条第1項	
交流促進研究認定の申請	内閣総理大臣の所掌に係る研究の交流促進に関する内閣府令第6条第1項	

手続名	根拠法令	備考
開示実施手数料の減額又は免除の申請	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条3項	
資料の要求	行商従業者証等の様式の承認に関する規程第5条	
事業廃止の届出	行商従業者証等の様式の承認に関する規程第6条	
警備員の検定に係る指定講習の指定	警備員等の検定に関する規則 警備業法 第13条第1項	
指定講習の名称等の変更の承認	警備員等の検定に関する規則 警備業法 第15条第1項	
技術導入契約の締結等の事前届出	外国為替及び外国貿易法第30条第1項	
技術導入契約の締結等の報告	外国為替及び外国貿易法第55条の6第1項	
物件の差出しを受けた旨の届出	遺失物法第10条の2第1項	
全国風俗環境浄化協会の指定	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第40条	
風俗営業者の団体の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第44条	
指定試験機関の指定の申請	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則16条	
指定試験機関の名称、住所等の変更の届出	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則17条2項	
試験事務の休廃止の承認	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則27条	
全国風俗環境浄化協会の名称等の変更の届出	風俗環境浄化協会に関する規則 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 第8条(第3条準用)	
指定法人の申請と指定	特定商取引法第61条	
全国暴力追放運動推進センターの指定	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項	
全国暴力追放運動推進センターの名称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条(第3条第1項準用)	
全国暴力追放運動推進センターの指定に係る申請書類の内容の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条(第3条第3項準用)	
全国暴力追放運動推進センターの事業計画書及び収支予算書の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条(第12条第1項後段準用)	
不当要求情報管理機関(その業務が全国の区域に及ぶものに限る。)の登録	不当要求情報管理機関登録規程第15条第2項(第4条第1項準用)	
登録に係る事業の廃止の届出	不当要求情報管理機関登録規程第15条第2項(第11条準用)	
都道府県暴力追放運動推進センターの指定に係る申請	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第31条第1項	
都道府県暴力追放運動推進センターの名称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第3条第1項	
都道府県暴力追放運動推進センターの指定に係る申請書類の内容の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第3条第3項	
都道府県暴力追放運動推進センターの相談事業規程の承認	暴力追放運動推進センターに関する規則第7条第1項前段	
相談事業規程変更の承認	暴力追放運動推進センターに関する規則第7条第1項後段	
都道府県暴力追放運動推進センターの相談事業の開始の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第8条第1項	
都道府県暴力追放運動推進センターの相談事業の休廃止の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第9条第1項	
都道府県暴力追放運動推進センターの相談事業の再開の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第9条第2項	
都道府県暴力追放運動推進センターの事業報告書及び収支決算書の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第12条第2項	
不当要求情報管理機関(その業務が全国の区域に及ぶものを除く。)の登録	不当要求情報管理機関登録規程第4条第1項	
登録申請書記載事項等の変更の届出	不当要求情報管理機関登録規程第9条第1項	
不当要求情報管理機関(その業務が全国の区域に及ぶものを除く。)の移転登録	不当要求情報管理機関登録規程第10条第1項	
登録に係る事業の廃止の届出	不当要求情報管理機関登録規程第11条	
自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定の申請	道路交通法施行令第39条の5第1項第3号	
名称等の変更の届出	外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第4条第1項	
財産の状況又は事業の運営に関する報告又は資料の提出	外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第5条	
全国交通安全活動推進センターの指定の申請	道路交通法第108条の3第2項第1項	
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第12条(第3条第1項準用)	
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第12条(第3条第3項準用)	
都道府県交通安全活動推進センターの指定の申請	道路交通法第108条の31第1項	
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第3条第1項	
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第3条第3項	
指定の申請	道路交通法第108条の13第1項	
特定情報管理規程の認可	道路交通法第108条の17第1項前段	
特定情報管理規程の変更の認可	道路交通法第108条の17第1項後段	
事業計画等の変更の届出	道路交通法第108条の20第1項後段	
身分証票の様式の届出	交通事故調査分析センターに関する規則第3条第2項前段	
身分証票の様式の変更の届出	交通事故調査分析センターに関する規則第3条第2項後段	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の申請	道路交通法施行規則第39条の2第1項	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の2第7項	
駆動補助機付自転車の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の3第3項(第39条の2第7項準用)	
普通自転車の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の5第3項(第39条の2第7項準用)	
安全器材等の型式認定の申請	道路交通法施行規則第39条の6第3項(第39条の2第1項準用)	
安全器材等の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の6第3項(第39条の2第7項準用)	
運転シミュレーターの型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の7第3項(第39条の2第7項準用)	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続に関する規則第2条第2項	
駆動補助機付自転車の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	
原動機を用いる車いすの型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	
普通自転車の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	
安全器材等の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	
運転シミュレーターの型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	
型式認定を受けた歩行補助車等に係る略号の表示の届出等	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第8条第1項	
型式認定を受けた安全器材等に係る略号の表示の届出等	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第8条第1項	
設立の認可の申請	自動車安全運転センター法第10条第1項	

手続名	根拠法令	備考
使用者の申出	大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項	
処理情報の訂正等の申出	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第17条	
手続件数		132件

添付書類の省略、廃止

2003年(平成15年)12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
公益法人の定款変更の認可	民法第38条第2項	
公益法人の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 民法 第6条	
公益法人の寄附行為変更の認可	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 民法 第8条第1項	
公益法人の登記事項変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 民法 第9条第1項	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令 信託法 第4条第2項	
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令 信託法 第12条第1項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1項	
指定講習の名称等の変更の承認	警備員等の検定に関する規則 警備業法 第15条第1項	
定款等の変更の届出	警備員等の検定に関する規則 警備業法 第15条第2項	
指定試験機関の名称、住所等の変更の届出	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則17条2項	
試験事務規程の承認・試験事務規程の変更の承認	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則21条	
全国風俗環境浄化協会の名称等の変更の届出	風俗環境浄化協会に関する規則 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 第8条(第3条準用)	
全国暴力追放運動推進センターの名称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条(第3条第1項準用)	
全国暴力追放運動推進センターの指定に係る申請書類の内容の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条(第3条第3項準用)	
全国暴力追放運動推進センターの事業計画書及び収支予算書の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条(第12条第1項後段準用)	
登録申請書記載事項等の変更の届出	不当要求情報管理機関登録規程第15条第2項(第9条第1項準用)	
名称等の変更の届出	道路交通法第108条の13第3項	
特定情報管理規程の変更の認可	道路交通法第108条の17第1項後段	
事業計画等の変更の届出	道路交通法第108条の20第1項後段	
特定交通情報提供事業の変更届	道路交通法第109条の3第1項	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の2第7項	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続に関する規則第2条2項	
駆動補助機付自転車の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の3第3項(第39条の2第7項準用)	
原動機を用いる車いすの型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の4第3項(第39条の2第7項準用)	
普通自転車の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の5第3項(第39条の2第7項準用)	
安全器財等の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の6第3項(第39条の2第7項準用)	
運転シミュレーターの型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の7第3項(第39条の2第7項準用)	
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則<道路交通法>第12条(第3条第1項準用)	
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則<道路交通法>第12条(第3条第3項準用)	
身分証票の様式の変更の届出	交通事故調査分析センターに関する規則<道路交通法>第3条第2項後段	
名称、住所及び事務所の所在地の変更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則 道路交通法施行令 第4条第1項	
申請書類記載事項の変更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則 道路交通法施行令 第4条第3項	
事業計画等の変更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則 道路交通法施行令 第5条第1項後段	
名称等の変更の届出	外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則 道路交通法施行令 第4条第1項	
記載事項の変更の届出	外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則 道路交通法施行令 第4条第3項	
駆動補助機付自転車の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則 道路交通法施行規則 第2条第2項	

手続名	根拠法令	備考
原動機を用いる車いすの型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則 道路交通法施行規則 第2条第2項	
普通自転車の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則 道路交通法施行規則 第2条第2項	
安全器材等の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則 道路交通法施行規則 第2条第2項	
運転シミュレーターの型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則 道路交通法施行規則 第2条第2項	
名称等の変更の届出	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第3条第1項	
事業規程又は情報管理規程の変更承認	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第3条第2項	
名称等の変更後の内容に係る書類の提出	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第3条第4項	
管理者設置、変更の許可申請	質屋営業法第4条第1項	
営業内容の変更届	質屋営業法第4条第2項	
質物保管設備の変更届	質屋営業法第7条第3項	
古物商等の許可事項の変更届出	古物営業法第7条第1項	
複数県にかかる代表者等の変更届	古物営業法第7条第2項	
古物市場主の変更後の規約の提出	古物営業法施行規則第6条	
經由警察署長の変更届	古物営業法施行規則第9条第1項	
変更の届出	警備業法第6条	
服装の変更の届出	警備業法第9条第3項	
護身用具の変更の届出	警備業法第10条第2項	
基地局等の変更の届出	警備業法第11条の5	
風俗営業の構造設備の変更承認申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項	
風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項	
特別風俗営業者の構造設備の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第5項	
遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第10項	
遊技機その他の軽微な変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第10項	
店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第2項	
無店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第2項	
映像送信型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第2項	
店舗型電話異性紹介営業の届出書記載事項変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の12第2項	
無店舗型電話異性紹介営業の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第2項	
深夜酒類提供飲食店営業の届出書記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第3項	
都道府県風俗環境浄化協会の名称又は事務所所在地変更の届出	風俗環境浄化協会に関する規則第3条	
運搬証明書記載事項の変更等の届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第9項	
猟銃等講習会の講習修了証明書の記載事項の変更、亡失、盗難、滅失の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項	
銃砲又は刀剣類の所持許可証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項	
教習用備付け銃の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第2項	
練習用備付け銃の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項	
銃砲刀剣類製造等届出書の記載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第2条第2項(銃砲刀剣類所持等取締法)	
人命救助等に従事する者届出書の記載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第2条の2第3項(銃砲刀剣類所持等取締法)	
使用人届出書の記載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第3条第3項(銃砲刀剣類所持等取締法)	
教習射撃場の名称等の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第11条の16(銃砲刀剣類所持等取締法)	
練習射撃場の名称等の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第11条の28(銃砲刀剣類所持等取締法)	
猟銃等保管届出書の記載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第14条第2項(銃砲刀剣類所持等取締法)	
模造けん銃製造等届出書の記載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条の2第3項(銃砲刀剣類所持等取締法)	
模擬銃器製造等届出書の記載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条の3第2項(銃砲刀剣類所持等取締法)	
指定射撃場指定申請書の記載事項変更の届出	指定射撃場の指定に関する内閣府令第13条(銃砲刀剣類所持等取締法)	
火薬類運搬証明書の記載事項の変更の届出	火薬類取締法第19条第4項	
猟銃用火薬類等輸入許可書の記載事項の変更の届出	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第9条第4項(火薬類取締法)	
猟銃用火薬類等の消費許可書の記載事項の変更の届出	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第11条第2項(火薬類取締法)	
都道府県暴力追放運動推進センターの名称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第3条第1項	
都道府県暴力追放運動推進センターの指定に係る申請書類の内容の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第3条第3項	
相談事業規程変更承認	暴力追放運動推進センターに関する規則第7条第1項後段	
都道府県暴力追放運動推進センターの事業計画書及び収支予算書の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第12条第1項後段	
都道府県暴力追放運動推進センターの事業報告書及び収支決算書の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第12条第2項	
登録申請書記載事項等の変更の届出	不当要求情報管理機関登録規程第9条第1項	
道路使用許可の記載事項の変更の届出	道路交通法第78条第4項	
保管場所の変更の届出	自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条第1項	
運送用事業者に係る保管場所の変更届出	自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第4項	
変更後の運送事業用自動車に係る保管場所の変更の届出	自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第4項	
保管場所の変更に伴う運送事業用自動車に係る保管場所標章の再交付の申請	自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第4項	
変更後の保管場所の変更に伴う運送事業用自動車に係る保管場所標章の再交付の申請	自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第4項	
変更の届出	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項	
申請書記載事項の変更の届出	道路交通法施行規則第36条	
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第3条第1項	
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第3条第3項	
変更の届出	運転免許取得者教育の認定に関する規則第7条第1項	
書類の内容に変更があった旨の届出	運転免許取得者教育の認定に関する規則第7条第3項	
手続件数		117件

窓口一元化の対象とする共管手続

別添3

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	経済産業省	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	経済産業省	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
指定法人の指定の申請	特定商取引に関する法律第六十一条	経済産業省	内閣府、警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
対象手続件数 3件 (うち 警察庁が窓口 0件)			

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添4

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 日本交通安全教育普及協会	内閣府	警察庁、文部科学省
社団法人 日本交通福祉協会	内閣府	警察庁
財団法人 競艇保安協会	国土交通省	警察庁
財団法人 空港保安事業センター	警察庁	国土交通省
財団法人 警察育英会	警察庁	文部科学省
社団法人 交通工学研究会	国土交通省	警察庁
財団法人 交通事故総合分析センター	警察庁	国土交通省
社団法人 全国運転代行協会	警察庁	国土交通省
社団法人 全国ダンブカー協会	国土交通省	警察庁
社団法人 全国道路標識・標示業協会	警察庁	国土交通省
社団法人 地方公務員共済組合協議会	総務省	警察庁、文部科学省
財団法人 道路交通情報通信システムセンター	国土交通省	警察庁、総務省
財団法人 都市交通問題調査会	警察庁	国土交通省
社団法人 日本自家用自動車管理業協会	警察庁	国土交通省、経済産業省
社団法人 日本自動車連盟	警察庁	国土交通省
財団法人 日本道路交通情報センター	警察庁	国土交通省
財団法人 日本防災通信協会	警察庁	総務省
財団法人 犯罪被害救援基金	警察庁	文部科学省
財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター	厚生労働省	警察庁
対象法人数 19法人 (うち 警察庁が窓口 11法人)		

システム見直しのための警察庁行動計画（アクション・プログラム）

1 見直し対象とするシステム

警察庁の保有する以下のシステムを対象とする

- ・ 全国的情報処理センター用システム
- ・ 指紋業務用システム
- ・ 運転管理者等のシステム

2 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) 目的

レガシーシステムを新たなシステムに刷新した場合に、使用者及び利用者の利便性を下げずにトータルコストを下げるができるか否かについて検討を行い結論を得る。

(2) 評価のポイント

- ア システム関連業務分析
- イ 現状システムの概要分析
- ウ 現状システムを踏まえた関連システム技術整理
- エ オープンシステム化の可能性の検証及び再構築の方向性の取りまとめ
- オ 必要な機器（ソフトウェアを含む。）の費用算定方法の妥当性、費用対効果について評価。

(3) システム刷新可能性調査の結果の公表について

調査の結果については、警察業務に支障を及ぼさない範囲で公表を行うものとする。

3 各システムの最適化計画の策定

(1) 全国的情報処理センター用システム

- ア システム刷新可能性調査の実施（2004年（平成16年）4月～2005年（平成17年）3月）

2001年度（平成13年度）から3か年計画で業者に委託して実施している同システムの業務分析、システム分析、評価等からなる調査研究の報告を受け、システムの最適化について、警察庁内で調査（警察業務に支障を及ぼさない範囲で当該システムと関係のない外部専門家に依頼）検討を実施する。

- イ 最適化計画の策定（2005年（平成17年）4月～2006年（平成18年）3月）

調査研究、刷新可能性の調査を踏まえ、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像からなる最適化計画を策定する。

- ウ システム更新予定

2007年度（平成19年度）

エ 2003年度（平成15年度）におけるリプレース（更新）の必要性

通常、システムのコンピュータの更新は、ハードウェアの老朽化による障害の発生等を考慮し、4～5年で行われている。本システムは、1998年（平成10年）にリプレース（更新）されており、2003年（平成15年）12月には、5年が経過するところである。本システムは、24時間で運用されているところであり、ハードウェアの障害等による運用停止は、警察業務に重大な影響を及ぼすことから、2003年度（平成15年度）にリプレース（更新）を行う必要がある。

(2) 指紋業務用システム

ア システム刷新可能性調査の実施（2002年（平成14年）9月～2003年（平成15年）10月）

同システムにおけるリプレースの検討会（警察業務に支障を及ぼさない範囲で当該システムと関係のない外部専門家が参加）において、現行システムのシステム分析、評価等を実施し、システムの最適化を検討する。

イ 最適化計画の策定（2003年（平成15年）11月～2004年（平成16年）6月）

リプレースの検討会の結果を踏まえ、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像からなる最適化計画を策定する。

ウ システム更新予定

2005年度（平成17年度）

(3) 運転管理者等のシステム

ア システム刷新可能性調査の実施（2003年（平成15年）7月～2005年（平成17年）3月）

業務分析、システム分析、評価等からなる調査について、外部（警察業務に支障を及ぼさない範囲で当該システムと関係のない外部専門家）・内部からなる調査を実施して、刷新可能性の調査を実施する。

イ 最適化計画の策定（2005年（平成17年）4月～2006年（平成18年）3月）

調査結果を踏まえ、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像からなる最適化計画を策定する。

ウ システム更新予定

2008年度（平成20年度）

エ 2004年度（平成16年度）におけるリプレース（更新）の必要性

通常、システムのコンピュータの更新は、ハードウェアの老朽化による障害の発生等を考慮し、4～5年で行われている。本システムは、1998年（平成10年）にリプレース（更新）されており、2004（平成16年）12月には、6年が経過するところである。本システムは、運転免許証の交付・更新等のために運用されているところであり、ハードウェアの障害等による運用停止は、国民に対するサービスに重大な影響を及ぼすことから、2004年度（平成16年度）にリプレース（更新）を行う必要がある。

4 全体スケジュール

別紙のとおり。

警察庁システム見直し全体スケジュール

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
1 全国的情報処理センター用システム		全国的情報処理センター用システムの高度化に関する調査研究	刷新可能性調査 リブレース	刷新可能性調査 最適化計画の策定 刷新要否の判断結果の公表	最適化計画の策定 刷新要否の判断結果の公表	最適化の実施 システムの設計・開発等 2007年度システム移行予定	
2 指紋業務用システム		刷新可能性調査	最適化計画の策定 刷新要否の判断結果の公表	設計開発 最適化の実施 新システム運用	新システムの移行 リブレース		
3 運転管理者等のシステム			刷新可能性調査	刷新可能性調査 最適化計画の策定 刷新要否の判断結果の公表	最適化計画の策定 刷新要否の判断結果の公表	最適化の実施 システムの設計・開発等 2008年度システム移行予定	

防衛庁電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「防衛庁行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 40 件のすべてについて、2003 年度末(平成 15 年度末)までにオンライン化又は実施方策の提示を行う。このうち、国が扱う手続については対象手続 36 件すべてのオンライン化を実施する。(別添 1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底(別添 2)

必要性の乏しい手続の原則廃止

防衛庁所管の申請・届出等手続のうち、直近 3 か年の申請・届出等件数が 0 件の手続 26 件を対象として、2003 年(平成 15 年)12 月までに廃止の可否や簡素化について結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

2003 年(平成 15 年)12 月までに添付書類の省略又は廃止が可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

2003 年(平成 15 年)12 月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

(3) オンライン利用の向上方策

防衛庁では、申請・届出等手続のオンライン利用の向上を図るため、2005 年度末（平成 17 年度末）までに以下の取組を実施する。

汎用受付等システムの利用・運用状況に留意しつつ必要なシステム改善を適宜実施する。

オンラインによる手続については、2003 年（平成 15 年）7 月から、原則として 365 日 24 時間の受付を開始する。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、可能な限りオンラインで提出できるようにするため、防衛庁が発行する証明書 2 件（防衛大学校及び防衛医科大学校卒業証明書）について、2003 年度（平成 15 年度）に検討し、2004 年度末（平成 16 年度末）までに電子化する。（別添 3）

防衛庁ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

共管公益法人に係る手続については、当庁が所管する公益法人 4 法人のうち 1 法人は当庁が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化を実施する。（別添 4）

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

イ-ガブ
e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接アクセスできる機能を 2003 年度（平成 15 年度）に整備すること

に伴い、セキュリティに留意しつつ^{イ・ガブ}e-Govから個々の手続に直接アクセスできるよう汎用受付等システムの修正等を検討し、2003年（平成15年）12月までに実施する。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、防衛庁においては、以下の取組を実施する。

防衛庁所管法令に係る全ての手続の案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報については、^{イ・ガブ}e-Govに整備される登録機能を用いて、2003年（平成15年）12月までに適切に登録する。

^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、庁内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府の利用環境の整備を推進するため、防衛庁においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度末(平成15年度末)までに、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を推進する。

電子的なアクセス手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を

図るための環境整備として、国民等が容易かつ安全に行政手続を行い、また、行政情報を入手することができるパソコンを地方窓口を整備することを2003年度末（平成15年度末）までに検討する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2003年度末（平成15年度末）までに、提供すべき情報を選定し、内容の作成を検討する。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を2003年（平成15年）7月までに整備する。

IT化に対応した業務改革

1 個別業務・システムの最適化

2003年（平成15年）8月までに、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、所管個別業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

2 レガシーシステムの最適化

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための防衛庁行動計画（アクション・プログラム）」（別添5）に基づき、必要な見直しを行う。

共通的な環境整備（推進体制の強化・充実）

2003年（平成15年）7月までに、「防衛庁行政情報化推進委員会」（以下「委員会」という。）の下部組織である行政情報化推進プロジェクトチームの所掌にCIO補佐官のスタッフ機能と電子政府構築計画の着実なフォローアップを実施する旨の所掌を付加するとともに、2003年（平成15年）12月までに長官官房情報通信課にCIO補佐官を配置する。

国及び地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画					実施困難なもの	
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数		実施率 (%)
国が扱う手続	36	36	100%	0	0%	36	100%	0	0%	0
地方公共団体が 扱う手続	4	4	100%	0	0%	4	100%	0	0%	0
計	40	40	-	0	-	40	-	0	-	0

(注) 地方公共団体が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
公益法人の設立の許可	民法 第34条、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第2条	
公益法人の残余財産の処分の許可	民法 第72条第2項、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第14条	
清算人及び解散の届出	民法 第77条第1項、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第13条	
清算中に就職した清算人の届出	民法 第77条第2項	
公益法人の設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	民法 第77条第3項	
清算終了の届出	民法 第83条、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第15条	
公益法人の設立登記完了の届出	民法 第45条第1項 内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第3条	
監事を置いたときの届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則<民法>第10条第1項前段	
公益信託の引受けの許可	信託法 第68条、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令 第1条	
公益信託の受託者の辞任の許可	信託法 第71条、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令 第9条	
公益信託の受託者の信託財産を固有財産と為す許可	信託法 第22条第1項ただし書第72条	
公益信託の財産移転の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第3条	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第4条第1項	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第4条第2項	
公益信託の事業状況報告書等の提出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第5条	
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第12条第1項	
公益信託の終了の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第15条	
特定公益信託の証明	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続 第2項	
特定公益信託の認定	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続 第4項	
科学又は教育の振興に寄与することが著しい公益法人等の証明	租税特別措置法施行規則第23条の4第2項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続 第1項	
特定公益信託の証明	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続 第1項	
特定公益信託の証明	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続 第3項	
公益法人等有する未利用地の供用計画の確認	地価税法 第6条第2項第2号イ及びロ	
駐留軍の行為による特殊海事損害の賠償のあっせんの申請	特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法 第2条	
駐留軍の行為による特殊海事損害の賠償に関する訴訟の援助の申請	特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令 第1条	
駐留軍の行為による特殊海事損害の賠償に関する訴訟費用の償還金支払猶予等の申請	特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令 第4条	
手続件数	26件	

添付書類の省略、廃止

2003年(平成15年)12月までに添付書類が省略、廃止が可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略、廃止の結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(防衛庁)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
防衛大学校卒業証明書		防衛庁防衛 大学校	2003年度(平成15年度)に検討し、2004年度末(平成16年度末)までに電子化する。
防衛医科大学校卒業証明書		防衛庁医科 防衛大学校	2003年度(平成15年度)に検討し、2004年度末(平成16年度末)までに電子化する。
対象件数	2件	—	—
うち、平成15年度末までに 電子化する件数	0件	—	—

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添 4

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 日本防衛装備工業会	経済産業省	防衛庁
財団法人 平和・安全保障研究所	防衛庁	外務省
財団法人 水交会	厚生労働省	防衛庁
財団法人 世界平和研究所	内閣府	防衛庁、外務省、財務省、経済産業省
対象法人数 4法人 (うち 防衛庁が窓口 1法人)		

「防衛庁レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」

本計画は、いわゆるレガシーシステムについて、利便性を下げずにトータルコスト（「初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数」をいう。以下同じ。）を下げる方策を調査検討し、必要な見直しを行うことを目的とする。

1．見直しの対象とするレガシーシステム

防衛庁における見直し対象のレガシーシステムは、次に掲げるものとする。

統合気象システム

航空自衛隊補給3システム

- a 航空自衛隊空幕・補給本部電算機、部隊事務用端末
- b 航空自衛隊補給処電子計算機
- c 航空自衛隊基地補給用分散処理装置

航空自衛隊データ処理近代化システム

海幕給与、経理システム

- a 海上自衛隊給与システム用処理装置、給与システム用入出力装置
- b 海上自衛隊部隊経理システム用入出力装置

6 陸幕補給システム

- a 陸上自衛隊北海道補給処電算機
- b 陸上自衛隊東北補給処電算機
- c 陸上自衛隊関東補給処電算機
- d 陸上自衛隊関西補給処電算機
- e 陸上自衛隊九州補給処電算機
- f 陸上自衛隊補給統制本部電算機

2．各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1)レガシーシステム刷新可能性調査の実施

陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「各幕僚監部」という。）は、上記1のシステムのうち、それぞれ担当するもので、見直し未検討又は検討中のものについて、各システムと関係のない外部専門家に依頼し、以下の点に関する調査を実施するものとする。

ただし「海上自衛隊給与システム用処理装置、給与システム用入出力装置」においては、刷新を前提とするため人事院

等で開発中の人事・給与等標準システムへの調査協力を行うとともに、刷新に向けた必要な準備を行う。

a 業務の要求に対するシステム側処理の合理性について

(a)システムにおける業務処理プロセスの合理性

(b)システム構成の合理性

b 費用対効果についての評価

(a)開発・運用経費の算定方法の妥当性

各幕僚監部は、前項の調査に当たっては、各システムを刷新した場合に、使用者及び利用者の利便性を下げずにトータルコストを下げるかことができるか否かについて検討を行い、明確な結論を出すものとする。

本調査結果は、委員会の審議を経て、部外に公表する。

(2)最適化計画の策定

各幕僚監部は、上記(1)の調査を踏まえ、以下の点に留意しつつ業務プロセスの見直し、業務・システムの将来像、業務・システムの刷新に係るスケジュールからなる最適化計画案(以下「計画案」という。)を2005年度末(平成17年度末)までのできるかぎり早期に策定するものとする。

a 計画案の策定は、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に則って行うこと。

b 計画案の策定に当たっては、特に以下の点を検討し反映させること。

(a) システムの対象となる業務を効率化・合理化の観点から抜本的に見直すこと。

(b) 業務処理過程、データ連携等で密接に関連する他のシステムとの整合性を確保しつつ行うこと。

(c) 汎用パッケージソフトウェアの利用、オープンシステム化及びハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化の可能性を検討し反映させること。

c 各幕僚監部は、他の計画等において、既に刷新の決まっている業務・システムについては、そのスケジュールを明確にするものとする。

d 各幕僚監部は、計画案において、最適化の実施時期が明確でない業務・システムについては、策定以降の取組について明示するものとする。

計画案は、委員会の審議を経て了承事項とし、各幕僚監部で決定する。

(3)最適化の実施

各幕僚監部は、最適化計画の着実な実施に努めるものとする。

3．全体スケジュール

別表

4．その他

(1)レガシーシステムの概要（別紙1）

(2)移行検討調査書

海上自衛隊部隊経理システム用入出力装置（別紙2）

6 陸幕補給システム（別紙3）

レガシーシステムの概要

システム名		担当部局課名	業務概要
6 陸幕補給システム	北海道補給処電算機	陸上幕僚監部	陸上自衛隊北部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、北部方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	東北補給処電算機		陸上自衛隊東北方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、東北方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	関東補給処電算機		陸上自衛隊東部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、東部方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	関西補給処電算機		陸上自衛隊中部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、中部方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	九州補給処電算機		陸上自衛隊西部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、西部方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	補給統制本部電算機		陸上自衛隊の補給業務等について全国支援を実施する補給統制本部において業務処理の電子化・省力化を行うため、補給統制本部で活用する電算機システム
	海上自衛隊システム		海上自衛隊において給与計算業務等処理するシステム
データ処理近代化	海上自衛隊隊給与システム用処理装置、給与システム用出力装置	海上幕僚監部	地方総監部、航空基地隊等において予算管理、契約業務、支払業務を処理するシステム
	海上自衛隊部隊経理システム用入力装置		基地における各種事務的業務の効率化を図ることを目的とし、データを集中的に管理する電子計算機とネットワーク化された端末装置等から構成されたデータ伝送/処理システム
	統合気象システム		① 統合気象通信電子計算機 : 自衛隊の各種活動に必須の気象情報を収集・処理し、24時間リアルタイムで陸・海・空の各種活動関係部隊等に対し、気象情報を提供するシステム ② 統合気象解析予報電子計算機 : 各種気象データの数値解析、予想資料、気象衛星画像等を解析し、精度の高い気象資料が部隊のニーズに合った気象情報を迅速に作成し提供するシステム ③ 気象通信端末装置 : 部隊が必要とする気象情報の入手、気象資料の作成及び配布、気象データの送信等を行うシステム
航空自衛隊補給システム	航空自衛隊補給本部電算機、部隊事務用端末	航空幕僚監部	装備系業務(補給、輸送、調達等)を実施する補給本部電算機と管理系業務(人事、会計、厚生等)を実施する空幕電算機及び端末装置で構成されており、航空自衛隊の全基地に設置された端末装置を利用して、各業務に関するデータの処理を効率的に行うとともに、他事務用電算機システム等と接続し、航空幕僚監部、補給本部及び部隊等における後方業務の円滑な支援態勢を整備するシステム
	補給処電算機		補給処の業務(整備、補給、調達)の合理化・効率化を図ることを目的に、第1～第4補給処において運用するシステム
	基地補給用分散処理装置		基地の補給業務(取得、保管、配分、処分)の合理化・効率化を図ることを目的に、航空機運用部隊を有する基地において運用するシステム

海上自衛隊部隊経理システム用入出力装置の刷新に関する検討について

1 全 般

海上幕僚監部は、海上自衛隊部隊経理システムをレガシーシステムのまま整備を続けた場合、利便性の低下とともに経費が増大していくと見積られるため、2001年度（平成13年度）から3年計画で、利便性の向上及び経費削減を狙いとした事業の見直し及びシステム改修を実施中である。

2003年度末（平成15年度末）には、現在のレガシーシステムからの刷新が終了する予定である。

2 旧システムの問題点

海上幕僚監部では、旧システムの問題点を以下のように分析した。

(1) 経費面

旧システムは、いわゆる「オフィスコンピュータ」であり、現状のまま整備を続けた場合、クライアントサーバ型のシステムに比較し、借上経費が20%～25%増となり、厳しい予算環境下で海上自衛隊の他の事業を圧迫するとともに、本システムの維持が困難と見積られる。

(2) 利便面

ア 旧システムは、オープン化されたシステムでないため、基本ソフトから受ける制約及びハードウェアの機種が限定される。そのため、独自の端末が必要であり、端末及びデータの共有化が困難である。

イ ユーザーによるデータ加工が容易でなく、またデータ量の増加に対応できない部分がある。

3 システムの刷新に関する検討

海上幕僚監部では、前項の問題点を解決すべく、以下の点を要件として、2001年度（平成13年度）にレガシーシステムからの刷新を検討した。

(1) システム所要経費の低減化を図る。

(2) ハードウェアの性能向上により、ディスクに保存するデータ量を増やし、検索及び照会機能を充実させることにより、経理契約業務の効率的な運用を図る。

(3) 新たなシステムへの移行にあたっては、システムの標準化の方向性に合致させる。

4 検討結果

上記検討の結果、海上幕僚監部は、最新技術の採用により、以下のようなシステムの構築が可能と判断し、2001年度（平成13年度）からレガシーシステムの刷新を開始した。

(1) ハードウェアの構成

オフィスコンピュータ型の旧システムをクライアントサーバ型の形態に改修し、他のシステムとの有機的な接続が可能となるようなハードウェアで構築する。

この際、システム所要経費の低減化のため、基本ソフト及びデータベースソフトは市場性のある標準的なものを採用する。

(2) ソフトウェアの機能

標準的な基本ソフト等の採用により、利便性及び操作性に優れたシステムに変更する。

(3) 費用対効果

レガシーシステムからの刷新により、利便性が向上するとともに、システム所要経費は、2001年度（平成13年度）から2005年度（平成17年度）までの5年間で、初期コストも含め約9千万円（試算）の削減が可能と見積もられる。

6 陸幕補給システムにおけるレガシーシステム刷新に関する検討について

1 全 般

陸上幕僚監部は、6 陸幕補給システムをレガシーシステムのまま整備を続けていくと、将来的に膨大な経費が必要であると見積られるため、2000 年度（平成 12 年度）に利便性の向上及び経費削減を狙いとした事業の見直しを実施した。その検討結果を反映させて、現在レガシーシステムからの刷新を実施中である。

2 旧システムの問題点

陸上幕僚監部では、旧システムの問題点は、以下のように分析した。

(1) 経費面

旧システムを維持するためには、将来的にシステム所要経費が膨大（平成 22 年度で約 80 億円（試算））となり、厳しい予算環境下で陸上自衛隊の他の事業を圧迫するとともに、本システムの維持が困難と見積られる。

(2) 利便面

ア 旧システムは、オンライン処理のシステムではなく、帳票を作成して送信するといった帳票を主体としたシステムである。そのため、必要な情報を必要なときに必要な形式で収集することが困難である。

イ 旧システムは、ホスト固有のソフトウェア及びホスト固有のデータで構成されている。そのため、独自の端末が必要であり、端末及びデータの共有化が困難である。

3 システムの刷新に関する検討

陸上幕僚監部では、前項の問題点を解決すべく、以下の点を要件として、12 年度にレガシーシステムからの刷新を検討した。

(1) システム所要経費の低減化を図る。

(2) 従来の帳票管理の機能を保持するとともに、必要な情報を適宜取得して、後方業務の効率的な運用ができるようにする。

(3) 新たなシステムへの移行にあたっては、陸自が計画しているシステムの標準化の方向性に合致させて移行する。

4 検討結果

上記検討の結果、陸上幕僚監部は、最新技術の採用により、以下のようなシステムの構築が可能と判断し、2001 年度（平成 13 年度）からレガシーシステムの刷新を開始した。

(1) ハードウェアの構成

ホストコンピュータ主体とした旧システムを 3 層クライアントサーバの形態に改修し、汎用的なハードウェアで構築する。

この際、システム所要経費の低減化のため、市販品の活用に留意するとともに、市販品の変更に対しては柔軟に対応できる融通性を保持する。

(2) ソフトウェアの機能

ソフトウェアの見直しを実施し、オンライン処理による業務を主体としたシステムに変更する。

(3) 費用対効果

レガシーシステムからの刷新を完了することにより、システム所要経費は、平成 22 年度で約 20 億円（試算）の削減が可能と見積もられる。

別表

	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度～ (平成19年度～)
防衛庁	統合気象システム		レガシーシステム刷新可能性調査	最適化計画の策定 ・刷新要否の判断 ・結果の公表		最適化の実施 新システムの設計・開発等 (システムの統合を考慮)	
		航空自衛隊補給システム		レガシーシステム刷新可能性調査	最適化計画の策定 ・刷新要否の判断 ・結果の公表		最適化の実施 新システムの設計・開発等 (システムの統合を考慮)
	航空自衛隊データ処理近代化システム		レガシーシステム刷新可能性調査	最適化計画の策定 ・刷新要否の判断 ・結果の公表		最適化の実施 新システムの設計・開発等 (システムの整理統合を考慮)	
	海上自衛隊給与システム、給与システム用入出力装置		レガシーシステム刷新可能性調査 (刷新を前提とするため人事・給与等標準システムの調査に協力するとともに、刷新に向けた必要な準備を行う。)	最適化計画作成 ・結果の公表		最適化の実施 (標準システムの整備に合わせてカスタマイズ等)	
	海上自衛隊部隊経理システム		新システムの設計・開発 (刷新可能性調査結果の公表)	新システムへの移行、運用			
	6陸幕補給システム		最適化の実施 設計・開発等の段階的实施	最適化の実施 設計・開発等の段階的实施 新システムへの移行 ※ホスト換装時期に合わせて逐次導入		最適化の実施 設計・開発等の段階的实施	新システムの完全運用
				(刷新可能性調査結果の公表)			※12年度に新システムに関する調査研究を実施。新システムはオープンシステム化を推進

金融庁電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「金融庁所管法令に基づく行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、金融機関等と行政機関との間の申請・届出等手続 1,614 件について、2003 年度末(平成 15 年度末)までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、当庁(各財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局(以下「財務局等」という。))が申請等の窓口となる当庁所管の手続を含む。)が扱う手続については、対象手続 1,398 件全件のオンライン化を進める。(別添 1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

当庁所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。

申請・届出等件数が 0 件の手続

直近 3 か年の申請・届出等件数が 0 件の手続 591 件のうち、

- () 手続の性質上件数が僅少な手続
- () 臨時的、例外的な事象を対象とする手続

等を除き、2003 年(平成 15 年)12 月までに廃止の可否について結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。(別添 2 -)

なお、証券決済システム改革法(2003 年(平成 15 年)1 月 6 日施行)による統一的な証券決済制度の整備に伴い、社債等登録法(昭和 17 年法第 11 号)関連の申請・届出手続 23 件については、法施

行後 5 年以内に廃止する。

年 2 回以上の申請・届出等を義務付けている手続

年 2 回以上の申請・届出等を義務付けている手続 24 件を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに頻度軽減の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。
（別添 2 - ）

添付書類の省略、廃止

申請・届出等手続の添付書類について、

- （ ）法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの
 - （ ）企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なもの
- について精査し、2003 年（平成 15 年）12 月までに対象となる手続及び添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。
（別添 2 - ）

処理期間の短縮

認可申請等の手続における受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003 年（平成 15 年）12 月までに、審査支援データベースの整備・活用等による電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しなどによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。
（別添 2 - ）

登録事項等の変更を行う手続

登録事項等の変更を行う手続 13 件を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005

年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。（別添 2 -
）

（ 3 ） オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請・届出システムの整備を推進するため、申請者の代理人から行われる申請・届出手続や複数の申請者から一つの申請・届出手続が行われるものについてもすべてオンラインで可能とするための改良を検討し、2003 年度末（平成 15 年度末）までに実施する。

オンラインによる手続については、電子申請・届出システムの運用状況、利用状況等を勘案し、順次受付時間の延長を図り、2004 年（平成 16 年）4 月から、原則として 365 日 24 時間受付を開始する。

当庁所管の法令に基づいて当庁が発行する証明書であって、国民等から他省庁に対して行われる申請・届出等手続に必要とされる添付書類となっているもの（3 件）については、できる限りオンラインでの提出が可能となるよう、2003 年度末（平成 15 年度末）までに電子化する。（別添 3）

当庁ホームページに掲載している電子申請システムの概要等において、オンラインで行える申請・届出等手続、その利用方法、利便性などを利用者により分かりやすく案内する等、一層の充実に努めるほか、利用者が擬似的にオンラインでの申請・届出手続が体験できる窓口を 2003 年度末（平成 15 年度末）までに電子申請・届出システムに設ける。

また、利用者からの電子申請・届出システムに関する利用方法等の問い合わせについては、引き続き相談窓口で適切に対応するほか、オンライン利用の促進を図るため、当庁各課や財務局等書類の申請窓口となる部局や関係業界団体を通じ、申請者に対してオンライン

利用の要請を行うとともに、広報誌等による周知を図る。

2 ワンストップサービスの拡大（共管手続の窓口一元化）

複数の府省庁に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で当庁が所管する共管手続 443 件のうち 168 件については、当庁が窓口となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化する。（別添 4）

また、共管公益法人に係る手続については、当庁が所管する共管公益法人 20 法人のうち 3 法人は当庁が窓口となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、手続のオンライン化を図る。（別添 5）

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

（1）行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、当庁においては、以下の取組を実施する。

「金融庁における行政情報の電子的提供に関する実施方針」（2001 年（平成 13 年）6 月金融庁行政情報化推進委員会決定。2002 年（平成 14 年）8 月一部改正）を踏まえ、行政情報をホームページ等による電子的手段により積極的に提供する。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を 2003 年（平成 15 年）12 月までに^{イ・ガブ}e-Gov に登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

国民等から^{イ・ガブ}e-Gov を経由して行われる当庁に対する政策提言等に適切に対応するため、^{イ・ガブ}e-Gov から配信される政策提言等を一括して受け付け、庁内に配信するための窓口機能を、2003 年（平成 15 年）12 月までに整備する。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備 (マルチアクセス環境の整備)

ホームページや電子申請・届出システム等の利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについては、多様な手段による電子政府の利用環境の整備を推進するため、ホームページ等による行政情報の提供については、2004 年度末 (平成 16 年度末) までに、すべて再点検を行い、各情報内容における必要性を勘案の上、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成に努める。

I T 化に対応した業務改革 (個別業務・システムの最適化)

「業務・システム体系一覧作成指針 (ガイドライン) 」を活用し、2003 年 (平成 15 年) 8 月までに、当庁所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

また、2003 年 (平成 15 年) 12 月までに CIO 連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理の結果、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム

所管個別業務・システム

とされたものについては、「業務・システム最適化計画策定指針 (ガイドライン) 」を活用し、2005 年度末 (平成 17 年度末) までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

上記政府全体としての取組に併せ、金融庁においては、現在当庁で活用されている主要業務システムについて、コスト削減、システム間連携を含む利便性、品質向上を目的として、2004 年度末 (平成 16 年度末) までにシステム分析を実施するほか、システム調達、開発、運用等に係る標準的な規程等の整備を 2003 年度末 (平成 15 年度末) までに行う。

共通的な環境整備(推進体制の充実・強化)

CIO のリーダーシップの下、金融庁における業務・システムの最適化を推進するため、金融庁行政情報化推進委員会（以下「推進委員会」という。）について、2003年（平成15年）7月までに、これまでの行政情報化に関する方針の策定・推進という役割に加えて、IT化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保等も担う組織として明確化する。

また、推進委員会内に、業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たり CIO 及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う CIO 補佐官を 2003 年（平成15年）12月までに配置する。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						実施困難なもの
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	
国が扱う手続	1,398	700	50%	698	50%	1,398	100%	0	0%	0
地方公共団体が 扱う手続	151	0	0%	151	100%	151	100%	0	0%	0
独立行政法人等 が扱う手続	65	0	0%	65	100%	65	100%	0	0%	0
計	1,614	700	-	914	-	1,614	-	0	-	0

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

手続の簡素化・合理化事項ごとの検討対象一覧表

別添 2 -

申請・届出等件数が0件の手続

手続名	根拠法令	備考
店頭売買有価証券市場開設に係る規則の認可申請	証券取引法76条前段	
有価証券市場開設の免許申請	証券取引法80条1項	
証券取引所の清算結了の届出	証券取引法100条の7第1項	
株式会社証券取引所の資本の額の減少の認可申請	証券取引法105条1項	
株式会社証券取引所の資本の額の増加の届出	証券取引法105条2項	
株式会社証券取引所の自社株の自市場への上場の承認申請	証券取引法110条2項	
株式会社証券取引所の自社株の自市場での上場廃止の承認申請	証券取引法112条2項	
有価証券市場の開設の免許を受けた日から6月以内に市場を開設しないことにかかる承認申請	証券取引法134条1項5号	
証券取引所の免許失効の届出	証券取引法134条2項	
証券取引所の解散についての総会決議の認可申請	証券取引法135条1項1号	
証券取引所が解散したときの届出	証券取引法135条2項	
保管振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の4第1項	
保管振替機関の資本の額の増加に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の4第2項	
保管振替機関の兼業業務廃止の届出	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の2第2項	
保管振替機関の業務の一部委託に係る承認申請	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の3第1項	
保管振替機関の商号等の変更の届出	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の4第1項	
保管振替機関の合併認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第10条第2項	
保管振替機関の新設分割認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第11条第2項	
保管振替機関の吸収分割認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第11条の4第2項	
保管振替機関の解散等に係る認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第13条	
保管振替機関の指定の失効に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律第13条の2第2項	
金融先物市場開設の免許申請	金融先物取引法第4条	
金融先物取引所の清算結了の届出	金融先物取引法第34条の3	
金融先物取引所の組織変更の認可申請	金融先物取引法第34条の14	
株式会社金融先物取引所の資本の額の減少の認可申請	金融先物取引法第34条の22第1項	
株式会社金融先物取引所の資本の額の増加の届出	金融先物取引法第34条の22第2項	
金融先物取引所の合併の認可申請	金融先物取引法第34条の23	
臨時の取引所金融先物取引の開始等の届出	金融先物取引法第39条	
金融先物市場開設の免許を受けた日から6月以内に市場を開設しないことに係る承認申請	金融先物取引法第48条の2第1項第5号	
金融先物取引所の免許失効の届出	金融先物取引法第48条の2第2項	
金融先物取引所の解散に関する総会決議の認可申請	金融先物取引法第49条第1項	
金融先物取引所が解散したときの届出	金融先物取引法第49条第2項	
公衆縦覧に供しない旨の承認申請（有価証券報告書等に係るもの）	証券取引法第25条第4項	
公開買付撤回届出書の提出	証券取引法第27条の11第3項他	
プロ向け証券の無届一般勧誘による違反譲渡の通知	開示府令第2条の3、外国債開示府令第1条の4、特定有価開示府令第4条 証券取引法	
監査証明を要しない旨の承認	証券取引法第193条の2第1項	
ディスク提出承認申請書に係る承認	証券取引法第27条の30の4第1項、同施行令第14条の11第1項、電子手続 令第3条	
電子開示手続適用除外承認申請書に係る承認	証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律附則第7条第4項、経 過措置府令第6条 証券取引法	
指導公認会計士の指定申請	会計士補等実務補習規則第3条 公認会計士法第12条	
実務補習団体、実務補習機関の認定の申請	会計士補等実務補習規則第7条第1項 公認会計士法第12条	
旅費及び日当の請求	公認会計士法第33条第2項	
懲戒事件に関する調書の謄本等の交付の申込	公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令第 1条第1項 公認会計士法第34条第2項	
懲戒事件に関する調書の謄本等の交付請求	公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令第 1条第3項 公認会計士法第34条第2項	
合併の衡平性確保のための資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第59条の2第3項(準用)	
合併援助のための金融機関等に対し資金貸付け等を行うものからの 資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第60条第2項	
簡易合併等に必要株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に 代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第66条第3項	
救済金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第67条第2項	
追加的資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第69条第4項(準用)	
合併の衡平性確保のための追加的資金援助の申込みを行った旨の報告	預金保険法第69条第4項(準用)	
追加的資金援助に係る救済金融機関が法令上行えない業務について 作成した整理計画の承認	預金保険法第69条第4項(準用)	
再承継金融機関等からの資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第101条第5項(準用)	

手続名	根拠法令	備考
再承継についての適格性の認定	預金保険法第101条第5項(準用)	
再承継の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第101条第7項(準用)	
再承継について株主総会等の議決に関する報告	預金保険法第101条第7項(準用)	
再承継について簡易合併等に必要株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第101条第7項(準用)	
再承継金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第101条第7項(準用)	
第1号措置以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出	預金保険法第104条第1項	
資本減少についての株主総会の決議についての報告	預金保険法第106条第3項	
特別危機管理銀行に係る資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第118条第2項(準用)	
特別危機管理銀行に係る適格性の認定	預金保険法第118条第2項(準用)	
あっせんを受けた金融機関について合併等の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第118条第4項(準用)	
あっせんを受けた金融機関について株主総会等の議決に関する報告	預金保険法第118条第4項(準用)	
特別危機管理銀行に係るあっせんを受けた金融機関について簡易合併等に必要株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第118条第4項(準用)	
特別危機管理銀行の合併等に係る報告	預金保険法第120条第2項	
事業の免許	信金法第4条	
免許効力延長の承認	信金法第30条第1項	
会員による総会招集の認可	信金法第44条	
国債等の引受けに係る募集の取扱認可	信金法第53条第9項、信金法第54条第8項	
有価証券店頭デリバティブ取引に係る媒介等の認可	信金法第53条第10項、信金法第54条第9項	
信託業務に係る認可及び業務内容方法書の変更認可	信金法第53条第12項、信金法第54条第11項	
債券発行業務の認可	信金法第54条の2第3項	
子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とする場合の認可	信金法第54条の15第4項、信金法第54条の17第5項	
認可済子会社を別の子会社対象会社としようとする場合の認可	信金法第54条の15第5項、信金法第54条の17第4項	
株式取得の承認	信金法第54条の16第2項、信金法第54条の18第3項	
事業を開始したときなどの届出	信金法第87条第1号	
事務所の休日の特例承認	信用金庫法施行令12条2項	
業務報告書の提出延期の承認	信金法施行規則20条3項	
廃業及び解散等の認可	信金法89条1項(銀行法37条1項1号、3号)	
持分譲受けの限度超過承認	信金法施行令5条2項	
認可対象会社を子会社としようとする場合の認可	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第3項、第4条の4第3項	
子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とする場合の認可	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第4項、第4条の4第5項	
認可済子会社を別の子会社対象会社としようとする場合の認可	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第5項、4条の4第4項	
株式取得の承認	協同組合による金融事業に関する法律第4条の3第2項、第4条の5第3項	
認可の効力の延長の承認	協同組合による金融事業に関する法律第7条の4ただし書	
業務報告書の提出の延期の承認	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条第3項	
縦覧書類の縦覧開始期限の延長承認	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の4第2項	
優先出資者の申し出	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第19条第9項	
予備審査の求め	信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令第9条	
予備審査の求め	信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令第9条	
予備審査の求め	農水産業協同組合の優先出資に関する命令第9条	
農林中央金庫の外国における従たる事務所の設置、移転、廃止の認可	農林中央金庫法第3条第4項	
農林中央金庫の資本金の減少の認可	農林中央金庫法第4条第3項	
農林中央金庫の資本金の増加の届出	農林中央金庫法第4条第4項	
会員以外に対する資金の貸し付けの認可	農林中央金庫法第54条第3項	
証取法第65条第2項各号に定める業務(証券業務)の遂行	農林中央金庫法第54条第9項	
信託業務の遂行	農林中央金庫法第54条第10項	
同一人に対する信用供与限度額超過に関する承認	農林中央金庫法第58条第1項	
同一人に対する信用供与限度額超過に関する承認	農林中央金庫法第58条第2項(58 準用)	
特定関係者との禁止された取引等をやむを得なく実行する場合	農林中央金庫法第59条第1項	
認可対象会社を子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第4項	
担保権の実効等により子会社とした認可対象会社を1年を超えて引き続き子会社とする場合	農林中央金庫法第72条第5項	
認可対象会社を子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第6項(72 準用)	
子会社対象会社(認可対象会社を除く)を子会社とする(でなくなった)場合	農林中央金庫法第72条第9項	
担保権の実効等により、国内の会社の株式等の基準株式数等を超えて引き続き1年以上取得、所有する場合の承認	農林中央金庫法第73条第2項	
総会の決議の取消の請求	農林中央金庫法第87条	
解散の決議に関する認可	農林中央金庫法第91条第2項	
出資口数の承認	農林中央金庫法施行規則第4条	

手続名	根拠法令	備考
業務報告書提出延期の承認	農林中央金庫法施行規則第48条第1項	
縦覧書類の縦覧延期の承認	農林中央金庫法施行規則第51条第2項	
休日の届出	農林中央金庫法施行規則第52条第1項	
臨時休日の届出	農林中央金庫法施行規則第53条第1項	
予備審査	農林中央金庫法施行規則第55条	
労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告書の提出の延期の承認	労働金庫法施行規則第16条第3項ただし書	
労働金庫及び労働金庫連合会の休日とすることがやむを得ない日の休日の承認	労働金庫法施行令第6条第2項第2号	
労働金庫及び労働金庫連合会の免許効力の延長の承認	労働金庫法第30条	
労働金庫及び労働金庫連合会を代表する理事並びに常務に従事する役員又は参事の兼職についての認可	労働金庫法第36条第1項	
労働金庫及び労働金庫連合会の会員による総会の招集にかかる認可	労働金庫法第48条	
労働金庫連合会の社債等の募集の受託及び担保付社債信託業務の認可	労働金庫法第58条の2第10項	
労働金庫連合会の員外預金の受入れ又は員外貸付の認可	労働金庫法第58条の2第2項	
労働金庫連合会の国債等の募集の取扱業務の認可	労働金庫法第58条の2第6項	
労働金庫連合会の国債等の売買業務の内容及び方法の（変更の）認可	労働金庫法第58条の2第8項	
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第9項後段	
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の認可	労働金庫法第58条の2第9項前段	
労働金庫の認可対象会社を子会社としようとする場合の認可	労働金庫法第58条の3第3項	
労働金庫の基準株式数等を超えて株式を取得することとなる場合の承認	労働金庫法第58条の4第2項	
労働金庫連合会の基準株式数等を超えて株式を取得することとなる場合の承認	労働金庫法第58条の6第3項（第58条の4第2項準用）	
労働金庫の有価証券店頭デリバティブ取引等の認可	労働金庫法第58条第10項	
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条第11項後段	
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の認可	労働金庫法第58条第11項前段	
労働金庫の信託業務の種類及び方法の（変更の）認可	労働金庫法第58条第12項	
労働金庫の国債等の募集の取扱業務の認可	労働金庫法第58条第9項	
労働金庫及び労働金庫連合会の事業免許	労働金庫法第6条	
労働金庫及び労働金庫連合会の認可効力の延長の承認	労働金庫法第91条の3ただし書	
労働金庫及び労働金庫連合会の大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項（銀行法第13条第1項ただし書準用）	
労働金庫連合会の連結ベースの大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項（銀行法第13条第2項準用）	
農業信用基金協会の設立の認可	農業信用保証保険法26条	
農業信用基金協会の解散の認可	農業信用保証保険法49条2項	
会員からの検査請求	農業信用保証保険法56条1項	
会員からの決議の取消請求	農業信用保証保険法58条1項	
信用事業規程の承認	農業協同組合法第11条第1項	
連結ベースの大口信用供与規制の特例の承認	農業協同組合法第11条の3第2項後段において準用する同条第1項ただし書	
特定関係者との利益相反取引等をやむを得なく実行する場合の承認	農業協同組合法第11条の3の2ただし書	
農業協同組合又は連合会の共済規程の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第1項	
農業協同組合又は連合会の共済規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第3項	
信託規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第11の8条第3項	
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規定の承認	農業協同組合法第11の14条第1項	
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規定の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の14条第3項	
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の承認の申請	農業協同組合法第11条の15の3第1項	
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11条の15の3第3項	
信用事業を行う農協・信連の役員及び参事の兼職・兼業の認可	農業協同組合法第31条の2第1項ただし書	
農業協同組合又は連合会の仮理事の選任又は総会の招集の申請	農業協同組合法第40条第1項	
全部事業譲渡終了の届出	農業協同組合法第50条の2第7項	
農業協同組合又は連合会の共済事業の譲渡の届出	農業協同組合法第50条の3第5項（農業協同組合法第50条の2第7項）	
農業協同組合又は連合会の設立の認可の申請	農業協同組合法第59条第1項	
農業協同組合又は連合会の設立の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第61条第2項	
総会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可の申請	農業協同組合法第64条第2項	
会員、組合員の欠如による農業協同組合又は連合会の解散の届出	農業協同組合法第64条第4項	
会員が1人になった連合会の解散の届出	農業協同組合法第64条第7項	
農業協同組合又は連合会の合併の認可の申請	農業協同組合法第65条第2項	
農業協同組合若しくは連合会又は中央会の業務又は会計の検査の請求	農業協同組合法第94条第1項	
農業協同組合若しくは連合会又は中央会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消の請求	農業協同組合法第96条第1項	
余裕金の運用限度の承認	農業協同組合法施行令第3条の5第5項	
業務報告書提出延期の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第53条第4項	
縦覧書類の縦覧延期の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第56条第2項	
主務大臣が定める基準に該当する組合の行政庁の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条	

手続名	根拠法令	備考
組合の自己資本比率を改善する計画の提出	農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令第2条第1項	
連合会の自己資本比率を改善する計画の提出	農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令第4条第1項	
募集の取扱の認可	水産業協同組合法第11条第6項、87条、93条、97条	
証券業務の認可	水産業協同組合法第11条第7項前段、87条、93条、97条	
証券業務の内容及び方法の変更認可	水産業協同組合法第11条第7項後段、87条、93条、97条	
信託業務の事業の認可	水産業協同組合法第11条第8項前段、87条、93条、97条	
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第11条第8項後段、87条、93条、97条	
資源管理規定の認可	水産業協同組合法第11条の2第1項、92条	
信用事業規程の認可	水産業協同組合法第11条の4第1項、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	
地方公共団体等に対する貸付の最高限度の認可	水産業協同組合法第11条の5、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	
特定関係者との取引の承認	水産業協同組合法第11条の9ただし書、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	
共済規程設定の認可	水産業協同組合法第15条の2第1項、第96条第1項	
共済規程の変更又は廃止の認可(1)事業の実施方法(2)契約の方法内容(3)共済掛金、責任準備金の算出方法(4)経理方法(5)その他	水産業協同組合法第15条の2第2項、第96条第1項	
子会社に関する届出	水産業協同組合法第17条の2第3項、96条	
基準議決権数を超えて取得することの承認	水産業協同組合法第17条の3第2項、96条	
役員の内職又は兼業の特例の認可	水産業協同組合法第35条の2第1項ただし書、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項	
利害関係人の仮理事選任の請求	水産業協同組合法第43条第1項、92条、96条、100条	
信用事業の譲渡又は譲受けの認可	水産業協同組合法第54条の2第3項、92条、96条、100条	
信用事業の譲渡又は譲受けの届出	水産業協同組合法第54条の2第7項、92条、96条、100条	
共済事業の譲渡等の届出	水産業協同組合法第54条の3第4項、96条	
設立の認可	水産業協同組合法第63条第1項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項	
認可の証明の請求	水産業協同組合法第65条第2項、92条、96条、100条	
裁判所が不認可取消しの判決をしたときの認可の証明の請求	水産業協同組合法第65条第5項、92条、96条、100条	
解散の決議の認可	水産業協同組合法第68条第2項、第96条第5項	
認可の証明の請求	水産業協同組合法第68条第3項(65条 準用)、96条	
裁判所が不認可取消しの判決をしたときの認可の証明の請求	水産業協同組合法第68条第3項(65条 準用)、96条	
解散の届出	水産業協同組合法第68条第5項、第96条第5項	
合併の認可	水産業協同組合法第69条第2項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項	
監査業務の認可	水産業協同組合法第87条の2第1項、100条	
基準議決権数を超えて取得することの承認	水産業協同組合法第87条の4第2項(17条の3 準用)、100条	
解散の決議の認可	水産業協同組合法第91条の2第2項、100条	
認可の証明の請求	水産業協同組合法第91条の2第3項(65条 準用)、100条	
裁判所が不認可取消しの判決をしたときの認可の証明の請求	水産業協同組合法第91条の2第3項(65条 準用)、100条	
解散の届出	水産業協同組合法第91条の2第5項、100条	
組合員からの検査請求	水産業協同組合法第123条第1項	
組合員からの議決等の取消し請求	水産業協同組合法第125条第1項	
資源管理規程の廃止の届出	水産業協同組合法施行令第3条第3項<水産業協同組合法>	
余裕金の運用限度の承認	水産業協同組合法施行令第22条第6項	
金利先渡取引事業の開始の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第1条第1項<水産業協同組合法>	
信用事業規程の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第5条第4項<水産業協同組合法>	
組合の報告及び資料の提出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第51条第1項<水産業協同組合法>	
子会社情報の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第51条第3項第6号<水産業協同組合法>	
業務報告書又は連結業務報告書提出遅延に係る事前承認	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第46条第4項<水産業協同組合法>	
縦覧書類の縦覧遅延に係る事前承認	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第49条第2項<水産業協同組合法>	
利害関係人等からの請求	中小漁業融資保証法第35条(民法56条 準用)	
財産の状況又は業務の執行について不整のかどを発見した場合の報告	中小漁業融資保証法第35条(民法59条 準用)	
設立の認可	中小漁業融資保証法第50条	
解散の決議の認可	中小漁業融資保証法第53条第2項	
合併の認可	中小漁業融資保証法第54条第2項	
清算完了の届出	中小漁業融資保証法第64条(民法83条 準用)	
会員からの検査請求	中小漁業融資保証法第66条第1項	
会員からの議決、選挙等の取消請求	中小漁業融資保証法第68条第1項	
担保権の実行等により子会社となった場合において、引き続き1年を超えて子会社とすることの認可	銀行法第16条の2第5項	
子会社としている銀行法第16条の2第1項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社に該当する子会社としようとする場合の認可	銀行法第16条の2第6項	
貸借対照表、損益計算書の公告の延期の承認	銀行法第20条第1項ただし書	

手続名	根拠法令	備考
廃業等の認可（１）廃業についての株主総会の決議（２）合併（３）解散についての株主総会の決議	銀行法第37条第1項	
銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告を延期することの承認	銀行法第52条の28ただし書き	
銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併の認可	銀行法第52条の35第1項	
銀行持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可	銀行法第52条の35第3項	
中間業務報告書又は業務報告書の提出延期の承認	銀行法施行規則第18条第5項	
貸借対照表等及び業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の開始を延期することの承認	銀行法施行規則第19条の4第2項	
銀行持株会社にかかる中間業務報告書及び業務報告書の提出延期承認	銀行法施行規則第34条の24第3項	
認可事由以外により銀行持株会社となったことの届出	銀行法第52条の17第2項	
銀行持株会社解消の猶予期限中の認可	銀行法第52条の17第3項ただし書き	
銀行持株会社でなくなった届出	銀行法第52条の17第4項	
信託業務報告書又は中間信託業務報告書の提出延期承認	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第11条第3項	
業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期に係る承認 主要株主に係る認可等	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第11条の2第4項 長期信用銀行法第16条の2の2第1項	
担保権の実行等により子会社となった場合において、引き続き1年を超えて子会社とすることの認可	長期信用銀行法第13条の2第7項	
子会社としている銀行法第16条の2第1項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとする場合の認可	長期信用銀行法第13条の2第8項	
長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可	長期信用銀行法第16条の2の4第1項	
長期信用銀行を子会社とする持株会社となった旨、その他の届出	長期信用銀行法第16条の2の4第2項	
特定持株会社が猶予期限日後引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについての認可	長期信用銀行法第16条の2の4第3項	
長期信用銀行持株会社でなくなったときの届出	長期信用銀行法第16条の2の4第4項	
長期信用銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会社としようとするときの認可	長期信用銀行法第16条の4第3項	
長期信用銀行持株会社が子会社対象銀行を引き続き子会社とすることについての認可	長期信用銀行法第16条の4第4項ただし書	
長期信用銀行持株会社がその子会社としている長期信用銀行法第16条の4第1項に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社に該当する子会社としようとする場合の認可	長期信用銀行法第16条の4第5項	
資本の額の減少の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第5条第3項	
銀行の取締役の兼職認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第7条第1項	
銀行の同一人（当該同一人と特殊の関係にある者を含む）に対する大口信用供与規制の特例の承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第13条第1項ただし書	
銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人（当該同一人の特殊の関係にある者を含む）に対する大口信用供与規制の特例の承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第13条第2項後段	
銀行の営業所の休日の特例承認	長期信用銀行法施行令第4条において準用する銀行法施行令第5条第2項第2号	
中間業務報告書又は業務報告書の提出延期承認	長期信用銀行法施行規則第17条第5項	
貸借対照表等の公告を延期することの承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第20条第1項ただし書	
貸借対照表等及び業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の開始を延期することの承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法施行規則第18条第5項	
長期信用銀行を全部又は一部の当事者とする合併の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第30条第1項	
長期信用銀行を当事者とする分割の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第30条第2項	
長期信用銀行を当事者とする営業等の譲渡又は譲受けの認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第30条第3項	
信用金庫等からの事業の譲受けの認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第30条第4項ただし書	
合併、廃業又は解散の認可	長期信用銀行法第17条において準用する第37条第1項	
営業免許の失効の例外承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第41条第4号	
銀行持株会社の取締役の兼職制限の例外認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の19第1項	
銀行持株会社にかかる信用供与制限の特例承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の22第1項ただし書	
銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を、基準議決権数等を超えて取得又は保有することの承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の24第2項ただし書き	
長期信用銀行持株会社にかかる中間業務報告書及び業務報告書の提出延期承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の27第1項	
長期信用銀行持株会社にかかる中間業務報告書及び業務報告書の提出延期承認	長期信用銀行法施行規則第25条の7第3項	
長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告を延期することの承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の28ただし書	
銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の35第1項	
長期信用銀行持株会社を当事者とする分割の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の35第2項	
長期信用銀行持株会社を当事者とする営業等の譲渡又は譲受けの認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の35第3項	
営業を開始したときなどの届出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第1項	
定款を変更した場合などの届出	長期信用銀行法施行規則第26条第1項第1号 （長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第1項第8号）	
長期信用銀行持株会社になったとき又は長期信用銀行持株会社として設立されたときの届出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第3項第1号	
定款（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合などの届出	長期信用銀行法施行規則第26条第2項第1号 （長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第3項第8号）	
免許の申請	信託業法第1条	

手続名	根拠法令	備考
買い入れるまたは担保とする動産の種類を定めることの認可	信託業法第11条第2項	
業務報告書の提出	信託業法第13条	
合併（又は分割）の認可	信託業法第14条	
定款の変更などの認可	信託業法第15条第1号	
免許の効力の延長の承認	信託業法施行細則第4条	
業務開始の届出	信託業法施行細則第5条	
国債供託の旨の届出	信託業法施行細則第19条	
供託国債の下戻の届出	信託業法施行細則第20条	
業務報告書の提出延期の承認	信託業法施行細則第24条第2項	
代表取締役及び常務に従事する取締役の就任又は退任のなどの届出	信託業法施行細則第29条第1号	
外国会社との信託契約締結の許可	担保附社債信託法第17条第1項	
担保附社債の募集にあたり信託契約を締結した外国会社の日本における代表者の氏名、住所又は商号、本店の届出	担保附社債信託法第17条第4項	
特別代理人選任の申請	担保附社債信託法第89条	
外国会社への事務継承についての許可	担保附社債信託法第97条第2項	
受託会社の解任申請	担保附社債信託法第99条	
信託証書に係る認可失効の届出	担保附社債信託法施行細則第3条第3項及び第8条	
分割発行の場合の細目契約の届出	担保附社債信託法施行細則第3条の2	
社債総額の減額などの届出	担保附社債信託法施行細則第3条の3第1項及び第8条	
弁済金供託及び物上担保に代わる供託の届出	担保附社債信託法施行細則第13条	
受託会社が担保の保管状況の検査を受けた場合の報告	担保附社債信託法施行細則第14条	
会社財産の現況の届出	担保附社債信託法施行細則第23条第1項	
毎月の清算状況の報告	担保附社債信託法施行細則第23条第2項	
清算終了の届出	担保附社債信託法施行細則第23条第3項	
信託会社定款変更などの届出	担保附社債信託法施行細則第25条	
業務報告書の提出延期の承認	担保附社債信託法施行細則第26条の3（信託業法施行細則第24条第2項準用）	
業務の継続の特例承認	金融機関の合併及び転換に関する法律第17条第3項	
債券発行の特例認可	金融機関の合併及び転換に関する法律第17条の2第1項	
債券発行の届出	金融機関の合併及び転換に関する法律第17条の2第2項により準用する長期信用銀行法第10条第1項	
認可事項の実行の届出	金融機関の合併及び転換に関する法律第29条第1項	
認可の効力の延長の承認	金融機関の合併及び転換に関する法律第29条第3項	
営業の免許など	無尽業法第3条第1項	
事業方法の変更の認可など	無尽業法第8条第2号	
出張所の設置の認可など	無尽業法第8条第3号	
本店、営業所の位置変更の認可	無尽業法第8条第4号	
常務役員の兼職の認可	無尽業法第19条	
合併の認可など	無尽業法第21条	
管理契約の認可	無尽業法第21条の7	
管理契約解除の認可	無尽業法第21条の11第3項	
廃止又は解散の認可	無尽業法第27条	
同一人に対する給付金額の限度超過の認可	無尽業法施行細則第6条<無尽業法>	
営業の免許の効力延長承認	無尽業法施行細則第9条<無尽業法>	
定款変更、出張所設置認可等の効力延長承認	無尽業法施行細則第12条<無尽業法>	
代理店位置変更の承認	無尽業法施行細則第14条<無尽業法>	
業務報告書の提出延期の承認	無尽業法施行細則第15条第2項<無尽業法>	
業務開始の届出	無尽業法施行細則第10条<無尽業法>	
届出（商号変更、資本金変更等）など	無尽業法施行細則第23条第1項第1号<無尽業法>	
届出（支店等の廃止）	無尽業法施行細則第24条<無尽業法>	
貸金業の開始の届出	貸金業の規制等に関する法律附則第9条（旧法出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律 第7条第1項前段準用）貸金業の規制等に関する法律施行令第7条	
貸金業の変更の届出	貸金業の規制等に関する法律附則第9条（旧法出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律 第7条第1項後段準用）貸金業の規制等に関する法律施行令第7条	
貸金業の休止等の届出（1）貸金業を3月以上の期間にわたって休止するとき（2）貸金業を3月以上の期間にわたって休止した後貸金業を再開したとき（3）貸金業を廃止したとき	貸金業の規制等に関する法律附則第9条（旧法出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律 第7条第2項準用）貸金業の規制等に関する法律施行令第7条	
抵当証券保管機構の指定	抵当証券業の規制等に関する法律第27条第1項	
抵当証券保管機構の名称、住所等の変更の届出	抵当証券業の規制等に関する法律第27条第3項	
抵当証券保管機構の業務規程の認可	抵当証券業の規制等に関する法律第29条第1項前段	
意見聴取会における口述書の提出	前払式証券発行保証金規則第8条第2項	
特定債権等譲受業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第36条	
特定債権等譲受業の全部又は一部の譲渡及び譲受けの認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第38条第1項	

手続名	根拠法令	備考
特定債権等譲受業者の法人の合併の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第38条第2項	
特定債権等譲受業者の法人の分割の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第38条第2項	
特定債権等譲受業者の他業兼営の許可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第41条第1項	
特定目的信託終了の届出	資産の流動化に関する法律第167条	
事故の確認申請手続き	特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第8条	
事故の確認申請手続き	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第8条	
不動産特定共同事業の変更の許可(国土交通省より)	不動産特定共同事業法	
特定信託会社による不動産特定共同事業の廃業等の届出	不動産特定共同事業法	
特定信託会社による事業報告書の提出	不動産特定共同事業法	
特定信託会社による不動産特定共同事業の届出	不動産特定共同事業法	
特定信託会社による変更等の届出	不動産特定共同事業法	
特定金融機関による不動産特定共同事業の届出	不動産特定共同事業法施行令	
設立の認可	信用保証協会法第6条第1項	
業務方法書の提出	信用保証協会法第8条第1項	
財産の状況又は業務の執行について不整のかどを発見した場合の報告	信用保証協会法第19条(民法第59条第3号準用)	
解散の認可	信用保証協会法第23条第3項	
解散事由の発生による届出	信用保証協会法第23条第4項	
合併の認可	信用保証協会法第24条第3項	
清算中に就職した旨の届出	信用保証協会法第32条(民法第77条第2項準用)	
清算終了の届出	信用保証協会法第32条(民法第83条準用)	
剰余金の社員配当準備金等への定率未満の積立の認可	保険業法第58条第5項	
株式会社から相互会社への組織変更の認可	保険業法第79条第1項	
証券業務の内容及び方法の変更の認可	保険業法第99条第4項後段(第199条)	
地方債等債券の募集又は管理の受託並びに担保付社債に関する信託業務の認可	保険業法第99条第5項(第199条)	
保険金信託業務の認可など(変更を含む)	保険業法第99条第7項前段(第199条)	
担保権の実行等により子会社となった場合に講じなければならない措置の適用除外認可	保険業法第106条第5項ただし書	
業務及び財産の管理の委託の変更又は解除の認可	保険業法第149条第2項(第211条)	
解散等の認可(1)保険会社の解散についての株主総会等の決議(2)保険業の廃止についての株主総会の決議(3)保険業を営む株式会社を全部又は一部の当事者とする合併	保険業法第153条第1項	
利害関係人の請求による清算人の選任	保険業法第174条第1項	
清算人の就職の届出(1)解散の事由及びその年月日(2)清算人の氏名及び住所	保険業法第174条第5項	
清算時の債権申出期間中の弁済の許可	保険業法第178条(第212条第4項、第235条第4項)	
解散した相互会社の残余財産の分配の認可	保険業法第182条第6項	
供託金不足に伴う追加供託の届出	保険業法第190条第8項	
特殊関係者との間の取引等の承認	保険業法第194条	
利害関係人の請求による清算人の選任など	保険業法第212条第2項前段	
特定法人の保険業の免許(1)特定生命保険業免許(2)特定損害保険業免許	保険業法第219条第1項	
供託金の全部又は一部に代わる契約締結の届出	保険業法第223条第3項	
供託の届出	保険業法第223条第5項	
供託金不足に伴う追加供託の届出	保険業法第223条第9項	
総代理店の廃止の認可	保険業法第233条	
保険業開始等の届出(1)引受社員の日本における事業の開始(2)免許申請内容(3)組織変更(4)事業の全部譲渡(5)解散(6)破産(7)引受社員の破産(8)その他内閣府令で定める場合	保険業法第234条	
利害関係人の請求による清算人の選任など	保険業法第235条第2項前段	
保険業を開始しないやむを得ない理由の承認	保険業法第236条第1項第2号	
総代理店の届出(変更を含む)	保険業法第239条	
保険管理人と被保険会社との取引の承認	保険業法第247条の5	
業務及び財産の管理に関する計画の変更又は廃止の承認	保険業法第247条第4項	
業務の一部を停止しないことの認可(合併)	保険業法第254条第4項ただし書	
業務の一部を停止しないことの認可(合併)	保険業法第255条の2第3項	
業務の一部を停止しないことの認可(子会社化)	保険業法第258条第2項	
保険契約者保護機構の会員の脱退の承認	保険業法第265条の4第2項	
保険契約者保護機構の設立の認可	保険業法第265条の8第1項	
保険契約者保護機構の設立の登記の届出	保険業法第265条の11第2項	
監事からの意見の受理	保険業法第265条の14第4項	
保険契約者保護機構の解散の認可	保険業法第265条の48第2項	

手続名	根拠法令	備考
合併等協議相手方の勧告の求め(承継)	保険業法第270条の3の2第1項	
保険契約の承継における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の3の2第8項	
承継保険会社の設立等に係る出資の報告	保険業法第270条の3の3第3項	
承継保険会社の株式の譲渡等を行ったときの報告	保険業法第270条の3の4第4項	
承継協定の内容の報告	保険業法第270条の3の6第2項	
協定承継保険会社からの資産の買取りの決定の報告	保険業法第270条の3の7第2項	
協定承継保険会社との資金の貸付け等の契約内容の報告	保険業法第270条の3の8第2項	
保険契約の再承継における適格性の認定	保険業法第270条の3の12第1項	
承継保険会社の財産評価に関する通知に係る事項の報告	保険業法第270条の3の12第3項	
保険契約の再承継における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の3の14第2項	
合併等協議相手方の勧告の求め(引受)	保険業法第270条の4第1項	
保険契約の再移転における適格性の認定	保険業法第270条の6の3第1項	
保険契約の再移転における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の5第2項	
保険金請求権等の買取りの決定に係る資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の8第3項	
追加払の際の支払額等の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の9第3項	
保険契約者保護機構の会員に対する資金の貸付けの決定に係る事項の報告	保険業法第270条の7第4項	
清算保険会社の資産の買取りの決定に係る事項の報告	保険業法第270条の8の3第2項	
救済保険会社等の営業に関する法令により行うことができない業務等を整理することを内容とする計画の承認	保険業法第271条の2の3第2項	
特定持株会社になった旨等の届出	保険業法第271条の18第2項	
特定持株会社の猶予期限後の持株会社の継続の認可	保険業法第271条の18第3項	
特定持株会社でなくなった旨の届出	保険業法第271条の18第4項	
保険持株会社の株式取得制限にかかる例外の承認	保険業法第271条の22第4項	
保険持株会社に係る合併の認可	保険業法第271条の31第1項	
保険持株会社の分割の認可	保険業法第271条の31第2項	
保険持株会社に係る営業の譲渡若しくは譲受けの認可	保険業法第271条の31第3項	
保険持株会社設立認可失効の例外の承認	保険業法第271条の33第2項	
保険業免許失効の例外の承認	保険業法第272条第1項第5号	
保険仲立人の登録	保険業法第286条	
登録内容等の変更の届出(1)登録申請書記載事項又は添付書類の内容(2)保険業務廃止(3)保険仲立人である個人の死亡(4)保険仲立人である法人の破産(5)保険仲立人である法人の合併による消滅(6)保険仲立人である法人のその他の事由での解散	保険業法第290条第1項	
保証金の全部又は一部に代わる契約の届出	保険業法第291条第3項	
保証金の供託の届出	保険業法第291条第5項	
保証金の追加供託の届出	保険業法第291条第8項	
供託した保証金の全部又は一部の取戻しの承認	保険業法第291条第10項	
保険仲立人賠償責任保険契約の締結による保証金の一部供託未実施の承認	保険業法第292条第1項	
役員又は使用人の届出など	保険業法第302条前段	
保険契約者保護機構と資産管理回収業務を目的の一つとする銀行との協定の認可	保険業法附則第1条の2の4第2項	
保険契約者保護機構が協定銀行に資産の買取りの委託に関する報告	保険業法附則第1条の2の5第3項	
協定銀行との資金の貸付け等の契約内容の報告	保険業法附則第1条の2の7第2項	
保険仲立人又はその役員若しくは使用人が長期にわたる保険契約の媒介を行う場合の認可及び変更認可	保険業法附則第119条第1項	
外国保険会社等による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認	保険業法施行令第25条第3号	
供託金に係る権利の実行の申立て	保険業法施行令第26条第1項	
権利の申立ての実行	保険業法施行令第26条第2項	
供託金取戻しの権利の申出	保険業法施行令第27条第3項	
免許特定法人による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認	保険業法施行令第32条第3号	
供託金に係る権利の実行の申立て	保険業法施行令第33条第1項	
権利の実行の申立て	保険業法施行令第33条第2項	
供託金の取戻しの承認	保険業法施行令第34条第1項	
供託金取戻しの権利の申出	保険業法施行令第34条第3項	
外国の特定持株会社に係る届出の期限延長の承認	保険業法施行令第37条の8ただし書	
保険仲立人による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認	保険業法施行令第42条第2号	
供託金に係る権利の実行の申立て	保険業法施行令第43条第1項	
権利の実行の申立て	保険業法施行令第43条第2項	
保険仲立人賠償責任保険契約の解除又は変更の承認	保険業法施行令第44条第1項第4号	

手続名	根拠法令	備考
生命保険契約者保護機構に生じた利益の国庫納付の際の計算書等の提出	保険業法施行令附則第10条第2項	
保有する議決権に含めない株式又は持分の承認	保険業法施行規則第1条の3第1項第4号	
積立勘定等への振り替え例外の承認	保険業法施行規則第26条第3項(63条準用)	
資産運用規制の特例承認	保険業法施行規則第48条第3項ただし書	
資産運用規制の特例承認	保険業法施行規則第48条の5第2項ただし書	
指定法人の名称等の変更の届出	保険業法施行規則第82条の3	
保存者に関する届出	保険業法施行規則第114条	
供託金に代わる契約の解除の届出	保険業法施行規則第128条第1項	
供託金に代わる社債その他の債券の承認	保険業法施行規則第131条第1項第4号	
外国保険業者等の決算書類提出の延期の承認	保険業法施行規則第136条第3項	
資産の運用制限額を超える運用額の承認	保険業法施行規則第140条の3第2項ただし書	
業務報告書の提出の延期の承認	保険業法施行規則第143条第2項	
説明書類縦覧延期の承認	保険業法施行規則第143条の3第2項	
清算状況の届出	保険業法施行規則第177条(第110条準用)	
特定法人の保険業免許の予備審査	保険業法施行規則第180条第2項	
供託金に代わる契約書の提出	保険業法施行規則第185条第1項	
供託金に代わる契約の解除の届出	保険業法施行規則第185条第2項	
供託金に代わる社債その他の債券の承認	保険業法施行規則第188条第2項	
清算状況の届出	保険業法施行規則第194条(第177条準用)	
保険持株会社の設立の認可の予備審査	保険業法施行規則第210条の4	
業務報告書の提出の延期の承認	保険業法施行規則第210条の10第3項	
説明書類の縦覧の延期の承認	保険業法施行規則第210条の10の3第2項	
保険仲立人賠償責任保険契約に係る届出	保険業法施行規則第221条第1項	
供託金正本の提出	保険業法施行規則第222条第2項	
保証金に代わる社債その他の債券の承認	保険業法施行規則第226条第1項	
保険仲立人又はその役員若しくは使用人が長期にわたる保険契約の媒介を行う場合の業務廃止の届出	保険業法施行規則附則第20条第3項	
供託所の変更の届出	外国保険会社等供託金規則 保険業法 第14条第1項	
供託金の保管替えの届出	外国保険会社等供託金規則 保険業法 第14条第4項	
供託通知書の提出	外国保険会社等供託金規則 保険業法 第16条第4項	
供託金の取戻しの承認	免許特定法人供託金規則 保険業法 第13条第1項	
供託所の変更の届出	免許特定法人供託金規則 保険業法 第14条第1項	
供託金の保管替えの届出	免許特定法人供託金規則 保険業法 第14条第4項	
供託金の取戻しの承認	免許特定法人供託金規則 保険業法 第14条第7項	
有価証券の取戻しの承認	免許特定法人供託金規則 保険業法 第15条第1項	
供託通知書の提出	免許特定法人供託金規則 保険業法 第16条第4項	
権利の申し出	保険仲立人保証金規則 保険業法 第12条第4項	
供託所の変更の届出	保険仲立人保証金規則 保険業法 第13条第1項	
供託金の保管替えの届出	保険仲立人保証金規則 保険業法 第13条第4項	
供託金の取戻しの承認	保険仲立人保証金規則 保険業法 第13条第7項	
有価証券の取戻しの承認	保険仲立人保証金規則 保険業法 第14条第1項	
供託通知書の提出	保険仲立人保証金規則 保険業法 第15条第4項	
理事長による運営委員の解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第11条第2項	
理事長による評価審査会解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第18条第2項	
生命保険契約者保護機構の予算の流用等の承認	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第34条第2項	
一括経理の基準の承認(生保)	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第40条第1項	
一括経理の基準の提出(損保)	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第40条第2項	
保険契約者保護機構の会計規程の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第46条第1項	
火災共済協同組合等の事業方法書等の変更の認可	中小企業等協同組合法第57条の2	
火災共済協同組合等の余裕金運用の制限の緩和の認可	中小企業等協同組合法第57条の5	
火災共済協同組合等の解散の決議の認可	中小企業等協同組合法第62条第4項	
料率団体の設立の認可	損害保険料率算出団体に関する法律第3条第1項	
組合設立の認可	船主相互保険組合法第16条第1項	
定款又は事業方法書等に記載した事項の変更の認可	船主相互保険組合法第16条第4項	
臨時総会招集の認可	船主相互保険組合法第30条第4項	
臨時総会招集の認可	船主相互保険組合法第30条第5項	
組合員以外の役員を選任の認可	船主相互保険組合法第35条第2項ただし書	
役員を選任及び解任の届出	船主相互保険組合法第35条第5項	
常務役員の兼業認可	船主相互保険組合法第36条第2項	
保険金削減又は保険料追徴の認可	船主相互保険組合法第43条	
出資不足額等の場合の存続認可	船主相互保険組合法第45条第1項ただし書	

手続名	根拠法令	備考
総会における解散決議の認可	船主相互保険組合法第45条第2項	
解散等の届出	船主相互保険組合法第45条第4項	
組合合併の認可	船主相互保険組合法第45条の3第1項	
合併時の組合員以外の役員の選任の認可	船主相互保険組合法第45条の4第2項ただし書	
清算時の保険金の削減又は保険料の追徴の認可	船主相互保険組合法第47条	
業務報告書の提出延期の承認	船主相互保険組合法施行規則第10条第2項	
清算状況の届出	船主相互保険組合法施行規則第24条	
清算時の決算書類の提出	船主相互保険組合法施行規則第25条	
共同プール事務の規約の届出	自動車損害賠償保障法第28条の4第2項	
保有することができる有価証券の承認	告示 保険契約者保護機構が保有することができる指定有価証券及び預金 をすることができる指定金融機関	
証券取引責任準備金の目的外使用の承認	証券取引法第51条第2項ただし書	
協会員等以外の証券会社の社内規則の作成又は変更の承認	証券取引法第61条第3項	
協会員等以外の証券会社の社内規則の変更又は廃止の承認	証券取引法第61条第4項	
外務員の登録事務を行う証券業協会の定款の認可	証券取引法第64条の7第3項	
証券取引責任準備金の目的外使用の承認	証券取引法第65条の2第7項（第51条第2項ただし書準用）	
協会員等以外の登録金融機関の社内規則の作成又は変更の承認	証券取引法第65条の2第5項（第61条第3項準用）	
協会員等以外の登録金融機関の社内規則の変更又は廃止の承認	証券取引法第65条の2第5項（第61条第4項準用）	
証券業協会の設立認可	証券取引法第68条第2項	
証券業協会の解散の認可	証券取引法第79条の18第2項	
証券業協会の解散の届出	証券取引法第79条の18第3項	
投資者保護基金の設立の認可	証券取引法第79条の30第1項	
投資者保護基金の設立の登記の届出	証券取引法第79条の33第2項	
投資者保護基金の監事の意見書提出	証券取引法第79条の36第4項	
投資者保護基金が保有することができる有価証券の承認	証券取引法第79条の73第1号及び第2号の規定に基づき投資者保護基金の 業務上の余裕金及び投資者保護資金の運用として、保有できる有価証券及 び預金をすることができる金融機関を指定する件 一ト	
投資者保護基金が預金できる金融機関の承認	証券取引法第79条の73第1号及び第2号の規定に基づき投資者保護基金の 業務上の余裕金及び投資者保護資金の運用として、保有できる有価証券及 び預金をすることができる金融機関を指定する件 二ロ	
投資者保護基金の業務の一部の委託の認可	証券取引法第79条の50第1項	
投資者保護基金の公告の報告	証券取引法第79条の55第4項	
適格性の認定	証券取引法第79条の59第2項	
投資者保護基金の返還資金融資決定の報告	証券取引法第79条の59第5項	
投資者保護基金の資金の借入の認可	証券取引法第79条の72	
証券金融会社の免許	証券取引法第156条の24第1項	
金利感応度分析の変更承認	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第9条第4項<証券取引法>	
内部管理モデル方式の承認	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第13条第1項<証券取引法>	
バリュー・アット・リスクの算出方法の変更届出	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第16条第1項第1号<証券取引法>	
超過回数が4回以上となったときの届出	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第16条第1項第2号<証券取引法>	
超過回数が5回以上となったときの届出	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第16条第2項<証券取引法>	
参考人等からの旅費その他の費用の請求	証券取引法第191条	
証券取引責任準備金の目的外使用の承認	外国証券業者に関する法律第17条（証券法第51条第2項ただし書準用）	
損失準備金の取崩承認	外国証券業者に関する法律第18条第2項	
金利感応度分析の変更承認	外国証券業者に関する内閣府令第38条（自己資本規制府令第9条第4項準 用）<外国証券業者に関する法律>	
内部管理モデル方式の承認	外国証券業者に関する内閣府令第38条（自己資本規制府令第9条第1項準 用）<外国証券業者に関する法律>	
バリュー・アット・リスクの算出方法の変更届出	外国証券業者に関する内閣府令第38条（自己資本規制府令第16条第1項第1 号準用）<外国証券業者に関する法律>	
超過回数が4回以上となったときの届出	外国証券業者に関する内閣府令第38条（自己資本規制府令第16条第1項第2 号準用）<外国証券業者に関する法律>	
超過回数が5回以上となったときの届出	外国証券業者に関する内閣府令第38条（自己資本規制府令第16条第2項準 用）<外国証券業者に関する法律>	
投資信託委託業者の投資信託財産と取締役等との取引の承認	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第16条	
投資信託委託業者の損失の補てんが事故に起因することの確認	投資信託及び投資法人に関する法律第27条（証券法第42条の2第3項準用）	
投資信託委託業者の行為が投資者保護に支障がないことの承認	投資信託及び投資法人に関する法律第27条（証券法第45条ただし書準用）	
証券業等の兼業の認可	投資信託及び投資法人に関する法律第34条の10第3項	
投資信託契約の存続の承認	投資信託及び投資法人に関する法律第45条第3項	
調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第49条（証券法第191条準用）	
信託会社等の損失の補てんが事故に起因することの確認	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の11（第27条で準用する証券法 第42条の2第3項準用）	
信託会社等の行為が投資者保護に支障がないことの承認	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の11（第27条で準用する証券法 第45条ただし書準用）	
調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の11（第34条第1項で準用する 証券法第191条準用）	

手続名	根拠法令	備考
調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第60条第3項（証取法第191条準用）	
払込取扱機関の変更の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第71条第6項（商法第178条）	
親法人の投資主による子法人の創立総会議事録の閲覧の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第73条第4項（商法第244条第6項で準用する商法第263条第7項準用）	
投資主の投資主総会招集の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項（商法第237条第3項準用）	
検査役の選任の申請	投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項（商法第237条ノ2第1項準用）	
検査役の調査の報告	投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項（商法第237条ノ2第2項準用）	
親法人の投資主による子法人の投資主総会議事録の閲覧の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項（商法第244条第6項で準用する商法第263条第7項準用）	
一時執行役員の職務を行うべき者の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第99条第1項（商法第258条第2項準用）	
一時監督役員の職務を行うべき者の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第104条（商法第258条第2項準用）	
役員会の議事録の閲覧又は謄写の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第108条第1項（商法第260条ノ4第6項準用）	
親法人の投資主による子法人の計算書類等の閲覧の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第132条第2項（商法第282条第3項準用）	
親法人の投資主による子法人の会計帳簿等の閲覧の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第138条第5項（商法第293条ノ8準用）	
検査役の選任の申請	投資信託及び投資法人に関する法律第139条第1項（商法第294条第1項準用）	
検査役の調査の報告	投資信託及び投資法人に関する法律第139条第1項（商法第237条ノ2第2項準用）	
清算執行人又は清算監督人の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第151条第2項	
清算執行人及び清算監督人の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第151条第3項	
清算執行人及び清算監督人の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第152条	
清算執行人又は清算監督人の解任	投資信託及び投資法人に関する法律第153条	
清算人会の承認を受けた監査報告書等の提出	投資信託及び投資法人に関する法律第157条第3項	
清算人会の承認を受けた決算報告書等の提出	投資信託及び投資法人に関する法律第161条第5項	
少額の債権等の弁済の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第163条第1項（商法423条第2項）	
投資法人の帳簿等の保存者の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第163条第1項（商法429条）	
投資主の投資主総会招集の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第163条第1項（商法237条第3項）	
清算人会の議事録の閲覧又は謄写の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第163条第1項（第108条で準用する商法第260条ノ4第6項）	
清算執行人又は清算監督人の職務を行うべき者の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第163条第1項（商法第258条第2項）	
投資法人の解散等の届出（1）合併による消滅（2）破産による解散（3）規約で定めた存立時期の満了、解散事由の発生、投資主総会の決議による解散	投資信託及び投資法人に関する法律第192条第1項	
投資法人の資産と執行役員等との取引の承認	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第96条	
設立企画人の損失の補てんが事故に起因することの確認	投資信託及び投資法人に関する法律第197条（証取法第42条の2第3項準用）	
設立企画人の行為が投資者保護に支障がないことの承認	投資信託及び投資法人に関する法律第197条（証取法第45条ただし書準用）	
やむを得ない事由がある場合の資産運用に係る委託契約の解約許可	投資信託及び投資法人に関する法律第34条の9第2項	
臨時報告書の提出	投資信託及び投資法人に関する法律第215条第1項	
調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第219条第3項（証取法191条準用）	
調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第223条第3項（証取法191条準用）	
投資信託委託業者が運用指図を行う投資信託財産と投資法人との取引の承認	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第18条	
投資信託委託業者の資産の運用を行う投資法人相互間の取引の承認	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第33条	
信託会社等の投資信託財産と取締役等との取引の承認	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第44条	
信託会社等が運用を行う投資信託財産相互間の取引の承認	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第45条	
直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合の報告	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第88条第2項	
投資法人が成立しなかった場合の届出	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第107条第1項<投資信託及び投資法人に関する法律>	
事故確認が不要の場合の報告	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第147条第2項<投資信託及び投資法人に関する法律>	
電磁的方法等による投資法人の法定帳簿の保存の届出	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第155条第3項（第69条第7項準用）<投資信託及び投資法人に関する法律>	
電磁的方法等による投資法人の法定帳簿の保存の変更届出	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第155条第3項（第69条第9項準用）<投資信託及び投資法人に関する法律>	
電磁的方法等による資産保管会社の法定帳簿の保存の届出	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第156条第3項（第69条第7項準用）<投資信託及び投資法人に関する法律>	
電磁的方法等による資産保管会社の法定帳簿の保存の変更届出	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第156条第3項（第69条第9項準用）<投資信託及び投資法人に関する法律>	
外国法人等である投資顧問業者の営業報告書の提出期限の承認	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第17条第2項<有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律>	
手続件数	591件	

年 2 回以上の申請・届出等を義務付けている手続

手続名	根拠法令	これまでの頻度
店頭売買有価証券等の売買に関する相場等の報告	証券取引法第79条の4	毎日
取引所有価証券市場における相場等の報告	証券取引法第123条	毎日
月次及び年次提出書類の提出	証券取引所に関する内閣府令30条5項（証券取引法）	毎月
登録機関の社債等登録事務状況にかかる報告書	社債等登録法施行規則第56条＜社債等登録法＞	年 2 回
金融機関からの資産査定等報告書の提出	金融再生法第6条	年 2 回
経営健全化計画履行状況の報告の提出	金融早期健全化法第5条第4項	年 2 回
中間業務報告書、業務報告書の提出	銀行法第19条第1項	年 2 回
子会社等にかかる中間業務報告書、業務報告書の提出	銀行法第19条第2項	年 2 回
中間業務報告書、業務報告書の提出	銀行法第52条の27第1項	年 2 回
信託業務報告書及び中間信託業務報告書の提出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第11条第1項、第2項	年 2 回
中間業務報告書及び業務報告書の提出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第19条第1項	年 2 回
連結中間業務報告書及び業務報告書の提出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第19条第2項	年 2 回
長期信用銀行持株会社にかかる中間業務報告書及び業務報告書の提出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の27第1項	年 2 回
業務報告書の提出	信託業法第13条	年 2 回
業務報告書の提出	担保附社債信託法施行細則第26条の3第1項（信託業法施行細則第24条第1項準用）	年 2 回
前払式証券の発行の業務に関する報告	前払式証券の規制等に関する法律第17条第1項	年 2 回
商品投資販売業者の(中間)業務報告書等の提出	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第14条第1項	年 2 回
保険契約者保護機構の収入支出等の報告	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第36条	年 4 回
事業成績表等月報の提出	船主相互保険組合法施行規則第11条	毎月
自己資本規制比率の届出	証券取引法第52条第1項	毎月
業務又は財産の状況に関する報告書の提出	証券取引法第65条の2第5項（第49条第2項準用）	毎月
投資者保護基金の収入支出の報告	投資者保護基金に関する命令第15条＜証券取引法＞	年 4 回
自己資本規制比率の届出	外国証券業者に関する法律第20条（証取法第52条第11項準用）	毎月
投資法人の純資産状況表の提出	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第158条＜投資信託及び投資法人に関する法律＞	毎月
手続件数		2 4 件

添付書類の省略、廃止

2003年(平成15年)12月までに省略、廃止が可能なものについて精査し、対象となる手続及び添付書類を確定する。

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに、業務処理過程の見直しなどによる処理期間の短縮の可否について精査し、対象手続を確定する。

登録事項等の変更を行う手続

手続名	根拠法令	備考
貸金業者の基本的事項の変更の届出(1)商号、名称又は氏名及び住所の変更(2)役員、重要な使用人の氏名及び住所の変更(3)営業所又は事務所の名称及び所在地の変更等	貸金業の規制等に関する法律第8条第1項	
抵当証券業者の登録事項の変更の届出	抵当証券業の規制等に関する法律第9条第1項	
第三者型発行者の登録事項の変更の届出	前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項	
特定金融会社等の変更の届出	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条	
特定目的会社の商号、名称及び住所等の変更の届出	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第9条第1項	
特定目的会社の商号、名称及び住所等の変更の届出	資産の流動化に関する法律第9条第1項	
登録内容等の変更の届出(1)登録申請書記載事項(2)保険募集廃止(3)死亡(4)破産(5)合併による消滅(6)合併、破産以外の理由による解散	保険業法第280条第1項	
登録内容等の変更の届出(1)登録申請書記載事項又は添付書類の内容(2)保険業務廃止(3)保険仲立人である個人の死亡(4)保険仲立人である法人の破産(5)保険仲立人である法人の合併による消滅(6)保険仲立人である法人のその他の事由での解散	保険業法第290条第1項	
登録申請書の記載事項の変更届出(1)商号の変更(2)資本の額の変更(3)取締役及び監査役の氏名の変更(4)本店その他の営業所の名称及び所在地の変更(5)他に営んでいる事業の種類の変更(6)その他(内閣府令)	証券取引法第30条第1項	
登録申請書の記載事項の変更届出(1)商号又は名称の変更(2)資本の額又は出資の総額の変更(3)取締役及び監査役の氏名の変更(4)本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更(5)他に営んでいる事業の種類の変更(6)その他(内閣府令)	証券取引法第65条の2第5項(第30条第1項準用)	
外務員の登録事項の変更等の届出(1)法第64条第3項第2号イからハまでに掲げる事項に変更があったとき(2)法第28条の4第9号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき(3)退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき	証券取引法第65条の2第5項(第64条の4準用)	
外国証券会社の基本事項の変更の届出(1)商号及び本店の所在の場所(2)資本の額及び持込資本金の額(3)役員の役職名及び氏名(4)主たる支店その他の支店の名称及び所在の場所(5)国内における代表者の氏名及び国内の住所(6)他に営んでいる事業の種類(7)その他(内閣府令)	外国証券業者に関する法律第12条第1項	
商号等の変更の届出	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項	
手続件数	13件	

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(金融庁)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
公認会計士第1次、第2次試験に合格したことを証する書面		金融庁	電子公文書に官職証明書を付与して発行
会計士補となる資格を有することを証する書面		金融庁	電子公文書に官職証明書を付与して発行
公認会計士となる資格を有することを証する書面		金融庁	電子公文書に官職証明書を付与して発行
対象件数	3件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	3件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添4

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
保管振替機関の指定申請	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の2第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の4第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の資本の額の増加に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の4第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の兼業承認申請	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の2第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の兼業業務廃止の届出	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の2第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の業務の一部委託に係る承認申請	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の3第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の業務及び財産に関する報告書の提出	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の2第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の定款等の変更認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の3	金融庁	法務省
保管振替機関の商号等の変更の届出	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の4第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の事故の報告	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の5	金融庁	法務省
保管振替機関の合併認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第10条第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の新設分割認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第11条第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の吸収分割認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第11条の4第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の営業譲渡認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第12条第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の解散等に係る認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第13条	金融庁	法務省
保管振替機関の指定の失効に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律第13条の2第2項	金融庁	法務省
保管振替業の終了の届出	株券等の保管及び振替に関する法律施行規則第6条の18<株券等の保管及び振替に関する法律>	金融庁	法務省
保管振替機関の代表者の変更等に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律施行規則第6条の19第1項<株券等の保管及び振替に関する法律>	金融庁	法務省
振替機関の指定申請	社債等の振替に関する法律第4条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	社債等の振替に関する法律第6条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の資本の額の増加に係る届出	社債等の振替に関する法律第6条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の兼業承認申請	社債等の振替に関する法律第9条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の兼業業務廃止の届出	社債等の振替に関する法律第9条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の業務の一部委託に係る承認申請	社債等の振替に関する法律第10条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の業務及び財産に関する報告書の提出	社債等の振替に関する法律第16条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の定款等の変更に係る認可	社債等の振替に関する法律第17条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の商号等の変更の届出	社債等の振替に関する法律第18条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の事故の報告	社債等の振替に関する法律第19条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の合併認可申請	社債等の振替に関する法律第25条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の新設分割認可申請	社債等の振替に関する法律第27条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の吸収分割認可申請	社債等の振替に関する法律第29条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の営業譲渡認可申請	社債等の振替に関する法律第31条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
振替機関の解散等に係る認可申請	社債等の振替に関する法律第40条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の指定の失効に係る届出	社債等の振替に関する法律第41条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の営業譲渡認可申請	社債等の振替に関する法律第50条（31条）	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
運営委員の認可申請	社債等の振替に関する法律第55条第2項	金融庁	法務省、財務省
加入者保護信託契約締結の認可申請	社債等の振替に関する法律第57条	金融庁	法務省、財務省
破産手続等開始決定の報告	社債等の振替に関する法律第58条	金融庁	法務省、財務省
補償対象債権の届出期間等の報告	社債等の振替に関する法律第59条第4項	金融庁	法務省、財務省
事業概要報告書の提出	加入者保護信託に関する命令第15条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
信託条項の変更の申立て	加入者保護信託に関する命令第17条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
受託者の辞任の許可	加入者保護信託に関する命令第18条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
受託者の信託財産の取得の認可	加入者保護信託に関する命令第19条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
受託者の解任の請求	加入者保護信託に関する命令第20条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
新受託者の選任の請求	加入者保護信託に関する命令第21条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
商号等の変更の届出	加入者保護信託に関する命令第22条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
加入者保護信託の終了の報告	加入者保護信託に関する命令第24条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
財産移転の報告	加入者保護信託に関する命令第7条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
振替業の結了の届出	一般振替機関の監督に関する命令第35条第1項<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省
振替機関の代表者の変更等に係る届出	一般振替機関の監督に関する命令第37条第1項<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省
振替業の結了の届出	特別振替機関の監督に関する命令第36条第1項<社振法>	財務省	法務省、金融庁
振替機関の代表者の変更等に係る届出	特別振替機関の監督に関する命令第38条第1項<社振法>	財務省	法務省、金融庁
登録機関の包括指定申請	社債等登録法施行令第1条第1項第1号<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関の個別指定申請	社債等登録法施行令第1条第1項第2号<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を磁気ディスク等により調整する場合の承認	社債等登録法施行令第61条の5第1項<社債等登録法>	金融庁	法務省
社債登録簿の記事事項の書面等の交付にかかる手数料徴収の認可	社債等登録法施行令第61条の6第3項<社債等登録法>	金融庁	法務省
電子情報処理組織による登録請求の手続きの承認	社債等登録法施行令第61条の8第1項<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関に登録請求する社債権者等が印鑑を提出しない場合の届出	社債等登録法施行規則第11条第3項<社債等登録法>	金融庁	法務省
社債の登録及び社債登録簿等の閲覧又は社債登録簿の謄本・抄本の交付にかかる手数料を徴収することの認可	社債等登録法施行令第10条<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の登録及び登録簿の閲覧又は登録簿の謄本・抄本にかかる手数料を徴収することの認可	社債等登録法施行令第12条（第10条準用）<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を支店に備え置く場合の当該支店の指定登録	社債等登録法施行規則第12条第1項<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を滅失させた場合及び滅失の恐れを生じさせた場合にかかる報告	社債等登録法施行規則第14条<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を滅失し登録簿を再製した場合の報告	社債等登録法施行規則第15条<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を閉鎖した場合等のマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第17条の2第1項前段<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が調整した受付簿をマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第17条の2第1項後段<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の社債登録簿を滅失させた場合及び滅失の恐れを生じさせた場合にかかる報告	社債等登録法施行規則第19条（第14条準用）<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の社債登録簿を滅失し登録簿を再製した場合の報告	社債等登録法施行規則第19条（第15条準用）<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の社債登録簿等を閉鎖した場合等のマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第19条（第17条の2第1項前段準用）<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の調製した受付簿をマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第19条（第17条の2第1項後段準用）<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿等を定めた様式以外で調製する場合の承認	社債等登録法施行規則第50条の2第1項<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の社債登録簿等を定めた様式以外で調製する場合の承認	社債等登録法施行規則第19条（第50条の2第1項準用）<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債等登録簿を磁気ディスク等により調製した場合の登録事務を行う店舗の指定登録	社債等登録法施行規則第50条の6第1項<社債等登録法>	金融庁	法務省
社債等登録簿を磁気ディスクにより調製する場合に当該社債登録簿を本支店以外に設置することの届出	社債等登録法施行規則第50条の6第3項<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関の社債等登録事務状況にかかる報告書	社債等登録法施行規則第56条<社債等登録法>	金融庁	法務省
確定拠出年金運営管理業の登録	確定拠出年金法第89条第1項	厚生労働省	金融庁
確定拠出年金運営管理機関の登録事項の変更の届出	確定拠出年金法第92条第1項	厚生労働省	金融庁
確定拠出年金運営管理機関の廃業等の届出	確定拠出年金法第93条	厚生労働省	金融庁

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
確定拠出年金運営管理機関の業務報告書の提出	確定拠出年金法第102条	厚生労働省	金融庁
資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第59条第6項	金融庁	厚生労働省
合併の衡平性確保のための資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第59条の2第3項(準用)	金融庁	厚生労働省
合併援助のための金融機関等に対し資金貸付け等を行うものからの資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第60条第2項	金融庁	厚生労働省
合併等の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第65条	金融庁	厚生労働省
株主総会等の議決に関する報告	預金保険法第66条第1項	金融庁	厚生労働省
簡易合併等に必要株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第66条第3項	金融庁	厚生労働省
救済金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第67条第2項	金融庁	厚生労働省
追加的資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第69条第4項(準用)	金融庁	厚生労働省
合併の衡平性確保のための追加的資金援助の申込みを行った旨の報告	預金保険法第69条第4項(準用)	金融庁	厚生労働省
追加的資金援助に係る救済金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第69条第4項(準用)	金融庁	厚生労働省
債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の届出	預金保険法第74条第5項	金融庁	厚生労働省
金融整理管財人が複数あるときの職務分掌の承認(会社更生法第97条第1項の準用)	預金保険法第77条第5項(準用)	金融庁	厚生労働省
金融整理管財人代理選任についての承認(会社更生法第98条第2項の準用)	預金保険法第77条第5項(準用)	金融庁	厚生労働省
金融整理管財人の被管理金融機関との取引に係る承認	預金保険法第84条第1項	金融庁	厚生労働省
金融整理管財人による管理の延長の承認	預金保険法第90条ただし書	金融庁	厚生労働省
再承継金融機関等からの資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第101条第5項(準用)	金融庁	厚生労働省
再承継の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第101条第7項(準用)	金融庁	厚生労働省
再承継について株主総会等の議決に関する報告	預金保険法第101条第7項(準用)	金融庁	厚生労働省
再承継について簡易合併等に必要株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第101条第7項(準用)	金融庁	厚生労働省
再承継金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第101条第7項(準用)	金融庁	厚生労働省
第1号措置を行なうべきかどうかの決定を求めること	預金保険法第105条第1項	金融庁	厚生労働省
経営の健全化計画の提出	預金保険法第105条第2項	金融庁	厚生労働省
経営健全化計画履行状況報告の提出	預金保険法第108条第2項	金融庁	厚生労働省
資産の買取りの委託等の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法附則第10条第5項	金融庁	厚生労働省
金融機関からの資産査定等報告書の提出	金融再生法第6条	金融庁	厚生労働省
組合から主務大臣への資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第61条第6項	農林水産省	金融庁
組合から主務大臣への債権者間の衡平を図るための資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第61の2条第3項	農林水産省	金融庁
連合会等から主務大臣への資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第62条第3項	農林水産省	金融庁
農中の指導に基づき行われる合併等に係る資金援助の申込みを行った旨の指定支援法人から主務大臣への報告の受理	農水産業協同組合貯金保険法第62の2条第2項	農林水産省	金融庁
適格性の認定申請書の受理(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第63条第1項	農林水産省	金融庁
適格性の認定申請書の受理(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第63条第2項	農林水産省	金融庁
合併等の契約の報告等の受理(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第66条第1項	農林水産省	金融庁
合併等のための総会結果,(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第67条第1項	農林水産省	金融庁
信用事業譲渡等のための裁判所の認可が得られなかったときの報告(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第67条第2項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫に係る業務の継続の特例の計画の承認(中金 主務大臣)	農水産業協同組合貯金保険法第68条第2項	農林水産省	金融庁
追加的資金援助の申込みの報告(組合 主務大臣)(法第61条第6項準用)	農水産業協同組合貯金保険法第69条第4項	農林水産省	金融庁
債権者間の衡平を図るための資金援助の申込み報告(組合 国)(法第61条の2第3項準用)	農水産業協同組合貯金保険法第69条第4項	農林水産省	金融庁
資産買取りの委託契約の報告等(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第77条第5項	農林水産省	金融庁
債務超過又は貯金等の払戻しを停止するおそれの申出(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第83条第5項	農林水産省	金融庁
法第85条第5項により準用する民事再生法第70条第1項の承認	農水産業協同組合貯金保険法第85条第5項により準用する民事再生法第70条第1項	農林水産省	金融庁
法第85条第5項により準用する民事再生法第71条第2項の承認	農水産業協同組合貯金保険法第85条第5項により準用する民事再生法第71条第2項	農林水産省	金融庁
管理人と被管理農水産業協同組合との取引の承認(国 管理人)	農水産業協同組合貯金保険法第92条第1項	農林水産省	金融庁
管理期間の延長の承認(国 管理人)	農水産業協同組合貯金保険法第96条	農林水産省	金融庁
自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出	農水産業協同組合貯金保険法第99条第1項	農林水産省	金融庁
経営健全化計画の提出	農水産業協同組合貯金保険法第100条第2項	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
資金援助の申込みの報告(組合 国)(法第61条第6項準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6条の5第3項	農林水産省	金融庁
連合会等から主務大臣への資金援助の申込みの報告(法第62条第3項準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6条の6第2項	農林水産省	金融庁
特定合併の契約の報告等(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6条の8第1項	農林水産省	金融庁
特定合併の総会結果の報告等(組合 国)(法第67条準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6条の9	農林水産省	金融庁
管理人職務を行う者の通知	農水産業協同組合貯金保険法施行規則第30条	農林水産省	金融庁
優先出資の発行の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
優先出資引受権の付与の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第6条第2項	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
払込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条(商法第178条準用)	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
優先出資の消却の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第2項	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
優先出資の分割の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第2項	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
優先出資者の申し出	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第19条第9項	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
優先出資者による優先出資者総会招集の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第34条第3項	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
資本準備金の資本組入れの認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第37条第4項ただし書	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
認可事項の実行の届出	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第42条	申請者が農林中央金庫、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合、同連合会の場合は農林水産省 申請者が労働金庫の場合は厚生労働省	金融庁
予備審査の求め	農水産業協同組合の優先出資に関する命令第9条	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の従たる事務所の設置、移転、廃止の届出	農林中央金庫法第3条第3項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の外国における従たる事務所の設置、移転、廃止の認可	農林中央金庫法第3条第4項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の資本金の減少の認可	農林中央金庫法第4条第3項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の資本金の増加の届出	農林中央金庫法第4条第4項	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
農林中央金庫の定款の変更の認可	農林中央金庫法第49条第2項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の定款の変更の届出(軽微な事項その他省令で定める事)	農林中央金庫法第49条第3項	農林水産省	金融庁
会員以外に対する資金の貸し付けの認可	農林中央金庫法第54条第3項	農林水産省	金融庁
証取法第65条第2項各号に定める業務(証券業務)の遂行	農林中央金庫法第54条第9項	農林水産省	金融庁
信託業務の遂行	農林中央金庫法第54条第10項	農林水産省	金融庁
同一人に対する信用供与限度額超過に関する承認	農林中央金庫法第58条第1項	農林水産省	金融庁
同一人に対する信用供与限度額超過に関する承認	農林中央金庫法第58条第2項(58 準用)	農林水産省	金融庁
特定関係者との禁止された取引等をやむを得なく実行する場合	農林中央金庫法第59条第1項	農林水産省	金融庁
農林債券の発行の届出	農林中央金庫法第63条	農林水産省	金融庁
認可対象会社を子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第4項	農林水産省	金融庁
担保権の実効等により子会社とした認可対象会社を1年を超えて引き続き子会社とする場合	農林中央金庫法第72条第5項	農林水産省	金融庁
認可対象会社を子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第6項(72 準用)	農林水産省	金融庁
子会社対象会社(認可対象会社を除く)を子会社とする(でなくなった)場合	農林中央金庫法第72条第9項	農林水産省	金融庁
担保権の実効等により、国内の会社の株式等の基準株式数等を超えて引き続き1年以上取得、所有する場合の承認	農林中央金庫法第73条第2項	農林水産省	金融庁
業務報告書の作成、提出	農林中央金庫法第80条第1項	農林水産省	金融庁
連結業務報告書の作成、提出	農林中央金庫法第80条第2項	農林水産省	金融庁
総会の決議の取消の請求	農林中央金庫法第87条	農林水産省	金融庁
解散の決議に関する認可	農林中央金庫法第91条第2項	農林水産省	金融庁
出資口数の承認	農林中央金庫法施行規則第4条	農林水産省	金融庁
業務報告書提出延期の承認	農林中央金庫法施行規則第48条第1項	農林水産省	金融庁
縦覧書類の縦覧延期の承認	農林中央金庫法施行規則第51条第2項	農林水産省	金融庁
休日の届出	農林中央金庫法施行規則第52条第1項	農林水産省	金融庁
臨時休日の届出	農林中央金庫法施行規則第53条第1項	農林水産省	金融庁
諸届出	農林中央金庫法施行規則第54条第1項各号	農林水産省	金融庁
予備審査	農林中央金庫法施行規則第55条	農林水産省	金融庁
基本方針の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第4条第6項	農林水産省	金融庁
合併の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第15条第1項	農林水産省	金融庁
合併の実行の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第18条第1項	農林水産省	金融庁
6ヶ月以内に合併を実行しない場合の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第18条第2項	農林水産省	金融庁
信連と合併した場合の業務継続の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第19条第4項	農林水産省	金融庁
事業譲渡の認可、事業譲渡を行ったことの届出、6ヶ月以内に事業譲渡を実行しないことの承認、業務継続の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第27条	農林水産省	金融庁
指定支援法人の指定	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第32条第1項	農林水産省	金融庁
指定支援法人の名称、住所等の変更の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第32条第3項	農林水産省	金融庁
支援業務の一部を金融機関に委託することの認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第34条第1項	農林水産省	金融庁
指定支援法人の事業計画及び収支予算書の(変更の)認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第36条第1項	農林水産省	金融庁
指定支援法人の事業報告書及び収支決算書の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第36条第2項	農林水産省	金融庁
業務代理の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第2項	農林水産省	金融庁
農業信用基金協会の設立の認可	農業信用保証保険法26条	農林水産省	金融庁
農業信用基金協会の定款等の変更の認可	農業信用保証保険法45条2項	農林水産省	金融庁
農業信用基金協会の解散の認可	農業信用保証保険法49条2項	農林水産省	金融庁
会員からの検査請求	農業信用保証保険法56条1項	農林水産省	金融庁
会員からの決議の取消請求	農業信用保証保険法58条1項	農林水産省	金融庁
国債等の募集取扱事業の認可	農業協同組合法第10条第15項	農林水産省	金融庁
農協の金融デリバティブ取引等の認可	農業協同組合法第10条第16項	農林水産省	金融庁
連合会の金融デリバティブ取引等の認可	農業協同組合法第10条第17項	農林水産省	金融庁
国債等の売買等の事業の認可、事業内容及び方法の変更認可	農業協同組合法第10条第18項	農林水産省	金融庁
信託業務の事業の認可、事業の種類及び方法の変更認可	農業協同組合法第10条第19項	農林水産省	金融庁
社債等の募集の受託等の事業の認可	農業協同組合法第10条第20項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の承認	農業協同組合法第11条第1項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第11条第3項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の変更(軽微な事項)の届出	農業協同組合法第11条第4項	農林水産省	金融庁
大口信用供与規制の特例の承認	農業協同組合法第11条の3第1項ただし書	農林水産省	金融庁
連結ベースの大口信用供与規制の特例の承認	農業協同組合法第11条の3第2項後段において準用する同条第1項ただし書	農林水産省	金融庁
特定関係者との利益相反取引等をやむを得なく実行する場合の承認	農業協同組合法第11条の3の2ただし書	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の共済規程の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の共済規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第3項	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
信託規程の承認	農業協同組合法第11の8条第1項	農林水産省	金融庁
信託規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第11の8条第3項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規定の承認	農業協同組合法第11の14条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規定の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の14条第3項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の承認の申請	農業協同組合法第11条の15の3第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11条の15の3第3項	農林水産省	金融庁
農業協同組合が子会社対象会社を子会社としようとする場合の届出	農業協同組合法第11条の16第3項	農林水産省	金融庁
農業協同組合が信用事業会社である国内の会社の株式等を、基準株式数等を超えて取得する場合に、1年を超えて所有することについての承認	農業協同組合法第11条の17第2項ただし書	農林水産省	金融庁
信用事業を行う連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可	農業協同組合法第11条の18第4項	農林水産省	金融庁
連合会が担保権の実行等により、子会社とした認可対象会社を1年を超えて引き続き子会社と使用とすることについての認可	農業協同組合法第11条の18第5項ただし書	農林水産省	金融庁
連合会が、法第11条の18第1項各号の規定によりその子会社としている会社を当該各号のうち他の号に掲げる子会社としようとすることについての認可	農業協同組合法第11条の18第6項	農林水産省	金融庁
連合会が認可対象会社を除く子会社対象会社を子会社としようとすることについての届出	農業協同組合法第11条の18第9項	農林水産省	金融庁
連合会が信用事業会社である国内の会社の株式等を、基準株式数等を超えて取得する場合に、1年を超えて所有することについての承認	農業協同組合法第11条の19第2項（農業協同組合法11条の17第2項）	農林水産省	金融庁
信用事業を行う農協・信連の役員及び参事の兼職・兼業の認可	農業協同組合法第31条の2第1項ただし書	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の仮理事の選任又は総会の招集の申請	農業協同組合法第40条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の定款変更の認可の申請	農業協同組合法第44条第2項	農林水産省	金融庁
定款の変更(軽微な事項)の届出	農業協同組合法第44条第4項	農林水産省	金融庁
信用事業の譲渡又は譲受けの認可	農業協同組合法第50条の2第3項	農林水産省	金融庁
全部事業譲渡終了の届出	農業協同組合法第50条の2第7項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の共済事業の譲渡の届出	農業協同組合法第50条の3第5項(農業協同組合法第50条の2第7項)	農林水産省	金融庁
業務報告書の提出	農業協同組合法第54条の2第1項	農林水産省	金融庁
連結業務報告書の提出	農業協同組合法第54条の2第2項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の設立の認可の申請	農業協同組合法第59条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の設立の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第61条第2項	農林水産省	金融庁
総会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可の申請	農業協同組合法第64条第2項	農林水産省	金融庁
会員、組合員の欠如による農業協同組合又は連合会の解散の届出	農業協同組合法第64条第4項	農林水産省	金融庁
会員が1人になった連合会の解散の届出	農業協同組合法第64条第7項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の合併の認可の申請	農業協同組合法第65条第2項	農林水産省	金融庁
中央会の建議	農業協同組合法第73条の22第2項	農林水産省	金融庁
監査規程の承認	農業協同組合法第73条の26第1項	農林水産省	金融庁
監査規程の変更、廃止の承認	農業協同組合法第73条の26第3項	農林水産省	金融庁
中央会の定款変更認可	農業協同組合法第73条の33第2項	農林水産省	金融庁
中央会の定款変更届	農業協同組合法第73条の33第3項	農林水産省	金融庁
中央会解散認可	農業協同組合法第73条の45第1項	農林水産省	金融庁
中央会設立認可	農業協同組合法第73条の48第2項	農林水産省	金融庁
農業協同組合若しくは連合会又は中央会の業務又は会計の検査の請求	農業協同組合法第94条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合若しくは連合会又は中央会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消の請求	農業協同組合法第96条第1項	農林水産省	金融庁
余裕金の運用限度の承認	農業協同組合法施行令第3条の5第5項	農林水産省	金融庁
法第10条第15項及び第18項の事業の認可を受けた組合又は連合会の届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第3条第3項	農林水産省	金融庁
信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項	農林水産省	金融庁
業務報告書提出延期の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第53条第4項	農林水産省	金融庁
縦覧書類の縦覧延期の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第56条第2項	農林水産省	金融庁
連合会の諸報告	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項	農林水産省	金融庁
組合の諸報告	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項	農林水産省	金融庁
縦覧書類の届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第3項第13号	農林水産省	金融庁
組合等の諸届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第3項	農林水産省	金融庁
主務大臣が定める基準に該当する組合の行政庁の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条	農林水産省	金融庁
組合の自己資本比率を改善する計画の提出	農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令第2条第1項	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
連合会の自己資本比率を改善する計画の提出	農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令第4条第1項	農林水産省	金融庁
募集の取扱の認可	水産業協同組合法第11条第6項、87条、93条、97条	農林水産省	金融庁
証券業務の認可	水産業協同組合法第11条第7項前段、87条、93条、97条	農林水産省	金融庁
証券業務の内容及び方法の変更認可	水産業協同組合法第11条第7項後段、87条、93条、97条	農林水産省	金融庁
信託業務の事業の認可	水産業協同組合法第11条第8項前段、87条、93条、97条	農林水産省	金融庁
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第11条第8項後段、87条、93条、97条	農林水産省	金融庁
資源管理規定の認可	水産業協同組合法第11条の2第1項、92条	農林水産省	金融庁
信用事業規程の認可	水産業協同組合法第11条の4第1項、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第11条の4第3項、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の変更の届出	水産業協同組合法第11条の4第4項、92条、96条、100条	農林水産省	金融庁
地方公共団体等に対する貸付の最高限度の認可	水産業協同組合法第11条の5、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	農林水産省	金融庁
信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第11条の8第1項ただし書、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	農林水産省	金融庁
合算信用供与等限度額を超える合算信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第11条の8第2項後段（第11条の8第1項ただし書準用）、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	農林水産省	金融庁
特定関係者との取引の承認	水産業協同組合法第11条の9ただし書、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項	農林水産省	金融庁
共済規程設定の認可	水産業協同組合法第15条の2第1項、第96条第1項	農林水産省	金融庁
共済規程の変更又は廃止の認可（1）事業の実施方法（2）契約の方法内容（3）共済掛金、責任準備金の算出方法（4）経理方法（5）その他	水産業協同組合法第15条の2第2項、第96条第1項	農林水産省	金融庁
子会社に関する届出	水産業協同組合法第17条の2第3項、96条	農林水産省	金融庁
基準議決権数を超えて取得することの承認	水産業協同組合法第17条の3第2項、96条	農林水産省	金融庁
役員の兼職又は兼業の特例の認可	水産業協同組合法第35条の2第1項ただし書、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項	農林水産省	金融庁
利害関係人の仮理事選任の請求	水産業協同組合法第43条第1項、92条、96条、100条	農林水産省	金融庁
定款変更の認可	水産業協同組合法第48条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項	農林水産省	金融庁
定款変更の届出	水産業協同組合法第48条第4項、92条、96条、100条	農林水産省	金融庁
信用事業の譲渡又は譲受けの認可	水産業協同組合法第54条の2第3項、92条、96条、100条	農林水産省	金融庁
信用事業の譲渡又は譲受けの届出	水産業協同組合法第54条の2第7項、92条、96条、100条	農林水産省	金融庁
共済事業の譲渡等の届出	水産業協同組合法第54条の3第4項、96条	農林水産省	金融庁
業務報告書の提出	水産業協同組合法第58条の2第1項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項	農林水産省	金融庁
連結業務報告書の提出	水産業協同組合法第58条の2第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項	農林水産省	金融庁
設立の認可	水産業協同組合法第63条第1項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項	農林水産省	金融庁
認可の証明の請求	水産業協同組合法第65条第2項、92条、96条、100条	農林水産省	金融庁
裁判所が不認可取消しの判決をしたときの認可の証明の請求	水産業協同組合法第65条第5項、92条、96条、100条	農林水産省	金融庁
解散の決議の認可	水産業協同組合法第68条第2項、第96条第5項	農林水産省	金融庁
認可の証明の請求	水産業協同組合法第68条第3項（65条準用）、96条	農林水産省	金融庁
裁判所が不認可取消しの判決をしたときの認可の証明の請求	水産業協同組合法第68条第3項（65条準用）、96条	農林水産省	金融庁
解散の届出	水産業協同組合法第68条第5項、第96条第5項	農林水産省	金融庁
合併の認可	水産業協同組合法第69条第2項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項	農林水産省	金融庁
監査業務の認可	水産業協同組合法第87条の2第1項、100条	農林水産省	金融庁
子会社に関する認可	水産業協同組合法第87条の3第4項、100条	農林水産省	金融庁
子会社に関する認可	水産業協同組合法第87条の3第6項（87条の3準用）、100条	農林水産省	金融庁
子会社に関する届出	水産業協同組合法第87条の3第9項、100条	農林水産省	金融庁
基準議決権数を超えて取得することの承認	水産業協同組合法第87条の4第2項（17条の3準用）、100条	農林水産省	金融庁
解散の決議の認可	水産業協同組合法第91条の2第2項、100条	農林水産省	金融庁
認可の証明の請求	水産業協同組合法第91条の2第3項（65条準用）、100条	農林水産省	金融庁
裁判所が不認可取消しの判決をしたときの認可の証明の請求	水産業協同組合法第91条の2第3項（65条準用）、100条	農林水産省	金融庁
解散の届出	水産業協同組合法第91条の2第5項、100条	農林水産省	金融庁
組合員からの検査請求	水産業協同組合法第123条第1項	農林水産省	金融庁
組合員からの議決等の取消し請求	水産業協同組合法第125条第1項	農林水産省	金融庁
資源管理規程の廃止の届出	水産業協同組合法施行令第3条第3項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
余裕金の運用限度の承認	水産業協同組合法施行令第22条第6項	農林水産省	金融庁
金利先渡取引事業の開始の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第1条第1項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
信用事業規程の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第5条第4項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
組合等が有する議決権に含まない議決権に関する承認	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第7条第1項第4号<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
連合会の報告及び資料の提出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第51条第1項、第3項第14号、15号<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
組合の報告及び資料の提出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第51条第1項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
信用事業及び財産の状況に関する説明書類の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第51条第3項第13号<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
子会社情報の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第51条第3項第6号<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
業務報告書又は連結業務報告書提出遅延に係る事前承認	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第46条第4項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
縦覧書類の縦覧遅延に係る事前承認	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第49条第2項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
利害関係人等からの請求	中小漁業融資保証法第35条（民法56条準用）	農林水産省	金融庁
財産の状況又は業務の執行について不整のかどを発見した場合の報告	中小漁業融資保証法第35条（民法59条準用）	農林水産省	金融庁
定款又は業務方法書の変更の認可(定款)(1)目的、名称、区域、事務所所在地(2)業務(3)会員の資格等の規定(4)出資金、剰余金、損失金、準備金(5)役員の数等(6)その他(業務方法書)(1)被保証人の資格等(2)保証の範囲(3)保証金額等の最高限度	中小漁業融資保証法第38条第2項	農林水産省	金融庁
設立の認可	中小漁業融資保証法第50条	農林水産省	金融庁
解散の決議の認可	中小漁業融資保証法第53条第2項	農林水産省	金融庁
合併の認可	中小漁業融資保証法第54条第2項	農林水産省	金融庁
清算完了の届出	中小漁業融資保証法第64条（民法83条準用）	農林水産省	金融庁
会員からの検査請求	中小漁業融資保証法第66条第1項	農林水産省	金融庁
会員からの議決、選挙等の取消請求	中小漁業融資保証法第68条第1項	農林水産省	金融庁
商品投資販売業者の許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条	経済産業省または農林水産省	金融庁、経済産業省、農林水産省
商品投資販売業者の許可の有効期間の更新	商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条第1項	経済産業省または農林水産省	金融庁、経済産業省、農林水産省
商品投資販売業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	商品投資に係る事業の規制に関する法律第9条	経済産業省または農林水産省	金融庁、経済産業省、農林水産省
商品投資販売業者の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条	経済産業省または農林水産省	金融庁、経済産業省、農林水産省
商品投資販売業者の廃業の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第11条第1項	経済産業省または農林水産省	金融庁、経済産業省、農林水産省
商品投資販売業者の(中間)業務報告書等の提出	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第14条第1項	経済産業省または農林水産省	金融庁、経済産業省、農林水産省
特定債権等譲受業者の許可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第30条	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の許可の有効期間の更新	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第35条第1項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第36条	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第37条	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業の全部又は一部の譲渡及び譲受けの認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第38条第1項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の法人の合併の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第38条第2項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の法人の分割の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第38条第2項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の廃業等の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第40条第1項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の他業兼営の許可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第41条第1項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の事業報告書の提出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第47条	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の許可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第52条	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の廃業等の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第53条第1項	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の許可の有効期間の更新	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第54条（第35条第1項準用）	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第54条（第36条準用）	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第54条（第37条準用）	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の事業報告書の提出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第65条（第47条準用）	経済産業省	金融庁
保険業免許を受けた者が保険契約者保護機構へ加入したときの報告	保険業法第265条の3第4項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の会員の脱退の承認	保険業法第265条の4第2項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の設立の認可	保険業法第265条の8第1項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の設立の登記の届出	保険業法第265条の11第2項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の定款の変更の認可	保険業法第265条の12第2項	金融庁	財務省
監事からの意見の受理	保険業法第265条の14第4項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の役員を選任又は解任の認可	保険業法第265条の15第2項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の運営委員の選任の認可	保険業法第265条の19第4項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の評価審査委員の選任の認可	保険業法第265条の20第3項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の会員名簿の提出	保険業法第265条の22	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の業務の委託の認可	保険業法第265条の29第1項第2号	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の業務規程の認可(変更を含む)	保険業法第265条の30第1項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の負担率の認可(変更を含む)	保険業法第265条の34第4項	金融庁	財務省
生命保険契約者保護機構の予算及び資金計画の認可(変更を含む。)	保険業法第265条の37第1項	金融庁	財務省
損害保険契約者保護機構の予算及び資金計画の提出(変更を含む。)	保険業法第265条の37第2項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の財務諸表等の承認	保険業法第265条の39第1項	金融庁	財務省

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
保険契約者保護機構の資金の借入れの認可	保険業法第265条の42	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の解散の認可	保険業法第265条の48第2項	金融庁	財務省
被統保険会社の財産評価に関する通知に係る事項の報告	保険業法第270条の2第6項	金融庁	財務省
資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の3第3項	金融庁	財務省
保険契約の承継における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の3の2第8項	金融庁	財務省
承継保険会社の設立等に係る出資の報告	保険業法第270条の3の3第3項	金融庁	財務省
承継保険会社の株式の譲渡等を行ったときの報告	保険業法第270条の3の4第4項	金融庁	財務省
承継協定の内容の報告	保険業法第270条の3の6第2項	金融庁	財務省
協定承継保険会社からの資産の買取りの決定の報告	保険業法第270条の3の7第2項	金融庁	財務省
協定承継保険会社との資金の貸付け等の契約内容の報告	保険業法第270条の3の8第2項	金融庁	財務省
承継保険会社の財産評価に関する通知に係る事項の報告	保険業法第270条の3の12第3項	金融庁	財務省
保険契約の再承継における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の3の14第2項	金融庁	財務省
保険契約の引受け決定に係る加入機構からの報告の受理	保険業法第270条の4第7項	金融庁	財務省
保険契約の再移転における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の5第2項	金融庁	財務省
補償対象保険金の支払に係る資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の7第2項	金融庁	財務省
保険金請求権等の買取りの決定に係る資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の8第3項	金融庁	財務省
追加払の際の支払額等の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の9第3項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の会員に対する資金の貸付けの決定に係る事項の報告	保険業法第270条の7第4項	金融庁	財務省
保険契約者等に対する資金の貸付けの決定に係る事項の報告	保険業法第270条の8第4項	金融庁	財務省
清算保険会社の資産の買取りの決定に係る事項の報告	保険業法第270条の8の3第2項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構と資産管理回収業務を目的の一つとする銀行との協定の認可	保険業法附則第1条の2の4第2項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構が協定銀行に資産の買取りの委託に関する報告	保険業法附則第1条の2の5第3項	金融庁	財務省
協定銀行との資金の貸付け等の契約内容の報告	保険業法附則第1条の2の7第2項	金融庁	財務省
生命保険契約者保護機構に生じた利益の国庫納付の際の計算書等の提出	保険業法施行令附則第10条第2項	金融庁	財務省
理事長による運営委員の解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第11条第2項	金融庁	財務省
理事長による評価審査会解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第18条第2項	金融庁	財務省
生命保険契約者保護機構の予算の流用等の承認	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第34条第2項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の収入支出等の報告	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第36条	金融庁	財務省
一括経理の基準の承認(生保)	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第40条第1項	金融庁	財務省
一括経理の基準の提出(損保)	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第40条第2項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の会計規程の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第46条第1項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の会計規程の変更届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第46条第2項	金融庁	財務省
火災共済協同組合等の事業方法書等の変更の認可	中小企業等協同組合法第57条の2	経済産業省	金融庁
保有することができる有価証券の承認	告示 保険契約者保護機構が保有することができる指定有価証券及び預金をすることができる指定金融機関	金融庁	財務省
証券会社が所属する投資者保護基金を脱退し他の投資者保護基金の会員となる場合の承認	証券取引法第79条の28第3項	金融庁	財務省
投資者保護基金の設立の認可	証券取引法第79条の30第1項	金融庁	財務省
投資者保護基金の設立の登記の届出	証券取引法第79条の33第2項	金融庁	財務省
投資者保護基金の定款変更の認可	証券取引法第79条の34第2項	金融庁	財務省
投資者保護基金の認可申請書の記載事項の変更届出	証券取引法第79条の34第3項	金融庁	財務省
投資者保護基金の監事の意見書提出	証券取引法第79条の36第4項	金融庁	財務省
投資者保護基金が保有できる有価証券の承認	証券取引法第79条の73第1号及び第2号の規定に基づき投資者保護基金の業務上の余裕金及び投資者保護資金の運用として、保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件 一ト	金融庁	財務省
投資者保護基金が預金できる金融機関の承認	証券取引法第79条の73第1号及び第2号の規定に基づき投資者保護基金の業務上の余裕金及び投資者保護資金の運用として、保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件 二ロ	金融庁	財務省
投資者保護基金の役員の認可	証券取引法第79条の37第2項	金融庁	財務省
投資者保護基金の総会の議決の報告	証券取引法第79条の41第3項	金融庁	財務省
投資者保護基金の運営審議会委員の認可	証券取引法第79条の45第4項	金融庁	財務省
投資者保護基金の業務の一部の委託の認可	証券取引法第79条の50第1項	金融庁	財務省
投資者保護基金の業務規程の変更認可	証券取引法第79条の51第2項	金融庁	財務省
投資者保護基金の会員から通知を受けたときの報告	証券取引法第79条の53第2項	金融庁	財務省
投資者保護基金の公告の報告	証券取引法第79条の55第4項	金融庁	財務省
投資者保護基金の返還資金融資決定の報告	証券取引法第79条の59第5項	金融庁	財務省
投資者保護基金の予算及び資金計画の提出	証券取引法第79条の69	金融庁	財務省

手続名	根拠法令	窓口府省	共管府省
投資者保護基金の財務諸表等の承認	証券取引法第79条の70第1項	金融庁	財務省
投資者保護基金の資金の借入の認可	証券取引法第79条の72	金融庁	財務省
投資者保護基金の解散の認可	証券取引法第79条の78第2項	金融庁	財務省
投資者保護基金の収入支出の報告	投資者保護基金に関する命令第15条<証券取引法>	金融庁	財務省
投資者保護基金の会計規程の承認	投資者保護基金に関する命令第22条第2項<証券取引法>	金融庁	財務省
予備審査の求め	労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令第8条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告書の提出の延期の承認	労働金庫法施行規則第16条第3項ただし書	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の休日とすることがやむを得ない日の休日の承認	労働金庫法施行令第6条第2項第2号	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の免許効力の延長の承認	労働金庫法第30条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の定款変更等の認可 (1)定款の変更(2)業務の種類又は方法の変更	労働金庫法第33条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会を代表する理事並びに常務に従事する役員又は参事の兼職についての認可	労働金庫法第36条第1項	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の会員による総会の招集にかかる認可	労働金庫法第48条	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の社債等の募集の受託及び担保付社債信託業務の認可	労働金庫法第58条の2第10項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の員外預金の受入れ又は員外貸付の認可	労働金庫法第58条の2第2項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の国債等の募集の取扱業務の認可	労働金庫法第58条の2第6項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の有価証券店頭デリバティブ取引等の認可	労働金庫法第58条の2第7項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の国債等の売買業務の内容及び方法の(変更)認可	労働金庫法第58条の2第8項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第9項後段	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の認可	労働金庫法第58条の2第9項前段	厚生労働省	金融庁
労働金庫の認可対象会社を子会社としようとする場合の認可	労働金庫法第58条の3第3項	厚生労働省	金融庁
労働金庫の基準株式数等を超えて株式を取得することとなる場合の承認	労働金庫法第58条の4第2項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の認可対象会社を子会社としようとする場合の認可	労働金庫法第58条の5第3項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の基準株式数等を超えて株式を取得することとなる場合の承認	労働金庫法第58条の6第3項(第58条の4第2項準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫の有価証券店頭デリバティブ取引等の認可	労働金庫法第58条第10項	厚生労働省	金融庁
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条第11項後段	厚生労働省	金融庁
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の認可	労働金庫法第58条第11項前段	厚生労働省	金融庁
労働金庫の信託業務の種類及び方法の(変更)認可	労働金庫法第58条第12項	厚生労働省	金融庁
労働金庫の国債等の募集の取扱業務の認可	労働金庫法第58条第9項	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の事業免許	労働金庫法第6条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部譲受けの認可	労働金庫法第62条第3項	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の認可事項実行の届出 (1)事業の開始(2)子会社の所有(3)子会社が子会社でなくなったとき(4)子会社が認可対象会社でなくなったとき(5)認可事項の実行(6)その他	労働金庫法第91条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の認可効力の延長の承認	労働金庫法第91条の3ただし書	厚生労働省	金融庁
会員からの検査請求	労働金庫法第93条第1項	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項(銀行法第13条第1項ただし書準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の連結ベースの大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項(銀行法第13条第2項準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の事務所等の臨時休業の(再開)届出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第16条第1項準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告書の提出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第19条第1項準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の子会社のかかる中間業務報告書、業務報告書の提出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第19条第2項準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の廃業及び解散等の認可	労働金庫法第94条第1項(銀行法第37条第1項準用)	厚生労働省	金融庁
金融機関の合併及び転換の認可(存続金融機関、新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合)	金融機関の合併及び転換に関する法律第6条第7項	厚生労働省	金融庁
認可事項の実行の届出 - 合併転換(存続金融機関、新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合)	金融機関の合併及び転換に関する法律第29条第4項	厚生労働省	金融庁
認可の効力の延長の承認(存続金融機関、新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合)	金融機関の合併及び転換に関する法律第29条第4項	厚生労働省	金融庁

対象手続件数 443件 (うち 金融庁が窓口 168件)

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添5

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 金融財政事情研究会	金融庁	財務省、文部科学省
社団法人 新金融安定化基金	金融庁	財務省
社団法人 前払式証券発行協会	金融庁	総務省、経済産業省
社団法人 漁業信用基金中央会	農林水産省	金融庁
社団法人 国際金融経済研究所	財務省	金融庁
社団法人 財政金融調査会	財務省	金融庁
社団法人 森林保険協会	農林水産省	金融庁
社団法人 ジェイエフマリンバンク支援協会	農林水産省	金融庁
社団法人 全国信用保証協会連合会	経済産業省	金融庁
社団法人 ジェイエイバンク支援協会	農林水産省	金融庁
社団法人 全国農協保証センター	農林水産省	金融庁
社団法人 全国労働金庫協会	厚生労働省	金融庁
財団法人 日本経済研究会	財務省	金融庁
社団法人 日本経済研究協会	財務省	金融庁
社団法人 日本経済研究センター	財務省	金融庁、文部科学省
社団法人 日本商品投資販売業協会	経済産業省	金融庁、農林水産省
社団法人 日本労働者信用基金協会	厚生労働省	金融庁
財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構	国土交通省	金融庁
社団法人 不動産証券化協会	国土交通省	金融庁
財団法人 日本クレジットカウンセリング協会	経済産業省	金融庁
対象法人数 20法人 (うち 金融庁が窓口 3法人)		

総務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「総務省行政手続の電子化推進アクション・プラン」に基づき、2003年度末(平成15年度末)までに行政手続のオンライン化を着実に実施する。特に、国民等と行政との間の申請・届出等手続1,283件のうち1,242件について、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う申請・届出等手続については、対象手続851件のうち838件を2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化する。(別添1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

総務省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。(別添2)

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続、社会経済環境の変化等により必要性が失われたと判断される手続289件の手続を対象として、2003年(平成15年)12月までに廃止の可否について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

なお、3件の手続については、2003年度末(平成15年度末)までに廃止する。

申請・届出等の頻度軽減

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続3件を対象として、2003年(平成15年)12月までに頻度軽減の可否について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003年（平成15年）12月までに、（ ）法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、（ ）企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

なお、延べ40件の手続については、公的個人認証サービスによる電子証明書の活用等により、2003年度末（平成15年度末）までに添付書類の一部を省略可能とする。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、決裁・供覧システムや審査支援データベースの整備・活用、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続237件を対象として、2003年（平成15年）12月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請・届出システムの整備を推進するため、以下の取組を実施する。

- （ ）企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう、電子申請・届出システムの仕様を2003年度末（平成15

年度末)までに公開する。

- () 複数の申請を一括して一回で行うことができる機能を2005年度末(平成17年度末)までに整備する。

オンラインによる手続については、引き続き、原則365日24時間の受付を実施する。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、可能な限りオンラインで提出、又は省略可能とすることができるようにするため、以下の取組を実施する。

- () 総務省所管の法令に基づき、総務省が発行する証明書等29件について、2003年度末(平成15年度末)までに電子化又は省略可能な環境を整備する。また、地方公共団体、独立行政法人等が発行する証明書等14件については、2003年度末(平成15年度末)までに電子化又は省略可能な環境の整備について実施方策を提示する。
(別添3)

- () 総務省所管の法令に基づき、民間が発行する証明書等1件を対象として、2003年(平成15年)12月までに電子化の可否について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。(別添4)

総務省のホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利点などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

また、申請者等を対象者とする利用説明会や講習会の定期的な開催、申請窓口や業界団体を通じたオンライン利用の要請など、行政手続のオンライン利用に関する普及促進を行う。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で総務省が所管する共管手続72件のうち6件については、総務省が窓口府省となり、2003年度末（平成15年度末）までにオンライン化する。（別添5）

また、共管公益法人に係る手続については、総務省が所管する公益法人52法人のうち32法人は総務省が窓口府省となり、2003年度末（平成15年度末）までにオンライン化する。（別添6）

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの2005年度末（平成17年度末）までの整備に向け、e-Govから^{イ・ガブ}総務省の手続へ直接アクセスできるよう、電子申請・届出システムとe-Govとの^{イ・ガブ}連携を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、総務省においては、以下の取組を実施する。

「総務省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」に基づき、2003年度（平成15年度）までを計画期間とする「行政情報の電子的提供に関する実施計画」を着実に実施するとともに、引き続き「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえた情報提供の充実を図る。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を2003年（平成15年）12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かり

やすく体系的、一元的な情報提供を行う。

^{イ・ガブ}
e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

関係府省と協力し、国の統計を国民が高度に利活用できるよう、政府統計を総合的かつ一元的に提供する「統計データ・ポータルサイト」を2004年（平成16年）1月までに構築する。また、地域経済活性化等に資するため、2005年度末（平成17年度末）までに都道府県・市町村に係る統計情報の拡充等を図る。

（２）多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請・届出システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、総務省においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度末（平成15年度末）までに、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を徹底する。

電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るための環境整備として、地方支分部局において、引き続き、国民等が行政情報に接続することができる環境を提供するとともに、日本郵政公社に対し、郵便局施設の利用について協力を依頼する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供について、2003年度末（平成15年度末）までに、提供すべき情報を選定し、情報内

容を作成する。

電子申請・届出システムについて、技術動向を踏まえつつ、多様なOS（オペレーティングシステム）に対応できるよう検討を進めるとともに、地上デジタル放送を活用した行政サービス提供に関する調査研究等、オンラインによる手続を容易に行うことができる技術環境の整備に向けた取組を実施する。

また、利用者向けに設置する相談窓口において、引き続き、電子申請・届出システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内を受け付け、利用者におけるオンライン申請を支援する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までを目途に、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム

一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム

所管個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための総務省行動計画（アクション・プログラム）」（別添7）に基づき、必要な見直しを行う。

共通的な環境整備

1 推進体制の充実・強化

省内の業務・システムの最適化を推進するため、2003年（平成15年）7月までに総務省行政情報化推進委員会の機能を見直し、これまでの情報化に関する方針の策定・推進という役割に加えて、IT化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保等も担う組織として明確化するとともに、同組織において、業務分析、情報化推進に必要な予算・執行の調整、これらの業務を担う人材の育成等を実施するものとする。

また、2003年（平成15年）12月までに、総務省行政情報化推進委員会内に、CIO補佐官を配置するとともに、総務省行政情報化推進委員会における位置付けを明確化する。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1) 外部委託の推進

増大する情報システム関係業務を適切に対処するため、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」（2000年（平成12年）3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）を踏まえ、引き続き、外部委託を推進することにより事務負担の軽減を図るとともに、システムの設計、企画等の業務についても十分な知識と経験を有する外部の専門家を積極的に活用する等により、効率的かつ効果的な業務遂行を実現する。

(2) アイピーバージョンシックス I P v 6 の導入

効率的かつ効果的なネットワーク管理を図るため、2003年度（平成15年度）から総務省 ラ N システムの アイピーバージョンシックス I P v 6 化を段階的に進める。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化

「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（2000年（平成12年）7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002年（平成14年）11月28日一部改定）に沿って、2002年度（平成14年度）に改定した情報セキュリティポリシーに基づき、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずるとともに、次の取組を実施する。

- (1) 総務省 L A Nシステムに監査システムを2003年度（平成15年度）に導入し、サーバ、利用者端末の設定、利用状況等について日常的に監査し、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。
- (2) 電子申請・届出システムなど共通的基盤システムについて、セキュリティ監査を定期的を実施するとともに、第三者の立場から助言、評価等を行う外部専門家による情報セキュリティ対策支援チームを設け、省内の情報システムについて適切かつ効果的な情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 職員の情報活用能力の育成を目的とし、情報セキュリティを中心とした I T 研修（集合研修・オンライン研修）及び情報セキュリティ訓練を定期的を実施する。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						実施困難なもの
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	
国が扱う手続	851	560	66%	278	33%	838	98%	1	0%	12
地方公共団体が 扱う手続	405	375	93%	2	0%	377	93%	0	0%	28
独立行政法人等 が扱う手続	27	16	59%	11	41%	27	100%	0	0%	0
計	1,283	951	-	291	-	1,242	-	1	-	40

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
清算中に就職した清算人の届出	民法第77条第2項	
設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	民法第77条第3項	
公益信託の引受けの許可の申請	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第2条	
財産移転の報告	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第3条	
信託財産の取得の許可の申請	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第7条	
公益信託の受託者の辞任の許可の申請	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第9条	
受託者の解任の請求	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第10条	
新受託者の選任の請求	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第11条	
信託管理人の選任の請求	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第12条	
受託者の氏名等の変更の届出	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第13条	
公益信託の終了の報告	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第16条	
特定公益信託の証明（所得税法施行令第217条の2及び法人税法施行令第77条の2関係）	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続2	
特定公益信託の認定（所得税法施行令第217条の2及び法人税法施行令第77条の2関係）	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続4	
特定公益信託の証明（租税特別措置法施行令第40条関係）	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続2	
特定公益信託の認定（租税特別措置法施行令第40条関係）	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続4	
科学又は教育の振興に寄与することが著しい公益法人等の証明	租税特別措置法施行規則第23条の4第3項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続2	
公益法人等有する未利用地の供用計画の確認	地価税法第6条第2項第2号イ及びロ	
支援事業実施機関の指定の申請	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条	
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項	
参議院比例代表選出議員選挙における再立候補者による通常葉書等の再交付の請求	公職選挙法施行令第132条の12第2項	
存続政党届・新設政党届・分割政党届	政党助成法第23条第4項	
道府県たばこ税・市町村たばこ税の申告書の提出期限の特例に係る申請	地方税法第74条の10第3項及び第473条第2項	
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究（国際共同試験研究）に係る総務大臣認定申請（租税特別措置法施行令第5条の3第6項第4号（ロ）関係）	租税特別措置法施行令第5条の3第6項第4号（ロ）及び第27条の4第5項第4号（ロ）	
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究（国際共同試験研究）に係る総務大臣認定申請（租税特別措置法施行令第27条の4第5項第4号（ロ）関係）	租税特別措置法施行令第5条の3第6項第4号（ロ）及び第27条の4第5項第4号（ロ）	
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究（ネットワーク産学共同研究）に係る総務大臣認定申請（租税特別措置法施行令第27条の4第5項第6号関係）	租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号及び第27条の4第5項第6号	
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究（ネットワーク産学共同研究）に係る総務大臣認定申請（租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号関係）	租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号及び第27条の4第5項第6号	
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究（産学共同研究）に係る総務大臣認定申請（租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号関係）	租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号及び第27条の4第5項第6号	
受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施計画の認定を受けるための提出	受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法第4条第1項	
受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施計画の変更の認定の申請	受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法第5条第1項	
受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施状況の報告	受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法第10条	
放送番組素材利用促進事業実施計画の認定を受けるための提出	放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法第4条第1項	
放送番組素材利用促進事業実施計画の変更の認定を受けるための提出	放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法第5条第1項	
放送番組センターの指定申請	放送法第53条第1項	
地域振興に資する放送番組制作事業者（個人）の認定の申請	租税特別措置法施行令第5条の14第3項	
地域振興に資する放送番組制作事業者（個人）の認定申請書等の内容変更に係る届出	平成11年郵政省告示第820号第4条	
地域振興に資する放送番組制作事業者（法人）の認定申請書等の内容変更に係る届出	平成11年郵政省告示第821号第4条	
事後設立における検査役調査に関する特例に係る認定	新事業創出促進法第11条の4第1項	廃止

手続名	根拠法令	備考
事後設立における検査役調査に関する特例に係る証明を受けたことの報告	新事業創出促進法第11条の4第2項	廃止
特定施設の整備事業の実施状況に関する報告	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第57条	
特定事業計画の申請	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第16条第1項	
特定事業計画の変更の申請	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第17条第1項	
特定事業の実施状況に関する報告	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第36条	
移転計画の申請	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	
移転計画の変更の申請	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	
認定計画の実施状況に関する報告	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第38条	
非標準機能提供者コードに関する変更の届出	昭和63年郵政省告示第864号第6条	
非標準機能提供者コードに関する廃止の届出	昭和63年郵政省告示第864号第7条	
国内標準に関するオブジェクト識別子構成要素値指定の申請	平成2年郵政省告示第730号第3条、第4条及び第5条	
オブジェクト識別子構成要素値指定に関する変更の届出	平成2年郵政省告示第730号第9条	
オブジェクト識別子構成要素値指定に関する廃止の届出	平成2年郵政省告示第730号第10条	
I T U - T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定の申請	平成4年郵政省告示第406号第4条、第5条及び第6条	
I T U - T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の変更の届出	平成4年郵政省告示第406号第8条	
I T U - T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関に関する業務の廃止の届出	平成4年郵政省告示第406号第10条	
高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する計画の変更の認定申請	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第5条第1項	
高度テレビジョン放送施設整備事業の実施状況の報告	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第9条	
多重放送に関する資料等の提出	放送法第53条の9	
有料放送(多重放送以外(人工衛星の無線局により行われる放送を除く。))の役務の提供料金認可の申請	放送法第52条の4第1項前段	
有料放送(多重放送以外(人工衛星の無線局により行われる放送を除く。))の役務の提供料金についての変更認可の申請	放送法第52条の4第1項後段	
受託放送役務の提供条件の届出	放送法第52条の10第1項前段	
委託放送事業者の相続による地位の承継の届出	放送法第52条の18第1項	
放送事業者との間の協議の裁定申請	有線テレビジョン放送法第13条第3項	
再送信の役務の提供条件についての契約約款の認可の申請	有線テレビジョン放送法第14条第1項前段	
再送信の役務の提供条件についての契約約款の変更の認可の申請	有線テレビジョン放送法第14条第1項後段	
第一種電気通信事業の許可申請	電気通信事業法施行規則第3条第1項、第2項、第3項及び第4項	
事業開始期間の延長申請	電気通信事業法施行規則第5条	
事業開始の届出	電気通信事業法施行規則第8条	
氏名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第9条	
電気通信役務の種類等の変更の許可申請	電気通信事業法施行規則第10条	
軽微な事項の届出	電気通信事業法施行規則第12条	
変更の延長申請	電気通信事業法第14条第4項	
変更の開始届出	電気通信事業法第14条第4項	
事業の譲渡し及び譲受けの認可申請	電気通信事業法施行規則第14条	
法人の合併及び分割の認可申請	電気通信事業法施行規則第15条	
相続の認可申請	電気通信事業法施行規則第16条	
電気通信事業の休止又は廃止の許可申請	電気通信事業法施行規則第17条	
法人の解散決議又は総社員の同意の認可申請	電気通信事業法施行規則第18条	
土地等の使用の協議の認可の申請	電気通信事業法施行規則第41条	
土地等の使用の協議結果の届出	電気通信事業法施行規則第42条	
土地等の使用の裁定の申請	電気通信事業法施行規則第43条	
土地等の使用の裁定の申請書の受理に対する意見書の提出	電気通信事業法第76条	
土地等の一時使用の許可の申請	電気通信事業法施行規則第44条	
土地等の立入の許可の申請	電気通信事業法施行規則第44条	
土地等の植物の伐採の許可の申請	電気通信事業法施行規則第45条	
土地等の植物の伐採の届出	電気通信事業法第81条第3項	
線路の移転等の裁定の申請	電気通信事業法施行規則第47条	
線路の移転等の裁定の申請書の受理に対する意見書の提出	電気通信事業法第83条第4項	
公用水面の使用の届出	電気通信事業法第85条第1項	
公用水面の使用の変更を要しない旨の認可の申請	電気通信事業法施行規則第48条	

手続名	根拠法令	備考
水底線路の保護区域の指定の申請	電気通信事業法施行規則第49条	
水底線路の保護区域の指定を要しなくなった旨の届出	電気通信事業法施行規則第49条	
電気通信事業会計規則によらないことの許可の申請	電気通信事業会計規則第2条	
電気通信事業会計規則に基づく財務諸表の提出	電気通信事業会計規則第17条	
附属明細書に関する経過措置としての役員別損益明細表等の提出	電気通信事業会計規則附則第3項	
会社の目的達成業務の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第2項	
他の都道府県における地域電気通信業務の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第4項	
会社の新株予約権付社債発行の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第4条第2項	
地域会社の新株発行の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第5条第2項	
地域会社の新株予約権付社債発行の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第5条第2項	
会社の取締役及び監査役解任の決議の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第10条第2項	
会社及び地域会社の合併決議の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第11条第1項	
会社及び地域会社の分割決議の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第11条第1項	
会社及び地域会社の解散決議の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第11条第1項	
会社及び地域会社の事業計画変更の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第12条	
地域会社の重要な電気通信設備の担保提供の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第14条	
会社の新株発行の届出	日本電信電話株式会社等に関する法律附則第14条第1項	
会社及び地域会社の監査結果に基づく意見の提出	日本電信電話株式会社等に関する法律第15条第2項	
会社及び地域会社の業務に関する規程の届出	日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第14条第1項	
指定試験機関の指定の申請	工事担任者規則第43条	
指定試験機関の名称等の変更等の届出	工事担任者規則第44条第1項	
試験事務の休廃止の許可の申請	工事担任者規則第53条	
第一種電気通信事業者の電気通信業務の一部の委託に関する認可の申請	電気通信事業法施行規則第13条	
特定電気通信業務に関する料金の料金指数が基準料金指数を超える場合の認可の申請	電気通信事業法施行規則第19条の8	
接続約款の届出	電気通信事業法施行規則第23条の11	
第一種電気通信事業者の接続に係る申立て	電気通信事業法施行規則第23条の14	
第一種指定電気通信設備との接続に関する認可接続約款等に係る接続協定の届出	電気通信事業法施行規則第23条の9	
第一種電気通信事業者に係る共用に係る申立て	電気通信事業法施行規則第25条の3	
第一種電気通信事業者に係る共用に係る裁定の申請	電気通信事業法施行規則第25条の4	
第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款に係る接続協定の届出	電気通信事業法第38条の3第6項	
第一種電気通信事業者に係る第一種指定電気通信設備の共用の協定の締結又は変更の認可の申請	電気通信事業法第39条の3第1項	
卸電気通信業務を提供する契約の締結又は変更の届出	電気通信事業法施行規則第25条の5	
卸電気通信業務に係る契約約款の届出	電気通信事業法施行規則第25条の6	
卸電気通信業務に係る契約約款による契約の締結又は変更の届出	電気通信事業法第39条の5第5項	
電話加入質権の手数料認可の申請	電話加入者質権に関する臨時特例法第13条	
有線放送電話業務の契約約款の届出及び変更の届出	有線放送電話規則第7条第2項	
第一種電気通信事業者の役員に関する料金の届出	電気通信事業法施行規則第19条	
第一種電気通信事業者の契約約款の認可の申請	電気通信事業法施行規則第21条	
第一種電気通信事業者の契約約款の届出	電気通信事業法施行規則第21条の2	
第一種電気通信事業者の契約約款に関する届出(標準契約約款に係る届出)	電気通信事業法施行規則第22条	
第一種電気通信事業者に係る接続に関する協定の届出	電気通信事業法施行規則第23条の10	
接続約款に係る接続協定の届出	電気通信事業法施行規則第23条の13	
第一種電気通信事業者に係る共用に関する協定の届出及び変更の届出	電気通信事業法施行規則第25条の2	
第一種電気通信事業者に係る外国政府、外国人、外国法人との協定の締結、変更、廃止の認可	電気通信事業法施行規則第26条	
総合デジタル通信網対応設備設置状況報告	電気通信事業報告規則第1条	廃止
電気通信業務通信用量等状況報告(第二種電気通信事業者)	電気通信事業報告規則第2条	
電気通信業務収入状況報告	電気通信事業報告規則第2条	
一般第二種電気通信事業の届出	電気通信事業法施行規則第33条の2第1項	
一般第二種電気通信事業者の氏名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第33条の2第3項	
一般第二種電気通信事業者の役務の種類等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第33条の2第4項	
一般第二種電気通信事業者の地位の承継の届出	電気通信事業法施行規則第34条第1項	
一般第二種電気通信事業の休止又は廃止の届出	電気通信事業法施行規則第34条第2項	
一般第二種電気通信事業者たる法人の解散の届出	電気通信事業法施行規則第34条第3項	
特別第二種電気通信事業の登録申請	電気通信事業法施行規則第35条第1項	
特別第二種電気通信事業者の役務の種類等の変更の登録申請	電気通信事業法施行規則第36条第2項	
特別第二種電気通信事業者の氏名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第36条第4項	
特別第二種電気通信事業者の地位の承継の届出	電気通信事業法施行規則第37条第1項	

手続名	根拠法令	備考
特別第二種電気通信事業の休止又は廃止の届出	電気通信事業法施行規則第37条第2項	
特別第二種電気通信事業者たる法人の解散の届出	電気通信事業法施行規則第37条第3項	
特別第二種電気通信事業者に係る接続に関する協定の届出及び変更の届出	電気通信事業法施行規則第40条(準用第23条の10)	
一般第二種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者の接続に係る裁定の申請	電気通信事業法施行規則第40条(準用第23条の15)	
一般第二種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者の接続に係る申立て	電気通信事業法施行規則第40条(準用第23条の15)	
卸電気通信役務の提供をする契約締結(変更)届出	電気通信事業法施行規則第40条(準用第25条の2)	
特別第二種電気通信事業者に係る共用に関する協定の届出及び変更の届出	電気通信事業法施行規則第40条(準用第25条の2)	
特別第二種電気通信事業者に係る共用に係る申立て	電気通信事業法施行規則第40条(準用第25条の3)	
特別第二種電気通信事業者の契約約款に関する届出	電気通信事業法第31条の4第9項	
特別第二種電気通信事業者に係る第一種指定電気通信設備の共用の協定の認可の申請	電気通信事業法第39条の3第1項	
特別第二種電気通信事業者に係る外国政府、外国人、外国法人との協定の締結、変更、廃止の認可	電気通信事業法第40条	
漏えいに関する基準の届出	事業用電気通信設備規則第20条の2	
通話品質の基準の届出	事業用電気通信設備規則第35条の4	
主要専用設備の伝送品質基準の届出	事業用電気通信設備規則第36条	
電気通信設備の特例措置の承認の申請	事業用電気通信設備規則第54条	
指定認定機関の名称等の変更の届出	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第12条	
認定及び認証の業務の休廃止の許可の申請	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第20条	
承認認定機関の承認の申請	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第23条第1項	
承認認定機関の名称等の変更の届出	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第26条	
承認認定機関の業務規程の認可の申請	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第26条	
承認認定機関の業務規程の変更の認可の申請	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第26条	
認定外国試験事業者の地位の変更の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令準用第13条第2項	
認定試験事業者の変更の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第10条	
認定試験事業者の認定証の訂正の申請	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第11条第1項	
認定試験事業者の認定証の再発行の請求	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第12条第1項	
認定試験事業者の地位の承継の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第13条第2項	
認定試験事業者の変更の承認	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第13条第2項	
認定試験事業者の廃止の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第14条第1項	
認定外国試験事業者の変更の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条(準用第10条)	
認定外国試験事業者の認定証の訂正の申請	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条(準用第11条第1項)	
認定外国試験事業者の認定証の再発行の請求	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条(準用第12条第1項)	
認定外国試験事業者の廃止の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条(準用第14条第1項)	
認定外国試験事業者の変更の承認	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条(準用第9条第1項)	
認定外国試験事業者の試験能力の認定の申請	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条(準用)、第7条第1項	
事業者の試験能力の認定の申請	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第7条第1項	
管理規程の届出	電気通信事業法施行規則第28条	
管理規程の変更の届出	電気通信事業法施行規則第28条第2項	
端末設備の技術的条件の認可の申請	電気通信事業法施行規則第30条	
自営電気通信設備の接続の技術的条件の認可の申請	電気通信事業法施行規則第30条	
事業開始前の技術基準確認申請	電気通信事業法施行規則第6条第1項から第3項	
変更に係る技術基準適合確認申請	電気通信事業法第14条第4項(準用第12条第4項)	
承認認定機関の業務の休廃止の届出	電気通信事業法第72条の3第3項	
養成課程に係る事項の変更の承認申請	電気通信主任技術者規則第31条第1項	
養成課程に係る事項の変更の届出	電気通信主任技術者規則第31条第2項	

手続名	根拠法令	備考
養成課程廃止の届出	電気通信主任技術者規則第35条第1項	
専門的知識及び能力を有する者の認定の申請	電気通信主任技術者規則第37条	
指定試験機関の指定の申請	電気通信主任技術者規則第45条第1項	
指定試験機関の名称等の変更等の届出	電気通信主任技術者規則第46条第1項	
試験事務規程の認可の申請	電気通信主任技術者規則第51条第1項	
試験事務規程の変更の認可の申請	電気通信主任技術者規則第51条第2項	
試験事務の休廃止の許可の申請	電気通信主任技術者規則第55条	
高度通信施設整備事業に係る固定資産税の軽減措置に関する証明(地方税法施行令附則第11条第43項関係)	地方税法施行令附則第11条第43項	
施設整備事業(高度通信施設整備事業)の実施に関する計画に係る電気通信基盤充実事業の実施状況の報告	電気通信基盤充実臨時措置法第12条	
信頼性向上施設整備事業の実施に係る施設整備事業の実施状況の報告の徴収	電気通信基盤充実臨時措置法第12条	
指定講習機関の指定の申請	電波法第39条の2第2項	
指定試験機関の指定の申請	電波法第46条第2項	
船舶局無線従事者証明に関する報告	電波法第81条の2第1項	
船舶局無線従事者証明の効力確認のための書類の提出	電波法第81条の2第2項	
認定再訓練課程の認定の申請	無線従事者規則第62条	
認定新規訓練課程の廃止の届出	無線従事者規則第68条第1項	
認定再訓練課程の廃止の届出	無線従事者規則第68条第1項	
認定再訓練課程に係る資料の提出	無線従事者規則第69条第1項	
報告の徴収	電波法第102条の9	
重要無線通信の障害防止のための協議に関するあっせんの申出	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第10条	
無届高層建築物等に対する届出命令に対する届出	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条、第11条	
無届高層建築物等の予定工事届	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	
電波有効利用促進センターの指定の申請	電波法施行規則第51条の5	
電波有効利用促進センターの名称の変更の届	電波法施行規則第51条の6	
電波有効利用促進センターの業務規程の変更の認可の申請	電波法施行規則第51条の8第2項	
電波有効利用促進センターに対する報告徴収	電波法第102条の17第5項(準用第38条の12)	
特定基地局の開設計画の認定事項の変更の届出	電波法施行規則第11条の2の2第2項	
人工衛星局の無線設備設置場所変更命令に対する措置の報告	電波法施行規則第42条	
特定基地局の開設計画の変更認定	電波法第27条の14第1項	
開設計画に係る特定基地局の周波数の指定変更	電波法第27条の14第3項	
認定計画の有効期間の延長	電波法第27条の14第4項	
認定開設者の地位の継承の許可	電波法第27条の16	
認定開設者の地位の継承の届出	電波法第27条の16	
周波数等の変更の命令に対する措置の報告	電波法第71条第6項	
無線通信の秩序維持等確保のための報告	電波法第81条	
認定開設者の地位の承継の申請	無線局免許手続規則第25条の8	
特定基地局の開設計画の認定	無線局免許手続規則第25条の4から第25条の8まで	
較正の業務の休廃止の届出	測定器等の較正に関する規則第16条	
高周波利用設備の型式指定を受けた者の氏名又は名称の変更の届出	電波法施行規則第46条の3第4項	
高周波利用設備の運用(発射)停止命令後の適合報告の提出	電波法第100条第5項	
指定較正機関からの報告の聴取	電波法第102条の18第8項(準用第38条の12第1項)	
認定外国点検事業者に対する報告の徴収	電波法第24条の8第3項、第24条の9第1項	
認定外国点検事業者の認定事業の廃止の届出	電波法第24条の9第2項	
指定証明機関の事業計画等の提出	電波法第38条の9第1項	
指定証明機関の事業計画等の変更の提出	電波法第38条の9第1項	
指定証明機関の事業報告等	電波法第38条の9第2項	
技術基準適合証明の業務の休廃止の許可申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第19条	
認証に係る申請書記載事項変更の報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第27条	
認証を受けた特定無線設備の変更に係る報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第27条第1項	
特定無線設備の工事設計についての認証の取消の報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第28条第3項	
特定無線設備の工事設計についての認証の業務の休廃止の許可申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第29条	
承認証明機関が行った証明の報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第33条第2項	
承認証明機関が行った証明の取消しの報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第38条第3項	
承認証明機関の承認の申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第39条	
承認証明機関の名称等の変更の届出	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第40条	
承認証明機関の業務規程の認可申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第44条第1項	
承認証明機関の業務規程の変更の認可申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第44条第2項	
承認証明機関が行う証明の業務の休廃止の届出	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第46条	
承認証明機関が行った認証の報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第50条第2項	

手続名	根拠法令	備考
承認証明機関が行った認証に係る申請書記載事項変更の報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第53条	
承認証明機関が行った認証の取消しの報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第54条第3項	
承認証明機関が行う認証の業務の休廃止の届出	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第55条	
技術基準適合証明の取消しの報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第7条の3第3項	
認定外国点検事業者の認定証の訂正	認定点検事業者等規則第13条の2第2項	
認定外国点検事業者の認定証の再交付の申請	認定点検事業者等規則第13条の2第2項	
認定外国点検事業者の業務の実施の方法の変更の承認	認定点検事業者等規則第13条の2第2項	
認定外国点検事業者の地位の承継の届出	認定点検事業者等規則第13条の2第2項	
被停止局からの申し出	電波法第72条第2項	
総務大臣の建設した無線方位測定装置の設置場所から1キロメートル以内の地域における建造物又は工作物の建設の届出	電波法第102条第1項	
計算担当機関識別コードの届出	国際電気通信条約に付随する国際電気通信規則付録第2第2項の規定に基づく計算担当機関の指定に関する規程第6条	
廃止の届出	国際電気通信条約に付随する国際電気通信規則付録第2第2項の規定に基づく計算担当機関の指定に関する規程第8条	
船舶局等の名簿の届出	国際電気通信条約に付随する国際電気通信規則付録第2第2項の規定に基づく計算担当機関の指定に関する規程第9条	
指定法人の指定の申請	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第37条	
特別防災区域の指定に伴う第一種事業所に係る氏名等の届出	石油コンビナート等災害防止法第6条第1項	
製造所等の設置の許可	消防法第11条第1項前段	
製造所等（移送取扱所）において取扱う危険物の品名、数量または指定数量の倍数の変更の届出	消防法第11条の4第1項	
製造所等（移送取扱所）の用途廃止の届出	消防法第12条の6	
危険物保安統括管理者選解任の届出	消防法第12条の7第2項	
指定試験機関の指定申請（危険物取扱者試験）	消防法第13条の5第2項	
予防規程の認可	消防法第14条の2第1項前段	
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	消防法第14条の3第1項	
完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令第8条第4項	
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査時期の変更の承認	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項	
工事計画の認可	石油パイプライン事業法第15条第1項	
工事計画の認可申請期限の延長	石油パイプライン事業法第15条第4項	
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項	
事業用施設の工事の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第1項	
完成検査を受ける期限の延長	石油パイプライン事業法第16条第3項	
工事不要の事業用施設の検査	石油パイプライン事業法第18条第1項	
軽微な工事等の実施の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	
工事計画の変更の認可（第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの）	石油パイプライン事業法第19条第4項	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項	
保安規程の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項前段	
事故速報及び事故詳細の報告	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令第10条第1項	
特殊設計の認可	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第3条第2項	
保安技術者の特例選任の承認	石油パイプラインの事業用施設の保安に関する省令第4条第3項	
保安検査時期の変更の承認	石油パイプラインの事業用施設の保安に関する省令第6条第2項	
指定試験機関の指定申請（消防設備士試験）	消防法第17条の9第2項	
登録検定機関の登録申請	消防法第21条の45	
手続件数	289件	

申請・届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令	これまでの頻度
交付金の交付請求書の提出	政党助成法第11条第2項及び第27条第6項	年4回
放送局の抄録の提出	電波法施行規則第41条	年2回
委託放送業務日誌抄録の提出	放送法施行規則第17条の25	年2回
手続件数	3件	-

添付書類の省略、廃止

(1) 法令に義務付けがない添付書類の廃止

2003年（平成15年）12月までに廃止可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

(2) 公表資料等を活用する添付省略

2003年（平成15年）12月までに省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

(3) 既往の閣議決定等に基づく省略、廃止

手続名	根拠法令	備考
公益法人の設立の許可の申請	総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第3条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
公益法人の定款又は寄附行為の変更認可の申請	総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第5条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
登記事項変更の届出	総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第9条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
公益信託の引受けの許可の申請	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第2条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
信託条項の変更の認可の申請	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第8条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
受託者の氏名等の変更の届出	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第13条	商業法人登記簿謄抄本を省略
恩給の支給郵便局の変更の届出	恩給給与細則第12条	新支給郵便局の証明印の廃止
交付金の交付請求書の提出	政党助成法第11条第2項及び第27条第6項	商業法人登記簿謄抄本を省略
放送番組センターの指定申請	放送法第53条第1項	商業法人登記簿謄抄本を省略
地域振興に資する放送番組制作事業者（個人）の認定	租税特別措置法施行令第6条第3項	住民票の写しを省略
地域振興に資する放送番組制作事業者（法人）の認定	租税特別措置法施行令第28条の9第8項	商業法人登記簿謄抄本を省略
実施計画の認定	新事業創出促進法第11条の2第1項	商業法人登記簿謄抄本を省略
事業計画の変更の届出	電波法施行規則第43条の3第1項	商業法人登記簿謄抄本を省略
会社の取締役及び監査役の選任の決議の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第10条第2項	戸籍謄抄本を省略
工事担任者資格者証の交付の申請	工事担任者規則第37条	住民票の写しを省略
工事担任者資格者証の再交付の申請	工事担任者規則第40条	住民票の写しを省略
指定試験機関の指定の申請	工事担任者規則第43条	商業法人登記簿謄抄本を省略
電気通信主任技術者資格者証の交付の申請	電気通信主任技術者規則第39条第1項	住民票の写しを省略
電気通信主任技術者資格者証の訂正の申請	電気通信主任技術者規則第41条第1項	住民票の写しを省略
電気通信主任技術者資格者証の再交付の申請	電気通信主任技術者規則第42条第1項	住民票の写しを省略
無線従事者の免許の申請	無線従事者規則第46条	住民票の写し（住民票のある者に限る。）を省略
認定点検事業者の地位の承継の届出	電波法第24条の5第2項	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
一般信書便事業の許可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第6条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
一般信書便事業の事業計画の変更認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第12条第1項	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
一般信書便事業の譲渡し及び譲受けの認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第13条第1項	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
一般信書便事業たる法人の合併及び分割の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第13条第2項	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
一般信書便事業の相続の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第14条第1項	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略

手続名	根拠法令	備考
特定信書便事業の許可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第29条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
特定信書便事業の事業計画の変更の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
特定信書便事業の譲渡し及び譲受けの認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
特定信書便事業たる法人の合併及び分割の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
特定信書便事業の相続の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条	住民票の写し、商業法人登記簿謄抄本を省略
第一種事業者の氏名等の変更の届出	石油コンビナート等災害防止法第13条第1項	商業法人登記簿謄抄本を省略
第一種事業者の地位の承継の届出	石油コンビナート等災害防止法第14条第3項	商業法人登記簿謄抄本を省略
指定試験機関の指定申請（危険物取扱者試験）	消防法第13条の5第2項	登記簿謄本を省略
手続件数		35件

(4) (1)～(3)以外の省略、廃止

手続名	根拠法令	備考
交付金の交付請求書の提出	政党助成法第11条第2項及び第27条第6項	印鑑証明書を省略
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究(国際共同試験研究)に係る総務大臣認定申請	租税特別措置法施行令第5条の3第6項第4号(ロ)及び租税特別措置法施行令第27条の4第5項第4号(ロ)	認定申請書の写しを省略
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究(ネットワーク産学共同研究)に係る総務大臣認定申請	租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号及び租税特別措置法施行令第27条の4第5項第6号	認定申請書の写しを省略
承認証明機関の承認の申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第39条	財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるものを廃止
指定証明機関の指定の申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第9条	財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの、事業計画書及び収支予算書を廃止
手続件数		5件

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
公益法人の定款又は寄附行為の変更認可の申請	総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第5条	
事業計画書及び収支予算書の変更の届出	総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第7条	
登記事項変更の届出	総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第9条	
信託条項の変更の認可の申請	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第8条	
受託者の氏名等の変更の届出	総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第13条	
恩給受給者の住所変更の届出	恩給給与規則第34条	
恩給の支給郵便局の変更の届出	恩給給与細則第12条	
国外に居住する受給者の受領代理人変更の届出	恩給給与細則第13条第1項	
恩給受給者の改氏名の届出	恩給給与規則第38条	
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項	
衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党等の綱領、党則、規約の異動の届出	公職選挙法第86条の5第6項	
衆議院・参議院比例代表選挙の選挙事務所設置・異動届出	公職選挙法第130条第2項	
参議院比例代表選挙の出納責任者異動の届出	公職選挙法第182条第1項及び第2項	
参議院比例代表選出議員選挙における出納責任者の職務代行届出	公職選挙法第183条第3項及び第4項	
政党交付金の交付を受ける政党の届出の異動届	政党助成法第5条第3項及び第6条第2項	
受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施計画の変更の認定の申請	受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法第5条第1項	
放送番組センターの変更する事業計画又は収支予算の提出	放送法第53条の5第1項後段	
放送番組素材利用促進事業実施計画の変更の認定を受けるための提出	放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法第5条第1項	
放送番組センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	放送法第53条第4項	
地域振興に資する放送番組制作事業者（個人）の認定申請書等の内容変更に係る届出	平成11年郵政省告示第820号第4条	
地域振興に資する放送番組制作事業者（法人）の認定申請書等の内容変更に係る届出	平成11年郵政省告示第821号第4条	
特定通信・放送開発事業実施計画の変更認定申請	特定通信・放送開発事業実施円滑化法第5条第1項	
実施計画の変更の認定	新事業創出促進法第11条の3第1項	
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1項	
認定認証業務の変更の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第9条第1項	
認定認証事業者の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第9条第4項	
外国における認定認証業務の変更の認定の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項準用第9条第1項	
認定外国認証事業者の名称変更等の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項準用第9条第4項	
指定調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第21条第2項	
指定調査機関の調査業務規程の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第25条第1項	
承認調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第6項準用第21条第2項	
承認調査機関の調査業務規程の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第6項準用第25条第1項	
指定調査機関の手数料額等の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律施行令第4条第1項	
指定調査機関の指定に係る添付書類の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令第3条第3項	
特定施設の整備計画の変更の申請	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条第1項	
特定事業計画の変更の申請	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第17条第1項	
移転計画の変更の申請	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	
非標準機能提供者コードに関する変更の届出	昭和63年郵政省告示第864号第6条	
オブジェクト識別子構成要素値指定に関する変更の届出	平成2年郵政省告示第730号第9条	
I T U - T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の変更の届出	平成4年郵政省告示第406号第8条	
有料放送（多重放送以外）の提供条件（料金を除く。）についての契約約款の変更の認可申請	放送法第52条の4第4項後段	
有料放送（多重放送以外）の役務の提供条件（料金を除く。）について標準契約約款と同一の契約約款に変更する届出	放送法第52条の4第6項	
有料放送（多重放送に限る。）の役務の料金その他の提供条件について契約約款の変更の届出	放送法第52条の4第7項後段	
事業計画の変更の届出	電波法施行規則第43条の3第1項	
高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する計画の変更の認定申請	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第5条第1項	
有料放送（多重放送以外（人工衛星の無線局により行われる放送を除く。））の役務の提供料金についての変更認可の申請	放送法第52条の4第1項後段	
人工衛星の無線局により行われる有料放送（多重放送以外）の役務の提供料金変更の届出	放送法第52条の4第3項後段	
受託放送役務の提供条件変更の届出	放送法第52条の10第1項後段	
委託放送業務の休止期間変更の届出	放送法第52条の15第2項後段	
委託放送事項の変更の許可申請	放送法第52条の17第1項	
委託放送業務に係る指定事項の変更申請	放送法第52条の17第2項	

手続名	根拠法令	備考
委託放送事業者の事業計画書の変更の届出	放送法施行規則第17条の2第6第1項	
電気通信役務利用放送事業者の変更登録申請（衛星放送）	電気通信役務利用放送法第6条第2項	
電気通信役務利用放送事業者の変更登録申請（有線放送）	電気通信役務利用放送法第6条第2項	
電気通信役務利用放送事業者の変更登録届出	電気通信役務利用放送法第6条第4項	
有料の電気通信役務利用放送の契約約款の変更の届出	電気通信役務利用放送法第13条第1項後段	
電気通信役務利用放送の事業計画変更届	電気通信役務利用放送法施行規則第37条第2項	
有線ラジオ放送業務の開始の届出書記載事項の変更の届出	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第3条後段	
施設計画、使用する周波数又は有線テレビジョン放送施設の変更の許可	有線テレビジョン放送法第7条第1項	
申請書記載事項の変更の届出	有線テレビジョン放送法第7条第3項	
有線テレビジョン放送業務の変更の届出	有線テレビジョン放送法第12条後段	
再送信の役務の提供条件についての契約約款の変更の認可の申請	有線テレビジョン放送法第14条第1項後段	
役務の料金に関する契約約款の変更の届出	有線テレビジョン放送法第15条後段	
氏名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第9条	
電気通信役務の種類等の変更の許可申請	電気通信事業法施行規則第10条	
変更の延長申請	電気通信事業法第14条第4項	
変更の開始届出	電気通信事業法第14条第4項	
公用水面の使用の変更を要しない旨の認可の申請	電気通信事業法施行規則第48条	
会社及び地域会社の定款変更決議の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第11条第1項	
会社及び地域会社の事業計画変更の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第12条	
会社及び地域会社の業務に関する規程の改廃の届出	日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第14条第2項	
有線電気通信設備の設置の変更の届出	有線電気通信法施行規則第4条	
学校等の認定変更の届出	工事担任者規則第20条	
養成課程の管理者、実施期間等の変更の承認申請	工事担任者規則第29条第1項	
養成課程の申請書記載事項等の変更の届出	工事担任者規則第29条第2項	
指定試験機関の名称等の変更等の届出	工事担任者規則第44条第1項	
試験事務規程の変更の認可の申請	工事担任者規則第49条第2項	
事業計画等の変更の認可の申請	工事担任者規則第50条第2項	
接続約款の届出	電気通信事業法施行規則第23条の11	
第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の申請	電気通信事業法施行規則第23条の3	
第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出	電気通信事業法施行規則第23条の5	
第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可の申請	電気通信事業法施行規則第23条の7	
第一種指定電気通信設備との接続に関する認可接続約款に係る接続協定の届出	電気通信事業法施行規則第23条の9	
第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出	電気通信事業法施行規則第24条	
第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関する契約約款の認可の申請	電気通信事業法第31条の4第3項	
第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出	電気通信事業法施行規則第23条の9の3	
第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款に係る接続協定の届出	電気通信事業法第38条の3第6項	
第一種電気通信事業者に係る第一種指定電気通信設備の共用の協定の締結又は変更の認可の申請	電気通信事業法第39条の3第1項	
卸電気通信役務を提供する契約の締結又は変更の届出	電気通信事業法施行規則第25条の5	
卸電気通信役務に係る契約約款の届出	電気通信事業法施行規則第25条の6	
卸電気通信役務に係る契約約款による契約の締結又は変更の届出	電気通信事業法第39条の5第5項	
支援機関の役員を選任及び解任の認可の申請	電気通信事業法第72条の16	
支援機関の支援業務規定の認可の申請、変更の認可の申請	電気通信事業法第72条の16	
支援機関の事業計画及び収支予算の認可の申請	電気通信事業法第72条の16	
支援機関の名称等の変更の届出	電気通信事業法第72条の16	
有線放送電話役務の契約約款の届出及び変更の届出	有線放送電話規則第7条第2項	
有線放送電話業務の許可申請内容の変更の報告（共同業者の代表者等の変更）	有線放送電話規則第9条第1項第2号及び第3号	
有線放送電話業務の許可申請内容の変更の報告（設備に関する事項の変更計画）	有線放送電話規則第9条第1項第2号及び第3号	
有線放送電話業務の休廃止の報告	有線放送電話規則第9条第1項第4号	
第一種電気通信事業者の役務に関する料金の届出	電気通信事業法施行規則第19条	
第一種電気通信事業者の契約約款の届出	電気通信事業法施行規則第21条の2	
第一種電気通信事業者の契約約款に関する届出（標準契約約款に係る届出）	電気通信事業法施行規則第22条	
第一種電気通信事業者に係る接続に関する協定の届出	電気通信事業法施行規則第23条の10	
接続約款に係る接続協定の届出	電気通信事業法施行規則第23条の13	
第一種電気通信事業者に係る共用に関する協定の届出及び変更の届出	電気通信事業法施行規則第25条の2	
第一種電気通信事業者に係る外国政府、外国人、外国法人との協定の締結、変更、廃止の認可	電気通信事業法施行規則第26条	
一般第二種電気通信事業者の氏名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第33条の2第3項	
一般第二種電気通信事業者の役務の種類等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第33条の2第4項	
特別第二種電気通信事業者の役務の種類等の変更の登録申請	電気通信事業法施行規則第36条第2項	
特別第二種電気通信事業者の氏名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第36条第4項	

手続名	根拠法令	備考
特別第二種電気通信事業者に係る接続に関する協定の届出及び変更の届出	電気通信事業法施行規則第40条（準用第23条の10）	
卸電気通信役務の提供をする契約締結（変更）届出	電気通信事業法施行規則第40条（準用第25条の2）	
特別第二種電気通信事業者に係る共用に関する協定の届出及び変更の届出	電気通信事業法施行規則第40条（準用第25条の2）	
特別第二種電気通信事業者に係る外国政府、外国人、外国法人との協定の締結、変更、廃止の認可	電気通信事業法第40条	
情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録の変更登録の申請	情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程第11条	
情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録の変更の届出	情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程第12条	
指定認定機関の名称等の変更の届出	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第12条	
業務規程の変更の認可の申請	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第17条第2項	
承認認定機関の名称等の変更の届出	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第26条	
承認認定機関の業務規程の変更の認可の申請	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則第26条	
認定外国試験事業者の地位の変更の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第13条第2項	
認定試験事業者の変更の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第10条	
認定試験事業者の認定証の訂正の申請	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第11条第1項	
認定試験事業者の地位の承継の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第13条第2項	
認定試験事業者の変更の承認	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第13条第2項	
認定外国試験事業者の変更の届出	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条（準用第10条）	
認定外国試験事業者の認定証の訂正の申請	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条（準用第11条第1項）	
認定外国試験事業者の変更の承認	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令第15条（準用第9条第1項）	
管理規程の変更の届出	電気通信事業法施行規則第28条第2項	
端末設備の技術的条件の認可の申請	電気通信事業法施行規則第30条	
自営電気通信設備の接続の技術的条件の認可の申請	電気通信事業法施行規則第30条	
変更に係る技術基準適合確認申請	電気通信事業法第14条第4項（準用第12条第4項）	
事業計画等の変更の認可の申請	電気通信事業法第71条の3後段	
学校等の認定申請書記載事項の変更の届出	電気通信主任技術者規則第22条	
養成課程に係る事項の変更の承認申請	電気通信主任技術者規則第31条第1項	
養成課程に係る事項の変更の届出	電気通信主任技術者規則第31条第2項	
電気通信主任技術者資格者証の訂正の申請	電気通信主任技術者規則第41条第1項	
指定試験機関の名称等の変更等の届出	電気通信主任技術者規則第46条第1項	
試験事務規程の変更の認可の申請	電気通信主任技術者規則第51条第2項	
事業計画等の変更の認可の申請	電気通信主任技術者規則第52条第2項	
指定調査機関の指定申請書の記載事項変更の届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令第4条第3項	
指定調査機関の名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第18条第2項	
指定調査機関の調査業務規程の変更の認可の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第23条第1項	
指定調査機関の手数料の額の変更の認可の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律施行令第5条第1項後段	
国外適合性評価事業に係る認定の更新の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第6条第1項	
国外適合性評価事業に係る変更の認定の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第7条第1項	
認定適合性評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名の変更の届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第7条第4項	
電気通信番号の使用の廃止の届出	電気通信番号規則第18条	
プライベート・ドメイン名の指定を受けた者の氏名等の変更の届出	電子メール通信網のプライベート・ドメイン名の指定に関する規程第6条	
施設整備事業（高度通信施設整備事業）の実施に関する計画の変更の認定	電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項	
信頼性向上施設整備事業の実施に関する計画の変更の認定の申請	電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項	
高度有線テレビジョン放送施設整備事業に関する実施計画の変更の認定の申請	電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項	
人材研修事業に関する実施計画の変更の認定の申請	電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項	
指定講習機関の名称等の変更の届出	電波法第39条の2第6項	
指定講習機関の事業計画及び収支予算の変更の届出	電波法第39条の2第6項	
指定試験機関の名称等の変更の届出	電波法第47条の4	
認定を受けた学校等の認定に係る変更の届出	無線従事者規則第16条第1項	
無線従事者養成課程に係る認定事項の変更の承認の申請	無線従事者規則第25条第1項	
無線従事者養成課程に係る申請書の記載事項の変更の届出	無線従事者規則第25条第2項	
学校の科目内容の確認に係る変更の届出	無線従事者規則第32条第1項	
認定講習課程に係る講師、教材等書類の変更の承認の申請	無線従事者規則第38条第1項	
認定講習課程の認定申請書の記載事項変更の届出	無線従事者規則第38条第2項	
無線従事者免許証の訂正	無線従事者規則第49条	

手続名	根拠法令	備考
船舶局無線従事者証明書訂正申請	無線従事者規則第56条	
認定新規訓練、認定再訓練の課程の認定に係る管理責任者、実施期間、講師の変更の承認の申請	無線従事者規則第65条第1項	
認定新規訓練、認定再訓練の課程の認定に係る申請書記載事項の変更の届出	無線従事者規則第65条第2項	
指定講習機関の業務規程の変更の認可申請	無線従事者規則第79条第2項	
指定試験機関の事業計画及び収支予算の変更の申請	無線従事者規則第91条第2項	
指定試験機関の業務規程の変更の認可の申請	無線従事者規則第96条	
高層建築物等の届出の変更	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	
指定行為に係る工事計画の変更の届出	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	
電波天文業務等の受信設備指定申請の記載事項の変更の承認	電波法施行規則第50条の7第1項	
電波天文業務等の受信設備指定申請の記載事項の変更届出等	電波法施行規則第50条の7第2項及び第3項	
電波有効利用促進センターの名称の変更の届	電波法施行規則第51条の6	
電波有効利用促進センターの業務規程の変更の認可の申請	電波法施行規則第51条の8第2項	
特定基地局の開設計画の認定事項の変更の届出	電波法施行規則第11条の2の2第2項	
無線航行陸上局等の運用に関する事項の変更の届出	電波法施行規則第43条の2第3項	
移動する無線局の常置場所等の変更の届出	電波法施行規則第43条第3項	
特定基地局の開設計画の変更認定	電波法第27条の14第1項	
開設計画に係る特定基地局の周波数の指定変更	電波法第27条の14第3項	
予備免許中の工事設計の変更の許可	無線局免許手続規則第12条第1項第1号	
予備免許中の工事設計の変更の届出	無線局免許手続規則第12条第1項第1号	
予備免許中の通信相手、通信事項、放送事項等の変更の許可	無線局免許手続規則第12条第1項第2号	
予備免許中の識別信号、電波の型式等の指定の変更許可	無線局免許手続規則第12条第1項第3号	
無線局の目的変更の許可	無線局免許手続規則第24条の2	
識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許可時間の指定の変更	無線局免許手続規則第25条	
無線局設備の設置場所、移動範囲、通信事項、放送事項等の変更の許可	無線局免許手続規則第25条	
通信の相手方の変更、異なる無線設備の工事設計の許可	無線局免許手続規則第25条の2第1項	
特定無線局の指定の変更	無線局免許手続規則第25条の2第2項	
社団のアマチュア局の定款、理事の変更の届出	電波法施行規則第43条の4	
船舶局、航空機局又は航空機地球局の申請書記載事項変更の届出	電波法施行規則第43条第1項	
船舶地球局等の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場の変更の届出	電波法施行規則第43条第2項	
指定較正機関の業務規程の変更の認可申請	測定器等の較正に関する規則第14条第2項	
指定較正機関の名称等の変更の届出	測定器等の較正に関する規則第9条	
高周波利用設備の型式指定の変更承認の申請	電波法施行規則第46条の3第1項	
高周波利用設備の型式指定を受けた者の氏名又は名称の変更の届出	電波法施行規則第46条の3第4項	
高周波利用設備の許可を受けた者の地位の承継の届出	電波法第100条第4項	
高周波利用設備の許可状の訂正の申請	電波法第100条第5項	
高周波利用設備の変更等の許可の申請(届)	電波法第100条第5項	
指定較正機関の事業計画等の変更の提出	電波法第102条の18第8項(準用第38条の9第1項)	
指定証明機関の事業計画等の変更の提出	電波法第38条の9第1項	
指定証明機関の名称等の変更の届出	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第10条	
指定証明機関の業務規程の変更の認可申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第16条第2項	
認証に係る申請書記載事項変更の報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第27条	
認証を受けた特定無線設備の変更に係る報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第27条第1項	
承認証明機関の名称等の変更の届出	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第40条	
承認証明機関の業務規程の変更の認可申請	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第44条第2項	
承認証明機関が行った認証に係る申請書記載事項変更の報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第53条	
認定外国点検事業者の業務の実施の方法の変更の承認	認定点検事業者等規則第13条の2第2項	
業務の実施の方法の変更の承認	認定点検事業者等規則第9条	
合格機器の事項の変更等の届出	無線機器型式検定規則第11条	
氏名等の変更の届出	国際電気通信条約に付属する国際電気通信規則付録第2第2項の規定に基づく計算担当機関の指定に関する規程第7条	
一般信書便事業の事業計画の変更認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第12条第1項(平成14年法律第99号)	
一般信書便事業の信書便約款の変更の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第17条第1項(平成14年法律第99号)	
一般信書便事業の信書便管理規程の変更の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第22条第1項(平成14年法律第99号)	
一般信書便事業者の氏名等の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律第10条(平成14年法律第99号)	
一般信書便事業の事業計画の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律第12条第3項(平成14年法律第99号)	
一般信書便役務に関する料金の変更届出	民間事業者による信書の送達に関する法律第16条第1項(平成14年法律第99号)	
特定信書便事業の事業計画の変更の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条(平成14年法律第99号)	

手続名	根拠法令	備考
特定信書便事業の信書便約款の変更の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条(平成14年法律第99号)	
特定信書便事業の信書便管理規程の変更の認可申請	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条(平成14年法律第99号)	
特定信書便事業者の氏名等の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条(平成14年法律第99号)	
特定信書便事業の事業計画の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律第33条(平成14年法律第99号)	
第一種事業者の氏名等の変更の届出	石油コンビナート等災害防止法第13条第1項	
製造所等の変更の許可	消防法第11条第1項後段	
製造所等(移送取扱所)において取扱う危険物の品名、数量または指定数量の倍数の変更の届出	消防法第11条の4第1項	
予防規程の変更の認可	消防法第14条の2第1項後段	
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査時期の変更の承認	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項	
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項	
工事計画の変更の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの)	石油パイプライン事業法第19条第4項	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項	
保安規程の変更の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項後段	
保安検査時期の変更の承認	石油パイプラインの事業用施設の保安に関する省令第6条第2項	
防災表示を付する者の登録の変更の届出	消防法施行規則第4条の4第5項	
検定対象機械器具等の型式承認を受けた者の氏名等の変更届	消防法施行規則第38条	
自主表示対象機械器具等の届出者の氏名等の変更届	消防法第21条の16の4	
手続件数		237件

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(総務省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
国が発行する通称認定書	公職選挙法	総務省	候補者、当選人の身分等に関連する重要な事項であり、直ちにオンライン化を実施することは困難であり、他の実施状況等を踏まえ問題点を整理。
国が発行する新聞広告掲載証明書	公職選挙法	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
国が発行する選挙運動費用の公営の確認書	公職選挙法	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
国が発行する確認団体の確認書	公職選挙法	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
寄付金の領収書・選挙管理委員会の確認印のある「寄付金(税額)のための書類」	公職選挙法	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第5条第1項による確認書	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律	中央選挙管理会	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。登記申請手続のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
総務大臣、都道府県の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は租税特別措置法第41条の17第1項第4号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当該特定寄付金が政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものである旨及びその特定寄付金を受領したものが租税特別措置法第41条の17第1項各号に掲げる団体又は同項第4号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第86条、第86条の3又は第86条の4の規定により届出のあつた者である旨を証する書類	所得税法施行規則	総務省、中央選挙管理委員会	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。確定申告のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の租税特別措置法第41条の17第2項の規定による控除を受ける同項に規定する政党等に対する寄附金が政治資金規正法第12条又は第17条の規定による報告書により報告されたものである旨及びその政党等に対する寄附金を受領したものが法第41条の17第1項第1号又は第2号に掲げる団体である旨を証する書類	所得税法施行規則	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。確定申告のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
租税特別措置法施行規則第30条の2に定める主務大臣の証明書	租税特別措置法施行規則	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。租税特別措置法関係手続のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究(国際共同試験研究)に係る総務大臣認定書(租税特別措置法施行令第5条の3第6項第4号(ロ)関係)	租税特別措置法施行令	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究(国際共同試験研究)に係る総務大臣認定書(租税特別措置法施行令第27条の4第5項第4号(ロ)関係)	租税特別措置法施行令	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究(ネットワーク産学共同研究)に係る総務大臣認定書(租税特別措置法施行令第27条の4第5項第6号関係)	租税特別措置法施行令	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究(ネットワーク産学共同研究)に係る総務大臣認定書(租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号関係)	租税特別措置法施行令	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究(産学共同研究)に係る総務大臣認定書(租税特別措置法施行令第27条の4第5項第6号関係)	租税特別措置法施行令	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
増加試験研究費税額控除制度の特別試験研究(産学共同研究)に係る総務大臣認定書(租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号関係)	租税特別措置法施行令	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
放送法第11条第2項に定める総務大臣の認可書	放送法	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
地方税法附則第15条第35項に係る総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の証明	地方税法施行規則	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
地方税法附則第15条第27項に係る総務大臣の証明	地方税法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
地方税法附則第15条第28項に係る総務大臣の証明	地方税法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
地方税法附則第15条第29項に係る総務大臣の証明	地方税法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
地方税法附則第15条第30項に係る総務大臣の証明	地方税法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
租税特別措置法第11条の6第1項表の第1号に係る総務大臣の証明	租税特別措置法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。租税特別措置法関係手続のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
租税特別措置法第44条の6第1項表の第1号に係る総務大臣の証明	租税特別措置法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。租税特別措置法関係手続のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
租税特別措置法第44条の6第1項表の第3号に係る総務大臣の証明	租税特別措置法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。租税特別措置法関係手続のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
特定電気通信設備等に係る法人税の特別償却の適用に関する証明書	租税特別措置法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。租税特別措置法関係手続のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
船舶局無線従事者証明書	電波法	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
無線局検査結果通知書	電波法施行規則	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
無線従事者免許証	電波法無線従事者規則	総務省	証明書の複製は認められないため電子化することは困難。ただし、証明書ID(文書番号等)を活用し、他の行政機関からの求めに応じて証明内容を情報提供することは可能。
人口集中地区証明書	租税特別措置法施行令	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。租税特別措置法関係手続のオンライン化の進捗状況を踏まえて実施。
郵便切手類模造許可書	郵便切手類模造等取締法	総務省	電子公文書に官職証明書を付与して発行(政府認証基盤を活用)。
対象件数	30件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	29件	—	—

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
公的個人認証サービスによる電子証明書	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	都道府県	氏名、生年月日、性別、住所を記録。
住民票の写し(住民基本台帳ネットワークシステム)	住民基本台帳法	市町村	住民基本台帳ネットワークシステムの活用により本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及び付随情報)を提供。
住民票の写し(続柄を含む)	住民基本台帳法	市町村	住民基本台帳ネットワークシステムで保有する情報は、本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及び付随情報)に限定されているものであり、続柄の情報を提供することは困難。
市町村が発行する推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の証明書	公職選挙法	市町村	候補者、当選人の身分等に関連する重要な事項であり、直ちにオンライン化を実施することは困難であり、他の実施状況等を踏まえ問題点を整理。
都道府県・市町村が発行する通称認定書	公職選挙法	都道府県、市町村	候補者、当選人の身分等に関連する重要な事項であり、直ちにオンライン化を実施することは困難であり、他の実施状況等を踏まえ問題点を整理。
都道府県が発行する新聞広告掲載証明書	公職選挙法	都道府県、市町村	電子公文書に官職証明書を付与して発行(地方公共団体の組織認証基盤の活用)。
都道府県が発行する選挙運動費用の公営の確認書	公職選挙法	都道府県、市町村	電子公文書に官職証明書を付与して発行(地方公共団体の組織認証基盤の活用)。
都道府県が発行する推薦団体の確認書	公職選挙法	都道府県	電子公文書に官職証明書を付与して発行(地方公共団体の組織認証基盤の活用)。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
都道府県・市が発行する確認団体の確認書	公職選挙法	都道府県、市	電子公文書に官職証明書を付与して発行(地方公共団体の組織認証基盤の活用)。
寄付金の領収書・選挙管理委員会の確認印のある「寄付金(税額)のための書類」	公職選挙法	都道府県選挙管理委員会	電子公文書に官職証明書を付与して発行(地方公共団体の組織認証基盤の活用)。
総務大臣、都道府県の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は租税特別措置法第41条の17第1項第4号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当該特定寄付金が政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものである旨及びその特定寄付金を受領したものが租税特別措置法第41条の17第1項各号に掲げる団体又は同項第4号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第86条、第86条の3又は第86条の4の規定により届出のあつた者である旨を証する書類	所得税法施行規則	都道府県選挙管理委員会、指定都市選挙管理委員会	電子公文書に官職証明書を付与して発行(地方公共団体の組織認証基盤の活用)。確定申告のオンライン化の進捗状況を踏まえて対処。
総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の租税特別措置法第41条の17第2項の規定による控除を受ける同項に規定する政党等に対する寄附金が政治資金規正法第12条又は第17条の規定による報告書により報告されたものである旨及びその政党等に対する寄附金を受領したものが法第41条の17第1項第1号又は第2号に掲げる団体である旨を証する書類	所得税法施行規則	都道府県選挙管理委員会	電子公文書に官職証明書を付与して発行(地方公共団体の組織認証基盤の活用)。確定申告のオンライン化の進捗状況を踏まえて対処。
都道府県・市町村が発行する納税証明書	地方税法	都道府県、市町村	地方税の申告手続等の電子化に係る研究開発の中で、実施方策を検討し、提示する。
課税証明書	地方税法	市町村	地方税の申告手続等の電子化に係る研究開発の中で、実施方策を検討し、提示する。
非課税証明書	地方税法	市町村	地方税の申告手続等の電子化に係る研究開発の中で、実施方策を検討し、提示する。
所得証明書	国民年金法等	市町村	地方税の申告手続等の電子化に係る研究開発の中で、実施方策を検討し、提示する。
滞納残高証明書(地方税)	地方税法	市町村	地方税の申告手続等の電子化に係る研究開発の中で、実施方策を検討し、提示する。
固定資産税に関する評価証明書	地方税法	市町村	当該証明書の電子化については、固定資産課税台帳に登録する不動産等を特定する等に必要となる地方税法第382条の登記所から市町村長への通知の電子化と同時に検討。
対象件数	18件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方策を提示する件数	14件	—	—

民間が発行する各種証明書等の電子化推進のための制度見直し検討対象一覧表

民間が発行する証明書等の名称	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
登録証明書(行政書士)	行政書士法	日本行政書士会連合会	
検討対象数	1件	—	—

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
第一種事業所新設の届出	石油コンビナート等災害防止法第5条第1項	総務省	経済産業省
特別防災区域の指定に伴う第一種事業所（既存）の届出	石油コンビナート等災害防止法第6条第1項	総務省	経済産業省
第一種事業所変更に関する計画の届出	石油コンビナート等災害防止法第7条第1項	総務省	経済産業省
第一種事業所の新設又は変更の完了の届出	石油コンビナート等災害防止法第11条第1項	総務省	経済産業省
第一種事業所の氏名等の変更の届出	石油コンビナート等災害防止法第13条第1項	総務省	経済産業省
第一種事業所の地位承継の届出	石油コンビナート等災害防止法第14条第3項	総務省	経済産業省
工事計画の認可	石油パイプライン事業法第15条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の認可申請期限の延長	石油パイプライン事業法第15条第4項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項	経済産業省	総務省、国土交通省
事業用施設の工事の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
完成検査を受ける期限の延長	石油パイプライン事業法第16条第3項（第15条第4項準用）	経済産業省	総務省、国土交通省
事業用施設の一部の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第4項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事不要の事業用施設の検査	石油パイプライン事業法第18条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の認可（第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの	石油パイプライン事業法第19条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
事業用施設の完成検査（第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの	石油パイプライン事業法第19条第2項	経済産業省	総務省、国土交通省
軽微な工事実施の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の変更の認可（第15条第1項本文に規定する以外のもので石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの	石油パイプライン事業法第19条第4項（第15条第6項準用）	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項（第15条第7項準用）	経済産業省	総務省、国土交通省
保安規程の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項前段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安規程の変更の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項後段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安技術者の選任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項前段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安技術者の解任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項後段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安検査	石油パイプライン事業法第29条	経済産業省	総務省、国土交通省
報告書の提出（財務諸表 石油の油種別輸送量 事故事業用施設設置状況	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令第9条第1項	経済産業省	総務省
事故速報及び事故詳細の報告	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令第10条第1項	経済産業省	総務省
特殊設計の認可	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第3条第1項	経済産業省	総務省
甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けているものと同程度の知識及び技術を有していることの認定	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第4条第4項第2号	経済産業省	総務省
保安技術者の特例選任の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第4条第2項但書	経済産業省	総務省
支援事業実施機関の指定	地域伝統芸能を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第1条	国土交通省	総務省、農林水産省
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項	国土交通省	総務省、農林水産省
事業計画書の提出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第3条	国土交通省	総務省、農林水産省、経済産業省
拠点法 産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	経済産業省	総務省、警察庁、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
拠点法 産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	経済産業省	総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
特定施設の整備計画の認定	民活法第4条第1項	経済産業省	総務省、農林水産省、国土交通省
特定施設の整備計画の変更の認定	民活法第5条第1項	経済産業省	総務省、農林水産省、国土交通省
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令	内閣府	総務省、経済産業省
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令	内閣府	総務省、経済産業省
主務大臣による情報通信産業特別地区における事業の認定	沖縄振興特別措置法第30条第1項	内閣府	総務省、経済産業省
内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出	情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令第4条第2項	内閣府	総務省、経済産業省
商工組合及び商工組合連合会の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	経済産業省	総務省、内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
総代会の招集請求があった日から10日以内に理事が総代会招集の手続をしない場合等の総代会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	経済産業省	総務省、内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
役員改選総会の招集請求があった日から10日以内に理事が役員改選総会招集の手続をしない場合等の役員改選総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	経済産業省	総務省、内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
役員改選総代会の招集請求があった日から10日以内に理事が役員改選総代会招集の手続をしない場合等の役員改選総代会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	経済産業省	総務省、内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
申請人の氏名等の変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則第8条第1項	経済産業省	総務省
施業案の認可（採掘）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第35条第1項	経済産業省	総務省
施業案の認可（探査）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第35条第1項	経済産業省	総務省
施業案の変更認可（採掘）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第35条第1項	経済産業省	総務省
施業案の変更認可（探査）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第35条第1項	経済産業省	総務省
事業休止認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第33条第3項	経済産業省	総務省
事業着手期限の延長	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第33条第2項	経済産業省	総務省
特定鉱業権消滅時の探査等認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第37条第1項	経済産業省	総務省
共同採掘契約認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第38条第3項	経済産業省	総務省
共同採掘契約変更認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第38条第3項	経済産業省	総務省
指定区域における工作物の設置（海底の形質の変更）許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第36条第1項	経済産業省	総務省
共同開発事業契約の認可申請の期限延長	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第19条第2項	経済産業省	総務省
共同申請人の脱退による申請人の名義変更の届出（死亡によるものを除く）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第15条第1項	経済産業省	総務省
相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退による申請人の名義変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第15条第2項	経済産業省	総務省
共同申請人の代表者の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第13条第1項	経済産業省	総務省
共同申請人の代表者変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第14条第3項	経済産業省	総務省
採掘権存続期間の延長許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第10条第3項	経済産業省	総務省
特定鉱業権の設定の許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第12条	経済産業省	総務省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
共同開発事業契約の認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第21条	経済産業省	総務省
共同開発事業契約の変更認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第21条	経済産業省	総務省
特定鉱業権共有者の代表者の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第23条第1項	経済産業省	総務省
特定鉱業権共有者の代表者の変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第23条第3項	経済産業省	総務省
特定鉱業権の移転の認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第24条第1項	経済産業省	総務省
整備計画の提出	発電用施設周辺地域整備法第4条第1項	経済産業省	総務省、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の変更	発電用施設周辺地域整備法第4条第9項	経済産業省	総務省、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の提出（指定された地点の二以上が近接している場合）	発電用施設周辺地域整備法第4条第2項	経済産業省	総務省、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の関係行政機関への協議	発電用施設周辺地域整備法第4条第8項	経済産業省	総務省、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の同意	発電用施設周辺地域整備法第4条第7項	経済産業省	総務省、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
対象手続件数 72件（うち 総務省が窓口 6件）			

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添6

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 浩志会	総務省	内閣府
財団法人 都道府県会館	総務省	内閣府
財団法人 日米地域間交流推進協会	内閣府	総務省、外務省、文部科学省、経済産業省
社団法人 地方公務員共済組合協議会	総務省	警察庁、文部科学省
財団法人 道路交通情報通信システムセンター	国土交通省	総務省、警察庁
財団法人 日本防災通信協会	警察庁	総務省
社団法人 前払式証券発行協会	金融庁	総務省、経済産業省
財団法人 インターネット協会	総務省	経済産業省
財団法人 エヌエイチケイサービスセンター	文部科学省	総務省
財団法人 海外通信・放送コンサルティング協力	総務省	経済産業省
財団法人 競馬・農林水産情報衛星通信機構	農林水産省	総務省
財団法人 計量計画研究所	国土交通省	総務省
財団法人 研究学園都市コミュニティケーブルサービス	国土交通省	総務省
社団法人 公営交通事業協会	総務省	国土交通省
財団法人 消防育英会	総務省	文部科学省
財団法人 ジョン万次郎ホイットフィールド記念国際草の根交流センター	外務省	総務省、経済産業省、国土交通省
社団法人 全国漁業無線協会	農林水産省	総務省
社団法人 全国競輪施行者協議会	総務省	経済産業省
社団法人 全国自動車無線連合会	総務省	国土交通省
社団法人 地域医療振興協会	総務省	厚生労働省
財団法人 地域総合整備財団	総務省	財務省
社団法人 電気通信協会	総務省	経済産業省
財団法人 電波技術協会	総務省	経済産業省
財団法人 東海テレビ国際基金	総務省	外務省
社団法人 道路トンネル情報通信基盤整備協会	総務省	国土交通省
財団法人 日本グラウンドワーク協会	農林水産省	総務省、国土交通省、環境省
財団法人 日本情報処理開発協会	経済産業省	総務省
社団法人 日本地下鉄協会	国土交通省	総務省
財団法人 日本データ通信協会	総務省	経済産業省
社団法人 日本テレマーケティング協会	経済産業省	総務省
社団法人 日本テレワーク協会	国土交通省	総務省、厚生労働省、経済産業省
財団法人 日本統計協会	総務省	文部科学省
社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター	総務省	文部科学省、経済産業省
社団法人 日本農村情報システム協会	農林水産省	総務省、経済産業省
財団法人 日本不動産研究所	財務省	総務省、国土交通省
財団法人 日本メディック・アラート国際協会	厚生労働省	総務省
財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所	総務省	経済産業省
財団法人 舞台芸術財団演劇人会議	文部科学省	総務省
財団法人 放送番組国際交流センター	総務省	外務省
財団法人 本田財団	総務省	外務省
社団法人 元軍人軍属短期在職者協力協会	総務省	厚生労働省
財団法人 首都圏ケーブルメディア	国土交通省	総務省
社団法人 関東自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 九州タクシー無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 近畿自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 四国自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 信越自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 中国自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 東海自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 東北自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 北陸自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 北海道ハイヤー無線協会	総務省	国土交通省

対象法人数 52法人 (うち 総務省が窓口 32法人)

レガシーシステム見直しのための総務省行動計画（アクション・プログラム）

総務省のレガシーシステムの刷新を図るため、「レガシーシステム見直しのための総務省行動計画（アクション・プログラム）」を以下のとおり定める。

1．対象システム

総合無線局監理システム

2．レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

総合無線局監理システム（以下「パートナー」という。）を刷新し、最適な新システムへの移行を図るため、2000年度（平成12年度）に、同システムとは関係のない外部コンサルタント事業者による刷新可能性調査を実施し、次の結論を得たところであり、本調査結果について、速やかに公表するものとする。

効率性

求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理過程が実現されており、また、必要とされる業務処理過程及びデータ処理件数、データ量に対して必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているが、

- ・ ホストコンピュータにより構成された現行のシステムからオープンシステムへの刷新
- ・ 分散処理方式から集中処理方式への移行

を行うことにより、次のようなより効率性の高いシステムを実現することが可能である。

ア 現行システムを刷新することにより、業務処理の速度が向上する。

イ 現行システムは、1日の業務処理結果を夕方からバッチ処理によりデータベースへ反映している方式としているため、17時以降業務処理を行うことができなかったが、リアルタイムにデータベースに反映する方式に変更することにより、常時業務処理が可能となる。

経済性

次のようにシステムの刷新を行うことにより、安全性・信頼性並びに使用者及び利用者の利便性を下げることなく、機器費用を減額し、トータルコストを削減することが可能である。

ア ホストコンピュータにより構成された現行のシステムからオープンシステムへの刷新

- イ 分散処理方式から集中処理方式への移行
- ウ ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化

(2) 最適化計画の策定

刷新可能性調査の結果を踏まえ、2004年度末（平成16年度末）までにシステムの最適化を実現することを目標としたパートナーの最適化計画として、次の内容を含む「総合無線局監理システム将来計画」を策定したところであり、本計画については、速やかに公表するものとする。

また、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を踏まえ、最適化計画の必要な見直しを行う。

オープンシステムへの移行

ホストコンピュータとして汎用コンピュータやオフィスコンピュータを使用したシステムから、これらのコンピュータ機器を用いることなく、J a v a、多階層アーキテクチャ（技術）等のインターネット技術及び汎用サーバにより構成するオープンシステム、いわゆるW e b コンピューティングシステムへと刷新する。

集中処理方式への移行

業務処理過程を見直し、高速回線を活用した集中処理方式とすることにより、機器の集中化と運用の集中化によるコスト削減を実現する。

安全性・信頼性の向上

最新のセキュリティ技術を採用し、システム全体として総合的にセキュリティ管理が可能なシステムを構築する。

ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化

従来と同様にハードウェア調達とソフトウェア開発委託を独立させて調達手続を行うとともに、可能な限り汎用パッケージソフトウェアを活用し、競争入札中心による調達を行う。

関係システムとの整合性確保

電波監理事務に係る業務プロセス及びデータ連携に関し、密接に関連する官庁会計事務データ通信システム、マルチペイメントネットワーク（公共料金等の支払いに関する民間金融機関のネットワーク）等の関係システムとの整合性及び相互互換性を確保したシステム整備を行う。

業務の効率化・合理化の推進

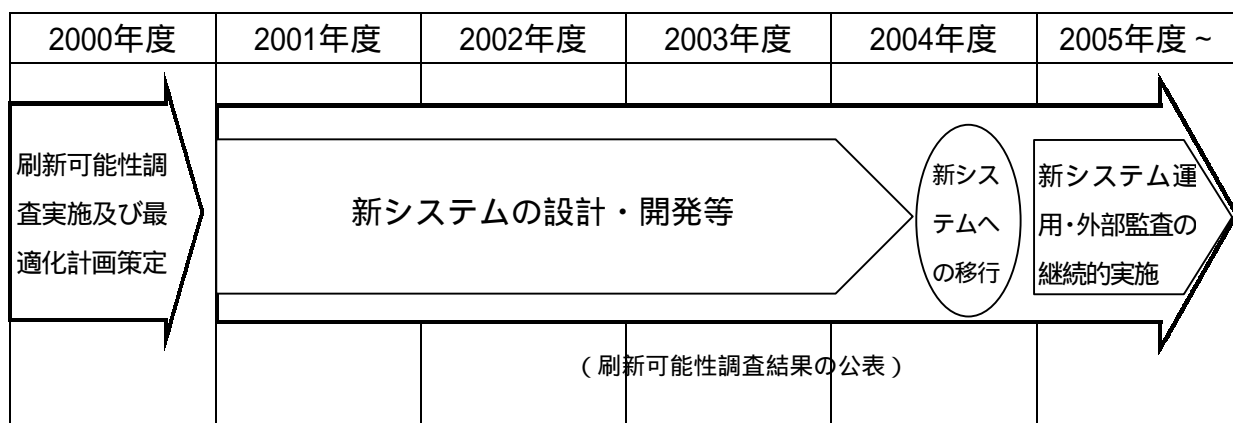
無線局申請等処理、電波利用料徴収、無線局監督、周波数管理、伝搬障害防止、技術計算、無線局統計作成、電子情報提供等の電波監理事務に係る一連の事務を総合的に処理することを可能とするとともに、インターネットを通じた電子申請、手数料・電波利用料の収納等を可能とする電子申請・届出受付機能を実現することにより、電波利用者への行政サービスの向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を実現する。

(3) 最適化の実施

システムの最適化に向け、2001年度（平成13年度）に概念設計、2002年度（平成14年度）から2004年度（平成16年度）までに基本設計、詳細設計及びシステム開発を行い、2005年度当初（平成17年度当初）に将来システムの運用を開始する。また、電子政府の実現を図るため、2001年度（平成13年度）から2003年度（平成15年度）までに電子申請・届出受付機能の開発を実施する。

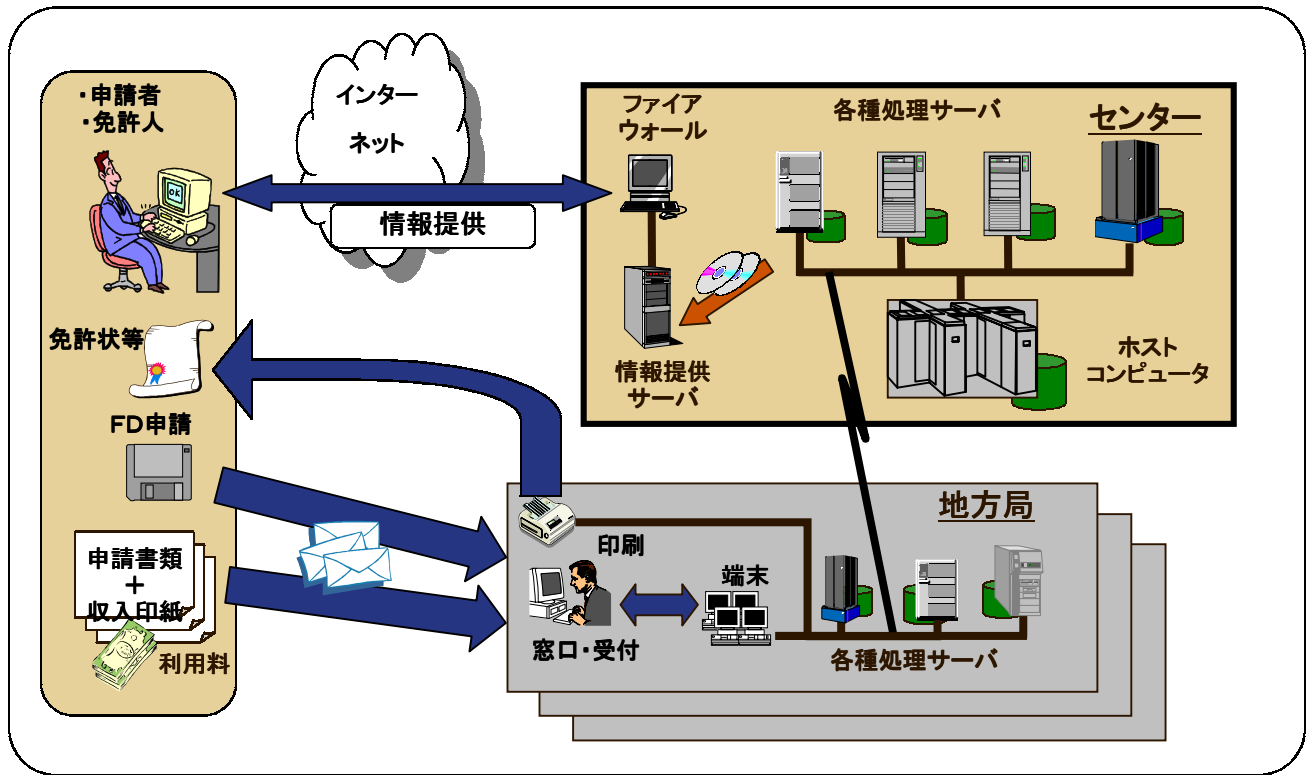
さらに、システム刷新後も、最適な業務・システムの整備・運用及び情報セキュリティを確保するため、業務・システムの最適化に向けた評価・外部監査を継続して実施する。

3 . 全体スケジュール

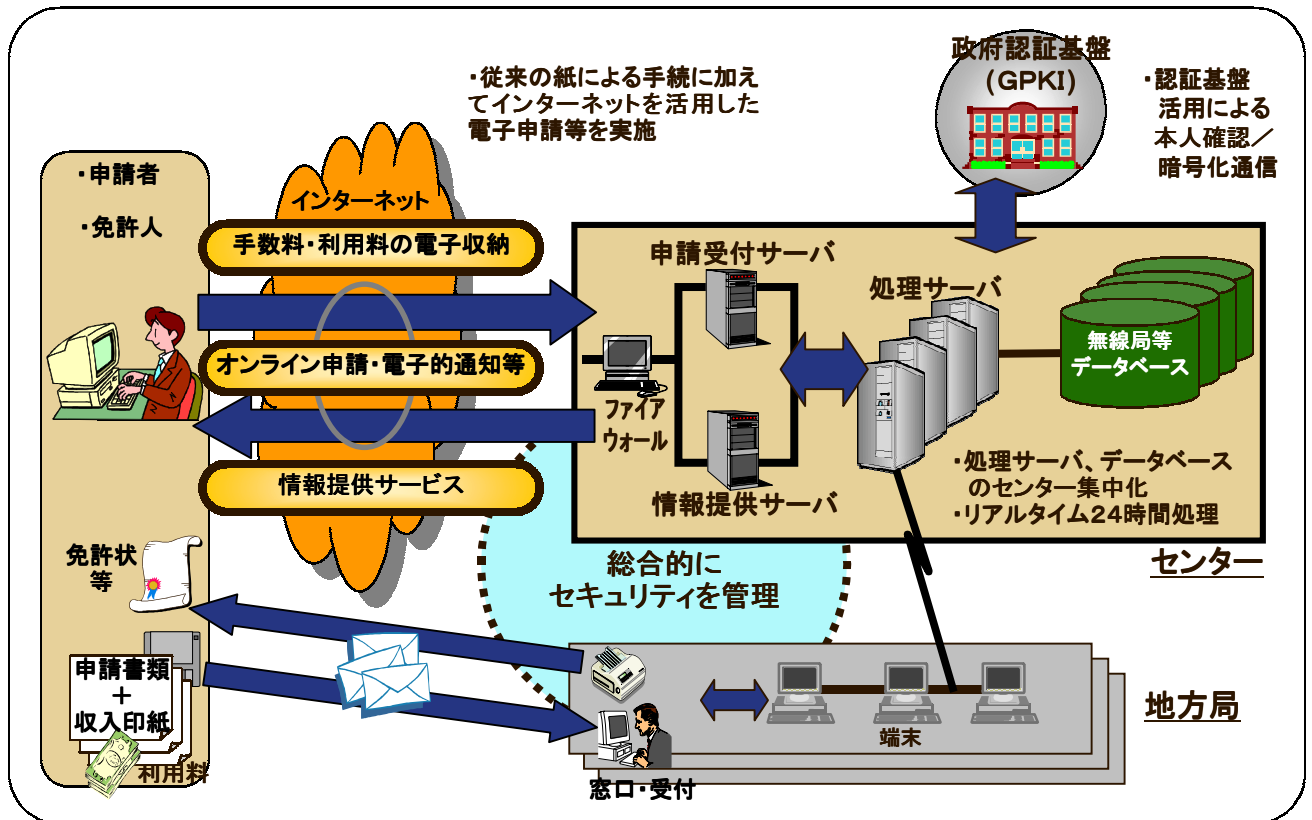


総合無線局監理システムの最適化概要図

1. 現行システム



2. 将来システム（最適化実施後のシステム）



公害等調整委員会電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進（アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施）

「公害苦情調査実施事務の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、公害等調整委員会が、毎年度の地方公共団体による公害苦情処理の状況を取りまとめる「公害苦情調査」について、調査に係る事務の簡素化・効率化及び調査結果データ利用の利便性向上を目的として、新たに、公害苦情情報システムを構築することとしており、2003年度（平成15年度）に新調査のシステム設計、2004年度（平成16年度）にシステム開発を行うこととする。

2 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善（行政ポータルサイトの整備・充実）

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、公害等調整委員会においては、以下の取組を実施する。

「公害等調整委員会における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」に基づき、2003年度末（平成15年度末）までを計画期間とする「行政情報の電子的提供に関する実施計画」を着実に実施するとともに、引き続き「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえた情報提供の充実を図る。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を2003年（平成15年）12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

イ・ガブ
e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、委員会内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までを目途に、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、所管個別業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

委員会内の業務・システムの最適化を推進するため、2003年（平成15年）7月までに、公害等調整委員会行政情報化推進委員会の機能を見直し、これまでの情報化に関する方針の策定・推進という役割に加えて、IT化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保等も担う組織として明確化するとともに、同組織において、業務分析、情報化推進に必要な予算・執行の調整、これらの業務を担う人材の育成等を実施するものとする。

また、2003年（平成15年）12月までに、公害等調整委員会行政情報化推進委員会内に、CIO補佐官を配置するとともに、公害等調整委員会行政情報化推進委員会における位置付けを明確化する。

法務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

- (1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施
「法務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」（2002年（平成14年）7月30日法務省情報化推進会議承認）及び「法務省地方公共団体の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」（2002年（平成14年）7月30日法務省情報化推進会議承認）に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続312件のうち240件について、2003年度末（平成15年度末）までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う手続については対象手続271件のうち、221件をオンライン化する。（別添1）

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

法務省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。（別添2）

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続76件を対象として、2003年（平成15年）12月までに廃止の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

申請・届出等の頻度軽減

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続1件を対象として、2003年（平成15年）12月までに頻度軽減の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略・廃止

添付書類について，2003年（平成15年）12月までに，（ ）法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの，（ ）企業の財務諸表，会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ，当該添付書類が省略可能なものについて精査し，対象となる添付書類を確定するとともに，添付書類の省略又は廃止の結論を得て，2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

受付から審査，結果通知等までの一連の事務処理について，2003年（平成15年）12月までに，法務省総合的な受付・通知システムと法務省総合的な文書管理システムの連携及び決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て，2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続48件を対象として，2003年（平成15年）12月までに，その簡素化の可否について結論を得て，2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

電子申請システムの仕様の公開及び複数手続の一括申請の実現

利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため，申請・届出等手続を行うための法務省総合的な受付・通知システムについて，企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう，システム仕様を可能な限り2003年度末（平成15年度末）までに公開する。

なお，複数手続の一括申請は現状で可能となっている。

365日24時間受付の実現

法務省総合的な受付・通知システムによるオンライン手続については、可能な限り2004年中（平成16年中）に、原則として365日24時間受付を開始する。

添付書類のオンライン化の促進

申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするため、以下の取組を実施する。

（ ）法務省所管の法令に基づき、法務省が発行する証明書等1件について、2003年度末（平成15年度末）までに電子化する。

（別添3）

（ ）法務省所管法令に基づき、民間が発行する証明書等1件を対象として、2003年（平成15年）12月までに電子化の可否について結論を得て、2005年度（平成17年度）までに所要の措置を講ずる。（別添4）

オンライン利用の普及・啓発活動の展開

法務省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などをさらに分かりやすく案内するとともに、広報誌等による周知を図る。

また、利用説明会を実施しているところであるが、利用の促進を図るため、申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の要請を行う。

2 ワンストップサービスの拡大

（1）共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で法務省が所管する共管手続67件については、当省が窓口府省となる手続はないが、窓口となる府省と連携し、2003年度末（平成15年度末）

までにオンライン化する。(別添5)

また、共管公益法人に係る手続については、当省が所管する公益法人4法人のうち2法人は当省が窓口府省となり、2003年度末(平成15年度末)までに、手続のオンライン化を行う(別添6)。

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

^{イ・ガブ}
e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接接続できる機能が整備されることに伴い、2003年(平成15年)12月までに、法務省総合的な受付・通知システムについて必要な改善を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備・サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

手続案内情報の登録

手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報を2003年(平成15年)12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

窓口機能の整備

^{イ・ガブ}
e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003年(平成15年)12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(アクセス手段の多様化への対応)

ウェブサイトのバリアフリー化(分かりやすさ)

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度末(平成15年度末)までに、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を徹底する。

コンテンツ及び窓口の整備

携帯端末，携帯電話等に対応した行政情報の提供については，2003 年度末（平成 15 年度末）までに，提供すべき情報を選定し，情報内容を作成する。

また，法務省総合的な受付・通知システムの利用方法に対する相談・案内の受付窓口は設置しているが，個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口についても 2004 年度（平成 16 年度）を目途に整備する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し，2003 年（平成 15 年）8 月までを目途に，所管業務・システムの体系的な整理を行う。

また，2003 年（平成 15 年）12 月までに CIO 連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき，

府省共有業務・システムのうち，当省が担当するとされた業務・システム

一部関係府省業務・システムのうち，当省が担当府省とされた業務・システム

所管業務・システム

の各業務・システムについて，「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し，2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち，いわゆる旧式（レガシー）システムに該当するものについては，上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として，「レガシーシステム見直しのための法務省行動計画（アクション・プログラム）」（別添 7）に基づき，必要な見直しを行う。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

2003年（平成15年）7月までに法務省情報化推進会議の役割について、次の事項を明確化する。

所管業務・システムに関する最適化計画の策定・推進（業務分析・評価・改善，情報システムの整合性確保等）

情報化推進に係る予算・執行の調整

情報化推進体制の充実・強化に係る企画・調整（情報化推進に係る業務を担う内部人材の育成，外部人材の活用，当該人材の最適な配置等）

その他情報化推進に関連する事項

また，2003年（平成15年）12月までに，法務省情報化推進会議にCIO補佐官を配置すべく，その配置方法，同会議における位置付けを検討し，所要の措置を講ずる。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画					実施困難なもの	
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降の実施件数		実施率 (%)
国が扱う手続	271	66	24%	155	57%	221	82%	15	6%	35
地方公共団体が 扱う手続	38	1	3%	15	39%	16	42%	15	39%	7
独立行政法人等 が扱う手続	3	1	33%	2	67%	3	100%	0	0%	0
計	312	68	-	172	-	240	-	30	-	42

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
公益法人の残余財産の処分の許可	民法第72条第2項	
清算中に就職した清算人の届出	民法第77条第2項	
設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	民法第77条第3項	
清算終了の届出	民法第83条	
科学又は教育の振興に寄与することが著しい公益法人等の証明	租税特別措置法施行規則第23条の4第3項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続	
特定公益信託の証明	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続	
特定公益信託の認定	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続	
公益信託の引受けの許可	信託法第68条	
公益信託行為の受託者の辞任の許可	信託法第71条	
公益信託の受託者の信託財産を固有財産と為す許可	信託法第22条第1項ただし書き第72条	
公益信託の財産移転の報告	法務大臣の所管に属する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則第3条 <信託法>	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	法務大臣の所管に属する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則第4条第2項 <信託法>	
公益信託行為の変更の認可	信託法第70条	
公益信託の受託者の解任の請求申請書の提出	信託法第47条及び第72条	
公益信託の新受託者の選任請求申請書の提出	信託法第49条第1項及び第72条	
公益信託の信託管理人の選任請求申請書の提出	信託法第8条第1項及び第72条	
公益信託終了の報告	法務大臣の所管に属する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則第16条 <信託法>	
公益法人等が有する未利用地の供用計画の確認	地価税法第6条第2項第2号イ及びロ	
債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受けの認可	債権管理回収業に関する特別措置法第8条第1項	
特定外国法の指定を受けた者の当該指定に係る外国弁護士となる資格を失った場合の届出	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則第15条第1項	
保管振替機関の指定申請	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の2第1項	
保管振替機関の業務の一部委託に係る承認申請	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の3第1項	
保管振替機関の解散等に係る認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第13条	
保管振替機関の指定の失効に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律第13条の2第2項	
保管振替業の終了の届出	株券等の保管及び振替に関する法律施行規則第6条の18 <株券等の保管及び振替に関する法律>	
国籍選択の催告を受けて国籍を失った者の国籍再取得の届出	国籍法17条第2項	
療養給付の請求、給付に関する決定	証人等の被害についての給付に関する法律9条、12条、同法律施行規則1条、2条第1項、4項	
傷病給付、障害給付、介護給付、葬祭給付及び休業給付の請求、給付に関する決定、年金証書の交付	証人等の被害についての給付に関する法律9条第1項、同法律施行規則2条第1項、4項、6条第1項	
未支給の給付の請求	証人等の被害についての給付に関する法律施行令18条、同法律施行規則3条第1項	
年金証書再交付の請求	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則6条第3項	
亡失年金証書の返納	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則6条第4項	
権利消滅による年金証書の返納	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則6条第5項	
傷病・障害給付変更の請求、同変更決定、記載事項変更による新たな年金証書の交付	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則7条第1項、3項、6条第2項	
傷病・障害・遺族給付年金額改定の通知、記載事項変更による新たな年金証書の交付	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則8条、6条第2項	
遺族給付年金受領代表者の選任・解任の届出	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則11条第2項	
遺族給付年金支給停止の申請、同停止の通知	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則12条第1項、3項	
遺族給付年金支給停止解除の申請、同解除の通知	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則12条第2項、3項	
療養・障害現状又は遺族現状の報告	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則13条第1項	
療養・障害現状の報告	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則13条第2項	
療養・障害現状報告の請求	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則13条第3項	
年金受給付者の変更事項の届出	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則14条第1項	
年金受給者の死亡の届出	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則14条第2項	
過誤払による返還金債権への充当の通知	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則15条	
障害給付年金差額一時金等の支給の請求、同支給決定	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則16条第1項、4項	
障害・遺族給付年金支給停止期間終了の通知	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則16条第5項	
遺族給付年金前払一時金請求及び受領代表者の選任・解任の届出	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則16条第6項	
受領書の提出	矯正医官修学資金貸与法施行規則4条	
返還免除申請	矯正医官修学資金貸与法施行規則5条	
返還方法変更承認申請書の提出	矯正医官修学資金貸与法施行規則6条第2項	

手続名	根拠法令	備考
修学生の届出義務	矯正医官修学資金貸与法施行規則 10 条 1 項	
修学資金の貸与を受けた者の届出義務	矯正医官修学資金貸与法施行規則 10 条 2 項	
修学資金の貸与を受けた者の届出義務	矯正医官修学資金貸与法施行規則 10 条 3 項	
更生保護法人の設立認可	更生保護事業法 10 条	
更生保護法人の設立登記の届出	更生保護事業法施行規則 10 条 更生保護事業法	
更生保護法人の解散の認可	更生保護事業法 31 条 2 項	
更生保護法人の解散の認定	更生保護事業法 31 条 2 項	
更生保護法人の解散の届出	更生保護事業法 31 条 3 項	
更生保護法人の清算中に就任した清算人の届出	更生保護事業法 40 条	
更生保護法人の残余財産の譲渡の認可	更生保護事業法 32 条 2 項	
更生保護法人の清算終了の届出	更生保護事業法 40 条	
継続保護事業の経営認可	更生保護事業法 45 条	
更生保護事業の認可事項の変更届出	更生保護事業法施行規則 25 条 2 項 更生保護事業法	
更生保護事業の認可事項の変更届出	更生保護事業法施行規則 26 条 1 項 後段 更生保護事業法	
更生保護法人等の役員等の異動届出	更生保護事業法施行規則 26 条 2 項 更生保護事業法	
継続保護事業の廃止時期の承認	更生保護事業法 47 条 3 項	
一時保護事業及び連絡助成事業の経営届出	更生保護事業法 47 条 の 2	
届出事項の変更の届出	更生保護事業法 47 条 の 2	
一時保護事業及び連絡助成事業の廃止の届出	更生保護事業法 47 条 の 2	
更生保護事業に係る寄附金募集の許可	更生保護事業法 60 条 1 項	
更生保護事業に係る寄附金募集の結果報告	更生保護事業法 60 条 3 項	
補助事業の中止又は廃止の承認	更生保護施設整備費補助金交付規則 9 条	
指定法人の名称及び主たる事務所の変更の届出	民事法律扶助法 5 条 3 項	
事業の休廃止の許可	民事法律扶助法 9 条	
一時庇護のための上陸の許可を受けた者に係る在留資格の取得の許可	入管法 第 2 条 の 3 (第 2 条 の 2 第 3 項 準用)	
再入国の許可の有効期間の延長の許可	入管法 第 26 条 第 4 項 及び 第 5 項, 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 第 10 条 第 1 項	
難民旅行証明書の有効期間の延長許可	入管法 第 6 条 の 2 の 第 5 項, 第 6 項	
手続件数	76 件	

申請・届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令	これまでの頻度
登録機関の社債等登録事務状況にかかる報告書	社債等登録法施行規則 第 5 条 6 条 < 社債等登録法 >	年 2 回
手続件数	1 件	-

添付書類の省略、廃止

平成 15 年 12 月末までに、添付書類の省略、廃止が可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定する。

処理期間の短縮

平成 15 年 12 月末までに、業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
公益法人の定款変更の認可	民法 第 3 条 4 条	
公益法人の監事に係る任免、死亡又は住所、氏名の変更の届出	法務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第 4 条 < 民法 >	
寄附行為の変更の認可	民法 第 3 条 4 条	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	法務大臣の所管に属する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則 第 4 条 第 2 項 < 信託法 >	
公益信託行為の変更の認可	信託法 第 7 条 0 条	
公益信託の受託者の氏名、住所又は職業、信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業の変更の届出	法務大臣の所管に属する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則 第 1 条 3 条 < 信託法 >	
債権回収会社変更等の届出	債権管理回収業に関する特別措置法 第 7 条	
外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者の氏名の変更等の届出	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則 第 9 条 1 項	
不動産登記の申請	不動産登記法 第 25 条	
成年後見登記の申請	後見登記等に関する法律 第 4 条, 第 5 条, 第 7 条, 第 8 条, 附則 第 2 条	
商業・法人登記の申請	商業登記法 第 1 条 7 条 (非訟事件手続法 第 1 条 2 条 において準用する場合を含む。)	
債権譲渡登記等の申請	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 第 5 条	
保管振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律 第 3 条 の 4 第 1 項	
保管振替機関の資本の額の増加に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律 第 3 条 の 4 第 2 項	
保管振替機関の定款等の変更認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律 第 7 条 の 3	
保管振替機関の商号等の変更の届出	株券等の保管及び振替に関する法律 第 7 条 の 4 第 1 項	
保管振替機関の代表者の変更等に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律施行規則 第 6 条 の 1 第 9 条 第 1 項 < 株券等の保管及び振替に関する法律 >	
振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	社債等の振替に関する法律 第 6 条 第 1 項	

手続名	根拠法令	備考
振替機関の資本の額の増加に係る届出	社債等の振替に関する法律第6条第2項	
振替機関の定款等の変更に係る認可	社債等の振替に関する法律第17条	
振替機関の商号等の変更の届出	社債等の振替に関する法律第18条第1項	
振替機関の代表者の変更等に係る届出	一般振替機関の監督に関する命令第37条第1項、特別振替機関の監督に関する命令第38条第1項<社債等の振替に関する法律>	
認定認証業務の変更の認定の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第9条第1項	
認定認証事業者の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第9条第4項	
外国における認定認証業務の変更の認定の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項準用第9条1項	
認定外国認証事業者の名称変更等の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項準用第9条4項	
指定調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第21条第2項	
指定調査機関の調査業務規程の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第25条第1項	
承認調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第6項準用第21条2項	
承認調査機関の調査業務規程の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第6項準用第25条第1項	
指定調査機関の指定に係る添付書類の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令第3条第3項<電子署名及び認証業務に関する法律>	
指定調査機関の手数料額等の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律施行令第4条第1項<電子署名及び認証業務に関する法律>	
年金受給付者の変更事項の届出	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則14条1項	
返還方法変更承認申請書の提出	矯正医官修学資金貸与法施行規則6条2項	
更生保護法人の役員等の異動届出	更生保護事業法施行規則13条1項(更生保護事業法)	
更生保護法人の定款変更の認可	更生保護事業法27条1項	
更生保護法人の定款変更の届出	更生保護事業法27条3項	
更生保護事業の認可事項の変更認可	更生保護事業法47条1項	
更生保護事業の認可事項の変更届出	更生保護事業法施行規則25条2項 更生保護事業法	
更生保護事業の認可事項の変更届出	更生保護事業法施行規則26条1項前段 更生保護事業法	
更生保護事業の認可事項の変更届出	更生保護事業法施行規則26条1項後段 更生保護事業法	
更生保護法人等の役員等の異動届出	更生保護事業法施行規則26条2項 更生保護事業法	
届出事項の変更の届出	更生保護事業法47条の2	
補助事業計画変更の承認	更生保護施設整備費補助金交付規則8条	
指定法人の名称及び主たる事務所の変更の届出	民事法律扶助法5条3項	
業務規程の認可	民事法律扶助法7条1項	
事業計画書及び収支予算書の認可	民事法律扶助法8条1項	
会計規程の制定又は変更の届出	民事法律扶助法施行規則13条2項<民事法律扶助法>	
手続件数	48件	

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(法務省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
司法試験第一次試験合格証明書	(なし)	司法試験管理委員会	政府認証基盤(GPKI)を活用することにより電子化する方式として検討したい。
司法試験第二次試験合格証明書	(なし)	司法試験管理委員会	
国籍取得証明書	国籍法, 戸籍法	法務省	戸籍の届出である国籍取得届においてのみ必要とされる証明書であるところ、国籍取得届は、公的個人認証基盤を利用することができない元外国人がする届出である。したがって、外国人認証基盤が整備されれば、開発・運用が可能である。
帰化者の身分証明書	国籍法, 戸籍法	法務省	戸籍の届出である帰化届においてのみ必要とされる証明書であるところ、帰化届は、公的個人認証基盤を利用することができない元外国人がする届出である。したがって、外国人認証基盤が整備されれば、開発・運用が可能である。
国籍離脱の通知書	国籍法, 戸籍法	法務省	戸籍の届出である国籍喪失届においてのみ必要とされる証明書であるところ、国籍喪失届は、日本国籍を喪失した元日本人がする届出である。したがって、そのような元日本人が公的認証基盤を利用できることが前提となる。
成年後見登記事項証明書	後見登記等に関する法律	法務省	平成15年度末電子化予定
地図及び地図に関する図面の写し	不動産登記法	法務省	地図又は地図に準ずる図面のコンピュータ化の稼働時期が未定であるため、その写しの電子化の実施時期も未定である。地図又は地図に準ずる図面のコンピュータ化を含めた法改正に着手している(法律は平成16年度以降の施行を予定している)。
不動産登記簿謄本	不動産登記法	法務省	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律による登記情報のオンライン提供を平成12年度に実施済。なお、謄抄本(登記事項証明書)の電子化については、調査・研究中であり、登記情報のオンライン提供の利用状況等を踏まえて検討する。
船舶登記簿謄本	船舶登記規則	法務省	船舶登記簿のコンピュータ化の稼働時期が未定であるため、その謄本の電子化の時期も未定である。不動産登記手続と類似の構造をとっており、不動産登記の電子化を踏まえた上で、電子化の可否等を検討する。
商業・法人登記簿謄本	商業登記法	法務省	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律による登記情報のオンライン提供を平成12年度に実施済。なお、謄抄本(登記事項証明書)の電子化については、調査・研究中であり、登記情報のオンライン提供の利用状況等を踏まえて検討する。
未成年者登記簿謄本	商業登記法	法務省	商業登記簿謄本と同様にオンライン登記情報提供制度により措置済(平成12年度)。なお、謄抄本(登記事項証明書)の電子化については、調査・研究中であり、登記情報のオンライン提供の利用状況等を踏まえて検討する。
商業・法人印鑑証明書	商業登記法	法務省	商業登記に基づく電子認証制度により措置済

供託書正本	供託法	法務省	<p>現在の制度では、供託書正本は、第三者に対して供託の事実を証明する書面としての機能だけでなく、供託物の払渡請求の際の添付書類としての機能を担っている。供託書正本が添付書類としての機能を果たし得るのは、同正本がただ1通存在し、その所持によって権利者であることの蓋然性が高められているからである。</p> <p>したがって、現在の制度を前提として単に供託書正本を電子化することでは、供託手続のオンライン化及び供託事務そのもののコンピュータ化を前提として、従来の供託書正本に代替する手段を構築する必要がある。加えて、各種業法を含む供託根拠法との調整や業法上のシステムとの調整も必要となる。</p> <p>これらの作業には相当の期間を要し、完成は平成16年度以降となる見込みである。</p>
対象件数	13件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	1件	—	—

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
戸・除籍謄抄本 (記録事項証明書)	戸籍法	市区町村	15年中電子化実施方針の提示予定
届出の受理不受理の証明書	戸籍法	市区町村	15年中電子化実施方針の提示予定
定款(認証を受けたものに限る)	公証人法	公証人	平成14年度に電子定款認証の制度が開始されている。 ただし、電子公証制度が商業登記に基づく電子証明書を基礎としていることから、利用者が法人に限られているため、個人においても利用できるよう検討中である。
外国人登録原票記載事項証明書	外国人登録法	市区町村	①平成15年度末までに電子化が困難な理由 外国人登録原票記載事項証明書の交付請求の電子化及び交付については、外国人住民に係る公的個人認証サービスを活用した本人性の確認を前提としているが、同サービスについては総務省及び法務省間において認証基盤の整備をできるだけ速やかに進めるべく協議・検討しているところ、当該検討状況等を踏まえる必要がある。 ②電子化予定時期 外国人住民に係る公的個人認証サービスの実施時期以降を予定。
対象件数	4件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方針を提示する件数	2件	—	—

民間が発行する各種証明書等の電子化推進のための制度見直し検討対象一覧表

民間が発行する証明書等の名称	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
登録証明書(司法書士)	日司連登録事務取扱規則第29条	日本司法書士会連合会	現在、債権譲渡登記のオンライン申請において、日司連認証局が発行する代理人となる司法書士に係る電子証明書が用いられている。
検討対象数	1件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添5

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
保管振替機関の指定申請	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の2第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の4第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の資本の額の増加に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律第3条の4第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の兼業承認申請	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の2第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の兼業業務廃止の届出	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の2第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の業務の一部委託に係る承認申請	株券等の保管及び振替に関する法律第4条の3第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の業務及び財産に関する報告書の提出	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の2第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の定款等の変更認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の3	金融庁	法務省
保管振替機関の商号等の変更の届出	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の4第1項	金融庁	法務省
保管振替機関の事故の報告	株券等の保管及び振替に関する法律第7条の5	金融庁	法務省
保管振替機関の合併認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第10条第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の新設分割認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第11条第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の吸収分割認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第11条の4第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の営業譲渡認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第12条第2項	金融庁	法務省
保管振替機関の解散等に係る認可申請	株券等の保管及び振替に関する法律第13条	金融庁	法務省
保管振替機関の指定の失効に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律第13条の2第2項	金融庁	法務省
保管振替業の終了の届出	株券等の保管及び振替に関する法律施行規則第6条の18 <株券等の保管及び振替に関する法律>	金融庁	法務省
保管振替機関の代表者の変更等に係る届出	株券等の保管及び振替に関する法律施行規則第6条の19第1項 <株券等の保管及び振替に関する法律>	金融庁	法務省
登録機関の包括指定申請	社債等登録法施行令第1条第1項第1号<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関の個別指定申請	社債等登録法施行令第1条第1項第2号<社債等登録法>	金融庁	法務省
社債の登録及び社債登録簿等の閲覧又は社債登録簿の謄本・抄本の交付にかかる手数料を徴収することの認可	社債等登録法施行令第10条<社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の登録及び登録簿の閲覧又は登録簿の謄本・抄本にかかる手数料を徴収することへの認可	社債等登録法施行令第12条(第10条準用) <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を磁気ディスク等により調整する場合の承認	社債等登録法施行令第61条の5第1項 <社債等登録法>	金融庁	法務省
社債登録簿の記載事項の書面等の交付にかかる手数料徴収の認可	社債等登録法施行令第61条の6第3項 <社債等登録法>	金融庁	法務省
電子情報処理組織による登録請求の手続きの承認	社債等登録法施行令第61条の8第1項 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関に登録請求する社債権者等が印鑑を提出しない場合の届出	社債等登録法施行規則第11条第3項 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を支店に備え置く場合の当該支店の指定登録	社債等登録法施行規則第12条第1項 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を滅失させた場合及び滅失の恐れを生じさせた場合にかかる報告	社債等登録法施行規則第14条 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を滅失し登録簿を再製した場合の報告	社債等登録法施行規則第15条 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿を閉鎖した場合等のマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第17条の2第1項前段 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が調整した受付簿をマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第17条の2第1項後段 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の社債登録簿を滅失させた場合及び滅失の恐れを生じさせた場合にかかる報告	社債等登録法施行規則第19条(第14条準用) <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の社債登録簿を滅失し登録簿を再製した場合の報告	社債等登録法施行規則第19条(第15条準用) <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の社債登録簿等を閉鎖した場合等のマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第19条(第17条の2第1項前段準用) <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の調整した受付簿をマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第19条(第17条の2第1項後段準用) <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が地方債等の社債登録簿等を定めたる様式以外で調製する場合の承認	社債等登録法施行規則第19条(第50条の2第1項準用) <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債登録簿等を定めたる様式以外で調製する場合の承認	社債等登録法施行規則第50条の2第1項 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関が社債等登録簿を磁気ディスク等により調整した場合の登録事務を行う店舗の指定登録	社債等登録法施行規則第50条の6第1項 <社債等登録法>	金融庁	法務省
社債等登録簿を磁気ディスク等により調製する場合に当該社債登録簿を本店以外に設置することの届出	社債等登録法施行規則第50条の6第3項 <社債等登録法>	金融庁	法務省
登録機関の社債等登録事務状況にかかる報告書	社債等登録法施行規則第56条 <社債等登録法>	金融庁	法務省
振替機関の指定申請	社債等の振替に関する法律第4条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省、金融庁
振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	社債等の振替に関する法律第6条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省、金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
振替機関の資本の額の増加に係る届出	社債等の振替に関する法律第6条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の兼業承認申請	社債等の振替に関する法律第9条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の兼業業務廃止の届出	社債等の振替に関する法律第9条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の業務の一部委託に係る承認申請	社債等の振替に関する法律第10条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の業務及び財産に関する報告書の提出	社債等の振替に関する法律第16条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の定款等の変更に係る認可	社債等の振替に関する法律第17条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の商号等の変更の届出	社債等の振替に関する法律第18条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の事故の報告	社債等の振替に関する法律第19条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の合併認可申請	社債等の振替に関する法律第25条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の新設分割認可申請	社債等の振替に関する法律第27条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の吸収分割認可申請	社債等の振替に関する法律第29条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の営業譲渡認可申請	社債等の振替に関する法律第31条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の解散等に係る認可	社債等の振替に関する法律第40条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の指定の失効に係る届出	社債等の振替に関する法律第41条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の営業譲渡認可申請	社債等の振替に関する法律第50条(31条)	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
信託管理人を選任することの利害関係人の請求	社債等の振替に関する法律第65条(信託法第8条)	金融庁	法務省
受託者を解任することの相続人等の請求	社債等の振替に関する法律第65条(信託法第47条)	金融庁	法務省
振替業の結了の届出	一般振替機関の監督に関する命令第35条第1項<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省
振替業の結了の届出	特別振替機関の監督に関する命令第36条第1項<社債等の振替に関する法律>	財務省	法務省、金融庁
振替機関の代表者の変更等に係る届出	一般振替機関の監督に関する命令第37条第1項<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省
振替機関の代表者の変更等に係る届出	特別振替機関の監督に関する命令第38条第1項<社債等の振替に関する法律>	財務省	法務省、金融庁
事業概要報告書等の提出	加入者保護信託に関する命令第15条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
商号等の変更の届出	加入者保護信託に関する命令第22条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
加入者保護信託の終了の報告	加入者保護信託に関する命令第24条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
財産移転の報告	加入者保護信託に関する命令第7条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	法務省、財務省
対象手続件数 67件 (うち 法務省が窓口 0件)			

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添6

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 人権教育啓発推進センター	法務省	文部科学省
社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本	外務省	法務省
財団法人 国際研修協力機構	法務省	外務省, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省
財団法人 日本語教育振興協会	文部科学省	法務省, 外務省
対象法人数 4法人 (うち 法務省が窓口 2法人)		

レガシーシステム見直しのための法務省行動計画（アクションプログラム）

1 見直しの対象とするレガシーシステム

ア 登記情報システム

イ 出入国管理システム

具体的には，出入国記録等情報システム（外国人の出入国記録のデータ管理を行うシステム）を基幹システム（ホスト系）に，その下に各業務に対応する個別サブシステム（サーバ系）として，

- ・ 空海港での出入（帰）国審査を支援する出入国審査総合管理システム
- ・ 外国人の入国事前審査，在留資格審査業務を支援する在留資格審査事務支援システム
- ・ 入管法違反外国人に対する退去強制手続を支援する退去強制手続支援システム

が稼動しているほか，

- ・ 本年7月に稼動開始予定の港湾手続のワンストップサービス化を目指した乗員上陸許可支援システム

がある。

ただし，これらシステムについては，統合・一元化及び一層のオープン化を図るために新システムの開発を行っており，2004年度（平成16年度）にこれらシステムを統合・一元化した新システムである F E I S（外国人出入国情報システム）へ移行する予定である。

また，日本版 A P I S（事前旅客情報システム）についても2003年度（平成15年度）から開発作業を行っており，2004年度（平成16年度）に警察庁，財務省及び法務省の共通システム運用開始に向けて現在開発中である。

2 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

ア 登記情報システム

(ア) 刷新可能性調査の経緯

1998年度（平成10年度）を初年度とし，現行システムを最適なシステムに再構築するための前提作業として，現行システムにおける現状の問題点を明らかにするとともに，次期登記情報システムの最適化を一般競争入札により実施するための仕様書を作成する作業を実施した。

内容は，概略別紙 1 のとおりである。

(イ) 登記情報システム監査委員会による監査

(ア)の作業と並行して、当該システムと関係のない外部専門家による「登記情報システム監査委員会」を設置し、システム監査を実施してきた。

当該委員会においては、現行の登記情報システムが、メインフレームのコンピュータを中核としたシステムであり、有用な新技術の採用に多くの問題点を伴うことから、システムの抜本的な見直しの必要性を指摘しつつ、国民の多様なニーズに柔軟に対応できる質の高い行政サービスを実現するために、システム再構築が喫緊の課題であるとの認識の下、別紙2の監査を実施してきた。

なお、本監査結果については、(ア)とあわせ、速やかに公表するものとする。

(ウ) 最適化計画の作成

(ア)(イ)を踏まえ、

2000年度(平成12年度)に端末装置のパソコン化についての開発等を一般競争入札手続により実施し、2002年度(平成14年度)においては、専用印刷装置に代えて汎用プリンタを導入するための開発等を一般競争入札手続によって実施した。

これらに基づき、2003年度(平成15年度)においては、登記情報システムの最適化(再構築)に係る基本設計に関する調達手続を、一般競争入札により実施することとしている。

イ 出入国管理システム

現行のシステムとは関係のない第三者に調査を依頼し、実際に新システムへ移行した場合に効率性、経済性、利便性が向上し、かつ、トータルコストを下げることが期待できるかについて検証する。

特にホスト系システムについては、運用業務の特徴、保有データベースの規模・内容からダウンサイジング(分散システム)について、その適用可能性、経済性、効率性、利便性等についての調査・研究を行うこととする。

具体的には、ホスト系システムについては、現在のメインフレームからダウンサイジングを図った場合の業務処理の効率性、システムメンテナンス性、セキュリティの確保及びシステム運用上の信頼性などの比較衡量を行うことはもちろん、特定メーカーに依存しないシステム構築の可能性、高性能サーバシステムによるデータベースの一元または分散管理への移行可能性を検討し、そのようなダウンサイジングを行った場合におけるシステム開発期間、移行経費及び運用経費の検討や前倒しでシステム更新を実施できるか、また、実施した場合の影響などを調査・検証する。

なお、端末系については、すでにオープン化が推進されていることや、

現在も開発・導入が継続しており、また、通信ネットワークについても、従来の専用線によるネットワーク網から広域イーサネットを利用したネットワークシステム（V-LAN）への移行が完了し、合理化と通信経費の削減を図っている。

なお、2003年度（平成15年度）においては、2004年度（平成16年度）からの刷新可能性調査に向け、問題点の整理等、その準備作業を行うこととし、調査の結果は公表する。

(2) 最適化計画の策定

ア 登記情報システム

登記情報システムは、約500万ステップにも及ぶ膨大なプログラム群からなるシステムであり、メインフレームを中核としたハード構成も大規模であることから、システムの最適化を図り、レガシーシステムからの脱却を図る必要がある。これまでも、その前提条件を整備すべく専用端末装置の汎用のパソコンへの切り替え、専用印刷装置の汎用プリンタへの切り替え等を行い、それらに関する開発等の調達については、一般競争入札手続によって実施してきた。

引き続き、登記情報システムの最適化を図るため、レガシーシステム刷新可能性調査、登記情報システム監査委員会による監査結果等を踏まえ、登記情報システムの再構築に係る基本設計の調達に関する仕様書（案）を作成したところである。その仕様書（案）においては、業務及びシステムの効率化・合理化、システムのオープン化等について、セキュリティや現行システムの信頼性の確保に配慮して再構築を実施することとしている。

現在、レガシーシステムからの根本的な脱却を図るべく、上記の基本設計について、オープンな環境の下での競争入札を実施する手続に入っている。

また、2004年度（平成16年度）以降調達手続に入る詳細設計等については、開発が複数年度にわたることとなることから、具体的な契約形態が問題となるが、歳入の多くを手数料収入によっている登記特別会計において、国庫債務負担行為という契約形態を採用できるのかどうかを含め、更に検討を続けていきたい。

さらに、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

イ 出入国管理システム

本システムは、銀行のオンラインシステム同様、大量のトランザクション（更新処理等）を即時にしかも安全に処理すると同時に、日本人出帰国記録の管理及び外国人出入国・在留関係記録という大規模データベースを全国一元管理するという特異性や重要性を持つため、実績、信頼性のあるメインフレームを従来どおり使用してきたところであるが、システムのセキュリティ等にも配慮しつつ、本システムについてのオープンシステム化の可能性、汎用パッケージソフトウェアの利用について検討を行うとともに、特に、ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化、随意契約から競争入札への一層なる移行推進、国庫債務負担行為の活用についての可能性を検討しつつ、レガシーシステム刷新可能性調査を行う。また、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、業務プロセスの見直し、業務・システムの将来像からなる最適化計画を2005年度中（平成17年度中）に策定する。

(3) 最適化の実施

レガシーシステム刷新可能性調査、最適化計画を踏まえ、順次システム及び関連業務の最適化を実施する。

3 全体スケジュール

別添のとおり。

刷新可能性調査等の内容について

1 業務分析，システム分析

登記事項の編集処理の核となる情報部の機能

受付，調査，記入及び校合という不動産登記業務に対応する処理

登記情報交換システム等の関連機能

について，その処理システムの概念を明らかにするとともに，各処理工程について，「業務要件定義」及び「システム要件定義」に分けて分析・調査を行った。

2 システム構成案等の検討

次に，登記情報システムの最適化後におけるシステムの構成案について調査・検討を行い，再構築を実施する上で早急に解決すべき課題について検討を行った。

経費面についても検討を行い，行政サービスのレベルを低下させることなく，トータルコストを下げる事が可能であるとの結論が得られた。

3 最適化計画（仕様書（案））の策定

1 及び 2 を踏まえ次期登記情報システム構築のための仕様書（案）の作成を行った。

登記情報システム監査委員会の監査について

刷新可能性調査の結果を踏まえつつ、最適化のための外部仕様書作成に向けた整理・検討を行った。ポイントは、以下のとおりである。

1 最適化の方針

システム再構築に当たっては、市場に広く普及されている、オープンな環境下のコンピュータ技術を利用した仕様の下で開発を行うことを基本方針とすべきである。

2 業務アプリケーションの開発方針の検討

次期システムの構築に当たっては、要件定義のみに基づいて、開発事業者自由に提案させ、結果的に開発モデル及び開発技法が特定される方法が有用である。

3 システムの全体構成

コンピュータシステムの冗長化を図る仕組みにより、障害の局所化を図ることも可能となった状況から、現行システムの全体構成（分散処理・三階層ネットワーク構成）を全面的に見直すべきである。

この場合、バックアップセンターへのシステム集中方式を中心に検討すべきである。

4 ハードウェア・ソフトウェア構成

バックアップセンターへの集中方式により設置するコンピュータ本体系機器は、オープン性があり、品質が高標準なものに限る必要がある。

また、バックアップセンターシステムには、業務プログラム及び運用管理プログラムを備えることとし、後者については、オープンサーバの運用管理ツールを用いるべきである。

5 登記ファイルの保全

システム全体構成の全面的な見直し後においても、現行システムと同等以上の保全性を確保する対策を講じるべきである。

6 障害対策

システム障害の発生は不可避的であることから、障害の影響範囲を最小限に抑え、迅速な復旧を図ることが可能となる対策を講じるべきである。

7 セキュリティ対策

登記ファイルのデータが、ハッカー等により破壊及び改ざんされないように、システム上のデータ保護対策を講じる必要がある。

8 情報部DBのRDB化の検討

情報部に使用されるデータベース（DB）を、より様々なニーズに対して柔軟に対応するとともに、迅速な処理に寄与するため、オープンな環境のリレーショナル型データベース（RDB）へ移行するべきである。

法務省レガシーシステム見直し全体スケジュール

システム名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
登記情報システム	<p>レガシーシステム 刷新可能性 調査 (完了)</p> <p>レガシーシステム刷新 のための基本設 計仕様書(案)の 作成</p>	<p>入札手続</p> <p>基本 設計</p> <p>入札手続</p> <p>詳細設計(システム設計・プログラム設計), プログラ ミング, システムテスト</p> <p>最適化の実施</p>			<p>運用 テスト</p> <p>室内 実験</p> <p>移行・ 運用</p>
出入国管理システム		<p>刷新可能性の調査等に向けた準備</p> <p>刷新可能性の調査・検討</p>	<p>刷新可能性の調査・検討</p> <p>最適化計画の策定</p> <p>刷新可能性調査結果の公表</p>	<p>最適化の実施 新システムの設計・開発</p> <p>刷新要否の判断 結果の公表</p>	

外務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施

「外務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 85 件のうち 49 件について、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う手続については、対象手続 74 件のうち 43 件をオンライン化する。（別添 1）

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

当省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。（別添 2）

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003 年（平成 15 年）12 月までに、(i)法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、(ii)企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003 年（平成 15 年）12 月までに、審査支援データベースの整備・活用等の電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理

期間の短縮の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続 9 件を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため、電子申請システムの仕様の公開に関しては、汎用受付等システムにおいて、申請者側（国民等）の端末（クライアント・パソコン）に必要な要件（利用環境、提出可能な添付ファイル情報等）を掲載中である。

オンラインによる手続については、汎用受付等システムにおいては 2003 年（平成 15 年）3 月 31 日から、原則として 365 日 24 時間受付を開始した。また、在留届電子申請システムにおいては、2003 年（平成 15 年）3 月 31 日から在外公館 4 公館を対象に試験運用を開始し、同年 4 月 15 日から、全在外公館を対象に 365 日 24 時間受付を開始した。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするための取組を実施する。（別添 3）

汎用受付等システムで、オンラインで行える手続は、現在公益法人関係に限られることから、各公益法人に対し手続のオンライン化につき周知した。

在留届のオンライン化については、内閣府を通じ「広報通信」に

掲載するとともに、海外においては全在外公館に広報用文案を送付し在留邦人への周知を指示した。

また、外務省ホームページ（電子的な申請・受付等のページ）において、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に案内している。

2 ワンストップサービスの拡大

（1）共管手続の窓口一元化

共管公益法人に係る手続については、当省が所管する公益法人 79 法人のうち 32 法人は当省が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、手続をオンライン化する。（別添 4）

（2）総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの 2005 年度末（平成 17 年度末）までの整備に向け、外務省においては、^{イ・ガブ}e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接アクセスできる機能を整備することに伴い、2003 年（平成 15 年）12 月までに汎用受付等システムについて必要な改善を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

（1）行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、外務省においては、以下の取組を実施する。

手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を 2003 年（平成 15 年）12 月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

イ・ガブ
e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

（2）多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府の利用環境の整備を推進するため、外務省においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、高齢者や障害者の利用に配慮したものとした（一部バリアフリー化済み。）。2003年度末（平成15年度末）までに、すべての情報内容の再点検を行う。更なるバリアフリー化の実施について、ページ容量及び必要経費等との関係も考慮しつつ、可能な限り対処する。

外務省ホームページ日本語版については、2001年（平成13年）12月26日から携帯電話向けサービスを開始したが、今後、更なる情報内容の充実を図る。また、英語版については、携帯電話が普及していない国も多いことから、今後、世界レベルでのインターネットに接続可能な携帯電話の普及率などを踏まえて検討事項とする。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を2003年末（平成15年末）までに整備する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までを目途として、「業務・システム体系一

覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003 年末（平成 15 年末）までに CIO 連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
所管個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当する「通信機能強化システム」については、2000 年度（平成 12 年度）より、経済性、効率性の改善を念頭に新システムに関する調査・研究を開始し、右を踏まえ順次、基本設計、詳細設計及び開発を行い、2003 年度末（平成 15 年度末）にクライアント・サーバ型システムへ移行することとしている。「レガシーシステム見直しのための外務省行動計画（アクション・プログラム）」は別添 5 のとおり。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

CIO の主導により、情報化推進組織（「情報化推進委員会」等）の役割を明確化しつつ、2003 年（平成 15 年）7 月までにその機能を強化し、総合的・計画的な行政情報化のための計画の策定及び推進に関する事務として以下を所掌する。

所管業務・システムに関する最適化計画の策定・推進
（業務分析・評価・改善、情報システムの整合性確保等）
所管業務・システムの効果・目標に関する基準の設定

計画の効果・目標達成度の評価と、必要に応じた計画の改定と調整
情報化推進に係る予算・執行の調整

情報化推進体制の充実・強化に係る企画・調整（情報化推進に係る業務を担う内部人材の育成、外部人材の活用、当該人材の最適な配置等）

情報システムの整備に関する方針設定

その他情報化推進に関連する事項

CIO を補佐する CIO 補佐官及び同補佐官スタッフを 2003 年（平成 15 年）12 月までに配置し、CIO 補佐官・同補佐官スタッフ、情報システム部門、各課のシステム化担当、などの役割分担を明確にする。

CIO 補佐官の具体的な役割については、上述の ～ に関する業務支援を想定している。この遂行のために、CIO 補佐官及び同補佐官スタッフについては、外務省の任務・政策について理解が可能であり、業務改革・組織改革・情報システム化推進・情報セキュリティについて知識・経験を有する外部専門家及び内部からの複数名の採用・任命を想定し、検討を進める。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画					実施困難なもの	
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数		実施率 (%)
国が扱う手続	74	29	39%	14	19%	43	58%	0	0%	31
地方公共団体が 扱う手続	11	0	0%	6	55%	6	55%	0	0%	5
独立行政法人等 が扱う手続	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0
計	85	29	-	20	-	49	-	0	-	36

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

添付書類の省略、廃止

2003年（平成15年）12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

2003年（平成15年）12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
外国滞在届出者の住所等の変更の届出	旅券法施行規則第12条第2項前段	
公益法人の定款変更の認可	民法第38条第2項	
事業計画書等の変更の届出	外務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（民法）第4条第3項	
寄附行為の変更認可	外務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（民法）第6条第1項	
公益信託の事業計画書等の変更の届出	外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（信託法）第4条第2項	
公益信託の信託条項の変更の認可	外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（信託法）第7条第1項	
公益信託の受託者の氏名、住所等の変更の届出	外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（信託法）第11条第1項	
外務大臣に対する公用旅券の記載事項の変更による新規発給請求（国内）	旅券法第9条2項	
外務大臣に対する公用旅券の記載事項の変更による新規発給請求（国外）	旅券法第9条2項	
手続件数	9件	

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
日本語能力検定1級の資格を有することを証する書類		国際交流基金	2003年度末(平成15年度末)までに電子化実施方策提示
対象件数	1件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方策を提示する件数	1件	—	—

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添4

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 国際開発センター	外務省	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省
財団法人 国際科学技術財団	内閣府	外務省、文部科学省
社団法人 世界経済研究協会	財務省	内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 世界平和研究会	内閣府	防衛庁、外務省、財務省、経済産業省
財団法人 日米地域間交流推進協会	内閣府	総務省、外務省、文部科学省、経済産業省
財団法人 日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団	国土交通省	内閣府、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 平和・安全保障研究所	防衛庁	外務省、国土交通省
財団法人 ジョン万次郎ホワイトフィールド記念国際草の根交流セン	外務省	総務省、経済産業省、国土交通省
財団法人 東海テレビ国際基金	総務省	外務省
財団法人 放送番組国際交流センター	総務省	外務省
財団法人 本田財団	総務省	外務省
社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本	外務省	法務省
財団法人 国際研修協力機構	法務省	外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
財団法人 日本語教育振興協会	文部科学省	法務省、外務省
財団法人 アジア研究協会	外務省	文部科学省、経済産業省
財団法人 アジア人口・開発協会	厚生労働省	外務省、農林水産省
社団法人 アジア調査会	文部科学省	外務省
財団法人 オイスカ	外務省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
財団法人 大阪ガス国際交流財団	経済産業省	外務省
財団法人 海外子女教育振興財団	文部科学省	外務省
社団法人 海外農業開発協会	農林水産省	外務省
社団法人 海外農業教育研究開発協会	外務省	文部科学省
財団法人 海外邦人医療基金	外務省	厚生労働省
財団法人 家族計画国際協力財団	外務省	厚生労働省
財団法人 川喜多記念映画文化財団	文部科学省	外務省
財団法人 言語文化研究所	文部科学省	外務省
財団法人 交流協会	外務省	経済産業省
財団法人 国際医療技術交流財団	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 国際エムックスセンター	環境省	外務省
財団法人 国際開発高等教育機構	外務省	文部科学省
財団法人 国際看護交流協会	外務省	厚生労働省
社団法人 国際経済政策調査会	財務省	外務省、経済産業省
社団法人 国際芸術文化振興会	経済産業省	外務省、文部科学省
財団法人 国際湖沼環境委員会	環境省	外務省
社団法人 国際農業者交流協会	農林水産省	外務省
社団法人 国際農林業協力協会	農林水産省	外務省
財団法人 国際美術協会	文部科学省	外務省
財団法人 国際文化交流協会	文部科学省	外務省
財団法人 国際保健医療交流センター	外務省	厚生労働省
財団法人 国連大学協力会	文部科学省	外務省
財団法人 佐藤栄作記念国連大学協賛財団	外務省	文部科学省
財団法人 スウェーデン交流センター	国土交通省	外務省
財団法人 世界経済調査会	文部科学省	外務省
社団法人 総合研究フォーラム	外務省	財務省
財団法人 太平洋人材交流センター	外務省	経済産業省
財団法人 台湾協会	外務省	厚生労働省
財団法人 地球環境センター	環境省	外務省
財団法人 東南アジア文化友好協会	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 日伊協会	文部科学省	外務省
財団法人 日独協会	文部科学省	外務省
財団法人 日米映画文化協会	文部科学省	外務省
財団法人 日米教育交流振興財団	文部科学省	外務省
財団法人 日蘭学会	文部科学省	外務省
財団法人 日露医学医療交流財団	外務省	文部科学省、厚生労働省
社団法人 日韓経済協会	経済産業省	外務省
財団法人 日韓産業技術協力財団	経済産業省	外務省
社団法人 日中産業技術交流協会	経済産業省	外務省
財団法人 日中友好会館	外務省	文部科学省
財団法人 日本イタリア京都館	外務省	文部科学省
財団法人 日本インドネシア協会	外務省	経済産業省
社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会	外務省	厚生労働省
財団法人 日本映画海外普及協会	経済産業省	外務省
社団法人 日本語教育学会	文部科学省	外務省
財団法人 日本国際医療団	外務省	厚生労働省
社団法人 日本国際青年文化協会	外務省	文部科学省
社団法人 日本在外企業協会	外務省	厚生労働省、経済産業省
財団法人 日本タイ協会	外務省	文部科学省
社団法人 日本フィンランド協会	外務省	経済産業省
社団法人 日本ブラジル中央協会	外務省	文部科学省
社団法人 日本ユネスコ協会連盟	文部科学省	外務省
財団法人 フィリピン協会	外務省	文部科学省
財団法人 文化財保護振興財団	文部科学省	外務省
財団法人 放射線影響研究所	厚生労働省	外務省
財団法人 緑の地球防衛基金	農林水産省	外務省、環境省
財団法人 ユースワーカー能力開発協会	厚生労働省	外務省
社団法人 ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会	外務省	文部科学省
財団法人 ユネスコ・アジア文化センター	文部科学省	外務省
財団法人 吉田茂国際基金	外務省	文部科学省
財団法人 ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団	文部科学省	外務省

対象法人数 79法人 (うち 外務省が窓口 32法人)

「レガシーシステム見直しのための外務省行動計画」

はじめに

外務省における、本行動計画の対象となる「通信機能強化システム」について、これまでの最適化検討過程、その効果及び今後の最適化の実施について報告する。

1．見直しの対象となるレガシーシステム

通信機能強化システム

2．各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

2000年度（平成12年度）における新システム構想立案時に、現行システムにつき経済性、効率性の改善を念頭に、業務改革との連携、オープンシステム化等、目的とする最適化計画の妥当性を充分踏まえて、下記の調査・検討を行ったところであり、本調査結果については、外交通信に支障を及ぼさない範囲で公表するものとする。

業務要求調査

業務要求に対する現行システムの課題点

システム構成の見直し

上記の結果、汎用機中心のシステムからオープンシステムへの移行及び一般競争入札の導入が可能なUNIX、PCサーバ等中心のクライアント・サーバシステムに移行することとした。

（注）経済効率性

システムの移行により、現行システムの運用経費が年間約15億円であるのに対し、新システムの運用経費は2004年度（平成16年度）以降、年間約8億円となり、約48%の経費削減効果がでる予定である。

(2) 最適化計画の策定

「通信機能強化システム」については、上述のとおり、2000年度（平成12年度）より新システムに関する調査・研究を開始し、右を踏まえ順次、基本設計、詳細設計及び開発を行い、2003年度末（平成15年度末）に新システムへの移行（2004年（平成16年）3月運用開始）を予定している。

なお、具体的スケジュールは以下のとおり。

2000年度（平成12年度）	新システム構想立案（調査・研究）
2001年度（平成13年度）	〃 基本設計
2001～2002年度（平成13～14年度）	〃 詳細設計
2002～2003年度（平成14～15年度）	〃 開発 （プログラミング、各種テスト等）
	一般競争入札（政府調達）による機器調達の実施
2003年度末（平成15年度末）	新システムへの移行

(3) 最適化の実施

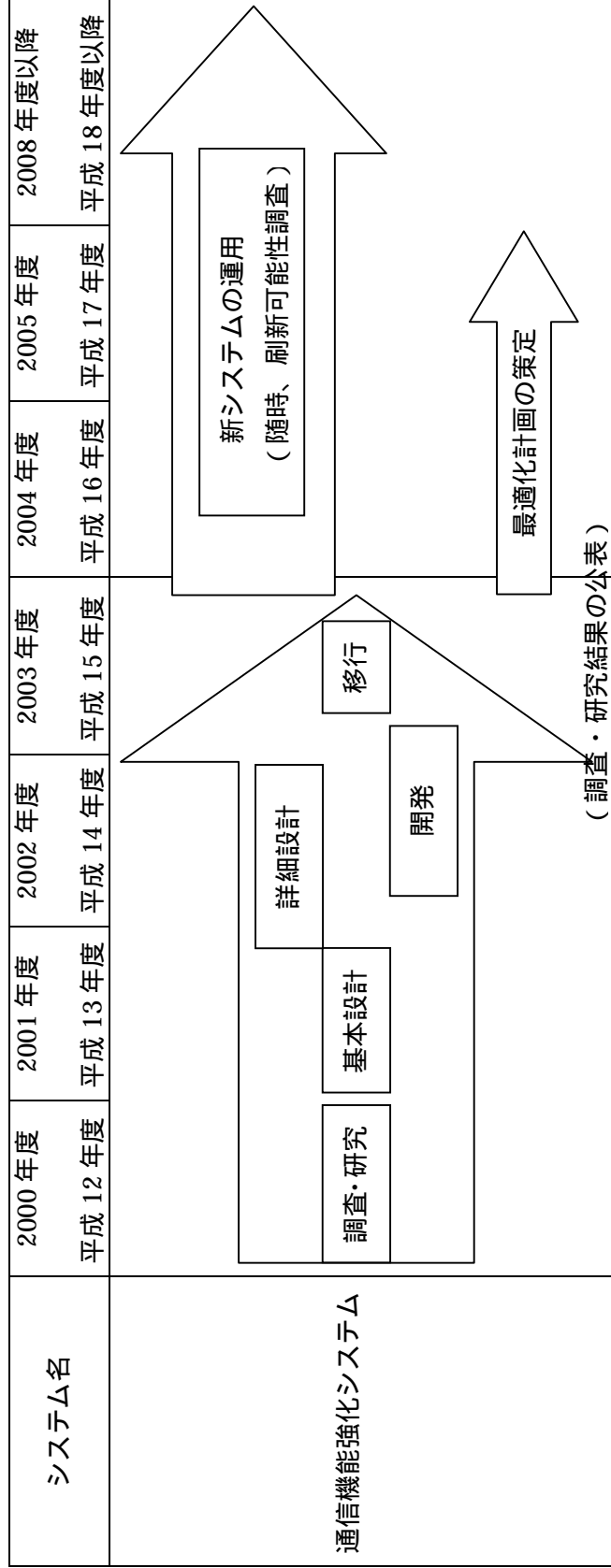
2003年度末（平成15年度末）に移行する新システムの更新に際しても、運用・保守管理を通じて、更なる経済性、効率性の改善を念頭に、当該システムと関係のない外部専門家に依頼して随時刷新可能性調査を行い、外交通信に支障を及ぼさない範囲でその結果を公表するとともに、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に則り、業務・システムの最適化に取り組む。

また、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

3. 全体スケジュール

全体スケジュールのイメージについては別紙参照。

「外務省レガシーシステム見直し全体スケジュール」のイメージ



財務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

財務省では、国民の利便性・サービスの向上を図る観点から、これまでも「e Japan重点計画 - 2002」（2002年（平成14年）6月18日IT戦略本部決定）等に基づき、各種行政分野に係る情報のインターネットによる提供、申請・届出等手続のオンライン化などを進めてきたところである。

今後は、こうした取組を一層推進するとともに、国民の利便性・サービスの向上の視点を徹底し、従来の各府省ごとの行政情報の提供、すべての手続のオンライン化という「量」の追求から、行政情報へのアクセスやオンラインによる手続を、便利で分かりやすいものとする「質」の向上へと転換を図る必要がある。

このため、財務省では、以下の取組を推進する。

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施

「財務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」（2002年（平成14年）9月3日財務省行政情報化推進委員会了承）に基づき、国民等と国との間の申請・届出等手続 1,552 件のうち、国によるシステム整備によりオンライン化されるもの 1,489 件につき、2003年度末（平成15年度末）までにそのすべてについてオンライン化を行う。

また、同アクション・プラン策定後、法令改正等により、新たに申請・届出等手続として追加された 212 件については、2004年度（平成16年度）以降、順次オンライン化等を行う。（別添1）

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

財務省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下の

とおり取り組む。(別添2)

イ．必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続405件を対象として、2003年(平成15年)12月までに廃止の可否について検討を行い、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

ロ．申請・届出等の頻度軽減

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続6件を対象として、2003年(平成15年)12月までに頻度軽減の可否について検討を行い、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

ハ．添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003年(平成15年)12月までに、
(イ)法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの
(ロ)企業の財務諸表等でインターネット等により公表されている
など容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的
が達せられ、当該添付書類が省略可能なもの
について精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書
類の省略又は廃止について検討を行い、2005年度末(平成17年度末)
までに所要の措置を講ずる。

ニ．処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年(平成15年)12月までに、審査支援データベースの整備・活用等の電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について検討を行い、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

ホ．変更手続の簡素化

変更手続 150 件を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに、その簡素化の可否について検討を行い、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

国民の利便性・サービス向上の観点から、オンライン利用の向上方策について、以下のとおり取り組む。

イ．歳入金の納付及び国税の申告等申請・納付について、2003 年度末（平成 15 年度末）までにインターネット等を利用した手続を可能とするためのシステムを整備し、その安定的な稼働に配意しつつ、日本銀行及び金融機関のシステムや認証基盤の整備を前提として、逐次運用を開始する。

ロ．利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため、以下のとおり取り組む。

（イ）税関手続申請システム

- ・ 税関手続を行う者が自ら保有する船舶・貨物情報等のデータを活用しつつ企業内部のシステムを使用して税関手続が行えるよう、2003 年度末（平成 15 年度末）までに仕様を公開する。
- ・ 輸出入申告等を行う際に、税関に提出するインボイス（仕入書）について、一度に登録できる項目欄数を大幅に拡大するための機能改善を 2003 年度末（平成 15 年度末）までに実施する。

（ロ）国税電子申告・納税システム（2004 年（平成 16 年）2 月運用開始予定）

- ・ 納税者等が市販の財務・会計ソフトなどにより自ら作成した

データを活用して手続が行えるよう、既に仕様を公開しており、仕様に変更等が生じた場合には速やかにこれを公開する。

- ・ 申告等手続を行う際に、国税庁の仕様に従って納税者が自ら作成する添付書類については併せて送信できるよう、また複数の申告等手続を一括して送信できるようシステム開発を行う。

ハ．オンラインによる原則 365 日 24 時間受付を推進するため、以下のとおり取り組む。

(イ) 財務省電子申請システム及び税関手続申請システムについては、既に、原則 365 日 24 時間受付を行っており、2003 年(平成 15 年)7 月に運用開始の法人企業統計調査等ネットワークシステムについても、2003 年度末(平成 15 年度末)までに、原則 365 日 24 時間受付を開始する。

(ロ) 2004 年(平成 16 年)2 月に運用開始予定の国税電子申告・納税システムについては、システムの安定的な稼働を確認後、その利用状況、納税者のニーズを十分に踏まえ、検討を行う。

ニ．申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするため、財務省所管の法令に基づき、当省が発行する証明書等 6 件について、2003 年度末(平成 15 年度末)までに電子化する。(別添 3)

また、源泉徴収義務者が交付する源泉徴収票については、電子化の可否について検討を行う。

ホ．財務省における各ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

また、利用者等を対象者とする説明会、講習会を開催するとともに、書類の申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の要請を行う。

特に、2004年（平成16年）2月に運用開始予定の国税電子申告・納税システムについては、現在基盤整備が行われている認証基盤や日本銀行及び金融機関のシステムの利用を前提とした利用方法等を広く周知する。

2 ワンストップサービスの拡大

（1）共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で財務省が所管する共管手続199件のうち19件については、当省が窓口府省となり、2003年度末（平成15年度末）までにオンライン化する。（別添4）

また、当省の共管公益法人27法人のうち14法人は当省が窓口府省となり、2003年度末（平成15年度末）までに、手続をオンライン化する。（別添5）

（2）ワンストップサービスの推進

財務省においては、ワンストップサービス推進のため、以下のとおり取り組む。

イ．輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）

我が国の国際競争力の維持・向上の観点から、国際物流の効率化等を図るため、通関情報処理システム（^{ナックス}NACCS）、^{イーディーアイ}港湾EDI、乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続・連携することにより、一回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続を行うことを可能とするシングルウィンドウ化を2003年（平成15年）7月中を目途に実現する。

また、^{ナックス}NACCSについて貿易手続の電子化に係る民間システムとの連携を推進する。

なお、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（^{ファル}FAL条約）」の締結について、関係省庁と協議しつつ早急に検討し、その結果を踏まえ2003年（平成15年）12月までに規制改革等の必要な措置を講ずる。

ロ．自動車保有関係手続のワンストップサービス

自動車保有関係手続（検査・登録、車庫証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービス化について、関係府省と協力して、2005年（平成17年）における確実な運用開始を図るとともに、関連する法令の着実な整備を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

（1）行政ポータルサイトの整備・充実

財務省においては、行政ポータルサイトの整備・充実に向け、以下のとおり取り組む。

イ．手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント情報を2003年（平成15年）12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、分かりやすい情報提供等の充実を図る。

ロ．^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

（2）多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

財務省においては、ホームページや電子申請システム等の国民等利

用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境の整備を推進するため、以下のとおり取り組む。

イ．ホームページ等による行政情報の提供については、高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとなっていることを確認するため、必要な措置を講じた上で、2003年度末(平成15年度末)までに、主要な情報内容の再点検を行う。

ロ．電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため、2003年度中(平成15年度中)に金融機関の^{エーティーエム}ATM(自動現金預払機)等から歳入金及び国税の納付ができるよう環境を整備する。

ハ．携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2003年度末(平成15年度末)までに、提供すべき情報を選定し、その後、順次情報内容の作成を行う。

また、財務省電子申請システム及び税関手続申請システムについては、既に利用方法等に対する相談窓口を整備しており、2003年(平成15年)7月に運用開始の法人企業統計調査等ネットワークシステムについても、同月から相談窓口を整備する。このほか、2004年(平成16年)2月に運用開始予定の国税電子申告・納税システムについては、利用方法等に対する相談を全国一元的に電話等で受け付ける体制を、2003年(平成15年)8月までに整備する。

IT化に対応した業務改革

財務省では、行政運営の簡素化、効率化を図る観点から、これまでも行政情報化推進基本計画及び「e Japan重点計画 - 2002」等に基づき、行政事務

のIT化を進めてきたところである。

今後は、こうした取組を一層推進するとともに、IT化に対応した業務改革の視点を徹底し、業務の見直し、更に見直しに基づいた新たなシステムの構築・運用を行うこととし、納税者としての国民の視点に立ち、予算効率の高い簡素な政府の実現を目指す。

このため、財務省では、以下の取組を推進する。

1 内部管理業務の業務・システムの最適化

財務省では、内部管理業務の業務・システムの最適化のため、以下のとおり取り組む。

(1) 全府省的な取組

財務省では、「予算効率の高い簡素な政府」を実現するため、以下のとおり、各府省共通インフラの整備に取り組む。

イ．官庁会計事務データ通信システム（^{アダムス}ADAMS）

各府省が、会計事務をはじめとする内部管理業務の更なる効率化を図るためには、電子政府の最も基幹的なインフラと考えられる総合的な電子会計処理システムである本システムの機能を更に充実させることが必要である。

このため、2004年度中（平成16年度中）に歳入歳出外システムの運用を開始するとともに、その利用を推進する。

加えて、CIO連絡会議における内部管理業務の業務・システムの最適化の検討状況にも的確に対応する。

ロ．人事・給与関係業務情報システム

各府省ごとの重複投資を避けるため、人事院及び総務省と協力して、2005年度（平成17年度）の運用開始を目途に、人事・給与関係業務情報システム（仮称）の整備を行う。

(2) 財務省の取組

財務省では、省内における内部管理業務の効率化の一環として、2002年度(平成14年度)に実施した旅費及び給与業務の分析結果を踏まえ、以下のとおり取り組む。

その際には、上記の人事・給与関係業務情報システムが各府省共通システムとして、整備されることを踏まえ、重複投資は避けることとする。

なお、以下の取組は、財務本省において先行的に実施するものとする。

イ．旅費業務

(イ)2003年度中(平成15年度中)に、決裁階層の削減などにより、旅費業務の効率化を図る。

また、旅費支給については、職員の協力を得て精算払いを推進するとともに、現金支給を廃止する。

(ロ)2004年度中(平成16年度中)に、電子決裁の活用及び市販ソフトの導入を行う。

また、同年度を目途に、官庁会計事務データ通信システムアダムス(ADAMS)を活用した旅費支給を開始する。

さらに、「最も経済的な通常の経路及び方法」による旅費算定について、外部委託を検討し、可能なものから順次実施する。

ロ．給与業務

2003年度中(平成15年度中)に、決裁階層の削減などにより、給与業務の効率化を図る。

また、給与支給については、職員の協力を得て全額振込化を推進するとともに、同年度中に給与口座の2口座化を可能とする。

八．その他業務

決裁過程に要する時間を短縮するとともに、ペーパーレス化を推進するため、電子決裁を効果的に活用し、業務の効率化を図る。

このため、2003年度中（平成15年度中）に、財務省内の全決裁文書を対象に、直ちに電子決裁可能なものについては、これを積極的に活用する。

さらに、電子決裁を活用するに当たって、各種制度との調整が必要なものは、その問題点について検討する。

2 個別業務・システムの最適化

(1) 2003年（平成15年）8月までを目途に、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

上記整理の結果を踏まえ、CIO連絡会議において、2003年（平成15年）12月までに実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

- ・ 府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
- ・ 一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
- ・ 所管個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

(2) また、個別業務・システムの最適化の一環として、「レガシーシステム見直しのための財務省行動計画（アクション・プログラム）」（別添6）に基づき、いわゆる旧式（レガシー）システムについて必要な見直しを行う。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

財務省における行政の情報化を一層推進するとともに、電子政府構築計画に盛り込まれた諸施策の着実な実施を図るため、2003年（平成15年）7月までに、財務省行政情報化推進委員会の機能を強化する。

具体的には、同委員会で、IT化に対応した業務の見直し及びシステム整備を総合的・計画的に推進することとし、省内の情報化推進体制の充実・強化に係る企画調整等を行うこととする。

また、同委員会の機能強化の一環として、2003年（平成15年）12月までに、同委員会に、CIO補佐官を配置する。

国及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画					実施困難なもの	
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数		実施率 (%)
国が扱う手続	1,552	554	36%	935	60%	1,489	96%	(注2)(211) (注3)63	4%	
独立行政法人等 が扱う手続	172	84	49%	88	51%	172	100%	(注2)(1)		
計	1,724	638	-	1,023	-	1,661	-	(注2)(212) (注3)63	-	0

(注1) 独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

(注2) 「財務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」(2002年(平成14年)9月3日財務省行政情報化推進委員会了承)策定後、法令改正等により、新たに申請・届出等手続として追加されたもの。

(注3) 国によるシステム整備によりオンライン化される手続以外の件数。

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
清算中に就職した清算人の届出	民法第77条第2項	
清算終了の届出	民法第83条	
業務及び財産状況等の報告期限の延長の承認	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第3条かつ書	平成15年3月20日財務省令第10号において手続を廃止している
社団法人の解散の届出	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第6条第1項<民法>	
公益法人等が有する未利用地の供用計画の確認	地価税法第6条第2項第2号イ及びロ	
公益信託の引受けの許可	信託法第68条、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第1条	
公益信託の受託者の辞任の許可	信託法第71条、財務大臣の所管の属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第8条<信託法>	
公益信託の受託者の信託財産を固有財産と為す許可	信託法第22条第1項ただし書、第72条、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第6条<信託法>	
公益信託の財産移転の届出	財務大臣の所管に属する公益信託の許可及び監督に関する省令第2条<信託法>	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の提出	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第3条第1項<信託法>	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第3条第2項<信託法>	
公益信託の事業概要報告書等の提出	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第4条<信託法>	
公益信託の信託条項の変更申立書の提出	信託法第70条、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第7条第1項<信託法>	
公益信託の受託者の解任請求書の提出	信託法第47条、第72条、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第9条<信託法>	
公益信託の受託者の任務終了の届出	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第10条第1項<信託法>	
特定の資格に基づき受託者となった者の資格喪失の届出	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第10条第2項(第10条第1項準用)<信託法>	
公益信託の新受託者の選任請求書の提出	信託法第49条第1項及び第72条、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第11条<信託法>	
公益信託の信託管理人の選任請求書の提出	信託法第8条第1項及び第72条、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第12条<信託法>	
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第13条第1項<信託法>	
公益信託の信託終了報告書の提出	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第16条<信託法>	
特定公益信託の証明	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第1項<所得税法、法人税法>	
特定公益信託の認定	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第3項<所得税法、法人税法>	
特定公益信託の証明	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第1項<租税特別措置法>	
特定公益信託の認定	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第3項<租税特別措置法>	
優先出資の発行の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第5条第1項	
優先出資引受権の付与の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第6条第2項	
払込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条(商法第178条準用)	
優先出資の償却の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第15条第2項	
優先出資の分割の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第16条第2項	
優先出資者による優先出資者総会招集の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第34条第3項	
資本準備金の資本組入れの認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第37条第4項ただし書	
優先出資の発行による資本の額の増加の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第41条第5項	
認可事項の実行の届出	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第42条	
基金の設立の認可	証券取引法第79条の3第1項	
基金の設立の登記の届出	証券取引法第79条の3第2項	
基金の監事の意見提出	証券取引法第79条の3第4項	
基金の業務の一部の委託の認可	証券取引法第79条の5第1項	
顧客資産の補償請求の届出期間等の決定に係る報告の受理	証券取引法第79条の5第4項	
返還資金融資の決定の報告の受理	証券取引法第79条の5第5項	
基金の資金の借入の認可	証券取引法第79条の7	
参考人等の費用に係る請求の受理	証券取引法第191条	
保有できる有価証券の承認	投資者保護基金が保有することができる指定有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件<証券取引法>	
預金できる金融機関の承認	投資者保護基金が保有することができる指定有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件<証券取引法>	
機構の会員の脱退の承認	保険業法第265条の4第4項	
機構の設立の認可	保険業法第265条の9第2項	
機構の設立の登記の届出	保険業法第265条の11第2項	
監事からの意見の受理	保険業法第265条の14第4項	

手続名	根拠法令	備考
機構の業務の委託の認可	保険業法第265条の29第1項第2号	
機構の解散の認可	保険業法第265条の48第2項	
保険契約の移転等における適格性の認定の特例に係る加入機構からの報告	保険業法第269条第2項	
保険契約の承継における資金援助の決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の3の2第8項	
承継保険会社の設立等に係る出資の加入機構からの報告	保険業法第270条の3の3第3項	
承継保険会社の株式の譲渡等処分を行ったときの機構からの報告	保険業法第270条の3の4第4項	
締結した承継協定の内容の機構からの報告	保険業法第270条の3の6第2項	
協定承認保険会社からの資産買取りの決定に係る事項の機構からの報告	保険業法第270条の3の7第2項	
協定承認保険会社との間で締結した資金の貸付け等の契約内容に係る機構からの報告	保険業法第270条の3の8第2項	
保険契約の再承継における適格性の認定に係る設立機構からの報告	保険業法第270条の3の12第2項	
承継保険会社の財産評価に関する通知に係る事項の設立機構からの報告	保険業法第270条の3の12第3項	
保険契約の再承継における適格性の認定の特例に係る加入機構からの報告	保険業法第270条の3の13第4項	
保険契約の再承継における資金援助の決定に係る事項の設立機構からの報告	保険業法第270条の3の14第2項	
機構からの保険契約の引受の決定に係る加入機構からの報告	保険業法第270条の4第7項	
保険契約の再移転における適格性の認定に係る引受機構からの報告	保険業法第270条の6の3第2項	
保険契約の再移転における適格性の認定の特例に係る引受機構からの報告	保険業法第270条の6の4第4項	
保険契約の再移転における資金援助の決定に係る事項の引受機構からの報告	保険業法第270条の6の5第2項	
補償対象保険金の支払に係る資金援助の決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の6の7第2項	
保険金請求権等の買取りの決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の6の8第3項	
追加払の際の支払額等の決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の6の9第3項	
機構の会員に対する資金の貸付けの決定に係る事項の機構からの報告	保険業法第270条の7第4項	
保険契約者等に対する資金の貸付けの決定に係る事項の機構からの報告	保険業法第270条の8第4項	
清算保険会社の資産の買取りの決定に係る事項の機構からの報告	保険業法第270条の8の3第2項	
機構と資産管理回収業務を目的の一つとする銀行との間で締結する協定の認可	保険業法附則第1条の2の4第2項	
協定銀行との間で締結した資産の買取り委託の契約内容に係る機構からの報告	保険業法附則第1条の2の5第3項	
協定銀行との間で締結した資金の貸付け等の契約内容に係る機構からの報告	保険業法附則第1条の2の7第2項	
生命保険契約者保護機構に生じた利益の国庫納付の際の計算書等の提出	保険業法施行令附則第10条第2項	
理事長による運営委員の解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第11条第2項	
理事長による評価審査会委員の解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第18条第2項	
生命保険契約者保護機構の予算の流用等の承認	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第34条第2項	
保有できる有価証券の承認	保険契約者保護機構が保有することができる指定有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件<保険業法>	
非課税外国法人の指定	所得税法施行令第51条の5<所得税法>	
非課税外国法人の指定	法人税法施行令第2条<法人税法>	
外国の公益法人等の指定	法人税法施行令第3条<法人税法>	
外国の公益法人等の指定	消費税法施行令第78条<消費税法>	
関税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び保存の承認	関税法第7条の9第2項	
関税関係書類の電磁的記録による保存の承認	関税法第7条の9第2項	
関税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認	関税法第7条の9第2項	
関税関係書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認	関税法第7条の9第2項	
関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存に代えて行う電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認	関税法第7条の9第2項	
承認を受けている関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等をやめる場合の届出書の提出	関税法第7条の9第2項	
承認を受けている関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等に係る変更の届出書の提出	関税法第7条の9第2項	
承認を受けている関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等をやめる場合の届出書の提出	関税法第7条の9第2項	
承認を受けている関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等に係る変更の届出書の提出	関税法第7条の9第2項	
申告の特例の適用をやめる旨の届出	関税法第7条の10	
相続又は合併若しくは分割による特例輸入者の承認の承継の承認	関税法第7条の13	
保税展示場の貨物の収容能力の増加、減少、又はその改築、移転その他の工事の届出	関税法第62条の7(同法第44条第1項準用)	
保税展示場における外国貨物の滅却の承認	関税法第62条の7(同法第45条第1項準用)	
保税展示場の業務の休止又は廃止の届出	関税法第62条の7(同法第46条準用)	
総合保税地域の業務の休止又は廃止の届出	関税法第62条の15(同法第46条準用)	
相続による保税蔵置場の許可の承継の承認	関税法第48条の2第2項	
相続による保税工場の許可の承継の承認	関税法第62条(同法第48条の2第2項準用)	
相続による保税展示場の許可の承継の承認	関税法第62条の7(同法第48条の2第2項準用)	
合併又は分割による保税展示場の許可の承継の承認	関税法第62条の7(同法第48条の2第4項準用)	

手続名	根拠法令	備考
合併又は分割による総合保税地域の許可の承継の承認	関税法第62条の15(同法第48条の2第4項準用)	
総合保税地域における外国貨物と内国貨物の混用の承認	関税法第62条の15(同法第59条第2項準用)	
総合保税地域における保税作業の報告書の提出	関税法第62条の15(同法第61条の2第2項準用)	
保税展示場外における外国貨物の使用の許可	関税法第62条の5	
総合保税地域外における外国貨物の使用の許可	関税法第62条の15(同法第62条の5準用)	
総合保税地域の許可	関税法第62条の8	
総合保税地域に販売用貨物等を入れることの届出	関税法第62条の11	
難破貨物等の運送期間の延長の承認	関税法第64条第2項(同法第63条第4項準用)	
難破貨物等の運送の承認	関税法第64条第1項	
収容解除の承認	関税法第83条第1項	
災害による指定地外検査の許可に係る手数料等の還付申請又は免除申請	関税法第102条の2第1項、第2項	
災害による証明書類の交付に係る手数料の還付申請又は免除申請	関税法第102条の2第3項、第4項	
災害による保税地域等の許可・承認に係る手数料の還付又は軽減若しくは免除の申請	関税法第102条の2第5項	
保税展示場の業務の再開の届出	関税法施行令第51条の8(同令第39条の2準用)<関税法>	
総合保税地域の業務の再開の届出	関税法施行令第51条の15(同令第39条第2項準用)<関税法>	
保税展示場外における使用の許可の変更の申請	関税法施行令第51条の6第2項(同令第49条第3項準用)<関税法>	
総合保税地域外における保税作業に関する指定期間又は場所の変更の申請	関税法施行令第51条の15(同令第49条第3項準用)<関税法>	
総合保税地域外における使用の許可の変更の申請	関税法施行令第51条の15(同令第51条の6第2項準用)<関税法>	
保税展示場の許可に係る博覧会等の承認	関税法施行規則第5条<関税法>	
相殺関税を課することの求め	関税定率法第7条第5項	
約束の申出	関税定率法第7条第8項、第21項、第25項及び第28項	
調査対象外供給者の相殺関税の課税変更・廃止の求め	関税定率法第7条第13項	
事情変更による相殺関税の課税変更・廃止の求め	関税定率法第7条第18項(同条第28項において準用)	
受諾された約束の変更の求め	関税定率法第7条第28項(同条第18項準用)	
指定された課税期間の延長の求め	関税定率法第7条第23項	
相殺関税の還付の請求	関税定率法第7条第29項	
不当廉売関税を課することの求め	関税定率法第8条第4項	
約束の申出	関税定率法第8条第7項、第14項、第24項、第28項及び第31項	
新規供給者による不当廉売関税を変更又は廃止することの求め	関税定率法第8条第12項	
指定貨物の供給者等による不当廉売関税を変更又は廃止することの求め	関税定率法第8条第21項	
課税期間を延長することの求め	関税定率法第8条第26項	
不当廉売関税の還付請求	関税定率法第8条第32項	
再輸出減税貨物の輸出の届出	関税定率法第18条第4項(関税定率法第17条第3項準用)	
再輸出免税貨物の用途外使用の場合の減税申請	関税定率法第17条第5項	
再輸出減税貨物の減税申請	関税定率法第18条第1項	
再輸出減税貨物に係る輸出手続	関税定率法第18条第1項	
再輸出減税貨物の減却の承認申請	関税定率法第18条第3項	
再輸出減税貨物の用途外使用の場合の減税申請	関税定率法第18条第3項	
供託に代わる契約を締結した旨の届出	関税定率法第21条の3第5項	
供託された金銭等の取戻しに係る承認申請	関税定率法第21条の3第8項第4号、5号	
製造工場の承認を受けた貨物の製造者が加入している貨物に係る輸出に関する業務を行う団体としての確認	関税定率法施行令第53条の3第5項<関税定率法>	
輸出貨物製造用原料品の関税の減額に係る製造工場の承認	関税定率法施行令第53条の4第2項(同令第53条第1項準用)<関税定率法>	
指定保税工場の指定を受けない者等による内貨原料品による製品の輸出の確認	関税定率法施行令第54条の2第3項<関税定率法>	
賠償請求権に係る確認申請	関税定率法施行令第61条の7第4項	
権利の実行の申立	関税定率法施行令第61条の8第1項	
博覧会等用のカタログ等の無条件免税に係る博覧会等の承認	関税定率法施行規則第2条の2第1項第2号<関税定率法>	
航空機部分品等、軽減税率適用貨物の転用の確認申請	関税暫定措置法第10条の2	
船長以外の者を納税義務者とする場合の承認申請	とん税法第4条第2項、特別とん税法第4条	
輸入貨物の輸入者、生産者からの影響を受けていない証拠の提出	相殺関税に関する政令第2条第2項<関税定率法>	
証拠の提出又は証拠若しくは証言により証明する事実に関する書面の提出及び証拠等の秘密扱いの求め	相殺関税に関する政令第7条第1項<関税定率法>	
証拠等の閲覧申請	相殺関税に関する政令第8条第2項<関税定率法>	
調査に関する意見の表明	相殺関税に関する政令第9条第1項<関税定率法>	
調査対象事項に関する情報提供	相殺関税に関する政令第10条第1項<関税定率法>	
四月を超える暫定措置の求めに係る書面の提出	不当廉売関税に関する政令第17条第2項<関税定率法>	
保証団体の認可(国際道路運送手帳の発給、保証団体)	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(T I R条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第11条第1項	
保証契約の締結の届出	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(T I R条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第11条第5項	
保証団体の業務廃止の届出	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(T I R条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第11条第7項	
免税コンテナの差押えの場合の届出	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(T I R条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第11条<コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(T I R条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律>	
免税物品の滅失の承認	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第8条	

手続名	根拠法令	備考
手入れ等のための倉庫又は工場の承認及び申請内容の変更	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第10条第1項	
手入れ等をした物品の検査の申告	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令第8条第1項<日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律>	
製品等の搬出入の届出	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令第9条<日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律>	
保証団体の認可(輸入自動車等に課される関税、物品税を保証するための団体)	自家用自動車の一時輸入に関する通商条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第7条第1項	
保証契約の締結の届出	自家用自動車の一時輸入に関する通商条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第7条第5項	
保証団体の業務廃止の届出	自家用自動車の一時輸入に関する通商条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第7条第7項	
保証団体の認可(通関手帳の発給、保証団体)	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通商条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第5条第1項	
保証団体の組織加入の届出	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通商条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第5条第5項	
保証団体の業務廃止の届出	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通商条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第5条第7項	
通関手帳により輸入された物品が差押えを受けた旨の届出	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通商条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第5条<物品の一時輸入のための通関手帳に関する通商条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律>	
発電用石油に係る発電事業場の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第2項	
製造用原料品の用途外使用等の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
製造用原料品の減却の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
製造用原料品の用途外使用等の場合の減税申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
製造用原料品の用途外使用とされない用途の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
小規模企業製造用原料品の用途外使用等の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
小規模企業製造用原料品の減却の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
小規模企業製造用原料品の用途外使用等の場合の減税申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
小規模企業製造用原料品の用途外使用とされない用途の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
発電用石油の用途外使用等の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
発電用石油の減却の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
発電用石油の用途外使用等の場合の減税申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
製造用原料品の亡失の届出	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
小規模企業製造用原料品の亡失の届出	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
発電用石油に係る発電事業場の承認内容変更の届出	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
発電用石油の亡失の届出	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項	
たばこ又は塩の協同組合の設立の認可	中小企業等協同組合法第27条の2	
たばこ又は塩の協同組合の成立の届出	中小企業等協同組合法第31条	
たばこ又は塩の協同組合の定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	
たばこ又は塩の協同組合の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	
たばこ又は塩の協同組合のあっせん(調停)申請	中小企業等協同組合法第9条の2第1項	
たばこ又は塩の協同組合の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
たばこ又は塩の協同組合の総会招集承認申請	中小企業等協同組合法第48条	
たばこ又は塩の協同組合の役員改選総会招集承認申請	中小企業等協同組合法第41条第5項、第48条	
たばこ又は塩の協同組合の解散届出	中小企業等協同組合法第2条第2項	
たばこ又は塩の協同組合の不服申出	中小企業等協同組合法第104条第1項	
たばこ又は塩の協同組合の検査の請求	中小企業等協同組合法第105条第1項	
たばこ又は塩の協同組合の決算関係書類の提出	中小企業等協同組合法第105条の2	
組合員以外の者の事業利用の特例認可申請	中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	
事業協同組合連合会の会員以外の者の事業利用の特例認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
責任共済等の事業を行う組合等の余裕金運用の制限の緩和の認可	中小企業等協同組合法第57条の5	
責任共済等の事業を行う組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	
たばこ耕作組合の設立の認可	たばこ耕作組合法第40条第1項	
たばこ耕作組合の定款の変更の認可	たばこ耕作組合法第33条第2項	
たばこ耕作組合の合併の認可	たばこ耕作組合法第46条第2項	
たばこ耕作組合の解散の認可	たばこ耕作組合法第45条第2項	
たばこ耕作組合の監事の職務による報告書	たばこ耕作組合法第30条、民法第59条第3項	
たばこ耕作組合の成立・合併の届出	たばこ耕作組合法第55条第1項第1号	
たばこ耕作組合の業務又は会計の検査請求	たばこ耕作組合法第57条第1項	
たばこ耕作組合の清算の結了の届出	たばこ耕作組合法第54条、民法第83条	
塩製造業の承継の届出	塩事業法第8条第3項	
塩特定販売業の承継の届出	塩事業法第17条(同法第8条第3項準用)	

手続名	根拠法令	備考
塩卸売業の承継の届出	塩事業法第20条(同法第8条3項準用)	
塩事業センター指定の申請	塩事業法第21条1項	
塩事業センターの名称・所在地の変更の届出	塩事業法第21条3項	
塩事業センターの業務の委託の承認申請	塩事業法第23条3項	
塩事業に係る協業組合の事業の転換についての認可申請	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	
塩事業に係る協業組合の設立の認可申請	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項	
塩事業に係る協業組合の定款の変更の認可申請	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(中小企業等協同組合法第51条2項準用)	
塩事業に係る協業組合の役員の氏名(住所)変更届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(中小企業等協同組合法第35条の2準用)	
塩事業に係る協業組合の総会の招集の承認申請	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(中小企業等協同組合法第48条準用)	
塩事業に係る協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(中小企業等協同組合法第62条2項準用)	
塩事業に係る協業組合の合併の認可申請	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(中小企業等協同組合法第63条3項準用)	
塩事業に係る協業組合の検査の請求	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(中小企業等協同組合法第105条1項準用)	
塩事業に係る協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(中小企業等協同組合法第105条の2準用)	
塩事業に係る協業組合の不服の申出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(中小企業等協同組合法第104条準用)	
商工組合の特例の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条	
商工組合の組合員以外の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項	
商工組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条	
商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項	
商工組合及び商工組合連合会の発起人への通知	中小企業団体の組織に関する法律第42条第5項	
商工組合及び商工組合連合会の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
塩事業に係る協業組合の組織変更の届出手続	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
商工組合及び商工組合連合会の総会の招集の承認申請	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
商工組合及び商工組合連合会の定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
商工組合及び商工組合連合会の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項	
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項	
商工組合及び商工組合連合会の決算書類の届出	中小企業団体の組織に関する法律第71条	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条	
特定容器包装の再商品化の認定の申請	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第1項	
特定容器包装の再商品化の変更認定の申請	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項	
特定容器包装の自主回収の認定の申請	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の指定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の業務の委託の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第23条第1項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の再商品化業務規程の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の再商品化業務規程の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の事業計画等の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の事業報告書等の提出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第3項	
再商品化業務を行なう者(指定法人)の再商品化業務の休廃止の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第26条	
中長期計画書の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の2第1項	
エネルギー管理指定工場に係る燃料等又は電気の使用状況等の報告	エネルギーの使用合理化に関する法律第11条	
日本たばこ産業株式会社の新株、新株予約権及び新株予約権付社債の発行の認可申請	日本たばこ産業株式会社法第2条第2項	
日本たばこ産業株式会社の会社の目的を達成するために必要な事業を営もうとするときの認可申請	日本たばこ産業株式会社法第5条第2項	
日本たばこ産業株式会社の重要な財産の譲渡及び担保の認可申請	日本たばこ産業株式会社法第11条	
整理財産としての承認	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第2条第1項第6号イ(5)	
在外店舗所有記名証券一覧表の承認	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第5条第1項	
特殊整理人の氏名及び住所等の報告	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第14条第1項第4号	
特殊整理人の氏名及び住所等の変更の報告	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第14条第3項	
整理財産の財産目録等の承認	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第16条第1項	
整理計画書の認可	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第17条第1項	
決定整理計画書の変更の認可	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第21条第1項	
整理財産に属する資産の処分の認可	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第23条第1項	
特殊整理状況報告(貸借対照表及び収支計算書等の承認)	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第27条	
整理完了報告書の承認	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第31条第1項	

手続名	根拠法令	備考
在外金融機関の債権者に対して支払う金額の計算方法について	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第27条の3	
信託契約案等の承認	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第28条の12	
引当財産管理状況報告	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第37条第1項	
特殊清算に関する承認等	閉鎖機開令第10条の3	
特別経理会社一覧報告	企業再建整備法第51条	
決定整備計画書の状況報告	企業再建整備法第40条の3	
決定整備計画書の変更の認可	企業再建整備法第20条	
決定整備計画実行完了報告	企業再建整備法第41条	
認可法人の設立	日本万国博覧会記念協会法第9条、第10条	平成15年10月1日独立行政法人化により廃止予定。
認可法人の資本金の増加	日本万国博覧会記念協会法第4条第3項	
認可法人の定款の変更の認可	日本万国博覧会記念協会法第13条第2項	
認可法人の役員の内職の認可	日本万国博覧会記念協会法第16条	
認可法人の設立目的に関する実務実施の認可	日本万国博覧会記念協会法第21条第2項	
認可法人の業務方法書の認可	日本万国博覧会記念協会法第22条	
認可法人の借入金の認可	日本万国博覧会記念協会法第30条	
認可法人の基金取崩しの承認	日本万国博覧会記念協会法施行令第6条 <日本万国博覧会記念協会法>	
認可法人の会計規程の制定の承認	日本万国博覧会記念協会法施行細則第22条 <日本万国博覧会記念協会法>	
支払手段等の輸出の許可	外国為替令第8条第2項<外国為替及び外国貿易法>	
支払手段等の輸出の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第3項<外国為替及び外国貿易法>	
居住性の認定	外国為替に関する省令第3条<外国為替及び外国貿易法>	
支払等の許可	外国為替令第6条の2第4項<外国為替及び外国貿易法>	
支払等の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第2項<外国為替及び外国貿易法>	
資本取引の許可	外国為替令第11条の3第2項<外国為替及び外国貿易法>	
役務取引等の許可	外国為替令第18条の3第2項<外国為替及び外国貿易法>	
財務局の立入検査等の実施に必要な報告	外国為替の取引等の報告に関する省令第34条<外国為替及び外国貿易法>	
合衆国軍隊等以外の者の軍票による支払等の許可	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第4条第1項<外国為替及び外国貿易法>	
合衆国軍隊等以外の者による軍票の輸出又は輸入の許可	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第4条第2項<外国為替及び外国貿易法>	
国際連合の軍隊等以外の者の軍票による支払等の許可	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第3条<外国為替及び外国貿易法>	
国際連合の軍隊等以外の者による軍票の輸出又は輸入の許可	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第3条<外国為替及び外国貿易法>	
抵当権を代位する旨の申出	国税通則法施行令第11条 国税通則法	
物納財産での還付申請	相続税法第43条第3項	
納税貯蓄組合に対する補助金交付申請	納税貯蓄組合法施行令第4条第1項(納税貯蓄組合法)	
エネルギー管理指定工場に係る燃料等又は電気の使用状況等の報告	エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条	
工場移転に関する計画の認定	工業再配置促進法第5条第1項	
鉱工業技術研究組合の設立認可	鉱工業技術研究組合法第8条第1項	
定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1項	
規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第11条第2項	
事業計画及び収支予算書の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第1項	
事業計画及び収支予算書の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第2項	
試験研究が国民経済上重要なものであること等の承認	鉱工業技術研究組合法第14条第1項	
決算関係書類の提出	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第105条の2準用)	
役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第35条の2準用)	
臨時総会招集の承認	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第48条準用)	
解散届	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第62条第2項準用)	
合併認可	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第63条第3項準用)	
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	
組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項	
組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条(第17条の2第1項準用)	
商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第35条の2準用)	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合の総会招集の承認等	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第48条準用)	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第51条第2項準用)	
商工組合及び商工組合連合会の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項(組合法第62条第2項準用)	
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項(組合法第63条第3項準用)	
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第35条の2準用)	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合の総会招集の承認等	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第48条準用)	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第51条第2項準用)	
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(組合法第62条第2項準用)	
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項(組合法第63条第3項準用)	
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(組合法第105条の2準用)	
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	
決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第71条(組合法第105条の2準用)	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合の組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	

手続名	根拠法令	備考
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第5項準用)	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第8項準用)	
商工組合の特別の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第48条	
中小企業等協同組合の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	
組合員以外の者の事業の利用の特例の許可	中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項	
労働時間短縮実施計画の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第8条第1項	
労働時間短縮実施計画の変更の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第9条第1項	
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第1項	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項	
理事及び監事の選任	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第33条(商法第258条第2項準用)	
酒類業組合の設立の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第19条第1項	
合併の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第57条第2項(第19条準用)	
合併の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第57条第2項準用(第19条準用))	
清算中の総会の招集の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第58条第1項(第34条第6項準用)	
清算中の総会の招集の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第58条第1項準用(第34条第6項準用))	
清算人の職務を行う者の選任	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第58条第1項(商法第258条第2項準用)	
理事及び監事の選任	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第33条準用(商法第258条第2項準用))	
清算人の職務を行う者の選任	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第58条第1項準用(商法第258条第2項準用))	
酒類業組合連合会及び中央会の設立の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第19条準用)	
総会の招集の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第34条第6項準用)	
協定の設定及び変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第43条第1項準用)	
協定の設定及び変更の届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第43条第3項準用)	
協定の廃止の届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第46条第2項準用)	
事業計画等の変更の認可	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第11条後段	
業務方法書の認可	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第4条前段	
納付金を納付しない者に対する納付命令の申請	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第9条第1項	
総会の招集の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第34条第6項	
協定の設定及び変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第43条第1項	
協定の設定及び変更の届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第43条第3項	
協定の廃止の届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第46条第2項	
特別の区域での連合会の組織の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第79条第1項	
酒類業組合等の成立、解散に関する届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条	
組合の名称の特例の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第6条第4項	
組合の地区の特例の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第7条	
酒造組合の組合員の酒類の種類区分による資格の特例の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第9条第2項	
酒販組合の組合員の業態区分による資格の特例の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第9条第4項	
清酒製造業者の納付金の賦課の認可	清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行令第7条第1項<清酒製造業等の安定に関する特別措置法第7条第1項>	
交付金の交付申請	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第10条<酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第92条第1項>	
連続式蒸留機の設置及び拡張の申請	連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令<酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第84条第2項>	
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第11条第1項	
課税の特例の適用を受けるための行政庁による確認	中小企業経営革新支援法第9条第1項	
課税の特例の適用を受けるための行政庁による確認	中小企業経営革新支援法第9条第5項	
連鎖化事業計画の認定	中小小売商業振興法第4条第5項	
連鎖化事業計画変更の認定	中小小売商業振興法施行令第9条第1項<中小小売商業振興法>	
組合の名称の特例の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第6条第4項準用)	
清酒製造業者の納付金の算定に係る審査請求	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第7条第5項、行政不服審査法第9条第1、2項	
しょうちゅう乙類製造業者の納付金の算定に係る審査請求	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第7条の2第2項、行政不服審査法第9条第1、2項	
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条	
臨時総会招集の承認	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第41条第5項(組合法第48条準用))	
不服申出	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第104条第1項準用)	
検査請求	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第105条第1項準用)	
粉末酒の数量計算方法の承認申請	酒税法施行令第11条第2項<酒税法>	
粉末酒の数量計算方法の変更届出	酒税法施行令第11条第6項<酒税法>	
酒税軽減対象製造場の製造設備能力等の確認(指定)申請	沖縄の復帰に伴う国税関係法令適用の特別措置等に関する政令第72条第3項<沖縄の復帰に伴う国税関係法令適用の特別措置等に関する法律>	
割引債の償還差益に係る還付請求書	租税特別措置法第41条の12第5項、第6項	
適格退職年金契約の承認申請	法人税法施行令第160条第1項<法人税法>	
特別適格退職年金契約の承認申請	租税特別措置法第39条の36第5項<租税特別措置法>	
特別適格退職年金契約の変更の承認申請	租税特別措置法第39条の36第11項<租税特別措置法>	
相互協議申立書	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第12条若しくは第13条<租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律>	
相互協議申立書	遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第3条<遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律>	
手続件数		405件

手続名	根拠法令	備考
-----	------	----

申請・届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令	これまでの頻度
基金の収入支出等の報告の受理	投資者保護基金に関する命令第15条	年4回
機構の収入支出等の報告	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第36条	年4回
特殊整理状況報告(貸借対照表及び収支計算書等の承認)	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第27条	年4回
特別経理会社一覧報告	企業再建整備法第51条	毎月1回
法人企業統計調査季報	統計法第2条及び法人企業統計調査規則	年4回
財務省景気予測調査	統計法第8条及び統計報告調整法第4条	年4回
手続件数		6件
		-

添付書類の省略、廃止

2003年(平成15年)12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
公益法人の定款変更の認可	民法第38条第2項、財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第10条	
公益法人の寄附行為変更の認可	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第10条	
公益信託の信託条項の変更申立書の提出	信託法第70条、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第7条	
承認を受けている関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等に係る変更の届出書の提出	関税法第7条の9第2項	
承認を受けている関税関係帳簿書類の電子計算機マイクロフィルムによる保存等に係る変更の届出書の提出	関税法第7条の9第2項	
評価（包括）申告書記載事項の一部変更届	関税法施行令第4条第5項、第4条の2第4項<関税法>	
特例輸入者承認内容変更の届出	関税法施行令第4条の5第4項	
担保物又は保証人の変更の承認	関税法施行令第8条の3第3項<関税法>	
保税工場外における保税作業に関する指定期間又は場所の変更の申請	関税法施行令第49条第3項	
保税展示場外における使用の許可の変更の申請	関税法施行令第51条の6第2項（同令第49条第3項準用）	
総合保税地域外における保税作業に関する指定期間又は場所の変更の申請	関税法施行令第51条の15（同令第49条第3項準用）	
総合保税地域外における使用の許可の変更の申請	関税法施行令第51条の15（同令第51条の6第2項準用）	
標本等に係る特定用途免税に係る施設指定申請及び内容変更届	関税定率法施行令第17条第2号、第4号、第18条4項	
特定用途免税貨物の用途外使用・使用場所の変更・譲渡の届出	関税定率法施行令第26条第1項、第3項、第5項	
石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場についての変更の届出	関税暫定措置法施行令第20条第2項	
石油アスファルト等に係る製造工場についての変更の届出	関税暫定措置法施行令第23条第2項	
とん税の担保物又は保証人の変更承認申請	とん税法施行令第6条第1項 特別とん税法施行令第3条第2項（関税法施行令第8条の3第3項準用）	
許可申請事項変更の届出（1）氏名、名称、住所、法人の場合役員の氏名、住所（2）営業所の名称、所在地（3）営業所の責任者の氏名、通関士の数（4）兼業の種類	通関業法第12条	
通関士その他通関業務の従業者の氏名及びその異動の届出手入れ等のための倉庫又は工場の承認及び申請内容の変更	通関業法第22条第2項 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第10条第1項	
免税輸入資材等の製造工場の承認及び申請内容の変更	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第3条第1項	
発電用石油に係る発電事業場の承認内容変更の届出	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第117条第4項	平成16年5月14日に当該法令（沖特法）に基づく手続きは終了する。
製造たばこの特定販売業者の商号等の変更の届出	たばこ事業法第15条	
製造たばこの卸売販売業者の商号等の変更の届出	たばこ事業法第21条（たばこ事業法第15条準用）	
製造たばこの小売定価の変更の認可の申請	たばこ事業法第33条第2項	
製造たばこの小売販売業の営業所移転の許可	たばこ事業法第25条	
製造たばこの小売販売業の商号等の変更の届出	たばこ事業法第30条第1項	
たばこ又は塩の協同組合の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の届出	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
たばこ耕作組合の定款の変更の認可	たばこ耕作組合法第40条第1項	
たばこ耕作組合の規約の設定・変更・廃止届出	たばこ耕作組合法第55条第1項第2号	
たばこ耕作組合の役員氏名・住所変更届出	たばこ耕作組合法第55条第1項第3号	
塩製造業の登録事項の変更の届出	塩事業法第9条	
特殊用塩等塩製造業の届出事項の変更の届出	塩事業法第15条第2項	
塩特定販売業の登録事項の変更の届出	塩事業法第17条（同法第9条準用）	
特殊用塩特定販売業の届出事項の変更の届出	塩事業法第18条第2項	
塩卸売業の登録事項の変更の届出	塩事業法第20条（同法第9条準用）	
塩事業センターの名称・所在地の変更の届出	塩事業法第21条第3項	
塩事業センターの業務の委託の承認申請	塩事業法第23条第3項	
塩事業センターの業務規程の認可申請	塩事業法第24条第1項	
塩事業センターの事業計画等の認可申請	塩事業法第26条第1項	
協業組合の定款の変更の認可申請	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第3項（中小企業等協同組合法第51条第2項準用）	
協業組合の役員の氏名（住所）変更届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第3項（中小企業等協同組合法第35条の2準用）	
商工組合及び商工組合連合会の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
協業組合の組織変更の届出手続	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
商工組合及び商工組合連合会の定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	

手続名	根拠法令	備考
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
特定容器包装の再商品化の変更認定の申請	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項	
再商品化業務を行なう者（指定法人）の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	
再商品化業務を行なう者（指定法人）の再商品化業務規程の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	
再商品化業務を行なう者（指定法人）の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	
日本たばこ産業株式会社の製造たばこの最高販売価格の変更の認可申請	たばこ事業法第9条第2項	
日本たばこ産業株式会社の定款の変更、利益処分、合併・分割・解散の決議の認可申請	日本たばこ産業株式会社法第8条	
日本たばこ産業株式会社の事業計画の認可申請	日本たばこ産業株式会社法第9条	
支払手段等の輸出入の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第3項<外国為替及び外国貿易法>	
支払等の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第1項<外国為替及び外国貿易法>	
支払等の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第2項<外国為替及び外国貿易法>	
延納条件変更	相続税法第39条第5項	
消費税異動届出書	消費税法第25条	
たばこ税営業等開始申告事項異動申告手続	たばこ税法第24条第2項	
揮発油税営業等開始申告事項異動申告手続	揮発油税法第23条第2項	
石油ガス税営業等開始申告事項異動申告手続	石油ガス税法第23条第2項	
石油ガス税課税石油ガス重量計算方法変更届出手続	石油ガス税法施行令第4条第6項<石油ガス税法>	
石油税営業等開始申告事項異動申告手続	石油税法第20条第2項	
石油税指定納税地変更申請手続	石油税法施行令第16条第7項<石油税法>	
電源開発促進税営業等開始申告事項異動届出手続	電源開発促進税法施行令第5条第2項<電源開発促進税法>	
延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更の申請	所得税法第134条第1項	
青色専従者給与に関する届出(変更届出)書	所得税法施行令第164条第2項	
所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請書	所得税法施行令第101条第2項<所得税法>	
所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書	所得税法施行令第124条第2項<所得税法>	
所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書	所得税法施行令第107条第2項<所得税法>	
退職給与規程に関する書類	所得税法施行令第158条第2項<所得税法>	
定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1項	
規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第11条第2項	
事業計画及び収支予算書の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第2項	
役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法第35条の2準用)	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	
組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項	
組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条(第17条の2第1項準用)	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第35条の2準用)	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第51条第2項準用)	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第35条の2準用)	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法第51条第2項準用)	
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合の組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第5項準用)	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第8項準用)	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	
労働時間短縮実施計画の変更の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第9条第1項	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項	
保存酒類の変換承認申請書	酒税法第34条第1項	
販売場を設けていない酒類販売業者の住所移転申告	酒税法施行令第17条<酒税法>	
住所・氏名又は名称、製造場又は販売場の所在地及び名称等の異動の申告	酒税法第47条	
定款の変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第38条第3項準用)	
協定の設定及び変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第43条第1項準用)	
協定の設定及び変更の届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第43条第3項準用)	
異動事項を記載した書類の提出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項	
事業計画等の変更の認可	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第11条後段	
業務方法書の変更の認可	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第4条後段	
定款の変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第38条第3項	
協定の設定及び変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第43条第1項	
協定の設定及び変更の届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第43条第3項	
表示すべき事項の一部省略又は異なる表示をする旨の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第6項<酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の5>	
連続式蒸留機の設置及び拡張の申請	連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令<酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第84条第2項>	

手続名	根拠法令	備考
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1項	
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第11条第1項	
連鎖化事業計画変更の認定	中小小売商業振興法施行令第9条第1項 < 中小小売商業振興法 >	
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条	
粉末酒の数量計算方法の変更届出	酒税法施行令第11条第6項 < 酒税法 >	
更正の請求書	国税通則法第23条第3項等	
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項	
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出【マイクロフィルム】	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第9条(第7条第2項準用)	
被相続人の国税に関する書類の受領に係る相続人代表者の指定の変更の届出	国税通則法施行令第4条第6項<国税通則法>	
貸付特例適用農地等の(変更)届出(貸付特例適用農地等の設定されている賃借権等が消滅した場合)	租税特別措置法第70条の4第10項、第70条の6第13項、租税特別措置法施行令第40条の6第21項 < 租税特別措置法 >	
貸付特例適用農地等の変更届出(再借受代替農地等を借り受けた場合)	租税特別措置法第70条の4第10項、第70条の6第13項	
学校経営事業者の家事充当金額の限度額の変更に関する申請	相続税法施行規則附則第12項	
特定退職金共済団体に関する変更承認申請	所得税法施行令第74条第5項	
為替予約差額の一括計上の方法の変更承認申請	法人税法施行令第122条の11(令第122条の6(第2項から第5項まで)の規定の準用)条第2項 < 法人税法 >	
外貨建資産等の期末換算方法の変更承認申請	法人税法施行令第122条の6第2項 < 法人税法 >	
減価償却資産の償却方法の変更承認申請	法人税法施行令第52条第2項 < 法人税法 >	
事業年度等を変更した場合等の届出	法人税法第15条	
棚卸資産の評価方法の変更承認申請	法人税法施行令第30条第2項 < 法人税法 >	
納税地の異動の届出	法人税法施行令第18条 < 法人税法 >	
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請	法人税法施行令第119条の6第2項 < 法人税法 >	
芸能個人の氏名、住所等の変更届出書	所得税法第206条第1項	
源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国銀行等の名称、所在地等の変更届出書	租税特別措置法第42条の2	
適格退職年金契約の変更の承認申請	法人税法施行令附則第17条第5項<法人税法>	
特例適格退職年金契約の変更の承認申請	租税特別措置法第39条の36第11項<租税特別措置法>	
適格退職年金契約の変更の届出	法人税法施行令附則第17条第7項<法人税法>	
特例適格退職年金契約変更の届出	租税特別措置法第39条の36第13項<租税特別措置法>	
異動事項の届出	法人税法施行規則附則第6条第3項<法人税法>	
異動事項の届出	租税特別措置法施行規則第22条の21第3項<租税特別措置法>	
連結法人に係る為替予約差額の一括計上の方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2項 < 法人税法 >	
連結法人に係る外貨建資産等の期末換算方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2項 < 法人税法 >	
連結法人に係る減価償却資産の償却方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2項 < 法人税法 >	
連結法人に係る棚卸資産の評価方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2項 < 法人税法 >	
連結子法人の本店等所在地の異動届出	法人税法20条第2項 < 法人税法 >	
連結法人に係る有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2項 < 法人税法 >	
認定事業再構築計画に係る変更認定	産業活力再生特別措置法第3条第1項	
認定活用事業計画の変更認定	産業活力再生特別措置法第7条第1項	
手続件数		150件

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(財務省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
輸入許可書	関税法	財務省	政府認証基盤を活用して電子証明書を発行
出港許可証	関税法	財務省	政府認証基盤を活用して電子証明書を発行
通関済み輸入申告書	関税法	財務省	政府認証基盤を活用して電子証明書を発行
輸出許可証、輸出承認証	関税法	財務省	政府認証基盤を活用して電子証明書を発行
通関証明書	関税法	財務省	政府認証基盤を活用して電子証明書を発行
納税証明書	国税通則法	財務省(国 税庁)	政府認証基盤を活用して電子証明書を発行
対象件数	6件	—	—
うち、平成15年度末までに 電子化する件数	6件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添4

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
中長期計画書の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の2第1項	経済産業省	財務省、農林水産省、国土交通省
定期報告書（熱）の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条	経済産業省	財務省、農林水産省、国土交通省
特別勘定の資金の一部繰入	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第15条第7項	経済産業省	財務省
再生資源利用等推進資金への充当	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第17条第3項	経済産業省	財務省
事業概要報告書等の提出	加入者保護信託に関する命令第15条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	財務省、財務省
商号等の変更の届出	加入者保護信託に関する命令第22条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	財務省、財務省
加入者保護信託の終了の報告	加入者保護信託に関する命令第24条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	財務省、財務省
財産移転の報告	加入者保護信託に関する命令第7条<社債等の振替に関する法律>	金融庁	財務省、財務省
運営委員の認可	社債等の振替に関する法律第55条第2項	金融庁	財務省、財務省
加入者保護信託契約締結の認可	社債等の振替に関する法律第57条	金融庁	財務省、財務省
破産手続等開始決定の報告	社債等の振替に関する法律第58条	金融庁	財務省、財務省
補償対象債権の届出期間等の報告	社債等の振替に関する法律第59条第4項	金融庁	財務省、財務省
信託条項の変更の申立て	加入者保護信託に関する命令第17条（社債等の振替に関する法律）	金融庁	財務省、財務省
受託者の辞任の許可	加入者保護信託に関する命令第18条（社債等の振替に関する法律）	金融庁	財務省、財務省
受託者の解任の請求	加入者保護信託に関する命令第20条（社債等の振替に関する法律）	金融庁	財務省、財務省
受託者の信託財産の取得の許可	加入者保護信託に関する命令第19条（社債等の振替に関する法律）	金融庁	財務省、財務省
新受託者の選任の請求	加入者保護信託に関する命令第21条（社債等の振替に関する法律）	金融庁	財務省、財務省
振替業の終了の届出	特別振替機関の監督に関する命令第36条第1項<社債等の振替に関する法律>	財務省	金融庁、財務省
振替機関の代表者の変更等に係る届出	特別振替機関の監督に関する命令第38条第1項<社債等の振替に関する法律>	財務省	金融庁、財務省
基金脱退の承認	証券取引法第79条の2第8第3項	金融庁	財務省
基金の設立の認可	証券取引法第79条の3第1項	金融庁	財務省
基金の設立の登記の届出	証券取引法第79条の3第2項	金融庁	財務省
基金の定款変更の認可	証券取引法第79条の3第4第2項	金融庁	財務省
基金の認可申請書の記載事項の変更届出	証券取引法第79条の3第4第3項	金融庁	財務省
基金の監事の意見提出	証券取引法第79条の3第6第4項	金融庁	財務省
基金の役員を選任及び解任の認可	証券取引法第79条の3第7第2項	金融庁	財務省
基金の総会の議決の報告の受理	証券取引法第79条の4第1第3項	金融庁	財務省
基金の運営審議会委員の認可	証券取引法第79条の4第5第4項	金融庁	財務省
基金の業務の一部の委託の認可	証券取引法第79条の5第1第1項	金融庁	財務省
基金の業務規程の変更認可	証券取引法第79条の5第1第2項	金融庁	財務省
基金の会員証券会社の登録取消し等に係る報告の受理	証券取引法第79条の5第3第2項	金融庁	財務省
顧客資産の補償請求の届出期間等の決定に係る報告の受理	証券取引法第79条の5第5第4項	金融庁	財務省
返還資金融資の決定の報告の受理	証券取引法第79条の5第9第5項	金融庁	財務省
基金の予算及び資金計画の提出	証券取引法第79条の6第9	金融庁	財務省
基金の財務諸表等の承認	証券取引法第79条の7第0第1項	金融庁	財務省
基金の資金の借入の認可	証券取引法第79条の7第2	金融庁	財務省
基金の解散の認可	証券取引法第79条の7第8第2項	金融庁	財務省
投資者保護基金が保有できる有価証券の承認	証券取引法第79条の73第1号及び第2号の規定に基づき投資者保護基金の業務上の余裕金及び投資者保護資金の運用として、保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件 一ト	金融庁	財務省
投資者保護基金が預金できる金融機関の承認	証券取引法第79条の73第1号及び第2号の規定に基づき投資者保護基金の業務上の余裕金及び投資者保護資金の運用として、保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件 二ロ	金融庁	財務省
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	経済産業省	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	経済産業省	総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
投資者保護基金の収入支出の報告	投資者保護基金に関する命令第15条<証券取引法>	金融庁	財務省
投資者保護基金の会計規程の承認	投資者保護基金に関する命令第22条第2項<証券取引法>	金融庁	財務省
経営健全化計画の提出	農水産業協同組合貯金保険法第100条第2項	農林水産省	金融庁、財務省
資金援助の申込みの報告（組合 国）（法第61条第6項準用）	農水産業協同組合貯金保険法附則第6の5条第3項	農林水産省	金融庁、財務省
連合会等から主務大臣への資金援助の申込みの報告（法第62条第3項準用）	農水産業協同組合貯金保険法附則第6の6条第2項	農林水産省	金融庁、財務省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
特定合併の契約の報告等(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6の8条第1項	農林水産省	金融庁、財務省
特定合併の総会結果の報告等(組合 国)(法第67条準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6の9条	農林水産省	金融庁、財務省
整備計画の提出	発電用施設周辺地域整備法第四条 第一項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の変更	発電用施設周辺地域整備法第四条 第九項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の提出(指定された地点の二以上が近接している場合)	発電用施設周辺地域整備法第四条 第二項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の関係行政機関への協議	発電用施設周辺地域整備法第四条 第八項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の同意	発電用施設周辺地域整備法第四条第七項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
保険業免許を受けた者が保険契約者保護機構へ加入したときの報告	保険業法第265条の3第4項	金融庁	財務省
機構の会員の脱退の承認	保険業法第265条の4第4項	金融庁	財務省
機構の設立の認可	保険業法第265条の9第2項	金融庁	財務省
機構の設立の登記の届出	保険業法第265条の11第2項	金融庁	財務省
機構の定款の変更の認可	保険業法第265条の12第2項	金融庁	財務省
監事からの意見の受理	保険業法第265条の14第4項	金融庁	財務省
機構の役員を選任又は解任の認可	保険業法第265条の15第2項	金融庁	財務省
機構の運営委員の選任の認可	保険業法第265条の19第4項	金融庁	財務省
機構の評価審査委員の選任の認可	保険業法第265条の20第3項	金融庁	財務省
機構の会員名簿の受理	保険業法第265条の22	金融庁	財務省
機構の業務の委託の認可	保険業法第265条の29第1項第2号	金融庁	財務省
機構の業務規程の認可(変更を含む)	保険業法第265条の30第1項	金融庁	財務省
保険契約者保護機構の負担金率の認可(変更を含む)	保険業法第265条の34第4項	金融庁	財務省
生命保険契約者保護機構の予算及び資金計画の認可(変更を含む)	保険業法第265条の37第1項	金融庁	財務省
損害保険契約者保護機構の予算及び資金計画の提出(変更を含む)	保険業法第265条の37第2項	金融庁	財務省
機構の財務諸表等の承認	保険業法第265条の39第1項	金融庁	財務省
機構の資金の借入れの認可	保険業法第265条の42	金融庁	財務省
機構の解散の認可	保険業法第265条の48第2項	金融庁	財務省
破綻保険会社の財産評価に関する通知に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の2第6項	金融庁	財務省
資金援助の決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の3第3項	金融庁	財務省
保険契約の承継における資金援助の決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の3の2第8項	金融庁	財務省
承継保険会社の設立等に係る出資の加入機構からの報告	保険業法第270条の3の3第3項	金融庁	財務省
承継保険会社の株式の譲渡等処分を行ったときの機構からの報告	保険業法第270条の3の4第4項	金融庁	財務省
締結した承継協定の内容の機構からの報告	保険業法第270条の3の6第2項	金融庁	財務省
協定承認保険会社からの資産買取りの決定に係る事項の機構からの報告	保険業法第270条の3の7第2項	金融庁	財務省
協定承継保険会社との間で締結した資金の貸付け等の契約内容に係る機構からの報告	保険業法第270条の3の8第2項	金融庁	財務省
承継保険会社の財産評価に関する通知に係る事項の設立機構からの報告	保険業法第270条の3の12第3項	金融庁	財務省
保険契約の再承継における資金援助の決定に係る事項の設立機構からの報告	保険業法第270条の3の14第2項	金融庁	財務省
合併等協議相手方の勧告の求め(引受)	保険業法第270条の4第1項	金融庁	財務省
機構からの保険契約の引受の決定に係る加入機構からの報告	保険業法第270条の4第7項	金融庁	財務省
保険契約の再移転における資金援助の決定に係る事項の引受機構からの報告	保険業法第270条の6の5第2項	金融庁	財務省
補償対象保険金の支払に係る資金援助の決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の6の7第2項	金融庁	財務省
保険金請求権等の買取りの決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の6の8第3項	金融庁	財務省
追加払の際の支払額等の決定に係る事項の加入機構からの報告	保険業法第270条の6の9第3項	金融庁	財務省
機構の会員に対する資金の貸付けの決定に係る事項の機構からの報告	保険業法第270条の7第4項	金融庁	財務省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
保険契約者等に対する資金の貸付けの決定に係る事項の機構からの報告	保険業法第270条の8第4項	金融庁	財務省
清算保険会社の資産の買取りの決定に係る事項の機構からの報告	保険業法第270条の8の3第2項	金融庁	財務省
機構と資産管理回収業務を目的の一つとする銀行との間で締結する協定の認可	保険業法附則第1条の2の4第2項	金融庁	財務省
協定銀行との間で締結した資産の買取り委託の契約内容に係る機構からの報告	保険業法附則第1条の2の5第3項	金融庁	財務省
協定銀行との間で締結した資金の貸付け等の契約内容に係る機構からの報告	保険業法附則第1条の2の7第2項	金融庁	財務省
生命保険契約者保護機構に生じた利益の国庫納付の際の計算書等の提出	保険業法施行令附則第10条第2項	金融庁	財務省
理事長による運営委員の解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第11条第2項	金融庁	財務省
理事長による評価審査会委員の解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第18条第2項	金融庁	財務省
生命保険契約者保護機構の予算の流用等の承認	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第34条第2項	金融庁	財務省
機構の収入支出等の報告	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第36条	金融庁	財務省
一括経理の基準の承認（生保）	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第40条第1項	金融庁	財務省
一括経理の基準の提出（損保）	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第40条第2項	金融庁	財務省
機構の会計規程の届出（変更を含む）	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第46条	金融庁	財務省
保有することができる有価証券の承認	告示 保険契約者保護機構が保有することができる指定有価証券及び預金をすることができる指定金融機関	金融庁	財務省
報告及び検査	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五十三條第1項	経済産業省	財務省
給与及び退職手当の支給基準の変更の承認	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五十條	経済産業省	財務省
理事の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十一條第二項	経済産業省	財務省
役員の兼職承認	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十五條	経済産業省	財務省
理事の解任の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十四條第三項	経済産業省	財務省
評議員の任命の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十七條第三項	経済産業省	財務省
業務の委託の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十一條第一項	経済産業省	財務省
財務諸表等の承認	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十五條第一項	経済産業省	財務省
予算等の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十四條	経済産業省	財務省
業務方法書の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十二條第一項	経済産業省	財務省
短期借入金の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十八條第一項	経済産業省	財務省
短期借入金の借り換えの認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十八條第二項	経済産業省	財務省
資本金増加の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十七條第二項	経済産業省	財務省
設立の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第二十四條	経済産業省	財務省
定款変更の許可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第二十八條第二項	経済産業省	財務省
労働時間短縮実施計画の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法8条第1項	厚生労働省	財務省
労働時間短縮実施計画の変更の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法9条第2項	厚生労働省	財務省
工場移転に関する計画の認定	工業再配置促進法第5条第1項	経済産業省	財務省、厚生労働省、国土交通省
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行規則第6条第3項	経済産業省	財務省、厚生労働省、国土交通省
勘定区分の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第1の2条第5項	経済産業省	財務省
勘定区分の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第1条の二第4項	経済産業省	財務省
会計規程の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第19条第2項	経済産業省	財務省
収入支出の報告	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第10条	経済産業省	財務省
指定省資源事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に係る業務の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七條第二項	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
ディスクロージャー誌の縦覧開始の延期にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
株式の取得、所有の限度の超過にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
業務報告書の提出の延期にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
経常的経費の支払い先にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
貸付等金額・借入金額の最高限度の議決、規程の制定・改廃、法による登記、加入または脱退者、特定取引勘定の設置・廃止、特定取引として経理する取引の種類等の変更、ディスクロージャー誌の縦覧の開始にかかる届出	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
役員報酬額にかかる認可	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
商工債券の発行にかかる届出	商工組合中央金庫法第三十四条	経済産業省	財務省
貸付利率・手形割引歩合の最高限度にかかる認可	商工組合中央金庫法第四十五条第一項	経済産業省	財務省
報告	商工組合中央金庫法第四十三条	経済産業省	財務省
監理官に対する報告	商工組合中央金庫法第四十七条第二項	経済産業省	財務省
定款変更・剰余金処分にかかる認可	商工組合中央金庫法第四十二条	経済産業省	財務省
余剰金の運用としての有価証券、金融債権の取得にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十九条第一項	経済産業省	財務省
解散または合併にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十三条	経済産業省	財務省
監事による報告	商工組合中央金庫法第二十三条	経済産業省	財務省
評議員の任命にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十七条第一項	経済産業省	財務省
業務の代理にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八条の三 第一項	経済産業省	財務省
施設法人・共同出資会社への貸付等にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八条の四 第一項	経済産業省	財務省
証券業務の特例にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八条の六 第三項	経済産業省	財務省
準所属団体にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八条第二項	経済産業省	財務省
副理事長・理事の任命にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十六条第二項	経済産業省	財務省
従たる事務所の設置にかかる認可	商工組合中央金庫法第二条第二項	経済産業省	財務省
資本金の増加にかかる認可	商工組合中央金庫法第六条第二項	経済産業省	財務省
特別勘定の資金の一部繰入	新事業創出促進法第三十三条第四項	経済産業省	財務省
新事業創出促進推進資金への充当	新事業創出促進法第三十四条の四 第三項	経済産業省	財務省
銀行預金等を扱う事由に係る承認（承認申請）	中小企業金融公庫法施行令第十七条第一項	経済産業省	財務省
報告	中小企業金融公庫法第三十一条第一項	経済産業省	財務省
報告	中小企業金融公庫法第三十条第二項	経済産業省	財務省
役員に任命に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法十一条第二項	経済産業省	財務省
役員に解任に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第十三条の二 第四項	経済産業省	財務省
役員に兼職禁止の例外に係る承認（承認申請）	中小企業金融公庫法第十四条	経済産業省	財務省
監事の意見の提出	中小企業金融公庫法第十条第五項	経済産業省	財務省
業務方法書の作成・変更に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第二十一条第一項	経済産業省	財務省
中小企業債券の発行に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第二十五条の二 第一項	経済産業省	財務省
政府からの借入に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第二十五条第一項	経済産業省	財務省
四半期ごとの事業計画及び資金計画（短期借入金の借入最高額を含む。）の作成及び変更に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第二十二条	経済産業省	財務省
特別勘定の資金の一部繰入	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十一条第五項	経済産業省	財務省
特定商業集積推進資金への充当	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十二条の二 第三項	経済産業省	財務省
再生利用事業計画の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第18条	農林水産省	財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
再生利用事業計画の変更の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条	農林水産省	財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
振替機関の指定申請	社債等の振替に関する法律第4条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 財務省、金融庁
振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	社債等の振替に関する法律第6条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 財務省、金融庁
振替機関の資本の額の増加に係る届出	社債等の振替に関する法律第6条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 財務省、金融庁
振替機関の兼業承認申請	社債等の振替に関する法律第9条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 財務省、金融庁
振替機関の兼業業務廃止の届出	社債等の振替に関する法律第9条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 財務省、金融庁
振替機関の業務の一部委託に係る承認申請	社債等の振替に関する法律第10条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 財務省、金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
振替機関の業務及び財産に関する報告書の提出	社債等の振替に関する法律第16条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の定款等の変更に係る認可	社債等の振替に関する法律第17条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の商号等の変更の届出	社債等の振替に関する法律第18条第1項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の事故の報告	社債等の振替に関する法律第19条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の合併認可申請	社債等の振替に関する法律第25条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の新設分割認可申請	社債等の振替に関する法律第27条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の吸収分割認可申請	社債等の振替に関する法律第29条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の営業譲渡認可申請	社債等の振替に関する法律第31条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の解散等に係る認可申請	社債等の振替に関する法律第40条	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の指定の失効に係る届出	社債等の振替に関する法律第41条第2項	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
振替機関の営業譲渡認可申請	社債等の振替に関する法律第50条（31条）	申請者が一般振替機関の場合は金融庁 申請者が特別振替機関の場合は財務省	法務省 法務省、金融庁
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第12条第2項	内閣府	総務省、財務省、経済産業省
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第18条	内閣府	総務省、財務省、経済産業省
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第12条第3項	内閣府	総務省、財務省、経済産業省
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第22条第2項	内閣府	総務省、財務省、経済産業省
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
自主回収の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の指定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の業務の委託の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第23条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化義務規定の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化義務規定の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業計画等の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業報告書の提出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第3項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化義務の休止止の許可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第26条	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
特定事業者の特定容器包装を用いる事業の状況等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第39条	環境省	財務省、厚生労働省、経済産業省

対象手続件数 199件（うち 財務省が窓口 19件）

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添5

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 教育資金融資保証基金	財務省	内閣府
財団法人 世界平和研究所	内閣府	防衛庁、外務省、財務省、経済産業省
社団法人 国際金融経済研究所	財務省	金融庁
社団法人 財政金融調査会	財務省	金融庁
社団法人 新金融安定化基金	金融庁	財務省
財団法人 日本経済研究会	財務省	金融庁
社団法人 日本経済研究協会	財務省	金融庁
社団法人 日本経済研究センター	財務省	金融庁、文部科学省
財団法人 地域総合整備財団	総務省	財務省
社団法人 国際経済政策調査会	財務省	外務省、経済産業省
社団法人 航空貨物運送協会	国土交通省	財務省
財団法人 公庫住宅融資保証協会	国土交通省	財務省
財団法人 住宅金融普及協会	国土交通省	財務省
財団法人 政策科学研究所	財務省	経済産業省
財団法人 東京国際研究クラブ	財務省	経済産業省
社団法人 世界経済研究協会	財務省	内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団	国土交通省	内閣府、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省
社団法人 金融財政事情研究会	金融庁	財務省、文部科学省
財団法人 日本不動産研究所	財務省	総務省、国土交通省
社団法人 東京農業大学醸造振興会	農林水産省	財務省
財団法人 日本経済研究奨励財団	財務省	文部科学省
財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会	経済産業省	財務省、国土交通省
財団法人 三菱経済研究所	財務省	文部科学省、経済産業省
財団法人 外国為替貿易研究会	財務省	経済産業省
社団法人 総合研究フォーラム	外務省	財務省
社団法人 アルコール健康医学協会	厚生労働省	財務省
財団法人 日本容器包装リサイクル協会	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
対象法人数 27法人 (うち 財務省が窓口 14法人)		

レガシーシステム見直しのための 財務省行動計画（アクション・プログラム）

財務省では、「予算効率の高い簡素な政府を実現」するための取組の一環として、いわゆる旧式（レガシー）システムについて、必要な見直しを行う。

このため、近年の急激な情報通信技術の進歩などを踏まえ、現在、汎用コンピュータを使用しているシステムのうち予算額が 10 億円以上となっているものを対象として、その刷新可能性調査を実施し、その結果等を踏まえ、各業務・システムの最適化を図ることとする。

財務省における見直し対象システム及び当該システム見直しのための行動計画は、以下のとおりである。

1. 予算編成支援システム

(1) システム概要

本システムは、国の予算編成作業の効率化を図るため、財務省主計局及び各府省庁会計課等に予算編成用のサーバー・端末機等を設置するとともに、専用回線によるネットワークを構築することにより、概算要求から査定、内示、決定までの計数管理及び予算書の自動作成を行うもので、1996 年度（平成 8 年度）から運用を開始し、その後、1999 年度（平成 11 年度）に当初予算書、2002 年度（平成 14 年度）に補正予算書の自動作成をそれぞれ運用開始し、2003 年度（平成 15 年度）に暫定予算書の自動作成の運用を予定している。

本システムを活用することにより、概算要求書及び予定経費要求書等の行政手続の電子化が図られることとなる。

(2) システム見直しのための行動計画

イ. システム刷新可能性調査の実施

2004 年度（平成 16 年度）を目途に、当該システムと関係のない外部専門家によるシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を公表する。

本調査は、以下の点を踏まえ、実施するものとする。

(イ) 安定性及び信頼性

予算編成作業の重要性を踏まえ、安定性及び信頼性確保の観点から、現行システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア、データベース、ネットワーク及び開発・運用環境等）及びその運用状

況を検証する。

(ロ) セキュリティ

データのバックアップを含め、セキュリティ確保の観点から、現行システムの構成及びその運用状況を検証する。

(ハ) 効率性

予算編成事務フロー及びその業務量を踏まえ、現行システムの構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証する。

(ニ) 現行システムの経済性

現行システムについて、旧システムからの引継資産ソフトの活用によるコスト低減効果を含め、経済性の観点から検証するとともに、調達方式を変更する場合の課題及び問題点について検討する。

(ホ) システム見直しの経済性

最新の技術動向等を踏まえ、更なるオープンシステム(注1)化及び汎用パッケージソフトウェアの利用等により、現行システムを見直す場合の経済性を費用対効果の観点から検証する。

ロ. 最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度中(平成17年度中)に最適化計画を策定する。

その際には、業務の効率化を図るため、公務員制度改革の推進状況等を踏まえた人件費システムや、新たな三段表(概算要求額査定表)システムの開発に着手するほか、概算要求関連調書等の行政手続について一層の電子化を図るなど、予算編成作業の更なる省力化・ペーパーレス化を推進する。

ハ. 最適化の実施

最適化の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果及び最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施する。

(3) スケジュール

別紙1のとおり。

(注1) オープンシステム

一般的には、クライアントサーバー方式によるシステム構成や、

仕様を公開することで、特定メーカーの製品に依存することなく、複数メーカーの製品を取り込めるようにしたシステムをいう。

2. 税関システム

(1) システム概要

税関システムは、以下の3システムを基幹として、これらを税関ネットワークで結ぶことにより構成されている。

イ. 通関情報処理システム

本システムは、輸出入貨物に係る税関手続とこれに密接に関連する民間業務を相互に関連付けながら同時に処理する官民共同利用のシステムで、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和52年法律第54号）に基づき、通関情報処理センターで運営されている（注2）。同システムは、航空貨物通関情報処理システムと海上貨物通関情報処理システムから構成され、1978年度（昭和53年度）、1991年度（平成3年度）からそれぞれ運用が開始されている。

ロ. 税関手続申請システム

本システムは、保税地域の許可、通関業の許可手続など、上記イのシステムによらない税関関連の申請・届出等手続の処理システムであり、2002年度（平成14年度）から運用が開始されている。

ハ. 通関情報総合判定システム

本システムは、不正申告の摘発、関税の適正な徴収など各部門の事務効率化等のため、上記イのシステムによる輸出入申告データ及び税関が保有している各種の情報を蓄積し、一元的に管理するデータベースシステムであり、1991年度（平成3年度）から運用が開始されている。

(2) システム見直しのための行動計画

イ. システム刷新可能性調査の実施

税関システムは、上記のとおり3システムを基幹として構成されていることから、当該システムについて、2004年度（平成16年度）に、当該システムと関係のない外部専門家によるシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を公表する。

本調査は、以下の点を踏まえ、実施するものとする。

(イ) 安定性及び信頼性

税関の基幹システムとしての重要性を踏まえ、安定性及び信頼性確保の観点から、現行システムの構成（ハードウェア、ソフト

ウェア、データベース、ネットワーク及び開発・運用環境等)及びその運用状況を検証する。

(ロ) セキュリティ

データのバックアップを含め、セキュリティ確保の観点から、現行システムの構成及びその運用状況を検証する。

(ハ) 効率性

税関事務のフロー(流れ)及びその業務量を踏まえ、各システムの構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証する。

(ニ) 現行システムの経済性

現行の契約方式のうち、データ通信役務契約となっているシステムについては、使用料の算定方法の妥当性を検証し、随意契約となっているものについては、費用算定方法の妥当性を検証する。また、契約方式を変更する場合の課題及び問題点についても検討する。

併せて、汎用コンピュータを使用しているシステム構成について、調達における競争環境を確保するため、オープンシステム化等への移行の可能性を検証する。

(ホ) システム見直しの経済性

最新の技術動向等を踏まえ、現行システムを見直す場合の経済性を費用対効果の観点から検証する。

ロ. 最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果及び以下の点を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

(イ) 税関システム全体の最適化

税関業務の更なる効率化の視点を踏まえ、各システムの抜本的な見直しも視野に入れつつ、税関システム全体の最適化を図る。

その際、汎用コンピュータを使用している現行方式の是非を検討しつつ、行政サービスの水準は維持し、一層の予算効率性及び長期的なシステムの安定性・最適化を目指すことを念頭に検討を進める。

(ロ) 利用者の利便性の確保

通関情報処理システムは、利用者利便の観点から、利用者の社

内システムとの連携や「輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化」の基幹システムとして多数のシステムとの連携が図られていることから、引き続き利用者利便に十分に配慮し、関係システムとの整合性を確保する。

八．最適化の実施

最適化計画の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果及び最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施する。

- (3) スケジュール
別紙2のとおり。

(注2)

通関情報処理システムは、認可法人である「通関情報処理センター」が運営しており、同法人は2003年(平成15年)10月1日に解散し、新たに設立される「独立行政法人通関情報処理センター」に全業務を引き継ぐこととなるため、通関情報処理システムは同年10月以降独立行政法人通関情報処理センターが運営することとなる。

3．財政融資資金の運用事務等システム

(1) システム概要

本システムは、財政融資資金の運用及びその債権債務の管理事務等を効率的に行うため、2001年度(平成13年度)の財投改革に伴い、財投債管理機能を追加し、現在のシステム構成となっている。

(2) システム見直しのための行動計画

イ．システム刷新可能性調査の実施

財政融資資金に関する手続については、2004年度(平成16年度)以降にオンライン化することとされており、このための作業を2002年度(平成14年度)から行っているところである。

2003年度(平成15年度)においては、オンラインシステムの開発に着手し、また、電子政府実現に関する業務を効率的かつ効果的に実施するため、当該システムと関係のない外部専門家にコンサルティング業務を委託し、情報システムの業務支援を行わせるとともに、以下の点を踏まえ、更なるシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を公表する。

なお、新システムの開発に当たっては、オープン技術を基本としてシステムを構築することとし、既存システムとの全体最適化の観点に

立ち、既存システムから新システムへの円滑な移行のためのプロセスを検討する。

(イ) 安定性及び信頼性

財政融資資金の重要性を踏まえ、安定性及び信頼性確保の観点から、現行システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア、データベース、ネットワーク及び開発・運用環境等）の調査を実施する。

(ロ) セキュリティ

データのバックアップを含め、セキュリティ確保の観点から現行システムの構成を検証する。

(ハ) 効率性

財政融資資金の運用事務等のフロー（流れ）及びその業務量を踏まえ、現行システムの構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証する。

(ニ) 現行システムの経済性

現在随意契約で行われている調達について、費用算定方法の妥当性を検証するとともに、調達方式を変更する場合の課題及び問題点について検討する。

併せて、汎用コンピュータを使用している現行システムについて、調達における競争環境を確保するため、オープンシステム化等への移行の可能性を検証する。

(ホ) システム見直しの経済性

最新の技術動向等を踏まえ、現行システムを見直す場合の経済性を費用対効果の観点から検証する。

ロ．最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果及び以下の点を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

(イ) 業務・システムの効率化及び刷新

官庁会計事務データ通信システムに歳入歳出外システムが追加されることを踏まえ、2005 年度末（平成 17 年度末）を目途に、各特別会計及び日本銀行等と連携を図りつつ、財政融資資金の運用事務の電子化を推進する。

具体的には、財政融資資金の貸付事務に関して、会計センター

を經由した貸付金の振込み処理の実現等を図る。

さらに、財政融資資金の債権債務管理事務について、上記歳入歳出外システム等各種インフラの整備状況を踏まえつつ、更なる効率化・安全性向上を図れるシステムの構築を目指す。

(ロ) 関連システムとの連携及び整合性確保

会計センター及び日本銀行等とのデータ連携、関連システム間の整合性を確保する。

八．最適化の実施

最適化の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果及び最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施する。

(3) スケジュール

別紙3のとおり。

4．官庁会計事務データ通信システム

(1) システム概要

本システムは、予算執行過程における国の会計事務の適正化、効率化、迅速化等を図るため、会計事務を取り扱う官署に端末機を設置し、これと会計センターのシステムを通信回線で結び、各官署が即時に会計処理を行うもので、1987年度（昭和62年度）以降、各府省庁へ順次拡大し、2003年（平成15年）4月現在1,312官署に導入されている。

本システムは、国の会計事務に関する各府省共通システムであり、同システムを活用することにより、各種の法定帳簿等の電子化を図るとともに、納入告知書の送付及び債権者に対する振込等の事務を会計センターで一括処理している。

(2) システム見直しのための行動計画

イ．システム刷新可能性調査の実施

2004年度（平成16年度）を目途に、当該システムと関係のない外部専門家によるコンサルティングを活用してシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を公表する。

本調査は、以下の点を踏まえ、実施するものとする。

(イ) 安定性及び信頼性

国庫会計システムとしての重要性を踏まえ、安定性及び信頼性確保の観点から、現行システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア、データベース、ネットワーク及び開発・運用環境等）及び

その運用状況を検証する。

(ロ) セキュリティ

データのバックアップを含め、セキュリティ確保の観点から、現行システムの構成及びその運用状況を検証する。

(ハ) 効率性

会計事務のフロー（流れ）及びその業務量を踏まえ、現行システムの構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証する。

(ニ) 現行システムの経済性

データ通信役務契約について、使用料の算定方法の妥当性を検証するとともに、契約方式を変更する場合の課題及び問題点について検討する。

併せて、汎用コンピュータ及び専用端末を使用している現行システムについて、オープンシステム化等への移行の可能性を検討する。

(ホ) システム見直しの経済性

費用対効果の観点から、現行システムを見直すことにより、どのような改善効果が得られるかを検討する。

ロ．最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果及び以下の点を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

(イ) 業務の効率化

会計事務の更なる効率化を図り、かつ、電子政府の最も基幹的なインフラと考えられる総合的な電子会計処理システムとして、本システムの機能を更に充実させることとする。このため、2004年度中（平成16年度中）に歳入歳出外システムの運用を開始するとともに、その利用を推進する。

加えて、本システムが会計事務に関する各府省共通システムとなっている点を活かして、電子政府構築計画における内部管理業務の業務・システムの最適化の検討状況にも的確に対応する。

(ロ) 関連システムとの整合性確保

日本銀行、会計検査院及び各府省庁等の関連システムとの整合

性を確保する。

八．最適化の実施

最適化の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果及び最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施する。

- (3) スケジュール
別紙4のとおり。

5．国税総合管理（^{ケーエスケー}K S K）システム

(1) システム概要

本システムは、全国の国税局（所）及び税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種税務情報を入力することにより、国税債権等を一元的に管理するなど、地域や税目を超えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムであり、1995年（平成7年）以降、順次導入を進め、2001年（平成13年）に全国524税務署への導入が完了した。

本システムにより国税債権等の一元かつ正確な管理を行うほか、各種情報の税務調査や滞納整理への活用など適正・公平な課税の実現に寄与するとともに、納税者からの問い合わせへの対応や納税証明書発行等の迅速化など納税者利便の向上にも寄与している。

(2) システム見直しのための行動計画

国税庁においては、近年の情報通信技術の進歩などを踏まえ、外部専門家の意見も受けつつ、従前から以下のような^{ケーエスケー}K S Kシステムの効率化に取り組んできている。

- (イ) ^{ケーエスケー}K S Kシステムと連携する国税電子申告・納税システム（^{イータックス}e - T a x）や国税庁^{ワ ン}WANについて、オープンシステムを採用。（1996年度（平成8年度）から）
- (ロ) ^{ケーエスケー}K S Kシステム、^{イータックス}e - T a x及び国税庁^{ワ ン}WANで使用する回線及び端末機の統合（基本ソフトの共通化を含む。）に向けた作業。（2002年度（平成14年度）から）
- (ハ) 機器等の調達においては、可能なものから競争入札を導入。（1999年度（平成11年度）から）

今後、更なる改善に向けて以下のとおり検討することとする。

イ．システム刷新可能性調査の実施

2003 年度（平成 15 年度）を目途に、当該システムと関係のない外部専門家によるシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を公表する。

本調査は、以下の点を踏まえ実施するものとする。

（イ）安定性及び信頼性

国税の基幹システムとして税務行政の根幹となる各種事務処理を行っていることを踏まえ、安定性及び信頼性の観点から、現行システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア、データベース、ネットワーク及び開発・運用環境等）及びその運用状況を検証する。

（ロ）セキュリティ

データのバックアップを含め、税務情報という極めて守秘性の高い情報を処理していることを踏まえ、セキュリティ確保の観点からも検証する。

（ハ）効率性

国税事務のフロー（流れ）及びその業務量を踏まえ、各システムの構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証する。

（ニ）現行システムの経済性

現在随意契約で行われている調達について、費用算定方法の妥当性を検証するとともに、調達方式を変更する場合の課題及び問題点について検討する。

（ホ）システム見直しの経済性

オープンシステム化が調達における競争環境の確保にもつながることを視野に入れつつ、オープンシステム化による効率化の可能性について、既存システムとの経費比較、安定性・信頼性及びセキュリティ確保等の観点から検証する。

ロ．最適化計画の策定

現在までの検討結果及び上記のシステム刷新可能性調査結果を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005 年度末（平成 17 年度末）までに最適化計画を策定する。

その際には、本システムが、国税の根幹となる事務処理を行うとともに、極めて守秘性の高い情報を処理しているという特殊性にかんがみ、システムの安定性、信頼性及びセキュリティの確保を最優先にしつつ、一層の予算の効率化及び長期的なシステムの最適化を目指して

検討を進める。

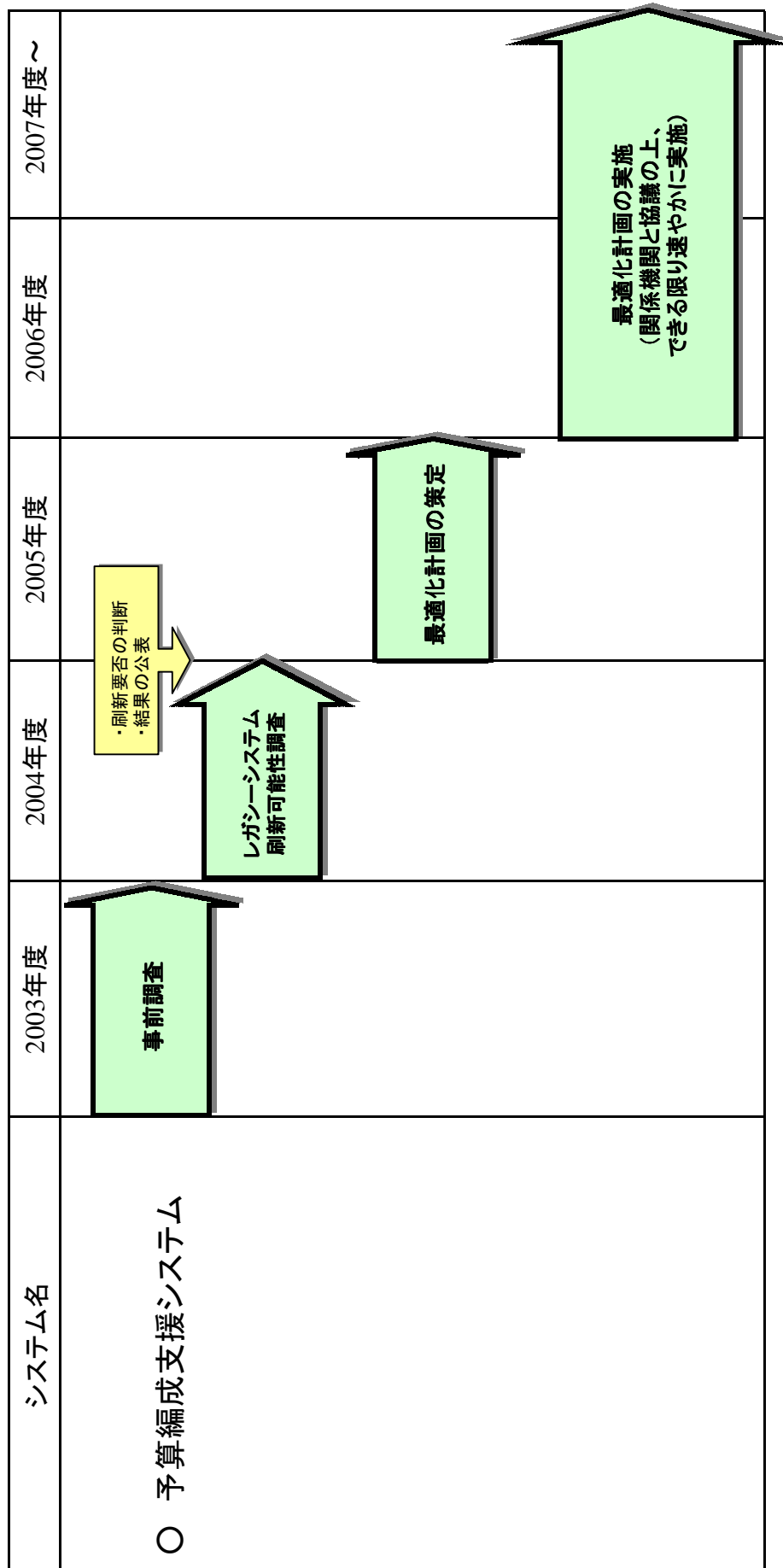
八．最適化の実施


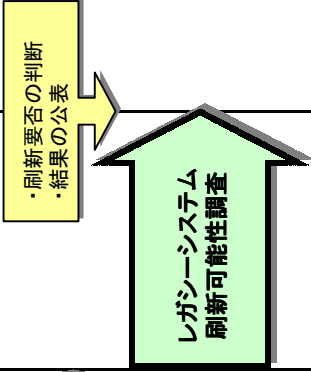

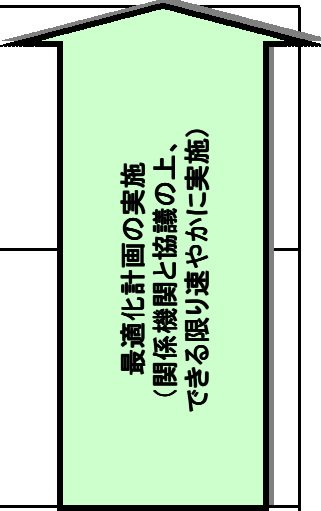
最適化の実施については、現在までの検討結果及び上記のシステム刷新可能性調査結果並びに最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施する。

なお、最適化後においても外部専門家から意見（システム監査を含む。）を受けることとする。

- (3) スケジュール
別紙5のとおり。

財務省レガシーシステム見直し全体スケジュール



システム名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
○ 税関システム	 <p>事前調査</p>	 <p>・刷新要否の判断 ・結果の公表</p> <p>レガシーシステム 刷新可能性調査</p>	 <p>最適化計画の策定</p>	 <p>最適化計画の実施 (関係機関と協議の上、 できる限り速やかに実施)</p>	

システム名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
<p>○ 財政融資資金の運用事務等システム</p>	<p>レガシーシステム 刷新可能性調査</p> <p>・刷新要否の判断 ・結果の公表</p>	<p>最適化計画の策定</p>	<p>最適化計画の策定</p>	<p>最適化計画の実施 (関係機関と協議の上、 できる限り速やかに実施)</p>	

システム名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
<p>○ 官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)</p>	<p>事前調査</p>	<p>レガシーシステム 刷新可能性調査</p> <p>・刷新要否の判断 ・結果の公表</p>	<p>最適化計画の策定</p>		<p>最適化計画の実施 (関係機関と協議の上、 できる限り速やかに実施)</p>

システム名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
<p>○ 国税総合管理(KSK)システム</p>	<p>レガシーシステム 刷新可能性調査</p> <p>・刷新要否の判断 ・結果の公表</p>	<p>最適化計画の策定</p>	<p>最適化計画の策定</p>	<p>最適化計画の実施 (関係機関と協議の上、 できる限り速やかに実施)</p>	

文部科学省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

- (1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施
「文部科学省行政手続等の電子化推進アクションプラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 680 件のうち 675 件について、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う手続については、対象手続 501 件すべてについてオンライン化する。（別添 1）

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

当省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。（別添 2）

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近 3 か年の申請・届出等件数が 0 件の手続 119 件の手続を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに廃止の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

申請・届出等の頻度軽減

年 2 回以上の申請・届出等を義務付けている手続 7 件を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに頻度軽減の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003 年（平成 15 年）12 月までに、（ ）法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、（ ）一般にインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用す

ることにより、当該添付書類の省略が可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、審査支援データベースの整備・活用等の電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続197件を対象として、2003年（平成15年）12月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため、申請・届出等手続を行うための文部科学省オンライン申請システムについて、企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう仕様を、2003年（平成15年）12月までに公開する。

オンラインによる手続については、2003年（平成15年）3月から、原則として365日24時間受付を開始した。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするため、文部科学省所管の法令等に基づき、文部科学省が発行する証明書等8件について、2003年度末（平成15年度末）までに電子化する。（別添3）

文部科学省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

また、利用説明会を開催するとともに、書類の申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の要請を行う。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で文部科学省が所管する共管手続 17 件については、当省が窓口府省となる手続はないが、窓口府省と連携を図りつつ 2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化する。（別添 4）

また、共管公益法人に係る手続については、当省が所管する公益法人 150 法人のうち 63 法人は当省が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、手続のオンライン化する。（別添 5）

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの 2005 年度末（平成 17 年度末）までの整備に向け、文部科学省においては、^{イ・ガブ}e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接アクセスできる機能を整備することに伴い、2003 年（平成 15 年）12 月までに、文部科学省オンライン申請システムについて必要な改善を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、文部科学省においては、以下の取組を実施する。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえ、

2003年度(平成15年度)においては、ホームページの見やすさの改善を始め、審議会等関係資料、報道発表資料等の情報の提供の充実を図るとともに、告示・通達データベースによる情報提供の充実を図っていく。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内、組織やパブリックコメント等の情報については、^{イ・ガブ}e-Govに整備される登録機能を用いて、2003年(平成15年)12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な行政情報の提供を図る。

^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003年(平成15年)12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備を推進するため、文部科学省においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、既に音声ソフトに対応した情報内容を、利用者にとってさらに使いやすいものとするため、2003年度末(平成15年度末)までに、情報内容の再点検を行い、より高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の整備、作成を目指す。

電子的なアクセス手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るための環境整備として、2005年度末(平成17年度末)までに、地方公共団体の施設(公民館、図書館等)に、国民等が容易かつ安全に行政情報を入手することができるパソコンコーナー等の整備を図る。

なお、学校においては、児童生徒等の利便性・安全性を考慮した上での利用について検討を推進する。

既存の行政情報から、携帯端末及び携帯電話等に対応した行政情報の厳選、整理を行うとともに、2005年度末（平成17年度末）までに情報内容の作成を目指す。

また、情報セキュリティに対応した携帯端末及び携帯電話等に必要専用サイトのシステム整備に関する検討を行っていく。

また、電子申請システムの利用方法等に対する相談・案内の受付窓口を2003年（平成15年）12月までに整備する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までに、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム

所管個別業務・システム

各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための文部科学省行動計画（アクション・プログラム）」（別添6）に基づき、必要な見直しを行う。

共通的な環境整備

1 推進体制の充実・強化

当省の行政情報化推進委員会については、2002年(平成14年)8月に、行政の情報化に関する方針の策定・推進、IT化に対応した業務改革等の推進を担うこととしており、業務分析、情報化推進に必要な予算・執行の調整、これらの業務を担う人材の育成などを実施する。

また、2003年(平成15年)12月までにCIO補佐官を配置するとともに、行政情報化推進委員会等における位置付けを明確化する。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1) 情報システムに係る政府調達改善

文部科学省では、2002年(平成14年)8月の入札公告から加算方式を適用し、2002年度(平成14年度)は6件において加算方式による総合評価が行われ、文部科学省ホームページにおいて入札結果等の情報公表を行っているところである。

また、情報システムに係る低入札価格調査制度については、2003年(平成15年)1月6日から実施したところである。

今後とも「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」の議論を踏まえ、情報システムの調達に必要な取組を推進していくこととしている。

(2) 外部委託の推進

電子計算機オペレーション(運用)、ヘルプデスク(各種問い合わせ対応)等について外注化を図っており、2002年度(平成14年度)から、業務システムの維持・管理の外注化に取り組んでいる。さらに業務システムの最適化計画に基づくシステムの再構築に関しても外注化を推進する。

3 国立学校の事務情報化の推進

国立学校の事務情報化については、これまで国立学校に共通的な事務に関する共通システムの開発、レガシーシステムからの移行などに取り組んできているところであるが、平成16年4月に予定されている法人化に合わせて業務の見直しが急務となっており、これに合わせて、政府の取り組みに準じて業務・システムの最適化を推進するものとする。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						実施困難なもの
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	
国が扱う手続	501	191	38%	310	62%	501	100%	0	0%	0
地方公共団体が 扱う手続	149	0	0%	149	100%	149	100%	0	0%	0
独立行政法人等 が扱う手続	30	7	23%	18	60%	25	83%	5	17%	0
計	680	198	-	477	-	675	-	5	-	0

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第9条の2の2	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	
事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第62条第4項	
事業協同組合等の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の10第1項	
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2の13第3項	
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2の13第4項	
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項	
商工組合の特例の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条	
商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項	
商工組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条	
発起人への通知	中小企業団体の組織に関する法律第42条第5項	
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律第27条	
清算中に就職した清算人の届出	文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第14条	
設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第14条	
役員就任の承認	文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第5条	
公益信託の受託者の辞任の許可	文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第9条（信託法第43条）	
公益信託の受託者の信託財産の取得の許可	文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第16条（信託法第22条、72条）	
申請による受託者の解任	文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第10条	
申請による新受託者の選任	文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第11条	
申請による信託管理人の選任	文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第12条	
通信教育の廃止	社会教育法第55条	
認定の取消	社会教育法第57条	
技能審査の廃止	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則第13条	
認定の取消	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則第14条	
教科書の製造工程に関する予定計画書等の変更の届出	教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第18条	
教科書定価算出書の変更の承認	教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第18条	
養護教諭養成機関の指定	教育職員免許法第5条第1項	
教員養成機関の指定	教育職員免許法第5条別表第1備考第3号	
単位修得試験	教育職員免許法第6条別表第3備考第6号	
免許法認定通信教育申請書の記載事項変更の届出（1）教育課程等（2）教員の氏名等	教育職員免許法施行規則第48条第2項	
教員資格認定試験の合格証書の書換え	教員資格認定試験規程第7条の2	
在外教育施設の認定	在外教育施設の認定等に関する規程第17条	
学校法人の解散の認可又は認定申請	私立学校法第50条第2項、私立学校法施行規則第5条	
清算人の学校法人の解散の届出	私立学校法第50条第4項	
学校法人の清算中に就職した清算人の氏名等の届出	私立学校法第58条	
学校法人の清算終了の届出	私立学校法第58条	
原子炉の設置の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第1項	
原子力船の名称の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第3項前段	
原子力船の名称の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第3項後段	
原子炉設置者である法人の合併の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第31条第1項	
原子炉設置者の地位の承継の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第32条第2項	
原子力船の入港の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条の2第1項	
原子炉に関し学識及び経験を有する者に対する原子炉主任技術者の認定	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第41条第1項第2号	
核燃料物質等の廃棄に関する確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第58条の2第2項	
核原料物質使用者の核原料物質等の海洋投棄に関する確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項（第58条の2第2項準用）	
事業の廃止等の届出をしなければならない者の核原料物質等の海洋投棄に関する確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第5項（第58条の2第2項準用）	

手続名	根拠法令	備考
原子炉設置者の解散等の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第3項	
許可を取り消された者の核燃料物質等の廃棄に関する確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第66条第2項(第58条の2準用)	
許可を取り消された者の核燃料物質等の運搬物に係る確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第66条第2項(第59条の2第2項準用)	
核原料物質使用者の使用施設の故障等の報告	核原料物質の使用に関する規則第4条第2項	
核原料物質使用者の放射性廃棄物による異常な汚染等の報告	核原料物質の使用に関する規則第4条第3項	
事業者等の工場又は事業所の外における廃棄に係る放射性廃棄物による異常な汚染等の報告	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第7条	
事業者等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料物質等の異常漏えい等の報告	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条	
製錬事業者の核原料物質(核燃料物質)受入報告書又は払出報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第1項	
製錬事業者の核原料物質(核燃料物質)管理報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第2項	
製錬事業者の核原料物質若しくは核燃料物質の受入等又は損失の数量が一定量を超えたことの報告	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第3項	
許可又は指定に係る申請書の核燃料物質の損失の数値を超えた核燃料物質の損失の発生報告	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第17項	
原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者の既に提出した報告書について、より正確な値が得られた時の修正報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第22項	
原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者の減速材物質受入(払出)実施計画報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第23項	
加工事業者等又は国際規制物資使用者の設備受入(払出)実施計画報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第26項	
国際規制物資を使用する者の核燃料物質の事故損失の状況等の報告	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第27項	
製錬事業者の製錬の事業の実施状況に関する報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第28項	
廃棄業者の氏名、住所等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第11条の2第1項	
廃棄に関する確認	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第19条の2	
危険発生時の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第3項	
特別措置による運搬の承認	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の12	
ウラン触媒の輸入の確認	輸入貿易管理令第4条 輸入公表(告示)三の6	
原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の賠償措置の承認	原子力損害の賠償に関する法律第7条の2第1項	
外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置の承認	原子力損害の賠償に関する法律第7条の2第2項	
原子力損害を賠償した場合等における供託物の取り戻しの承認	原子力損害の賠償に関する法律第14条	
日本体育・学校健康センターの学校給食用物資供給の相手方の指定	日本体育・学校健康センター法第二十五条の一	
補償金関係業務の執行に関する規定の届出	著作権法第104条の7第1項	
補償金関係業務の執行に関する規程の変更の届出	著作権法第104条の7第1項	
記録保存所の一時的固定物の保存に係る業務廃止の届出	著作権法施行令第6条第1項	
商業用レコードの二次使用料に関する指定団体の業務規程の届出	著作権法施行令第47条第1項	
商業用レコードの二次使用料に関する指定団体の業務規程の変更の届出	著作権法施行令第47条第1項	
指定団体の二次使用料関係業務に関する事業計画等の変更の届出	著作権法施行令第49条第1項	
指定団体の二次使用料関係業務の休止又は廃止の届出	著作権法施行令第51条第1項	
商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬に関する指定団体の業務規程の届出	著作権法施行令第57条の3	
商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬に関する指定団体の業務規程の変更の届出	著作権法施行令第57条の3	
指定団体の報酬等関係業務に関する事業計画等の変更の届出	著作権法施行令第57条の3	
指定団体の報酬等関係業務の休止又は廃止の届出	著作権法施行令第57条の3	
指定管理団体の補償金関係業務の休止又は廃止の届出	著作権法施行令第57条の3	
指定管理団体の補償金関係業務に関する事業計画等の変更の届出	著作権法施行令第57条の9	
翻訳権7年強制許諾に係る翻訳物発行の許可	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律施行令第1条	
翻訳権7年強制許諾に係る補償額の認可	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律施行令第4条	
重要有形民俗文化財の文化庁長官の行う公開への出品の承認申請	文化財保護法第56条の16(第48条第5項)	
公開事前届出免除施設の災害及び事故の書類の提出	文化財保護法第56条の15第1項但書	
重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の届出	文化財保護法第56条の15第1項但書	
災害及び事故の書類の提出	文化財保護法第53条第1項	
銃砲の所持が許可される試験又は研究の証明についての申請	銃砲刀剣所持等取締法第4条第1項3号	
登録美術品公開契約変更報告	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項第3号	
登録美術品公開契約終了報告	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項第4号	
登録美術品引渡し前減失等報告	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第7条第1項第1号	
登録美術品引受け後減失等報告	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項第2号	
登録美術品価格評価申請	美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則第16条	
登録美術品の所有者の地位の承継の届出	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第5条	
登録美術品の登録の取消申請	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第6条	
重要文化財の管理責任者の解任の届出	文化財保護法第31条第3項	
重要文化財の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第32条第2項	
登録有形文化財の管理責任者の選任の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	
登録有形文化財の管理責任者の解任の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	
登録有形文化財の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	

手続名	根拠法令	備考
登録有形文化財の滅失、き損の届出	文化財保護法第56条の2の5	
登録有形文化財の現状変更の届出	文化財保護法第56条の2の7	
登録有形文化財の現状変更の届出の記載事項等の変更の届出	登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第14条	
登録有形文化財の管理団体の指定の申出	文化財保護法第56の2の4条	
登録有形文化財の登録証の再交付の申請	登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第4条	
原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第2第4項	
許可を取り消された者の承認容器による核燃料物質等の運搬物に係る確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第66条第2項(第59条の2第2項準用)	
手続件数		119件

申請・届出等の精度軽減

手続名	根拠法令	これまでの頻度
原子炉設置者の放射線管理等報告書の提出	試験研究の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第21条第1項	年2回
核燃料物質の使用者の放射線管理報告書の提出	核燃料物質の使用等に関する規則第7条第1項	年2回
核原料物質の使用者の在庫報告書の提出	核原料物質の使用等に関する規則第4条第1項	年2回
製錬事業者の核原料物質(核燃料物質)管理報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第2項	年2回
加工事業者等の核燃料物質受託計画等報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第3項	年2回
核原料物質の廃棄事業者又は国際規制物資使用者の核原料物質管理報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第8項	年2回
国際規制物資使用者の核燃料物質管理報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第9項	年2回
手続件数		7件

添付書類の省略、廃止(法令に義務付けがない添付書類の一部廃止)

手続名	根拠法令	備考
国公立の臨床工学士学校の指定	臨床工学士学校養成所指定規則第2条	
国公立の義肢装具士学校の指定	義肢装具士学校養成所指定規則第2条	
国公立の救急救命士学校の指定	救急救命士学校養成所指定規則第2条	
国公立の言語聴覚士学校の指定	言語聴覚士学校養成所指定規則第2条	
国公立の臨床工学士学校の学則等の変更の承認	臨床工学士学校養成所指定規則第3条第1項	
国公立の義肢装具士学校の学則等の変更の承認	義肢装具士学校養成所指定規則第3条第1項	
国公立の救急救命士学校の学則等の変更の承認	救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項	
国公立の言語聴覚士学校の学則等の変更の承認	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項	
国公立の保健師学校の指定	保健師助産師看護師法施行令第12条	
国公立の助産師学校の指定	保健師助産師看護師法施行令第12条	
国公立の看護師学校の指定	保健師助産師看護師法施行令第12条	
国公立の保健師、助産師、看護師学校の学則等の承認	保健師助産師看護師法施行令第13条第1項	
国公立の理学療法士学校の指定	理学療法士及び作業療法士法施行令第10条	
国公立の作業療法士学校の指定	理学療法士及び作業療法士法施行令第10条	
国公立の理学療法士学校又は作業療法士学校の学則等の変更の承認	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項	
国公立の視能訓練士学校の指定	視能訓練士法施行令第11条	
国公立の視能訓練士学校の学則等の変更の承認	視能訓練士法施行令第12条第1項	
国公立の臨床検査技師学校の指定	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第13条	
国公立の臨床検査技師学校の学則等の変更の承認	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第1項	
国公立の診療放射線技師学校の指定	診療放射線技師法施行令第8条	
国公立の診療放射線技師学校の学則等の変更の承認	診療放射線技師法施行令第9条第1項	
国公立の歯科衛生士学校の指定	歯科衛生士法施行令第3条	
国公立の歯科衛生士学校の学則等の変更の承認	歯科衛生士法施行令第4条第1項	
国公立の歯科技工士学校の指定	歯科技工士法施行令第10条	
国公立の歯科技工士学校の学則等の変更の承認	歯科技工士法施行令第11条第1項	
国公立のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成学校の認定	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条	
国公立のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成学校の学則等の変更の承認	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項	
国公立の柔道整復師学校の指定	柔道整復師法施行令第3条	
国公立の柔道整復師学校の学則等の変更の承認	柔道整復師法施行令第4条第1項	
手続件数		29件

上記のほか、2003年(平成15年)12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
公益法人の定款又は寄附行為の変更の認可	文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第9条	
民法法人の事業計画書等の変更の届出	文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第7条	
信託条項の変更の認可	文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第8条	
事業計画書等の変更の届出	文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第5条	

手続名	根拠法令	備考
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2の13第3項	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2の13第3項	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	
通信教育の変更（承認）	社会教育法第55条、社会通信教育規程第10条	
通信教育の変更（届出）（定款、寄附行為、代表者等、基本教材等、通信教育に関する規則、教務責任者等、受講料等、通信教育開始時期の変更）	社会通信教育規程第11条	
技能審査の変更（承認）（認定技能審査の名称、審査基準又は実施規則の変更）	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則第8条	
技能審査の変更（届出）（認定法人等の定款、役員、事務組織等の変更）	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則第8条	
在外教育施設の変更の承認	在外教育施設の認定等に関する規程第18条	
著作者氏名等記載事項変更届出	教科用図書検定規則第18条	
教科書の製造工程に関する予定計画書等の変更の届出	教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第18条	
教科書定価算出書の変更の承認	教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第18条	
指定教員養成機関の教育課程又は学生定員に関する事項の変更の承認	教育職員免許法施行規則第31条第1項	
指定教員養成機関の名称等の変更又は廃止の届出	教育職員免許法施行規則第31条第2項	
免許法認定講習申請書の記載事項変更の届出（1）講習課程等（2）講師の氏名等	教育職員免許法施行規則第40条	
免許法認定公開講座申請書の記載事項変更の届出（1）講習課程等（2）講師の氏名等	教育職員免許法施行規則第43条の5	
免許法認定通信教育申請書の記載事項変更の届出（1）教育課程等（2）教員の氏名等	教育職員免許法施行規則第48条第2項	
私立大学の設置者の変更	学校教育法第4条	
大学・短期大学の学則変更	学校教育法施行規則	
大学の学則変更（私立大学・短期大学の目的変更）	学校教育法施行規則2条1号4条の2,1項	
大学の学則変更（公私立大学・短期大学・大学院）	学校教育法施行令26条3号 学校教育法施行規則2条1号4条の2,1項	
大学の学則変更（公立大学の学科設置）	学校教育法施行令26条3号, 学校教育法施行規則7条の3	
大学の学則変更（公立大学・短期大学の学科廃止）	学校教育法施行令26条3号, 学校教育法施行規則7条の7	
大学の学則変更（公立大学・短期大学の学部の学科の収容定員の変更）	学校教育法施行令26条3	
大学の学則変更（公私立大学・短期大学の専攻科・別科設置）	学校教育法施行令26条3号, 学校教育法施行規則7条の3	
大学の学則変更（公私立大学・短期大学の専攻科・別科廃止）	学校教育法施行令26条3号, 学校教育法施行規則7条の7	
大学の学則変更（公私立大学・短期大学の通信教育に関する規程の変更）	学校教育法施行令27条 学校教育法施行規則2条1項5号7条の4,2項	
大学の学則変更（公私立大学・短期大学等の名称変更）	学校教育法施行令26条1号3号, 学校教育法施行規則2条1号4条の2,1項	
大学の学則変更（公私立大学院の収容定員の変更）	学校教育法施行令26条3号	
大学の位置変更（公私立大学・短期大学）	学校教育法施行令26条2号, 学校教育法施行規則2条1号4条の2第1項	
大学の学長変更（私立大学・短期大学）	学校教育法施行規則14条	
高等専門学校の学則の変更等の届出（専攻科の設置に係るものを除く）	学校教育法施行令第26条 学校教育法施行規則第2条第1項第1号	
高等専門学校の学則の変更等の届出（専攻科の設置）	学校教育法施行令第26条 学校教育法施行規則第2条第1項第1号	
国公立の臨床工学士学校の学則等の変更の承認	臨床工学士学校養成所指定規則第3条第1項	
国公立の義肢装具士学校の学則等の変更の承認	義肢装具士学校養成所指定規則第3条第1項	
国公立の救急救命士学校の学則等の変更の承認	救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項	
国公立の言語聴覚士学校の学則等の変更の承認	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項	

手続名	根拠法令	備考
国公立の臨床工芸士学校に係る届出事項の変更の届出	臨床工芸士学校養成所指定規則第3条第3項	
国公立の義肢装具士学校に係る届出事項の変更の届出	義肢装具士学校養成所指定規則第3条第3項	
国公立の救急救命士学校に係る届出事項の変更の届出	救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項	
国公立の言語聴覚士学校に係る届出事項の変更の届出	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項	
日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の名称変更等の届出	日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の指定に関する省令第5条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育施設の位置の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育施設の校地・校舎の重要な変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育課程の収容定員の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育施設の名称変更の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育課程の名称変更の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育課程の廃止の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育課程の指定取消の申請	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育施設の長の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴わない届出 準備教育施設の規則変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育施設の設置者変更のみの届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育施設の位置の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育施設の校地・校舎の重要な変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育課程の収容定員の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育施設の名称変更の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育課程の名称変更の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育課程の廃止の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育課程の指定取消の申請	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育施設の長の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育施設の規則変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
大学等の設置等に係る学校法人等の組織変更の認可申請	私立学校法第64条第6項	
学校法人の寄附行為変更の認可申請	私立学校法第45条、私立学校法施行規則第4条	
大学等の設置に係る学校法人の寄附行為(変更)の認可申請	私立学校法第30条、第45条	
校地校舎の変更届	学校教育法施行規則第2条及び第5条	
原子炉の設置の変更の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項	
原子炉の設置の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項	
原子力船の名称の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第3項後段	
原子炉施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第1項後段	
原子炉施設の設計及び工事の方法の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第2項	
原子炉施設の変更に係る使用前検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第1項後段	
原子炉運転計画の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条後段	
原子炉設置者の保安規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項後段	
原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の第2項第1項後段	
核燃料物質の使用の変更の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項	
核燃料物質の使用の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第2項	
核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の第2項第1項後段	
核燃料物質の使用者の保安規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の第3項第1項後段	
核燃料物質の使用者の核物質防護規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の第2項第1項後段	
核原料物質の使用の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の第3項第3項	
国際規制物質使用場所等の変更届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の第5項第1項	
国際規制物質使用者氏名等の変更届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の第5項第2項	
計量管理規定変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の第8項第1項後段	
国際特定活動の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の第9項の第3項	
加工事業者等の核燃料物質受払計画等報告書の記載事項の変更の報告	国際規制物質の使用等に関する規則第7条第14項	
貯蔵施設等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条の第2項第2項	
届出使用者の氏名、住所等変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条の第3項第3項	
許可使用者の氏名、住所等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第1項	
使用施設等の変更の許可	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第2項本文	
許可使用者の軽微な変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第5項	

手続名	根拠法令	備考
許可使用者に係る使用場所の一時的変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第6項	
販売業者及び賃貸業者の氏名、住所等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第11条第1項	
詰替施設等の変更の許可	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第11条第2項	
廃棄業者の氏名、住所等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第11条の2第1項	
廃棄施設等の変更の許可	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第11条の2第2項	
放射線障害予防規定の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第21条第3項	
私的録音録画補償金の額の変更の認可	著作権法第104条の6第1項	
補償金関係業務の執行に関する規程の変更の届出	著作権法第104条の7第1項	
商業用レコードの二次使用料に関する指定団体の業務規程の変更の届出	著作権法施行令第47条第1項	
指定団体の二次使用料関係業務に関する事業計画等の変更の届出	著作権法施行令第49条第1項	
商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬に関する指定団体の業務規程の変更の届出	著作権法施行令第57条の3	
指定団体の報酬等関係業務に関する事業計画等の変更の届出	著作権法施行令第57条の3	
指定管理団体の補償金関係業務に関する事業計画等の変更の届出	著作権法施行令第57条の9	
宗教法人の規則の変更の認証	宗教法人法第27条	
重要無形文化財の保持者の氏名、住所の変更又は死亡の届出	文化財保護法第56条の5	
重要無形文化財の保持団体の名称等の変更、構成員の異動又は解散の届出	文化財保護法第56条の5	
重要有形民俗文化財所有者の変更の届出	文化財保護法第56条の12(第32条第1項)	
重要有形民俗文化財の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第56条の12(第32条第2項)	
重要有形民俗文化財の所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更の届出	文化財保護法第56条の12(第32条第3項)	
重要有形民俗文化財の所在の場所の変更の届出	文化財保護法第56条の12(第34条)	
重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出の届出	文化財保護法第56条の13第1項	
選定保存技術の保持者の氏名、住所の変更または死亡の届出	文化財保護法第83条の9(第56条の5)	
選定保存技術の保存団体の名称等の変更、構成員の異動または解散の届出	文化財保護法第83条の9(第56条の5)	
重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出の変更の届出	文化財保護法第56条の15第1項但書	
重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出の終了の報告	文化財保護法第56条の13第1項	
公開事前届出免除施設の変更の場合の免除の申請	文化財保護法第56条の15第1項但書	
公開事前届出免除施設の設置に関する規約等の変更書類の届出	文化財保護法第56条の15第1項但書	
重要文化財の所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更の届出	文化財保護法第32条第3項	
公開承認施設の変更の承認の申請	文化財保護法第53条第1項	
公開承認施設の設置に関する規約等の変更の書類の届出	文化財保護法第53条第1項	
登録美術品公開契約変更報告	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項第3号	
登録美術品公開等計画変更届出	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第2項	
史跡名勝天然記念物の所有者の変更の届出	文化財保護法第75条	
史跡名勝天然記念物の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第75条	
史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請書又は添付書類等の記載事項等の変更許可	文化財保護法第80条 第91条	
史跡名勝天然記念物の復旧の変更の届出(復旧の届出をした者)	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第2条	
重要文化財の所有者の変更の届出	文化財保護法第32条第1項	
重要文化財の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第32条第2項	
重要文化財の所在の場所の変更の届出	文化財保護法第34条	
重要文化財の修理の変更の届出	国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第2条	
登録有形文化財の所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	
登録有形文化財の所有者の変更の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	
登録有形文化財の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	
登録有形文化財の現状変更の届出の記載事項等の変更の届出	登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第14条	
技術士・技術士補の登録事項の変更の届出	技術士法第35条第1項 技術士法施行規則第17条	
使用施設等の設置又は変更の施設検査	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8第1項	
詰替施設等の設置又は変更の施設検査	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8第2項	
廃棄物詰替施設等の設置又は変更の施設検査	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8第3項	
私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請	学校教育法第4条第1項, 第83条第2項 学校教育法施行令第23条 学校教育法施行規則第4条の2第2項, 第78条	
専修学校の設置者の変更の認可の申請	学校教育法第82条の8 学校教育法施行規則第77条の11, 第7条の6	
専修学校の目的の変更の認可の申請	学校教育法第82条の8 学校教育法施行規則第77条の11, 第7条の3	
専修学校の名称の変更の届出	学校教育法第82条の9 学校教育法施行規則第77条の11, 第4条の2	
専修学校の位置の変更の届出	学校教育法第82条の9 学校教育法施行規則第77条の11, 第4条の2	
専修学校の学則の変更の届出	学校教育法第82条の9 学校教育法施行規則第77条の11, 第4条の2	

手続名	根拠法令	備考
専修学校の校地、校舎等の変更の届出	学校教育法第82条の9 学校教育法施行令第24条の3 学校教育法施行規則第77条の11,第5条	
各種学校の設置者の変更の認可の申請	学校教育法第83条第2項,第4条第1項 学校教育法施行規則第78条,第7条の6	
私立の各種学校の目的の変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第4条の2第1項	
私立の各種学校の名称の変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第4条の2第1項	
私立の各種学校の位置の変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第4条の2第1項	
私立の各種学校の学則(収容定員に係るものを除く。)の変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第4条の2第1項	
私立の各種学校の校地、校舎等の変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第5条	
私立の各種学校の経費の見積り及び維持方法の変更の届出	学校教育法施行規則第78条,第4条の2	
博物館の登録事項等の変更の届出	博物館法第13条1項	
学校の設置者の変更の認可の申請	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条 学校教育法施行規則第7条の6 私立学校法第5条	
高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更の認可の申請	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条 学校教育法施行規則第4条の2 私立学校法第5条	
盲学校、聾学校又は養護学校の位置の変更の認可の申請	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条 学校教育法施行規則第4条の2	
盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の学級の編成の変更の認可の申請	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条 学校教育法施行規則第7条の2	
盲学校、聾学校又は養護学校の高等部における通信教育の規程の変更についての届出	学校教育法施行令第27条、第27条の2 学校教育法施行規則第7条の4	
私立学校の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法の変更等の届出	学校教育法施行令第27条の2, 学校教育法施行規則第4条の2	
国公立の理学療法士学校又は作業療法士学校の学則等の変更の承認	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項	
国公立の理学療法士学校又は作業療法士学校に係る届出事項の変更の届出	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項	
国公立の歯科技工士学校の学則等の変更の承認	歯科技工士法施行令第11条第1項	
国公立の歯科技工士学校に係る届出事項の変更の届出	歯科技工士法施行令第11条第2項	
国公立のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成学校の学則等の変更の承認	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項	
国公立のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成学校に係る届出事項の変更の届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第2項	
国公立の柔道整復師学校の学則等の変更の承認	柔道整復師法施行令第4条第1項	
国公立の柔道整復師学校に係る届出事項の変更の届出	柔道整復師法施行令第4条第2項	
管理栄養士養成施設の内容変更(学生定員等)	栄養士法施行令第5条1項 管理栄養士学校指定規則4条1項	
管理栄養士養成施設の届出(学校名称・所在地・設置者等の変更)	管理栄養士学校指定規則5条	
国公立の保健師、助産師、看護師学校の学則等の変更の承認	保健師助産師看護師法施行令第13条第1項	
国公立の保健師、助産師、看護師学校に係る届出事項の変更の届出	保健師助産師看護師法施行令第13条第2項	
国公立の視能訓練士学校の学則等の変更の承認	視能訓練士法施行令第12条第1項	
国公立の視能訓練士学校に係る届出事項の変更の届出	視能訓練士法施行令第12条第2項	
国公立の臨床検査技師学校の学則等の変更の承認	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第1項	
国公立の臨床検査技師学校に係る届出事項の変更の届出	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第2項	
国公立の診療放射線技師学校の学則等の変更の承認	診療放射線技師法施行令第9条第1項	
国公立の診療放射線技師学校に係る届出事項の変更の届出	診療放射線技師法施行令第9条第2項	
国公立の歯科衛生士学校の学則等の変更の承認	歯科衛生士法施行令第4条第1項	
国公立の歯科衛生士学校に係る届出事項の変更の届出	歯科衛生士法施行令第4条第2項	
宗教法人の規則の変更の認証	宗教法人法第27条	
重要文化財の現状変更の終了の報告	国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条	
手続件数		197件

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(文部科学省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
技術士試験合格証書	技術士法	文部科学省	政府認証基盤を用いて発行する予定。
原子炉主任技術者免状	核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律	文部科学省	政府認証基盤を用いて発行する予定。
使用販売業許可証(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条	文部科学省	政府認証基盤を用いて発行する予定。
届出の写し(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	文部科学省	電子ファイルにより発行する予定。
第一種放射線取扱主任者免状	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	文部科学省	政府認証基盤を用いて発行する予定。
古美術品輸出鑑定証明書	文化財保護法	文部科学省	政府認証基盤を用いて発行する予定。
輸出許可証(文化財保護法第44条)	文化財保護法第44条	文部科学省	政府認証基盤を用いて発行する予定。
現状変更(輸出)許可書(文化財保護法第80条第2項)	文化財保護法第80条第2項	文部科学省	政府認証基盤を用いて発行する予定。
対象件数	8件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	8件	—	—

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
高等学校の卒業証明書、在学証明書、履修科目証明書、成績証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
高等学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。)の卒業証明書、在学証明書、修了証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
中等教育学校の卒業証書、卒業証明書、成績証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
学校等に該当することを証明する文書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
盲学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。)の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
ろう学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。)の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。)の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
養護教諭養成機関の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
幼稚園教諭養成機関の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
小学校教員養成機関の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
中学校教員養成機関の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
盲学校教員養成機関の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
学業成績証明書類		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
大学院の卒業証明書、在学証明書、修了証明書、入学証明書、履修科目証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示
大学の卒業証書、在学証明書、卒業証明書、履修科目証明書、修得見込証明書、成績証明書、修了見込証明書、修了証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方針提示

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
大学の別科(修業年限2年以上のもの。)の卒業証明書、在学証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
短期大学の卒業証明書、在学証明書、履修科目証明書、成績証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
大学又は高等専門学校において学内の各履修科目の担当教授又は助教授の職にあり、又はあったという証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
大学評価・学位授与機構の学位授与証明書		大学評価・学位授与機構	平成15年度末までに電子化実施方策提示
高等専門学校の卒業証明書、在学証明書、履修科目証明書、成績証明書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
保健師学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
助産師学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
看護師学校、同養成所(旧甲種看護婦養成所を含む者とし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校の卒業(以下「新高卒」という。)を入学資格とする修業年限3年以上のもの。)の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
看護師、同養成所の進学課程(免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は「新高卒」の准看護師を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
栄養士の養成施設の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
理学療法士学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
作業療法士学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に係る学校、同養成施設(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの又は学校教育法による中学校の卒業を入学資格とする修業年限5年以上のもの。)の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
柔道整復師学校、同養成施設(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
診療放射線技師学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
旧診療エックス線技師学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
臨床工学技士学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
臨床検査技師学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
旧衛生検査技師学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
視能訓練士学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
義肢装具士学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
歯科技工士学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
歯科衛生士学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
救急救命士学校、同養成所の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書		各国・公立学校	平成15年度末までに電子化実施方策提示
技術士登録証	技術士法	日本技術士会	平成15年度末までに電子化実施方策提示
技術士登録証明書	技術士法	日本技術士会	平成15年度末までに電子化実施方策提示
対象件数	43件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方策を提示する件数	43件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添4

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	経済産業省	文部科学省、警察庁、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
整備計画の提出	発電用施設周辺地域整備法第四条 第一項	経済産業省	文部科学省、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の変更	発電用施設周辺地域整備法第四条 第九項	経済産業省	文部科学省、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の提出（指定された地点の二以上が近接している場合）	発電用施設周辺地域整備法第四条 第二項	経済産業省	文部科学省、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の関係行政機関への協議	発電用施設周辺地域整備法第四条 第八項	経済産業省	文部科学省、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の同意	発電用施設周辺地域整備法第四条第七項	経済産業省	文部科学省、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
介護福祉士養成施設等の指定	社会福祉士及び介護福祉士法第39条	厚生労働省	文部科学省
特定大学技術移転事業実施計画の変更承認申請	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条 第一項	経済産業省	文部科学省
特定大学技術移転事業実施計画の承認申請	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条 第一項	経済産業省	文部科学省
試験研究機関独立行政法人に係る技術移転事業の認定申請	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十三条 第一項	経済産業省	文部科学省
特定大学技術移転事業実施計画の実施状況報告	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十四条 第一項	経済産業省	文部科学省
指定法人に行なわせる、業務に関する報告	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第10条第1項	国土交通省	文部科学省
関係都道府県がアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定め又は変更した場合に行う提出	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第6条第3項	国土交通省	文部科学省
指定法人の指定	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第7条第1項	国土交通省	文部科学省
指定法人の名称、住所等の変更の届出	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第7条第3項	国土交通省	文部科学省
指定法人の事業計画書及び収支予算書の提出（変更も含む）	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第9条第1項	国土交通省	文部科学省
指定法人の事業報告書及び収支決算書の提出	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第9条第3項	国土交通省	文部科学省
対象手続件数 17件（うち 文部科学省が窓口 0件）			

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添5

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 日本タイ協会	外務省	文部科学省
社団法人 日本ブラジル中央協会	外務省	文部科学省
財団法人 フィリピン協会	外務省	文部科学省
財団法人 国際開発高等教育機構	外務省	文部科学省
財団法人 日伊協会	文部科学省	外務省
財団法人 日独協会	文部科学省	外務省
財団法人 日蘭学会	文部科学省	外務省
社団法人 海外農業教育研究開発協会	外務省	文部科学省
財団法人 国際文化交流協会	文部科学省	外務省
財団法人 国連大学協力会	文部科学省	外務省
財団法人 佐藤栄作記念国連大学協賛財団	外務省	文部科学省
財団法人 日米教育交流振興財団	文部科学省	外務省
財団法人 日本イタリヤ京都館	外務省	文部科学省
社団法人 日本国際青年文化協会	外務省	文部科学省
財団法人 吉田茂国際基金	外務省	文部科学省
社団法人 文教施設協会	文部科学省	国土交通省
財団法人 エヌエイチケイサービスセンター	文部科学省	総務省
財団法人 日米映画文化協会	文部科学省	外務省
社団法人 映像文化製作者連盟	文部科学省	経済産業省
財団法人 高度映像情報センター	厚生労働省	文部科学省
社団法人 日本産業映画協議会	経済産業省	文部科学省
社団法人 日本国民高等学校協会	農林水産省	文部科学省
社団法人 「小さな親切」運動本部	内閣府	文部科学省
財団法人 人権教育啓発推進センター	法務省	文部科学省
財団法人 上尾竹園会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 さわやか福祉財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 全日本編物教育協会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 消費者教育支援センター	内閣府	文部科学省
財団法人 日本経済教育センター	内閣府	文部科学省
社団法人 地方公務員共済組合協議会	総務省	文部科学省、警察庁
財団法人 みずほ教育福祉財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 漁船海難遭児育英会	農林水産省	文部科学省
財団法人 日本修学旅行協会	国土交通省	文部科学省
財団法人 海外子女教育振興財団	文部科学省	外務省
社団法人 ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会	外務省	文部科学省
財団法人 ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団	文部科学省	外務省
財団法人 コンピュータ教育開発センター	経済産業省	文部科学省
財団法人 日本興亜福祉財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 国際医療技術交流財団	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 日露医学医療交流財団	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 木村看護教育振興財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 交通遭児育英会	文部科学省	内閣府
財団法人 警察育英会	警察庁	文部科学省
財団法人 消防育英会	総務省	文部科学省
財団法人 犯罪被害救援基金	警察庁	文部科学省
財団法人 中山報恩会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 藤田建設労務援護会	厚生労働省	文部科学省
財団法人 留学生支援企業協力推進協会	文部科学省	経済産業省
財団法人 日本語教育振興協会	文部科学省	外務省、法務省
財団法人 東南アジア文化友好協会	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 日中友好会館	外務省	文部科学省
財団法人 産業医学振興財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 大阪科学技術センター	文部科学省	経済産業省
財団法人 中部科学技術センター	文部科学省	経済産業省
財団法人 日本科学技術振興財団	文部科学省	経済産業省
財団法人 核物質管理センター	文部科学省	経済産業省
財団法人 原子力安全技術センター	文部科学省	国土交通省
財団法人 日本国際医学協会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 アジア研究協会	外務省	文部科学省、経済産業省
財団法人 稲盛財団	経済産業省	文部科学省
社団法人 発明協会	経済産業省	文部科学省
財団法人 国際科学技術財団	内閣府	文部科学省、外務省
財団法人 国際医学情報センター	文部科学省	厚生労働省
社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター	総務省	文部科学省、経済産業省
社団法人 日本経済研究センター	財務省	文部科学省、金融庁
財団法人 日本統計協会	総務省	文部科学省
財団法人 大日本蚕糸会	農林水産省	文部科学省
財団法人 日本経済研究所	経済産業省	文部科学省
財団法人 関西社会経済研究所	内閣府	文部科学省、経済産業省
社団法人 金融財政事情研究会	金融庁	財務省、文部科学省
財団法人 三菱経済研究所	財務省	文部科学省、経済産業省
財団法人 近畿高エネルギー加工技術研究所	経済産業省	文部科学省
財団法人 建設技術研究所	国土交通省	文部科学省
財団法人 国民経済研究協会	経済産業省	文部科学省、農林水産省
財団法人 日本生物科学研究所	農林水産省	文部科学省
財団法人 日本農業研究所	農林水産省	文部科学省
財団法人 ファジシステム研究所	経済産業省	文部科学省

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 アジア調査会	文部科学省	外務省
財団法人 言語文化研究所	文部科学省	外務省
財団法人 世界経済調査会	文部科学省	外務省
財団法人 化学療法研究会	厚生労働省	文部科学省
財団法人 癌研究会	厚生労働省	文部科学省
社団法人 北里研究所	文部科学省	厚生労働省
財団法人 河野臨牀医学研究所	厚生労働省	文部科学省
財団法人 国際メディア研究財団	経済産業省	文部科学省
財団法人 食生活研究会	農林水産省	文部科学省
財団法人 中央温泉研究所	環境省	文部科学省
財団法人 名古屋産業科学研究所	文部科学省	経済産業省
財団法人 日本きのこセンター	農林水産省	文部科学省
財団法人 発酵研究所	経済産業省	文部科学省
財団法人 微生物化学研究会	厚生労働省	文部科学省
財団法人 日本経済研究奨励財団	財務省	文部科学省
社団法人 自動車技術会	経済産業省	文部科学省、国土交通省
財団法人 借成会	文部科学省	厚生労働省
社団法人 化学工学会	文部科学省	経済産業省
社団法人 電気化学会	文部科学省	経済産業省
社団法人 日本時計学会	経済産業省	文部科学省
財団法人 前川報恩会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 三井報恩会	文部科学省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
財団法人 三菱財団	文部科学省	厚生労働省
財団法人 計測自動車制御学会	文部科学省	経済産業省
財団法人 光科学技術研究振興財団	文部科学省	経済産業省
財団法人 レーザー技術総合研究所	文部科学省	経済産業省
社団法人 低温工学協会	文部科学省	経済産業省
財団法人 かずさディー・エヌ・エー研究所	経済産業省	文部科学省
社団法人 バイオ産業情報化コンソーシアム	経済産業省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省
財団法人 医用原子力技術研究振興財団	文部科学省	厚生労働省
財団法人 原子力安全研究協会	文部科学省	経済産業省
社団法人 日本地熱調査会	経済産業省	文部科学省、環境省
財団法人 日本原子力文化振興財団	文部科学省	経済産業省
社団法人 国際海洋科学技術協会	文部科学省	農林水産省、経済産業省、国土交通省
社団法人 海洋産業研究会	経済産業省	文部科学省、農林水産省、国土交通省
社団法人 中部宇宙産業科学技術振興センター	経済産業省	文部科学省
財団法人 宇宙環境利用推進センター	文部科学省	経済産業省
財団法人 資源探査用観測システム研究開発機構	経済産業省	文部科学省
社団法人 原子燃料政策研究会	文部科学省	経済産業省
財団法人 若狭湾エネルギー研究センター	文部科学省	経済産業省
財団法人 健康・体力づくり事業財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 日本オースポーツセンター	経済産業省	文部科学省
財団法人 日本サイクリング協会	経済産業省	文部科学省
財団法人 日本サイクルスポーツセンター	経済産業省	文部科学省
財団法人 日本釣振興会	農林水産省	文部科学省、環境省
財団法人 日本健康スポーツ連盟	厚生労働省	文部科学省
社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	経済産業省
財団法人 日本セーリング連盟	文部科学省	国土交通省
財団法人 ツール・ド・北海道協会	国土交通省	文部科学省、経済産業省
財団法人 日本交通安全教育普及協会	内閣府	文部科学省、警察庁
財団法人 日米地域間交流推進協会	内閣府	文部科学省、外務省、総務省、経済産業省
財団法人 日本青少年研究所	文部科学省	内閣府
財団法人 日中青少年旅行財団	国土交通省	文部科学省
社団法人 日本海洋少年団連盟	国土交通省	文部科学省
社団法人 富士自然動物園協会	農林水産省	文部科学省、環境省
財団法人 日本青年協会	文部科学省	農林水産省
財団法人 あしたの日本を創る協会	内閣府	文部科学省
社団法人 日本ユネスコ協会連盟	文部科学省	外務省
財団法人 ユネスコ・アジア文化センター	文部科学省	外務省
財団法人 ソフトウェア情報センター	経済産業省	文部科学省
社団法人 私的録音補償金管理協会	文部科学省	経済産業省
社団法人 私的録画補償金管理協会	文部科学省	経済産業省
財団法人 音楽産業・文化振興財団	文部科学省	経済産業省
社団法人 全日本菊花連盟	文部科学省	農林水産省
財団法人 川喜多記念映画文化財団	文部科学省	外務省
社団法人 国際芸術文化振興会	経済産業省	外務省、文部科学省
財団法人 国際美術協会	文部科学省	外務省
社団法人 日本出版取次協会	文部科学省	経済産業省
財団法人 舞台芸術財団演劇人会議	文部科学省	総務省
社団法人 全日本きものコンサルタント協会	経済産業省	文部科学省
社団法人 日本語教育学会	文部科学省	外務省
財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	国土交通省	文部科学省
財団法人 文化財保護振興財団	文部科学省	外務省

対象法人数 150法人 (うち 文部科学省が窓口 63法人)

レガシーシステム見直しのための文部科学省 行動計画（アクション・プログラム）

1．目的

文部科学省における行政情報システムのうち、旧式（レガシー）システム（以下「レガシーシステム」という。）については、レガシーシステム刷新可能性調査を実施し、最適化計画の策定及びこれらを踏まえた新システムへの移行等により費用対効果の改善及び業務の効率化・合理化を図る。

2．基本方針

文部科学省におけるレガシーシステムを新たなシステムに刷新した場合に、使用者（文部科学省）及び利用者（国民等）の利便性を下げずにトータルコスト（初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数）を下げる事が可能な場合、レガシーシステムを刷新、改善する。

3．見直しに向けた作業

本アクション・プログラムは、以下の手順により実施する。

（1）レガシーシステム刷新可能性調査の実施

（2）の最適化計画の策定のための予備調査として、文部科学省におけるレガシーシステムを新システムに刷新した場合、使用者（文部科学省）及び利用者（国民等）の利便性を下げずにトータルコスト（初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数）を下げる事ができるか否かの可能性について検討し、結論を得ることを目的とする。

別紙 1 レガシーシステム刷新可能性調査における評価のポイントをもとに、当該システムと関係のない外部専門家による効率性、経済性（コスト面）等についての評価を中心に実施する。

本調査結果は、文部科学省ホームページにより公表する。

(2) 最適化計画の策定

レガシーシステム刷新可能性調査の結果を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に則り、業務プロセスの見直し、業務・システムの将来像等からなる最適化計画を、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に策定する。

また、以下の事項について最適化計画へ明記する。

他の業務・システムに係る最適化計画と同様に、抜本的な業務改革(業務の効率化・合理化)を行うこと

業務処理過程、データ連携等で密接に関連する他のシステムとの整合性を確保しつつ行うこと

次の点における可能性について検討し、反映させること。

- ・ 汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・ オープンシステム化
- ・ ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化
- ・ 国庫債務負担行為の活用

(3) 最適化の実施

レガシーシステム刷新可能性調査、最適化計画を踏まえ、別紙2に示すスケジュールのとおりシステム及び関連業務の最適化を実施する。

なお、最適化の実施に当たっては、予算面・運用面等の総合的な事情を勘案の上、実施するものとする。

4. 見直しの対象とするレガシーシステム

本アクション・プログラムの対象システムは以下のとおり。

システム名：本省情報基盤システム

レガシーシステム刷新可能性調査における評価のポイント

1. 効率性の評価のポイント

主にシステムの性能と資源を中心に把握調査。業務の要求に対するシステム側処理の合理性について評価。

【評価の主なポイント】

システムにおける業務処理プロセスの合理性

- ・求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理プロセスが実現されているか（過剰な業務処理プロセスが含まれていないか 等）

システム構成の合理性

- ・必要とされる業務処理プロセス及びデータ処理件数、データ量に対して必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているか（メインフレーム、サーバ、ネットワーク、アプリケーション、データベース 等）

2. 経済性の評価のポイント

必要な機器（ソフトウェアを含む）の費用算定方法の妥当性、費用対効果について評価。

【評価の主なポイント】

府省自らが機器を調達し運用するシステム

- ・開発・運用経費の算定方法の妥当性
- ・競争入札に移行する場合の課題（随意契約で行われている場合）等

文部科学省レガシーシステム見直し全体スケジュール

システム名	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度) ～
本省情報基盤システム	<div style="text-align: center;"> <p>レガシー システム 刷新 可能性 調査</p> <p>最適化計画の策定</p> <p>最適化の実施</p> <p>刷新要否の判断 ・結果の公表</p> </div>				

厚生労働省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

- (1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施
「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」及び「厚生労働省所管法令に基づく地方公共団体の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 3,738 件のうち 3,588 件について、2003 年度末(平成 15 年度末)までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う手続については、対象手続 1,967 件のうち 1,899 件をオンライン化する。(別添 1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

当省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。(別添 2)

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近 3 か年の申請・届出等件数が 0 件の手続 631 件を対象として、2003 年(平成 15 年)12 月までに廃止の可否について結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

なお、4 件の手続については、2003 年度末(平成 15 年度末)までに廃止する。

申請・届出等の頻度軽減

年 2 回以上の申請・届出等を義務付けている手続 66 件を対象として、2003 年(平成 15 年)12 月までに頻度軽減の可否について結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003年（平成15年）12月までに、（ ）法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、（ ）企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

なお、64件の手続については、公表資料等を活用すること等により、2003年度末（平成15年度末）までに添付書類を省略又は廃止する。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、りん議・決裁システムの活用や審査支援データベースの整備・活用等の電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

なお、4件の手続については、審査処理過程の簡素化により、2003年度末（平成15年度末）までに処理期間の短縮を図る。

変更手続の簡素化

変更手続671件を対象として、2003年（平成15年）12月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

その他

社会保険関係及び労働保険関係の19届出をオンラインで行う場合にあっては、2003年度末（平成15年度末）までに、届出理由が共通

する届出について、同じ内容の記載項目の重複入力を省略した上で、一括して提出することができるようにする。

(3) オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい厚生労働省電子申請・届出システムの整備を推進するため、以下の取組を実施する。

- () 申請・届出等の件数が多い手続や反復継続して行われる手続を対象とし、厚生労働省電子申請・届出システムについて、企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう仕様を、2003年度末(平成15年度末)までに公開する。
- () 厚生労働省電子申請・届出システムについて、同一手続の複数の申請・届出を一括して行える機能の追加、また、複数の手続を一括で提出できる手続の追加を、2004年度中(平成16年度中)に実施する。

オンラインによる手続については、厚生労働省電子申請・届出システムにおいては、2003年(平成15年)9月から、原則として365日24時間受付を開始する。

毎月勤労統計調査オンラインシステム、社会福祉法人現況報告書システム、看護婦等養成所運営報告管理システム、少量新規化学物質申出システム(法令で規定する期間のみ)、介護福祉士養成施設等事業報告システム及び輸入食品監視支援システムにおいては、既にシステム保守期間及びデータ処理時間を除き原則として365日24時間受付を行っている。

副作用等情報管理システムにおいては、システム稼働時の2003年(平成15年)10月より原則として365日24時間受付を開始する。

労働保険適用徴収システムにおいては、2003年(平成15年)10月の稼働後、必要な措置を講じて、原則として365日24時間受付を

開始する。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするため、以下の取組を実施する。

- () 厚生労働省所管の法令に基づき、厚生労働省が発行する証明書等 11 件について、2003 年度末（平成 15 年度末）までに電子化する。別添 3
- () 厚生労働省所管法令に基づき、民間が発行する証明書等 18 件を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに電子化の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。（別添 4）

厚生労働省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、長所などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けているとともに、広報誌等による周知を図っている。

厚生労働省及び関係団体が開催する各種会議等において、オンライン利用の要請を行う。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で厚生労働省が所管する共管手続 118 件のうち 53 件については、当省が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化する。（別添 5）

また、共管公益法人に係る手続については、当省が所管する公益法人 97 法人のうち 33 法人は当省が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、オンライン化する。（別添 6）

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの 2005 年度末 (平成 17 年度末) までの整備に向け、厚生労働省においては、次の取組を実施する。

^{イ・ガブ}
e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接接続できる機能を整備することに伴い、2003 年 (平成 15 年) 12 月までに、厚生労働省電子申請・届出システムについて必要な改善を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、厚生労働省においては、以下の取組を実施する。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえ、2003 年度 (平成 15 年度) においては、子ども向け情報の提供の充実を図るとともに、内容別に構成された関連サイトへのリンク集を掲載する。

また、手続案内の対象拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント情報を 2003 年 (平成 15 年) 12 月までに^{イ・ガブ}にe-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

^{イ・ガブ}
e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003 年 (平成 15 年) 12 月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備 (アクセス手段の多様化への対応)

厚生労働省ホームページや厚生労働省電子申請・届出システム等の

国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備を推進するため、厚生労働省においては、以下の取組を実施する。

厚生労働省ホームページ等による行政情報の提供については、2004年度末（平成16年度末）までに、すべての情報内容の再点検を行い、無障壁化されたウェブの情報内容の作成の徹底及びブラウザ環境の整備を行う。

2003年度（平成15年度）から、障害者ITサポートセンターを整備し、障害者がパソコンを利用しやすい環境の整備に努める。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2004年度末（平成16年度末）までに、提供すべき情報を選定し、情報内容を作成する。

なお、厚生労働省電子申請・届出システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口は既に整備したところであり、引き続き適切に対応する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までに、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
所管個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画（アクション・プログラム）」（別添7）に基づき、必要な見直しを行う。

共通的な環境整備

1 推進体制の充実・強化

2003年（平成15年）7月までに、「情報政策会議」内に配置されているCIOの職務として新たに、所管業務・システムに関する最適化計画の策定・推進（業務分析・評価・改善）を加えるなど、機能強化する。

2003年（平成15年）12月までに、「情報政策会議」内に、CIO補佐官を配置するとともに、「情報政策会議」における位置付けを明確化する。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化（外部委託の推進）

厚生労働省電子申請・届出システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口業務を外部委託している。2003年度（平成15年度）においては、次期厚生労働省^ラANシステムの仕様書作成の支援に係る業務について外部委託を行う。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化（情報システムの安全性・信頼性の確保）

2002年度（平成14年度）に改定した厚生労働省情報セキュリティポリシーに基づき、行政情報化推進会議の下の情報セキュリティ部会を通じ情報安全対策の一層の充実・強化を図る。

厚生労働省電子申請・届出システム、厚生労働省認証局システム及

び厚生労働省 L A N システムについて、外部監査（内部監査、運用監査及び事後確認監査を含む。）を行う。厚生労働省所管のその他のシステムについても、今後、外部監査の実施を検討する。

2003 年度末（平成 15 年度末）までに「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」（2001 年（平成 13 年）3 月 29 日行政情報化推進各省庁連絡会議了承）及び「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」（2003 年（平成 15 年）2 月 28 日行政情報システム関係課長連絡会議了承）に基づく省内各部局共通の運用指針を策定する。

4 関係機関との連携協力

地方公共団体との間のネットワークについては、総合行政ネットワーク（エルジーワン LGWAN）を可能な限り活用するため、同ネットワークの回線容量等について関係府省等と調整の上、更改に向けた検討を行う。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						実施困難なもの
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	
国が扱う手続	1,967	415	21%	1,484	75%	1,899	97%	61	3%	7
地方公共団体が 扱う手続	1,414	483	34%	901	64%	1,384	98%	30	2%	0
独立行政法人等 が扱う手続	357	0	0%	305	85%	305	85%	52	15%	0
計	3,738	898	-	2,690	-	3,588	-	143	-	7

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	診療放射線技師法第20条第2号	
外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第15条3号	
外国の養成施設等を卒業した者等の受験資格の認定	理学療法士及び作業療法士法第11条3号	
外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	視能訓練士法第14条第3号	
外国の歯科衛生士学校等を卒業した者等の受験資格の認定	歯科衛生士法第12条第3号	
外国の保健師学校等を卒業した者等の受験資格の認定	保健師助産師看護師法第19条第3号	
外国の養成所卒業業者等の受験資格の認定	義肢装具士法第14条第4号	
外国の養成所卒業業者等の受験資格の認定	臨床工学士法第14条第5号	
外国の病院における臨床研修の報告	医師法第16条の3第2項	
外国の病院等における臨床研修の報告	歯科医師法第16条の3第2項	
義肢装具士養成所の指定	義肢装具士法第14条第1号から第3号まで	
義肢装具士養成所の住所等変更の届出	義肢装具士学校養成所指定規則 義肢装具士法 第3条第3項	
義肢装具士学校養成所の指定の取消し	義肢装具士学校養成所指定規則第8条	
臨床工学技士養成所の住所等変更の届出	臨床工学技士学校養成所指定規則 臨床工学技士法 第3条第3項	
臨床工学技士養成所の指定の取消し	臨床工学技士学校養成所指定規則 臨床工学技士法 第8条	
臨床修練計画書の記載事項の変更の届出	外国医師等特例法施行規則第4条第4項	
許可証の書換え交付	外国医師等特例法施行規則第7条第1項	
許可証の再交付	外国医師等特例法施行規則第8条	
指導医認定証の書換え交付	外国医師等特例法施行規則第13条（第7条第1項準用）	
中央ナースセンターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律第22条（第14条第4項準用）	
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項（組合法 第35条の2準用）	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合の総会招集の承認等	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項（組合法 第48条準用）	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項（組合法 第51条第2項準用）	
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項（組合法 第62条第2項準用）	
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項（組合法 第63条第3項準用）	
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項（組合法 第105条の2準用）	
商工組合の特別の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条	
商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合の総会招集の承認等	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項（組合法 第48条準用）	
商工組合及び商工組合連合会の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項（組合法 第62条第2項準用）	
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項（組合法 第63条第3項準用）	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合の組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項（第96条第5項準用）	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項（第96条第8項準用）	
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第48条	
事業協同組合等の解散の届出	中小企業等協同組合法第62条第2項	
事業協同組合等の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	
鉱工業技術研究組合の設立認可	鉱工業技術研究組合法第8条第1項	
定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1項	
試験研究が国民経済上重要なものであること等の承認	鉱工業技術研究組合法第14条第1項	
解散届	鉱工業技術研究組合法第16条（組合法 第62条第2項準用）	
合併認可	鉱工業技術研究組合法第16条（組合法 第63条第3項準用）	
連鎖化事業計画の認定	中小小売商業振興法第4条第5項	
連鎖化事業計画変更の認定	中小小売商業振興法施行令第9条第1項	
工場移転に関する計画の認定	工業再配置促進法第5条第1項	
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行令第6条第3項	
利用計画の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条第1項	
利用計画の変更の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項	
商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項	
商工組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条（第17条の2第1項準用）	
事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項	
事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項（第9条の2の3第1項準用）	
言語聴覚士養成所の学則等変更の承認	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項	
言語聴覚士養成所の住所等変更の届出	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項	
言語聴覚士養成所の指定取消の申請	言語聴覚士学校養成所指定規則第8条	
経営革新計画の承認	中小企業経営革新支援法第4条	

手続名	根拠法令	備考
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条	
課税の特例のための確認	中小企業経営革新支援法第9条第1項	
課税の特例のための確認	中小企業経営革新支援法第9条第5項	
経営基盤強化計画の承認	中小企業経営革新支援法第10条	
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第11条	
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第1項	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項	
自主回収の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項	
指定法人の指定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	
指定法人名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	
指定法人の業務の委託の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第23条第1項	
指定法人の再商品化業務規程の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項前段	
指定法人の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項後段	
指定法人の再商品化業務の休廃止許可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第26条	
特定事業者の特定容器包装を用いる事業の状況等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第39条	
組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第9条の2の2	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の六の二第一項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の六の二第三項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の九第四項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の九第四項	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第四十一条第五項	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の余裕金運用の制限の緩和の認可	中小企業等協同組合法第五十七条の五	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第六十二条第四項	
中長期計画書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の2第1項	
定期報告書(熱)	エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条	
定期報告書(電気)	省エネ法第11条/エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第10条第2項	
産業業務施設の移転計画の提出	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第一項	
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第三項	
産業業務施設の移転計画の認定の取消し	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十四条	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第四項	
基準適合健康増進施設の認定の有効期間の延長の申請	健康増進施設認定規程第5条第2項	
認定健康増進施設の休止の届出	健康増進施設認定規程第9条第2項	
認定事業の変更	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査及び証明の事業の認定に関する省令第4条第1項	
定款等変更届出	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査及び証明の事業の認定に関する省令第4条第2項	
廃止届出	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査及び証明の事業の認定に関する省令第8条	
資格取得講習会の指定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項第1号	
指定試験機関の指定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第9条の2各号、同法施行規則第19条	
指定試験機関の名称等の変更の届出	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第19条の3	
試験事務の休廃止の許可の申請	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第9条の8、同法施行規則第19条の9	
指定団体の業務の一部委託の承認	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6第3項	
指定団体の名称等の変更等の届出	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第35条	
適正化基準の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第55条前段	
適正化基準変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第55条後段	
適正化基準廃止の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第12条準用)	
共済又は再共済に係る規程の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第14条の2第1項準用)	
会員たる組合の行う法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第14条の10第1項準用)	
会員たる組合の行う法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第14条の10第1項後段準用)	
会員たる組合の行う法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約廃止の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第14条の10第3項準用)	
生活衛生同業組合連合会設立の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第24条第1項準用)	

手続名	根拠法令	備考
組合員たる組合による総会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第42条準用)	
共済又は共済事業を行う環境衛生同業組合連合会の解散に係る総会の決議の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第50条第2項準用)	
全国生活衛生営業指導センターの指定	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の9第1項、同法施行規則第20条	
全国環境衛生営業指導センターの事業の一部委託の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の11(第57条の4第2項準用)	
標準営業約款の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の12第1項前段	
標準営業約款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の12第1項後段	
標準営業約款の標識の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の13第2項、同法施行規則第28条	
標準営業約款の登録業務に係る基準の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の13第5項	
標準営業約款廃止の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の14(第12条準用)、同法施行規則第22条	
破産等による連合会解散の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則第14条(第9条準用)	
連合会会員の異動の報告	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則第14条(第11条準用)	
標準営業約款に係る営業者の登録の有効期間の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則第26条第2項	
理容師の指定試験機関の試験事務の休廃止の許可申請	理容師法第4条の14第1項、同法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第11条	
理容師の指定登録機関の指定申請	理容師法第5条の3第2項、同法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第19条において準用する同令第1条	
理容師の指定登録機関の登録事務の休廃止の許可申請	理容師法第5条の5において準用する同法第4条の14第1項、同法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第19条において準用する同令第11条	
理容師の指定登録機関の虚偽登録者等の報告	理容師法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第16条	
美容師の指定試験機関の試験事務の休廃止の許可申請	美容師法第4条の14第1項、同法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第11条	
美容師の指定登録機関の指定申請	美容師法第5条の3第2項、同法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第19条において準用する同令第1条	
美容師の指定登録機関の試験事務の休廃止の許可申請	美容師法第5条の5において準用する同法第4条の14第1項、同法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第19条において準用する同令第11条	
美容師の指定登録機関の虚偽登録者等の報告	美容師法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第16条	
クリーニング師の指定試験機関の指定申請	クリーニング業法第7条の2第2項、同法施行規則第3条の2	
クリーニング師の指定試験機関の名称等の変更の届出	クリーニング業法第7条の4第2項、同法施行規則第3条の3第1項	
クリーニング師の指定試験機関の役員を選任等の認可申請	クリーニング業法第7条の6第1項、同法施行規則第3条の4	
クリーニング師の指定試験機関の試験委員を選任等の届出	クリーニング業法第7条の7第3項、同法施行規則第3条の6	
クリーニング師の指定試験機関の試験事務規程の認可申請等	クリーニング業法第7条の9第1項、同法施行規則第3条の7	
クリーニング師の指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可申請等	クリーニング業法第7条の10第1項、同法施行規則第3条の9	
クリーニング師の指定試験機関の事業計画等の報告	クリーニング業法第7条の10第3項	
クリーニング師の指定試験機関の試験事務の休廃止の許可申請	クリーニング業法第7条の14第1項、同法施行規則第3条の12	
クリーニング師試験の受験資格の認定申請	クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項第6号	
地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可(1)料金(2)需要者の負担等	水道法第14条第3項	
指定試験機関の指定申請	水道法第25条の12第1項	
指定試験機関の名称等の変更届出	水道法第25条の14第2項	
試験委員の選任及び変更の届出	水道法第25条の16第3項	
試験事務の実施に関する規定の認可申請	水道法第25条の18第1項前段	
試験事務の実施に関する規程の変更認可申請	水道法第25条の18第1項後段	
試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の認可申請	水道法第25条の23第1項	
水道用水供給事業の全部又は一部の休廃止の許可	水道法第31条(第11条準用)	
国の専用水道の給水開始前の届出	水道法第34条第1項(第13条第1項準用)、第50条の4	
簡易専用水道の管理について検査を行う者の指定	水道法第34条の2第2項	
水道技術管理者資格付与の講習会を行う者の指定	水道法施行規則第14条	
国の専用水道の届出書記事項変更の届出	水道法第50条第3項(第33条第3項準用)	
事業者からの第二種事業に係る概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業)	環境影響評価法第4条第1項及び第4条第3項	
事業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業)	環境影響評価法第4条第4項	
第二種事業について、判定によらず手続を行うこととした旨の通知の受理(環境省関連事業)	環境影響評価法第4条第6項	
方法書について、住民意見書の受理(国直轄事業)	環境影響評価法第8条第1項、第9条第1項	
アセス実施に際して、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出の受理及び当該書面の交付(環境省関連事業)	環境影響評価法第11条第2項	
準備書について、住民意見書の受理(国直轄事業)	環境影響評価法第18条第1項、第19条第1項	
評価書の受理及び当該評価書に対する意見の提出(環境省関連事業)	環境影響評価法第22条第1項及び第24条	
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理(環境省関連事業)	環境影響評価法第25条第3項	

手続名	根拠法令	備考
対象事業内容を修正する場合の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知（環境省関連事業）	環境影響評価法第29条第1項	
事業内容の廃止・修正等後、アセスの必要が無くなった旨の通知の受理（環境省関連事業）	環境影響評価法第30条第1項	
認定製造業者の事業廃止の届出	工業標準化法第19条の3	
加工技術が日本工業規格に該当する表示の認定	工業標準化法第25条第1項	
認定加工業者の地位の承継（譲渡、相続、合併）の届出	工業標準化法第25条第3項（第19条の2第2項準用）	
認定加工業者の事業廃止の届出	工業標準化法第25条第3項（第19条の3準用）	
外国において加工する技術が日本工業規格に該当する表示の認定	工業標準化法第25条の2第2項	
認定外国製造業者、認定外国加工業者の地位の承継（譲渡、相続、合併）の届出	工業標準化法第25条の2第3項（第19条の2第2項準用）	
認定外国製造業者、認定外国加工業者の事業廃止の届出	工業標準化法第25条の2第3項（第19条の3準用）	
試験事業者の認定	工業標準化法第57条	
認定試験事業者の地位の承継の届出	工業標準化法第59条第2項	
認定試験事業者の事業の廃止の届出	工業標準化法第60条	
外国試験事業者の認定	工業標準化法第65条第1項	
認定外国試験事業者の地位の継承の届出	工業標準化法第65条第2項（第59条第2項準用）	
認定外国試験事業者の事業の廃止の届出	工業標準化法第65条第2項（第60条準用）	
排気設備等の能力の承認	薬局等構造設備規則 薬事法 第9条第1項第4号へ	
放射性物質の廃棄の委託を受けられる者の指定	放射性医薬品の製造及び取扱規則 薬事法 第3条第1項	
放射性物質の盗取等の報告	放射性医薬品の製造及び取扱規則 薬事法 第13条第1項	
放射性物質による汚染の除去等の報告	放射性医薬品の製造及び取扱規則 薬事法 第13条第2項	
麻薬取扱者（1）～（6）の資格喪失の届出	麻薬及び向精神薬取締法第7条第2項（第7条第1項準用）	
麻薬取扱者（1）～（6）の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法第7条第3項	
麻薬取扱者（1）～（6）の免許証の再発行	麻薬及び向精神薬取締法第10条	
麻薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第14条第3項	
麻薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第18条第3項	
向精神薬営業者（1）～（3）の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4（第7条第3項準用）	
向精神薬営業者（1）～（3）の免許証記載事項の変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4（第9条第1項準用）	
向精神薬営業者（1）～（3）の免許証の再交付	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4	
向精神薬輸入業以外による向精神薬の輸入の許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第2項	
第1種向精神薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第3項（第14条第3項準用）	
第1種向精神薬を輸入した時の相手国輸出許可証明書の提出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第3項（第15条準用）	
第2種向精神薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第4項（第14条第3項準用）	
向精神薬輸入業者以外の者が第2種向精神薬を輸入した時の相手国輸出届出書の提出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第4項（第15条準用）	
第3種向精神薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第5項（第14条第3項準用）	
第1種向精神薬輸出の許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の12第1項	
第1種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の12第3項（第18条第3項準用）	
第2種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の12第4項（第18条第3項準用）	
第3種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の12第5項（第18条第3項準用）	
向精神薬輸出業者の特定第2種向精神薬及び第3種向精神薬の輸出の許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の13第1項	
特定第2種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の13第2項	
特定第3種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の13第3項	
麻薬等原料輸出業者の政令で定める地域への政令で定める麻薬向精神薬原料の輸出の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の30第2項	
覚せい剤の施用又は交付の許可	覚せい剤取締法第20条第5項	
免許失効後、譲渡した麻薬の品名、数量等の届出	麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項	
麻薬営業者等の死亡等による指定失効時に所有していた麻薬の品名、数量の届出	麻薬及び向精神薬取締法第36条第4項（第36条第1項第2項準用）	
麻薬等原料営業者の麻薬向精神薬原料の事故等の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の33第1項	
麻薬等原料営業者の疑わしい取引の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の33第2項	
免許が失効した場合等のあへん等の数量の届出	あへん法第41条第1項	
麻薬製造業者等の死亡等によるあへん等の数量の届出	あへん法第41条第5項（第41条第1項準用）	
指定認定機関の認定	工業標準化法第26条第1項、第2項	
指定認定機関の事務所変更届	工業標準化法第31条	
指定認定機関の廃止・休止届	工業標準化法第34条	
指定認定機関の認定業務規程認可	工業標準化法第32条第1項	
指定認定機関の認定業務規程変更認可	工業標準化法第32条第1項	
指定認定機関の認定手数料の認可	工業標準化法第20条第2項	
承認認定機関の認定	工業標準化法第39条第1項	
承認認定機関の事務所変更届	工業標準化法第39条第2項において準用する第31条	
承認認定機関の廃止・休止届	工業標準化法第39条第2項において準用する第34条	
承認認定機関の認定業務規程認可	工業標準化法第39条第2項において準用する第32条第1項	
承認認定機関の認定業務規程変更認可	工業標準化法第32条第1項	
承認認定機関の認定手数料の認可	工業標準化法第20条第2項	
検査命令に係る製品検査の申請（輸入食品等の検査命令）	食品衛生法施行令第1条の4第2項 食品衛生法第15条第2項	
規定される製造方法以外で製造される肉類製品の製造及び輸入の承認	食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）第1 D各条 肉類製品2(2)5 食品衛生法	
食鳥処理衛生管理者の養成施設の指定申請	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第3項第3号	
食鳥処理衛生管理者の資格に係る学力の認定申請	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第6条第9号 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律12条第3項第4号	
帰郷旅費支給除外認定	労働基準法第64条	
寄宿舎内での労働者の休業日数四日未満の休業の報告	労働基準法施行規則第57条第2項	
労働協約に基づく地域最低賃金の決定	最低賃金法第11条	
集団入坑の場合の時間計算特別許可申請書	労働基準法施行規則第24条	
労働時間短縮支援センターの指定	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第14条第1項	

手続名	根拠法令	備考
労働時間短縮実施計画の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第8条第1項	
労働時間短縮実施計画の変更の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第9条第2項	
社会保険労務士名簿の様式の提出	社会保険労務士法施行規則第11条第2項	
社会保険労務士の事務所の増設の許可	社会保険労務士法第18条、同法施行規則第14条	
全国社会保険労務士会連合会の主たる事務所の所在地の変更の報告	社会保険労務士法第25条の7第2項、同法施行規則第19条の2及び第24条	
全国社会保険労務士会連合会の設立認可申請	社会保険労務士法第25条の14、同法施行規則第24条	
社会保険労務士試験事務に従事する役員を選任の届出	社会保険労務士法第25条の20第2項、同法施行規則第25条第1項	
社会保険労務士試験委員の変更の届出	社会保険労務士法第25条の21第3項、同法施行規則第27条第2項	
試験事務規程の認可	社会保険労務士法第25条の23第1項、同法施行規則第28条	
社会保険労務士会の設立認可	社会保険労務士法第25条の6第1項、同法施行規則第18条	
印紙保険料納付計器設置承認申請書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第47条第1項	
印紙保険料納付計器使用状況報告書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第24条、第46条、同法施行規則第55条	
印紙保険料納付計器指定申請書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第45条第1項、第2項	
始動票札受領通帳交付申請書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第50条第1項、第2項	
遺族年金の支給停止の申請	労働者災害補償保険法第22条の4第3項（同法施行規則第18条の9第4項）	
遺族補償年金の支給停止の申請	労働者災害補償保険法第16条の5（同法施行規則第15条の6）	
事業主責任災害損害賠償の受領	労働者災害補償保険法第12条の7、同法第64条	
福利厚生会社の指定	勤労者財産形成促進法施行規則第24条第1項第2号	
生命共済の事業を行う法人の指定	勤労者財産形成促進法施行令第5条第3号	
勤労者財産形成促進法第7条の2第1項の一括支払機関の指定又は変更の届出	勤労者財産形成促進法施行令第25条第1項	
第1種勤労者財産形成基金契約の解約の届出	勤労者財産形成促進法施行令第27条の26第1項	
勤労者財産形成促進法第7条の2第1項の一括支払機関の指定又は変更の届出	勤労者財産形成促進法施行令第28条の14	
第1種勤労者財産形成基金契約の承認	勤労者財産形成促進法第6条の3第2項	
第2種勤労者財産形成基金契約の承認	勤労者財産形成促進法第6条の3第3項	
勤労者財産形成基金の規約（政令で定める事項に係るもの）の変更の届出	勤労者財産形成促進法第7条の11第4項	
勤労者財産形成基金の合併の認可	勤労者財産形成促進法第7条の24第2項	
勤労者財産形成基金設立の認可	勤労者財産形成促進法第7条の9第1項	
払込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条（商法第178条準用）	
優先出資の消却の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第2項	
優先出資の分割の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第2項	
優先出資者による優先出資者総会招集の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第34条第3項	
資本準備金の資本組入れの認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第37条第4項ただし書	
認可事項の実行の届出 - 優先出資	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第42条	
優先出資の発行の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項	
優先出資引受権の付与の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第6条第2項	
認可事項の実行の届出 - 合併転換	金融機関の合併及び転換に関する法律第29条第1項及び第4項	
認可の効力の延長の承認	金融機関の合併及び転換に関する法律第29条第3項及び第4項	
金融機関の合併及び転換の認可（存続金融機関、新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合）	金融機関の合併及び転換に関する法律第6条第8項	
労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告書の提出の延期の承認	労働金庫法施行規則第16条第3項ただし書	
労働金庫及び労働金庫連合会の休日とすることがやむを得ない日の休日の承認	労働金庫法施行令第6条第2項第2号	
労働金庫及び労働金庫連合会の免許効力の延長の承認	労働金庫法第30条	
労働金庫及び労働金庫連合会を代表する理事並びに常務に従事する役員又は参事の兼職についての認可	労働金庫法第36条第1項	
労働金庫及び労働金庫連合会の会員による総会の招集にかかる認可	労働金庫法第48条	
労働金庫連合会の社債等の募集の受託及び担保付社債信託業務の認可	労働金庫法第58条の2第10項	
労働金庫連合会の国債等の募集の取扱業務の認可	労働金庫法第58条の2第6項	
労働金庫連合会の有価証券店頭デリバティブ取引等の認可	労働金庫法第58条の2第7項	
労働金庫連合会の国債等の売買業務の内容及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第8項後段	
労働金庫連合会の国債等の売買業務の内容及び方法の認可	労働金庫法第58条の2第8項前段	
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第9項後段	
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の認可	労働金庫法第58条の2第9項前段	
労働金庫の基準株式数等を超えて株式を取得することとなる場合の承認	労働金庫法第58条の4第2項	
労働金庫連合会の基準株式数等を超えて株式を取得することとなる場合の承認	労働金庫法第58条の6第2項	
労働金庫の有価証券店頭デリバティブ取引等の認可	労働金庫法第58条第10項	
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条第11項後段	
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の認可	労働金庫法第58条第11項前段	
労働金庫の信託業務の種類及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条第12項後段	
労働金庫の信託業務の種類及び方法の認可	労働金庫法第58条第12項前段	
労働金庫の国債等の募集の取扱業務の認可	労働金庫法第58条第9項	
労働金庫及び労働金庫連合会の事業免許	労働金庫法第6条	
労働金庫及び労働金庫連合会の認可効力の延長の承認	労働金庫法第91条の3ただし書	

手続名	根拠法令	備考
労働金庫及び労働金庫連合会の大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項（銀行法第13条第1項ただし書準用）	
労働金庫連合会の連結ベースの大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項（銀行法第13条第2項準用）	
労働金庫及び労働金庫連合会の廃業及び解散等の認可	労働金庫法第94条第1項（銀行法第37条第1項準用）	
被共済者とならないこととなる者の範囲拡大認定申請	中小企業退職金共済法第30条第7項施行規則第53条第3項	
一酸化炭素中毒症健康診断等結果報告	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第12条第1項	
放射性物質等を運搬する容器の線量当量率に係る承認	電離放射線障害防止規則 労働安全衛生法 第37条第2項	
産業医の選任の特例の許可	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第13条第3項（第8条準用）	
衛生管理者の選任の特例の許可	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第8条	
第二種作業環境測定士の資格に係る大学等の認定	作業環境測定法施行規則第5条の2第1項	
指定測定機関の指定	作業環境測定法第3条第2項	
鉛業務一部適用除外の認定	鉛中毒予防規則 労働安全衛生法 第2条	
新規化学物質に労働者がさらされるおそれがない旨の確認の申請事項等の変更の届出	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第34条の6	
新規化学物質に労働者がさらされるおそれがない旨及び有害性がない旨の確認	労働安全衛生法第57条の3第1項	
防じんマスクの適用除外	防じんマスクの規格第8条	
防毒マスクの適用除外	防毒マスクの規格第9条	
指定講習機関指定申請	作業環境測定法施行規則第44条	
特定化学物質等障害予防規則一部適用除外申請書等記載事項変更の報告	特定化学物質等障害予防規則第6条第4項	
有機溶剤等健康診断特例の許可申請書等の記載事項の変更報告	有機溶剤中毒予防規則第31条第4項	
作業環境測定士の欠格条項該当の報告	作業環境測定法施行規則第12条	
製造時等検査代行機関の指定の申請	製造時等検査代行機関等に関する規則（労働安全衛生法）第1条の3	
性能検査代行機関の指定の申請	製造時等検査代行機関等に関する規則（労働安全衛生法）第3条	
個別検定代行機関の指定の申請	製造時等検査代行機関等に関する規則（労働安全衛生法）第12条	
型式検定代行機関の指定の申請	製造時等検査代行機関等に関する規則（労働安全衛生法）第19条の4	
指定試験機関の指定の申請	製造時等検査代行機関等に関する規則（労働安全衛生法）第19条の26	
特定化学物質等製造の許可証の再交付	特定化学物質等障害予防規則 労働安全衛生法 第49条第3項	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく特化則第11条第1項の排液処理装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
設立の認可申請	労働災害防止団体法第19条	
事業主の代理人の選任又は解任	労働者災害補償保険法施行規則第3条	
港湾労働者派遣事業の許可証再交付申請	港湾労働法第15条第3項、同法施行規則第14条	
港湾労働者派遣事業の許可の有効期間更新申請	港湾労働法第17条第2項、同法施行規則第16条	
港湾労働者雇用安定センターの指定	港湾労働法第28条第1項、同法施行規則第24条	
事業主支援業務又は雇用福祉関係業務の業務規程の変更の認可	港湾労働法第32条第1項後段、同法施行規則第27条	
港湾労働者雇用安定センターの事業計画等の変更の認可	港湾労働法第34条第1項後段、同法施行規則第35条	
統括事業所の港湾労働者派遣事業の廃止等の届	港湾労働法施行規則第20条	
港湾労働者雇用安定センターの会計規定の変更の承認	港湾労働法施行規則第41条第2項、同条第3項	
建設労働者の募集に係る書類備付けに関する報告	建設労働者の雇用の改善等に関する法律11条 同法施行規則8条	
委託募集に係る報酬額の認可（大臣許可）	職業安定法第36条第2項	
有料職業紹介事業者から損害を受けた者の補償事実の確認	職業安定法施行規則第19条第3項	
無料職業紹介事業の許可証再交付申請	職業安定法第33条第4項	
一般労働者派遣事業の統轄事業所廃止等届出	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第10条	
特定労働者派遣事業の統轄事業所廃止等届出	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第16条	
中央高齢者等雇用安定センターの指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第24条第1項	H15年10月廃止予定
中央高齢者等雇用安定センターの名称等の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第24条第3項	
都道府県高齢者等雇用安定センターの指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条	
都道府県高齢者等雇用安定センター事業計画書及び収支予算書の変更の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条第1項後段	
高齢者職業経験活用センターの事業計画書及び収支予算書の変更の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の4（第42条第1項後段準用）	
全国高齢者職業経験活用センターの指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の5	
全国高齢者職業経験活用センターの名称等の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の7（第24条第3項準用）	
シルバー人材センターの無料の職業紹介事業の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第48条（第44条の3第2項準用）	
シルバー人材センターの無料の職業紹介事業の報告書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第45条（第43条の3準用）	
全国シルバー人材センター事業協会の指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第49条	
全国シルバー人材センター事業協会の名称等の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第51条（第24条第3項準用）	
変更した障害者雇入れ計画の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第15条第4項後段	
作成した特定身体障害者雇入れ計画の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第17条第5項（第15条第4項前段準用）	
変更した特定身体障害者雇入れ計画の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第17条第5項（第15条第4項後段準用）	
特定身体障害者雇入れ計画の実施状況報告	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第14条（第11条準用）	
駐留軍関係離職者の認定の申請	駐留軍関係離職者等の臨時措置法に基づく就職指導に関する省令第5条、6条	
駐留軍関係離職者就職指導票の再交付申請	駐留軍関係離職者等の臨時措置法に基づく就職指導に関する省令第7条	
港湾労働者雇用安定センターの予備費使用の通知	港湾労働法施行規則第36条第2項	
港湾労働者雇用安定センターの予算の流用等の承認申請	港湾労働法施行規則第37条第3項	
港湾労働者雇用安定センターの予算の繰越の承認申請	港湾労働法施行規則第38条第2項	
港湾労働者雇用安定センターの繰越計算書の提出	港湾労働法施行規則第38条第3項	

手続名	根拠法令	備考
休業の確認及び休業票の交付	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第2条第1項、同省令第3条第1項	
受給資格決定及び雇用保険受給資格者証の交付	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第4条第1項、同省令第5条第1項	
失業の認定（雇用保険受給資格者証の提出）	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第6条	
失業の認定（離職前の休業の認定に係る失業の認定等）	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第9条	
休業者の離職に関する届出	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第10条、同省令第4条第1項及び第2項	
未支給求職者給付の認定	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第11条第1項	
高齢者職業経験活用センターの指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の2	
中高年齢失業者等求職手帳の再交付の申請	高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第11条1項・2項	
有料統括事業所に係る廃止の届出	職業安定法施行規則第24条第2項	
無料統括事業所に係る廃止の届出	職業安定法施行規則第25項	
無料職業紹介事業の廃止の証明の届出	職業安定法施行規則第25条	
監事による中央協会会長又は厚生労働大臣への意見の提出	職業能力開発促進法第63条第7項	
介護労働安定センターの指定の申請	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条第1項	
指定施設の学則の変更承認	児童福祉法施行規則第39条の6第2項	
指定施設の設置者の氏名等の変更の届出	児童福祉法施行規則第39条の6第2項	
指定施設の指定取消の申請	児童福祉法施行規則第39条の6第2項	
短時間労働援助センターの指定	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第4条	
短時間労働援助センターの業務開始日及び短時間労働者福祉事業関係業務を行う事務所の所在地の届出	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第16条第3項前段	
短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う事務所の所在地の変更の届出	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第16条第3項後段	
短時間労働援助センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第13条第3項	
業務規定の認可の申請	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第17条第1項前段	
業務規定の変更の認可の申請	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第17条第1項後段	
短時間労働援助センターが自ら給付金を受ける場合の認可の申請	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第18条	
短時間労働援助センターの事業計画書及び収支予算書の変更の認可	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第20条第1項後段	
短時間労働援助センターの予算の流用又は予備費の使用に関する承認	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第18条第2項	
短時間労働援助センターの予算の繰越し使用に関する承認	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第19条第1項ただし書	
短時間労働援助センターの会計規程の承認	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第22条第2項前段	
短時間労働援助センターの会計規程の変更の承認	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第22条第2項後段	
短時間労働援助センターの会計規程の制定又は変更後の当該規程の提出	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第22条第3項	
指定法人の指定	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第36条第1項	
指定法人の名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第36条第3項	
業務規程の認可の申請	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第40条第1項前段	
指定法人が自ら給付金の支給を受ける場合の認可の申請	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第41条	
育児休業に係る雇用管理に関する措置等に関する相談、援助を行う中小企業団体の認定	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第53条第2項第2号	
認定中小企業団体の募集時期、募集人員、募集地域等の届出	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第53条第4項	
指定法人の予算の流用又は予備費の使用に関する承認	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第53条第2項	
指定法人の予算の繰越し使用に関する承認	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第54条第1項ただし書	
指定法人の会計規程の承認	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第57条第2項前段	
指定法人の会計規程の変更の承認	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第57条第2項後段	
指定法人の会計規程の制定又は変更後の当該規程の提出	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第57条第3項	
指定法人が福祉関係業務を行う事務所の所在地の変更の届出	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第39条第3項後段	
物資の保管命令又は収用処分による損失の補償	災害救助法第23条の2第3項	
解散組合の継続の認可	消費生活協同組合法第63条第1項ただし書	
組合員の減少による解散の届出	消費生活協同組合法第64条第2項	
清算終了の届出	消費生活協同組合法第73条（民法第83条準用）	
共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認	消費生活協同組合法第50条の4	
寄附金の額の承認	消費生活協同組合財務処理規則 消費生活協同組合 第26条ただし書	
共済金の最高限度額の許可	消費生活協同組合法第26条第4項	
共同プール事務の規約の届出	自動車損害賠償保障法第28条の4第2項前段	
中央福祉人材センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	社会福祉法第101条（同法第93条第3項準用）	
事業約款の認可（福利厚生センター）	社会福祉法第104条第1項	
事業約款の変更の認可（福利厚生センター）	社会福祉法第104条第1項	
福利厚生センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	社会福祉法第106条（同法第93条第3項準用）	
あっせんの届出	社会福祉施設職員等退職手当共済法第25条	

手続名	根拠法令	備考
社会福祉法人の解散の認可	社会福祉法第46条第2項	
社会福祉法人の解散の認定	社会福祉法第46条第2項	
社会福祉法人の解散の届出	社会福祉法第46条第3項（民法第77条第1項準用）	
清算人の登記の届出	社会福祉法第55条（民法第77条第2項準用）	
清算終了の届出	社会福祉法第55条（民法第83条準用）	
社会福祉士指定試験機関の指定	社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項	
社会福祉士指定登録機関の指定	社会福祉士及び介護福祉士法第35条	
介護福祉士指定試験機関の指定	社会福祉士及び介護福祉士法第41条	
介護福祉士指定登録機関の指定	社会福祉士及び介護福祉士法第43条	
障害年金に係る障害の程度が低下した場合の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第6条第2項	
旧令共済から年金を受ける権利を失ったとき又は額が改定されたときの届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第7条	
他の法令による給付を受ける権利を失ったとき又は額が改定されたときの届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第8条	
障害年金の失権の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第11条	
障害年金の支給停止事由発生の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第12条	
障害年金の支給停止事由消滅の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第13条	
他の法令による給付を受ける権利を失ったとき又は額が改定されたときの届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第28条の6	
戦傷病者戦没者遺族等援護法第31条第2項に掲げる者に該当するに至ったことの届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第32条	
遺族年金又は遺族給与金の支給停止事由発生の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第34条の2	
遺族年金又は遺族給与金の支給停止事由消滅の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第34条の3	
製作品販売法人の指定	身体障害者福祉法第25条第1項	
製作品受注納入等の法人の指定	身体障害者福祉法第25条第3項	
事業等の報告	身体障害者福祉法施行規則第19条	
精神障害者社会復帰促進センターの指定	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の2第1項	
精神障害者社会復帰促進センターの名称、住所又は事務所所在地の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の2第3項	
精神障害者社会復帰促進センターの特定情報管理規程の認可	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の5第1項前段	
精神障害者社会復帰促進センターの特定情報管理規程の変更の認可	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の5第1項後段	
指定養成施設等の指定取消の申請	精神保健福祉士短期養成施設及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則10条	
指定試験機関の指定	精神保健福祉士法第10条	
試験事務の休廃止の許可	精神保健福祉士法第21条	
指定登録機関の指定	精神保健福祉士法第35条	
登録事務規程、変更の認可	精神保健福祉士法第37条	
登録事務の休廃止の許可	精神保健福祉士法第37条	
指定試験機関の名称等変更時の届出	精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第2条	
指定試験機関による受験停止の処分等の報告	精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第11条	
指定登録機関による虚偽登録者等の報告	精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第20条	
指定登録機関の名称等変更時の事務	精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第22条	
指定法人の指定 - 老人福祉	老人福祉法第28条の2第1項	
指定法人の指定 - 福祉用具	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1項	
福祉用具の研究開発の認定	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行令第2項	
整備計画の認定	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第4条	
整備計画の変更の認定	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する第8条	
中長期計画書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の2第1項	
定期報告書（熱）	エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条	
定期報告書（電気）	省エネ法第11条 / エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第10条第2項	
産業業務施設の移転計画の提出	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第一項	
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第三項	
産業業務施設の移転計画の認定の取消し	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十四条	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第四項	
健康保険組合の強制設立に係る認可	健康保険法第14条第2項	
指定に関する別段の申出	健康保険法第89条第2項	
保険給付の制限に係る通知	保険医療機関及び保険医療費担当規則第10条	
船員災害防止協会の設立の認可	船員災害防止活動の促進に関する法律第37条	
成立の届出	船員災害防止活動の促進に関する法律第38条第2項	
定款の変更の認可	船員災害防止活動の促進に関する法律第39条第2項	
解散の届出	船員災害防止活動の促進に関する法律第51条第2項	
財産処分の方法の認可	船員災害防止活動の促進に関する法律第53条第1項	
総会が財産処分の方法を議決しないときの、清算人による財産処分の方法の認可	船員災害防止活動の促進に関する法律第53条第2項	
保険給付の制限に係る通知（保険薬局）	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第7条	

手続名	根拠法令	備考
訪問看護療養費の給付の制限に係る通知	訪問看護療養費及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第18条	
指定訪問看護事業の事故発生時の連絡	指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第28条	
厚生年金基金設立認可申請	厚生年金保険法第111条第1項、厚生年金基金規則第1条	
国民年金基金設立認可申請	国民年金法第119条、第119条の3、国民年金基金規則第1条、第3条	
国民年金基金解散認可申請	国民年金法第135条、国民年金基金規則第5条	
国民年金基金解散基金の決算報告書の承認申請	国民年金基金令第41条	
国民年金基金業務委託認可申請	国民年金法第128条第5項、国民年金基金規則第29条	
国民年金基金年金経理から業務経理への繰入申請	国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第8条	
国民年金基金解散基金の財産目録等の承認申請	国民年金基金令第38条、国民年金基金規則第49条	
国民年金基金業務委託法人の指定の申請	国民年金基金令第20条、国民年金基金規則第30条	
国民年金基金業務委託法人の事業計画等の届出	国民年金基金規則第30条、第31条、第32条及び第33条	
国民年金基金借入金承認申請	国民年金基金令第31条、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第16条	
国民年金基金の国民年金基金令第30条第6項の規定による届出	国民年金基金令第30条第6項	
特定公益信託の証明	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続	
特定公益信託の認定	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続	
労働組合の残与財産の処分の許可	労働組合法第12条第2項（民法第72条第2項準用）	
労働協約の地域的・一般的拘束力の決定	労働組合法第18条第1項、労働組合法施行令第15条	
特別調整委員使用者委員候補者の使用者団体による推薦	労働関係調整法第8条の2第4項	
特別調整委員労働者委員候補者の労働組合による推薦	労働関係調整法第8条の2第4項	
納付猶予申請書	健康保険法施行規則152条 健康保険法	
船員保険老齢・通算老齢・特例老齢・障害年金受給権者支給停止事由消滅届・改定事由該当届（65歳喪失）（旧）	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則54条、68条の6、74条の10 船員保険法	
船員保険老齢年金・障害年金・遺族年金受給権者胎児出生届（旧）	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則59条、74条の2、82条の9 船員保険法	
船員保険障害年金改定事由該当届 障害年金の受給権取得届	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則74条の8 船員保険法	
国民年金・厚生年金保険障害基礎・厚生年金受給権者業務上障害補償の該当届	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則74条の9 船員保険法、厚生年金保険法施行規則49条、施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則49条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則34条 国民年金法	
船員保険遺族・通算遺族・特例遺族年金受給権者支給停止事由消滅届（旧）	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則82条、82条の11 船員保険法	
船員保険遺族・通算遺族・特例遺族年金受給権者支給停止事由該当届（旧）	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則82条の2、82条の3の2、82条の14の8 船員保険法	
船員保険遺族・通算遺族・特例遺族年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申請書（旧）	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則82条の4、82条の4の2 船員保険法	
船員保険遺族年金寡婦加算額支給停止事由消滅届（旧）	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則82条の10の2、82条の10の4 船員保険法	
国民年金事務受託認可申請書	国民年金法施行規則83条の2 国民年金法	
国民年金事務受託内容変更届	国民年金法施行規則83条の3 国民年金法	
日独社会保障協定国民年金資格取得特例申出書	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令13条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律	
厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令16条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律	
厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令17条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律	
仲裁申請（労働関係調整法）	労働関係調整法30条、労働関係調整法施行令第2条の2 1項、3条、労働委員会規則78,79条	
調停案に関する疑義の申請（労働関係調整法）	労働関係調整法26条2項、労働関係調整法施行令第3条	
調停案の疑義の申請（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律）	国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律32条、労働委員会規則81条の19 1項	
あっせん申請書の補正	労働委員会規則第64条第2項	
あっせん事項の変更若しくは追加	労働委員会規則第64条第3項	
調停申請書の補正	労働委員会規則第70条第1項	
調停事項の変更若しくは追加	労働委員会規則第70条第3項	
調停の取下申請	労働委員会規則第73条	
仲裁申請書の補正	労働委員会規則第79条	
仲裁事項の変更若しくは追加	労働委員会規則第79条	
仲裁の取下申請	労働委員会規則第81条	
あっせんの取下申請	労働委員会規則第81の8条第1項	
調停の取下申請	労働委員会規則第81の15条	

手続名	根拠法令	備考
仲裁の取下申請	労働委員会規則第81の24条	
言語聴覚士試験の合格証明書の交付及び手数料	言語聴覚士法施行規則第19条	
義肢装具士合格証明書の交付及び手数料	義肢装具士法施行規則第16条	
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師試験の合格証明書の交付及び手数料	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第19条	
鉱工業品が日本工業規格に該当する表示の認定	工業標準化法第19条第1項	
加工技術が日本工業規格に該当する表示の認定	工業標準化法第25条第1項	
外国において製造する鉱工業品が日本工業規格に該当する表示の認定	工業標準化法第25条の2第1項	
外国において加工する技術が日本工業規格に該当する表示の認定	工業標準化法第25条の2第2項	
作業環境測定士講習、研修修了証再交付申請	作業環境測定法施行規則第29条	
納付期限延長の申出	中小企業退職金共済法第21条第1項 施行規則第36条	
契約存続の承認の通知	中小企業退職金共済法施行規則第8条第2項及び第54条第3項	
特定業種共済契約の拒絶の通知	中小企業退職金共済法施行規則第51条第2項	
被共済者とならない者の範囲の変更	中小企業退職金共済法施行規則第53条第1項	
元請負人の事務処理届書の変更届書	中小企業退職金共済法施行規則第65条第3項	
印章の印影の変更届出	中小企業退職金共済法施行規則第71条第2項	
従前の積立事業に係る積立金の納付に係る書類の提出	中小企業退職金共済法施行規則第73条	
特定業種の指定に伴う応募書の提出	中小企業退職金共済法施行規則第76条の6第2項	
都道府県知事の要請等	雇用・能力開発機構法第36条	
居宅介護、日常生活用具の貸与等事業への貸し付け	社会福祉・医療事業団法第21条第1項第1の2号	
共済契約者の届出（納付期限の延長）	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則第11条	
共済契約者の届出（被共済職員との契約締結）	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則第13条	
仮役員を選任の請求	日本赤十字社法第26条（民法第56条準用）	
会員の申出	国民年金法第137条の14第1項	
残余財産の交付にかかる申出	国民年金法第137条の19第4項	
解散基金加入員に係る老齢基礎年金の支給停止事由該当等の届出	国民年金法第20条第1項前段、国民年金基金規則第61条	
緊急避難の通知	検疫法第23条第2項	
新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第49条	
害虫防除実施の届出	毒物及び劇物取締法施行令第18条第2号、毒物及び劇物取締法施行令第24条第2号	
向精神薬営業者の免許証の再交付（1）向精神薬卸売業者（2）向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4（第10条準用）	
覚せい剤施用機関の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第2項	
シルバー人材センターの指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第45条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第41条準用）	
シルバー人材センターの名称の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第45条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第42条準用）	
シルバー人材センターの事業計画書及び収支予算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第48条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条第1項前段準用）	
シルバー人材センターの事業計画書及び収支予算書の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第48条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条第1項後段準用）	
シルバー人材センターの事業報告書及び収支決算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第48条（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条第2項準用）	
変更した障害者雇用支援センターの事業計画書及び収支予算書の変更の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の15第1項後段	
都道府県知事間における職業訓練指導員免許の取消の通知	職業能力開発促進法施行規則第43条	
職業訓練指導員免許の取消	職業能力開発促進法施行規則第43条	
保育士の登録の申請	児童福祉法第18条の18第3項	
保育士登録証の書換え交付申請	児童福祉法施行令第16条	
保育士登録証の再交付申請	児童福祉法施行令第17条	
都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条第1項	
都道府県福祉人材センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	社会福祉法第93条第3項	
事業計画書及び収支予算書の提出（都道府県福祉人材センター）	社会福祉法第96条第1項	
事業計画書及び収支予算書の変更の届出（都道府県福祉人材センター）	社会福祉法第96条第1項	
事業報告書及び収支決算書の提出（都道府県福祉人材センター）	社会福祉法第96条第2項	
売店の設置申請・許可	身体障害者福祉法第22条第1項、第3項	
製作物品販売の申請・許可	身体障害者福祉法第25条第1項、第2項	
精神障害者社会復帰施設の廃止の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第4項	
整備計画認定申請の経由	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第4条第3項	
整備計画変更認定申請の経由	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第8条第2項	
経費老人ホームを設置しようとする認定事業所の届出	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第15条第1項	
(死体解剖資格)認定取消の申出	死体解剖保存法施行令第2条	
診療放射線技師養成所の学則等変更の承認	診療放射線技師学校養成所指定規則 診療放射線技師法 第3条第1項	
診療放射線技師養成所の設置者の氏名等変更の届出	診療放射線技師学校養成所指定規則 診療放射線技師法 第3条第2項	
診療放射線技師養成所の指定の取消し	診療放射線技師学校養成所指定規則第8条	
臨床検査技師養成所の指定	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第15条第1号	
臨床検査技師養成所の設置者の氏名等の変更の届出	臨床検査技師学校養成所指定規則 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 第3条第3項	
臨床検査技師養成所の指定の取消し	臨床検査技師学校養成所指定規則 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 第9条	
理学療法士又は作業療法士養成施設の設置者の住所等変更の届出	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 理学療法士及び作業療法士法 第3条第2項	
理学療法士又は作業療法士学校養成施設の指定の取消し	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第10条	

手続名	根拠法令	備考
視能訓練士養成所の学則等変更の承認	視能訓練士学校養成所指定規則 視能訓練士法 第3条第1項	
視能訓練士養成所の指定の取消し	視能訓練士学校養成所指定規則 視能訓練士法 第8条	
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設の認定	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項	
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設の認定の取消し	あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 第8条	
柔道整復師養成施設の指定の取消し	柔道整復師学校養成施設指定規則 柔道整復師法 第8条	
歯科技工士養成所の指定	歯科技工士法施行令第9条	
歯科技工士養成所の指定の取消し	歯科技工士学校養成所指定規則 歯科技工士法 第9条	
経営革新計画の承認	中小企業経営革新支援法第4条	
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条	
健康被害に対する給付に係る手続(障害児養育年金の額の変更)	予防接種法第12条第2号、同法施行規則第11条の3	
未給付の給付の手続	予防接種法施行規則第11条の11	
検査機器を較正する者の指定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条第1項第1号	
医療用具の再評価	薬事法第14条の5第1項	
外国製造生物学的製剤等管理資格の承認	薬事法施行規則第26条の5第2号イただし書	
けしがらの輸入又は輸出の許可	あへん法第6条第2項第3項	
あへん又はけしがらの事故の届出	あへん法第20条	
栽培許可証記載事項変更の届出	あへん法第22条第1項	
栽培許可の失効の届出	あへん法第24条第1項	
許可の失効又は取消によるけしがらの譲り渡し又は譲り受けの届出	あへん法第28条第4項(第21条第1項準用)	
あへん又はけしがらの事故の届出	あへん法第37条(第20条準用)	
けしがらの廃棄の届出	あへん法第38条(第21条第2項準用)	
免許の失効等によるけしがらの譲り渡し又は譲り受けの届出	あへん法第41条第4項(第21条第1項準用)	
免許の失効等によるけしがらの廃棄の届出	あへん法第41条第4項(第21条第2項準用)	
麻薬製造業者等の死亡等によるけしがらの譲り渡し又は譲り受けの届出	あへん法第41条第5項(第41条第4項準用)	
麻薬製造業者等の死亡等によるけしがらの廃棄の届出	あへん法第41条第5項(第41条第4項準用)	
覚せい剤製造業者の業務の廃止等の届出	覚せい剤取締法第9条第1項	
覚せい剤製造業者の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法第9条第4項	
覚せい剤製造業者の指定証の再交付の申請の受理	覚せい剤取締法第11条第1項	
覚せい剤製造業者の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第1項	
覚せい剤製造業者の死亡等に伴う指定失効時に保有していた覚せい剤の品名、数量及び指定失効後譲渡した覚せい剤の品名、数量等の報告	覚せい剤取締法第24条第4項	
覚せい剤原料輸入業者等の指定(1)覚せい剤原料輸入業者(2)覚せい剤原料輸出業者(3)覚せい剤原料製造業者	覚せい剤取締法第30条の2	
けし栽培者の栽培許可証の再発行	あへん法第23条	
覚せい剤製造業者等の死亡等の届出	覚せい剤取締法第9条第4項	
覚せい剤製造業者の業務廃止等の届出	覚せい剤取締法第9条第3項	
特別用途表示のなされた食品の輸入の許可申請	栄養改善法第16条、第12条第1項、第2項	
検査命令に係る製品検査の申請(都道府県知事が行う食品衛生法違反のおそれがあると認められる食品等の検査命令)	食品衛生法第15条第1項	
共同募金会設立の認可	社会福祉法第112条	
従事命令に従事できない旨の届出	災害救助法施行規則第4条第2項	
従事命令に係る実費の弁償	災害救助法第24条第5項	
物資の保管命令又は収用処分に対する損失の補償	災害救助法第26条第2項	
更生医療の給付	戦傷病者特別援護法第20条、同法施行規則第12条	
国立保養所への入所	戦傷病者特別援護法第22条、同法施行規則第16条	
留守家族手当の支給	未帰還者留守家族等援護法第5条、同法施行規則第1条	
被選定人の交替	未帰還者留守家族等援護法第9条、同法施行規則第2条	
留守家族手当の額の改定	未帰還者留守家族等援護法第12条、同法施行規則第1条・第3条	
留守家族手当の転給	未帰還者留守家族等援護法施行規則第4条	
該当留守家族でなくなった場合の届出	未帰還者留守家族等援護法施行規則第5条	
生存資料の届出	未帰還者留守家族等援護法施行規則第7条	
障害一時金の支給	未帰還者留守家族等援護法第26条、同法施行規則第18条	
恩給法別表の改正による障害の程度の変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第6条の2	
障害年金又は障害一時金の相続人請求	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第14条	
引揚者給付金の相続人による請求	引揚者給付金等支給法第7条第1項、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律(昭和36年法律第84号)附則第2項、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和37年法律第115号)附則第11項、同法施行規則第2条第3項	
遺族給付金の請求	引揚者給付金等支給法第8条、同法施行規則第3条第1項	
遺族給付金の相続人による請求	引揚者給付金等支給法第13条、同法施行規則第3条第3項	
順位変更申請	引揚者給付金等支給法第10条第2項、同法施行規則第5条	
被譲渡人による請求	引揚者給付金等支給法第19条、同法施行規則第2条第4項	
順位変更申請	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第3条第3項・第4項	
国民健康保険組合設立の申請	国民健康保険法第17条	
国民健康保険組合の精算人による届出	国民健康保険法第34条	
国民健康保険組合の解散申請	国民健康保険法第32条	
手続件数		631件

申請・届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令	これまでの頻度
労働経済動向調査	統計報告調整法第4条	年4回
国民生活基礎調査（都道府県知事から厚生労働大臣への提出）	国民生活基礎調査規則第11条第5項 統計法	年2回
病院報告の提出（都道府県知事 厚生労働大臣）	医療法施行令第4条の8第5項	年12回
理容師の指定登録機関の登録状況の報告	理容師法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第15条	年2回
理容師の指定試験機関の試験結果の報告	理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第10条	年2回
美容師の指定登録機関の登録状況の報告	美容師法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第15条	年2回
美容師の指定試験機関の試験結果の報告	美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第10条	年2回
麻薬の製剤及び小分けの許可	麻薬及び向精神薬取締法第23条第1項	年2回
麻薬輸入業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法第42条	年2回
麻薬輸出業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法第43条	年2回
麻薬製造業者等が行う定期届出（1）麻薬製造業者（2）麻薬製剤業者（3）家庭麻薬製造業者	麻薬及び向精神薬取締法第44条	年2回
麻薬元卸売業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法第45条	年2回
麻薬製造業者が行う定期届出	あへん法第40条第1項	年2回
印紙保険料納付状況報告書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第24条、第46条、同施行規則第54条	年12回
印紙保険料納付計器使用状況報告書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第24条、第46条、同施行規則第55条	年12回
一括有期事業開始届	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条、施行規則第6条第3項	約年12回
労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告書の提出	労働金庫法第94条第1項（銀行法第19条第1項準用）	年3回
高気圧業務健康診断結果報告	高気圧作業安全衛生規則 労働安全衛生法 第40条	年2回
電離放射線健康診断結果報告	電離放射線障害防止規則 労働安全衛生法 第58条	年2回
有機溶剤等健康診断結果報告	有機溶剤中毒予防規則第30条の3	年2回
鉛健康診断結果報告	鉛中毒予防規則第55条	年2回
特定化学物質等健康診断結果報告	特定化学物質等障害予防規則第41条	年2回
四アルキル鉛健康診断結果報告	四アルキル鉛中毒予防規則第24条	年4回
雇用管理の改善事業についての計画の認定を受け委託募集に従事する事業協同組合等又は中小企業者による労働者募集報告の提出	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令第4条 < 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に関する法律（「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」第4条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む）>	年4回
港湾労働者の雇入れ状況等の報告	港湾労働法第11条、同法施行規則第10条	年12回
失業の認定手続（基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金の申請（失業認定申告書の提出）、日雇労働求職者給付金の申請を含む。）	雇用保険法第15条、第37条の4第4項、第40条第3項、第47条第2項、同法施行規則第19条第1項、第20条第2項、第22条第1項、第25条、第65条の5、第69条、第75条	4週間に1度
高年齢雇用継続基本給付金の申請	雇用保険法第61条、同法施行規則第101条の5第1項	2ヶ月に1度
育児休業基本給付金の申請	雇用保険法第61条の4、同法施行規則第101条の13第1項	2ヶ月に1度
委託募集の許可を受けた者の労働者募集報告の提出	職業安定法施行規則第28条第3項	年4回
公共事業における使用労働者数の通知	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第17条	四半期に1回で計4回
公共事業における労働者の直接雇入れの承諾	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第22条第3項	四半期に1回で計4回
公共事業における手持労働者の認定	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第22条第1項の失業者吸収率（昭47年労働省告示第40号）	四半期に1回で計4回
駐留軍関係離職者就職指導票の提出	駐留軍関係離職者等の臨時措置法に基づく就職指導に関する省令第14条	4週間に1度
沖縄失業者求職手帳の提出	沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第12条	4週間に1度
就職指導を受ける際の漁業離職者求職手帳の提出	国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第8条	4週間に1度
就職指導を受ける際の一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の提出	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第7条	4週間に1度
失業の認定（雇用保険受給資格者証の提出）	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第6条	4週間に1度
失業の認定（離職前の休業の認定に係る失業の認定等）	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第9条	4週間に1度
指定登録機関による登録状況の報告	精神保健福祉法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第19条	年4回
健康保険組合の事業状況の報告	健康保険法施行規則第14条	年12回
指定医療機関に対する医療費の決定	生活保護法第53条第4項	年12回
病院報告の提出	医療法施行令第4条の8第2項	年12回
介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回

手続名	根拠法令	これまでの頻度
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
短期入所生活介護に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
介護老人保健施設における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
病院又は診療所における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護に係る居宅サービス介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
居宅介護支援介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
介護福祉施設サービスに係る施設サービス等介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
介護老人保健施設サービスに係る施設サービス等介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
介護療養型施設サービスに係る施設サービス等介護給付費の請求	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第2条	年12回
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る給付管理票の提出	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第14条	年12回
短期入所生活介護又は短期入所療養介護に係る給付管理票の提出	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第14条	年12回
特別療養費に係る療養に関する届出等（医療機関から保険者へ）	国民健康保険法施行規則27条の六	年12回
特別療養費に係る療養に関する届出等（指定訪問看護事業者から保険者へ）	国民健康保険法施行規則27条の七	年12回
国民生活基礎調査（世帯主、世帯員による申告）、（調査員等の指定する世帯員による申告）	国民生活基礎調査規則第10条第1項、第2項 統計法	年2回
毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査の提出）	毎月勤労統計調査規則第16条第1項、第2項（統計法）	年12回
薬事工業生産動態統計調査（指定統計第48号）	統計法第5条第1項	年12回
麻薬卸売業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法第46条	年2回
覚せい剤製造業者の定期報告	覚せい剤取締法第29条	年4回
覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の定期報告	覚せい剤取締法第30条	年2回
指定医療機関に対する医療費の決定	生活保護法第53条第1項	年12回
指定介護機関に対する介護費の決定	生活保護法第54条の2第4項（同法第53条第1項準用）	年12回
医療保護施設に対する医療費の決定	生活保護法第55条（同法第53条第1項準用）	年12回
措置入院者の病状の報告	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項	年2回
手続件数	66件	-

添付書類の省略、廃止

(1) 法令に義務付けがない添付書類の廃止

手続名	根拠法令	備考
労働時間短縮支援センターの指定	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第14条第1項	
林業労働力の委託募集の届出	林業労働力の確保の促進に関する法律第13条第1項	
職業紹介責任者証の確認申請	職業安定法第32条の14	
保証金取戻しのための公告の届出	有料職業紹介事業保証金規則 職業安定法 第4条第2項	
歯科衛生士免許の申請	歯科衛生士法施行規則第1条の3	
歯科衛生士免許証明書の書き換え交付申請	歯科衛生士法施行規則第5条	
歯科衛生士免許証明書の再交付申請	歯科衛生士法施行規則第6条	
言語聴覚士免許の申請	言語聴覚士法施行規則第1条の3	
言語聴覚士免許証明書の書換え交付申請	言語聴覚士法施行規則第5条	
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第1条の3	
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師免許証明書の書換え交付申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第5条	
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師免許証明書の再交付申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第6条	
柔道整復師免許の申請	柔道整復師法施行規則第1条の3	
柔道整復師免許証明書の書換え交付申請	柔道整復師法施行規則第5条	
柔道整復師免許証明書の再交付申請	柔道整復師法施行規則第6条	
手続件数	15件	

(2) 公表資料等を活用する添付省略

手続名	根拠法令	備考
全国生活衛生営業指導センターの事業計画及び収支予算の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の11(第57条の5第1項準用)	
全国生活衛生営業指導センターの事業状況等の報告	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の11(第57条の5第2項準用)	
技能検定の受検資格に関する専修学校等の指定	厚生労働省告示	
社内検定の認定	社内検定認定規定第1条第1項	
指定試験機関の指定の申請	職業能力開発促進法施行規則第63条の3第1項	
指定法人の指定 - 老人福祉	老人福祉法第28条の2第1項	
指定法人の指定 - 福祉用具	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1項	
福祉用具専門相談員指定講習会の指定	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(省令)第194条及び福祉用具専門相談員指定講習会の指定について(平成11年老発第437号)	
納付受託希望の申出	国民年金法施行規則72条の2 国民年金法	
指定試験機関が行う技能検定の合格証書の再交付	職業能力開発促進法施行規則第69条	
ナースセンターの申請	看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第1項	
職業訓練の認定	職業能力開発促進法第24条第1項	
認定訓練の指導員訓練の認定	職業能力開発促進法第27条の2第2項(第24条第1項準用)	
認定職業訓練に関する事項の変更の届出	職業能力開発促進法施行規則第33条	
認定職業訓練の廃止届	職業能力開発促進法施行規則第34条	
職業訓練施設の設置の承認	職業能力開発促進法施行規則第35条第1項	

手続名	根拠法令	備考
認定訓練の指導員訓練に関する事項の変更届出	職業能力開発促進法施行規則第36条の13(第33条準用)	
認定訓練の指導員訓練の廃止届	職業能力開発促進法施行規則第36条の13(第34条準用)	
職業訓練法人の設立の認可	職業能力開発促進法施行規則第49条	
職業訓練法人の成立の認可	職業能力開発促進法施行規則第50条	
職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可	職業能力開発促進法施行規則第51条	
職業訓練法人の解散の認可	職業能力開発促進法施行規則第52条	
職業訓練法人の解散の届出	職業能力開発促進法施行規則第53条	
職業訓練法人の残余財産の帰属の認可	職業能力開発促進法施行規則第54条	
技能検定の合格証書の再交付	職業能力開発促進法施行規則第69条	
事業主等が行う職業訓練の認定	職業能力開発促進法第24条	
職業訓練法人の設立認可	職業能力開発促進法第36条	
職業訓練法人設立の届出	職業能力開発促進法第37条	
職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出	職業能力開発促進法第39条	
職業訓練法人の解散の届出	職業能力開発促進法第40条	
事業主による職業訓練認定申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則第30条	
事業主団体等による職業訓練認定申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則第31条	
身体障害者居宅生活支援事業等の開始の届出	身体障害者福祉法第26条第1項	
指定居宅支援事業者の指定の申請	身体障害者福祉法第17条の17	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	身体障害者福祉法第17条の20	
指定身体障害者更生施設等の指定の申請	身体障害者福祉法第17条の24	
指定身体障害者更生施設等の変更の届出	身体障害者福祉法第17条の27	
知的障害者居宅生活支援事業等の開始の届出	知的障害者福祉法第18条	
指定居宅支援事業者の指定の申請	知的障害者福祉法第15条の17	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	知的障害者福祉法第15条の20	
指定知的障害者更生施設等の指定の申請	知的障害者福祉法第15条の24	
指定知的障害者更生施設等の変更の届出	知的障害者福祉法第15条の27	
児童居宅生活支援事業の開始の届出	児童福祉法第34条の3第1項	
指定居宅支援事業者の指定の申請	児童福祉法第21条の17	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	児童福祉法第21条の20	
外国製造医薬品等の製造の承認	薬事法第19条の2第1項	
外国製造医療用具の製造の承認	薬事法第19条の2第1項	
国内管理人に関する変更の届出－医薬品	薬事法第19条の3	
国内管理人に関する変更の届出－用具	薬事法第19条の3	
手続件数	49件	

上記の手続のほか、2003年(平成15年)12月までに添付書類が省略可能なもの等について精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

手続名	根拠法令	これまでの処理期間	備考
特別用途表示の許可申請	栄養改善法第12条第1項	180日	特定保健用食品として申請された品目の一部について、審議会を経ず事務局審査のみで許可し、処理期間短縮を図る。
外国における特別用途表示の承認申請	栄養改善法第15条第1項	180日	特定保健用食品として申請された品目の一部について、審議会を経ず事務局審査のみで承認し、処理期間短縮を図る。
特別用途表示のなされた食品の輸入の許可申請	栄養改善法第16条、第12条第1項	180日	特定保健用食品として申請された品目の一部について、審議会を経ず事務局審査のみで許可し、処理期間短縮を図る。
特定保健用食品の安全性及び効果の審査の申請	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続（平成13年3月27日厚生労働省告示第96号）第2条 栄養改善法	180日	特定保健用食品として申請された品目の一部について、審議会を経ず事務局審査のみで許可し、処理期間短縮を図る。
手続件数	4件		

上記の手続のほか、2003年（平成15年）12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
公益法人の定款変更の認可	民法第38条第2項 厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第3条	
事業計画書等変更の届出	厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第8条	
寄附行為の変更の認可	厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第3条	
事業計画書及び収支予算書の変更の届出	厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第4条第2項	
信託条項の変更の認可	信託法第70条 厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則第7条	
受託者の住所、事務所所在地職業又は信託管理人の氏名、住所、職業等の変更の届出	厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第12条第1項	
事業変更申請書等の提出	厚生労働科学研究費補助金取扱規程第12条第2号、第3号及び第4号、 厚生労働科学研究費補助金取扱細則10	
研究者等の所属機関の変更の届出	厚生労働科学研究費補助金取扱規程第12条第5号	
研究者等の住所の変更の届出	厚生労働科学研究費補助金取扱規程第12条第6号	
医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可	医療法第50条第1項第68条の2第1項	
医療法人の事務所所在地変更の届出	医療法第50条第3項第68条の2第1項	
医療法人の役員変更の届出	医療法施行令第5条の8、第5条の10	
特定機能病院の承認事項等の変更の届出	医療法施行令第4条の3	
義肢装具士養成所の学則等変更の承認	義肢装具士学校養成所指定規則 義肢装具士法 第3条第1項	
義肢装具士養成所の住所等変更の届出	義肢装具士学校養成所指定規則 義肢装具士法 第3条第3項	
臨床工学技士養成所の学則等変更の承認	臨床工学技士学校養成所指定規則 臨床工学技士法 第3条第1項	
臨床工学技士養成所の住所等変更の届出	臨床工学技士学校養成所指定規則 臨床工学技士法 第3条第3項	
臨床修練計画書の記載事項の変更の届出	外国医師等特例法施行規則第4条第4項	
救急救命士養成所の学則等変更の承認	救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項	
救急救命士養成所の住所等変更の届出	救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項	
中央ナースセンターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律第22条(第14条第4項準用)	
中央ナースセンターの事業計画書及び収支予算書の変更の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律第22条(第17条第1項後段準用)	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法 第35条の2準用)	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(組合法 第51条第2項準用)	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法 第35条の2準用)	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法 第51条第2項準用)	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合の組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第5項準用)	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第8項準用)	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	
定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1項	
規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第11条第2項	
事業計画及び収支予算書の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第2項	
役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第16条(組合法 第35条の2準用)	
連鎖化事業計画変更の認定	中小小売商業振興法施行令第9条第1項	
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行令第6条第3項	
利用計画の変更の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項	
言語聴覚士養成所の学則等変更の承認	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項	
言語聴覚士養成所の住所等変更の届出	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項	
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条	
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第11条	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項	
指定法人名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	
指定法人の再商品化業務規程の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項後段	

手続名	根拠法令	備考
指定法人の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項後段	
組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第九条の六の二第三項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第九条の九第四項	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第四項	
認定健康増進施設の内容変更の届出	健康増進施設認定規程第8条第1項	
認定事業の変更	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査及び証明の事業の認定に関する省令第4条第1項	
定款等変更届出	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査及び証明の事業の認定に関する省令第4条第2項	
申請事項の変更届出	臓器の移植に関する法施行規則第12条	
指定試験機関の名称等の変更の届出	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第19条の3	
試験事務規定の認可の申請及び変更の申請	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第9条の5、同法施行規則第19条の7	
指定団体の名称等の変更等の届出	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第35条	
適正化基準変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第55条後段	
共済又は再共済に係る規程の変更、廃止の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第14条の2第3項準用)	
会員たる組合の行う法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第14条の10第1項後段準用)	
生活衛生同業組合連合会の定款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第28条第3項準用)	
定款に記載する事務所所在地変更の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第56条(第28条第5項準用)	
全国生活衛生営業指導センターの事務所所在地変更の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の1(第57条の3第4項準用)	
標準営業約款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第57条の12第1項後段	
連合会の役員変更の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則第14条(第6条準用)	
理容師の指定試験機関の名称等の変更の届出	理容師法第4条の4第2項、同法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第2条	
理容師の指定登録機関の名称等の変更の届出	理容師法第5条の5において準用する同法第4条の4第2項、同法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第19条において準用する同令第2条	
理容師養成施設の生徒の定員等の変更の承認	理容師養成施設指定規則第6条第1項	
美容師の指定試験機関の名称等の変更の届出	美容師法第4条の4第2項、同法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第2条	
美容師の指定登録機関の名称等の変更の届出	美容師法第5条の5において準用する同法第4条の4第2項、同法に基づく指定機関及び指定登録機関に関する省令第19条において準用する同令第2条	
美容師養成施設における生徒の定員等の変更の承認	美容師養成施設指定規則第5条第1項	
クリーニング師の指定試験機関の名称等の変更の届出	クリーニング業法第7条の4第2項、同法施行規則第3条の3第1項	
水道事業の給水区域、取水地点等事業変更の認可	水道法第10条第1項	
水道事業の軽微な変更等の届出	水道法第10条第3項	
水道事業の料金を変更したときの届出	水道法第14条第2項	
地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可(1)料金(2)需要者の負担等	水道法第14条第3項	
指定試験機関の名称等の変更届出	水道法第25条の14第2項	
試験委員の選任及び変更の届出	水道法第25条の16第3項	
試験事務の実施に関する規程の変更認可申請	水道法第25条の18第1項後段	
指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可及び変更許可申請	水道法第25条の19第1項	
水道用水供給事業の給水対象、浄水方法等変更の認可	水道法第30条第1項	
水道用水供給事業の軽微な変更等の届出	水道法第30条第3項	
水道事業の認可申請書記載事項変更の届出(申請者の住所、氏名及び事務所の所在地)	水道法第7条第3項	
水道用水供給事業の認可申請書記載事項変更の届出(申請者の住所、氏名及び事務所の所在地)	水道法第27条第3項(第7条第3項準用)	
国の専用水道の届出書記載事項変更の届出	水道法第50条第3項(第33条第3項準用)	
理容師指定養成施設の名称等の変更届出	理容師養成施設指定規則第7条第1項	
美容師指定養成施設の名称等の変更の届出	美容師養成施設指定規則第6条第1項	
事業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業)	環境影響評価法第4条第4項	
薬物に係る治験計画の変更等の届出	薬事法施行規則第66条の4	

手続名	根拠法令	備考
器具機械に係る治験計画変更等の届出	薬事法施行規則第69条	
麻薬取扱者(1)~(6)の免許証記載事項の変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法第9条第1項	
麻薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第14条第3項	
麻薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第18条第3項	
向精神薬営業者(1)~(3)の免許証記載事項の変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4(第9条第1項準用)	
第1種向精神薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第3項(第14条第3項準用)	
第2種向精神薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第4項(第14条第3項準用)	
第3種向精神薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の9第5項(第14条第3項準用)	
第1種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の12第3項(第18条第3項準用)	
第2種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の12第4項(第18条第3項準用)	
第3種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の12第5項(第18条第3項準用)	
特定第2種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の13第2項	
特定第3種向精神薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法第50条の13第3項	
向精神薬取扱責任者の変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の20第4項後段	
麻薬等原料営業者の業務の変更の届出(1)麻薬等原料輸入業者(2)麻薬等原料輸出業者(3)特定麻薬等原料製造業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の27後段	
向精神薬試験研究施設設置者の登録証記載事項の変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の7(第9条第1項準用)	
指定認定機関の事務所変更届	工業標準化法第31条	
指定認定機関の認定業務規程変更認可	工業標準化法第32条第1項	
承認認定機関の事務所変更届	工業標準化法第39条第2項において準用する第31条	
承認認定機関の認定業務規程変更認可	工業標準化法第32条第1項	
毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項後段	
取扱品目追加に係る登録の変更	毒物及び劇物取締法第9条第1項	
氏名等変更の届出(1)氏名、住所、営業所等の名称(2)施設設備(3)取扱品目(廃止に係るもの)(4)営業の廃止	毒物及び劇物取締法第10条第1項	
承認を受けた総合衛生管理製造過程の変更の承認申請	食品衛生法第7条の3第4項	
製菓衛生師の養成施設の生徒定員等の変更及び施設の廃止の承認申請	製菓衛生師法施行令第10条第1項 製菓衛生師法	
製菓衛生師養成施設の名称変更の届出	製菓衛生師法施行令第10条第2項 製菓衛生師法	
組換えDNA技術によって得られた微生物を利用した食品又は添加物の製造について確認を受けた製造業者の施設、設備又は装置の軽微な変更の届出	組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準(平成12年5月1日厚生省告示第234号)第6条 食品衛生法	
就業規則変更の届出	労働基準法第89条第1項後段	
寄宿舎規則変更の届出	労働基準法第95条第1項後段	
寄宿舎の設置、移転、変更計画の届出	労働基準法第96条の2第1項	
労働時間短縮実施計画の変更の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第9条第2項	
社会保険労務士会の主たる事務所の所在地の変更の報告	社会保険労務士法第25の7第2項、同法施行規則第19条の2	
全国社会保険労務士会連合会の主たる事務所の所在地の変更の報告	社会保険労務士法第25の7第2項、同法施行規則第19条の2及び第24条	
社会保険労務士試験事務に従事する役員の変更の届出	社会保険労務士法第25条の20第2項、同法施行規則第25条第2項	
社会保険労務士試験委員の変更の届出	社会保険労務士法第25条の21第3項、同法施行規則第27条第2項	
試験事務規程の変更認可申請	社会保険労務士法第25条の23第1項、同法施行規則第28条第2項	
事業計画等の変更認可申請	社会保険労務士法第25条の24第1項、同法施行規則第30条第2項	
社会保険労務士会の会則の変更の認可(事務所の所在地の変更に係るものを除く)	社会保険労務士法第25条の7第2項、同法施行規則第19条	
全国社会保険労務士会連合会の会則の変更の認可(事務所の所在地の変更に係るものを除く)	社会保険労務士法第25条の7第2項、同法第25条の19、同法施行規則第19条、第24条	
継続一括変更申請書/継続一括事業名称・所在地変更届	労働保険の保険料の徴収に関する法律第9条、施行規則第10条第4項	
労働保険事務組合認可申請書及び添付書類の記載事項等の変更	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第61条	
名称・所在地変更届	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第2項、同法施行規則第5条	
遺族(補償)年金算定基礎変更の届出	労働者災害補償保険法施行規則第21条の2	
給付基礎日額変更の届出	労働者災害補償保険法施行規則第46条の20第5項	
障害特別年金変更の申請	労働者災害補償保険法第29条(労働者災害補償保険特別支給金支給規則第7条)	
受給権者の住所・氏名変更の届出	労働者災害補償保険法第12条の7(同法施行規則第21条の2)	
厚生年金保険等の受給関係変更の届出	労働者災害補償保険法第12条の7(同法施行規則第21条の2第1項)	
年金の払渡金融機関等変更の届出	労働者災害補償保険法第12条の7(同法施行規則第21条の3)	
障害補償給付変更の請求	労働者災害補償保険法第15条の2(同法施行規則第14条の3)	
療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)の届出	労働者災害補償保険法第22条(同法施行規則第18条の5第2項)	
障害給付変更の請求	労働者災害補償保険法第22条の3(同法施行規則第18条の8第4項)	
海外派遣者特別加入変更の届出	労働者災害補償保険法第36条(同法施行規則第46条の25の2)	
中小事業主等特別加入変更の届出	労働者災害補償保険法第34条(同法施行規則第46条の19)	

手続名	根拠法令	備考
一人親方等特別加入変更の届出	労働者災害補償保険法第35条(同法施行規則第46条の2第3第4項)	
療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)の届出	労働者災害補償保険法施行規則第12条第3項	
勤労者財産形成給付金契約の承認申請書の記載事項等の変更届出	勤労者財産形成促進法施行規則第2条第3項	
勤労者財産形成基金契約の承認申請書の記載事項等の変更届出	勤労者財産形成促進法施行規則第3条第3項	
勤労者財産形成給付金契約の変更等の承認	勤労者財産形成促進法施行令第23条第4号	
勤労者財産形成促進法第7条の2第1項の一括支払機関の指定又は変更の届出	勤労者財産形成促進法施行令第25条第1項	
勤労者財産形成促進法第7条の2第1項の一括支払機関の指定又は変更の届出	勤労者財産形成促進法施行令第28条の14	
勤労者財産形成基金の規約の変更の認可	勤労者財産形成促進法第7条の11第3項	
勤労者財産形成基金の規約(政令で定める事項に係るもの)の変更の届出	勤労者財産形成促進法第7条の11第4項	
払込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条(商法第178条準用)	
労働金庫及び労働金庫連合会の定款変更等の認可 (1)定款の変更(2)業務の種類又は方法の変更	労働金庫法第33条	
労働金庫連合会の国債等の売買業務の内容及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第8項後段	
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第9項後段	
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条第11項後段	
労働金庫の信託業務の種類及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条第12項後段	
労働安全衛生法第88条第1項に基づくデリック変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第129条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づくデリック変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第129条	
労働安全衛生法第38条第3項に基づくデリックの変更検査	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第130条第1項	
エレベーター又は許可型式エレベーターの検査設備又は主任設計者等の変更報告	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第139条	
労働安全衛生法第88条第1項に基づくエレベーター変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第163条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づくエレベーター変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第163条	
労働安全衛生法第38条第3項に基づくエレベーターの変更検査	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第163条第1項	
建設用リフト又は許可型式建設用リフトの検査設備又は主任設計者等の変更報告	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第173条	
労働安全衛生法第88条第1項に基づく建設用リフト変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第197条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく建設用リフト変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第197条	
労働安全衛生法第38条第3項に基づく建設用リフトの変更検査	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第198条第1項	
労働安全衛生法第88条第1項に基づくクレーンの変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第44条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づくクレーンの変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第44条	
労働安全衛生法第38条第3項に基づくクレーンの変更検査	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第45条第1項	
クレーンの検査設備又は主任設計者等の変更報告	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第4条	
移動式クレーン又は許可型式移動式クレーンの検査設備又は主任設計者等の変更報告	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第54条	
労働安全衛生法第88条第1項に基づく移動式クレーン変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第85条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく移動式クレーン変更届出	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第85条	
労働安全衛生法第38条第3項に基づく移動式クレーンの変更検査	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第86条第1項	
デリック又は許可型式デリックの検査設備又は主任設計者等の変更報告	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第95条	
労働安全衛生法第88条第1項に基づくゴンドラ変更届出	ゴンドラ安全規則 労働安全衛生法 第28条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づくゴンドラ変更届出	ゴンドラ安全規則 労働安全衛生法 第28条	
労働安全衛生法第38条第3項に基づくゴンドラの変更検査	ゴンドラ安全規則 労働安全衛生法 第29条第1項	
ゴンドラ又は許可型式ゴンドラの検査設備又は主任設計者等の変更報告	ゴンドラ安全規則 労働安全衛生法 第3条	
労働安全衛生法第88条第1項に基づくボイラー変更届出	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第41条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づくボイラー変更届出	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第41条	
労働安全衛生法第38条第3項に基づくボイラーの変更検査	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第42条第1項	
ボイラー又は許可型式ボイラーの検査設備又は工作責任者の変更報告	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第4条	
第1種圧力容器又は許可型式第1種圧力容器の検査設備工作責任者の変更報告	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第50条	
労働安全衛生法第88条第1項に基づく第1種圧力容器変更届出	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第76条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく第1種圧力容器変更届出	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第76条	
労働安全衛生法第38条第3項に基づく第1種圧力容器の変更検査	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第77条第1項	
検査業者登録事項変更等申請(機関別第19条の1第1項)	検査代行機関等に関する規則 労働安全衛生法 第19条の1第1項	
検査業者登録事項変更等申請(機関別第19条の1第2項)	検査代行機関等に関する規則 労働安全衛生法 第19条の1第2項	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく軌道装置の設置・変更届	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	

手続名	根拠法令	備考
労働安全衛生法第88条第2項に基づく型わく支保工の設置・変更届	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく架設通路の設置・変更届	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく足場の設置・変更届	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
共同企業体の代表者の変更の届出	労働安全衛生法第5条第3項 労働安全衛生規則第1条第3項	
粉じん作業非該当認定申請書記載事項の変更等の報告	粉じん障害防止規則 労働安全衛生法 第2条第5項	
粉じん障害防止規則一部適用除外申請書記載事項の変更報告	粉じん障害防止規則 労働安全衛生法 第9条第4項	
認定大学等の認定申請書記載事項の変更の届出	作業環境測定法施行規則第5条の2第5項	
作業環境測定機関の業務規程変更の届出	作業環境測定法第34条の2第1項	
新規化学物質に労働者がさらされるおそれがない旨の確認の申請事項等の変更の届出	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第34条の6	
鉛業務一部適用除外認定申請書記載事項等の変更報告	鉛中毒予防規則第4条第3項	
特定化学物質等障害予防規則一部適用除外申請書等記載事項変更の報告	特定化学物質等障害予防規則第6条第4項	
有機溶剤等健康診断特例の許可申請書等の記載事項の変更報告	有機溶剤中毒予防規則第31条第4項	
検査業者の業務規程の変更の報告	製造時等検査代行機関等に関する規則第19条の19	
建設物・機械等の設置・移転・変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
動力プレスの設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく金属その他の鉱物の溶解炉の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく化学設備の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく乾燥設備の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づくアセチレン溶接装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づくガス集合溶接装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく機械集材装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく運材索道の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第2項 労働安全衛生規則第88条及び別表第7	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく有機第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20までに規定する鉛等又は焼結鉱等の粉じんの発散源を密閉する設備又は局所排気装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく特化則第2条第1項第1号に掲げる第1類物質又は特化則第4条第1項の特定第2類物質等を製造する設備の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく特定第2類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく電離則第15条第1項の放射線装置、同項の放射線装置室、電離則第22条第2項の放射線物質取扱作業室又は電離則第2条第2項の放射線物質に係る貯蔵施設の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく粉じん則別表第2条第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書きの規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく令別表第5条第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく令第15条第9号の特定化学設備及びその附属設備の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	

手続名	根拠法令	備考
労働安全衛生法第88条第2項に基づく特化則第10条第1項の排ガス処理装置（アクロレインに係るもの）の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
労働安全衛生法第88条第2項に基づく特化則第11条第1項の排液処理装置の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第1項・第2項 労働安全衛生規則第85条・第86条	
派遣事業対象業務の変更許可申請	港湾労働法第18条第1項、同法施行規則第17条	
港湾労働者派遣事業変更届出書	港湾労働法第18条第3項、同法第19条第1項、同法施行規則第18条第1項前段	
港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書書換申請書	港湾労働法第18条第3項、同条第4項、同法第19条第1項、同法施行規則第18条第1項後段	
港湾労働者雇用安定センターの名称、住所、事務所の所在地等の変更の届出	港湾労働法第28条第4項、同法施行規則第25条	
雇用福祉事業関係業務を行う事務所の所在地の変更の届出	港湾労働法第31条第2項後段	
事業主支援業務又は雇用福祉関係業務の業務規程の変更の認可	港湾労働法第32条第1項後段、同法施行規則第27条	
港湾労働者雇用安定センターの事業計画等の変更の認可	港湾労働法第34条第1項後段、同法施行規則第35条	
常用労働者の氏名変更の届出	港湾労働法施行規則第5条第1項第1号	
港湾労働者派遣事業関係変更の届	港湾労働法施行規則第5条第1項第3号	
主たる業務変更の届	港湾労働法施行規則第5条第1項第4号	
派遣資格変更の届	港湾労働法施行規則第5条第1項第5号	
事業所名称、所在地変更の届	港湾労働法施行規則第5条第1項第6号	
港湾労働者雇用安定センターの会計規定の変更の承認	港湾労働法施行規則第41条第2項、同条第3項	
雇用保険被保険者区分変更届	雇用保険法第7条、同法施行規則第12条の2	
雇用保険被保険者氏名変更届	雇用保険法第7条、同法施行規則第14条	
雇用保険の事業所の各種変更届出	雇用保険法施行規則第142条	
受給資格者氏名住所変更届	雇用保険法施行規則第49条	
労働者供給事業の変更の届出	労働者供給事業業務取扱要領第24	
労働者供給事業の変更の届出及び許可証の書換	労働者供給事業業務取扱要領第24	
一般労働者派遣事業の変更の届出 住所 法人にあつては、その代表者の氏名 法人にあつては、その役員の氏名及び住所 派遣元責任者の氏名及び住所	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第11条第1項	
一般労働者派遣事業の変更の届出及び許可証の書換 氏名又は名称 事業所の名称 事業所の所在地	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第11条第2項	
特定労働者派遣事業の変更の届出	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第19条	
届出制手数料の額の変更	職業安定法第32条の3第1項第2号	
有料職業紹介事業の変更の届出 事業者の住所の変更 代表者、役員、職業紹介責任者の変更 兼業の変更	職業安定法第32条の7第1項	
有料職業紹介事業の変更の届出及び許可証の書換の申請 氏名又は名称の変更 事業所の名称又は所在地の変更	職業安定法第32条の7第1項	
無料職業紹介事業の変更の届出 事業者の住所の変更 代表者、役員、職業紹介責任者の変更 兼業の変更	職業安定法第33条第4項	
無料職業紹介事業の変更の届出及び許可証の書換の申請 氏名又は名称の変更 事業所の名称又は所在地の変更	職業安定法第33条第4項	
中央高齢者等雇用安定センターの名称等の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第24条第3項	
中央高齢者等雇用安定センターの事業計画書、収支予算書の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第30条第1項後段	
都道府県高齢者等雇用安定センターの名称等の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条（第24条第3項準用）	
都道府県高齢者等雇用安定センター事業計画書及び収支予算書の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条第1項後段）	
高齢者職業経験活用センターの名称等の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の4（第24条第3項準用）	
高齢者職業経験活用センターの事業計画書及び収支予算書の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の4（第42条第1項後段準用）	
全国高齢者職業経験活用センターの名称等の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の7（第24条第3項準用）	
全国高齢者職業経験活用センターの事業計画書及び収支予算書の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の7（第42条第1項後段準用）	
全国シルバー人材センター事業協会の名称等の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第51条（第24条第3項準用）	
全国シルバー人材センター事業協会の事業計画書、収支予算書の変更の届出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第51条（第42条第1項後段準用）	
変更した障害者雇入れ計画の届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第15条第4項後段	
変更した特定身体障害者雇入れ計画の届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第17条第5項（第15条第4項後段準用）	
再就職援助計画の変更（法第24条に基づく）	雇用対策法第24条第3項	
再就職援助計画の変更（法第25条に基づく）	雇用対策法第25条第1項	
駐留軍関係離職者による氏名又は住所変更等の届出	駐留軍関係離職者等の臨時措置法に基づく就職指導に関する省令第7条の2	

手続名	根拠法令	備考
沖縄失業者求職手帳所持者による氏名又は住所変更等の届出	沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第8条	
認定を受けた技能審査の名称等の変更の届出	厚生労働省告示	
認定を受けた技能審査を実施する非営利団体の定款等の変更の届出	技能審査認定規程第5条第2項	
認定社内検定合格者の称号の変更の届出	社内検定認定規定第5条後段	
認定社内検定の名称等の変更の承認	社内検定認定規定第6条第1項	
認定社内検定を実施する事業主の名称等の変更の届出	社内検定認定規定第6条第2項	
指定施設の学則の変更承認	児童福祉法施行規則第39条の6第2項	
指定施設の設置者の氏名等の変更の届出	児童福祉法施行規則第39条の6第2項	
短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う事務所の所在地の変更の届出	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第16条第3項後段	
短時間労働援助センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第13条第3項	
業務規定の変更の認可の申請	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第17条第1項後段	
短時間労働援助センターの事業計画書及び収支予算書の変更の認可	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第20条第1項後段	
短時間労働援助センターの会計規程の変更の承認	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第22条第2項後段	
短時間労働援助センターの会計規程の制定又は変更後の当該規程の提出	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第22条第3項	
指定法人の名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第36条第3項	
業務規程の変更の認可の申請	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第40条第1項後段	
指定法人の事業計画書及び収支予算書の変更の認可	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第43条第1項後段	
指定法人の会計規程の変更の承認	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第57条第2項後段	
指定法人の会計規程の制定又は変更後の当該規程の提出	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第57条第3項	
指定法人が福祉関係業務を行う事務所の所在地の変更の届出	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第39条第3項後段	
指定保育士養成施設の学則の変更承認	児童福祉法施行規則第39条の3第2項	
指定保育士養成施設の設置者の氏名等の変更の届出	児童福祉法施行規則第39条の3第3項	
定款変更の認可	消費生活協同組合法第43条第3項	
共済事業規約の設定、変更、廃止の認可(変更)(1)実施方法(2)共済契約(3)共済掛金及び責任準備金の額の算出方法	消費生活協同組合法第43条第4項	
定款変更の届出	消費生活協同組合法第43条第6項	
共同プール事務の規約の変更の届出	自動車損害賠償保障法第28条の4第2項後段	
中央福祉人材センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	社会福祉法第101条(同法第93条第3項準用)	
事業計画書及び収支予算書の変更の届出(中央福祉人材センター)	社会福祉法第101条(同法第96条第1項準用)	
事業約款の変更の認可(福利厚生センター)	社会福祉法第104条第1項	
福利厚生センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	社会福祉法第106条(同法第93条第3項準用)	
事業計画書及び収支予算書の変更の認可(福利厚生センター)	社会福祉法第106条(同法第96条第1項準用)	
社会福祉主事指定養成機関学則変更の承認	社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第1項	
社会福祉主事指定養成機関名称等変更の届出	社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第2項	
指定養成施設等の学則等の変更の承認	社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則第4条第1項	
指定養成施設等の名称等の変更の届出	社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則第4条第2項	
社会福祉法人の定款変更の認可	社会福祉法第43条第1項	
社会福祉法人の定款変更の届出	社会福祉法第43条第3項	
年金等の支給を受けている者の氏名変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第39条	
年金等の支給を受けている者の住所変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第39条の2	
支払郵便局変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第39条の3	
受領代理人変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第39条の4	
精神障害者社会復帰促進センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の2第3項	
精神障害者社会復帰促進センターの特定情報管理規程の変更の認可	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の5第1項後段	
精神障害者社会復帰促進センターの事業計画書及び収支予算書の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の8第1項後段	
指定養成施設等の学則等の変更の承認	精神保健福祉士短期養成施設及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第4条第1項	
指定養成施設等の名称等の変更の届出	精神保健福祉士短期養成施設及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第4条第3項	
試験事務規程、変更の認可	精神保健福祉士法第13条	
精神保健福祉士試験委員の選任、変更の認可	精神保健福祉士法第14条	

手続名	根拠法令	備考
登録事務規程、変更の認可	精神保健福祉士法第37条	
指定試験機関の名称等変更時の届出	精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第2条	
指定登録機関の名称等変更時の事務	精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第22条	
整備計画の変更の認定	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する第8条	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第四項	
健康保険組合の規約変更の認可	健康保険法第16条第2項	
認可を要しない規約変更の届出	健康保険法第16条第3項	
指定訪問看護事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出	健康保険法第93条	
健康保険組合の一般保険料率の変更に係る認可	健康保険法第160条第10項	
組合債に係る変更の届出	健康保険法施行令第22条第2項	
保険医療機関等の指定の変更の申請	健康保険法第66条第1項	
特定承認保険医療機関の承認の変更の申請	健康保険法第86条第13項	
保険医等の登録に関する管轄地方社会保険事務局変更の届出	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 健康保険法 第7条第1項	
保険医等の氏名変更等の届出	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令 健康保険法 第9条第1項	
定款の変更の認可	船員災害防止活動の促進に関する法律第39条第2項	
保険医療機関等の届出事項の変更	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第3条	
厚生年金基金規約変更認可申請	厚生年金保険法第115条第2項、厚生年金基金令第2条、厚生年金基金規則第2条	
国民年金基金規約変更認可申請	国民年金法第120条第3項、国民年金基金令第5条、第53条及び国民年金基金規則第4条	
国民年金基金諸規程の設定変更、廃止の届出	国民年金基金規則第42条	
厚生年金基金規約変更の届出	厚生年金保険法第115条第2項・第3項、厚生年金基金令第2条、厚生年金基金規則第2条	
国民年金基金規約変更の届出	国民年金法第120条、国民年金基金令第5条及び国民年金基金規則第4条	
規約型企業年金に係る規約変更の承認申請	確定給付企業年金法第6条、確定給付企業年金法施行規則第8条	
規約型企業年金に係る規約変更の届出	確定給付企業年金法第7条、確定給付企業年金法施行規則第9条	
企業年金基金の規約変更の認可申請	確定給付企業年金法第16条、確定給付企業年金法施行規則第16条	
企業年金基金の規約変更の届出	確定給付企業年金法第17条、確定給付企業年金法施行規則第17条	
確定拠出年金企業型年金規約変更の承認申請	確定拠出年金法第5条	
確定拠出年金企業型年金規約変更の届出	確定拠出年金法第6条	
確定拠出年金運営管理機関登録変更の届出	確定拠出年金法第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第5条	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	健康保険法施行規則26条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2 厚生年金保険法	
船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更(基準日)届	船員保険法施行規則9条、9条の2 船員保険法、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2 厚生年金保険法	
健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付(変更)申出書、船員保険・厚生年金保険保険料口座振替納付(変更)申出書	健康保険法施行規則142条 健康保険法、船員保険法施行規則96条の3の5 船員保険法、厚生年金保険法施行規則25条の3 厚生年金保険法	
健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届	健康保険法施行規則30条、31条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条 厚生年金保険法	
健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更(訂正)届(管轄内)(管轄外)、船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名(名称)住所(所在地)変更届(管轄内)(管轄外)	健康保険法施行規則30条、47条、48条、49条、51条、59条、99条 健康保険法、船員保険法施行規則17条、17条の2、17条の5、23条の3、47条の2 船員保険法、厚生年金保険法施行規則23条、29条の3 厚生年金保険法	
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	健康保険法施行規則28条、47条、48条、49条、59条、99条 健康保険法、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、47条の2 船員保険法、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条 厚生年金保険法	
健康保険任意継続・厚生年金保険第四種被保険者住所変更届	健康保険法施行規則44条、47条、48条、49条、59条、99条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則9条の2 厚生年金保険法	
健康保険被保険者氏名・住所変更届	健康保険法施行規則117条、121条、132条、134条 健康保険法	
健康保険の消印に使用する印影届(印影変更届)	健康保険法施行規則147条 健康保険法	
承認法人等の掛金率の変更、承認法人等の定款の変更	健康保険法施行規則173条 健康保険法、船員保険法施行規則96条の7 船員保険法	
船員保険・厚生年金保険被保険者種別変更届	船員保険法施行規則11条 船員保険法、厚生年金保険法施行規則20条 厚生年金保険法	
船員保険疾病任意継続被保険者氏名変更届、船員保険疾病任意継続被保険者住所変更届	船員保険法施行規則13条の5、17条の2、17条の5、47条の2 船員保険法	
船員保険失業保険金受給期間延長申請書の変更・終了に関する届	船員保険法施行規則48条の9の2 船員保険法	

手続名	根拠法令	備考
船員保険遺族一時金遺族の指定・変更・指定取消届	船員保険法施行規則74条の6、74条の7、施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則74条の6、74条の7 船員保険法	
船員保険事務組合諸変更届	船員保険法施行規則94条 船員保険法	
厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届	厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2 厚生年金保険法	
厚生年金保険被保険者種別変更届	厚生年金保険法施行規則20条 厚生年金保険法	
年金受給権者氏名変更届	厚生年金保険法施行規則37条、53条、70条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則37条、43条の9、53条、70条、76条の12 厚生年金保険法、国民年金法施行規則19条 国民年金法、船員保険法施行規則75条、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則61条 船員保険法	
年金受給権者住所・支払機関変更届	厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14 厚生年金保険法、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、30条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8 国民年金法、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2 船員保険法	
厚生年金保険遺族年金差額支給額変更届	厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則65条の4 厚生年金保険法	
国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条 国民年金法	
納付受託者の名称等の変更の申出	国民年金法施行規則72条の3 国民年金法	
国民年金事務受託内容変更届	国民年金法施行規則83条の3 国民年金法	
特定独立行政法人等の職の新設、廃止、変更の通知（非組合員の範囲を定める告示の申出）	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律4条2項、4項、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令3条	
あっせん事項の変更若しくは追加	労働委員会規則第64条第3項	
調停事項の変更若しくは追加	労働委員会規則第70条第3項	
仲裁事項の変更若しくは追加	労働委員会規則第79条	
調理技術審査（専門調理師）の認定証書の変更申請	調理師法施行規則第21条第2項	
理容師免許証の記載事項の変更	理容師法施行規則第5条第2項	
美容師免許証の記載事項の変更	美容師法施行規則第5条第2項	
社会保険労務士の変更登録	社会保険労務士法第14条の4、同法施行規則第12条の2	
掛金月額の変更申込み	中小企業退職金共済法第9条 施行規則第11条	
被共済者とならない者の範囲の変更	中小企業退職金共済法施行規則第53条第1項	
元請負人の事務処理届書の変更届書	中小企業退職金共済法施行規則第65条第3項	
共済契約者の氏名・住所変更届出	中小企業退職金共済法施行規則第71条第1項	
印章の印影の変更届出	中小企業退職金共済法施行規則第71条第2項	
被共済者氏名変更届出	中小企業退職金共済法施行規則第71条第4項	
社会保険労務士法人定款の変更届け	社会保険労務士法第25条の14	
社会福祉士登録事項の変更	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第12条	
介護福祉士登録事項の変更	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条（同施行規則第12条準用）	
共済契約者の届出（共済契約者の氏名、名称、住所の変更）	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則第17条	
共済契約者の届出（被共済職員の氏名の変更）	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則第18条	
精神保健福祉士の登録事項の変更	精神保健福祉士法施行規則第13条	
精神保健福祉士登録証変更申請	精神保健福祉士法施行規則第14条	
氏名変更の届出	国民年金基金規則第16条、第63条	
住所変更の届出	国民年金基金規則第17条、第63条	
払渡希望機関の変更の届出	国民年金基金規則第18条、第63条	
氏名変更届	厚生年金基金規則第25条（第74条）	
住所変更届	厚生年金基金規則第26条（第74条）	
氏名変更届	石炭鉱業年金基金法施行規則第5条	
事業所名称所在地変更届	石炭鉱業年金基金法施行規則第6条	
事業主変更届	石炭鉱業年金基金法施行規則第7条	
氏名変更届（受給者）	石炭鉱業年金基金法施行規則第9条	
住所変更届（受給者）	石炭鉱業年金基金法施行規則第10条	
衛生検査所の変更の登録	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項	
衛生検査所の休廃止、再開、又は登録事項の変更の届出	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第3項	
施術所の開設又は変更の届出	柔道整復師法第19条第1項	
ナースセンターの名称変更等の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第4項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律5条の23第3項（組合法第35条の2準用）	

手続名	根拠法令	備考
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第3項(組合法第51条第2項準用)	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第35条の2準用)	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第51条第2項準用)	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第5項準用)	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第8項準用)	
組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	
登録事項の変更の届出	狂犬病予防法第4条第4項	
犬の所有者変更の届出	狂犬病予防法第4条第5項	
特定建築物届出事項の変更の届出	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項	
墓地の区域・納骨堂または火葬場の施設の変更の申請・許可	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項	
適正化規程変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第9条第1項後段	
共済規程の変更認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の2第3項前段	
組合協約変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の10第1項後段	
組合の定款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第28条3項	
組合の定款変更の届出の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第28条5項	
小組合の定款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の10第1項	
小組合の定款変更の届出の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の10第1項	
都道府県指導センターの所在地変更届の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3第4項	
組合の定款変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第2条第1項	
組合の定款変更届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第2条の2第2項	
適正化規程の変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第4条	
共済規程の変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の2第2項	
組合協約の変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第5条の10	
組合の役員変更届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第6条	
小組合の定款変更申請書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4	
小組合の役員変更届出書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第13条の4	
理容所変更等の届出	理容師法第11条第2項	
美容所変更等の届出	美容師法第11条第2項	
クリーニング所変更等の届出	クリーニング業法第5条第2項	
旅館業の変更等の届出	旅館業法施行規則第4条	
公衆浴場業の変更等の届出	公衆浴場法施行規則第4条	
水道事業の給水区域、取水地点等事業変更の認可	水道法第10条第1項	
水道事業の軽微な変更等の届出	水道法第10条第3項	
地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可(1)料金(2)需要者の負担等	水道法第14条第3項	
指定給水装置工事事業者の変更の届出	水道法第25条の7	
水道用水供給事業の給水対象、浄水方法等変更の認可	水道法第30条第1項	
水道用水供給事業の軽微な変更等の届出	水道法第30条第3項	
専用水道の確認申請書の記載事項の変更届出	水道法第33条第3項	
薬局開設の変更の届出	薬事法施行規則第12条	
一般販売業の変更の届出	薬事法施行規則第29条の3	
医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可の申請	薬事法施行規則第29条の4	
変更の届出	薬事法施行規則第29条の6	
医薬品の販売業の許可証の変更の届出	薬事法施行規則第33条	
毒物劇物製造業の登録の変更の申請	毒物及び劇物取締法第9条第1項	
毒物劇物輸入業の登録の変更の申請	毒物及び劇物取締法第9条第1項	
毒物劇物製造業者における毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項	
毒物劇物輸入業者における毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項	
毒物劇物販売業者における毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項	
業務上取扱者における毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第22条第4項	

手続名	根拠法令	備考
毒物劇物製造業者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項	
毒物劇物輸入業者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項	
毒物劇物販売業者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第10条第1項	
特定毒物研究者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第10条第2項	
業務上取扱者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第22条第3項	
変更等の届出	医療法施行規則第29条	
麻薬取扱者の免許証記載事項の変更の届出(1)麻薬卸売業者(2)麻薬小売業者(3)麻薬施用者(4)麻薬管理者(5)麻薬研究者	麻薬及び向精神薬取締法第9条第1項	
向精神薬営業者の免許証記載事項の変更の届出(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の4(第9条第1項準用)	
向精神薬試験研究施設設置者の登録証記載事項の変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法第50条の7(第9条第1項準用)	
向精神薬取扱責任者の変更の届出(1)向精神薬卸売業者(2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の20第4項後段	
麻薬等原料営業者の業務の変更の届出(1)特定麻薬等原料卸小売業者	麻薬及び向精神薬取締法第50条の27後段	
名簿の登録事項の変更事項の届出	大麻取締法第10条第5項	
覚せい剤施用機関の名称変更の届出	覚せい剤取締法第12条第2項	
覚せい剤研究者の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第3項	
覚せい剤施用機関の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第2項	
覚せい剤研究者の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第3項	
医療用具の販売業・賃貸業の休止・廃止・再開、変更届	薬事法第40条	
食品衛生管理者の設置及び変更の届出	食品衛生法第19条の17第6項	
と畜場の構造設備等の変更についての届出	と畜場法第3条第3項	
食鳥処理場の軽微な変更等の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項	
製菓衛生師指定養成施設の構造設備等の変更の届出	製菓衛生師法施行令第10条第3項 製菓衛生師法	
と畜場使用料又はと殺解体料の認可及び変更の認可の申請	と畜場法第8条第1項	
食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可申請	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項	
食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項及び同法施行規則第7条	
認定小規模食鳥処理業者の確認規程の変更の認定申請	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項	
化製場等の設置許可の変更の届出	化製場等に関する法律第3条第2項	
雇用管理の改善事業についての計画の変更の認定	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第5条第1項、第3項 (「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む)	
シルバー人材センターの名称の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第45条(高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第42条準用)	
シルバー人材センターの事業計画書及び収支予算書の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第48条(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条第1項後段準用)	
シルバー人材センター連合の名称の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第47条の4(高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第42条)	
シルバー人材センター連合の事業計画書及び収支予算書の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第47条の4(高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第43条第2項準用)	
障害者雇用支援センターの住所等の変更の届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の12第3項	
変更した障害者雇用支援センターの事業計画書及び収支予算書の変更の届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の15第1項後段	
改善計画の変更認定	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律9条1項	
認定職業訓練に関する事項の変更の届出	職業能力開発促進法施行規則第33条	
認定訓練の指導員訓練に関する事項の変更届出	職業能力開発促進法施行規則第36条の13(第33条準用)	
職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可	職業能力開発促進法施行規則第51条	
職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出	職業能力開発促進法第39条	
母子家庭居宅介護等事業の変更の届出	母子及び寡婦福祉法施行規則第4条	
寡婦居宅介護等事業の変更の届出	母子及び寡婦福祉法施行規則第9条第2項	
指定療育機関の名称変更等の届出	児童福祉法施行規則第15条	
指定養育医療機関の名称変更等の届出	母子保健法施行規則第12条	
受胎調節実地指導員の住所変更の届出	母体保護法施行規則第13条第1項	
受胎調節実地指導員の認定講習実施の変更の届出	母体保護法施行規則第18条	
指定療育機関の結核の種別の変更の申請	児童福祉法施行規則第14条	
施設を設置する第一種社会福祉事業経営の事項の変更の届出	社会福祉法第63条第1項	
社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の経営内容の変更の許可	社会福祉法第63条第2項	
施設を必要としない第一種社会福祉事業開始の届出事項等の変更の届出	社会福祉法第68条前段	
第二種社会福祉事業開始の届出事項変更の届出	社会福祉法第69条第2項前段	
都道府県福祉人材センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	社会福祉法第93条第3項	
事業計画書及び収支予算書の変更の届出(都道府県福祉人材センター)	社会福祉法第96条第1項	
定款変更の認可	消費生活協同組合法第43条第3項	
共済事業規約の設定、変更、廃止の認可(変更)(1)実施方法(2)共済契約(3)共済掛金及び責任準備金の額の算出方法	消費生活協同組合法第43条第4項	

手続名	根拠法令	備考
定款変更の届出	消費生活協同組合法第43条第6項	
身体障害者手帳の交付を受けた者の氏名変更、住所変更の届出	身体障害者福祉法施行令第9条第2項、第4項	
指定医療機関の医療の種類の変更の申請・承認	身体障害者福祉法施行令第5条の8第2項	
指定医療機関の名称等の変更の届出	身体障害者福祉法施行令第5条の9	
身体障害者居宅生活支援事業等の変更の届出	身体障害者福祉法第26条第2項	
支給量の変更の申請、居宅受給者証の提出	身体障害者福祉法第17条の7	
身体障害程度区分の変更の申請、施設受給者証の提出	身体障害者福祉法第17条の12	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	身体障害者福祉法第17条の20	
指定身体障害者更生施設等の変更の届出	身体障害者福祉法第17条の27	
知的障害者居宅生活支援事業等の変更の届出	知的障害者福祉法第20条第1項	
支給量の変更の申請、居宅受給者証の提出	知的障害者福祉法第15条の8	
知的障害程度区分の変更の申請、施設受給者証の提出	知的障害者福祉法第15条の13	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	知的障害者福祉法第15条の20	
指定知的障害者更生施設等の変更の届出	知的障害者福祉法第15条の27	
児童居宅生活支援事業の変更の届出	児童福祉法第34条の3第2項	
支給量の変更の申請、居宅受給者証の提出	児童福祉法第21条の13	
指定居宅支援事業者の変更の届出等	児童福祉法第21条の20	
精神障害者保健福祉手帳の氏名等の変更の届出の際の返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項、第3項	
精神障害者保健福祉手帳の居住地の変更の届出の際の再交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第4項、第5項	
精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請・再交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項、第2項	
精神障害者社会復帰施設の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第3項	
精神障害者居宅生活支援事業の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第2項	
指定訪問介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第1号	
指定訪問入浴介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第2号	
指定訪問看護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第3号	
指定訪問リハビリテーション事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第4号	
指定居宅療養管理指導事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第5号	
指定通所介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第6号	
指定通所リハビリテーション事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第7号	
指定短期入所生活介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第8号	
指定短期入所療養介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第9号	
指定痴呆対応型共同生活介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第10号	
指定特定施設入所者生活介護事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第11号	
指定福祉用具貸与事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第131条第1項第12号	
指定居宅介護支援事業者の変更の届出	介護保険法施行規則第133条第1項	
指定介護老人福祉施設の変更の届出	介護保険法施行規則第135条	
介護老人保健施設の変更の届出	介護保険法施行規則第137条	
指定介護療養型医療施設の変更申請（入所定員増員）	介護保険法施行規則第139条	
指定介護療養型医療施設の変更の届出	介護保険法施行規則第140条	
訪問介護員養成研修事業者の変更、廃止、休止、再開の届出	訪問介護員に関する省令第7条	
氏名変更の届出	介護保険法施行規則第29条	
住所変更の届出	介護保険法施行規則第30条	
世帯変更の届出	介護保険法施行規則第31条	
要介護状態区分変更認定の申請	介護保険法施行規則第42条	
介護給付等対象サービスの種類指定変更の申請	介護保険法施行規則第59条	
有料老人ホームの変更、休止、廃止の届出	老人福祉法第29条第2項	
老人居宅生活支援事業の変更の届出	老人福祉法第14条の2	
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの変更の届出	老人福祉法第15条の2第1項	
社会福祉法人による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出	老人福祉法第15条の2第2項	
整備計画変更認定申請の経由	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第8条第2項	
被保険者の氏名変更の届出	国民健康保険法施行規則8条	
被保険者の世帯変更の届出	国民健康保険法施行規則9条	
世帯主の住所変更の届出	国民健康保険法施行規則10条	
世帯主の変更の届出	国民健康保険法施行規則10条の二	
被保険者資格喪失後の療養費等の給付、第28条第1項の支給を受ける者の氏名、住所変更による届出	国民健康保険法施行規則28条5項	
医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可	医療法第50条第1項第68条の2第1項	
診療放射線技師養成所の学則等変更の承認	診療放射線技師学校養成所指定規則 診療放射線技師法 第3条第1項	
診療放射線技師養成所の設置者の氏名等変更の届出	診療放射線技師学校養成所指定規則 診療放射線技師法 第3条第2項	
臨床検査技師養成所の学則等変更の承認	臨床検査技師学校養成所指定規則 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 第3条第1項	
臨床検査技師養成所の設置者の氏名等の変更の届出	臨床検査技師学校養成所指定規則 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 第3条第3項	
理学療法士又は作業療法士の養成施設の学則等変更の承認	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 理学療法士及び作業療法士法 第3条第1項	
理学療法士又は作業療法士養成施設の設置者の住所等変更の届出	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 理学療法士及び作業療法士法 第3条第2項	
視能訓練士養成所の学則等変更の承認	視能訓練士学校養成所指定規則 視能訓練士法 第3条第1項	
視能訓練士養成所の設置者の氏名等変更の届出	視能訓練士学校養成所指定規則 視能訓練士法 第3条第3項	
認定養成施設の教育課程等の変更の承認	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第3項	
あん摩マッサージ指圧師等養成施設設置者の氏名等変更の届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 第3条第2項	
柔道整復師養成施設の学則等変更の承認	柔道整復師学校養成施設指定規則 柔道整復師法 第3条第1項	
柔道整復師養成施設設置者の氏名等変更の届出	柔道整復師学校養成施設指定規則 柔道整復師法 第3条第2項	

手続名	根拠法令	備考
歯科衛生士養成所の学則等変更の承認	歯科衛生士学校養成所指定規則 歯科衛生士法 第4条第1項	
歯科衛生士養成所設置者の氏名等変更の届出	歯科衛生士学校養成所指定規則 歯科衛生士法 第4条第2項	
歯科技工士養成所の学則等変更の承認	歯科技工士学校養成所指定規則 歯科技工士法 第4条第1項	
歯科技工士養成所設置者の氏名等変更の届出	歯科技工士学校養成所指定規則 歯科技工士法 第4条第2項	
保健師、助産師、看護師養成所の学則等変更の承認	保健師助産師看護師施行令第13条第1項	
保健師、助産師、看護師養成所設置者の氏名等変更の届出	保健師助産師看護師施行令第13条第2項	
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条	
医療法人の事務所所在地変更の届出	医療法第50条第3項第68条の2第1項	
医療法人の役員変更の届出	医療法施行令第5条の8、第5条の10	
管理栄養士養成施設の生徒の定員等の変更の承認（学校の管理栄養士養成施設を除く）	栄養士法施行規則第9条第1項	
管理栄養士養成施設の生徒の定員等の変更の承認	管理栄養士学校指定規則第4条	
栄養士養成施設の名称、所在地等の変更の届出	栄養士法施行規則第9条第2項	
管理栄養士学校の名称等の変更の届出	管理栄養士学校指定規則 栄養士法 第5条第1項	
調理師養成施設の生徒の定員等の変更の承認	調理師法施行規則第8条	
調理師養成施設の名称等の変更の届出	調理師法施行規則第9条第1項	
健康被害に対する給付に係る手続（障害児養育年金の額の変更）	予防接種法第12条第2号、同法施行規則第11条の3	
健康被害に対する給付に係る手続（障害年金の額の変更）	予防接種法第12条第3号、同法施行規則第11条の5	
年金受給者の氏名等の変更の届出	予防接種法施行規則第11条の7	
適正化規程変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第9条第1項後段	
法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第14条の10第1項後段、同法施行規則第5条の10	
振興計画変更の認定	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令第1条の6第1項	
理容師養成施設の名称等変更の届出	理容師養成施設施行規則第7条第1項	
理容師養成施設の教員氏名等及び額等変更の届出	理容師養成施設指定規則第7条第2項	
美容師養成施設の名称等変更の届出	美容師養成施設施行規則第6条第1項	
美容師養成施設の教員氏名等及び額等変更の届出	美容師養成施設指定規則第6条第2項	
クリーニング師の指定試験機関の名称等の変更の届出	クリーニング業法第7条の5第2項、同法施行規則第3条の3第2項	
医薬品等の製造承認事項の一部変更承認	薬事法第14条第6項	
医療用具の製造承認事項の一部変更承認	薬事法第14条第6項	
医薬品等製造所の製造品目の変更追加の許可	薬事法第18条第1項	
医療用具等製造所の製造品目の変更追加の許可	薬事法第18条第1項	
医薬品等製造所の休廃止等の届出（1）廃止、休止、再開（2）業者、管理者又は責任技術者の氏名、住所の変更（3）製造所の名称の変更（4）構造設備の主要部分の変更（5）製造品目の変更	薬事法第19条	
医療用具製造所の休廃止等の届出（1）廃止、休止、再開（2）業者又は責任技術者の氏名、住所の変更（3）製造所の名称の変更（4）構造設備の主要部分の変更（5）製造品目の変更	薬事法第19条	
外国製造医薬品等の製造承認事項の一部変更承認	薬事法第19条の2第4項（第14条第6項準用）	
外国製造医療用具の製造承認事項の一部変更承認	薬事法第19条の2第4項（第14条第6項準用）	
国内管理人に関する変更の届出－医薬品	薬事法第19条の3	
国内管理人に関する変更の届出－用具	薬事法第19条の3	
医薬品等の輸入承認事項の一部変更承認	薬事法第23条（第14条第6項準用）	
医療用具の輸入承認事項の一部変更承認	薬事法第23条（第14条第6項準用）	
医薬品等輸入販売業者の輸入品目の変更追加の許可	薬事法第23条（第18条第1項準用）	
医療用具輸入販売業者の輸入品目の変更追加の許可	薬事法第23条（第18条第1項準用）	
医薬品等輸入販売営業所の休廃止等の届出（1）廃止、休止、再開（2）業者、管理者又は責任技術者の氏名、住所の変更（3）営業所の名称の変更（4）構造設備の変更（5）取扱品目の変更	薬事法第23条（第19条準用）	
医療用具輸入販売営業所の休廃止等の届出（1）廃止、休止、再開（2）業者又は責任技術者の氏名、住所の変更（3）営業所の名称の変更（4）構造設備の変更（5）取扱品目の変更	薬事法第23条（第19条準用）	
医薬品等の製造業の許可等に付された条件の変更の届出	薬事法施行規則第26条の2の5第1項	
医療用具の製造業の許可等に付された条件の変更の届出	薬事法施行規則第26条の2の5第1項	
外国製造承認取得者の氏名、住所等の変更の届出	薬事法施行規則第26条の10第1項	
毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項後段	
取扱品目追加に係る登録の変更	毒物及び劇物取締法第9条第1項	
氏名等変更の届出（1）氏名、住所、営業所等の名称（2）施設設備（3）取扱品目（廃止に係るもの）（4）営業の廃止	毒物及び劇物取締法第10条第1項	
採血業者の住所等変更の届出	採血及び供血あつせん業取締法第4条第4項	
けし栽培の変更の許可	あへん法第18条第1項	
栽培許可証記載事項変更の届出	あへん法第22条第1項	
覚せい剤製造業者の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第1項	
覚せい剤原料輸入業者等の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第30条の5（第12条第1項準用）	
児童扶養手当受給者の氏名変更の届出	児童扶養手当法第28条第1条、同法施行規則第5条	
児童扶養手当受給者の住所変更の届出	児童扶養手当法第28条第1条、同法施行規則第6条	
児童手当の受給者の氏名変更の届出	児童手当法施行規則第5条	
児童手当の受給者の住所変更の届出	児童手当法施行規則第6条	
社会福祉法人の定款変更の認可	社会福祉法第43条第1項	
社会福祉法人の定款変更の届出	社会福祉法第43条第3項	
保護施設の名称等の変更認可（1）施設の名称及び種類（2）寄付行為、定款その他の基本約款（3）設備の規模及び構造（4）取扱定員（5）事業開始の予定年月日（6）経営責任者等の氏名及び経歴（7）経理の方針	生活保護法第41条第5項	
指定医療機関の変更の届出等	生活保護法第50条の2	
指定介護機関の変更の届出等	生活保護法第54条の2第4項（同法第50条の2準用）	
助産機関等の変更の届出等	生活保護法第54条の2（同法第50条の2準用）	
保護変更の申請	生活保護法第24条第5項（同条第1項準用）	

手続名	根拠法令	備考
戦傷病者手帳の記載事項の変更	戦傷病者特別援護法第5条、同法施行令第7条、同法施行規則第3条	
恩給法別表の改正による障害の程度の変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第6条の2	
特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者の氏名変更の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第7条、第16条	
特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者の住所変更の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第8条、第16条	
特別児童扶養手当受給者の氏名変更の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条及び同法施行規則第5条	
特別児童扶養手当受給者の住所変更の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条及び同法施行規則第6条	
氏名変更の届出	老人保健法施行規則第6条	
居住地変更の届出	老人保健法施行規則第7条	
保険関係変更の届出	老人保健法施行規則第8条	
国民健康保険組合の役員の変更の届出	国民健康保険法施行規則第23条	
健康保険被保険者氏名・住所変更届	健康保険法施行規則117条、121条、132条、134条 健康保険法	
国民年金被保険者資格取得届（申出）書・国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届書	国民年金法施行規則1条の2、2条、6条の2 国民年金法	
国民年金被保険者資格喪失届（申出）書・国民年金被保険者種別変更（第2号被保険者該当）届書	国民年金法施行規則3条、6条 国民年金法	
国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届	国民年金法施行規則7条 国民年金法	
国民年金被保険者住所変更届（同一市区町村内）（同一市区町村外）	国民年金法施行規則8条 国民年金法	
年金受給権者氏名変更届	国民年金法施行規則19条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則19条、30条、38条、47条、50条、60条、60条の6 国民年金法	
国民年金障害基礎・遺族基礎年金受給権者支給停止額変更届	国民年金法施行規則34条の3、47条 国民年金法	
国民年金障害年金受給権者支給停止額変更届（旧）	国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則34条の2 国民年金法	
国民年金母子・準母子年金受給権者支給停止額変更届（旧）	国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則、43条、43条の2、50条 国民年金法	
国民年金老齢福祉年金支給停止関係発生・消滅・額変更届	老齢福祉年金支給規則4条、14条 国民年金法	
国民年金老齢福祉年金氏名・住所・支払郵便局・印鑑・扶養義務者変更届、老齢福祉年金受給権者氏名変更届	老齢福祉年金支給規則6条、7条、8条、8条の2、14条 国民年金法	
通院医療費公費負担の医療を受ける病院等の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第3項	
精神障害者保健福祉手帳の氏名等の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項、第3項	
精神障害者保健福祉手帳の居住地の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第4項、第5項	
精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項、第3項	
手続件数		671件

その他（具体的な簡素化・合理化事項ごとに記載）

手続名	根拠法令	備考（届出理由）
労働保険関係成立届（継続）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項、同施行規則第4条	（事業（所）新規適用）
雇用保険適用事業所設置届	雇用保険法施行規則第141条	
健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届	健康保険法施行規則8条の2、10条 健康保険法、船員保険法施行規則5条、23条の3 船員保険法、厚生年金保険法施行規則13条、29条、29条の2、29条の3 厚生年金保険法	
労働保険名称、所在地等変更届	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第2項、同施行規則第5条	（事業（所）所在地名称の変更）
雇用保険事業主事業所各種変更届	雇用保険法施行規則第142条	
健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更（訂正）届（管轄内）（管轄外）、船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届（管轄内）（管轄外）	健康保険法施行規則20条、23条、23条の3、45条の4、63条の9 健康保険法、船員保険法施行規則17条、17条の2、17条の5、23条の3、47条の2 船員保険法、厚生年金保険法施行規則23条、29条の3 厚生年金保険法	
労働保険代理人選任・解任届	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第71条第2項	（事業主代理人の選任・解任）
労働者災害補償保険代理人選任・解任届	労働者災害補償保険法施行規則第3条	
雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	雇用保険法施行規則145条	
健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届	健康保険法施行規則8条の2、18条、20条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条 厚生年金保険法	
雇用保険被保険者氏名変更届	雇用保険法第7条、同法施行規則第14条	（被保険者氏名・変更）
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	健康保険法施行規則20条の2、23条、45条の4、48条、63条の9 健康保険法、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、47条の2 船員保険法、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条 厚生年金保険法	
雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法第7条、同法施行規則第6条	（被保険者資格取得）
雇用保険被保険者転動届	雇用保険法第7条、同法施行規則第13条	
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	健康保険法施行規則10条の2、11条 健康保険法、船員保険法施行規則7条、8条 船員保険法、厚生年金保険法施行規則15条、16条 厚生年金保険法	
雇用保険被保険者資格喪失届	雇用保険法第7条、同法施行規則第7条	（被保険者資格喪失）
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	健康保険法施行規則10条の3、23条の3、45条の4、63条の9 健康保険法、船員保険法施行規則10条、17条の7、24条の2の5 船員保険法、厚生年金保険法施行規則22条 厚生年金保険法	
雇用保険適用事業所廃止届	雇用保険法施行規則第141条	（事業（所）廃止）
健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届	昭和62年10月23日庁保発第32号「健康保険・厚生年金保険の適用関係業務取扱要領及び徴収関係業務取扱要領の一部改正について」、昭和62年9月17日庁保発第31号「社会保険業務の新しい事務処理方式（後期計画）の実施に伴う船員保険・厚生年金保険適用関係業務の取扱いについて」	
手続件数	19件	

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(厚生労働省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
厚生労働大臣の当該病院が医療法施行規則第30条の32の2第1項第5号に規定する病院に該当する旨を証する書類	医療法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与し発行することとするが、システム開発に期間を要するため、平成16年度以降に実施予定
地方厚生局長の当該病院用の建物及びその附属設備が租税特別措置法第12条の3第3項に規定する建替え病院用建物及び租税特別措置法施行令第6条の7に規定する厚生労働大臣の定める基準に該当する旨を証する書類	租税特別措置法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与し発行することとするが、システム開発に期間を要するため、平成16年度以降に実施予定
医師免許証	医師法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
歯科医師免許証	歯科医師法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
臨床検査技師免許証	臨床検査技師及び衛生検査技師等に関する法律	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
診療放射線科技師免許証	診療放射線技師法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
衛生検査技師免許証	臨床検査技師及び衛生検査技師等に関する法律	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
保健師・看護師の資格証明書	保健師助産師看護師法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
所得税法施行令第10条第1項第5号の規定に該当する者であることについての厚生労働大臣の証明書	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	厚生労働省	現物を返納するため、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
租税特別措置法第三十三条第一項第八号の規定に該当する資産であり、水道法第四十二条第一項の規定により買収される資産である場合には、厚生労働大臣のその旨を証する書類	租税特別措置法 水道法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
水道法第6条、第10条又は第26条の許可	水道法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
水道法による給水装置工事技術主任者免状	水道法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
登記事項の変更の効力発生を所管省庁等の認可等にかからしめている事項についての認可書等(特殊法人に係る認可書等)	障害者の雇用の促進等に関する法律、雇用・能力開発機構法、社会福祉法、年金資金運用基金法等	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
あへん輸入委託証明書(あへん法第6条第1項)	あへん法	厚生労働省	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
医薬品等製造(輸入販売)承認書	薬事法	厚生労働省	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
医薬品等輸入報告書	昭和57年4月8日薬発第364号、平成2年8月21日薬発第837号	地方厚生局(一部を除く)	電子公文書に官職証明書を付与し発行することとなるが、システム開発に期間を要するため、平成16年度以降に実施予定(法令上規定されている証明書等を発行する手続きはない)
覚せい剤原料輸入業者指定書(覚せい剤取締法第30条の6第2項)	覚せい剤取締法	厚生労働省	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
覚せい剤原料輸入許可書(覚せい剤取締法第30条の6第1項)	覚せい剤取締法	厚生労働省	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
医薬品等製造(輸入)品目追加(変更)許可書	薬事法	厚生労働省	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
大麻輸入許可書(大麻取締法第4条)	大麻取締法	厚生労働省	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
治験計画届書	薬事法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与し発行することとするが、システム開発に期間を要するため、平成16年度以降に実施予定(法令上規定されている証明書等を発行する手続きはない)
毒物劇物製造業登録票(毒物及び劇物取締法第4条)	毒物及び劇物取締法	地方厚生局	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
毒物劇物輸入業登録票(毒物及び劇物取締法第4条)	毒物及び劇物取締法	地方厚生局	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
麻薬携帯輸入許可書(麻薬及び向精神薬取締法第17条)	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
麻薬向精神薬原料輸入(輸出)届(麻薬及び向精神薬取締法第50条の30)	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書(麻薬及び向精神薬取締法第50条の27)	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
麻薬輸出許可書(麻薬及び向精神薬取締法)	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
麻薬輸入業者免許証(麻薬及び向精神薬取締法第50条)	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
医薬品等製造(輸入販売)業許可書	薬事法	厚生労働省	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
医薬品等製造(輸入)品目追加(変更)許可書	薬事法	厚生労働省	経由事務のため、地方公共団体において受付システムが整備されることを前提に適宜電子化する予定。
薬剤師免許証	薬剤師法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
食品等輸入届出書	食品衛生法	厚生労働省	平成8年より輸入食品監視支援システムにより電子化を行っている
労働安全衛生法に係る免許証	労働安全衛生法	厚生労働省(都道府県労働局)	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
労働安全コンサルタント試験の合格証明書	労働安全衛生法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
障害者雇用等雇用証明書	障害者職業紹介業務取扱要領	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与し発行することとするが、システム開発に期間を要するため、平成16年度以降に実施予定
年金証書	国民年金法施行規則 厚生年金保険法施行規則	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
健康保険被保険者証(政府管掌健康保険に係る)	健康保険法施行規則	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
健康保険被保険者資格取得確認通知書(政府管掌健康保険に係る)	健康保険法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
年金手帳	厚生年金保険法施行規則 国民年金法	厚生労働省	証明書等を携帯、提示する機会が多いという性質から、証明書等を電子的に発行した場合の取扱い等について検討を要するため、平成15年度末までの実施は困難である。なお、平成16年度以降、鋭意検討を行い課題が解決できた段階で電子化する。
厚生年金被保険者資格取得確認通知書	厚生年金保険法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明する書類	厚生年金保険法施行規則	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与し発行することとするが、システム開発に期間を要するため、平成16年度以降に実施予定
標準報酬決定通知書(政府管掌健康保険に係る)	健康保険法	厚生労働省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
対象件数	42件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	11件	—	—

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
調理師・栄養士の資格証明書	調理師法、栄養士法	地方公共団体	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
水道事業認可証	水道法	地方公共団体	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
死体(死胎)埋葬許可証、死体(死胎)火葬許可証(写し)	墓地、埋葬等に関する法律	地方公共団体	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
化粧品製造(輸入)製品販売名届出書	平成13年3月6日医薬審発第160号	都道府県	都道府県知事に対する届出であるため、地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。(法令上規定されている手続きではなく、発行される証明書等もない。)
毒物劇物輸入業目登録済証		都道府県	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。(法令上規定されている証明書等を発行する手続きはない。)
輸出用医薬品等製造(輸入)届書	薬事法	都道府県	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。(法令上規定されている証明書等を発行する手続きはない。)
食品の冷凍・冷蔵業の許可証	食品衛生法	都道府県	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
職業能力開発総合大学の修了証明書	職業能力開発促進法	独立行政法人	独立行政法人におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
職業能力開発大学の専門課程、応用課程及び職業能力開発短期大学の専門課程(旧職業訓練短期大学の旧専門訓練課程及び旧特別高等訓練課程を含む。)の卒業証明書、修了証明書	職業能力開発促進法	地方公共団体 独立行政法人	発行主体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
職業訓練指導員合格証書	職業能力開発促進法	地方公共団体	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
職業能力開発促進法による技能検定合格証書	職業能力開発促進法	地方公共団体	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
受験資格証明書	職業能力開発促進法	地方公共団体 独立行政法人	発行主体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
学科試験又は実技試験の免除の証明	職業能力開発促進法	地方公共団体 独立行政法人	発行主体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
在所証明書(保育所)	児童福祉法施行規則	地方公共団体	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
寡婦等であることの福祉事務所長の証明書	母子及び寡婦福祉法	地方公共団体	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
福祉事務所で発行する生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面		各福祉事務所	生活保護受給証明書は法令にもとづく証明ではなく、あくまで各自自治体の住民サービスとして行われている。電子化の実施方法は発行主体である各市町村の判断による。
所得税法施行令第10条第1項第6号に掲げる者のうちその障害の程度が同条第2項第1号若しくは第3号に掲げる者に準ずるものとして同条第1項第7号に規定する市町村長等の認定を受けている者又は同条第2項第6号に掲げる者に該当する者であることについての市町村長等の証明書		市町村	地方公共団体におけるシステム整備を前提として、電子化の実施方を提示する。
盲人用特定録音物等発受施設指定申請に添付する証明書		厚生労働省 地方公共団体	発行主体が厚生労働省及び地方公共団体に及ぶため、郵政公社も含めた多くの機関との調整が必要なため平成15年度実施は困難である。(実施時期については、郵政公社と検討後決定。)
聴覚障害者用小包郵便発受施設指定申請に添付する証明書	聴覚障害者用小包郵便物制度の創設について(平成元年11月6日社更第211号)	厚生労働省 地方公共団体	発行主体が厚生労働省及び地方公共団体に及ぶため、郵政公社も含めた多くの機関との調整が必要なため平成15年度実施は困難である。(実施時期については、郵政公社と検討後決定。)
対象件数	19件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方を提示する件数	17件	—	—

民間が発行する各種証明書等の電子化推進のための制度見直し検討対象一覧表

民間が発行する証明書等の名称	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
死産証書(死胎検案書)	医師法、死産の届出に関する規程	医師等	
医師の死亡診断書、死亡診断書、死体検案書、検視調書、死亡の事実を証明する書類	医師法	医師	
医師の診断書	医師法	医師	
労働安全衛生規則第14条第2項又は規則附則第2条に規定する者であることを証する書面(厚生労働大臣の定める研修を修了したこと等)	平成8年9月13日基発第567条	日本医師会、産業医科大学、産業医を選任していた事業場等	
作業環境測定法第10条に基づく登録証	作業環境測定法	指定登録機関	
職場環境改善着手確認書	平成9年1月23日労働省発労徴第2号・基発第35号	都道府県快適職場推進センター	
財団法人安全衛生技術試験協会からの合格通知書	労働安全衛生法	財団法人安全衛生技術試験協会	
作業環境測定法第16条第1項に規定される合格証	作業環境測定法	指定講習機関	
作業環境測定法第16条第2項に規定される講習修了証	作業環境測定法	指定講習機関	
実技教習を修了したことを証明する書面(揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック運転士について)	労働安全衛生法	指定教習機関	
じん肺健康診断の結果を証明する書面(じん肺管理区分決定について)	じん肺法	健康診断実施機関	
勤労学生の証明書(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生について、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書)	昭和48年4月17日訓発第85号	職業訓練法人	
保育士(名称変更前の保育を含む。)を養成する学校その他の施設の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書	児童福祉法施行令	各養成施設	
共同募金会の発行に係る申請前1年以内に共同募金の配分を受けた事実の有無を証する書類	社会福祉法施行規則	共同募金会	
介護福祉士登録証	社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉振興・試験センター	
実習施設の設置者の承諾書	社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則、社会福祉主事養成機関等指定規則	実習施設の経営者又は市町村長	
社会福祉士登録証	社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉振興・試験センター	
主治医から交付された訪問看護指示書の写し	保険医療機関及び保険医療担当規則	医師	
検討対象数	18件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添5

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
新規化学物質の製造又は輸入の届出（通常新規）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	経済産業省	厚生労働省、環境省
外国における新規化学物質の製造又は輸出の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の2第1項	経済産業省	厚生労働省、環境省
確定拠出年金運営管理機関登録申請	確定拠出年金法第89条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第1条	厚生労働省	金融庁
確定拠出年金運営管理機関登録変更の届出	確定拠出年金法第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第5条	厚生労働省	金融庁
確定拠出年金運営管理機関廃業等の届出	確定拠出年金法第93条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第6条	厚生労働省	金融庁
確定拠出年金運営管理機関業務報告書の届出	確定拠出年金法第102条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第12条	厚生労働省	金融庁
禁止動物の輸入許可証の交付	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条	農林水産省	厚生労働省
優先出資の発行の認可（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第一項	厚生労働省	金融庁
優先出資引受権の付与の認可（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項	厚生労働省	金融庁
払込取扱金融機関の変更の認可（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条	厚生労働省	金融庁
優先出資の消却の認可（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第二項	厚生労働省	金融庁
優先出資の分割の認可（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第二項	厚生労働省	金融庁
優先出資者による優先出資者総会招集の認可（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十四条第三項	厚生労働省	金融庁
資本準備金の資本組入れの認可（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十七条第四項	厚生労働省	金融庁
認可事項の実行の届出（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十二条	厚生労働省	金融庁
優先出資者の申し出（金融機関が労働金庫である場合）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十九条第九項	厚生労働省	金融庁
金融機関の合併及び転換の認可（存続金融機関、新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合）	金融機関の合併及び転換に関する法律第6条第8項	厚生労働省	金融庁
認可事項の実行の届出 - 合併転換	金融機関の合併及び転換に関する法律第29条第1項及び第4項	厚生労働省	金融庁
認可の効力の延長の承認	金融機関の合併及び転換に関する法律第29条第3項及び第4項	厚生労働省	金融庁
工場移転に関する計画の認定	工業再配置促進法第5条第1項	経済産業省	財務省、厚生労働省、国土交通省
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行規則第6条第3項	経済産業省	財務省、厚生労働省、国土交通省
介護福祉士養成施設等の指定	社会福祉士及び介護福祉士法第39条	厚生労働省	文部科学省
使用済み指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定	使用済み指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令第3条	経済産業省	厚生労働省、環境省
再生利用事業計画の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第18条	農林水産省	財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
再生利用事業計画の変更の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条	農林水産省	財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
利用計画の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条第1項	経済産業省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省
利用計画の変更の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項	経済産業省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省
特定対内投資事業者の認定	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第二条第六項の特定対内投資事業者に関する省令第一条	経済産業省	厚生労働省、農林水産省
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
自主回収の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の指定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の業務の委託の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第23条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
指定法人の再商品化義務規定の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化義務規定の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業計画等の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業報告書の提出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第3項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化義務の休廃止の許可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第26条	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化業務等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第30条第1項	環境省	厚生労働省、経済産業省
特定事業者の特定容器包装を用いる事業の状況等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第39条	環境省	財務省、厚生労働省、経済産業省
労働金庫及び労働金庫連合会の事業免許	労働金庫法第6条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の免許効力の延長の承認	労働金庫法第30条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の定款変更等の認可 (1)定款の変更(2)業務の種類又は方法の変更	労働金庫法第33条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会を代表する理事並びに常務に従事する役員又は参事の兼職についての認可	労働金庫法第36条第1項	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の会員による総会の招集にかかるとの認可	労働金庫法第48条	厚生労働省	金融庁
労働金庫の国債等の募集の取扱業務の認可	労働金庫法第58条第9項	厚生労働省	金融庁
労働金庫の有価証券店頭デリバティブ取引等の認可	労働金庫法第58条第10項	厚生労働省	金融庁
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の認可	労働金庫法第58条第11項前段	厚生労働省	金融庁
労働金庫の国債等の売買業務の内容及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条第11項後段	厚生労働省	金融庁
労働金庫の信託業務の種類及び方法の認可	労働金庫法第58条第12項前段	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の員外預金の受入れ又は員外貸付の認可	労働金庫法第58条の2第2項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の国債等の募集の取扱業務の認可	労働金庫法第58条の2第6項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の有価証券店頭デリバティブ取引等の認可	労働金庫法第58条の2第7項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の国債等の売買業務の内容及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第8項後段	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の認可	労働金庫法第58条の2第9項前段	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の信託業務の種類及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第9項後段	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の社債等の募集の受託及び担保付社債信託業務の認可	労働金庫法第58条の2第10項	厚生労働省	金融庁
労働金庫の認可対象会社を子会社としようとする場合の認可	労働金庫法第58条の3第3項	厚生労働省	金融庁
労働金庫の基準株式数等を超えて株式を取得することとなる場合の承認	労働金庫法第58条の4第2項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の認可対象会社を子会社としようとする場合の認可	労働金庫法第58条の5第3項	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の基準株式数等を超えて株式を取得することとなる場合の承認	労働金庫法第58条の6第2項	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部譲受けの認可	労働金庫法第62条第3項	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の認可事項実行の届出 (1)事業の開始(2)子会社の所有(3)子会社が子会社でなくなったとき(4)子会社が認可対象会社でなくなったとき(5)認可事項の実行(6)その他	労働金庫法第91条	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の認可効力の延長の承認	労働金庫法第91条の3ただし書	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項(銀行法第13条第1項ただし書準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫連合会の連結ベースの大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項(銀行法第13条第2項準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の事務所等の臨時休業の再開の届出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第16条第1項後段準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告書の提出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第19条第1項準用)	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の廃業及び解散等の認可	労働金庫法第94条第1項(銀行法第37条第1項準用)	厚生労働省	金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
労働金庫及び労働金庫連合会の休日とすることがやむを得ない日の休日の承認	労働金庫法施行令第6条第2項第2号	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告書の提出の延期の承認	労働金庫法施行規則第16条第3項ただし書	厚生労働省	金融庁
予備審査の求め	労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令第8条	厚生労働省	金融庁
会員からの検査請求	労働金庫法第93条第1項	厚生労働省	金融庁
労働金庫及び労働金庫連合会の子会社のかかる中間業務報告書、業務報告書の提出	労働金庫法第94条第1項（銀行法第19条第2項準用）	厚生労働省	金融庁
労働時間短縮実施計画の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第8条第1項	厚生労働省	警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
労働時間短縮実施計画の変更の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第9条第2項	厚生労働省	警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
医薬品中間物としての新規化学物質の製造等の計画書の提出	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条	経済産業省	厚生労働省、環境省
事業報告書等の提出	特定商取引に関する法律	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
指定法人の指定の申請	特定商取引に関する法律第六十一条	経済産業省	内閣府、警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
名称等変更の届出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第三条	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業計画書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四条第一項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業報告書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四条第二項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
変更事業計画書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四条第一項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
整備計画の提出	発電用施設周辺地域整備法第四条 第一項	経済産業省	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の変更	発電用施設周辺地域整備法第四条 第九項	経済産業省	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の提出（指定された地点の二以上が近接している場合）	発電用施設周辺地域整備法第四条 第二項	経済産業省	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の関係行政機関への協議	発電用施設周辺地域整備法第四条 第八項	経済産業省	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の同意	発電用施設周辺地域整備法第四条第七項	経済産業省	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
再承継金融機関等からの資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第101条第5項（準用）	金融庁	厚生労働省
再承継について株主総会等の議決に関する報告	預金保険法第101条第7項（準用）	金融庁	厚生労働省
再承継について簡易合併等に必要な株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第101条第7項（準用）	金融庁	厚生労働省
再承継の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第101条第7項（準用）	金融庁	厚生労働省
再承継金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第101条第7項（準用）	金融庁	厚生労働省
第1号措置を行なうべきかどうかの決定を求めること	預金保険法第105条第1項	金融庁	厚生労働省
経営の健全化計画の提出	預金保険法第105条第2項	金融庁	厚生労働省
経営健全化計画履行状況報告の提出	預金保険法第108条第2項	金融庁	厚生労働省
合併の衡平性確保のための資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第59条の2第3項（準用）	金融庁	厚生労働省
合併援助のための金融機関等に対し資金貸付け等を行うものからの資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第60条第2項	金融庁	厚生労働省
合併等の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第65条	金融庁	厚生労働省
株主総会等の議決に関する報告	預金保険法第66条第1項	金融庁	厚生労働省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
簡易合併等に必要な株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第66条第3項	金融庁	厚生労働省
救済金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第67条第2項	金融庁	厚生労働省
合併の衡平性確保のための追加的資金援助の申込みを行った旨の報告	預金保険法第69条第4項(準用)	金融庁	厚生労働省
追加的資金援助に係る救済金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第69条第4項(準用)	金融庁	厚生労働省
追加的資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第69条第4項(準用)	金融庁	厚生労働省
債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の届出	預金保険法第74条第5項	金融庁	厚生労働省
金融整理管財人が複数あるときの職務分掌の承認(会社更生法第97条第1項の準用)	預金保険法第77条第5項(準用)	金融庁	厚生労働省
金融整理管財人代理選任についての承認(会社更生法第98条第2項の準用)	預金保険法第77条第5項(準用)	金融庁	厚生労働省
金融整理管財人の被管理金融機関との取引に係る承認	預金保険法第84条第1項	金融庁	厚生労働省
金融整理管財人による管理の延長の承認	預金保険法第90条ただし書	金融庁	厚生労働省
資産の買取りの委託等の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法附則第10条第5項	金融庁	厚生労働省
資金援助の申し込みを行った旨の報告	預金保険法第59条第6項	金融庁	厚生労働省
金融機関からの資産査定等報告書の提出	金融再生法第6条	金融庁	厚生労働省
認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第三項	経済産業省	厚生労働省、環境省
使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第四項	経済産業省	厚生労働省、環境省
指定省資源事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に係る業務の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第二項	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
対象手続件数 118件 (うち 厚生労働省が窓口 53件)			

・・・都道府県を経由するものについては、既に窓口一元化済みのため、対象外とする。

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添6

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 長寿社会文化協会	内閣府	厚生労働省
社団法人 日本人事管理協会	内閣府	厚生労働省
財団法人 連合総合生活開発研究所	内閣府	厚生労働省、経済産業省
財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター	厚生労働省	警察庁
財団法人 水交会	厚生労働省	防衛庁
社団法人 全国労働金庫協会	厚生労働省	金融庁
社団法人 日本労働者信用基金協会	厚生労働省	金融庁
社団法人 地域医療振興協会	総務省	厚生労働省
社団法人 日本テレワーク協会	国土交通省	総務省、厚生労働省、経済産業省
財団法人 日本メディック・アラート国際協会	厚生労働省	総務省
社団法人 元軍人軍属短期在職者協力協会	総務省	厚生労働省
財団法人 国際研修協力機構	法務省	外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
財団法人 アジア人口・開発協会	厚生労働省	外務省、農林水産省
財団法人 オイスカ	外務省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
財団法人 海外邦人医療基金	外務省	厚生労働省
財団法人 家族計画国際協力財団	外務省	厚生労働省
財団法人 国際医療技術交流財団	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 国際看護交流協会	外務省	厚生労働省
財団法人 国際保健医療交流センター	外務省	厚生労働省
財団法人 台湾協会	外務省	厚生労働省
財団法人 東南アジア文化友好協会	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 日露医学医療交流財団	外務省	文部科学省、厚生労働省
社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会	外務省	厚生労働省
財団法人 日本国際医療団	外務省	厚生労働省
社団法人 日本在外企業協会	外務省	厚生労働省、経済産業省
財団法人 放射線影響研究所	厚生労働省	外務省
財団法人 ユースワーカー能力開発協会	厚生労働省	外務省
社団法人 アルコール健康医学協会	厚生労働省	財務省
財団法人 日本容器包装リサイクル協会	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
財団法人 医用原子力技術研究振興財団	文部科学省	厚生労働省
財団法人 上尾竹園会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 偕成会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 化学療法研究会	厚生労働省	文部科学省
財団法人 癌研究会	厚生労働省	文部科学省
社団法人 北里研究所	文部科学省	厚生労働省
財団法人 木村看護教育振興財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 健康・体力づくり事業財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 高度映像情報センター	厚生労働省	文部科学省
財団法人 河野臨牀医学研究所	厚生労働省	文部科学省
財団法人 国際医学情報センター	文部科学省	厚生労働省
財団法人 さわやか福祉財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 産業医学振興財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 全日本編物教育協会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 中山報恩会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 日本興亜福祉財団	厚生労働省	文部科学省
財団法人 日本国際医学協会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 みずほ教育福祉財団	厚生労働省	文部科学省
社団法人 バイオ産業情報化コンソーシアム	経済産業省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省
財団法人 微生物化学研究会	厚生労働省	文部科学省
財団法人 藤田建設労務援護会	厚生労働省	文部科学省
財団法人 前川報恩会	文部科学省	厚生労働省
財団法人 三井報恩会	文部科学省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
財団法人 三菱財団	文部科学省	厚生労働省
財団法人 医療情報システム開発センター	厚生労働省	経済産業省

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 菓子総合技術センター	農林水産省	厚生労働省
財団法人 九州港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 勤労者共同賃貸住宅協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 建設業福祉共済団	厚生労働省	国土交通省
社団法人 建設荷役車両安全技術協会	厚生労働省	経済産業省
財団法人 高齢者住宅財団	国土交通省	厚生労働省
財団法人 港湾労働安定協会	厚生労働省	国土交通省
財団法人 残留農業研究所	農林水産省	厚生労働省
財団法人 四国港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 自動車事故被害者援護財団	国土交通省	厚生労働省
財団法人 食品農医薬品安全性評価センター	厚生労働省	農林水産省
財団法人 新日本検定協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 全国拓友協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 全国はっ酵乳酸菌飲料協会	厚生労働省	農林水産省
財団法人 畜産生物科学安全研究所	農林水産省	厚生労働省
財団法人 千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会	厚生労働省	環境省
財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団	農林水産省	厚生労働省
財団法人 中国港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 中小企業レクリエーションセンター	経済産業省	厚生労働省
財団法人 鉄道弘済会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 東北港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 日本海員援済会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 日本海港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 日本海事検定協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 日本化学物質安全・情報センター	経済産業省	厚生労働省
社団法人 日本画像医療システム工業会	経済産業省	厚生労働省
財団法人 日本環境衛生センター	環境省	厚生労働省
社団法人 日本港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 日本産業訓練協会	経済産業省	厚生労働省
社団法人 日本産業再建技術協会	経済産業省	厚生労働省
社団法人 日本食肉加工協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 日本水道工業団体連合会	厚生労働省	経済産業省、国土交通省
社団法人 日本青果物輸入安全推進協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 日本造園組合連合会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 日本乳業技術協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 日本乳業協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 日本ベストコントロール協会	厚生労働省	環境省
社団法人 日本保安用品協会	経済産業省	厚生労働省
社団法人 日本ホームヘルス機器工業会	厚生労働省	経済産業省
社団法人 日本洋装協会	厚生労働省	経済産業省
財団法人 日本健康スポーツ連盟	厚生労働省	文部科学省
財団法人 自動車事故被害者援護財団	国土交通省	厚生労働省

対象法人数 97法人 (うち 厚生労働省が窓口 33法人)

レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画(アクション・プログラム)

1. 見直しの対象とするレガシーシステム

- 労災行政情報管理システム
- 労働基準行政情報システム
- 労働保険適用徴収システム
- 総合的雇用情報システム
- 雇用保険トータル・システム
- 社会保険オンラインシステム
 - ・社会保険オンラインシステム
 - ・年金相談に関するシステム
 - ・基礎年金番号管理システム
 - ・年金給付の裁定及び支払等に関するシステム
 - ・年金給付システム

2. 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

レガシーシステムの見直しに向けた作業として、レガシーシステム刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定及びこれらを踏まえた新システムへの移行について計画的に進める。

(1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

レガシーシステム刷新の可能性を判断するため、当該システムと関係のない外部専門家による業務分析、システム分析、評価を内容とした調査を実施する。

本調査は、(2)の最適化計画の策定のための予備的調査として位置付け、厚生労働省のレガシーシステムを新たなシステムに刷新した場合に、使用者(厚生労働省)及び利用者(国民等)の利便性を下げずに経費の総額(初期経費+運用経費×耐用年数)を下げるか否か、について検討し、結論を得る。

本調査は、システムの安全性の確保、信頼性維持に配慮しつつ、主として効率性、経済性(経費面)の評価を中心に実施する。

() 効率性の評価のポイント

主にシステムの性能と資源を中心に把握調査。業務の要求に対するシステム側処理の合理性について評価

【評価の主なポイント】

システムにおける業務処理過程の合理性

- ・求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理過程が実現されているか（過剰な業務処理過程が含まれていないか 等）

システム構成の合理性

- ・必要とされる業務処理過程及びデータ処理件数、データ量に対して必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているか（メインフレーム、サーバ、ネットワーク、アプリケーション、データベース 等）

() 経済性の評価のポイント

必要な機器（ソフトウェアを含む。）の費用算定方法の妥当性、費用対効果、コスト削減の可能性について評価

【評価の主なポイント】

厚生労働省自らが機器を調達し運用するシステム

- ・開発・運用経費の算定方法の妥当性
- ・競争入札に移行する場合の課題（随意契約で行われている場合）等

データ通信役務サービスを利用するシステム

- ・データ通信役務サービス使用料の算定方法の妥当性
- ・データ通信役務サービス以外の方式に移行する場合の課題 等

本調査結果は、厚生労働省のホームページ等を通じて公表する。

(2) 最適化計画の策定

レガシーシステム刷新可能性調査の結果を踏まえ、システムの安全性の確保、信頼性維持に配慮しつつ、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像等からなる最適化計画を2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に策定する。

レガシーシステムに係る最適化計画は、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に則って策定作業を行う。

最適化計画の策定に当たっては、以下の点について検討し、結論を得ることとする。

- ・他の業務・システムに係る最適化計画と同様に、抜本的な業務改革（業務の効率化・合理化）を行うこと
- ・業務処理過程、データ連携等で密接に関連する他のシステムとの整合性を確保しつつ行うこと
- ・汎用パッケージソフトウェアの利用、オープンシステム化の可能性について検討するとともに、特に、以下の事項についての可能性を検討し、最適化計画に反映させること
 - ハードウェアとソフトウェアの個別提供化
 - 随意契約から競争入札への移行
 - データ通信役務サービス契約の見直し
 - 国庫債務負担行為の活用

(3) 最適化の実施

レガシーシステム刷新可能性調査、最適化計画を踏まえ、順次レガシーシステム及び関連業務の最適化を実施する。

3. 各レガシーシステムの見直しに係る取組のポイント

労災行政情報管理システム

- ・データ通信役務サービスの見直しを検討

労働基準行政情報システム

- ・同一システム内に機能別に異なるシステム開発業者の参入機会を与えるための検討（2003年（平成15年）4月～）
- ・機器使用料単価の大幅削減（2003年度（平成15年度））

労働保険適用徴収システム

- ・データ通信役務サービスの見直しを検討

雇用保険トータル・システム

- ・レガシーシステム刷新可能性調査の実施に当たっては外部有識者を交えた勉強会等の開催を予定
- ・データ通信役務サービスの見直しを検討

総合的雇用情報システム

- ・レガシーシステム刷新可能性調査の実施に当たっては外部有識者を交えた勉強会等の開催を予定

社会保険オンラインシステム

- ・レガシーシステム刷新可能性調査の実施に当たっては庁内に検討委員会を設置するほか、調査の公平性・透明性をより一層高めるため外部有識者による調査委員会を設置（2003年（平成15年）9月頃）
- ・最適化計画の策定に先立って、現行のシステム構成のもとでの一部オープン化の可能性及び調達方式の見直しの検討を行う
- ・データ通信役務サービスの見直しを検討

4. 全体予定表

別紙のとおり

「厚生労働省レガシーシステム見直し全体予定表」

システム名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
1 労災行政情報管理システム	レガシーシステム刷新可能性調査	レガシーシステム刷新可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化の実施	最適化の実施
2 労働基準行政情報システム	レガシーシステム刷新可能性調査	レガシーシステム刷新可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化の実施	最適化の実施
3 労働保険適用徴収システム	レガシーシステム刷新可能性調査	レガシーシステム刷新可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化の実施	最適化の実施

システム名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
4 雇用保険トータル・システム		レガシーシステム刷新可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化の実施 最適化の実施時期については、関係機関と協議の上2005年度未までに結論を得る。	最適化の実施 最適化の実施時期については、関係機関と協議の上2005年度未までに結論を得る。
5 総合的雇用情報システム		レガシーシステム刷新可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化の実施 最適化の実施時期については、関係機関と協議の上2005年度未までに結論を得る。	最適化の実施 最適化の実施時期については、関係機関と協議の上2005年度未までに結論を得る。
6 社会保険オンラインシステム <ul style="list-style-type: none"> 社会保険オンラインシステム 年金相談に関するシステム 基礎年金番号管理システム 年金給付の裁定及び支払等に関するシステム 年金給付システム 	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家により2003年度は予備調査、2004年度は本調査を実施 調査の公平性・透明性をより一層高めるため外部有識者による調査委員会を設置 	レガシーシステム刷新可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 刷新要否の判断 結果の公表 	最適化の実施 最適化の実施時期については、関係機関と協議の上2005年度未までに結論を得る。 <ul style="list-style-type: none"> レガシーシステム刷新可能性調査結果を踏まえ、レガシーシステム見直しのための最適化計画を策定 	最適化の実施 最適化の実施時期については、関係機関と協議の上2005年度未までに結論を得る。

農林水産省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

- (1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施
「農林水産省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」及び「農林水産省の所管事項に関する地方公共団体の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 2,470 件のうち 2,450 件について、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う手続については、対象手続 1,247 件のうち 1,230 件をオンライン化する。（別添 1）

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

農林水産省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。（別添 2）

3 年間申請・届出等がない手続の見直し検討

直近 3 か年の申請・届出等件数が 0 件の手続 250 件について、2003 年（平成 15 年）12 月までに廃止の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

申請・届出等の頻度軽減

年 2 回以上の申請・届出等を義務付けている手続 5 件について、2003 年（平成 15 年）12 月までに頻度軽減の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

申請・届出等手続に必要なとなる添付書類について、2003年（平成15年）12月までに、（ ）法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、（ ）企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

申請・届出等の到達から審査、結果の通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、審査支援データベースの整備・活用等の電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更に係る申請・届出等手続355件について、2003年（平成15年）12月までに簡素化の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

農林水産省所管の申請・届出等手続のオンライン利用の向上について、以下のとおり取り組む。

利用者が使いやすい電子申請システムの整備として、企業等の利用者内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう、農林水産省電子申請システムのうち様式に関連する仕様を2003年度末（平成15年度末）までに公開する。

農林水産省電子申請システムによる申請・届出等手続について、2004年度（平成16年度）のできるだけ早期に、原則として365日24時間受付を開始する。

また、農林水産省電子申請システムと連携する個別業務システムのうち、品種登録出願等電子化システム及び動物用医薬品検査システムについて、農林水産省電子申請システムにあわせ、2004年度中（平成16年度中）に365日24時間受付を開始する。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするため、農林水産省所管の法令に基づき、農林水産省が発行する証明書等21件について、2003年度末（平成15年度末）までに電子化する。

また、農林水産省所管の法令に基づき、独立行政法人等及び地方公共団体が発行する証明書等29件について、2003年（平成15年）12月までに電子化の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

（別添3）

農林水産省のホームページにおいて、オンラインで行うことができる申請・届出等手続及びその利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するとともに、広報誌等による利用の普及・啓発を図る。

また、書類の申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の要請を行う。

2 ワンストップサービスの拡大

（1）電子申請における共管手続の窓口一元化

農林水産省を含む複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続239件のうち197件については、電子申請の窓口を農林水

産省に一元化し、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化する。(別添4)

また、共管公益法人に係る手続については、農林水産省を含む複数の府省の共管に係る公益法人77法人のうち51法人について、電子申請の窓口を農林水産省に一元化し、2003年度末(平成15年度末)までに、オンライン化する。(別添5)

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの2005年度末(平成17年度末)までの整備に向け、農林水産省においては、^{イ・ガブ}e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、国民等利用者が個々の申請・届出等の手続へ直接アクセスできる機能を整備することに伴い、2003年(平成15年)12月までに、農林水産省電子申請システムについて必要な改善を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行うための行政ポータルサイトの整備・充実に向け、農林水産省においては、以下のとおり取り組む。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえ、2003年度(平成15年度)においては、告示・通達等の情報の提供の充実を図る。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報を、2003年(平成15年)12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、情報提供を行う。

^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を2003年(平成15年)12月までに整備すると

ともに、国民等からの政策に対する提言等を多方面から受け付ける。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多用な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、農林水産省においては、以下のとおり取り組む。

高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするために、ホームページ等により提供する情報内容の再点検を行い、2004年度末（平成16年度末）までに、情報の提供手段によるアクセス障壁の除去も含め、提供される行政情報の分かりやすさと利便性の向上を進める。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供について、2004年度末（平成16年度末）までにシステム及び提供すべき情報内容の検討を進め、その選定及び作成を行う。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を2003年度末（平成15年度末）までに整備する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

IT導入による業務・システムの最適化を通じた行政運営の効率化・合理化を戦略的、横断的に推進するため、農林水産省においては、以下のとおり取り組む。

2003年（平成15年）8月を目途に、「業務・システム体系一覧作成指針

(ガイドライン)」を参考に、農林水産省の所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年(平成15年)12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

- ()府省共通業務・システムのうち農林水産省が担当府省とされた業務・システム
- ()一部関係府省業務・システムのうち農林水産省が担当府省とされた業務・システム
- ()農林水産省が所管する個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までに最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式(レガシー)システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」(別添6)に基づき、必要な見直しを行う。

システムの見直しに向けて、関係機関と協議の上、外部専門家を活用した刷新可能性調査による刷新要否の判断、最適化計画の策定、最適化の実施を行う。

共通的な環境整備

電子政府の構築を円滑かつ適切に実施するための、業務・システムの最適化を強力に推進する体制整備及び情報システムの整備・運用管理の一層の高度化について、農林水産省においては、以下のとおり取り組む。

1 推進体制の充実・強化

農林水産省における推進体制の充実・強化として、2003年(平成15年)12月までに、CIO補佐官を配置する。

また、「行政情報化推進委員会」役割の明確化を2003年(平成15年)7月までに行うとともに、農林水産省内における位置付けの見直しを行う。

2 情報システムの安全性・信頼性(セキュリティ)対策等の充実・強化 (情報セキュリティの確保に関する措置)

「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2000年(平成12年)7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002年(平成14年)11月28日一部改定)に基づいて制定した情報セキュリティに関する規則にのっとり、農林水産省内での情報資産の取扱いや、安全なネットワーク設計、外部委託先の適切な管理、外部監査等、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

3 関係機関との連携協力

農林水産省の関係機関における所管手続のオンライン化や手続の案内等行政情報のインターネットによる提供に協力するとともに、総合的なワンストップサービスを実現するため、関係機関における電子申請システムとe-Govとの連携を図る。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						実施困難なもの
				2003年度(平成15年度) 中の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年 度)末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	
国が扱う手続	1,247	723	58%	507	41%	1,230	99%	0	0%	17
地方公共団体が 扱う手続	1,124	1,121	100%	0	0%	1,121	100%	0	0%	3
独立行政法人等 が扱う手続	99	99	100%	0	0%	99	100%	0	0%	0
計	2,470	1,943	-	507	-	2,450	-	0	-	20

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

3年間申請・届出等のない手続の見直し検討

手続名	根拠法令	備考
指定製造施設設置の承認	甘味資源特別措置法第13条第1項	
生産振興地域の指定又はその区域の変更に伴う既存指定製造施設に係る届出	甘味資源特別措置法第14条	
卸売業者の純資産額が基準額以下の額となった場合の業務停止命令後の純資産額復帰の申出	卸売市場法第19条第3項、同法施行規則第5条	
外国漁船の本邦水域での漁獲物等の転載等の許可等	外国人漁業の規制に関する法律施行令第3条第2号<外国人漁業の規制に関する法律>	
認定資源管理協定の変更の認定、廃止の届出	海洋水産資源開発促進法施行令第9条第1項、第4項<海洋水産資源開発促進法>	
認定資源管理協定への参加のあっせんの申請	海洋水産資源開発促進法第15条第1項	
認定協定の変更の認定、廃止の届出	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令第5条第1項、第4項<海洋生物資源の保存及び管理に関する法律>	
特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定の認定	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第13条第1項	
認定協定への参加のあっせんの申請	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第15条第1項	
価格騰貴時等に行う指定乳製品等の輸入の承認	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法13条2項	
指定乳製品等の売渡しに係る承認（随意契約等による売渡しの承認）	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法16条	
指定乳製品等の特別売渡しの承認	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法17条	
果樹園経営計画の提出	果樹農業振興特別措置法第3条第1項	
登録規程の承認、変更、登録事業廃止の届出	家畜改良増殖法第三十二条の二	
患畜又は疑似患畜のと殺の届出	家畜伝染病予防法第18条	
死体焼却の義務等免除の許可又はその死体の異動等の許可等	家畜伝染病予防法第21条	
焼却等を要する汚染物品の移動の許可等	家畜伝染病予防法第23条、第24条	
規定違反郵便物として指定検疫物を受け取った者又は未検査の指定検疫物を受け取ったの届出	家畜伝染病予防法第42条第2項、第5項	
請求による輸入検疫証明書の交付	家畜伝染病予防法第44条第2項	
新疾病発生の届出	家畜伝染病予防法第4条の2第1項	
農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設に掲示する標識の変更の承認	農産漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第26条	
振込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律14条	
優先出資者による優先出資者総会招集の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律34条3項	
資本準備金の資本組入れの認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律37条4項但書	
国債等の募集の取扱い事業等の認可	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第1条第1項<水産業協同組合法>	
業務報告書又は縦覧書類の提出遅延に係る事前承認	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第46条第4項、第49条第2項<水産業協同組合法>	
漁業共済組合の業務の執行に係る監事の報告	漁業災害補償法第37条において準用する民法第59条第3号	
漁業共済組合の設立の認可	漁業災害補償法第46条	
漁業共済組合の解散の決議の認可、解散の届出	漁業災害補償法第50条第2項、第5項	
漁業共済組合の合併の認可	漁業災害補償法第51条第2項	
漁業共済組合の清算結了の届出	漁業災害補償法第61条において準用する民法第83条	
全国漁業共済組合連合会の業務の執行に係る監事の報告	漁業災害補償法第67条第2項において準用する民法第59条第3号の規定を準用する第37条	
全国漁業共済組合連合会の設立の認可	漁業災害補償法第67条第3項において準用する第46条	
全国漁業共済組合連合会の解散の決議の認可、解散の届出	漁業災害補償法第67条第4項において準用する第50条第2項、第5項	
全国漁業共済組合連合会の精算結了の届出	漁業災害補償法第67条第4項において準用する民法第83条の規定を準用する第61条	
漁業共済組合連合会と組合の合併の認可	漁業災害補償法第67条の3において準用する第51条第2項	
漁業共済組合の地区に係る区域の承認	漁業災害補償法第7条第1項	
水産業協同組合が行う特定漁港漁場整備事業の施行許可、廃止等の許可	漁港漁場整備法第18条第1項、第8項	
水産業協同組合が行う特定第3種漁港の施行の許可	漁港漁場整備法第19条の3第4項	
特定漁港漁場整備事業施行の許可に係る権利譲渡の認可、委託の許可等	漁港漁場整備法第21条	
土地水面等の使用の許可	漁港漁場整備法第24条第1項	
漁船保険中央会の監事の報告	漁船損害等補償法施行令第3条第1項 <漁船損害等補償法>	
漁船保険中央会の精算結了の届出	漁船損害等補償法施行令第3条第1項 <漁船損害等補償法>	
漁船保険中央会の設立の認可	漁船損害等補償法第138条第2項	
漁船保険中央会の解散の決議の認可、解散の届出	漁船損害等補償法第138条第5項	
漁船保険組合の設立の認可	漁船損害等補償法第17条第1項及び第18条第1項	
漁船保険組合の監事の報告	漁船損害等補償法第41条（民法第59条第3号準用）	
漁船保険組合の解散の決議の認可、解散の届出	漁船損害等補償法第50条第3項、第5項	
漁船保険組合の清算結了の届出	漁船損害等補償法第62条（民法第83条準用）	
国有林野の管理に関する業務を行わせる者（指定調査機関）の業務の休廃止の許可	国有林野の管理経営に関する法律第6条の14	
母船式漁業の管理人の選任又は変更の届出	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第25条第3項<漁業法>	
製造設備又は冷蔵設備の改造又は撤去の許可	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第26条<漁業法>	
母船式漁業の漁獲物等の輸送の許可	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第27条<漁業法>	

手続名	根拠法令	備考
船名表示記号の届出	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第38条第1項、第50条第1項<漁業法>	
航空機搭載の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第54条<漁業法>	
あざらし及びおっとせいの猟獲の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第79条<漁業法>	
南緯60度の線以南において、農林水産大臣が別に定めて告示する捕獲禁止鯨の捕獲の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第80条<漁業法>	
特定海域における外国船舶による採捕時の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する省令第91条の3、第92条、第99条<漁業法>	
母船式漁業の許可を受けようとする者の起業の認可	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第4条第1項 漁業法第54条	
2年放置等の通常利用権許諾協議に関する裁定の申請	種苗法第28条第2項	
自主流通米価格形成センターの指定	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第48条第1項	
自主流通米価格形成センターの名称等の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第48条第3項	
自主流通米価格形成センターによる売買取引の制限の報告	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条第4項	
承認証の再交付の申請	承認漁業等の取締りに関する省令第12条<漁業法>	
食品流通構造改善促進機構の会計規程の基本的事項の制定、変更の承認及び届出	食品流通構造改善促進法施行規則第10条2項、3項	
食品流通構造改善促進機構の指定	食品流通構造改善促進法第11条第1項、同施行規則第1条第1項	
食品流通構造改善促進機構の業務の委託の認可の申請	食品流通構造改善促進法第13条、同施行規則第3条第1項	
債務保証業務に係る業務規程の認可及び変更の認可	食品流通構造改善促進法第14条	
飼料需給ひっ迫時の小麦売渡条件履行確認のための報告	飼料需給安定法第7条第1項、飼料需給安定法施行規則第3条第3項	
再検定の申請	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第11条第1項	
公聴会への意見の申し出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第18条	
第2条の2第1項の規定により基準又は規格が定められたため飼料製造業者等となつた者の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第18条第3項	
共済掛金積立金計算の方式をチルメル式とすることの承認	森林組合法施行規則第4条第3項第1号<森林組合法>	
共済事業に係る財産の運用方法及び運用額の特例の承認	森林組合法施行規則第5条第1項、第3項<森林組合法>	
生産森林組合の定款変更、設立、解散決議等の認可に関する証明の請求	森林組合法第100条第2項において準用する同法第61条第3項において準用する同法第80条第2項	
森林組合連合会の解散の決議の認可、証明の請求、解散の届出	森林組合法第108条の2第2項、第5項	
森林組合連合会の会員が一人となった場合の森林組合連合会の権利義務の承継認可申請、証明の請求	森林組合法第108条の3において準用する同法第84条第2項、第3項	
森林組合連合会の設立の認可等	森林組合法第109条	
森林組合が行う信託事業に係る信託財産を固有財産とするための許可等	森林組合法第12条	
保管事業を行う森林組合の倉荷証券発行の許可	森林組合法第15条第1項	
森林組合が定める共済規程の承認、変更又は廃止の承認	森林組合法第19条第1項、第3項	
森林組合の定款変更、設立、解散、合併の認可に関する証明の請求	森林組合法第80条第2項	
森林組合の員外利用の指定申請	森林組合法第9条第9項	
危険が著しく増加したときの保険契約者等からの通知	森林国営保険法第19条第2項	
他の保険契約に関する申告	森林国営保険法第9条	
駆除命令発生時等の損失補償の申請	森林病虫害等防除法第8条第3項	
分収育林契約の解除の承認	森林法第10条の11の7	
森林病虫害等の駆除又は予防のための他人の土地への立入の許可	森林法第49条第6項	
倉荷証券発行の許可を受けた漁業組合、森林組合等の事業計画変更等の届出書の提出等	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第2条、第3条、第4条<森林組合法>	
倉荷証券発行の許可を受けた漁業組合、森林組合等権利・義務の承継の許可	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第6条<森林組合法>	
共済水産業協同組合に係る設立の認可等	水産業協同組合法第100条の6	
信託業務の事業の認可、種類及び変更の認可	水産業協同組合法第11条第8項	
資源管理規程の設定、変更の認可	水産業協同組合法第11条の2第1項、第8項	
地方公共団体等に対する貸付の最高限度の認可	水産業協同組合法第11条の5	
特定関係者との取引の承認	水産業協同組合法第11条の9ただし書	
倉荷証券発行の許可	水産業協同組合法第12条第1項	
漁業及び付帯事業を営むことができる組合がその条件を欠く場合の届出	水産業協同組合法第17条第4項	
漁業協同組合が従属会社を子会社とする場合等の届出	水産業協同組合法第17条の2第3項	
基準株式等を超える株式等の取得、所有に係る承認	水産業協同組合法第17条の3第2項ただし書	
役員の兼職又は兼業の特例の認可	水産業協同組合法第35条の2第1項ただし書	
漁業生産組合に係る設立の認可等	水産業協同組合法第86条	
信託業務の事業の認可、種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第87条第9項(第11条第8項準用)	
漁業協同組合連合会が認可対象会社を子会社とする場合の認可等	水産業協同組合法第87条の3	
基準株式等を超える株式等の取得、所有に係る承認	水産業協同組合法第87条の4第2項(第17条の3第2項ただし書準用)	
漁業協同組合連合会の解散の届出	水産業協同組合法第91条の2第5項	
権利義務の包括承継の認可	水産業協同組合法第91条の3第2項(第69条第2項準用)	
漁業協同組合連合会に係る設立の認可等	水産業協同組合法第92条	
信託業務の事業の認可及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第93条第7項(第11条第8項準用)	
水産加工業協同組合の設立の認可等	水産業協同組合法第96条	
水産加工業協同組合連合会の信託業務の事業の認可、種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第97条第8項(第11条第8項前段準用)	
水産加工業協同組合連合会の設立の認可等	水産業協同組合法第100条	
指定食肉及び鶏卵等の保管又は販売に関する計画の認定	畜産物の価格安定等に関する法律 第6条第3項	
漁業信用基金協会の設立の認可	中小漁業融資保証法第50条	
漁業信用基金協会の解散の決議の認可	中小漁業融資保証法第53条第2項	
漁業信用基金協会の合併の認可	中小漁業融資保証法第54条第2項	

手続名	根拠法令	備考
外国製造医薬品等の製造承認事項の一部変更承認	動物用医薬品等取締規則第18条の10(第9条第1項準用)<薬事法>	
外国製造医薬品等の再評価	動物用医薬品等取締規則第18条の10第2項(第9条の5準用)<薬事法>	
輸入医薬品の再評価	動物用医薬品等取締規則第19条の6(第9条の5準用)<薬事法>	
指定医薬品、医療用具の再検定	動物用医薬品等取締規則第46条第1項	
指定医薬品、医療用具の再検定	動物用医薬品等取締規則第46条第3項(薬事法施行令第8条準用)<薬事法>	
医薬品の再評価	動物用医薬品等取締規則第9条の5<薬事法>	
農用地の形質変更の許可	土地改良法第109条	
土地改良事業団体連合会の設立の認可	土地改良法第111条の13第1項	
議決による土地改良事業団体連合会の解散の届出	土地改良法第111条の22第3項	
土地改良事業団体連合会の清算人の就任の届出等	土地改良法第111条の23(第68条第2項準用)	
土地の形質変更等の許可	土地改良法第122条第2項	
員外受益者への賦課徴収に係る認可	土地改良法第36条第8項	
農業協同組合等の農業用排水施設等管理規程の認可、変更又は廃止の認可	土地改良法第96条(第57条の2第1項、第3項準用)	
全国農業会議所の設立認可、設立報告書の提出、解散議決の認可	農業委員会等に関する法律第80条、第83条	
農機具の製造、販売等の事業に係る営業譲渡等の承認	農業機械化促進法第9条第1項	
農業協同組合合併推進支援法人の名称等の変更の届出	農業協同組合併助成法第14条(農業協同組合併助成法第6条第3項)	
都道府県農業協同組合併推進法人の指定の申請、名称等の変更の届出	農業協同組合併助成法第6条第1項、第3項	
農協及び連合会の国債等の募集取扱事業及び金融デリバティブ取引等の認可	農業協同組合法第10条第17項、18項、19項	
社債等の募集の受託等の事業の認可	農業協同組合法第10条第22項	
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の承認の申請、廃止の申請	農業協同組合法第11条の15の3第1項、第3項	
農業協同組合が子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出	農業協同組合法第11条の16第3項	
農業協同組合又は連合会が信用事業会社である国内の会社の株式等を、基準株式数等を超えて取得する場合に、1年を超えて所有することについての承認	農業協同組合法第11条の17第2項、第11条の19第2項	
信用事業を行う連合会が認可対象会社を子会社とすること等についての認可	農業協同組合法第11条の18	
農業協同組合の信託任務の辞任の許可の申請	農業協同組合法第11の11条(信託法第46項)	
農業協同組合又は連合会の共済規程の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第1項	
農業協同組合の信託規程の承認の申請、変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の8条第1項、第3項	
信用事業を行う農協・信連の役員及び参事の兼職・兼業の認可	農業協同組合法第31条の2第1項ただし書	
役員曠欠の場合の農業協同組合又は連合会の仮理事の選任又は総会の招集の申請	農業協同組合法第40条第1項	
農業協同組合又は連合会の定款変更の認可に関する証明書の請求	農業協同組合法第44条第3項	
総会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可の申請、証明書の請求	農業協同組合法第48条第7項(農業協同組合法第64条第2項、第3項)	
農業協同組合又は連合会の共済事業の譲渡の届出	農業協同組合法第50条の3第5項(農業協同組合法第50条の2第5項)	
農業協同組合又は連合会の設立の認可の申請	農業協同組合法第59条第1項	
農業協同組合又は連合会の設立の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第61条第2項	
農業協同組合又は連合会の設立の認可の取消	農業協同組合法第63条第2項	
総会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可の申請、証明の請求	農業協同組合法第64条第2項、第3項	
農業協同組合又は連合会の解散の届出	農業協同組合法第64条第4項、第7項	
会員が一人になった連合会の権利義務の当該会員への承継の認可の申請、証明書の請求	農業協同組合法第70条第2項(農業協同組合法第65条第2項)	
農事組合法人の合併の届出	農業協同組合法第72条の18第3項	
農事組合法人の仮理事の選任の請求	農業協同組合法第73条第2項(民法第56条)	
農事組合法人の財産状況等の不整についての監事による報告	農業協同組合法第73条第2項(民法第59条)	
農事組合法人の清算終了の届出	農業協同組合法第73条第4項(民法第83条)	
農事組合法人の組織変更の届出	農業協同組合法第73条の12第1項	
農業協同組合中央会の設立の認可の申請	農業協同組合法第73条の45第1項	
農業協同組合中央会の解散の議決の認可の申請	農業協同組合法第73条の48第2項	
中央会の清算終了の届出	農業協同組合法第73条の48第3項(民法第83条)	
農業協同組合又は連合会の業務又は会計の検査の請求	農業協同組合法第94条第1項	
農業協同組合又は連合会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消の請求	農業協同組合法第96条第1項	
農地保有合理化支援法人の指定、名称等の変更届出	農業経営基盤強化促進法第11条の2第1項、第3項	
農地保有合理化支援法人の債務保証に係る業務の委託の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の4	
農地保有合理化支援法人の事業計画及び収支予算の変更の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の6第1項	
農地保有合理化支援法人に対する報告徴収	農業経営基盤強化促進法第11条の8(第9条準用)	
農地信託等事業を行う農地保有合理化法人が信託財産を固有財産とする際の許可等	農業経営基盤強化促進法第29条	
農地保有合理化法人に対する報告徴収	農業経営基盤強化促進法第9条	
農業共済組合の事務費賦課額等変更の承認申請、報告	農業災害補償法施行令第2条の4第1項、第4項<農業災害補償法>	
組合員による農業共済組合の検査請求	農業災害補償法第142条の4	
組合員による決議又は選挙若しくは当選の取消請求	農業災害補償法第142条の7	
畑作物共済の特定収穫共済方式に係る地域指定の申請	農業災害補償法第150条の6第2項	

手続名	根拠法令	備考
農業共済組合及び農業共済組合連合会の設立の認可申請	農業災害補償法第24条第1項	
農業共済組合の解散の議決の認可申請	農業災害補償法第46条第2項	
農業共済組合の清算結了の届出	農業災害補償法第58条（民法第83条準用）	
市町村の共済事業実施に係る協議、申し出	農業災害補償法第85条の2第1項	
特定利用権に係る賃貸借の解除の承認	農業振興地域の整備に関する法律第15条の13	
特定利用権の設定に関する承認、裁定	農業振興地域の整備に関する法律第15条の7第1項、第15条の8	
施設の配置に関する協定等に関わる申請	農業振興地域の整備に関する法律第18条の2第1項、第18条の6第1項、第18条の8第1項、第18条の10第1項	
農業信用基金協会の設立の認可	農業信用保証保険法26条	
農業信用基金協会の解散の認可	農業信用保証保険法49条2項	
会員からの検査請求	農業信用保証保険法56条1項	
会員からの決議の取消請求	農業信用保証保険法58条1項	
全国農林漁業体験民宿業協会の業務委託の承認	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第17条第3項	
全国農林漁業体験民宿業協会の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第18条第1項	
農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関する適正営業規程の変更の認可	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第21条第1項	
電気事業者との協議未了による事業の公益性・緊急性認定申請、裁定の申請	農山漁村電気導入促進法第9条第2項	
生産者等による農産物等の売渡し申込み	農産物価格安定法第2条第1項	
政府の売り渡す農産物等の用途又は販路の承認	農産物価格安定法第7条第2項第2号	
不用物件の収去及び権利行使の停止による損失補償	農地法施行令第7条の3、第8条の2	
農地等の所有者の国による買収の申出	農地法第16条第1項	
利用権の設定に関する承認、裁定	農地法第26条第1項、27条	
市町村等がする利用権設定に関する承認、裁定	農地法第31条（第26条、第27条準用）	
不用物件の買収の請求	農地法第55条第3項	
被使用者の土地・施設又は不用物件の買収の請求	農地法第58条第1項、第2項	
代地買収に係る不用物件の買収の請求	農地法第59条第5項	
一時使用の申込み	農地法第68条	
売り渡した土地等の買戻しに係る不用物件の買収の請求	農地法第72条第4項	
草地利用権の設定に関する承認、裁定	農地法第75条の2第1項、第75条の3	
草地利用権の存続期間の更新等に関する承認、裁定	農地法第75条の7第1項、第2項	
草地利用権に係る土地等又は定着物を買戻すべき旨の裁定	農地法第75条の8第1項、第2項	
草地利用権に係る賃貸借の解除の承認	農地法第75条の9	
所有制限違反の所有権譲渡等の期間の延長申入れ	農地法第9条第1項	
国内管理人の変更の届出	農薬取締法第15条の2第3項	
外国製造農薬の登録	農薬取締法第15条の2第6項	
外国製造農薬の輸入業者の届出及び届出事項の変更及び事業廃止の届出	農薬取締法第15条の4	
農薬の登録を受けた法人の解散の届出	農薬取締法第6条第6項	
合併の認可	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第15条第1項	
合併の実行の届出及び6ヶ月以内に合併を実行しない場合の承認	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第18条第1項、第2項	
信連と合併した場合の業務継続の承認の特例	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第19条第4項	
信連から事業譲渡を受けた場合の業務継続の承認	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第27条	
農林中央金庫の外国における従たる事務所の設置、移転、廃止の認可	農林中央金庫法第3条第4項	
信託業務の種類及び方法、変更の認可	農林中央金庫法第54条第10項	
同一人に対する信用供与限度額超過に関する承認	農林中央金庫法第58条第1項ただし書	
特定関係者との利益相反取引等をやむを得なく実行する場合の承認	農林中央金庫法第59条第1項	
認可対象会社を子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第4項	
担保権の実行等により子会社とした認可対象会社を1年を超えて引き続き子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第5項	
担保権の実行等により、国内の会社の株式等の基準議決権数等を超えて引き続き1年を超えて取得、保有する場合の承認	農林中央金庫法第73条第2項ただし書	
解散の決議の認可	農林中央金庫法第91条第2項	
認定小分け業者の地位又は事業の承継の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条の6第2項において準用する第15条の2第4項、15条の3	
認定輸入業者の地位の承継の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条の7第4項において準用する第15条の2第4項	
登録外国格付機関の格付業務規程の認可及び変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の6の2第2項において準用する17条の2第1項	
品質表示基準についての公聴会の開催の請求等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8第6項において準用する第13条第2項	
日本農林規格の制定及び確認、改正または廃止の申し出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第8条第1項	
外国人の禁止海域における転載等の禁止の特例許可	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令第2条第5号<排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律>	
排他的経済水域における外国人の探査の承認	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第10条	

手続名	根拠法令	備考
排他的経済水域でない大陸棚の定着性種族に係る外国人の漁業等の許可等	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第14条第1項	
排他的経済水域における外国人以外の者が行う漁業に係る漁業等付随行為等の承認	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第9条	
防除機具の借受申請	病害虫防除用機具貸付規則第3条第1項	
やむを得ない事由が発生した場合の普通肥料譲渡の許可	肥料取締法第19条第2項	
外国生産肥料の輸入事業の廃止の届出	肥料取締法第33条の4第2項後段	
分収林契約に係る募集又は途中募集の届出、変更の届出	分収林特別措置法第5条第1項、第2項	
牧野管理規程を定めたときの届出	牧野法3条5項	
交換分合計画の認可	緑資源公団法第22条の5第1項	
災害復旧事業計画の認可	緑資源公団法第22条の6第1項	
事業実施計画等の変更認可	緑資源公団法第23条第1項	
国土緑化推進機構又は都道府県緑化推進委員会として指定されるための申請手続き、名称等の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第5条、第13条、第15条	
国土緑化推進機構又は都道府県緑化推進委員会の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第8条、第15条（第8条第1項）	
木材安定供給確保支援法人の指定、名称等の変更届	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第17条第1項、第3項	
木材安定供給確保支援法人の債務保証業務の一部委託の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第19条第1項	
木材安定供給確保支援法人の債務保証業務に係る業務規程の認可、変更の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第20条第1項	
輸出水産業組合設立の認可	輸出水産業の振興に関する法律第13条第2項	
主原料購入事業の認可、重要事項変更の認可	輸出水産業の振興に関する法律第17条の2第1項	
輸出水産業組合不服申請	輸出水産業の振興に関する法律第25条（組合法第104条）	
臨時総会招集の承認	輸出水産業の振興に関する法律第25条（組合法第48条準用）	
組合解散の届出	輸出水産業の振興に関する法律第25条（組合法第62条第2項準用）	
第3条第1項の登録を受けた法人の解散の届出	輸出水産業の振興に関する法律第3条の4第4項	
経営改善計画の認定	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の5	
らっこの猟獲及びおっとせいの陸上猟獲又はおっとせいの海上猟獲の許可	臘虎臘肭臘獵獲取締法施行規則第1条第3項<臘虎臘肭臘獵獲取締法>	
指定採取源からの採取に係る種苗の証明	林業種苗法第20条第1項	
手続件数		250件

申請・届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令	これまでの頻度
純資産額の報告	卸売市場法第20条第1項	年2回
市況等に関する報告	卸売市場法第47条	毎月
事業報告書の提出	卸売市場法第28条	年2回
農産物検査実施の報告	平成13年農林水産省告示第445号	月1回
漁船登録事務取扱件数の報告	漁船法第二十三条	月1回
手続件数		5件

添付書類の省略、廃止

2003年（平成15年）12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定する。

処理期間の短縮

2003年（平成15年）12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理する。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
指定製造施設の変更の承認	甘味資源特別措置法第15条第1項	
事業計画の変更の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条	
指定法人の事務所所在地変更の届出	沿岸漁場整備開発法第15条第3項	
漁場利用協定変更の届出	沿岸漁場整備開発法第25条後段	
育成水面区域又は育成水面利用規則の変更の認可	沿岸漁場整備開発法第12条第1項	
業務実施計画変更の認可	沿岸漁場整備開発法第20条第1項	
養ほう業者の届出事項の変更の届出	養ほう振興法第3条第2項	
業務規程に規定する事項等の変更	卸売市場法第11条第1項	
卸売業者の兼業業務に関する事業計画の変更の届出	卸売市場法第23条第1項後段、同法施行規則第11条	
他の法人に関する支配関係の変更の届出	卸売市場法第23条第2項後段、同法施行規則第13条	
業務規程変更の承認	卸売市場法第64条第1項	
海岸保全基本計画を変更するための学識経験者の意見の聴取	海岸法第2条の3第7項	
認定資源管理協定の変更の認定	海洋水産資源開発促進法施行令第9条第1項<海洋水産資源開発促進法>	

手続名	根拠法令	備考
認定協定の変更の認定	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令第5条第1項<海洋生物資源の保存及び管理に関する法律>	
受託規定変更の届出	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法9条2項	
指定法人の業務実施規程の変更の承認	果樹農業振興特別措置法第4条の5第1項	
指定法人の事業計画、収支予算の変更の承認	果樹農業振興特別措置法第4条の6第1項	
指定法人の名称等の変更の届出	果樹農業振興特別措置法施行規則第2条	
家畜登録規程変更の承認	家畜改良増殖法第三十二条の二第三項	
登録事項変更の届出	家畜商法施行令第3条	
従業者の変更等の場合の免許証の交付	家畜商法施行令第4条の3	
処理高度化施設整備計画の変更等	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第10条	
事業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第4条第4項	
農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設に掲示する標識の変更の承認	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第26条<農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律>	
振込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律14条	
経営改善計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第3条	
再建計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第5条	
整備計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第9条	
組合の地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196条の14第2項において準用する第40条第2項	
地域再共済事業に係る共済規程の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196条の19において準用する第40条第2項において準用する第196条の14第2項	
連合会の地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196条の20において準用する第40条第2項において準用する第196条の14第2項	
組合の定款又は共済規程の変更の認可	漁業災害補償法第40条第2項	
連合会の定款又は共済規程変更の認可	漁業災害補償法第67条第2項において準用する第40条第2項	
遊漁規則変更の認可	漁業法第129条第3項及び第136条	
漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の移転、変更及び消滅等の登録	漁業法第50条第1項及び第136条	
指定漁業の許可又は起業の認可の内容変更の許可	漁業法第61条	
再保険約款の変更の認可	漁船損害等補償法第133条の4第1項	
漁船保険中央会の定款の変更の認可	漁船損害等補償法第138条第4項	
漁船保険中央会の任意保険事業に係る再保険約款の設定又は変更の認可	漁船損害等補償法第143条の15第2項	
漁船保険組合の任意保険約款の変更認可	漁船損害等補償法第143条の5第2項(第44条の2第1項準用)	
漁船保険組合の定款の変更認可	漁船損害等補償法第44条第2項	
漁船保険組合の保険約款の変更認可	漁船損害等補償法第44条の2第1項	
漁船保険振興勘定の収支予算の認可	漁船損害等補償法第137条の2第2項	
漁船保険組合の給与保険約款の変更認可	漁船乗組員給与保険法第26条第2項	
登録事項変更の登録	漁船法第17条第1項	
指定認定機関の名称若しくは住所又は認定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出	漁船法第32条第2項	
指定認定機関の指定の更新	漁船法第33条第2項	
指定検認機関の指定の更新等	漁船法第47条	
許可事項変更の許可等	漁船法第4条第6項、第9項	
認定診療施設整備計画の変更の認定	獣医療法施行令第4条第1項	
診療施設の休止若しくは廃止又は届出事項変更の届出	獣医療法第3条後段	
往診診療者等の休止若しくは廃止又は届出事項変更の届出	獣医療法第7条第1項(第3条後段適用)	
鉱工業技術研究組合の定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1項	
鉱工業技術研究組合の規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第11条第1項	
鉱工業技術研究組合の事業計画及び収支予算書の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第2項	
鉱工業技術研究組合の役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第16条(中小企業等協同組合法第35条の2準用)	
氏名等の変更の届出	工場立地法第12条第1項	
新設工場及び既に届出を行った事のある既存工場の変更の届出	工場立地法第8条第1項	
既存工場の変更の届出	工場立地法附則第3条第1項	
小売市場開設者が申請した条件を変更するときの許可	小売商業調整特別措置法第7条	
指定支援法人の名称、住所等の変更の届出	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第32条第3項	
指定支援法人の事業計画書及び収支予算書の変更の認可	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第36条第1項後段	
異性化糖製造者の届出事項の変更の届出	砂糖の価格調整に関する法律第18条第2項	
特定施設の整備計画の変更の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第8条第1項	
保全事業等の計画の変更	山村振興法第12条第5項	
陸揚港変更の許可	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第18条第3項<漁業法>	
母船式漁業の管理人の選任又は変更の届出	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第25条第3項<漁業法>	
届出書記載事項変更届	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第32条第2項<漁業法>	
大型鯨体処理場使用の許可等	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第37条第1項<漁業法>	
小型鯨体処理場使用の許可等	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第44条第1項<漁業法>	
小型捕鯨業の漁獲物の製品の陸揚港変更の許可	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第44条第4項<漁業法>	
鯨体処理場の設置又は変更の許可	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第83条第1項<漁業法>	
指定漁業の許可証の記載事項に変更を生じた場合の許可証書換交付	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第11条第1項 漁業法	

手続名	根拠法令	備考
登録事項の変更	獣医師法施行規則第3条(獣医師法)	
農用地の保全等に関する協定の変更	集落地域整備法施行令第12条第1項<集落地域整備法>	
種苗業者の届出事項変更の届出	種苗法第49条第2項	
出願者の名義変更	種苗法第7条	
第1種出荷取扱業の更新の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第10条第2項	
第1種出荷取扱業の登録事項の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第12条	
第2種出荷取扱業の更新の登録、登録事項の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第27条第1項	
自主流通法人の名称等の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第28条第4項	
自主流通計画の変更の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条第1項後段	
卸売業の更新の登録、登録事項の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第41条第1項	
小売業の変更の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第45条第1項	
小売業の更新の登録等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項(第10条第2項準用)	
自主流通米価格形成センターの名称等の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第48条第3項	
自主流通米価格形成センターの業務規程の変更の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第50条第1項後段	
自主流通米価格形成センターの事業計画及び収支予算の変更の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第54条第1項後段	
計画出荷基準数量の変更の承認	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第55条第3項	
届出書記載事項変更の届出	承認漁業等の取締りに関する省令第19条第2項<漁業法>	
承認証記載事項変更による書換	承認漁業等の取締りに関する省令第11条第1項<漁業法>	
選定陸揚港変更の許可	承認漁業等の取締りに関する省令第18条第3項<漁業法>	
商品投資販売業者の許可申請書記載事項等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条	
商品投資顧問業者の許可申請書記載事項等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項(第10条準用)	
商品投資顧問業者の許可の有効期間の更新	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項(第8条第1項準用)	
商品投資顧問業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項(第9条準用)	
商品投資販売業者の許可の有効期間の更新	商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条第1項	
商品投資販売業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	商品投資に係る事業の規制に関する法律第9条	
相互決済結了取引取り決めに係る取引資格者の名称変更又は資格喪失の届出	商品取引所法施行規則第18条後段<商品取引所法>	
商品取引員の分離保管等の措置に係る契約締結、変更の契約書の写しの提出	商品取引所法施行規則第44条第2項<商品取引所法>	
取引の受託等の許可の更新(1)第1種商品取引受託業(2)第2種商品取引受託業	商品取引所法第126条第4項	
商品取引員に係る変更許可(1)資本の額の減少(2)受託等業務の方法の別	商品取引所法第131条第1項	
商品取引員の商号、役員氏名、資本の額の変更、本店及び従たる営業所の名称及び位置変更、従たる営業所の開設及び廃止、受託等業務の開始、休止、再開及び廃止の届出	商品取引所法第132条第1項	
商品取引員の兼業業務廃止又は届出事項の変更(事前)の届出	商品取引所法第133条第1項後段	
商品取引員の支配関係消滅又は届出事項の変更の届出	商品取引所法第133条第2項後段	
商品取引員等の特定業務の届出事項の変更の届出	商品取引所法第133条第3項後段	
商品先物取引協会による外務員の登録、登録の変更、抹消の届出	商品取引所法第136条の1第4項	
商品先物取引協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更認可	商品取引所法第136条の4第2項	
商品先物取引協会の規則の作成、変更又は廃止の届出	商品取引所法第136条の4第3項後段	
商品先物取引協会の事務所の所在の場所、役員及び協会の氏名又は名称の変更の届出	商品取引所法第136条の4第3項前段	
外務員登録の更新	商品取引所法第136条の4第7項	
店頭商品先物取引の開業届出事項の変更の届出	商品取引所法第145条の5第2項後段	
商品取引所の役員又は会員の氏名等の変更の届出	商品取引所法第19条第1項	
商品取引所の定款の変更の認可	商品取引所法第20条第1項	
商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更の認可	商品取引所法第20条の2第1項	
弁済業務規程の変更の認可	商品取引所法第97条の12第1項後段	
指定弁済機関の事業計画等の変更の認可	商品取引所法第97条の13第1項後段	
弁済業務に係る商品市場の変更の認可	商品取引所法第97条の9	
聴聞期間の変更の申出	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第3条第1項 商品取引所法	
再生利用事業の登録事項の変更の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条第5項前段	
再生利用事業の登録の更新の申請	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項	
再生利用事業に係る料金の変更の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第14条後段	
再生利用事業計画の変更の認定の申請	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条第1項	
食品流通構造改善促進機構の会計規程の基本的事項の制定、変更の承認	食品流通構造改善促進法施行規則第10条第2項	
食品流通構造改善促進機構の会計規程の制定、変更の届出	食品流通構造改善促進法施行規則第10条第3項	
食品流通構造改善促進機構の名称、住所又は所在地の変更の届出	食品流通構造改善促進法第11条第3項、同施行規則第2条	
債務保証業務に係る業務規程の変更の認可	食品流通構造改善促進法第14条	
食品流通構造改善促進機構の事業計画及び収支予算の変更の認可	食品流通構造改善促進法第15条第1項後段、同施行規則第6条第1項	
構造改善計画の変更の認定	食品流通構造改善促進法第5条	
飼料製造管理者の届出事項変更の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条の8第3項	
新事業分野開拓の実施に関する計画の変更の認定	新事業創出促進法第11条の3第1項	
生産森林組合の定款変更の認可	森林組合法第100条第2項において準用する同法第61条第2項	
森林組合連合会が定める監査規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第102条第1項	
森林組合連合会が定める共済規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第109条第1項で準用する同法第19条第3項	

手続名	根拠法令	備考
森林組合連合会が定める林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第109条第1項で準用する同法第24条第3項	
森林組合連合会の定款変更の認可	森林組合法第109条第3項で準用する同法第61条第2項	
森林組合が定める信託規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第10条第3項	
森林組合が定める共済規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第19条第3項	
森林組合が定める林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第24条第3項	
森林組合の定款変更の認可	森林組合法第61条第2項	
保険証書の記載事項の変更	森林国営保険法施行令第7条	
森林施業計画の(変更)認定の通知	森林法施行規則第13条の2	
施業実施協定の変更の認可	森林法第10条の11の12第1項	
森林施業計画の変更認定	森林法第12条第3項	
保安林の指定施業要件の変更	森林法第33条の2第2項	
保安林の指定施業要件の変更	森林法第33条の2第2項	
保安施設地区内の指定施業要件の変更	森林法第44条で準用する第33条の2第2項	
事業計画変更等の届出書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第2条第1項<水産業協同組合法>	
臨時報告書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第4条<水産業協同組合法>	
倉荷証券発行の許可を受けた森林組合及び森林組合連合会の事業計画変更等の届出書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令第2条第1項<森林組合法>	
水産加工業協同組合連合会の信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第11条の4第3項準用)	
水産加工業協同組合連合会の監査規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第87条の2第1項後段準用)	
水産加工業協同組合連合会の子会社対象会社を認可対象会社に変更する場合の認可	水産業協同組合法第100条第1項(第87条の3第6項(第87条の3第4項準用)準用)	
水産加工業協同組合連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第100条第3項(第48条第2項準用)	
共済水産業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条の6第1項(第15条の2第2項準用)	
共済水産業協同組合連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第100条の6第3項(第48条第2項準用)	
投信窓販業務の事業の変更の認可	水産業協同組合法第11条第7項後段	
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第11条第8項後段	
資源管理規程の変更の認可	水産業協同組合法第11条の2第1項後段	
信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第11条の4第3項	
共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第15条の2第2項	
共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第15条の3第2項	
定款変更の認可	水産業協同組合法第48条第2項	
定款変更の認可	水産業協同組合法第86条第2項(第48条第2項準用)	
投信窓販業務の事業の変更の認可	水産業協同組合法第87条第8項(第11条第7項後段準用)	
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第87条第9項(第11条第8項後段準用)	
監査規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第87条の2第1項後段	
子会社対象会社を認可対象会社に変更する場合の認可	水産業協同組合法第87条の3第6項(第87条の3第4項準用)	
水産協同組合連合会の資源管理規程の変更の認可	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の2第1項後段準用)	
水産協同組合連合会の信用事業規定の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第92条第1項(第11条の4第3項準用)	
水産協同組合連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第92条第3項(第48条第2項準用)	
投信窓販業務の事業の変更の認可	水産業協同組合法第93条第6項(第11条第7項後段準用)	
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第93条第7項(第11条第8項後段準用)	
水産加工業協同組合の信用事業規定の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第1項(第11条の4第3項準用)	
水産加工業協同組合の共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第1項(第15条の2第2項準用)	
水産加工業協同組合の共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第1項(第15条の2第2項準用)	
水産加工業協同組合の定款変更の認可	水産業協同組合法第96条第3項(第48条第2項準用)	
投信窓販業務の事業の変更の認可	水産業協同組合法第97条第7項(第11条第7項後段準用)	
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第97条第5項(第11条第8項後段準用)	
都道府県青年農業者等育成センターの事業計画等変更の申請	青年等の就農促進のための資金貸付け等に関する特別措置法施行規則第11条	
認定就農計画の変更	青年等の就農促進のための資金貸付け等に関する特別措置法第4条第4項及び第5項	
特定農地貸付けに関する変更の承認	施行令第4条<特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律>	
特定国内種事業の変更及び廃止の届出	絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律第30条第3項	
大豆の調整販売計画等の変更の承認	大豆交付金暫定措置法4条第2項	
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項	
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第四項	
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第11条第1項	
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1項	
商工組合及び商工組合連合会の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第35条の2準用)	
定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項(組合法第51条第2項準用)	
協業組合の役員の変更の届出、定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	
火災共済協同組合等の事業方法書等の変更の認可	中小企業等協同組合法第57条の2	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第82条の10第4項(組合法第51条第2項準用)	

手続名	根拠法令	備考
中小企業団体中央会の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第8条の8(組合法第35条の2準用)	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項(組合法第9条の6の2第3項準用)	
定款又は業務方法書の変更の認可(定款)	中小漁業融資保証法第38条第2項	
認定計画の変更	中小小売業振興法施行令第9条、電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則第2条、第4条	
特定事業計画の変更の認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第17条第1項	
医薬品等製造所の製造品目の変更追加の許可	動物用医薬品等取締規則第12条第1項<薬事法>	
外国製造医薬品等の製造承認事項の一部変更承認	動物用医薬品等取締規則第18条の10(第9条第1項準用)<薬事法>	
輸入販売業の許可の更新	動物用医薬品等取締規則第19条の2<薬事法>	
医薬品等輸入販売業者の輸入品目の変更追加の許可	動物用医薬品等取締規則第19条の3第1項<薬事法>	
医薬品等の輸入承認事項の一部変更承認	動物用医薬品等取締規則第19条の6(第9条第1項)<薬事法>	
医薬品販売業の許可更新	動物用医薬品等取締規則第36条(第3条の2準用)<薬事法>	
製造業の許可の更新	動物用医薬品等取締規則第3条の2<薬事法>	
許可条件変更の申出	動物用医薬品等取締規則第66条の2第1項及び第2項<薬事法>	
輸出用医薬品等に関する届出事項変更の届出	動物用医薬品等取締規則第68条第2項<薬事法>	
治験計画の変更届出	動物用医薬品等取締規則第69条第2項<薬事法>	
医薬品等の製造承認事項の一部変更承認	動物用医薬品等取締規則第9条第1項<薬事法>	
土地改良事業団体連合会の定款変更の認可	土地改良法第111条の16第3項	
土地改良事業団体連合会の清算人の氏名及び住所の変更の届出	土地改良法第111条の23(第68条第2項準用)	
土地改良区役員の氏名及び住所の変更の届出	土地改良法第18条第16項後段	
土地改良区の定款変更の認可	土地改良法第30条第2項	
土地改良事業計画の変更等の認可	土地改良法第48条第1項	
換地計画変更の認可	土地改良法第53条の4第1項	
農業用排水施設等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第57条の2第3項	
農業集落排水施設整備事業計画の変更の認可	土地改良法第57条の8(第57条の4第1項準用)	
清算人の氏名及び住所変更の届出	土地改良法第68条第2項(第18条第16項後段準用)	
所属土地改良区数の増減の認可	土地改良法第81条	
土地改良区連合の役員等の氏名及び住所変更の届出	土地改良法第84条(第18条第16項後段準用)	
土地改良区連合の定款変更の認可	土地改良法第84条(第30条第2項準用)	
土地改良区連合の土地改良事業計画変更等の認可	土地改良法第84条(第48条第1項準用)	
土地改良区連合等土地改良事業の換地計画の変更の認可	土地改良法第84条(第53条の4第1項準用)	
土地改良区連合の農業用排水施設等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第84条(第57条の2第3項準用)	
使用処分計画の変更承認	土地改良法第94条の8の2第4項(第124条)	
農業協同組合等土地改良事業計画の変更・廃止の認可	土地改良法第95条の2第1項	
農業協同組合等土地改良事業の換地計画変更の認可	土地改良法第96条(第53条の4第1項準用)	
農業協同組合等の農業用排水施設等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第96条(第57条の2第3項準用)	
業務規定の変更	肉用子牛生産安定等特別措置法第8条第1項	
入会権者についての変更があったとき等の入会林野整備計画変更の認可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第9条第1項	
入会林野整備計画変更の認可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第9条第2項	
入会林野整備計画に定める規約又は代表者変更の届出	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第9条第6項	
都道府県農業会議会則変更の認可	農業委員会等に関する法律第45条第2項	
全国農業会議所の定款の大臣による変更認可	農業委員会等に関する法律第74条第2項	
高性能農業機械実用化促進事業に関する計画の変更の認定申請	農業機械化促進法第5条の6第1項	
信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項	
農業協同組合合併推進支援法人の名称等の変更の届出	農業協同組合併助成法第14条(農業協同組合併助成法第6条第3項)	
農業協同組合合併推進支援法人の事業計画等の認可の申請、その変更の認可の申請	農業協同組合併助成法第14条(農業協同組合併助成法第8条第1項)	
都道府県農業協同組合合併推進法人の名称等の変更の届出	農業協同組合併助成法第6条第3項	
都道府県農業協同組合合併推進法人の事業計画等の認可、変更の申請	農業協同組合併助成法第8条第1項	
国債等の売買等の事業の内容及び方法の変更の認可	農業協同組合法第10条第20項後段	
信託業務の事業の種類及び方法の変更の認可	農業協同組合法第10条第21項後段	
信用事業規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第11条第3項	
信用事業規程の変更(軽微な事項)の届出	農業協同組合法第11条第4項	
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11条の15の3第3項	
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規定の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の14条第3項	
農業協同組合又は連合会の共済規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第3項	
農業協同組合の信託規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の8条第3項	
農業協同組合又は連合会の定款変更の認可の申請	農業協同組合法第44条第2項	
農業協同組合又は連合会の軽微な事項等に係る定款の変更の届出	農業協同組合法第44条第4項	
農事組合法人の定款変更の届出	農業協同組合法第72条の13第2項	
農事組合法人の組織変更の届出	農業協同組合法第73条の12第1項	
農業協同組合中央会の監査規程の変更の承認の申請	農業協同組合法第73条の26第3項	

手続名	根拠法令	備考
農業協同組合中央会の定款の変更の認可の申請	農業協同組合法第73条の3第3項	
中央会の軽微な事項等に係る定款の変更の農林水産大臣への届出	農業協同組合法第73条の3第3項	
農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法施行令第2条の2	
農用地利用規程の変更の認定	農業経営基盤強化促進法施行令第5条第1項	
農地保有合理化支援法人の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	農業経営基盤強化促進法第11条の2第3項	
農地保有合理化支援法人の債務保証に係る業務規程の変更の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の5第1項	
農地保有合理化支援法人の事業計画及び収支予算の変更の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の6第1項	
信託財産の管理方法の変更の請求	農業経営基盤強化促進法第29条	
農地保有合理化事業規程の変更又は廃止の承認	農業経営基盤強化促進法第8条第1項	
共済事業実施に関する条例変更の認可申請	農業災害補償法第85条の10	
市町村の共済事業実施区域拡張に係る市町村又は都道府県への通知	農業災害補償法第85条の6第3項	
市町村の都道府県への事務費賦課額等変更の報告	農業災害補償法施行令第2条の4第4項<農業災害補償法>	
市町村の連合会からの賦課を組合員等に充てることの変更の都道府県への報告	農業災害補償法施行令第2条の4第2項<農業災害補償法>	
農業共済組合又は連合会の事務費賦課額等変更の承認申請	農業災害補償法施行令第2条の4第1項<農業災害補償法>	
農業共済組合の事務費賦課額等変更の報告	農業災害補償法施行令第2条の4第4項<農業災害補償法>	
包括共済関係に係る家畜共済の共済金額の変更	農業災害補償法第114条第5項	
農業共済組合及び連合会の定款変更の認可申請	農業災害補償法第43条第2項	
施設の維持運営に関する協定の変更	農業振興地域の整備に関する法律施行令第15条第2項<農業振興地域の整備に関する法律第18条の1第2項>	
農業信用基金協会の定款等の変更の認可	農業信用保証保険法45条2項	
農業倉庫業者の業務規程の変更の認可の申請	農業倉庫法第13条	
連合農業倉庫業者の業務規程の変更の認可の申請	農業倉庫法第26条第1項(農業倉庫法第13条)	
全国農林漁業体験民宿業協会の住所等の変更の届出	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第16条第3項	
全国農林漁業体験民宿業協会の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第18条第1項	
農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関する適正営業規程の変更の認可	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第21条第1項	
土地の利用に関する協定の変更の認定	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第8条第1項	
登録検査機関の登録事項の変更の届出	農産物検査法第17条第7項	
登録検査機関の登録の更新の申請	農産物検査法第18条第1項	
登録検査機関の変更登録の申請	農産物検査法第19条第1項	
農地等の賃貸借契約の締結内容の変更の通知	農地法第25条第2項後段	
草地利用権の存続期間の更新等に関する承認	農地法第75条の7第1項	
国内管理人の変更の届出	農薬取締法第15条の2第3項	
外国製造農薬の輸入業者の届出事項変更及び事業廃止の届出	農薬取締法第15条の4第2項	
農薬登録の申請書記載事項の変更に係る届出	農薬取締法第6条第2項	
農薬販売業者の届出事項変更の届出	農薬取締法第8条第2項	
公益信託の受託者の住所、職業又は、信託管理人等の氏名、住所等の変更の届出	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第14条<信託法>	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第5条<信託法>	
公益信託の信託条項の変更の認可	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第8条<信託法>	
公益法人の寄附行為変更の認可	農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第4条<民法>	
公益法人の定款変更の認可	農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第4条<民法>	
代理業務の範囲の変更、廃止の認可	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第2項後段	
農林中央金庫の定款の変更の認可	農林中央金庫法第49条第2項	
農林中央金庫の定款の変更の届出(軽微な事項その他の省令で定める事項に係るもの)	農林中央金庫法第49条第3項	
信託業務の種類及び方法の変更の認可	農林中央金庫法第54条第10項後段	
証取法第65条第2項各号に定める業務(証券業務)の内容及び方法の変更の認可	農林中央金庫法第54条第9項後段	
登録格付機関の登録事項の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第16条第6項	
登録格付機関の格付業務規程の変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の2第1項	
登録認定機関の登録の更新の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の6第2項において準用する第17条第2項において準用する第16条第1項	
登録認定機関の認定業務規程の変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の6第2項において準用する第17条の2第1項	
登録外国格付機関の格付業務規程の変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の6の2第2項において準用する17条の2第1項	
登録外国格付機関の変更・廃止の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の6の2第2項において準用する第16条第6項	
登録外国格付機関の登録の更新の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の6の2第2項において準用する第17条第2項において準用する第16条第1項	

手続名	根拠法令	備考
登録外国認定機関の登録事項の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の6の4第2項において準用する第16条第6項	
登録外国認定機関の認定業務規程の変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の6の4第2項において準用する第17条の2第1項	
肥料生産事業場に係る略称届出事項変更の届出	肥料取締法施行規則第11条第2項 肥料取締法	
公定規格が定められている普通肥料の登録の更新	肥料取締法第12条第2項	
普通肥料の登録事項変更の届出	肥料取締法第13条	
指定配合肥料の生産業者の届出事項変更の届出	肥料取締法第16条の2第3項	
特殊肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出	肥料取締法第22条第2項前段	
肥料販売業務の届出事項変更の届出	肥料取締法第23条第2項前段	
国内管理人の変更等の届出	肥料取締法第33条の2第3項	
外国生産肥料の輸入業者届出事項変更の届出	肥料取締法第33条の4第2項前段	
分収林契約に係る募集又は途中募集の届出の変更の届出	分収林特別措置法第5条第2項	
市民農園の整備運営計画の変更認定	市民農園整備促進法第7条第5項	
事業実施計画等の変更認可	緑資源公団法第23条第1項	
国土緑化推進機構の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第15条(第8条第1項)	
国土緑化推進機構の名称、住所又は事務所所在地の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第15条で準用する同法第5条第3項	
都道府県緑化推進委員会の名称、住所又は事務所所在地の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第5条第3項	
都道府県緑化推進委員会の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第8条第1項	
森林施業計画の変更の認定	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第1項	
木材安定供給確保支援法人の名称、住所又は事務所所在地の変更届け出	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第17条第3項	
木材安定供給確保支援法人の債務保証業務に係る業務規程の変更の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第20条第1項後段	
木材安定供給確保支援法人の事業計画及び収支予算の変更の認可	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第21条第1項後段	
事業計画の変更申請の認定	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第5条第1項	
外国製造承認取得者の氏名、住所等の変更の届出	薬事法施行令第1条の5の3<薬事法>	
医薬品等製造業の廃止、休止、再開及び製造管理者等の変更の届出	薬事法第19条	
国内管理人に関する変更の届出	薬事法第19条の3	
医薬品等輸入販売業の廃止、休止、再開及び輸入販売管理者の変更の届出	薬事法第23条(第19条準用)	
遊漁船業者の登録変更の届出	遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項	
優良田園住宅建設計画の変更	優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第6項	
定款変更の認可	輸出水産業の振興に関する法律第15条	
主原料購入事業に係る書類の重要記載事項変更の認可	輸出水産業の振興に関する法律第17条の2第1項後段	
役員変更の届出	輸出水産業の振興に関する法律第25条(組合法第35条の2準用)	
登録事項変更の届出	輸出水産業の振興に関する法律第3条の4第1項	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項	
指定法人の名称等の変更の届け出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	
指定法人の再商品化業務規程の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項後段	
指定法人の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項後段	
登録事項変更の届出	養鶏振興法第9条第1項	
流通業務効率化基盤整備事業に関する計画の変更の認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の3第1項	
林業経営改善計画変更の認定	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第1条第1項	
木材の生産又は流通の合理化を図るための計画の変更の認定	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第4条第1項	
登録証記載事項変更の届出	林業種苗法第13条第1項	
登録申請書記載事項の変更又は生産事業廃止の届出	林業種苗法第13条第3項	
届出事項変更の届出等	林業種苗法第17条第2項	
林業労働力確保支援センターの名称、住所又は事務所所在地の変更の届出	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第3項	
林業労働力確保支援センターが行う資金貸付業務の実施に関する規程の変更の認可	林業労働力の確保の促進に関する法律第19条第1項後段	
林業労働力確保支援センターの事業計画書及び収支予算書の変更の認可	林業労働力の確保の促進に関する法律第20条第1項後段	
林業労働者を雇用して森林施業を行う事業主が雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るための改善措置についての計画の変更の認定	林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第1項	
飼料製造業者等届出事項変更の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第18条第4項前段	
手続件数		355件

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(農林水産省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
関税割当証明書	関税割当制度に関する政令第2条第3項	農林水産省 経済産業省	平成17年度までに、財務省より電子証明書の二次流通機能の方策が示されることを前提に電子化予定
軽減税率を適用するための証明書	関税暫定措置法施行令第63条第2項	農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省	平成17年度までに、財務省より電子証明書の二次流通機能の方策が示されることを前提に電子化予定
仮登録証(肥料取締法第5条)	肥料取締法第5条	農林水産省	平成15年度に電子化。
証明書(肥料取締法)	輸入肥料の税関における肥料取締法上の確認事務について(通知)(昭和59年3月14日 59農蚕第1213号 農蚕園芸局長)	農林水産省	平成15年度に電子化。
登録証(肥料取締法第4条第3項)	肥料取締法第4条第3項	農林水産省	平成15年度に電子化。
飼料に供する種類の調製品につき軽減税率を適用するための証明書	関税定率法施行令第58条第2項	農林水産省	平成17年度までに、財務省より電子証明書の二次流通機能の方策が示されることを前提に電子化予定
野菜栽培用の豆の証明に係る農林水産大臣が発給した証明書	野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令(平成七年三月二十四日農林水産省令第十四号)	農林水産省	平成17年度までに、財務省より電子証明書の二次流通機能の方策が示されることを前提に電子化予定
動物用医薬品(医薬部外品、医薬用具)輸入販売許可証(薬事法第22条第1項)	薬事法第22条第1項	農林水産省	平成15年度に電子化。
牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものの証明に係る農林水産大臣が発給した証明書	牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令(平成七年三月二十日農林水産省令第十三号)	農林水産省	証明書の利用が、携帯を前提としているため、15年度に方策を検討し、17年度までに電子化する。
無税を適用する馬の証明に係る農林水産大臣が発給した証明書	牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令(平成七年三月二十日農林水産省令第十三号)	農林水産省	証明書の利用が、携帯を前提としているため、15年度に方策を検討し、17年度までに電子化する。
租税特別措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第五号の下欄に規定する地域内にある農業の用に供する土地等である場合において、租税特別措置法施行令第三十九条の七第十九項第一号に掲げる場合に該当するときは、農林水産大臣から交付を受けた書類で当該土地等の所在地が同号に規定する農林水産大臣が指定する区域内である旨並びに農林水産大臣が同号に規定する事情に照らし適当であると認める旨及び当該事情の説明の記載のあるもの	租税特別措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第七項若しくは第八項 租税特別措置法施行令第三十九条の七第十九項第一号	農林水産省 (又は地方公共団体 (各都道府県))	発行主体が農林水産省であるものについては平成15年度に電子化する。
租税特別措置法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第五号の下欄に規定する地域内にある農業の用に供する土地等である場合において、租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、農林水産大臣から交付を受けた書類で当該土地等の所在地が同号に規定する農林水産大臣が指定する区域内である旨並びに農林水産大臣が同号に規定する事情に照らし適当であると認める旨及び当該事情の説明の記載のあるもの	租税特別措置法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第八項若しくは第九項 租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第五号 租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十項第一号	農林水産省 (又は地方公共団体 (各都道府県))	発行主体が農林水産省であるものについては平成15年度に電子化する。
租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の下欄に掲げる資産であり、表の第十六号の下欄に規定する埋立地又は干拓地の区域内にある土地等の取得をした場合には、土地改良法第九十四条の八第三項の規定により農林水産大臣から交付を受けた同項の配分通知書又はその写し	租税特別措置法施行規則第22条の7第7項第11号ホ (土地改良法第94条の8第3項)	農林水産省 (又は地方公共団体 (各都道府県))	発行主体が農林水産省であるものについては平成15年度に電子化する。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の下欄に掲げる資産であり、租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号に規定する埋立地又は干拓地の区域内にある土地等の取得をした場合には、土地改良法第九十四条の八第三項の規定により農林水産大臣から交付を受けた同項の配分通知書又はその写し	租税特別措置法施行規則第22条の69第5項第11号ホ(土地改良法第94条の8第3項)	農林水産省(又は地方公共団体(各都道府県))	発行主体が農林水産省であるものについては平成15年度に電子化する。
租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号に掲げる試験研究に要した費用の額として農林水産大臣、経済産業大臣又は総務大臣が認定した金額で、当該認定に係る書類の写し	租税特別措置法施行規則第5条の6	農林水産省	証明書の電子化については、財務省ほか7省との協議が必要であり、方策を検討し、平成17年度までに電子化。
米穀等輸入納付金納付申出書(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条	農林水産省	平成15年度に電子化。
米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条	農林水産省	平成15年度に電子化。
米穀等輸入納付金納付決定通知書(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条	農林水産省	平成15年度に電子化。
納入告知書・領収証書(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条	農林水産省	平成15年度に電子化。
麦等輸入納付金納付申出書(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第70条)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第70条	農林水産省	平成15年度に電子化。
輸入米穀買入契約書(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条2項)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条2項	農林水産省	平成15年度に電子化。
輸入米穀の特別売買契約書(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第62条1項)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第62条1項	農林水産省	平成15年度に電子化。
輸入麦等委託契約書(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条2項)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条2項	農林水産省	平成15年度に電子化。
麦等及び米穀等に係る農林水産大臣が発給する証明書	関税暫定措置法施行令第2条	農林水産省	連名に関する電子化方策が示されたのち、平成17年度に電子化する。
森林施業計画書及び認定書	森林法施行規則第9条、第13条の2	農林水産省	平成15年度に電子化。
行政庁の認可書写し	水産業協同組合法第12条 森林組合法第15条第1項	農林水産省	平成15年度に電子化。
許可証(許可漁業)	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第11条	農林水産省(又は地方公共団体(各都道府県))	発行主体が農林水産省であるものについては平成15年度に電子化する。
本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され若しくは製造された製品であることを証する書類(農林水産大臣が発給する陸揚げ等の指令書等)	関税定率法施行令第16条の6	農林水産省	平成15年度に電子化。
輸入許可証(水産資源保護法第13条の2第1項)	水産資源保護法第13条の2第1項	農林水産省	平成15年度に電子化。
対象件数	29件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	21件	—	—

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
年金証書	農業者年金基金法施行規則(平成13年12月27日農林水産省令第152号第17条)厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令	特殊法人(農業者年金基金)特殊法人(農林漁業団体共済組合)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
租税特別措置法施行令に規定する農地、採草放牧地及び準農地の贈与をした者が、同法に規定する者に該当する旨について、農業委員会が行った証明	地方税法附則第12条第1項 地方税法施行令附則第10条第3項 地方税法施行規則附則第4条	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書	合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
市町村長の青色申告書を提出する個人が租税特別措置法第13条の3第1項第1号ニに掲げる要件(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)を満たすものである旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23①五	地方公共団体(市町村)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
市町村長の青色申告書を提出する個人が租税特別措置法第13条の3第1項第1号ニに掲げる要件を満たすものである旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23①四	地方公共団体(市町村)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
受贈者が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められる旨の農地等の所在地を管轄する農業委員会の証明書	租税特別措置法施行規則第23条の7第13項	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
使用貸借による権利の設定を受けた者が受贈者の他の推定相続人等に該当することを証する農業委員会の証明書	租税特別措置法施行令第40条の6第15項第2号	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
使用貸借による権利の設定をした受贈者の推定相続人が租税特別措置法施行令第40条の6第12項に掲げる要件のすべてに該当することを証する農業委員会の証明書	租税特別措置法第70条の4第5項 施行規則23条の7第8項	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
租税特別措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第五号の下欄に規定する地域内にある農業の用に供する土地等である場合において、租税特別措置法施行令第三十九条の七第十九項第一号に掲げる場合に該当するときは、農林水産大臣から交付を受けた書類で当該土地等の所在地が同号に規定する農林水産大臣が指定する区域内である旨並びに農林水産大臣が同号に規定する事情に照らし適当であると認める旨及び当該事情の説明の記載のあるもの	租税特別措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第七項若しくは第八項 租税特別措置法施行令第三十九条の七第十九項第一号	地方公共団体(都道府県知事)(又は農林水産省)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
租税特別措置法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第五号の下欄に規定する地域内にある農業の用に供する土地等である場合において、租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、農林水産大臣から交付を受けた書類で当該土地等の所在地が同号に規定する農林水産大臣が指定する区域内である旨並びに農林水産大臣が同号に規定する事情に照らし適当であると認める旨及び当該事情の説明の記載のあるもの	租税特別措置法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第八項若しくは第九項 租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第五号 租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十項第一号	地方公共団体(都道府県知事)(又は農林水産省)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
都道府県知事から交付を受けた共同改善計画認定に係る租税特別措置法第13条の3第1項第4号の認定をした旨を証する書類の写し	租税特別措置法施行規則5の23⑨三	地方公共団体(都道府県知事)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
都道府県知事から交付を受けた林業経営改善計画認定に係る租税特別措置法第13条の3第1項第3号の認定をした旨を証する書類の写し	租税特別措置法施行規則5の23⑨二	地方公共団体(都道府県知事)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
農業相続人が相続又は遺贈により取得をした農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書	租税特別措置法施行規則第23条の7第30項	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
他の推定相続人等に係る租税特別措置法施行規則第23条の7第10項に規定する農業委員会の書類	租税特別措置法施行規則第23条の7第10項	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
市町村から交付を受けた農業経営改善計画認定に係る租税特別措置法第13条第1項第1号又は第2号の認定をした旨を証する書類の写し	租税特別措置法施行規則5の23⑨一	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の下欄に掲げる資産であり、表の第十六号の下欄に規定する埋立地又は干拓地の区域内にある土地等の取得をした場合には、土地改良法第九十四条の八第三項の規定により農林水産大臣から交付を受けた同項の配分通知書又はその写し	租税特別措置法施行規則第22条の7第7項第11号ホ(土地改良法第94条の8第3項)	地方公共団体(都道府県知事)(又は農林水産省)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の下欄に掲げる資産であり、租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号に規定する埋立地又は干拓地の区域内にある土地等の取得をした場合には、土地改良法第九十四条の八第三項の規定により農林水産大臣から交付を受けた同項の配分通知書又はその写し	租税特別措置法施行規則第22条の69第5項第11号ホ(土地改良法第94条の8第3項)	地方公共団体(都道府県知事)(又は農林水産省)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
都道府県知事の青色申告書を提出する個人が租税特別措置法第13条の3第1項第3号に規定する林業経営改善計画の同号の認定の申請をする日においてその受託面積が百ヘクタール以上である旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23⑥	地方公共団体(都道府県知事)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
都道府県知事の青色申告書を提出する個人が共同改善計画に従って改善措置を実施している者である旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23⑧	地方公共団体(都道府県知事)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
都道府県知事の青色申告書を提出する個人が林業経営改善計画に従って租税特別措置法第13条の3第1項第3号の林業経営の規模の拡大を行っている者である旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23⑦	地方公共団体(都道府県知事)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
農業委員会の青色申告書を提出する個人が租税特別措置法第13条の3第1項第1号イに掲げる要件を満たすものである旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23①一	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
農業委員会の青色申告書を提出する個人が租税特別措置法第13条の3第1項第1号ロに掲げる要件を満たすものである旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23①二	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
農業委員会の青色申告書を提出する個人が租税特別措置法第13条の3第1項第1号ハに掲げる要件を満たすものである旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23①三	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
農業委員会の青色申告書を提出する個人が農業経営改善計画に従って取得等をした農用地において農業を開始した者である旨を証する書類	租税特別措置法施行規則5の23④	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
農地等が農業の用に供されている旨等を証する書面	租税特別措置法施行令第40条の6第33項、第40の7第36項 租税特別措置法施行規則第23条の7第25項、第23条の8第20項	地方公共団体(農業委員会)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号に掲げる試験研究に要した費用の額として農林水産大臣、経済産業大臣又は総務大臣が認定した金額で、当該認定に係る書類の写し	租税特別措置法施行規則第5条の6等	独立行政法人(農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第十条の規定による都道府県知事のあつせん及び、同法第三条第一項の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡に該当する旨並びに当該土地の取得した者が、その有する山林の全部につき法第三十条の二第一項に規定する森林施業計画を作成し、同項に規定する受けた者又は受けることが確実である旨を証する書類	租税特別措置法施行規則第18条第4項13号	地方公共団体(都道府県知事)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
許可証(許可漁業)	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第11条	地方公共団体(都道府県知事)(又は農林水産省)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
水産大学の卒業証明書	独立行政法人水産大学校学則第25条(平成13年4月1日)	独立行政法人(水産大学校)	平成15年末までに電子化の可否について結論を得て、平成17年度までに所要の措置を講ずる
対象件数	29件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方針を提示する件数	-348-	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添4

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
中長期計画書の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の2第1項	経済産業省	財務省、農林水産省、国土交通省
定期報告書(熱)の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条	経済産業省	財務省、農林水産省、国土交通省
事業計画の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条	経済産業省	農林水産省、国土交通省
事業計画の変更の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条	経済産業省	農林水産省、国土交通省
禁止動物の輸入許可証の交付	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条	農林水産省	厚生労働省
優先出資の発行の認可 (申請者が農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会の場合)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項	農林水産省	金融庁
優先出資引受権の付与の認可 (申請者が農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会の場合)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第6条第2項	農林水産省	金融庁
払込取扱金融機関の変更の認可 (申請者が農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会の場合)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条	農林水産省	金融庁
優先出資の消却の認可 (申請者が農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会の場合)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第2項	農林水産省	金融庁
優先出資の分割の認可 (申請者が農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会の場合)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第2項	農林水産省	金融庁
優先出資者による優先出資者総会招集の認可 (申請者が農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会の場合)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第34条第3項	農林水産省	金融庁
資本準備金の資本組入れの認可 (申請者が農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会の場合)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第37条第4項	農林水産省	金融庁
認可事項の実行の届出 (申請者が農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会の場合)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第42条	農林水産省	金融庁
指定省資源事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に係る業務の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第37条第2項	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
定期報告書(電気)	省エネ法第11条/エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第10条第2項	経済産業省	農林水産省、国土交通省
指定弁済機関の指定	商品取引所法第九十七条の七第二項	農林水産省	経済産業省
弁済業務に係る商品市場の変更の認可	商品取引所法第九十七条の九	農林水産省	経済産業省
弁済契約の締結等の報告	商品取引所法第九十七条の十一第二項	農林水産省	経済産業省
弁済業務規程の認可	商品取引所法第九十七条の十二第一項	農林水産省	経済産業省
弁済業務規程の変更の認可	商品取引所法第九十七条の十二第一項	農林水産省	経済産業省
指定弁済機関の事業計画等の認可	商品取引所法第九十七条の十三第一項	農林水産省	経済産業省
指定弁済機関の事業計画等の変更の認可	商品取引所法第九十七条の十三第一項	農林水産省	経済産業省
指定弁済機関の事業報告書等の提出	商品取引所法第九十七条の十三第二項	農林水産省	経済産業省
商品先物取引協会による外務員の登録、登録の変更、抹消の届出	商品取引所法第百三十六条の十一第四項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の設立認可	商品取引所法第百三十六条の四十二第一項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更認可	商品取引所法第百三十六条の四十四第二項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の事務所の所在の場所、役員及び協会の氏名又は名称の変更の届出	商品取引所法第百三十六条の四十四第三項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の規則の作成、変更又は廃止の届出	商品取引所法第百三十六条の四十四第三項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の解散の届出	商品取引所法第百三十六条の五十七第二項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の事業概況報告書等の提出	商品取引所法第百三十六条の六十四	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の苦情の処理状況報告書の提出	商品取引所法施行規則第六十四条	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会のあっせん及び調停の処理状況報告書の提出	商品取引所法施行規則第六十五条	経済産業省	農林水産省
商品投資販売業者の許可(申請等)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品投資販売業者の許可(申請等) (商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第15第1項第1号(農林水産関係商品投資販売業)の許可の申請の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
商品投資販売業者の許可の有効期間の更新(申請等)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条第1項	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品投資販売業者の許可の有効期間の更新(申請等) (商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第15第1項第1号(農林水産関係商品投資販売業)の許可の申請の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条第1項	農林水産省	金融庁
商品投資販売業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	商品投資に係る事業の規制に関する法律第9条	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品投資販売業者の業務の種類及び方法等の変更の認可 (商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第15第1項第1号(農林水産関係商品投資販売業)に規定する業者の認可申請の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第9条	農林水産省	金融庁
商品投資販売業者の許可申請書記載事項等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品投資販売業者の許可申請書記載事項等の変更の届出 (商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第15第1項第1号(農林水産関係商品投資販売業)に規定する業者の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条	農林水産省	金融庁
商品投資販売業者の廃業等の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第11条第1項	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品投資販売業者の廃業等の届出 (商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第15第1項第1号(農林水産関係商品投資販売業)に規定する業者の場合)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第11条第1項	農林水産省	金融庁
商品投資販売業者の業務報告書の提出	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第十四条	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品投資販売業者の業務報告書の提出 (商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第15第1項第1号(農林水産関係商品投資販売業)の許可の申請の場合)	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第十四条	農林水産省	金融庁
商品投資販売業者の中間業務報告書の提出	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第十四条	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品投資販売業者の中間業務報告書の提出 (商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第15第1項第1号(農林水産関係商品投資販売業)の許可の申請の場合)	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第十四条	農林水産省	金融庁
商品投資顧問業者の許可(申請等)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第31条	経済産業省	農林水産省
商品投資顧問業者の許可の有効期間の更新(申請等)	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項(第8条第1項準用)	経済産業省	農林水産省
商品投資顧問業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項(第9条準用)	経済産業省	農林水産省
商品投資顧問業者の許可申請書記載事項等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項(第10条準用)	経済産業省	農林水産省
商品投資顧問業者の廃業等の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項(第11条第1項準用)	経済産業省	農林水産省
登録再生利用事業者の登録	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条	農林水産省	経済産業省、環境省
登録再生利用事業者の登録事項の変更、廃止の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条第5項	農林水産省	経済産業省、環境省
登録再生利用事業者の登録の更新	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第2項	農林水産省	経済産業省、環境省
登録再生事業者の料金の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第14条第1項	農林水産省	経済産業省、環境省
再生利用事業計画の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第18条	農林水産省	財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
再生利用事業計画の変更の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条	農林水産省	財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
利用計画の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条第1項	経済産業省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省
利用計画の変更の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項	経済産業省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省
森林組合に対する倉庫証券発行許可	森林組合法第15条第1項	農林水産省	国土交通省
森林組合連合会に対する倉庫証券発行許可	森林組合法第109条第1項(第15条第1項準用)	農林水産省	国土交通省
事業計画等の変更届出(事業計画書 倉庫保管約定書)	水産業協同組合法及び森林組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第2条第1項	農林水産省	国土交通省
定期報告書の提出(倉庫証券発行倉庫の受寄物入庫高・出庫高報告書 倉庫証券発行高、回収高及び期末流通高報告書)	水産業協同組合法及び森林組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第3条	農林水産省	国土交通省
臨時報告書の提出(組合の名称・住所変更 定款(地区・事業・組合員等の資格等)の変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生)	水産業協同組合法及び森林組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第4条	農林水産省	国土交通省
倉庫証券発行の許可承継の届出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第6条	農林水産省	国土交通省
信託業務の事業の認可	水産業協同組合法第11条第5項前段	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第11条第5項後段	農林水産省	金融庁
信用事業規程の認可	水産業協同組合法第11条の3第1項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第11条の3第3項	農林水産省	金融庁
地方公共団体等に対する貸付の最高限度の認可	水産業協同組合法第11条の4	農林水産省	金融庁
信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第11条の7第1項ただし書	農林水産省	金融庁
合算信用供与等限度額を超える合算信用供与等の特例の承認	水産業協同組合法第11条の7第2項後段(第11条の7第1項ただし書準用)	農林水産省	金融庁
特定関係者との取引の承認	水産業協同組合法第11条の8ただし書	農林水産省	金融庁
資源管理規程の変更の認可	水産業協同組合法第15条の2第1項後段	農林水産省	金融庁
共済規程設定の認可	水産業協同組合法第15条の3第1項	農林水産省	金融庁
共済規程の変更又は廃止の認可(1)事業の実施方法(2)契約の方法内容(3)共済掛金、責任準備金の算出方法(4)経理方法(5)その他	水産業協同組合法第15条の3第2項	農林水産省	金融庁
第17条第1項の条件を欠く場合の届出	水産業協同組合法第17条第4項	農林水産省	金融庁
付随、関連子会社の保有に係る認可	水産業協同組合法第17条の2第3項	農林水産省	金融庁
付随、関連子会社を引き続き保有することに係る認可	水産業協同組合法第17条の2第4項ただし書	農林水産省	金融庁
従属会社を子会社とする場合等の届出	水産業協同組合法第17条の2第8項	農林水産省	金融庁
基準株式等を超える株式等の取得、所有に係る承認	水産業協同組合法第17条の3第2項ただし書	農林水産省	金融庁
役員の内職又は兼業の特例の認可	水産業協同組合法第35条の2第1項ただし書	農林水産省	金融庁
定款変更の認可	水産業協同組合法第48条第2項	農林水産省	金融庁
信用事業の全部の譲渡の届出	水産業協同組合法第54条の2第4項	農林水産省	金融庁
共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出	水産業協同組合法第54条の3第4項(第54条の2第4項準用)	農林水産省	金融庁
業務報告書の提出	水産業協同組合法第58条の2第1項	農林水産省	金融庁
連結業務報告書の提出	水産業協同組合法第58条の2第2項	農林水産省	金融庁
設立の認可	水産業協同組合法第63条第1項	農林水産省	金融庁
解散の決議の認可	水産業協同組合法第68条第2項	農林水産省	金融庁
解散の届出	水産業協同組合法第68条第5項	農林水産省	金融庁
合併の認可	水産業協同組合法第69条第2項	農林水産省	金融庁
認可対象会社を子会社とする場合の認可	水産業協同組合法第87条の3第3項	農林水産省	金融庁
子会社対象会社を認可対象会社に変更する場合の認可	水産業協同組合法第87条の3第4項(第87条の3第3項準用)	農林水産省	金融庁
従属会社を子会社とする場合等の届出	水産業協同組合法第87条の3第6項	農林水産省	金融庁
解散の決議の認可	水産業協同組合法第91条の2第2項	農林水産省	金融庁
解散の届出	水産業協同組合法第91条の2第5項	農林水産省	金融庁
権利義務の包括承継の認可	水産業協同組合法第91条の3第2項(第69条第2項準用)	農林水産省	金融庁
資源管理規程の廃止の届出	水産業協同組合法施行令第5条の2第3項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
金利先渡取引事業の開始の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第1条第1項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
連合会の報告及び資料の提出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第10条の4第1項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
組合の報告及び資料の提出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第10条の4第2項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
信用事業及び財産の状況に関する説明書類の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第10条の4第5項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
子会社情報の届出	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第10条の4第6項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
業務報告書又は連結業務報告書提出遅延に係る事前承認	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第11条第4項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
縦覧書類の縦覧遅延に係る事前承認	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第11条の3第2項<水産業協同組合法>	農林水産省	金融庁
特定国内希少野生動物種に関する特定国内種事業届出	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第30条第1項	農林水産省	環境省
特定国内希少野生動物種に関する特定国内種事業の変更及び廃止の届出	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第30条第3項	農林水産省	環境省
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	経済産業省	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	経済産業省	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
定款又は業務方法書の変更の認可(定款)(1)目的、名称、区域、事務所所在地(2)業務(3)会員の資格等の規定(4)出資金、剰余金、損失金、準備金(5)役員の数等(6)その他(業務方法書)(1)被保証人の資格等(2)保証の範囲(3)保証金額等の最高限度	中小漁業融資保証法第38条第2項	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
設立の認可	中小漁業融資保証法第50条	農林水産省	金融庁
解散の決議の認可	中小漁業融資保証法第53条第2項	農林水産省	金融庁
合併の認可	中小漁業融資保証法第54条第2項	農林水産省	金融庁
名称等変更の届出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第三条	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業計画書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四条第一項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業報告書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四条第二項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
変更事業計画書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四条第二項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
中期計画を記載した許可申請書	独立行政法人北海道開発土木研究所の業務運営に関する省令第2条第1項	国土交通省	農林水産省
中期計画の変更事項及び理由を記載した許可申請書	独立行政法人北海道開発土木研究所の業務運営に関する省令第2条第2項	国土交通省	農林水産省
年度計画の変更事項及び理由を記載した届出書	独立行政法人北海道開発土木研究所の業務運営に関する省令第4条第2項	国土交通省	農林水産省
国債等の募集取扱事業の認可	農業協同組合法第10条第17項	農林水産省	金融庁
農協の金融デリバティブ取引等の認可	農業協同組合法第10条第18項	農林水産省	金融庁
連合会の金融デリバティブ取引等の認可	農業協同組合法第10条第19項	農林水産省	金融庁
国債等の売買等の事業の内容及び方法の変更の認可	農業協同組合法第10条第20項後段	農林水産省	金融庁
信託業務の事業の種類及び方法の変更の認可	農業協同組合法第10条第21項後段	農林水産省	金融庁
社債等の募集の受託等の事業の認可	農業協同組合法第10条第22項	農林水産省	金融庁
農業協同組合及び信連の指定	農業協同組合法第10条第26項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の承認	農業協同組合法第11条第1項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第11条第3項	農林水産省	金融庁
信用事業規程の変更(軽微な事項)の届出	農業協同組合法第11条第4項	農林水産省	金融庁
大口信用供与規制の特例の承認	農業協同組合法第11条の3第1項ただし書	農林水産省	金融庁
連結ベースの大口信用供与規制の特例の承認	農業協同組合法第11条の3第2項後段において準用する同条第1項ただし書	農林水産省	金融庁
特定関係者との利益相反取引等をやむを得なく実行する場合の承認	農業協同組合法第11条の3の2ただし書	農林水産省	金融庁
信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項	農林水産省	金融庁
業務報告書提出延期の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第53条題4項	農林水産省	金融庁
業務報告書縦覧延期の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第56条第2項	農林水産省	金融庁
組合の諸報告	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項	農林水産省	金融庁
縦覧書類の届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第4項	農林水産省	金融庁
組合等の諸届出	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第3項	農林水産省	金融庁
主務大臣が定める基準に該当する組合の行政庁の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条	農林水産省	金融庁
組合の自己資本比率を改善する計画の提出	農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令第2条第1項	農林水産省	金融庁
連合会の自己資本比率を改善する計画の提出	農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令第4条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の共済実施規定の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の共済規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第3項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規定の承認	農業協同組合法第11の14条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の宅地等供給事業実施規定の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の14条第3項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の承認の申請	農業協同組合法第11条の15の3第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の農業経営規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11条の15の3第3項	農林水産省	金融庁
農業協同組合が子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出	農業協同組合法第11条の16第3項	農林水産省	金融庁
農業協同組合が信用事業会社である国内の会社の株式等を、基準株式数等を超えて取得する場合に、1年を超えて所有することについての承認	農業協同組合法第11条の17第2項ただし書	農林水産省	金融庁
信用事業を行う連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可	農業協同組合法第11条の18第4項	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
連合会が担保権の実行等により、子会社とした認可対象会社を1年を超えて引き続き子会社と使用とすることについての認可	農業協同組合法第11条の18第5項ただし書	農林水産省	金融庁
連合会が、法第11条の18第1項各号の規定によりその子会社としている会社を当該各号のうち他の号に掲げる子会社としようとするにことについての認可	農業協同組合法第11条の18第6項	農林水産省	金融庁
連合会が認可対象会社を除く子会社対象会社を子会社としようとするにことについての届出	農業協同組合法第11条の18第9項	農林水産省	金融庁
連合会が信用事業会社である国内の会社の株式等を、基準株式数等を超えて取得する場合に、1年を超えて所有することについての承認	農業協同組合法第11条の19第2項(農業協同組合法第11条の17第2項)	農林水産省	金融庁
信用事業を行う農協・信連の役員及び参事の兼職・兼業の認可	農業協同組合法第31条の2第1項ただし書	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の仮理事の選任又は総会の招集の申請	農業協同組合法第40条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の定款変更の認可の申請	農業協同組合法第44条第2項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の軽微な事項等に係る定款の変更の届出	農業協同組合法第44条第4項	農林水産省	金融庁
信用事業の譲渡又は譲受けの認可	農業協同組合法第50条の2第3項	農林水産省	金融庁
全部事業譲渡終了の届出	農業協同組合法第50条の2第7項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の共済事業の譲渡の届出	農業協同組合法第50条の3第5項(農業協同組合法第50条の2第5項)	農林水産省	金融庁
業務報告書の提出(単体)	農業協同組合法第54条の2第1項	農林水産省	金融庁
業務報告書の提出(連結)	農業協同組合法第54条の2第2項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の設立の認可の申請	農業協同組合法第59条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の設立の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第61条第2項	農林水産省	金融庁
総会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可の申請	農業協同組合法第64条第2項	農林水産省	金融庁
総代会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可に関する証明の請求	農業協同組合法第64条第4項(農業協同組合法第64条第3項)	農林水産省	金融庁
総代会における農業協同組合又は連合会の解散の議決の認可の申請	農業協同組合法第64条第4項(農業協同組合法第64条第2項)	農林水産省	金融庁
連合会の解散の届出	農業協同組合法第64条第7項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の合併の認可の申請	農業協同組合法第65条第2項	農林水産省	金融庁
農業協同組合又は連合会の合併の認可に関する証明書の請求	農業協同組合法第65条第3項	農林水産省	金融庁
会員が一人になった連合会の権利義務の当該会員への承継の認可の申請	農業協同組合法第70条第2項(農業協同組合法第65条第2項)	農林水産省	金融庁
会員が一人になった連合会の権利義務の当該会員への承継の認可に関する証明書の請求	農業協同組合法第70条第2項(農業協同組合法第65条第3項)	農林水産省	金融庁
農業協同組合若しくは連合会又は中央会の業務又は会計の検査の請求	農業協同組合法第94条第1項	農林水産省	金融庁
農業協同組合若しくは連合会又は中央会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消の請求	農業協同組合法第96条第1項	農林水産省	金融庁
農業信用基金協会の設立の認可	農業信用保証保険法26条	農林水産省	金融庁
農業信用基金協会の定款等の変更の認可	農業信用保証保険法45条第2項	農林水産省	金融庁
農業信用基金協会の解散の認可	農業信用保証保険法49条第2項	農林水産省	金融庁
会員からの検査請求	農業信用保証保険法56条第1項	農林水産省	金融庁
会員からの決議の取消請求	農業信用保証保険法58条第1項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の国内における従たる事務所の設置、移転、廃止の届出	農林中央金庫法第3条第3項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の外国における従たる事務所の設置、移転、廃止の認可	農林中央金庫法第3条第4項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の資本金の減少の認可	農林中央金庫法第4条第3項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の資本金の増加の届出	農林中央金庫法第4条第4項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の定款の変更の認可	農林中央金庫法第49条第2項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫の定款の変更の届出(軽微な事項その他の省令で定める事項に係るもの)	農林中央金庫法第49条第3項	農林水産省	金融庁
会員以外に対する資金の貸付けの認可	農林中央金庫法第54条第3項	農林水産省	金融庁
証取法第65条第2項各号に定める業務(証券業務)の内容及び方法の変更の認可	農林中央金庫法第54条第9項後段	農林水産省	金融庁
信託業務の種類及び方法の変更の認可	農林中央金庫法第54条第10項後段	農林水産省	金融庁
同一人に対する信用供与限度額超過に関する承認	農林中央金庫法第58条第1項ただし書	農林水産省	金融庁
特定関係者との利益相反取引等をやむを得なく実行する場合の承認	農林中央金庫法第59条第1項	農林水産省	金融庁
農林債券の発行の届出	農林中央金庫法第63条	農林水産省	金融庁
認可対象会社を子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第4項	農林水産省	金融庁
担保権の実行等により子会社とした認可対象会社を1年を超えて引き続き子会社とする場合の認可	農林中央金庫法第72条第5項	農林水産省	金融庁
子会社対象会社(認可対象会社を除く)を子会社とする場合等の届出	農林中央金庫法第72条第9項	農林水産省	金融庁
担保権の実行等により、国内の会社の株式等の基準議決権数等を超えて引き続き1年を超えて取得、保有する場合の承認	農林中央金庫法第73条第2項ただし書	農林水産省	金融庁
業務報告書の提出(連結)	農林中央金庫法第80条第2項	農林水産省	金融庁
解散の決議の認可	農林中央金庫法第91条第2項	農林水産省	金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
基本方針の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第4条第6項	農林水産省	金融庁
合併の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第15条第1項	農林水産省	金融庁
合併の実行の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第18条第1項	農林水産省	金融庁
6ヶ月以内に合併を実行しない場合の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第18条第2項	農林水産省	金融庁
信連と合併した場合の業務継続の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第19条第4項	農林水産省	金融庁
信連から事業譲渡を受けた場合の業務継続の承認	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第27条	農林水産省	金融庁
指定支援法人の指定	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第32条第1項	農林水産省	金融庁
指定支援法人の名称、住所等の変更の届出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第32条第3項	農林水産省	金融庁
支援業務の一部を金融機関に委託することの認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第34条第1項	農林水産省	金融庁
指定支援法人の事業計画書及び収支予算書の変更の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第36条第1項	農林水産省	金融庁
指定支援法人の事業報告書及び収支決算書の提出	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第36条第2項	農林水産省	金融庁
代理業務の範囲の変更、廃止の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第3項	農林水産省	金融庁
組合から主務大臣への資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第61条第6項	農林水産省	金融庁
組合から主務大臣への債権者間の衡平を図るための資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第61の2条第3項	農林水産省	金融庁
連合会等から主務大臣への資金援助の申込みを行った旨の報告	農水産業協同組合貯金保険法第62条第3項	農林水産省	金融庁
農中の指導に基づき行われる合併等に係る資金援助の申込みを行った旨の指定支援法人から主務大臣への報告の受理	農水産業協同組合貯金保険法第62の2条第2項	農林水産省	金融庁
適格性の認定申請書の受理(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第63条第1項	農林水産省	金融庁
適格性の認定申請書の受理(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第63条第1項	農林水産省	金融庁
合併等の契約の報告等の受理(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第66条第1項	農林水産省	金融庁
合併等のための総会結果(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第67条第1項	農林水産省	金融庁
信用事業譲渡等のための裁判所の認可が得られなかったときの報告(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第67条第2項	農林水産省	金融庁
農林中央金庫に係る業務の継続の特例の計画の承認(中金 主務大臣)	農水産業協同組合貯金保険法第68条第2項	農林水産省	金融庁
追加的資金援助の申込みの報告(組合 主務大臣)(法第61条第6項準用)	農水産業協同組合貯金保険法第69条第4項	農林水産省	金融庁
債権者間の衡平を図るための資金援助の申込み報告(組合 国)(法第61条の2第3項準用)	農水産業協同組合貯金保険法第69条第4項	農林水産省	金融庁
債務超過又は貯金等の払戻しを停止するおそれの申出(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法第83条第5項	農林水産省	金融庁
法第85条第5項により準用する民事再生法第70条第1項の承認	農水産業協同組合貯金保険法第85条第5項により準用する民事再生法第70条第1項	農林水産省	金融庁
法第85条第5項により準用する民事再生法第70条第2項の承認	農水産業協同組合貯金保険法第85条第5項により準用する民事再生法第70条第2項	農林水産省	金融庁
管理人と被管理農水産業協同組合との取引の承認(国 管理人)	農水産業協同組合貯金保険法第92条第1項	農林水産省	金融庁
管理期間の延長の承認(国 管理人)	農水産業協同組合貯金保険法第96条	農林水産省	金融庁
自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出	農水産業協同組合貯金保険法第99条第1項	農林水産省	金融庁、財務省
経営健全化計画の提出	農水産業協同組合貯金保険法第100条第2項	農林水産省	金融庁、財務省
資金援助の申込みの報告(組合 国)(法第61条第6項準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6の5条第3項	農林水産省	金融庁、財務省
連合会等から主務大臣への資金援助の申込みの報告(法第62条第3項準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6の6条第2項	農林水産省	金融庁、財務省
特定合併の契約の報告等(組合 国)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6の8条第1項	農林水産省	金融庁、財務省
特定合併の総会結果の報告等(組合 国)(法第67条準用)	農水産業協同組合貯金保険法附則第6の9条	農林水産省	金融庁、財務省
管理人職務を行う者の通知	農水産業協同組合貯金保険法施行規則第30条	農林水産省	金融庁
特定施設の整備計画の認定	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第4条第1項	経済産業省	総務省、農林水産省、国土交通省
特定施設の整備計画の変更の認定	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条第1項	経済産業省	総務省、農林水産省、国土交通省
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の2第1項	国土交通省	農林水産省、経済産業省
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の変更認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の3第1項	国土交通省	農林水産省、経済産業省

対象手続件数 239件 (うち 農林水産省が窓口 197件)

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添5

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 国際開発センター	外務省	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省
社団法人 世界経済研究協会	財務省	内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団	国土交通省	内閣府、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省
社団法人 漁業信用基金中央会	農林水産省	金融庁
社団法人 森林保険協会	農林水産省	金融庁
社団法人 ジェイエフマリンバンク支援協会	農林水産省	金融庁
社団法人 ジェイエイバンク支援協会	農林水産省	金融庁
社団法人 全国農協保証センター	農林水産省	金融庁
社団法人 日本商品投資販売業協会	経済産業省	金融庁、農林水産省
財団法人 競馬・農林水産情報衛星通信機構	農林水産省	総務省
社団法人 全国漁業無線協会	農林水産省	総務省
財団法人 日本グラウンドワーク協会	農林水産省	総務省、国土交通省、環境省
社団法人 日本農村情報システム協会	農林水産省	総務省、経済産業省
財団法人 アジア人口・開発協会	厚生労働省	外務省、農林水産省
財団法人 オイスカ	外務省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
社団法人 海外農業開発協会	農林水産省	外務省
社団法人 国際農業者交流協会	農林水産省	外務省
社団法人 国際農林業協力協会	農林水産省	外務省
財団法人 緑の地球防衛基金	農林水産省	外務省、環境省
社団法人 東京農業大学醸造振興会	農林水産省	財務省
財団法人 日本容器包装リサイクル協会	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
財団法人 漁船海難遭児育英会	農林水産省	文部科学省
社団法人 国際海洋科学技術協会	文部科学省	農林水産省、経済産業省、国土交通省
財団法人 国民経済研究協会	経済産業省	文部科学省、農林水産省
財団法人 食生活研究会	農林水産省	文部科学省
社団法人 全日本菊花連盟	文部科学省	農林水産省
財団法人 大日本蚕糸会	農林水産省	文部科学省
財団法人 日本きのこセンター	農林水産省	文部科学省
社団法人 日本国民高等学校協会	農林水産省	文部科学省
財団法人 日本青年協会	文部科学省	農林水産省
財団法人 日本生物科学研究所	農林水産省	文部科学省
財団法人 日本釣振興会	農林水産省	文部科学省、環境省
財団法人 日本農業研究所	農林水産省	文部科学省
社団法人 バイオ産業情報化コンソーシアム	経済産業省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省
社団法人 富士自然動物園協会	環境省	文部科学省、農林水産省
財団法人 三井報恩会	文部科学省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
社団法人 菓子総合技術センター	農林水産省	厚生労働省
財団法人 残留農薬研究所	農林水産省	厚生労働省
財団法人 食品農医薬品安全性評価センター	厚生労働省	農林水産省
社団法人 全国拓友協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 全国はっ酵乳酸菌飲料協会	厚生労働省	農林水産省
財団法人 畜産生物科学安全研究所	農林水産省	厚生労働省
財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団	農林水産省	厚生労働省

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 日本食肉加工協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 日本青果物輸入安全推進協会	農林水産省	厚生労働省
財団法人 日本乳業技術協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 日本乳業協会	農林水産省	厚生労働省
社団法人 海外産業植林センター	経済産業省	農林水産省
社団法人 海洋産業研究会	経済産業省	文部科学省、農林水産省、国土交通省
財団法人 海洋生物環境研究所	農林水産省	経済産業省、環境省
財団法人 漁場油濁被害救済基金	農林水産省	経済産業省、国土交通省
財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会	国土交通省	農林水産省
社団法人 国土緑化推進機構	農林水産省	経済産業省
社団法人 商品取引受託債務補償基金協会	農林水産省	経済産業省
財団法人 シルクセンター国際貿易観光会館	農林水産省	経済産業省
財団法人 水利科学研究所	農林水産省	経済産業省、国土交通省
社団法人 全国商品取引所連合会	経済産業省	農林水産省
社団法人 全国食糧保管協会	農林水産省	国土交通省
社団法人 全国農協観光協会	農林水産省	国土交通省
社団法人 地域社会計画センター	農林水産省	国土交通省
財団法人 都市農地活用支援センター	国土交通省	農林水産省
社団法人 日本油料検定協会	農林水産省	国土交通省
社団法人 日本家庭園芸普及協会	国土交通省	農林水産省
社団法人 日本柑橘輸入協会	経済産業省	農林水産省
社団法人 日本環境アセスメント協会	環境省	農林水産省、経済産業省、国土交通省
社団法人 日本毛皮協会	経済産業省	農林水産省
社団法人 日本絹業協会	農林水産省	経済産業省
財団法人 日本穀物検定協会	農林水産省	国土交通省
財団法人 日本産業開発青年協会	農林水産省	国土交通省
財団法人 日本住宅・木材技術センター	国土交通省	農林水産省
社団法人 日本真珠振興会	農林水産省	経済産業省
社団法人 日本木材保存協会	農林水産省	経済産業省
社団法人 日本油化学会	農林水産省	経済産業省
財団法人 日本緑化センター	農林水産省	経済産業省、国土交通省
社団法人 農業電化協会	農林水産省	経済産業省
財団法人 農村地域工業導入促進センター	農林水産省	経済産業省
社団法人 日本有機資源協会	農林水産省	環境省
対象法人数 77法人 (うち 農林水産省が窓口 51法人)		

「レガシーシステム見直しのための農林水産省行動計画(アクション・プログラム)」

1 見直しの対象とするレガシーシステム

システム名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム ○ 林野庁における改善分散処理システム
-------	--

2 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1)レガシーシステム刷新可能性調査の実施

外部専門家による業務分析、システム分析、評価を内容とした調査の実施	レガシーシステムの見直しに向けて、レガシーシステム刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定及びこれらを踏まえた新システムへの移行について計画的に作業を進める。調査の実施に当たっては、当該システムと関係のない外部専門家による業務分析、システム分析、評価を主な内容とする。
調査の目的	本調査は、最適化計画の策定のための予備的調査として位置付け、農林水産省のレガシーシステムを新たなシステムに刷新した場合に、利便性を下げずにトータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)を下げることができるか否か、について検討し、結論を得る。また、本調査結果は公表する。
調査のポイント	<p>本調査は、主として効率性、経済性(コスト面)の評価を中心に実施する。</p> <p>1. 効率性の評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムにおける業務処理過程の合理性 <ul style="list-style-type: none"> ・求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理過程が実現されているか(過剰な業務処理過程が含まれていないか 等) ○システム構成の合理性 <ul style="list-style-type: none"> ・必要とされる業務処理過程及びデータ処理件数、データ量に対して必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているか(メインフレーム、サーバ、ネットワーク、アプリケーション、データベース 等) <p>2. 経済性の評価のポイント</p> <p>機器調達における、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発・運用経費の算定方法の妥当性 ・競争入札に移行する場合の課題(随意契約で行われている場合)等

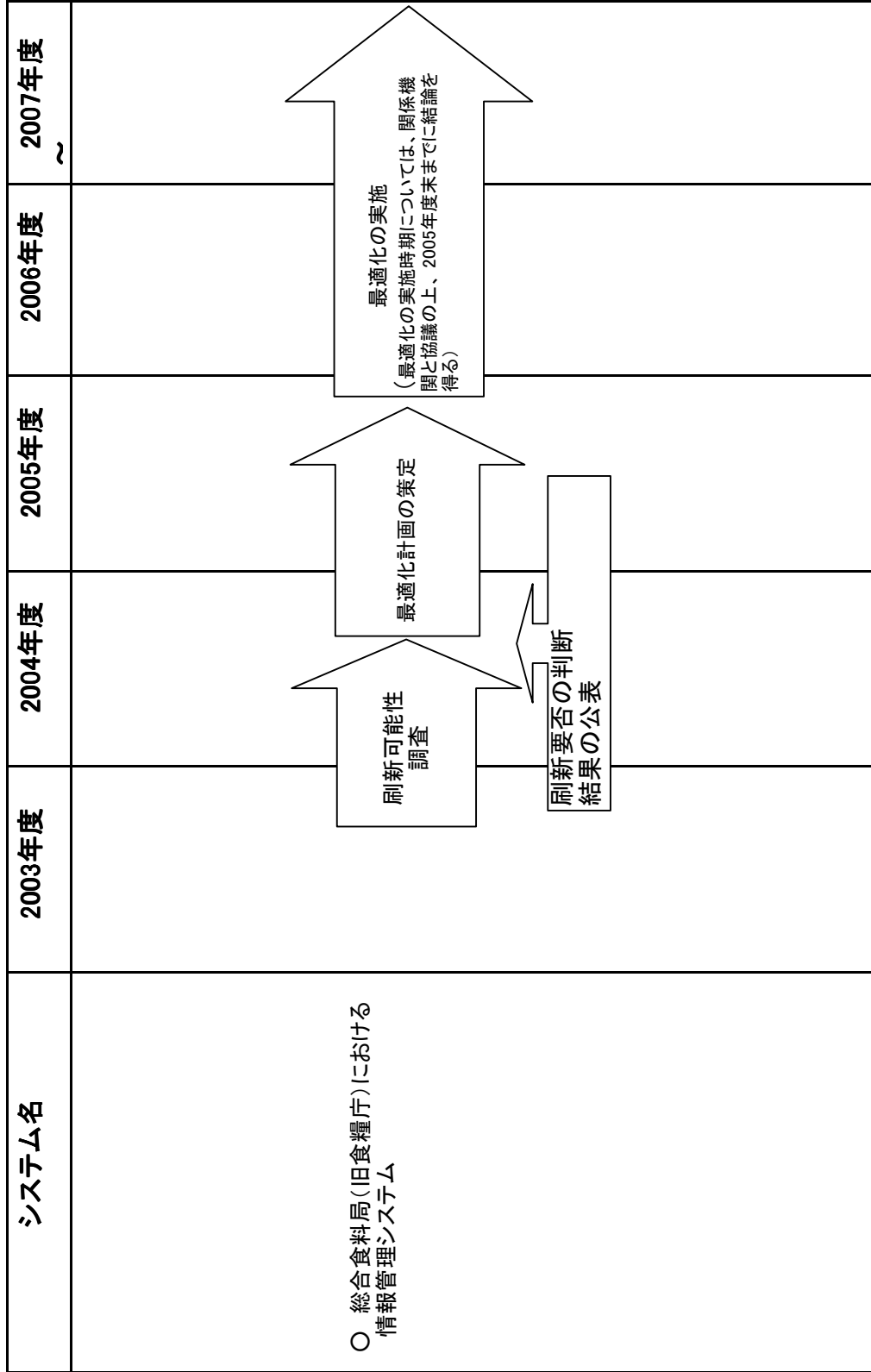
(2) 最適化計画の策定

最適化計画の策定について	<p>レガシーシステム刷新可能性調査の結果を踏まえ、業務プロセスの見直し、業務・システムの将来像等からなる最適化計画を「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を踏まえ、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に策定する。</p> <p>レガシーシステムに係る最適化計画の策定に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none">・他の業務・システムに係る最適化計画と同様に、抜本的な業務改革(業務の効率化・合理化)を行う。・業務処理過程、データ連携等で密接に関連する他のシステムとの整合性を確保しつつ行う。・汎用パッケージソフトウェアの利用、オープンシステム化の可能性について検討する。・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化、随意契約から競争入札への移行、国庫債務負担行為の活用についての可能性を検討する。
--------------	--

(3) 最適化の実施

システム及び関連業務の最適化の実施	<p>レガシーシステム刷新可能性調査、最適化計画を踏まえ、順次システム及び関連業務の最適化を実施する。なお、最適化の実施時期については、関係機関と協議の上、</p> <ul style="list-style-type: none">・総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システムについては、2006年度(平成18年度)に予定されている地方組織再編を踏まえて結論を得る。・林野庁における改善分散処理システムについては、次期の更新時期(2006年度(平成18年度)予定)までに結論を得る。
-------------------	---

「レガシーシステム見直し全体スケジュール」



「レガシーシステム見直し全体スケジュール」

システム名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度～
<p>○ 林野庁における改善分散処理システム</p>	<p>刷新可能性調査</p>	<p>最適化計画の策定</p>	<p>最適化の実施 (新システムへの移行等の実施時期は、関係機関と協議の上、次期の更新時期(2006年度予定)までに結論を得る)</p>		

・刷新要否の判断
・結果の公表

経済産業省電子政府構築計画

．計画期間

計画期間は 2003 年度（平成 15 年度）から 2005 年度（平成 17 年度）までの 3 か年とする。

．計画の位置付け

本計画は、第 2 施策の基本方針を受け、今後 3 年間の電子政府の構築過程の中で、経済産業省が実施すべき事項についてとりまとめたものである。当省としては、業務改革とシステム化を一体的に推進し、3 年後に世界最先端の電子政府と呼ばれるにふさわしい姿となることを目指す。

電子政府の進化は、3 か年の計画期間内で完結するものではない。P D C A（Plan（計画）、Do（実行）、Check（監査）、Action（見直し））サイクルを構築し、常に改善を進めていく必要がある。単に 3 か年の計画期間のみを念頭に置くのではなく、より長期的に見た経済産業省のミッション（任務）、業務、システムの将来像を見据え、これらを実現する過程の最初の 3 か年として、業務改革とシステム化を進めていくことを目指す。

．計画の目的

経済産業省の使命は、民間の経済活力の向上、対外経済関係の円滑な発展等、我が国経済・産業の発展に資する政策の企画・立案及び実施にある。この任務を円滑に進めるために、省内にある人材、予算、情報等の経営資源を最適に配置・連携し、創造的、機動的、効率的に業務を進める環境を整える必要がある。

また、政策の企画、立案、実施に当たっては、顧客である個人、企業と

の間でより身近な位置に存在し、関係者、関係機関との密接な連携、双方向の情報交流を行うことにより、社会のニーズ（要請）にマッチ（合致）した業務を遂行しなければならない。

第1 基本的考え方にある8つの原則及び2つの目標は、内部組織の改革と利用者志向の追及により、利用者本位で、透明性が高く、効率的な政府を目指すものであるが、その理念の延長線上には、経営資源の最適な活用と、顧客との距離の極小化により、行政の政策立案能力を飛躍的に高めることが求められているものと考えられる。

本計画は、経済産業省が将来的にはこのような長期的目標を実現するために、今後3年間、以下のような改革を進め、2005年度末（平成17年度末）での最先端の電子政府を目指すとともに、更なる改革の基礎作りを図るものである。

- (1) 経済産業省の業務を抜本的に見直し、業務内容、業務方法の徹底した合理化を図る。見直しの範囲は、バックオフィス（内部管理業務）、ミドルオフィス（政策立案・企画等業務）、フロントオフィス（個人・企業との窓口業務）すべての領域に亘り、その内容は、当省所管法の執行方法全般に及ぶものとする。
- (2) 経済産業省の経営資源（人材、予算、情報等）を発掘、進化、連携、拡大させるためのツールを開発するとともに、蓄積された資源を最適に配置・連携させるための環境・システム作りを目指す。
- (3) 長期的には、経済産業省が顧客に対して行政機関であることを意識させない程身近な存在となっていくことを念頭に置き、3年後には当省が顧客のニーズ（要望）に対応した形で電子サービスを提供することが可能となるよう体制作りを急ぐ。

・具体的なアクション

1. 電子経済産業省の構築に向けた業務の見直し

(1) IT化に対応した法執行方法の見直し

ア) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画) の着実な実施

当省所管法令に係る国が行う手続(国の手続 5,415 手続(申請・届出等手続が 2,719 手続、申請・届出等手続以外が 2,696 手続)) について 2003 年度末(平成 15 年度末) までに例外なくオンライン化を進めること、独立行政法人等及び地方公共団体が行う手続(独立行政法人等の手続 627 手続(申請・届出等手続が 376 手続、申請・届出等手続以外が 251 手続)、地方公共団体の手続 1,264 手続(申請・届出等手続が 796 手続、申請・届出等手続以外が 468 手続)) について 2003 年度末(平成 15 年度末) までに実施方策の提示を行うこと、及び 2003 年度末(平成 15 年度末) までに電子申請に関する総合的な汎用電子申請システムを構築すること等を定めた「経済産業省 国の行政機関等の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」(2002 年(平成 14 年) 7 月 30 日決定、URL: <http://www.meti.go.jp/application/topic/data/e10717aj.html>) を着実に実施する。(別添 1)

イ) 手続の簡素化・合理化の徹底(別添 2)

「e - M E T I 実現に向けた「手続改革」の基本方針」(2002 年(平成 14 年) 6 月 e - M E T I 推進本部報告。以下、「手続改革の基本方針」という。) に則り、手続廃止等の抜本的減量化(S L I M)、添付資料等の簡素化や手続規制の透明化(S I M P L E)、事務処理電子化等による手続処理期間の短縮(S P E E D Y) の 3 つの「手続改革」を以下のとおり推進し、毎年度末にその進捗状況を e - M E T I 推進本部に報告するとともに、インターネット等により公表する。

また、変更手続(440 手続) について、変更事項のみを入力することで手続が完了する方式の採用、新規手続との様式の統合等による手続の簡素化の可否を早急に検討し、簡素化可能なものについては 2003 年度内(平成 15 年度内) に関連規則の見直しを行う。

年間申請件数ゼロの手續及び社会経済環境の変化等により必要性が失われた手續（計 1,893 手續）については、以下の要件に該当するものを除き原則として廃止する。廃止できない手續については、その理由を公表する。

- ・手續の性質上、件数が僅少な手續（特殊法人の設立許可、解散手續等）
- ・臨時的・例外的な事象を対象とする手續（事故報告等）
- ・国際協定等に基づき、義務として設けられた手續

年 2 回以上の定期的な申請・届出等を義務付けている手續(46 手續) については、原則、その頻度を半減する方向で検討を行い、2003 年(平成 15 年) 12 月までに結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末) までに所要の措置を講ずる。半減できない場合は、その理由を公表する。

法令に根拠のない添付書類、一般に入手可能な添付資料については、原則として、添付書類の提出を廃止する。廃止できない場合には、2003 年度中(平成 15 年度中) に法令を改正して添付義務を明示する。また、地理情報システム(^{ジーアイエス}GIS) に関する技術を利用することでより効率的な申請・届出の実現を行うことの可能な手續については、^{ジーアイエス}「GIS 関係省庁連絡会議」で行われる検討の成果を反映する。

電子決裁の導入、決裁処理の効率化を行う等により、申請等に要する事務処理期間を計画的に短縮する。そのため、各手續に要する事務処理期間の短縮計画を 2003 年(平成 15 年) 12 月までに策定し、2005 年度末(平成 17 年度末) までに所要の措置を講ずる。

ウ) 外部リソースの活用等による執行体制の効率化

各府省は、予算、人員等の「外部リソース」の活用について外部制約があるため、機動的に組織を編成し、効果的に執行業務を行う事が難し

い。特に、多数の違反者を取り締まる等の法令の執行業務において、機動的に経営資源を確保することが困難であるため、十分に法益が実現されているとは言えないケースがある。そこで、法令の執行業務の高度化を図るため、法令の執行体制の改革に着手する。具体的には、予算措置を前提に、商品取引所法、特定商取引法、製品安全関係法等に基づく執行業務の外部委託・補助職員の採用等を実施する。これを皮切りに、2003年度内（平成15年度内）に、当省における規制及び法執行体制のあり方を効率化するための「電子政府における法執行業務の高度化に係る計画」（仮称）を作成し、e-METI推進本部に報告する。

（2）内部管理業務の効率化

ア）人事・給与等業務の効率化

人事院、総務省及び財務省が2004年度末（平成16年度末）までに整備する人事・給与情報システムについて、2005年度（平成17年度）を目処に、その導入を図る。また、当該システムについて、システム設計・開発の段階から連携を図る。

イ）官房基幹業務の効率化

昨年来、当省にて行ってきた国内出張手続、補助金関連手続、調達手続等におけるABC調査（活動基準原価計算：Activity-Based Costing）の結果や職員からの要望等を踏まえ、会計業務の見直しを行った。これに基づき、2003年度内（平成15年度内）に省内特定部署の出張分に関する外部委託の実施、旅行命令に関する決裁手続きの簡素化（決裁階層の短縮）、一部の書籍・物品の購入等に係る決裁権限の内局への委譲、内部管理業務に係る情報システムの導入等、業務の効率化を推進する。また、2004年度（平成16年度）早期に策定される「官房基幹業務・システム最適化計画」（仮称）等を踏まえ、さらなる制度・運用の見直し、電子化の推進、民間活力の活用等を行うことにより、官房基幹業務の効率的かつ適正な執行を図る。

(3) 業務内容の「選択と集中」と政策評価

ア) 業務・システム最適化手法（^{イ-エ-}E A手法）に基づく業務・システムの合理化

「業務・システムの体系一覧作成指針(ガイドライン)」を踏まえ、2003年(平成15年)8月までに、当省で行われている全業務について、ミッションシート(PMMS(Policy, Mission, Management, Skill)シート)を用いて、外部委託等を含め業務・システムの体系的整理を行う。また、各府省の実情を踏まえ2003年(平成15年)12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、以下を実施する。

さらに、ミドルオフィスについては、ナレッジマネジメントの活用等により業務の高度化、合理化を図るための方策について2004年度末(平成16年度末)を目処に検討する。

当省個別の業務・システムについては、2004年度末(平成16年度末)までに最適化計画を策定し、e-METI推進本部に報告する。

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム及び一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システムについては、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

イ) 業務におけるミッション達成志向の強化

2003年度(平成15年度)より、ミッションシート(PMMSシート)を活用し、当省全体及び各部局毎のミッション(任務)を棚卸しし、それらの優先順位付けを行うとともに、連邦政府の業務参照モデルを参考に日本版業務参照モデルを作成し、ミッション(任務)と具体的業務との関係を業務参照モデル毎に整理する。この優先順位に基づき、ミッシ

ョン（任務）を効果的かつ効率的に達成できる政策・業務に対して、経営資源（人材、予算等）を集中投下する。

ミッション（任務）達成の有効性、効率性の検証に当たっては、業務参照モデル毎に設定された政策評価の知見や情報（政策目的の達成状況・実績データ、各政策手段の比較、業務資源等）を活用する。

また、優先順位の高いミッション（任務）とそれに関係する業務参照モデルを比較することにより、部局内外に関わらず、ミッションプライオリティ（任務の優先順位付け）に基づく、弾力的な調整を可能とする。

2．経営資源の極大化のための環境・システム作り

（1）人材の開発・活用

ア）新制度による職員スキルの向上

2006年度（平成18年度）から予定されている新人事制度の導入に向けて、当省職員全体の大幅なスキルアップ（技術の向上）を目指す。特に、情報システムについては、全職員が一定レベルのスキルを有することが必要であることから、研修等を通じて積極的に情報リテラシー（情報活用能力）の改善を図るとともに、職員の新たなキャリアパスの一つとして「人材育成コース」の中に「情報システムエキスパート」コースを開設し、希望・適正を有する職員について、教育と登用を行うこととする。

イ）外部人材の活用

「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」（2000年（平成12年）3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）を踏まえ、引き続き、外部委託を推進するとともに、任期付採用の促進、官民交流法の活用等を通じて、特に専門知識を必要とする行政事務の分野において、外部人材の活用を図る。

（2）省内情報基盤の抜本的改善

ア）共通情報基盤の高速化、性能向上

2003年(平成15年)12月までに、当省共通情報システム基盤システム(P C - L A Nシステム)を更新し、当省システムの抜本的な高速化、性能向上を図る。

イ) E U C (エンドユーザコンピューティング) の推進

表計算ソフト、データベースソフト、グループウェア、イントラネット等を活用し、エンドユーザたる職員自らが業務の効率化を行うための環境を整備する。このため、2003年度内(平成15年度内)にエンドユーザコンピューティングに関するガイドラインを作成するとともに、個別業務の体系的整理とそれに基づく最適化計画の動向を睨みつつ、省内で共通的に利用されると考えられるシステムモジュールを開発・提供する。

ウ) システム・データベースの標準化

2003年(平成15年)7月を目処に、外局及び地方支分部局を含め、現在、当省内に存在し、業務で利用されている大小様々な情報システムの現状について調査をとりまとめる。本調査を踏まえ、C I O補佐官(. 参照) の知見を活用し、2003年度末(平成15年度末)までに、業務・システム最適化手法(E A手法) の導入促進状況を参考にしつつ、主な現行システムの改善の方向性についての検討を行い、その基本的考え方を取りまとめる。

2004年度内(平成16年度内)に行われる官房基幹業務システムの見直しと連携し、2004年度(平成16年度)より標準的で合理的なシステム・データベースの構築を開始する。

エ) 旧式(レガシー)システムの見直し

特許庁にあるいわゆる旧式(レガシー)システムについては、別添7の「レガシーシステム見直しのための特許庁行動計画」に基づき、必要な見直しを行う。

レガシーシステム：メインフレームやオフコンを利用している

か、1994年(平成6年)以降、随意契約が継続しているシステム。

オ) 貿易管理オープンネットワークシステム(ジェトラス)の見直し
ジェトラスについては、システムの次回更新時期(2007年度(平成19年度))に合わせ、抜本的なシステム見直しを図る。このため、2003年度(平成15年度)から2004年度(平成16年度)にかけて、CIO補佐官の協力を得て、関連の輸入手続業務の簡素化・見直しを行い、より効率的・合理的なシステムのあり方についてとりまとめる。これに基づき、2005年度(平成17年度)より、予算措置を前提に、競争入札を導入しシステムの設計・開発に着手する。なお、ジェトラスの通関データベースシステムについては、通関情報処理システム(ナックス)との一体化を検討する。

カ) 調査統計システムの見直し

調査統計システム全体のスリム化を図るために、同システムの抜本の見直しを進める。2007年度末(平成19年度末)を目処に新たなシステムを構築することに向けて、2003年度(平成15年度)から2004年度(平成16年度)にかけて、当省における統計処理業務全般の業務分析・最適化計画の策定を行い、予算措置を前提に、2005年度(平成17年度)に新システムの基本設計に着手する。

(3) 経営資源の管理方法の開発

人事院、総務省及び財務省が2004年度末(平成16年度末)までに開発する人事・給与情報システムの内容を踏まえるとともに、市販されている関連のパッケージソフトを参考にしつつ、当省の経営資源(人材、予算、情報等)を最適に管理・活用するシステムのあり方について2005年度(平成17年度)早期を目処に検討を行う。本検討結果を踏まえ、必要があれば2005年度末(平成17年度末)を目処に関連するシステムの開発を行う。

(4) 執務環境の改善

ア) 在宅勤務等新たな勤務形態の実現

子育て期の職員を支援するために、「経済産業省の職員に対する次世代育成支援対策」(仮称)を2003年(平成15年)7月までに策定する。本支援対策の中で、在宅勤務・テレワーク制度の導入について検討し、職員のニーズ(要望)を見極めながら試行を行うとともに、在宅勤務が導入された場合に、在宅勤務者が事務所勤務の職員に近い環境で執務ができることを目指し、関連のシステムの検討・導入を行う。

特に、特許庁においては、迅速・的確な権利付与実現の観点から、在宅勤務・テレワークの効果を含め、その活用の可能性について検討する。

イ) ペーパーレス化のモデル的推進

電子経済産業省の一層の推進に向けて、2003年度中(平成15年度中)に業務改革の進んだ部局のうち先進的ペーパーレス化を希望する部局について、投資効果の明確化及び庁費、物品等の有効活用を前提として、2004年度(平成16年度)以降にそのために必要となる環境整備を図る。

3. 顧客ニーズに応じた電子サービスの提供

(1) オンライン利用の向上

ア) 電子申請、電子入札システムの本格運用

経済産業省電子申請システムの利用率が、2005年度末(平成17年度末)には我が国のインターネット普及率と同レベルとなることを目指し、以下の取組を実施する。

また、本省及び地方経済産業局等における電子入札システムの導入を、それぞれ2003年度内(平成15年度内)、2004年度内(平成16年度内)に行うこととし、導入後2年を目処に、すべての入札について同システムを用いたオンライン化が行われるよう推進する。

2004年度(平成16年度)早期に、セキュリティ上の支障を生じな

い範囲で当省電子申請システムの仕様を一般に公開するとともに、複数の手続の一括提出、複数端末からの状況確認等について電子申請システムの改善を進める。なお、改善に当たっては、各府省と整合的・統一的なインターフェースを有するよう、「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」及び同仕様の見直しに準拠するものとする。

電子申請システムによる受付は、当省では既に実施されているとおり、24時間365日を原則とする。

オンラインでの申請手続が行われることにより、電子決裁、電子的文書保存等の一貫した電子的な文書処理が可能になり、事務処理コストが低減されるという前提に立って、オンラインによる申請等についての手数料の軽減に向けて財務当局との調整を進める。

手続オンライン化の効果を減殺しないため、「手続改革の基本方針」に則り、オンライン申請等にあっては、オンライン提出が技術的に可能な添付書類は例外なく電子化可能とする。また、当省が所管する法令に基づき、当省が発行する証明書（126件）については、2003年度末（平成15年度末）までに電子化する。（別添3）

さらに、当省が所管する法令に基づき、民間が発行している証明書（3件）については、2003年（平成15年）12月までに電子化の可否についての結論を得て、早急に必要な措置を講ずる。（別添4）

ホームページ、広報誌等を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、メリット等を周知するとともに、業界団体、申請者等を対象とする説明会、講習会の開催（年4回程度）、申請窓口、関係団体を通じた電子申請に関する普及・啓蒙を行う。また、2004年度（平成16年度）より、利用者からのシステムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を整備し、的確に対応する。

(2) ワンストップサービスの拡大

ア) 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続(当省関係 321 件) のうち 283 件については、当省が窓口府省となるものとし、2003 年度末(平成 15 年度末) までに手続のオンライン化を行う。
(別添 5)

また、共管公益法人(当省関係 166 法人) に係る手続のうち 70 法人の手続については、当省が窓口となり、2003 年度末(平成 15 年度末) までにオンライン化を進める。

イ) 総合的なワンストップサービスの推進

2003 年(平成 15 年) 12 月までに総務省が整備する総合的なワンストップサービスと連携を図るとともに、2003 年度内(平成 15 年度内) に Web 化の推進など当省電子申請システムの必要な改善を行う。

(3) ポータルサイトの充実

ア) 経済産業省ウェブサイト等の充実

2003 年度(平成 15 年度) 早期に策定される「経済産業省ウェブサイト運用・管理規程」(仮称) に基づき、統一的で利用者に分かりやすいホームページの作成に努めるとともに、2003 年度中(平成 15 年度中) に行政情報の提供内容の充実を図る。特に、個々のコンテンツ(提供情報) 作成に当たっては、その情報の提供対象者を具体的に想定することにより、当省の顧客のニーズ(要望) に応じた情報提供を行うとともに、顧客別のメニューを導入するなどポータルとしての機能の高度化に努める。

また、利用者との双方向コミュニケーションの確立を図るため、サーチエンジン等ホームページへの多様なアクセスルートの確保に努めるとともに、ニーズ(要望) や提言についてホームページを活用した積極

的な収集に努める。

さらに、2003年度（平成15年度）より、当省ウェブサイトの利用状況につき、定期的に分析を行うとともに、ウェブサイトに係るユーザ（利用者）の問い合わせ窓口を整備することにより、機動的かつ適切にシステム・コンテンツ（情報提供）の変更を可能とすることを旨とする。また、2003年度中（平成15年度中）を目処にウェブサイトに関する顧客満足度を評価する手法の開発について検討を行う。

2003年（平成15年）12月までに、当省の所管するすべての法令に基づく手続の案内を当省ホームページに掲載するとともに、これら手続について、利用者がホームページを活用して電子申請が可能となるようシステムの整備を図る。

イ）行政ポータルサイトの整備、充実

2004年（平成16年）1月に総務省が整備する^{イ・ガブ}e-Govにおいて、政府全体として分かりやすく体系的、一元的に手続案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）等を提供するため、必要となる経済産業省関係の情報の登録・更新・提供に協力する。

さらに、^{イ・ガブ}e-Govにおいて国民からの提言等を一元的に受け付ける機能に対応した経済産業省としての窓口を2003年（平成15年）12月までに整備する。

また、2003年度末（平成15年度末）までに策定される行政ポータルサイトの整備方針を受け、必要に応じて、「経済産業省ウェブサイト運用・管理規程」（仮称）の見直しを行う。

ウ）官民連携ポータルサイトの推進

2003年度（平成15年度）に、民間事業者への手続を含めたワンストップサービスについてのモデル事業（会社設立ポータル）を実施する。また、本サイトの運用形態に関する課題の抽出・整理を行うとともに、官民連携ポータルを普及するために必要となる標準化、汎用技術活用等システム関連技術の方向性を取りまとめ、2003年度末（平成15年度末）

までに策定される総合的なワンストップサービスの整備方針に反映させる。本整備方針を受け、当省の所管する業種の関係する手続について、官民連携のポータルサイトへの参加を積極的に推奨する。

(4) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

2003年度末(平成15年度末)までに、高齢者、障害者等がホームページや電子申請システムを快適に利用できるよう「経済産業省ウェブサイト運用・管理規程(仮称)」に基づき様々な形式に適切に変換できるコンテンツ(情報提供)の作成等アクセシビリティへの配慮を行うとともに、必要に応じて、音声、拡大文字等を利用し利便性の向上に努める。また、当省関連の出先機関(地方経済産業局、通商事務所)等において、国民が容易かつ安全にe-Govイ・ガブにアクセスできるようパソコンコーナーを整備する等環境整備を図るとともに、点字や音声の入出力システムを導入を検討する。

さらに、携帯端末、携帯電話等の普及によるアクセス手段の多様化に対応したホームページについて見直しを行い、提供すべきコンテンツ(情報)を選定し、そのコンテンツ(提供情報)作成を行うとともに、電子申請システムについて、技術動向を踏まえつつ、多様なOSオーエス(オペレーティングシステム)に対応できるよう検討を進める。

(5) セキュリティ対策の推進

「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2000年(平成12年)7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002年(平成14年)11月28日一部改定)、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」(2001年(平成13年)3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」(2003年(平成15年)2月28日行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、当省情報システムの安全性・信頼性について

最大限の配慮を行う。

特に、当省の共通情報基盤に関しては、最低毎年1回、セキュリティ監査及びシステム監査を実施し、外部からの助言を受け、これに基づき必要な措置を講じる。

また、職員向けサービスを可能とするICカードの導入については、2003年(平成15年)10月を目処に、サービス内容、カード形式等について結論を得ることを目指して検討を進めるとともに、ICカードの導入を前提として、セキュリティ対策や個人情報保護への活用方法の検討を行う。

(6) 個人情報保護法制への対応

「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(昭和63年法律第95号)(改正法施行後は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」)を厳格に運用し、公的部門にふさわしい個人情報の適切な取扱いを行う。このため、大臣官房に個人情報保護室を設置し必要となる人員を確保する。

(7) 電子政府関連産業の育成

民間ポータル事業、情報セキュリティ監査事業、外部委託関連事業等、電子政府の推進を支援する関連産業及び官民連携ポータルなどをはじめとする電子政府に関連する電子商取引等の産業が発展する基盤の整備を図る。このため、関連の中小企業・ベンチャー企業の育成、及び市民社会のデジタルデバイド(情報格差)解消のための施策をとりまとめた電子政府関連産業に関する指針を2004年度(平成16年度)早期にとりまとめ、e-METI推進本部に報告する。

4. 長期的な電子経済産業省構築作業に向けた準備

(1) 情報化関係予算の調整

本計画を踏まえ、2004年度(平成16年度)予算策定作業より、省内の情報システムに関する予算について、e-METI推進室において調

整を行うことにより、重複を排除しつつ効果的に関連予算を確保する。また、予算の執行段階においても、e - M E T I 推進室及び大臣官房情報システム室が関係原課と密接に連携し、業務改善に基づいた最適で効率的・合理的なシステムの構築を目指す。

(2) 情報システムに係る政府調達^イの改善

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(2002 年(平成 14 年) 3 月 29 日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。2003 年(平成 15 年) 3 月 19 日改定) に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、プロジェクトマネジメント手法(開発工程管理手法) の活用を通じた調達プロセス(過程) の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。

また、見積・コスト計算については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」での議論を踏まえ、ファンクションポイント法等の導入について検討する。

さらに、当省の情報システムの調達においては、情報セキュリティ、高齢化対策技術等、当省の政策に応じた先端技術の積極的な導入に努める。

(3) 地方公共団体等関係機関との連携協力

当省所管の関係機関(独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人の一部) に対し、当省が所管する手続のオンライン化、手続の案内情報の提供についての要請を行うとともに、これら関係機関における電子申請システムの重複開発の防止と^{イ・ガブ}e-Govとの連携を図る。

特に、2003 年度末(平成 15 年度末) までに、地方公共団体、独立行政法人等が扱う手続について、オンライン化実施方策の提示等を行うほか、国民に身近な手続についてオンライン化の状況を調査し、分かりやすく公表するとともに、本調査結果を踏まえ、地方公共団体、独立行政法人等に対し、必要な情報提供、助言を行う。

また、独立行政法人等に対しては、簡略版の汎用電子申請システムを

無償で提供すること、及び^{エイエスビー}A S P等の活用によるオンライン化の実現性を検討する。

さらに、経済産業省が進めている電子政府実現の過程、進捗状況に関する情報の開示、情報セキュリティ関連情報の提供、地域情報化に関する事業の成果の活用等を通じて、電子自治体構築作業を強力に後押しする。特に電子自治体構築に向け、当該地域の枠を越えて連携を進めている自治体等におけるシステムの共同利用、業務の標準化等の活動と定期的な連携の場を持つ。

独立行政法人等が行う業務については、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、各法人の中期目標に最適化計画の策定について盛り込むものとする。

(4) 諸外国との連携

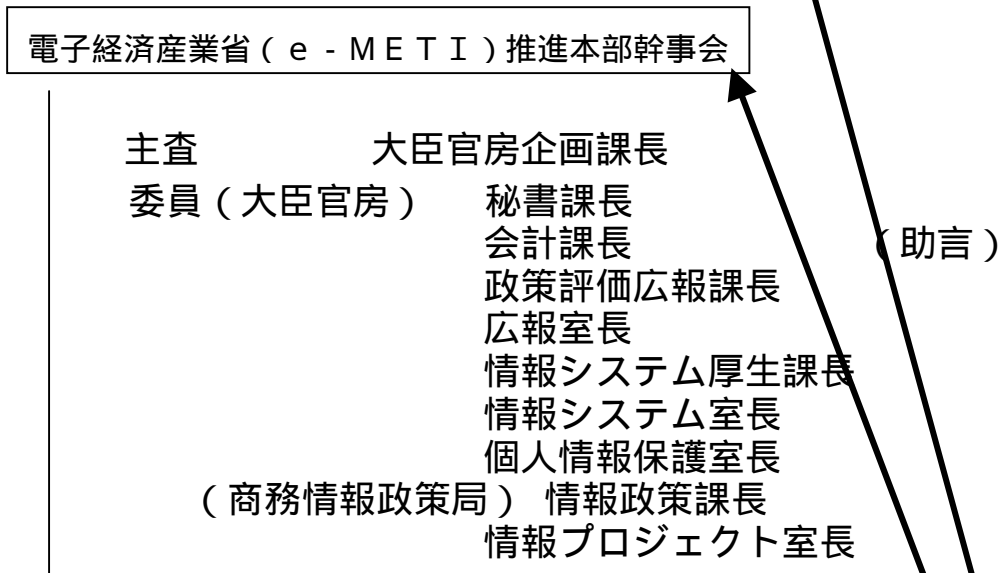
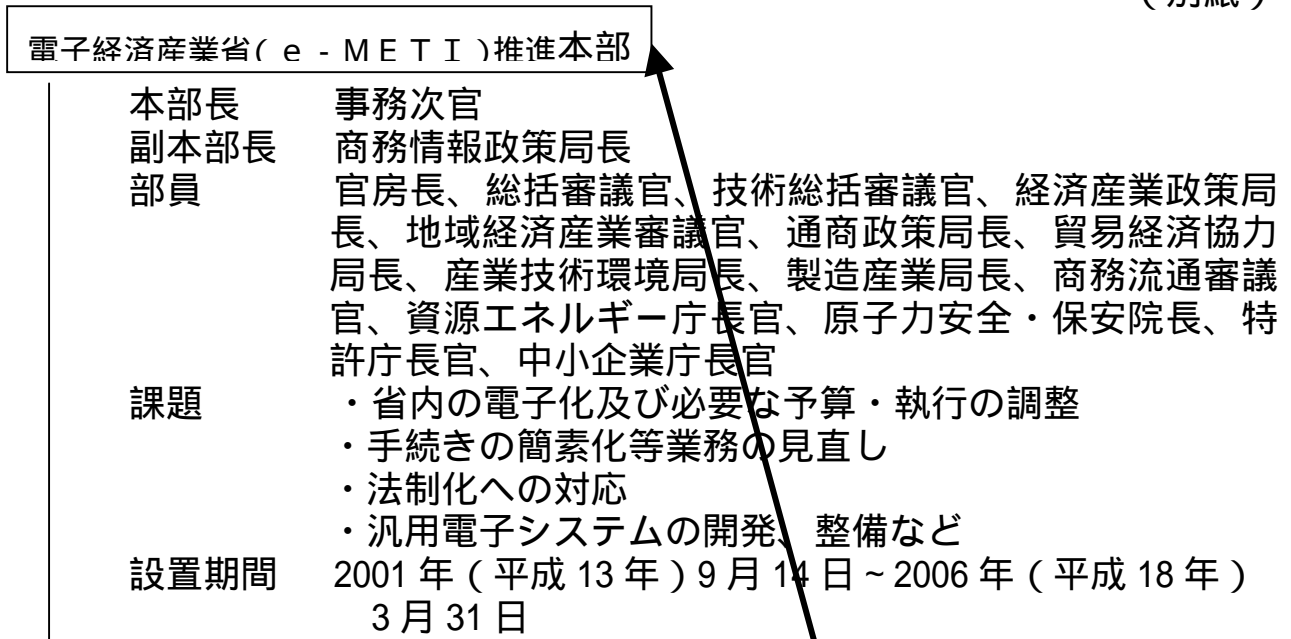
電子政府において先進的取り組みとされる国々の状況を調査し、評価を行うとともに、これらの国々との情報共有等連携を強化する。特に、2003年度(平成15年度)において、東アジアにおける電子政府の取り組みや電子政府関連市場の調査を行い、今後の連携、協力、各国電子政府市場への関与等を含めた戦略を打ち出していく。

・推進体制とフォローアップ

本計画はe - M E T I推進本部がその推進にあたる。同本部に幹事会を置くとともに、本部事務局(バーチャル組織)として2005年度末(平成17年度末)までの間、e - M E T I推進室を設置する。また、C I Oの技術顧問として民間から登用されたC I O補佐官を置く。(組織については別紙参照)

e - M E T I推進本部は各年度の終了後速やかに、計画の進捗状況についてレビューを行うものとする。

(別紙)



取りまとめ 情報システム厚生課長
業務

- ・省内業務の分析
- ・手続きの簡素化
- ・汎用電子システムの開発整備
- ・法制化への対応
- ・情報システム関連の予算・執行の調整
- ・内閣IT室及び他省庁との調整

業務内容に応じて補佐等をトップとするタスクフォースを設置

部屋は1個所にまとめる(官房情報システム厚生課内)
人員は、官房・商務情報政策局等から必要な人員を確保する

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						実施困難なもの
				2003年度(平成15年度) 中の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年 度)末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	
国が扱う手続	2,719	1,541	57%	1,178	43%	2,719	100%	0	0%	0
地方公共団体が 扱う手続	796	638	80%	158	20%	796	100%	0	0%	0
独立行政法人等 が扱う手続	376	329	88%	47	13%	376	100%	0	0%	0
計	3,891	2,508	-	1383	-	3,891	-	0	-	0

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

手続の簡素化・合理化事項ごとの検討対象一覧

別添2

必要性に乏しい手続の原則廃止

手続名称	根拠条項	備考
清算中に就職した清算人の届出	民法（民法第一編第二編第三編）第77条第2項	
設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	民法（民法第一編第二編第三編）第77条第3項	
公益信託の受託者の信託財産を固有財産と為す許可	信託法第二十二條第一項 信託法第七十二條	
公益信託の引受けの許可	信託法第68条	
公益信託の受託者の辞任の許可	信託法第71条	
公益信託の財産移転の報告	経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第二条	
公益信託の受託者の死亡等の報告	信託法第2条	
特定の資格に基づき受託者となった者の死亡等の報告	信託法第2条	
公益信託の受託者の解任請求書の提出	信託法第四十七條信託法第七十二條	
公益信託の新受託者の選任請求書の提出	信託法第四十九條第一項 信託法第七十二條	
公益信託の信託管理人の選任請求書の提出	信託法第八條第一項 信託法第七十二條	
公益信託の受託者等の住所等の変更の報告	信託法第2条	
公益信託の終了の報告	信託法第2条	
公益信託の残余財産処分報告書等の提出	信託法第2条	
信託管理人又は運営委員会等の構成員の変更の報告	信託法第2条	
公益信託の事業計画書及び収支予算書を変更したときの変更後の事業計画書及び収支予算書の提出	信託法第2条	
信託管理人又は運営委員会等の構成員の住所又は職業の変更の報告	信託法第2条	
従たる事務所の設置にかかる認可	商工組合中央金庫法第二条第二項	
監事による報告	商工組合中央金庫法第二十三條	
解散または合併にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十三條	
準所属団体にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八條第二項	
証券業務の特例にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八條の六 第三項	
余裕金の運用としての有価証券、金融債権の取得にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十九條第一項	
報告	商工組合中央金庫法第四十三條	
貸付利率・手形割引歩合の最高限度にかかる認可	商工組合中央金庫法第四十五條第一項	
監理官に対する報告	商工組合中央金庫法第四十七條第二項	
株式の取得、所有の限度の超過にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	
経常的経費の支払い先にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	
業務報告書の提出の延期にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	
ディスクロージャー誌の縦覧開始の延期にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	
中小企業行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会	中小企業庁設置法第四条第1項第十号	
事業阻害、不当な取引制限、不公正な取引方法の事実についての中小企業庁への申出	中小企業庁設置法第四条第五項	
競輪場設置者の地位継承の届出	自転車競技法第三条第九項	
自転車競技会の設立の認可	自転車競技法第十三條の四 第一項	
自転車競技会の目的達成業務の認可	自転車競技法第十三條の九 第二項	
自転車競技会の業務の方法の認可	自転車競技法第十三條の十 第一項	
自転車競技会の理事解任（裁量処分）の認可	自転車競技法第十三條の十七	
自転車競技会役員の内職の承認	自転車競技法第十三條の十七	
自転車競技会の借入金の認可	自転車競技法第十三條の十七	
自転車競技会の余裕金運用の認可	自転車競技法第十三條の十七	
自転車競技会の日本自転車振興会への拠出金の承認	自転車競技法施行規則第十五條第四項	
競輪場の設置の許可	自転車競技法第三条第一項	
場外車券売場の移転の許可	自転車競技法第三条第一項	
特別掘探計画の認可	鉱山保安法第二十三條第一項	
緊急時における他人の土地使用の許可	鉱山保安法第三十一條の二 第一項	
保安技術管理者（100人未満の石炭鉱山、150人未満の石油鉱山及び金属鉱山等）の選任に係る経験及び技術的能力の認定	鉱山保安規則第二十一條第二項 第二号	
追加施設及び追加事項の届出	鉱山保安規則第八十六條第三項	
共同鉱山救護隊規程の認可	鉱山保安規則百十三條	
主要扇風機又は補助扇風機の運転休止の報告	鉱山保安規則第二百三十五條	
普通爆発伝播防止施設（第1号及び第2号に該当する施設を除く。）の設置の許可	鉱山保安規則第二百九十一條第三号	
特殊な設計による施設の認可	鉱山保安規則第三百八十八條第一項 鉱山保安法	
石炭鉱山における可燃性ガス測定器等の設置に係る規則の適用除外の申請	鉱山保安規則第五百九十七條第四項	
特定施設を設置する場合の坑水又は廃水の排水系統別の汚染状態及び量の届出	鉱山保安規則第七百七十三條	
施設を定める政令の改正により新たに特定施設となった場合の坑水又は廃水の排水系統別の汚染状態及び量の届出	鉱山保安規則第七百七十四條第一項	
指定地域等に係る政令の施行等に併い新たに特定施設となった場合の坑水又は廃水の排水系統別の汚染状態及び量の届出	鉱山保安規則第七百七十四條第二項	
第773条及び第774条の届出に係る坑水又は廃水の排水系統別の汚染状態及び量の変更の届出	鉱山保安規則第七百七十五條	
汚濁負荷量の測定方法の届出	鉱山保安規則第七百八十三條	
汚濁負荷量の測定方法の変更の届出	鉱山保安規則第七百八十三條	
土地の掘削による地表の沈降等の防止に関する措置の細目の設定の届出	鉱山保安規則第八百條第三項	
鉱害を生ずるおそれが特に多い地下における特別掘探計画に関する規定の一部適用除外の許可	鉱山保安規則第八百三條第一項	
地表の沈降等の測定方法等の届出	鉱山保安規則第八百五條第二項	
海底等の地下の特別掘探計画に関する規定の一部適用除外の許可	鉱山保安規則第八百五十二條第一項	
多量の出水のおそれが特に多い石炭坑として指定されたものに準用される規定の適用除外の許可申請	鉱山保安規則第八百七十五條第一項	
試験を行う場合の一部適用除外の許可	深海底鉱山保安規則第五條第一項	
係員の3以上の係員兼務の許可	深海底鉱山保安規則第十二條第五項	
保安技術管理者等の経験等の認定	深海底鉱山保安規則第十八條第四号	
係員の経験等の認定	深海底鉱山保安規則第十九條第一項 第五号	
保安監督員補佐員の経験等の認定	深海底鉱山保安規則第二十條第一項 第六号	
保安統括者の職務範囲の制定又は変更の届出	深海底鉱山保安規則第二十六條第二項	

手続名称	根拠条項	備考
有資格者証明	深海底鉱山保安規則第四十二条第三項	
計画書等記載事項の追加に伴う報告	深海底鉱山保安規則第六十五条第三項	
追加施設及び追加事項の届出	深海底鉱山保安規則第六十六条第三項	
災害・事故報告（詳報）	深海底鉱山保安規則第七十六条第二項	
災害月報の提出	深海底鉱山保安規則第七十七条	
施設における医師の搭乗適用除外の許可	深海底鉱山保安規則第八十二条	
人を運搬する巻揚装置の安全率減少の許可	深海底鉱山保安規則第二百二十五条	
人以外のものを運搬する巻揚装置の安全率減少の許可	深海底鉱山保安規則第二百二十六条	
電気用品取締法の表示が付されているものの工事使用適用除外の許可	深海底鉱山保安規則第九十二条第二項	
廃水水質測定に関する規定の適用除外の許可	深海底鉱山保安規則第二百二条第二項	
施設計画の認可	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
施設計画の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
施設等の工事の完成の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
施設等の廃止又は使用休止の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
施設等の再使用の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
機械、器具等についての性能検査	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
石炭鉱山における実務研修実施の届出	鉱山保安規則第八百七十七条の四第一項	
石炭鉱山における実務研修実施の変更の届出	鉱山保安規則第八百七十七条の四第一項	
保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員、保安監督員補佐員の職務範囲の制定又は変更の届出	深海底鉱山保安規則第二十六条第二項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第九条の六の二 第三項	
事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第九条の九 第四項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第九条の九 第四項	
火災共済協同組合等の成立の届出	中小企業等協同組合法第三十一条	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第六十二条第四項	
事業協同組合等の合併の認可（吸収合併）	中小企業等協同組合法第六十三条第三項	
事業協同組合等の合併の認可（新設合併）	中小企業等協同組合法第六十三条第三項	
中小企業団体中央会の設立の認可	中小企業等協同組合法第八十二条の二	
中小企業団体中央会の総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第八十二条の十 第四項	
中小企業団体中央会の総会招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第八十二条の十 第四項	
中小企業団体中央会の解散の届出	中小企業等協同組合法第八十二条の十三第二項	
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第九条の二の二	
中小企業団体中央会の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第八十二条の八	
中小企業団体中央会の定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第八十二条の十	
表示を付した指定加工技術が日本工業規格に該当しない旨の申し出	工業標準化法第二十一条（二十五条第三項による準用）	
輸出の許可申請（特定地域以外を志向地とするもの）	外国為替及び外国貿易法第四十八条第二項	
仲介貿易に係る役務取引の許可申請	外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項 第二号	
役務取引の許可（特定地域以外）	外国為替及び外国貿易法第二十五条第二項	
仲介貿易の許可申請	外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項 第二号	
貿易保険債券発行の認可	貿易保険法第十七条	
調希釈入金の認可の申請	貿易保険法第十七条	
償還計画の認可の申請	貿易保険法第十八条	
国外貿易保険債券の発行の認可	貿易保険法第十六条	
償還計画の変更の認可	貿易保険法第三条	
指定完成検査機関の指定の申請	火薬類取締法第十五条第一項 火薬類取締法第四十五条の二十三 火薬類取締法施行規則第八十一条の十一の三	
指定完成検査機関の完成検査の受検届	火薬類取締法第十五条第一項 火薬類取締法第十五条第二項 火薬類取締法施行規則第四十一条第一項	
認定完成検査実施者の認定の申請	火薬類取締法第十五条第二項 第二号 火薬類取締法第四十五条の三の二 火薬類取締法施行規則第四十四条の六	
認定完成検査実施者の認定の更新の申請	火薬類取締法第十五条第二項 第二号 火薬類取締法第四十五条の三の七 火薬類取締法施行令第九条 火薬類取締法施行規則第四十四条の十	
認定完成検査実施者の完成検査記録の届出	火薬類取締法第十五条第2項第二号	
指定保安検査機関の指定の申請	火薬類取締法第三十五条第1項第一号	
指定保安検査機関の保安検査の受検届	火薬類取締法第三十五条第1項第一号	
認定保安検査実施者の認定の申請	火薬類取締法第三十五条第一項 第二号 火薬類取締法第四十五条の三の四 火薬類取締法施行規則第四十四条の八	
認定保安検査実施者の認定の更新の申請	火薬類取締法第三十五条第一項 第二号 火薬類取締法第四十五条の三の七第一項 火薬類取締法第四十五条の三の七第三項 火薬類取締法施行令第九条 火薬類取締法施行規則第四十四条の十	
認定保安検査実施者の保安検査記録の届出	火薬類取締法第三十五条第1項第二号	
認定完成検査実施者の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の三の八第1項	
認定保安検査実施者の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の三の八第2項	
無添加可塑性爆薬の種類及び数量等及び法第17条第1項の該当事項を毎月集計した報告書の提出	火薬類取締法施行規則第八十一条の十四第三号	
無添加可塑性爆薬の種類及び数量等及び法第17条第1項の該当事項を毎月集計した報告書の提出	火薬類取締法施行規則第八十一条の十四 第六号	
無添加可塑性爆薬の種類及び数量並びに消費の年月日及び場所を毎月集計した報告書の提出	火薬類取締法施行規則第八十一条の十四 第十三号	
指定試験機関の指定の申請	火薬類取締法第三十一条の三第1項	
認定完成検査実施者の施設の追加の申請	火薬類取締法施行規則第四十四条の十二第一項	
認定保安検査実施者の施設の追加の申請	火薬類取締法施行規則第四十四条の十二第二項	
指定完成検査機関の業務規定の認可の申請	火薬類取締法第四十五条の二十九第一項 火薬類取締法施行規則第八十一条の十一の十一第一項	

手続名称	根拠条項	備考
認定完成検査実施者の認定の更新の申請(独立行政法人用)	火薬類取締法第十五条第二項 第二号 火薬類取締法第四十五条の三の七 火薬類取締法施行令第九条 火薬類取締法施行規則第四十四条の十	
認定完成検査実施者の認定の申請(独立行政法人用)	火薬類取締法第十五条第二項 第二号 火薬類取締法第四十五条の三の二 火薬類取締法施行規則第四十四条の六	
指定完成検査機関の業務休止の届出	火薬類取締法第四十五条の三十 火薬類取締法施行規則第八十一条の十一の十三	
小型自動車競走場の設置者の地位承継の届出	小型自動車競走法第五条第九項	
小型自動車競走場の構造等の変更の報告	小型自動車競走法施行規則第五条の二	
場外車券売場の設置者の地位承継の届出	小型自動車競走法施行規則第五条の二	
場外車券売場の構造等の変更の報告	小型自動車競走法施行規則第五条の二	
小型自動車競走会の設立の認可	小型自動車競走法第二十条の四 第一項	
小型自動車競走会の定款変更の認可	小型自動車競走法第二十条の七 第二項	
小型自動車競走会の目的達成業務の認可	小型自動車競走法第二十条の九 第二項	
小型自動車競走会の業務の方法の認可	小型自動車競走法第二十条の十 第一項	
小型自動車競走会の解散決議の認可	小型自動車競走法第二十条の十一 第一号	
小型自動車競走会の財産目録及び貸借対照表、財産処分の方法の提出、承認(清算時)	小型自動車競走法第二十条の十三	
小型自動車競走会の理事解任(裁量処分)の認可	小型自動車競走法第二十条の十七	
小型自動車競走会の決算報告書の提出、承認(清算時)	小型自動車競走法第二十条の十六第一項	
小型自動車競走会の借入金の認可	小型自動車競走法第二十条の十七	
小型自動車競走会の余裕金運用の認可	小型自動車競走法第二十条の十七	
小型自動車競走会の日本小型自動車振興会への拠出金の承認	小型自動車競走法施行規則第十三条第四項	
小型自動車競走場の設置の許可	小型自動車競走法第五条第一項	
小型自動車競走場の移転の許可	小型自動車競走法第五条第一項	
場外車券売場の設置の許可	小型自動車競走法第六条の二第一項	
場外車券売場の移転の許可	小型自動車競走法第六条の二第一項	
商品取引所の設立の許可	商品取引所法第八条の二	
商品取引所の成立の届出	商品取引所法第十六条第二項	
会員の純資産額の低下に伴う取引停止の報告	商品取引所法第二十五条第三項	
取引停止の解除の報告	商品取引所法第二十五条第四項	
総会の招集の承認	商品取引所法第六十六条第五項	
指定弁済機関の指定	商品取引所法第九十七条の七 第二項	
弁済業務規程の認可	商品取引所法第九十七条の十二 第一項	
指定弁済機関の事業計画等の変更の認可	商品取引所法第九十七条の十三 第一項	
商品取引所解散の届出	商品取引所法第九十八条第二項	
商品取引所の合併の認可	商品取引所法第九十九条の二 第二項	
商品取引員等の特定業務の届出事項の変更の届出	商品取引所法第三百三十三条第三項	
商品取引責任準備金の取崩しの承認	商品取引所法第三百三十六条の二十二 第二項	
商品先物取引協会の設立認可	商品取引所法第三百三十六条の四十二 第一項	
商品先物取引協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更認可	商品取引所法第三百三十六条の四十四 第二項	
商品先物取引協会の解散の届出	商品取引所法第三百三十六条の五十七 第二項	
相互決済終了取引取決めに係る取引資格に係る届出	商品取引所法施行規則第十八条	
相互決済終了取引取決めに係る取引資格者の名称変更又は資格喪失の届出	商品取引所法施行規則第十八条	
受託業務保証金の払渡しの停止の報告	受託業務保証金規則第十一条第一項	
受託業務保証金の払渡し再開の報告	受託業務保証金規則第十一条第二項	
受託業務保証金の払渡しを停止した日から20営業日を経過する日までに申出金額の合計額が下ることがない等の旨の報告	受託業務保証金規則第十一条第三項	
受託業務保証金の申出の内容等の報告	受託業務保証金規則第十四条	
受託業務保証金の請求申出及びその処理状況の報告	受託業務保証金規則第二十条	
協会に対する行政不服審査請求	商品取引所法第三百三十六条の十三	
参考人等の費用の請求	商品取引所法第四百六十六条	
取引所の新設合併の手続	商品取引所法第九十九条の五	
上場商品の格付け人の承認	商品取引所法第八十条第五項	
市場取引監視委員会委員の要件	商品取引所法施行規則第十条	
聴聞期間の変更の申出	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第三条第一項	
関係人の参加許可	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第四条	
文書等の閲覧	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第五条第一項	
補佐人の出頭許可	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第七条第一項	
聴聞調査等の閲覧請求	商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則第十二条第一項	
外務員の登録申請書の提出	商品取引所法第三百三十六条の四第三項	
外務員の登録の更新	商品取引所法第三百三十六条の四第七項	
登録外務員についての届出	商品取引所法第三百三十六条の八	
商品先物取引協会による外務員の登録、登録の変更、抹消の届出	商品取引所法第三百三十六条の十一 第四項	
共同鉱業出願人の代表者の届出	鉱業法第二十三条 第一項	
共同鉱業出願人の代表者の変更の届出	鉱業法第二十三条 第三項	
掘進増区の出願	鉱業法第四十六条 第一項	
試掘施業案変更の届出(金属鉱山等)	鉱業法第六十三条第一項後段鉱業法施行規則第二十七条第二項	
試掘施業案変更の届出(石炭または亜炭鉱山)	鉱業法第六十三条第一項後段鉱業法施行規則第二十七条第二項	
試掘施業案変更の届出(石油、可燃性天然ガスまたはアスファルト鉱山)	鉱業法第六十三条第一項後段鉱業法施行規則第二十七条第二項	
鉱種名変更の届出	鉱業法第六十七条	
共同租鉱権設定申請者の代表者の届出	鉱業法第八十七条	
共同租鉱権設定申請者の代表者の変更の届出	鉱業法第八十七条	
共同租鉱権者の代表者の届出	鉱業法第八十七条	
共同租鉱権者の代表者の変更の届出	鉱業法第八十七条	
土地立入、竹木の伐採の許可の申請	鉱業法第一百一条 第一項	
土地の使用、収用の許可の申請	鉱業法第六十六条 第一項	
水の使用等の許可の申請	鉱業法第八十条	
供託金銭の取りもどしの承認	鉱業法第一百九条	
分割供託の承認	鉱業法施行規則第四十一条 第二項	
供託の届出	鉱業法施行規則第四十二条	
土地所有者の意見書の提出	鉱業法第二十五条 第一項	
土地所有者の氏名等の書面の提出	鉱業法第二十五条 第二項	

手続名称	根拠条項	備考
租鉱権の設備設計書の提出	鉱業法第八十七条	
租鉱権申請人の氏名等の変更の届出	鉱業法施行規則第二十六条	
土地の立入等に係る土地所有者の意見書の提出	鉱業法第百一条 第二項	
鉱区等の調査依頼申請	鉱業法第百八十六条 第一項	
土地の使用または収用の手続の保留の申立	鉱業法第百六条の二 第一項	
水の使用の手続の保留申立	鉱業法施行規則第三十六条	
存続期間の更新の申請	採石法第二十八条採石法施行規則第七条	
決定の申請	採石法第十二条採石法施行規則第二条	
認定完成検査実施者の認定（液石則）	高圧ガス保安法第二十条第3項第二号	
認定完成検査実施者の認定（冷凍則）	高圧ガス保安法第二十条第3項第二号	
指定輸入検査機関の指定（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第二十二條第1項第一号	
指定講習機関の指定	高圧ガス保安法第三十一条第3項	
指定試験機関の指定	高圧ガス保安法第三十一条の二第1項	
認定保安検査実施者の認定（液石則）	高圧ガス保安法第三十五条第1項第二号	
認定保安検査実施者の認定（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十五条第1項第二号	
検査組織等調査機関の指定（認定完成検査実施者の認定に係る）	高圧ガス保安法第三十九条の七第1項	
検査組織等調査機関の指定（認定保安検査実施者の認定に係る）	高圧ガス保安法第三十九条の七第3項	
検査組織等調査機関の指定（容器等製造業者の登録に係る）	高圧ガス保安法第四十九条の八第1項	
検査組織等調査機関の指定（特定設備製造業者の登録に係る）	高圧ガス保安法第五十六条の六の五第1項	
認定保安検査実施者の認定の更新（一般則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第1項	
認定完成検査実施者の認定の更新（液石則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第1項	
認定保安検査実施者の認定の更新（液石則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第1項	
認定保安検査実施者の認定の更新（コンビ則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第1項	
認定完成検査実施者の認定の更新（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第1項	
認定保安検査実施者の認定の更新（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第1項	
認定完成検査実施者の更新の申請者に対する検査（一般則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第2項	
認定完成検査実施者の更新の申請者に対する検査（液石則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第2項	
認定完成検査実施者の更新の申請者に対する検査（コンビ則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第2項	
認定完成検査実施者の更新の申請者に対する検査（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第2項	
認定保安検査実施者の更新の申請者に対する検査（一般則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第3項	
認定保安検査実施者の更新の申請者に対する検査（液石則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第3項	
認定保安検査実施者の更新の申請者に対する検査（コンビ則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第3項	
認定保安検査実施者の更新の申請者に対する検査（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条の八第3項	
認定完成検査実施者の変更届（液石則）	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	
認定完成検査実施者の変更届（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	
認定保安検査実施者の変更届（液石則）	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	
認定保安検査実施者の変更届（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	
指定容器検査機関の指定（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十四条第1項	
容器等製造業者の登録の更新（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十九条の九第1項	
登録容器等製造業者の事業廃止の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十九条の十四	
登録容器等製造業者に対する登録証の再交付（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十九条の十五	
登録容器等製造業者の登録証の返納（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十九条の十九	
容器等製造業者登録簿の謄本の交付請求（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十九条の二十	
容器等製造業者登録簿の閲覧請求（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十九条の二十	
外国容器等製造業者の登録申請をした者に対する検査	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国容器等製造業者の登録の更新	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国容器等製造業者の登録更新の申請をした者に対する検査	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国登録容器等製造業者の変更の届出	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国登録容器等製造業者の事業廃止の届出	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国登録容器等製造業者に対する登録証の再交付	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国登録容器等製造業者の登録証の返納	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国容器等製造業者登録簿の謄本の交付請求	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国容器等製造業者登録簿の閲覧請求	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
外国登録容器等製造業者に係る附属品の型式の承認	高圧ガス保安法第四十九条の三十三第1項	
協会の検査不合格容器の報告（経済産業局長）	高圧ガス保安法第五十六条第2項	
指定容器検査機関の検査不合格容器の報告（経済産業局長）	高圧ガス保安法第五十六条第2項	
協会の検査不合格附属品の報告（経済産業局長）	高圧ガス保安法第五十六条第4項	
指定容器検査機関の検査不合格附属品の報告（経済産業局長）	高圧ガス保安法第五十六条第4項	
国内で製造する設備に対する特定設備検査（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の三第1項	
指定特定設備検査機関の指定（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の三第1項	
輸入設備に対する特定設備検査（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の三第2項	
外国から本邦に輸出される設備に対する特定設備検査（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の三第3項	
特定設備検査合格証の再交付（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の四第3項	
特定設備検査合格証の返納（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六	
登録特定設備製造業者に係る一部工程の特定設備検査（経済産業大臣）	特定設備検査規則第七十六条第1項	
特定設備製造業者の登録の更新（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の六第2項	
登録特定設備製造業者の廃止の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の十一	
登録特定設備製造業者の登録証の再交付（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の十二	
特定設備基準適合証の交付（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の十四第1項	
特定設備基準適合証の再交付（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の十四第4項	
特定設備基準適合証の返納（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の十五第2項	
登録特定設備製造業者の登録証の返納（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十	
特定設備製造業者登録簿の謄本の交付の請求（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十一	
設備製造業者登録簿の謄本の閲覧の請求（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十一	
外国特定設備製造業者の登録	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第1項	
外国登録特定設備製造業者に係る一部工程の特定設備検査（経済産業大臣）	特定設備検査規則第七十六条	
外国特定設備製造業者の登録の更新	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	
外国登録特定設備製造業者の変更の届出	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	
外国登録特定設備製造業者の廃止の届出	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	
外国登録特定設備製造業者に対する登録証の再交付	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	
特定設備基準適合証の交付（外国登録特定設備製造業者）	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	
特定設備基準適合証の再交付（外国登録特定設備製造業者）	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	
外国登録特定設備製造業者の登録証の返納	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	
外国特定設備製造業者登録簿の謄本の交付の請求	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	
外国特定設備製造業者登録簿の閲覧の請求	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第2項	

手続名称	根拠条項	備考
指定設備認定機関の指定	高圧ガス保安法第五十六条の七第1項	
指定設備認定証の再交付（一般則）（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の八第3項	
指定設備認定証の再交付（コンビ則）（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の八第3項	
指定設備認定証の再交付（冷凍則）（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の八第3項	
指定設備認定証の返納（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の九第2項	
指定試験機関の変更の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の六第1項	
試験事務規定の認可	高圧ガス保安法第五十八条の七第1項	
試験事務規定の変更認可	高圧ガス保安法第五十八条の七第1項	
試験事務の休廃止の許可	高圧ガス保安法第五十八条の八第1項	
指定試験機関の事業計画等の認可	高圧ガス保安法第五十八条の九第1項	
指定試験機関の事業計画等の変更認可	高圧ガス保安法第五十八条の九第1項	
指定試験機関の事業報告等の提出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の九第3項	
指定試験機関の役員を選任の認可	高圧ガス保安法第五十八条の十	
指定試験機関の試験委員の選任及び変更の届出	高圧ガス保安法第五十八条の十二第3項	
指定完成検査機関の指定の更新（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の二十の二	
指定完成検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の二十二	
指定完成検査機関の業務規程の変更認可（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の二十三第1項	
指定完成検査機関の業務の休廃止の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の二十四	
指定輸入検査機関の指定の更新（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定輸入検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定輸入検査機関の業務規程の認可（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定輸入検査機関の業務規程の変更認可（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定輸入検査機関の業務の休廃止の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定保安検査機関の指定の更新（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第2項	
指定容器検査機関の指定の更新（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十一第2項	
指定容器検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十一第2項	
指定容器検査機関の業務規程の認可（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十一第2項	
指定容器検査機関の業務規程の変更認可（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十一第2項	
指定容器検査機関の業務の休廃止の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十一第2項	
指定特定設備検査機関の指定の更新（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十二第2項	
指定特定設備検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十二第2項	
指定特定設備検査機関の業務規程の認可（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十二第2項	
指定特定設備検査機関の業務規程の変更認可（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十二第2項	
指定特定設備検査機関の業務の休廃止の届出（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十八条の三十二第2項	
指定設備認定機関の指定の更新	高圧ガス保安法第五十八条の三十三第2項	
指定設備認定機関の事業所の変更の届出	高圧ガス保安法第五十八条の三十三第2項	
指定設備認定機関の業務規程の認可	高圧ガス保安法第五十八条の三十三第2項	
指定設備認定機関の業務規程の変更認可	高圧ガス保安法第五十八条の三十三第2項	
指定設備認定機関の業務の休廃止の届出	高圧ガス保安法第五十八条の三十三第2項	
検査組織等調査機関の指定の更新	高圧ガス保安法第五十九条	
検査組織等調査機関の事業所の変更の届出	高圧ガス保安法第五十九条	
検査組織等調査機関の業務規程の認可	高圧ガス保安法第五十九条	
検査組織等調査機関の業務規程の変更認可	高圧ガス保安法第五十九条	
検査組織等調査機関の業務の休廃止の届出	高圧ガス保安法第五十九条	
協会の定款変更の認可	高圧ガス保安法第五十九条の五第2項	
協会の役員を兼職禁止の特例承認	高圧ガス保安法第五十九条の十八	
協会のその他業務の認可	高圧ガス保安法第五十九条の二十八第2項	
協会の事業計画等の変更認可	高圧ガス保安法第五十九条の三十二	
報告徴収結果報告（一般則）	高圧ガス保安法施行令第十八条第三項	
報告徴収結果報告（液石則）	高圧ガス保安法施行令第十八条第三項	
報告徴収結果報告（コンビ則）	高圧ガス保安法施行令第十八条第三項	
報告徴収結果報告（冷凍則）	高圧ガス保安法施行令第十八条第三項	
危険のおそれのない場合等の特則（液石則）	液化石油ガス保安規則第九十七条	
危険のおそれのない場合等の特則（冷凍則）	冷凍保安規則第六十九条	
危険のおそれのない場合等の特則（コンビ則）	コンビナート等保安規則第五十四条	
容器の加工の基準に係る特例	容器保安規則第二十一条第2項	
容器再検査の期間に係る特例	容器保安規則第二十四条第3項	
容器再検査の方法に係る特例	容器保安規則第二十五条第2項	
附属品再検査の期間に係る特例	容器保安規則第二十七条第2項	
附属品再検査の方法に係る特例	容器保安規則第二十八条第2項	
附属品再検査における附属品の規格に係る特例	容器保安規則第二十九条第2項	
登録容器等製造業者に係る附属品の型式の承認	高圧ガス保安法第四十九条の二十一第1項	
認定完成検査実施者の施設の追加（一般則）	一般高圧ガス保安規則第九十二条第一項	
認定完成検査実施者の施設の追加（液石則）	液化石油ガス保安規則第九十条第一項	
認定完成検査実施者の施設の追加（冷凍則）	冷凍保安規則第五十三条第一項	
認定保安検査実施者の施設の追加（一般則）	一般高圧ガス保安規則第九十二条第二項	
認定保安検査実施者の施設の追加（液石則）	液化石油ガス保安規則第九十条第二項	
認定保安検査実施者の施設の追加（コンビ則）	コンビナート等保安規則第四十七条第二項	
認定保安検査実施者の施設の追加（冷凍則）	冷凍保安規則第五十三条第二項	
協会のその他業務の認可	高圧ガス保安法第五十九条の二十八 第三項	
認定完成検査実施者の申請者に対する検査（一般則）	高圧ガス保安法第三十九条第3項第二号	
認定完成検査実施者の申請者に対する検査（液石則）	高圧ガス保安法第三十九条第3項第二号	
認定完成検査実施者の申請者に対する検査（コンビ則）	高圧ガス保安法第三十九条第3項第二号	
認定完成検査実施者の申請者に対する検査（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条第3項第二号	
認定保安検査実施者の申請者に対する検査（液石則）	高圧ガス保安法第三十九条第5項第二号	
認定保安検査実施者の申請者に対する検査（コンビ則）	高圧ガス保安法第三十九条第5項第二号	
認定保安検査実施者の申請者に対する検査（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条第5項第二号	
認定保安検査実施者の申請者に対する検査（冷凍則）	高圧ガス保安法第三十九条第5項第二号	
容器等製造業者の登録申請をした者に対する検査（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十九条の五第4項	
容器等製造業者の登録の更新の申請をした者に対する検査（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第四十九条の九第2項	
特定設備製造業者の登録申請をした者に対する検査（経済産業大臣）	高圧ガス保安法第五十六条の六の二第四項	
特定設備製造業者の登録の更新の申請をした者に対する検査（経済産業大臣）	特定設備検査規則第五十六条の六の六第二項	
外国特定設備製造業者の登録の申請をした者に対する検査	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第一項	
外国特定設備製造業者の登録の更新の申請をした者に対する検査	高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第二項	
補助金交付の申請	企業合理化促進法施行規則第四条第一項	

手続名称	根拠条項	備考
計画変更の申請	企業合理化促進法施行規則第九条第一項	
被交付試験研究の廃止に伴う届出	企業合理化促進法施行規則第九条第三項	
事故の届出	企業合理化促進法施行規則第十条	
試験研究の経過に関する届出	企業合理化促進法施行規則第十一条	
試験研究終了の届出	企業合理化促進法施行規則第十二条	
特許等の届出	企業合理化促進法施行規則第十三条	
工業化試験の成果に関する届出	企業合理化促進法施行規則第十六条	
請書の提出	企業合理化促進法施行規則第六条	
原単位に関する報告	企業合理化促進法施行規則第十九条第一項	
道路、港湾施設又は漁港施設の建設、改良、維持又は復旧の申請（道路について）	企業合理化促進法施行規則第十八条第二項	
流体の侵入等の防止に関する適用除外の認可	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第四条第一項	
坑井封鎖に関する適用除外の認可	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第七条	
二次採取法実施計画の届出	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十一条第一項	
二次採取法実施計画の変更の届出	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十一条第二項	
坑井の位置に関する協議の結果の届出	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十二条第二項	
指定する油層からの採取状況に関する届出（採取月報）	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第三十六条	
圧力試験の適用除外及び特殊しや水試験実施の認可（圧力試験の適用除外）	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則第六条第一項	
特殊封鎖措置実施の認可	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則第八条第一項 第二号	
二次採取法（ガス圧入法 水圧入法）実施報告書の提出	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則第四十五条	
圧力試験の適用除外及び特殊しや水試験実施の認可（特殊しや水試験実施）	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則第六条第一項	
坑井の位置に関する協議決定申請	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十三条第一項	
坑井の位置に関する協議に係る答弁書の提出	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十三条第二項	
仕上工事の方法（しや水工事）の認可	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則第四条第一項 第一号	
仕上工事の方法（埋立工事）の認可	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則第四条第一項 第二号	
交付決定の通知を受けた者の申請の取下げ	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則第十七条の四	
補助金概算申請	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則第十九条の七	
許可事業者の地位の承継の届出	航空機製造事業法第二条の七 第二項	
航空機用機器の製造に係る設計の確認	航空機製造事業法施行規則第三十条第一号	
輸出組合による事業年度の中途において負担金に係る法第28条第2項の経済産業省令に係る事務を処理しなくなったときの届出	輸出入取引法施行規則第十条第四項	
輸出組合・輸入組合の設立の認可申請	輸出入取引法第十四条第一項 輸出入取引法第十九条の六第一項	
総会又は総代会招集の承認の申請	輸出入取引法第十九条第一項 輸出入取引法第十九条の六第一項	
負担金等の残余の額の処分の方法の承認の申請	輸出入取引法第二十八条第二項	
負担金の額および徴収の方法についての認可の申請	輸出入取引法第二十八条の二第二項	
負担金の額および徴収の方法についての変更の認可の申請	輸出入取引法第二十八条の二第二項	
役員解任に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第十三条の二 第四項	
役員兼職禁止の例外に係る承認（承認申請）	中小企業金融公庫法第十四条	
報告	中小企業金融公庫法第三十条第二項	
監事の意見の提出	中小企業金融公庫法第十條第五項	
銀行預金等を扱う事由に係る承認（承認申請）	中小企業金融公庫法施行令第十七条第一項	
財産処分の方法の認可	商工会議所法第六十二条第二項	
日本商工会議所の設立認可	商工会議所法第六十七条第三項	
日本商工会議所の解散の認可	商工会議所法第七十八條第二項	
日本商工会議所の財産処分方法の認可	商工会議所法第七十八條第二項	
日本商工会議所の清算結了の届出（民法第83条の準用）	商工会議所法第七十八條第二項	
事業の廃止の届出	武器等製造法第十三条	
設立の認可	信用保証協会法第六条第一項	
業務方法書の提出	信用保証協会法第八条第一項	
財産の状況又は業務の執行について不整の廉れを発見した場合の報告	信用保証協会法第十九条	
解散に関する理事の決定の認可	信用保証協会法第二十三条第三項	
定款で定める解散事由の発生による解散の届出	信用保証協会法第二十三条第四項	
合併に関する理事の決定の認可	信用保証協会法第二十四条第三項	
清算中に就職した旨の届出	信用保証協会法第三十二条	
清算結了の届出	信用保証協会法第三十二条	
協会の設立、財団法人の協会への組織変更の届出	信用保証協会法施行規則第九条	
有価証券保有の承認	信用保証協会法第6号	
卸供給事業者の供給条件の届出	ガス事業法第三十七条の十一 第一項	
一般ガス事業者以外の者による大口供給の届出	ガス事業法第三十七条の十二	
大口ガス事業者のやむを得ない一時的な工事の届出	ガス事業法第三十七条の十	
公共用の土地の使用の許可	ガス事業法第四十二条第三項	
土地の立入許可	ガス事業法第四十三条	
大口ガス事業者のガス工作物の一部使用承認	ガス事業法施行規則第九十九条	
大口ガス事業者のガス工作物の定期自主検査時期変更承認	ガス事業法施行規則第九十九条	
大口ガス事業者のガス主任技術者の特例選任承認	ガス事業法第三十七条第十項	
ガス用品例外承認申請	ガス事業法第三十九条の三 第二項 第二号	
認定ガス用品検査機関の事業所変更届出	ガス事業法第三十九条の十五 第二項	
認定ガス用品検査機関の業務休止届出	ガス事業法第三十九条の十五 第二項	
認定ガス用品検査機関が行う適合性検査についての不服申請	ガス事業法第五十一条の二 第四項	
法人の合併及び分割の認可	ガス事業法第十条第二項	
承継の届出	ガス事業法第十一条第二項	
事業の休止又は廃止の許可	ガス事業法第十三条第一項	
法人の解散決議又は総社員の同意の認可	ガス事業法第十三条第二項	
供給約款の変更届出	ガス事業法第十七条第四項	
選択約款の届出	ガス事業法第十七条第七項	
選択約款の変更届出	ガス事業法第十七条第七項	
接続供給約款の届出	ガス事業法第二十二條の二 第一項	
接続供給約款の変更届出	ガス事業法第二十二條の二 第一項	
接続供給約款に係る特別供給条件の承認	ガス事業法第二十二條の二 第二項	
特定供給の許可	ガス事業法第二十四條第一項	
簡易ガス事業の増加供給地点に対する事業開始の指定期間の延長	ガス事業法第三十七条の七 第一項	
承継の届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	
法人の解散決議又は総社員の同意の認可	ガス事業法第三十七条の七 第一項	

手続名称	根拠条項	備考
供給約款の変更届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	
選択約款の届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	
選択約款の変更届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	
報告の徴収（表中第一号）	ガス事業法施行規則第百十一条	
事業年度の例外承認	ガス事業会計規則第十七条	
財務計算諸表の例外承認	ガス事業会計規則第十七条	
ガス熱量変更引当金の取り崩しの承認	ガス熱量変更引当金に関する省令第四条第四項	
やむを得ない一時的な工事の届出	ガス事業法第三十六条の二 第七項	
準用事業者の工事計画の届出	ガス事業法第三十八条	
準用事業者の工事計画の変更の届出	ガス事業法第三十八条	
準用事業者のガス主任技術者の解任届出	ガス事業法第三十八条	
特殊な設計による消費機器の設置の認可	ガス事業法施行規則第百九条	
ガス事業者等の事故報告	ガス事業法施行規則第百十二条第一項第十二号	
事業所の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十一	
業務の休廃止の届出	ガス事業法第三十六条の二十三	
指定試験機関の指定の申請	ガス事業法第三十六条の二の五 第一項	
業務の休廃止の許可	ガス事業法第三十六条の六	
事業計画等の（変更）認可	ガス事業法第三十六条の七 第一項	
役員を選解任の認可	ガス事業法第三十六条の八	
準用ガス事業者のやむを得ない一時的な工事の届出	ガス事業法第三十八条	
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更の届出	ガス事業法第三十八条	
土地の立入許可及び許可の通知	ガス事業法第四十三条	
認定ガス用品検査機関の認定の更新の申請	ガス事業法第三十九条の十五 第二項	
承認ガス用品検査機関の承認の申請	ガス事業法第三十九条の十六第1項	
承認ガス用品検査機関の承認の更新の申請	ガス事業法第三十九条の十六第2項	
承認ガス用品検査機関の事業所変更届出	ガス事業法第三十九条の十六第2項	
承認ガス用品検査機関の業務規程の届出	ガス事業法第三十九条の十六第2項	
承認ガス用品検査機関の業務規程の変更の届出	ガス事業法第三十九条の十六第2項	
承認ガス用品検査機関の業務の休止届	ガス事業法第三十九条の十六 第二項	
承認ガス用品検査機関の業務の廃止届	ガス事業法第三十九条の十六 第二項	
認定ガス用品検査機関の業務廃止届出	ガス事業法第三十九条の十五 第二項	
承認ガス用品検査機関が行う適合性検査についての不服申請	ガス事業法第五十一条の二 第五項	
ガス用品例外承認申請	ガス事業法第三十九条の十 第一項 第二号	
一般ガス事業の許可申請書の提出	ガス事業法第四条	
事業開始の期間の指定	ガス事業法第七条	
増加供給区域に係る事業開始期間の指定	ガス事業法第八条第三項	
簡易ガス事業の許可申請書の提出	ガス事業法第三十七条の三	
簡易ガス事業の事業開始期間の指定	ガス事業法第三十七条の七 第一項	
簡易ガス事業の供給地点群及び供給地点の増加に係る事業開始期間の指定	ガス事業法第三十七条の七 第一項	
簡易ガス事業の許可申請に対する許可証の交付	ガス事業法第三十七条の五	
報告の徴収（財務計算に関する諸表の報告）	ガス事業法第四十六条第一項 ガス事業法施行規則第百十一条第一項第二号	
報告の徴収（選択約款の収入実績等の報告）	ガス事業法第四十六条第一項 ガス事業法施行規則第百十一条第一項第三号	
報告の徴収（大口供給に係るガスの供給実績報告）	ガス事業法第四十六条第一項 ガス事業法施行規則第百十一条第一項第七号 ガス事業法施行規則第百十一条第一項第二十二号	
報告の徴収（特定ガス発生設備に係るものに関する毎事業年度末における資産の額の報告）	ガス事業法第四十六条第一項 ガス事業法施行規則第百十一条第一項第八号 ガス事業法施行規則第百十一条第一項第十七号	
報告の徴収（特定ガス発生設備に係るものに関する毎事業年度の収支計算の報告）	ガス事業法第四十六条第一項 ガス事業法施行規則第百十一条第一項第九号 ガス事業法施行規則第百十一条第一項第十八号	
共同プール事務の規約の届出	自動車損害賠償保障法第二十八条の四第二項前段	
共同プール事務の規約の変更の届出	自動車損害賠償保障法第二十八条の四第二項後段	
運転の廃止の届出（実用炉分）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十五条第一項	
設置許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項	
設置変更許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十六条第二項	
原子炉設置変更届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十六条第二項	
輸入したものの溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十八条の二 第四項	
法人の合併の認可申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十一条第一項	
相続の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十二条第二項	
原子炉の譲受け等の許可申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十九条第一項	
事業廃止の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十五条第一項	
解散等の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十五条第三項	
指定又は許可の取消し、事業廃止等に伴う措置の報告	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十六条第三項	
輸入品の溶接検査の変更届出	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第三項	
製錬事業の指定	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三条第一項	
製錬事業の変更許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六条第一項	
製錬事業の変更届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六条第二項	
製錬事業の開始の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七条	
製錬事業者の合併の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第八条第一項	
製錬事業者の相続の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十二条第二項	
製錬事業に係る保安規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十二条第一項	
製錬事業に係る保安規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十二条第一項	
製錬施設に係る核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十二条の二 第一項	
製錬施設に係る核物質防護規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十二条の二 第一項	
製錬事業者の核物質防護管理者の選任届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十二条の三 第二項	
製錬事業者の核物質防護管理者の解任届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十二条の三 第二項	
衝撃試験、打撃試験の基準の特例認定	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条第一項 第一号	
IP-2型輸送物の一般の試験条件の特例認定	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第九条第一項 第二号	

手続名称	根拠条項	備考
IP-3型輸送物の同等基準の認定	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第十条第二項 第二号	
規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の承認	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第十三条	
専用積載の核燃料輸送物の安全上支障がない旨の承認	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第五条第七号	
核燃料輸送物を専用積載として運搬する場合の安全上支障がない旨の承認	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第五条第八号	
IP-2型輸送物の同等基準の認定	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第九条第二項 第二号	
溶接作業の工程における検査を受けないで使用する事の承認(加工事業者)	核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十 第一号	
溶接検査を受けないで使用する事の承認(加工事業者)	核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十一 第一号	
輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(加工事業者)	核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十三 第三項	
指定検査機関の申請書等の承認(加工事業の輸入品の溶接検査)	核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十三 第五項	
溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(加工事業者)	核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の九 第三項	
指定検査機関の申請書等の承認(加工事業の溶接検査)	核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の九 第五項	
障害防止措置を講じて運搬する場合の承認(加工事業者)	核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六 第一項 第二号	
特別の理由により措置を講ずることが著しく困難なときの承認(加工事業者)	核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六 第二項	
障害防止措置を講じて運搬する場合の承認(再処理事業者)	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十四条第一項 第二号	
特別の理由により措置を講ずることが著しく困難なときの承認(再処理事業者)	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十四条第二項	
溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(再処理事業者)	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の三 第三項	
指定検査機関の申請書等の承認(再処理事業の溶接検査)	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の三 第五項	
溶接作業の工程における検査を受けないで使用する事の承認(再処理事業者)	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の四 第一号	
溶接検査を受けないで使用する事の承認(再処理事業者)	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の五 第一号	
輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(再処理事業者)	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の七 第三項	
指定検査機関の申請書等の承認(再処理事業の輸入品の溶接検査)	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の七 第五項	
溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(使用済燃料貯蔵事業者)	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第十二条第三項	
溶接作業の工程における検査を受けないで使用する事の承認(使用済燃料貯蔵事業者)	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第十三条第一号	
輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(使用済燃料貯蔵事業者)	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第十六条第三項	
施設定期検査申請書の記載事項の変更届出(使用済燃料貯蔵事業者)	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第十九条第二項	
障害防止措置を講じて運搬する場合の承認(使用済燃料貯蔵事業者)	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十四条第一項 第二号	
特別の理由により措置を講ずることが著しく困難なときの承認(使用済燃料貯蔵事業者)	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十四条第二項	
使用前検査申請書の記載事項の変更届出(使用済燃料貯蔵事業者)	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第七条第二項	
輸入した加工施設の溶接検査	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の四 第四項	
加工事業者の合併の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十八条第一項	
加工事業者の相続の届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十九条第二項	
加工事業に係る保安規定の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二條第一項	
加工施設に係る核物質防護規定の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二條の六 第一項	
使用済燃料貯蔵施設の溶接検査	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の十 第一項	
貯蔵施設の溶接方法の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の十 第二項	
輸入した使用済燃料貯蔵施設の溶接検査	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の十 第四項	
使用済燃料貯蔵施設の施設定期検査	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の十一 第一項	
貯蔵事業の開始、休止、再開の届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の十二	
貯蔵計画の変更届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の十三	
貯蔵計画の届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の十三	
合併の認可(使用済燃料貯蔵事業者)	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の14第1項	
相続の届出(使用済燃料貯蔵事業者)	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の15第2項	
使用済燃料貯蔵事業者の保安規定の変更認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の20第1項	
使用済燃料貯蔵事業者の保安規定の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の20第1項	
使用済燃料貯蔵事業者の使用済燃料取扱主任者の解任届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の22第2項	
使用済燃料貯蔵事業者の使用済燃料取扱主任者の選任届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の22第2項	
使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の25第1項	
使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の25第1項	
使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護管理者の解任届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の26第2項	
使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護管理者の選任届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の26第2項	
使用済燃料貯蔵事業の許可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の4第1項	
使用済燃料貯蔵事業の変更許可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の7第1項	
貯蔵事業の変更届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の7第2項	
使用済燃料貯蔵施設の変更の場合の設計及び工事の方法の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の8第1項	
使用済燃料貯蔵施設的设计及び工事の方法の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の8第1項	
使用済燃料貯蔵施設的设计及び工事の方法の変更認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の8第2項	
使用済燃料貯蔵施設の変更の場合の使用前検査	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の9第1項	
使用済燃料貯蔵施設の使用前検査	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43條の9第1項	
再処理事業の指定	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44條第1項	
再処理施設の設置承認	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44條第3項	
再処理施設の溶接検査	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46條の2第1項	
輸入した再処理施設の溶接検査	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46條の2第2項	
再処理事業の開始の届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46條の3	
再処理事業者の合併の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46條の5第1項	
再処理事業者の相続の届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46條の6第2項	
再処理事業に係る保安規定の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50條第1項	
再処理事業に係る核物質防護規定の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50條の4第1項	
指定検査機関の指定	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の25	
指定検査機関の事業所の所在地の変更届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の29	
指定検査機関の業務規定の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の30第1項	
指定検査機関の収支予算の変更認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の31第1項	
指定検査機関の検査業務の廃止の許可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の36	
指定運搬物確認機関の指定	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の42第1項	
指定運搬物確認機関の事業所の変更届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の42第3項	
指定運搬物確認機関の業務規定の変更認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の42第3項	
指定運搬物確認機関の業務規定の認可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の42第3項	
指定運搬物確認機関の確認業務の休止、廃止の許可	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61條の42第3項	
加工事業者が解散、死亡した場合の相続財産管理者の届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65條第3項	
製錬事業者が解散、死亡した場合の相続財産管理者の届出	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65條第3項	

手続名称	根拠条項	備考
使用済燃料貯蔵事業者が解散、死亡した場合の相続財産管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第3項	
再処理事業者が解散、死亡した場合の相続財産管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第3項	
運搬物確認条件の同等以上の知識、経験の認定	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第26条第4号	
加工施設の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の四 第一項	
加工事業の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条第一項	
加工施設の解体の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の二 第一項	
加工施設の解体の届出の変更	核燃料物質の加工の事業に関する規則第8条の三 第二項	
使用済燃料貯蔵施設の解体の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の21第1項	
使用済燃料貯蔵施設の解体の届出の変更	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第39条第二項	
再処理施設の解体の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の二 第一項	
再処理施設の解体の届出の変更	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第17条の三 第二項	
廃棄事業の相続の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の13第2項	
廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の19第1項	
核物質防護規定の認可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の23第1項	
核物質防護管理者の選任の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の24第2項	
特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の九 第二項	
指定廃棄物確認機関の名称等の変更の届出	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第24条	
指定廃棄物確認機関の事業所の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の41第3項	
指定廃棄物確認機関の業務の休止の許可申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の41第3項	
許可の取消しに伴う報告	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第66条第3項	
故障等報告（製錬事業者）	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第12条第二項	
故障等報告（廃棄物埋設事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第27条第二項	
故障等報告（廃棄物管理事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第40条第二項	
漏えい等報告（事業所外運搬）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条	
指定運搬物確認機関の事業計画、収支予算の変更認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の四十二 第三項	
運転計画の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条	
運転計画の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条	
故障等報告（使用済燃料貯蔵事業者）	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第48条第二項	
汚染等報告（事業所外廃棄）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第7条	
指定検査機関の指定の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の二十五 第一項	
加工事業者が事業を廃止した場合の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第一項	
製錬事業者が事業を廃止した場合の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第一項	
指定運搬物確認機関の名称等の変更の届出	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第31条	
放射線管理等報告（研究開発段階発電用原子炉設置者）	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第48条第一項	
放射線管理等報告（使用済燃料貯蔵事業者）	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第48条第一項	
放射線管理報告（製錬事業者）	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第12条第一項	
放射線管理報告（廃棄物管理事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第40条第一項	
放射線管理報告（廃棄物埋設事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第27条第一項	
指定検査機関の名称等の変更の届出	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第6条	
指定検査機関の事業所の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の二十九	
指定検査機関の業務規定の認可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の30第1項	
指定検査機関の業務の休止の許可申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の36	
廃棄確認員の解任の報告	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第23条第二項	
核燃料取扱主任者免状の再交付申請	核燃料物質の加工の事業に関する規則第8条の八	
原子炉主任技術者口答試験受験手続	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第5条第2項	
原子炉主任技術者免状の再交付申請	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第7条	
使用済燃料貯蔵事業者が事業を廃止した場合の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第一項	
再処理事業者が事業を廃止した場合の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第一項	
廃棄物埋設事業者が事業を廃止した場合の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第一項	
廃棄物管理事業者が事業を廃止した場合の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第一項	
廃棄物埋設事業者が解散した場合の相続財産管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第三項	
廃棄物管理事業者が解散した場合の相続財産管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第65条第三項	
原子炉主任技術者の選任の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第40条第二項	
原子炉主任技術者の解任の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条第二項	
設計及び工事の方法の認可の申請（実用炉の廃止措置）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第一項	
設計及び工事の方法の変更の認可の申請（実用炉の廃止措置）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第二項	
使用前検査の申請（実用炉の廃止措置）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第一項	
溶接検査の申請（実用炉の廃止措置）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条の二第二項	
溶接の方法の認可の申請（実用炉の廃止措置）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条の二第二項	
輸入した施設の溶接検査の申請（実用炉の廃止措置）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条の二第四項	
加工事業の休止の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第17条	
加工事業の再開の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第17条	
加工事業の開始の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第17条	
再処理事業の休止の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46条の三	
再処理事業の再開の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46条の三	
加工事業者の許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置の報告	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第66条第三項	
再処理事業者の指定の取消し、事業の廃止等に伴う措置の報告	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第66条第三項	
指定検査機関の事業計画の変更認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の31第1項	
指定検査機関の検査業務の休止の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の36	
製錬事業の休止の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第7条	
製錬事業の再開の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第7条	
指定検査機関の名称等の変更の届出	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第6条	
指定検査機関の検査員の条件と同等以上の知識及び経験の有する者の認	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第4条第六項	
廃棄事業の休止の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の十一	
廃棄事業の再開の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の十一	
核物質防護規定の変更認可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の23第1項	
核物質防護管理者の解任の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の24第2項	
指定廃棄物確認機関の事業計画等の変更認可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の41第3項	

手続名称	根拠条項	備考
指定廃棄確認機関の業務の廃止の許可申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の41第3項	
事業の解散に伴う報告	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十六条第三項	
事業者の死亡に伴う報告	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十六条第三項	
指定検査機関の事業計画等の変更認可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の31第1項	
指定検査機関の業務の廃止の許可申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の36	
廃棄物管理施設に係る保安規定の認可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第2項	
溶接作業の工程における検査を受けないで使用することの承認(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第十三条第一号	
溶接検査を受けないで使用することの承認(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第十四条第一号	
輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第十六条第二項	
溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第十二条第三項	
指定検査機関の申請書等の承認(廃棄物管理施設の輸入品の溶接検査)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第十六条第五項	
指定検査機関の申請書等の承認(廃棄物管理施設の溶接検査)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第十二条第五項	
指定廃棄確認機関の申請書等の承認(廃棄物確認)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第七条第四項	
障害防止措置を講じて運搬する場合の承認(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十二条第一項 第一号	
特別の理由により措置を講ずることが著しく困難なときの承認(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十二条第二項	
特別の理由により措置を講ずることが著しく困難なときの承認(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第十八条第二項	
障害防止措置を講じて運搬する場合の承認(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第十八条第一項 第一号	
廃棄事業者が事業許可を取り消された場合、事業を廃止した場合等の事業所外廃棄確認の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十六条第二項	
使用前検査申請書の記載事項の変更の届出(実用炉の廃止措置)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の四第二項	
溶接検査申請書等の記載事項の変更の届出(実用炉の廃止措置)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の九第三項	
輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更の届出(実用炉の廃止措置)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の十三第三項	
施設定期検査申請書の記載事項の変更の届出(実用炉の廃止措置)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の十五第二項	
廃棄物管理事業の許可の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二第一項	
廃棄物埋設事業者が死亡した場合の相続財産管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十五条第三項	
廃棄物管理事業者が死亡した場合の相続財産管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十五条第三項	
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七 第一項	
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第三項	
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第四項	
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第四項	
商工組合の特例の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第九条	
商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第十七条の二 第一項	
商工組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第三十三条	
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項	
総代会の招集請求があった日から10日以内に理事が総代会招集の手続をしない場合等の総代会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項	
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第三項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第九十六条第五項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十六条第八項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第九十七条第二項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十七条第二項	
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第二十七条	
役員改選総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が役員改選総会招集の手続をしない場合等の役員改選総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項	
役員改選総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が役員改選総代会招集の手続をしない場合等の役員改選総代会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項	
工業用水道事業者の地位の承継の届出	工業用水道事業法第八条第二項	
指定開発促進機関の指定	航空機工業振興法第十三条	
指定開発促進機関の業務規定の認可	航空機工業振興法第十四条	
指定開発促進機関の業務規定の変更認可	航空機工業振興法第十四条	
航空機等技術向上試験研究認定の申請	航空機工業振興法施行令第二条 第一項	
指定開発促進機関に対する国への納付命令に関する納付期限の延長等の申請	航空機工業振興法施行規則第二十條	
指定開発促進機関の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除の申請	航空機工業振興法施行規則第二十二條航空機工業振興法第二十四條第三項	
不服の申出等	航空機工業振興法第六条	
商工会連合会設立の認可申請	商工会法第五十五条の十五	
会員による総会招集の承認申請	商工会法第五十八条第四項	
解散の届出	商工会法第五十八条第六項	
清算人の財産処分認可申請	商工会法第五十八条第六項	
清算人の財産処分方法の認可申請	商工会法第五十八条第六項	
意見の聴取に伴う調書の提出	商工会法施行規則第十三条	
鉱工業技術研究組合の役員改選の請求に係る臨時総会の招集の承認	鉱工業技術研究組合法第十六条	
鉱工業技術研究組合の臨時総会の招集の承認	鉱工業技術研究組合法第十六条	
鉱工業技術研究組合の合併の認可	鉱工業技術研究組合法第十六条	
鉱工業技術研究組合の業務、会計又は運営についての不服の申出	鉱工業技術研究組合法第十六条	
鉱工業技術研究組合の業務又は会計に係る検査の請求	鉱工業技術研究組合法第十六条	
前払式割賦販売業の許可申請(前払式割賦販売業者)	割賦販売法第十二条第一項	
営業保証金の供託の届出(前払式割賦販売業者)	割賦販売法第十六条第二項	
前受業務保証金の取戻し承認申請(前払式割賦販売業者)	割賦販売法第十八条の五 第三項	
供託委託契約の解除承認申請(前払式割賦販売業者)	割賦販売法第十八条の五 第五項	
承継の届出(前払式割賦販売業者)	割賦販売法第十八条の六 第二項	
供託した前受業務保証金の供託物受人の記載のある供託書の写しの提出(前払式割賦販売業者)	割賦販売法第二十條の三 第五項	

手続名称	根拠条項	備考
供託した前受業務保証金の取戻しのための証明書の交付請求（前払式割賦販売業者）	割賦販売法第二十条の四第一項	
供託した前受業務保証金の取戻し承認申請（前払式割賦販売業者）	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第二十三条第一項	
割賦販売法第21条第1項の権利を実行のための確認書の交付請求（前払式割賦販売業者）	割賦販売法第二十条の四 第二項	
割賦販売法第21条第1項の権利を実行のための債権の申出（前払式割賦販売業者）	割賦販売法第二十一条第二項	
不足額の前受金保全措置の届出（前払式割賦販売業者）	割賦販売法第二十一条第二項	
不足額の営業保証金の供託の届出（前払式割賦販売業者）	割賦販売法第二十一条第二項	
営業の廃止届出（前払式割賦販売業者）	割賦販売法第二十一条第二項	
不足額の営業保証金の供託の届出（割賦購入あっせん業者）	割賦販売法第三十五条の三	
営業保証金及び前受業務保証金の還付	割賦販売法第三十五条の三	
供託した前受業務保証金の取戻しのための証明書の交付請求（前払式特定取引業者）	割賦販売法第三十五条の三の三	
割賦販売法第21条第1項の権利実行のための確認書の交付請求（前払式特定取引業者）	割賦販売法第三十五条の三の三	
不足額の前受金保全措置の届出（前払式特定取引業者）	割賦販売法第三十五条の三の三	
不足額の営業保証金の供託の届出（前払式特定取引業者）	割賦販売法第三十五条の三の三	
指定受託機関の指定申請	割賦販売法第三十五条の四 第二項	
指定受託機関の廃止の届出	割賦販売法第三十五条の七	
帳簿の備付け例外の届出（前払式割賦販売業者）	割賦販売法施行規則第八条第一項	
帳簿の備付け例外の届出（前払式特定取引業者）	割賦販売法施行規則第十五条	
利害関係人の意見の届出	割賦販売法施行規則第二十六条第三項	
営業保証金又は前受業務保証金の取戻しに係る公告の実施届出	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第七項	
債権申出書の提出がなかつたこと証明書の交付請求	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第二十条第一項	
申出に係る債権の総額に関する証明書の交付請求	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第二十条第二項	
指定受託機関の兼業の承認	割賦販売法第三十五条の九	
前受業務保証金の取戻しのための証明書の交付請求（債権の申出の公示がない場合）（前払式割賦販売業者）	割賦販売法第二十条の四第二項	
前受業務保証金の取戻しのための証明書の交付請求（債権の申出の公示がない場合）（前払式特定取引業者）	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第二十三条第二項	
水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の負担額が公平を欠く際の負担する者からの意見聴取	割賦販売法第三十五条の三の三	
認定（承認）検査機関の業務廃止の届出	水資源開発公団法施行令第二十六条第一項	
適合性検査についての申請	電気用品安全法第三十六条	
研究所又は機構の処分についての審査請求	電気用品安全法第五十二条第一項	
在庫納付金の計算書及び添付書類の提出	電気用品安全法第五十条	
予備費使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類の送付	地域振興整備公団法施行令第四条の三第一項	
附則第十条第三項に規定する業務を行おうとするときの認可	地域振興整備公団法附則第十条第四項	
品質表示者番号の申請（雑貨工業品）	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第八条第二項	
氏名等の変更又は承認番号の廃棄の届出（雑貨工業品）	雑貨工業品に関する品質表示者番号承認規程第二条	
経済産業大臣に対する申出	雑貨工業品に関する品質表示者番号承認規程第六条	
組合の設立の認可の申請	家庭用品品質表示法第十条第一項	
組合員による総会招集の承認申請	商店街振興組合法第三十六条第一項	
組合の解散の届出	商店街振興組合法第五十九条	
組合の合併の認可の申請	商店街振興組合法第七十二条第二項	
検査の請求	商店街振興組合法第七十三条第三項	
組合員による役員改選総会招集の承認申請	商店街振興組合法第八十一条第一項	
従たる事務所の設置の認可	商店街振興組合法第五十五条	
役員の新職の承認	金属鉱業事業団法第三条第2項	
目的達成業務の認可	金属鉱業事業団法第十四条	
業務の委託の認可	金属鉱業事業団法第十八条第3項	
役員の新職の認可	金属鉱業事業団法第十九条第1項	
土地等への立入りの承認	金属鉱業事業団法第十三条第2項	
精密調査の負担金の滞納処分の認可	金属鉱業事業団法第二十条の十一第2項	
短期借入金の借換の認可	金属鉱業事業団法第二十条の九第3項	
債権発行事務の委託の認可	金属鉱業事業団法第二十五条第2項	
会計規程の承認	金属鉱業事業団法第二十五条第6項	
監査役の新職の決議の認可	金属鉱業事業団法施行規則第十七条第2項	
合併の決議の認可	中小企業投資育成株式会社法第四条	
解散の決議の認可	中小企業投資育成株式会社法第八条	
分割の決議の認可	中小企業投資育成株式会社法第八条	
代表取締役の新職の決議の認可	中小企業投資育成株式会社法第八条	
法第23条第1項第5号又は第2項の業務の実施の認可	中小企業投資育成株式会社法第四条	
業務方法書の認可	日本電気計器検定所法第二十三条第三項	
予備費の使用による書類の送付	日本電気計器検定所法施行規則第二条	
支出予算の流用による書類の提出	日本電気計器検定所法第二十四条第1項	
予算総則で指定する経費の繰越し承認	日本電気計器検定所法施行規則第十一条第2項	
支出予算の繰越しによる繰越し計算書の送付	日本電気計器検定所法施行規則第十二条第三項	
事業計画の変更の認可	日本電気計器検定所法施行規則第十二条第二項	
役員の新職認可	日本電気計器検定所法施行規則第十三条第一項	
重要な財産を担保に供することの認可	日本電気計器検定所法施行規則第十三条第二項	
会計規程の承認	日本電気計器検定所法施行規則第十三条第三項	
電気事業の許可（1）一般電気事業（2）卸電気事業（3）特定電気事業	日本電気計器検定所法施行規則第十三条第四項	
事業開始届出	日本電気計器検定所法第三十三条	
供給区域等の変更許可	日本電気計器検定所法第三十一条	
	日本電気計器検定所法施行規則第二十一条	
	日本電気計器検定所法施行規則第二十二条第二項	
	日本電気計器検定所法施行規則第二十三条第2項	
	電気事業法第三条第一項	
	電気事業法第七条第四項	
	電気事業法第八条第一項	

手続名称	根拠条項	備考
供給区域等の変更の許可を受けた場合の指定期間の延長	電気事業法第八条第三項	
供給区域等の変更の許可を受けた場合の事業開始届出	電気事業法第八条第三項	
事業の譲渡し及び譲受けの認可	電気事業法第十条第一項	
事業の合併及び分割の認可	電気事業法第十条第二項	
相続による事業の承継の届出	電気事業法第十一条第二項	
設備の譲渡し等の届出	電気事業法第十三条第一項	
事業の休止又は廃止の許可	電気事業法第十四条第一項	
法人の解散の認可	電気事業法第十四条第二項	
供給約款設定の認可	電気事業法第十九条第一項	
供給約款変更の認可	電気事業法第十九条第一項	
選択約款設定の届出	電気事業法第十九条第七項	
選択約款変更の届出	電気事業法第十九条第七項	
供給約款等以外の供給条件の認可	電気事業法第二十一条第一項	
卸供給の特例承認	電気事業法第二十二條第一項 第二号	
補完供給契約の供給条件の認可	電気事業法第二十四条の二 第一項	
振替供給約款設定の届出	電気事業法第二十四条の三 第一項	
振替供給約款の変更の届出	電気事業法第二十四条の三 第一項	
振替供給の特例承認	電気事業法第二十四条の三 第二項	
供給区域外の供給の許可	電気事業法第二十五条第一項	
湯水準備引当金取りくずしの特例許可	電気事業法第三十六条第二項	
年間火力発電電単位当たり運転費、年間水力発電電単位当たり運転費の予定値の変更の承認	湯水準備引当金に関する省令第四条第一項 第一号	
使用済核燃料再処理、残渣処理単価、有用物質単価の承認	使用済核燃料再処理引当金に関する省令第三条第二項	
事業年度の例外承認	電気事業会計規則第四十二条	
勘定科目及び財務諸表の例外承認	電気事業会計規則第四十二条	
特定電気事業者の勘定科目の例外承認	電気事業会計規則第四十二条	
原子力発電施設の解体に要する総見積積額の承認	原子力発電施設解体引当金に関する省令第二条	
特定規模電気事業の開始の届出	電気事業法第十六条の二 第一項	
特定規模電気事業の廃止の届出	電気事業法第十六条の二 第三項	
特定規模電気事業の地位の承継の届出	電気事業法第十六条の三 第二項	
供給約款変更の届出	電気事業法第十九条第四項	
一般電気事業者の最終保障約款の設定の届出	電気事業法第十九条の二 第一項	
一般電気事業者の最終保障約款の変更の届出	電気事業法第十九条の二 第一項	
接続供給約款の届出	電気事業法第二十四条の四 第一項	
接続供給約款の変更の届出	電気事業法第二十四条の四 第一項	
接続供給の特例承認	電気事業法第二十四条の四 第二項	
電気事業者の定期報告(会計期報)	電気関係報告規則第二条第二項	
部門別収支計算書における事業者の実情に応じた基準への届け出	部門別収支計算規則第二条第三項	
土地等を一時使用するときの許可	電気事業法第五十八条第二項	
植物の伐採又は移植の事後届出	電気事業法第六十六条	
特殊な加工の認可	発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令第二条第二項	
使用前安全管理検査の審査	電気事業法第五十条の二 第三項	
輸入燃料体検査	電気事業法第五十一条第三項	
溶接安全管理検査の審査	電気事業法第五十二条 第三項	
定期安全管理検査の審査	電気事業法第五十五条第二項	
事業用電気工作物を設置する者の地位の継承の届出	電気事業法第五十五条の二 第二項	
使用承認申請書(第70条第1号又は第4号)	電気事業法施行規則第七十二条第一項	
特殊な設計による施設の認可	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第三条第二項	
事業用電気工作物の一時的工事の届出	電気事業法第四十七条第四項	
電気工作物の溶接安全管理審査	電気事業法第五十二条第三項	
事業用電気工作物の定期検査の延長承認(原子力分)	電気事業法第五十四条ただし書 電気事業法施行規則第五十四条ただし書	
電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者の事故報告(表中4号事故報告)	電気関係報告規則第三条第一項	
電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者の事故報告(表中15号事故報告)	電気関係報告規則第三条第一項	
公害防止に関する届出(表中第七号)	電気関係報告規則第四条	
公害防止に関する届出(表中第八号)	電気関係報告規則第四条	
公害防止に関する届出(表中第九号)	電気関係報告規則第四条	
公害防止に関する届出(表中第十号)	電気関係報告規則第四条	
公害防止に関する届出(表中第十一号)	電気関係報告規則第四条	
供給約款の変更の届出	電気事業法第十九条第四項	
事業者の実情に応じた基準の届出	接続供給約款料金算定規則第七条第四項	
事業者の実情に応じた基準の届出	接続供給約款料金算定規則第八条第二項	
事業者の実情に応じた基準の届出	接続供給約款料金算定規則第十条第二項	
事業者の実情に応じた基準の届出	接続供給約款料金算定規則第十条第三項	
事業者の実情に応じた値の届出	接続供給約款料金算定規則第十一条第二項	
事業者の実情に応じて設定した基準の届出	接続供給約款料金算定規則第十四条第二項	
送電関連設備の利用形態により同一の条件となるように設定した基準の届出	接続供給約款料金算定規則第十九条第三項	
事業者の実情に応じた基準の届出	接続供給約款料金算定規則第二十条第三項	
事業者の実情に応じた基準の届出	接続供給約款料金算定規則第二十一条第二項	
事業者の実情に応じた基準の届出	接続供給約款料金算定規則第二十一条第三項	
事業者の実情に応じた値の届出	接続供給約款料金算定規則第二十二条第二項	
発電状況の差異を勘案して設定した基準の届出	接続供給約款料金算定規則第二十九条第三項	
事業者の実情に応じた基準の届出	供給約款料金算定規則第六条第五項	
事業者の実情に応じた基準の届出	供給約款料金算定規則第八条第三項	
事業者の実情に応じた基準の届出	供給約款料金算定規則第八条第三項	
事業者の実情に応じた基準の届出	供給約款料金算定規則第九条第二項	
事業者の実情に応じた基準の届出	供給約款料金算定規則第十二条第二項	
事業者の実情に応じた基準の届出	供給約款料金算定規則第十九条第三項	
電気事業関係設備年報	電気関係報告規則第二条	
工事計画の変更の認可	電気事業法第四十七条第二項	
事業用電気工作物に係る試験又は一部使用承認(原子力分)		
あっせん請求書	小規模企業共済法第二十五条	
事務所設置の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第四条第2項	
資本金増加の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第五条第3項	
副理事長・理事長の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第十三条第2項	

手続名称	根拠条項	備考
解任の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第十六条第2項	
役員の兼職禁止の特例承認申請	核燃料サイクル開発機構法第十七条	
委員の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第二十三条第1項	
委員の解任の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第二十三条第4項	
業務の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第二十四条第2項	
施設等の利用の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第二十四条第3項	
業務の委託	核燃料サイクル開発機構法第二十五条	
事業計画等の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第二十九条	
事業計画等の変更の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第二十九条	
財務諸表等の承認申請	核燃料サイクル開発機構法第三十一条第1項	
借入金等の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第三十四条第1項	
借り換えの認可申請	核燃料サイクル開発機構法第三十四条第2項	
債券発行事務の委託の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第三十四条第6項	
償還計画の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第三十六条	
財産の処分等に係る認可申請	核燃料サイクル開発機構法第三十八条	
給与等の支給基準の承認申請	核燃料サイクル開発機構法第三十九条	
給与等の支給基準の変更の承認申請	核燃料サイクル開発機構法第三十九条	
債券を負担する行為の認可申請	核燃料サイクル開発機構法施行規則第九条	
業務に関する規定の届出	核燃料サイクル開発機構法施行規則第二十四条	
業務に関する規定の改廃の届出	核燃料サイクル開発機構法施行規則第二十四条	
従たる事務所の設置の認可	石油公団法第三条第二項	
副総裁及び理事の任命の認可	石油公団法第十条第二項	
副総裁及び理事の解任の認可	石油公団法第十三条第三項	
役員の兼職の承認	石油公団法第十四条	
目的達成業務の認可	石油公団法第十九条第三項	
業務の委託の認可	石油公団法第十九条の二第一項	
業法方法書の認可	石油公団法第二十条第一項	
予算等の認可	石油公団法第二十二条	
財務諸表等の承認	石油公団法第二十三条第一項	
借入金及び石油債券発行の認可	石油公団法第二十五条第一項	
短期借入金の借り換えの認可	石油公団法第二十五条第二項	
債券の発行に関する事務の全部又は一部の銀行又は信託銀行への委託の認可	石油公団法第二十五条第六項	
償還計画の認可	石油公団法第二十七条	
重要な財産の処分等の認可	石油公団法第二十九条	
給与及び退職手当の支給の基準の承認	石油公団法第三十条	
業務の実施に関する規程の届出	石油公団法施行規則第四条	
予備費使用の通知	石油公団の財務及び会計に関する省令第八条第二項	
支出予算の流用等の承認	石油公団の財務及び会計に関する省令第九条第二項	
支出予算の繰越の承認	石油公団の財務及び会計に関する省令第十条第一項	
繰越計算書の提出	石油公団の財務及び会計に関する省令第十条第三項	
収入、支出等の報告	石油公団の財務及び会計に関する省令第十四条	
会計規程の承認	石油公団の財務及び会計に関する省令第二十五条第二項	
販売事業者登録簿謄本閲覧請求（経済産業大臣）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条の二第3項	
販売事業者登録簿謄本交付請求（経済産業大臣）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条の二第3項	
保安機関の認定更新（経済産業大臣）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十二条第1項	
指定試験機関の指定	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の6第11項	
液化石油ガス器具等例外承認申請	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第39条第2項第2号	
認定（承認）検査機関の事業所変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第56条	
認定（承認）検査機関の業務休止届出及び廃止届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第58条	
認定（承認）検査機関が行う適合性検査についての不服申請	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第92条の2第11項	
機構の処分等についての審査請求	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十一	
報告の徴収（液化石油ガス販売事業者）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第十一条第一項	
報告の徴収（保安機関）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十条第二項	
報告の徴収（液化石油ガス設備士）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十条第三項	
報告の徴収（特定液化石油ガス設備工事事業者）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十条第四項	
鉱業権者との協議が成立しない場合の事業の実施についての決定の申請	砂利採取法第三十条第二項（採石法第34条第2項から第7項準用）	
大臣登録業者の知事登録業者への登録行政庁の変更の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第八条第二項	
事業の譲渡、合併、相続等による承継の届出（承継を受ける事業者の登録と承継された工事業の登録が同一の場合）	電気工業の業務の適正化に関する法律第九条第三項	
事業の譲渡、合併、相続等による承継の届出（下記以外の場合）	電気工業の業務の適正化に関する法律第九条第二項	
登録簿謄本の交付	電気工業の業務の適正化に関する法律第十六条	
通知電気工業の通知行政庁変更通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第十七条の二第三項	
通知電気工業の廃止通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第十七条の二 第四項	
みなし通知事業者の事業廃止通知届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第三十四条第五項	
通知電気工業の開始通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第十七条の二 第一項	
登録簿閲覧の請求	電気工業の業務の適正化に関する法律第十六条	
電気工業の廃止の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第十一条	
みなし登録電気工業の廃止の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第三十四条第四項	
振興事業計画の承認	下請中小企業振興法第五条 第一項	
振興事業計画の変更の承認	下請中小企業振興法第七条 第一項	
公害防止管理者等國家試験指定試験機関の指定	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第二条	
指定試験機関の名称等の変更届出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第三条	
指定試験機関の試験事務規定の認可申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第四条第一項	
指定試験機関の試験事務規定の変更認可申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第四条第二項	
指定試験機関の試験事務の休廃止の許可の申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第五条	
工場移転に関する計画の認定	工業再配置促進法第五条第一項	
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行令第六条第三項	
苦情の申し出	熱供給事業法第三十一条第一項	
法人の解散の決議又は総社員の同意の認可	熱供給事業法第十一条第二項	
意見聴取会における意見の事前届出	熱供給事業法施行規則第三十五条第二項	

手続名称	根拠条項	備考
熱供給施設又は熱供給施設以外の導管の事故報告	熱供給事業法施行規則第三十三条第一項 第四号	
石油パイプライン事業の許可申請	石油パイプライン事業法第五条第一項	
事業用施設又は石油輸送能力の変更許可申請	石油パイプライン事業法第八条第一項	
事業用施設等の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第八条第二項	
代表者の氏名、住所等の変更の届出	石油パイプライン事業法第九条	
事業者の地位承継の届出	石油パイプライン事業法第十一条第二項	
事業用施設の完成検査申請	石油パイプライン事業法第十六条第一項	
事業用施設の一部の完成検査申請	石油パイプライン事業法第十六条第四項	
工事を必要としない事業用施設の検査申請	石油パイプライン事業法第十八条第一項	
第15条第1項本文以外の事業用施設の完成検査申請	石油パイプライン事業法第十九条第二項	
緊急を要する工事の届出	石油パイプライン事業法第十九条第三項	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第十九条第四項	
保安技術者の選任届出	石油パイプライン事業法第二十八条第二項	
保安技術者の解任届出	石油パイプライン事業法第二十八条第二項	
保安検査の申請	石油パイプライン事業法第二十九条	
毎事業年度の財務計算に関する諸表の報告	石油パイプライン事業法第三十六条第一項	
事故報告（詳細）	石油パイプライン事業法第三十六条第一項	
軽微な工事の届出	石油パイプライン事業法第十九条第三項	
毎事業年度の石油の油種別輸送量の報告	石油パイプライン事業法第三十六条第一項	
毎年の事故の報告	石油パイプライン事業法第三十六条第一項	
毎年末の事業用施設の設置の状況報告	石油パイプライン事業法第三十六条第一項	
事業の全部の譲渡し、譲受けの認可申請	石油パイプライン事業法第十条第一項	
事業者法人の合併の認可申請	石油パイプライン事業法第十条第二項	
事業の休廃止の許可申請	石油パイプライン事業法第十二条第一項	
解散の決議又は総社員の同意の認可申請	石油パイプライン事業法第十二条第二項	
事業用施設の工事の計画の認可申請	石油パイプライン事業法第十五条第一項	
事業用施設の工事計画期限の延長申請	石油パイプライン事業法第十五条第四項	
事業用施設の工事の計画の変更の認可申請	石油パイプライン事業法第十五条第六項	
完成検査を受ける期限の延長申請	石油パイプライン事業法第十六条第三項	
第15条第1項本文以外の事業用施設の工事の計画の認可申請	石油パイプライン事業法第十九条第一項	
工事計画の変更の認可申請	石油パイプライン事業法第十九条第四項	
石油輸送規程の認可申請	石油パイプライン事業法第二十条第一項	
石油輸送規程の変更の認可申請	石油パイプライン事業法第二十条第一項	
保安規程の認可申請	石油パイプライン事業法第二十七条第一項	
保安規程の変更の認可申請	石油パイプライン事業法第二十七条第一項	
特殊設計の認可申請	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第三条第一項	
保安技術者兼任の承認申請	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第四条第二項	
保安技術者の選任要件である危険物取扱者免状の保有者と同等以上の知識及び技術を有していることの認定申請	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第四条第四項 第二号	
保安検査時期の特別の承認申請	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第六条第二項	
輸送油種の変更許可申請	石油パイプライン事業法第八条第一項	
事業用施設の保安措置変更許可申請	石油パイプライン事業法第八条第一項	
認定（承認）検査機関の事業所変更届出	消費生活用製品安全法第二十一条 消費生活用製品安全法第二十九条第二項	
認定（承認）検査機関の業務休廃止届出	消費生活用製品安全法第二十三条 消費生活用製品安全法第二十九条第二項	
機構の処分等に関する審査請求	消費生活用製品安全法第九十条の二	
認定（承認）検査機関に適合性検査を命ずる（請求する）申請	消費生活用製品安全法第九十二条第一項 消費生活用製品安全法第九十二条第三項 消費生活用製品安全法第九十二条第四項	
主務大臣に対する申し出	消費生活用製品安全法第九十三条	
第1種特定化学物質の製造事業の許可	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第6条第1項	
第1種特定化学物質製造設備の構造及び能力の変更の許可	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条第1項	
第1種特定化学物質の許可製造業者の氏名、事業所の所在地等の変更の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条第2項	
第1種特定化学物質の輸入の許可	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条第1項	
許可製造業者等の地位の承継の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第16条第2項	
許可製造業者又は届出使用者の事業の廃止の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第20条第1項	
許可製造業者の月別製造数量等の報告書の提出	経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第9条	
石油生産計画、石油輸入計画、又は石油販売計画の届出	石油需給適正化法第六条第一項前段	
石油生産計画、石油輸入計画又は石油販売計画の変更の届出	石油需給適正化法第六条第一項後段	
石油使用者の申し出に基づく石油使用量の指定	石油需給適正化法第七条第一項ただし書	
特別防災区域の指定に伴う第一種事業所（既存）の届出	石油コンビナート等災害防止法第6条第1項	
基準備蓄量減少の申出（石油）	石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第一項	
基準備蓄量減少の申出（石油ガス）	石油の備蓄の確保等に関する法律第十一条第二項	
基準備蓄量減少の承認（石油ガス）	石油の備蓄の確保等に関する法律第十一条第二項	
取引関係の確認（石油ガス）	石油の備蓄の確保等に関する法律第十一条第二項	
地位の承継の届出（石油輸入業者）	石油の備蓄の確保等に関する法律第二十七条第二項	
取引関係変更の届出（石油ガス）	石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第二十六条	
石油精製業廃止届出	石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第三項	
石油ガス輸入業開始届出	石油の備蓄の確保等に関する法律第二十五条第一項	
取引関係確認の申出の取下げ（石油ガス）	石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第二十六条	
指定法人の指定の申請	特定商取引に関する法律第六十一条	
名称等変更の届出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第三条	
変更事業計画書の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四条第二項	
特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する省令第三条第八項に基づく申請	特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する省令第三条第八項	
品質管理者の選任の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十四条第二項前段 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十四条第二項前段	
品質管理者の解任の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十四条第二項後段 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十四条第二項後段	
指定分析機関の指定	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の十一第一項	
指定分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第二項	
分析業務区域の増加の認可	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の十四第一項	

手続名称	根拠条項	備考
分析業務区域の減少の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の十四第二項	
業務規程の制定の認可	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の十六第一項前段 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十七条の十六第一項前段	
分析業務の廃止の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の十八	
灯油輸入の届出に係る事項の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の第十二項 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第三十一条	
生産（確認）揮発油品質維持計画の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十四条の六第一項	
揮発油の分析委託契約の失効の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第二項	
生産（確認）計画終了日の変更認定		
大企業者の事業の開始又は拡大の計画の調査の申出	中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第五条第一項	
大企業者の事業の開始又は拡大の計画の調整の申出	中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第六条第一項	
採掘権存続期間の延長許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十条第三項	
特定鉱業権の設定の許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十二条	
共同申請人の代表者の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十三条第一項	
共同申請人の代表者変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十三条第二項	
共同申請人の脱退による申請人の名義変更の届出（死亡によるものを除く）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十五条第一項	
相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退による申請人の名義変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十五条第二項	
共同開発事業契約の認可申請の期限延長	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十九条第二項	
共同開発事業契約の認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十一条	
共同開発事業契約の変更認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十一条	
特定鉱業権共有者の代表者の変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十三条第三項	
特定鉱業権の移転の認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十四条第一項	
事業着手期限の延長	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十三条第二項	
事業休止認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十三条第三項	
施業案の認可（探査）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項	
施業案の認可（採掘）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項	
施業案の変更認可（探査）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項	
施業案の変更認可（採掘）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項	
指定区域における工作物の設置（海底の形質の変更）許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十六条第一項	
特定鉱業権消滅時の探査等認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十七条第一項	
共同採掘契約認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十八条第三項	
共同採掘契約変更認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十八条第三項	
申請人の氏名等の変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則第八条第一項	
鉱山統括事務所の設置の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令第一条第二項	

手続名称	根拠条項	備考
鉱山保安代理人の選任届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令第二条第二項	
鉱山保安代理人委任範囲変更届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令第二条第二項	
鉱山保安代理人代理権消滅届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令第二条第二項	
特定鉱業権共有者の代表者の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十三条第一項	
減少の登録の申請	特定鉱業権関係登録令第十九条	
深海底鉱業の許可	深海底鉱業暫定措置法第4条第1項	
共同申請人の代表者の届出	深海底鉱業暫定措置法第6条第1項	
共同申請人の代表者の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法第6条第3項	
申請の区域の変更	深海底鉱業暫定措置法第7条	
申請人の名義変更の届出(承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合を除く。)	深海底鉱業暫定措置法第10条第2項	
申請人の名義変更の届出(承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合)	深海底鉱業暫定措置法第10条第3項	
深海底鉱業の変更の許可	深海底鉱業暫定措置法第14条第1項	
深海底鉱業者の氏名等の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法第15条	
共同深海底鉱業者の代表者の届出	深海底鉱業暫定措置法第16条第1項	
共同深海底鉱業者の代表者の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法第16条第3項	
深海底鉱業の譲渡譲受の認可	深海底鉱業暫定措置法第18条第1項	
法人合併の認可	深海底鉱業暫定措置法第18条第2項	
法人分割の認可	深海底鉱業暫定措置法第18条第2項	
深海底鉱業の承継の届出	深海底鉱業暫定措置法第19条第2項	
深海底鉱業の廃止の届出	深海底鉱業暫定措置法第二十一条	
事業着手期限の延長	深海底鉱業暫定措置法第23条第2項	
深海底鉱業の休止の認可	深海底鉱業暫定措置法第23条第3項	
施業案の制定の認可	深海底鉱業暫定措置法第二十四条第一項前段	
施業案の制定の認可(採鉱の場合)	深海底鉱業暫定措置法第二十四条第一項前段	
施業案の変更の認可	深海底鉱業暫定措置法第二十四条第一項後段	
施業案の変更の認可(採鉱の場合)	深海底鉱業暫定措置法第二十四条第一項後段	
保安規程の設定、変更の認可	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者又は係員の選任の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者又は係員の解任の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
保安統括者の代理者の選任の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
保安統括者の代理者の解任の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
保安技術管理者、副保安技術管理者又は保安監督員の代理者の選任の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
保安技術管理者、副保安技術管理者又は保安監督員の代理者の解任の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
使用人以外の者を作業に従事させる場合の保安措置の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
使用人以外の者を作業に従事させる場合の保安措置の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
保安図の複本の提出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
法律の適用除外に係る認定	深海底鉱業暫定措置法第40条	
申請人の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法施行規則第10条第1項	
受験願書の提出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	
上級深海底鉱山保安技術職員国家試験筆記試験免除の確認申請	深海底鉱業暫定措置法第三十九条 深海底鉱山保安技術職員国家試験規則第十四条第一項	
普通深海底鉱山保安技術職員国家試験筆記試験免除の確認申請	深海底鉱業暫定措置法第三十九条 深海底鉱山保安技術職員国家試験規則第十二条	
合格証の再交付	深海底鉱業暫定措置法第三十九条 深海底鉱山保安技術職員国家試験規則第十九条第一項	
指定登録機関の指定の申請	半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十八条	
回路配置原簿が滅失した際の回復の申請及びこれによる登録	回路配置利用権等の登録に関する政令第六条第二項	
報告徴収	特定商品等の預託等取引契約に関する法律第十条	
特定施設の整備計画の認定申請(5号八施設、8号施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(1号リサーチコア施設、16号口施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(1号産学連携施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(6号へ施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(1号デザイン施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(3号施設、7号イ施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(5号二施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(17号施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(11号口施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(13号施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(6号二施設、6号ホ施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請(5号イ施設)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	

手続名称	根拠条項	備考
特定施設の整備計画の認定申請（7号イホ施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請（16号イ・カレット他用途施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請（16号イ・エコセメント施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請（16号イ・再生資源肥料化施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請（16号イ・アルミ缶施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請（15号施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請（7号イニ施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の認定申請（5号口施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（1号リサーチコア施設、16号口施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（1号産学連携施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（6号へ施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（1号デザイン施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（5号ニ施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（17号施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（11号口施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（13号施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（5号イ施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（6号ニ施設、6号ホ施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（7号イホ施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（16号イ・カレット他用途施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（16号イ・エコセメント施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（16号イ・再生資源肥料化施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（16号イ・アルミ缶施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（16号イ・古紙他用途利用施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（15号施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（7号イニ施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定申請（5号口施設）	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
資本金増加の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十七条第二項	
設立の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第二十四条	
理事の解任の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十四条第三項	
業務の委託の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十一条第一項	
短期借入金の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十八条第一項	
短期借入金の借り換えの認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十八条第二項	
勘定区分の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第1の2条第5項	
予備費使用書類の提出	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第五条第二項	
支出予算流用書類の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第六条第三項	
支出予算繰越書類の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第七条第二項	
繰越計算書の提出	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第七条第三項	
勘定区分の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第一条の二 第四項	
特定物質の輸出用製造数量の指定の変更の申請	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第五条第三項	
特定物質ごとの製造数量の許可	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第五条の二 第一項	
増加の許可を受けた特定物質に係る輸出用製造数量の指定の変更の申請	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第八条第三項	
増加の許可を受けた特定物質に係る輸出の確認	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第八条第三項	
破壊証明に係る特定物質の製造確認	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十一条第一項	
特定物質の製造数量の届出	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第三項	
特定省資源事業者又は特定再利用事業者に係る業務の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第一項	
指定省資源事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に係る業務の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第二項	
認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第三項	
使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第四項	
指定副産物事業者に係る業務の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第五項	

手続名称	根拠条項	備考
商品投資顧問業者の許可の有効期間の更新（申請等）	商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十三条第一項	
商品投資顧問業者の廃業等の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十三条第一項	
外国特殊容器の指定申請	計量法第六十九条第一項	
外国特殊容器の承継の届出	計量法第六十九条第一項	
外国特殊容器の変更の届出	計量法第六十九条第一項	
外国特殊容器の廃止の届出	計量法第六十九条第一項	
指定外国製造事業者の承継	計量法第一百条第三項	
指定検定機関の所在地変更	計量法第六百六条第二項	
指定検定機関の更新	計量法第六百六条第三項	
検定業務の引継に係る書面等の提出	指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第十六条	
変成器付き電気計器の検定（国）	計量法第七十三条第一項	
計量士登録簿の謄本の交付、閲覧(国)	計量法施行令第三十八条	
変成器付電気計器検査の申請におけるたし書き書面の提出（国）	計量法第七十三条第二項	
特殊容器の指定申請	計量法第五十九条	
会員制事業協会の指定	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十三条第一項	
特定施設の整備計画の変更の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第八条第一項	
産業業務施設の移転計画の変更	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第四項	
産業業務施設の移転計画の提出	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第一項	
特定債権等の信託の計画の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第十一条	
特定債権等譲受業の全部又は一部の譲渡及び譲受けの認可の申請	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十八条第一項	
特定債権等譲受業者の法人の合併の認可の申請	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十八条第二項	
特定債権等譲受業者の法人の分割の認可の申請	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十八条第二項	
特定債権等譲受業者の業務の種類及び方法等の変更の認可の申請	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十六条	
特定債権等譲受業者の他業兼営の許可の申請	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第四十一条第一項	
小口債権販売業者の業務の種類及び方法等の変更の認可の申請	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第五十四条	
輸出移動書類に係る届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第七条	
紛失した輸出移動書類等の回復の届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第四項 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第九条第三項	
輸出移動書類等の汚損等の届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第九条第二項	
事業計画の変更承認	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
事業計画の変更承認（上記以外）	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第五条第一項	
共同事業計画の変更承認申請	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第七条第三項	
優先出資の発行の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第一項	
優先出資引受権の付与の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項	
払込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条	
優先出資の消却の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第二項	
優先出資の分割の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第二項	
優先出資者による優先出資者総会招集の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十四条第三項	
資本準備金の資本組入れの認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十七条第四項	
優先出資の発行による資本の額の増加の認可	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十一条第五項	
認可事項の実行の届出	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十二条	
全国団体の保証事業等に係る業務方法書の認可	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第九条	
全国団体の保証事業等に係る業務方法書の変更の認可	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第九条	
全国団体の保証事業等に係る事業計画等の変更の認可	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第十二条	
商工会等の基盤施設設計計画認定申請	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第五条第一項	
商工会等の基盤施設設計計画変更認定申請	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第六条第一項	
商工会等の連携計画の認定申請	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第十八条第一項	
商工会等の連携計画の変更認定申請	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第十九条第一項	
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第1項	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項	
指定法人の指定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	
指定法人の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	
指定法人の業務の委託の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第23条第1項	
指定法人の再商品化業務規程の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二十四条第一項前段	
指定法人の再商品化業務の休廃止の許可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第26条	
指定法人の再商品化業務等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三十条第一項前段	
第二種事業に係る概要の届出	環境影響評価法第四条第一項	
事業内容変更後の第二種事業の概要の届出及び環境影響評価実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第四条第四項	
第二種事業について、判定によらず手続きを行うこととした旨の通知	環境影響評価法第四条第六項	
環境影響評価方法書についての住民からの意見提出（国直轄事業）	環境影響評価法第八条第一項	
環境影響評価実施に際して、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出及び当該書面の交付	環境影響評価法第十一条第二項	
環境影響評価準備書についての住民からの意見提出（国直轄事業）	環境影響評価法第十八条第一項	
事業内容を修正する場合の第二種事業に係る届出	環境影響評価法第二十九条第一項	
事業内容の廃止・修正後等、環境影響評価の必要がなくなった旨の通知	環境影響評価法第三十条第一項	
評価書の受理及び当該評価書に対する意見の提出	環境影響評価法第二十二條第1項	
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理	環境影響評価法第二十五条第三項	
特定大学技術移転事業実施計画の変更承認申請	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第一項	
中小小売商業高度化事業計画の認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十条第四項	
認定中小小売商業高度化事業計画の変更の認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第一項	
市町村長等による申出	特定家庭用機器再商品化法平成13年4月1日附則 第三十条	
指定法人の指定の申請	特定家庭用機器再商品化法平成10年12月1日附則 第三十二条第一項	

手続名称	根拠条項	備考
指定法人の再商品化等業務規定の変更の認可の申請	特定家庭用機器再商品化法平成10年12月1日附則 第三十五条第一項	
指定法人の再商品化等業務規定の認可の申請	特定家庭用機器再商品化法平成10年12月1日附則 第三十五条第一項	
再商品化等業務に関する事業計画書及び収支予算書の変更の認可の申請	特定家庭用機器再商品化法平成10年12月1日附則 第三十六条第一項	
再商品化等業務の休廃止の許可の申請	特定家庭用機器再商品化法平成10年12月1日附則 第三十七条	
所持の目的及び方法の変更の許可 氏名等の変更の届出	対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第八条第一項 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第八条第二項	
許可所持者の地位を承継した者の届出	対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第十三条第二項	
最低資本金に関する特例に係る確認書の再交付申請	新事業創出促進法施行規則第六条第二項	
電子保存安全対策基準確保の認定の申請	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の確保についての認定に関する規程第三条	
電子保存安全対策基準確保の認定事項又は認定証記載事項の変更の届出	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の確保についての認定に関する規程第七条第一項	
電子保存をしなくなったときの届出及び電子保存安全対策基準確保の認定証の返納	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の確保についての認定に関する規程第七条第二項	
電子保存安全対策基準確保の認定証の更新の申請	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の確保についての認定に関する規程第九条	
電子保存安全対策基準の確保状況の報告	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の確保についての認定に関する規程第十条	
電子保存安全対策基準確保の認定証の返納	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の確保についての認定に関する規程第八条第三項	
役員解任の届出	独立行政法人通則法第二十三条第4項	
中期目標に係る事業報告書の提出	独立行政法人通則法第三十三条	
限度額を超える短期借入金の認可	独立行政法人通則法第四十五条第1項	
短期借入金の借り換えの認可	独立行政法人通則法第四十五条第2項	
重要な財産の処分等の認可	独立行政法人通則法第四十八条第1項	
会計規程変更の届出	独立行政法人通則法第四十九条	
積立金の処分に係る承認申請	独立行政法人経済産業研究所法第十三条第1項	
積立金の処分に係る承認申請	独立行政法人工業所有権総合情報館法第十一条第1項	
積立金の残余の国庫への納付	独立行政法人工業所有権総合情報館法第十一条第3項	
剰余金の使途に充てるための承認申請	独立行政法人製品評価技術基盤機構法第十二条	
承継の届出（アルコールの製造の事業）	アルコール事業法第七条第二項	
亡失等の報告（アルコールの製造の事業）	アルコール事業法第九条第三項	
廃止の届出（アルコールの製造の事業）	アルコール事業法第十一条第一項	
必要な行為の継続の申請（アルコールの製造の事業）	アルコール事業法第十三条第一項	
酒母等の移出の承認の申請（アルコールの製造の事業）	アルコール事業法第十五条	
必要な行為の継続の申請（アルコールの輸入の事業）	アルコール事業法第十九条第一項	
承継の届出（アルコールの輸入の事業）	アルコール事業法第七条第二項（第二十条において準用する同法）	
亡失等の報告（アルコールの輸入の事業）	アルコール事業法第九条第三項（第二十条において準用する同法）	
廃止の届出（アルコールの輸入の事業）	アルコール事業法第十一条第一項（第二十条において準用する同法）	
必要な行為の継続の申請（アルコールの販売の事業）	アルコール事業法第二十四条第一項	
廃棄処分の届出（アルコールの製造の事業）	アルコール事業法第三十九条第一項	
廃棄処分の届出（アルコールの輸入の事業）	アルコール事業法第三十九条第一項	
事業認可に係る事前の事業間調整のための事業概要書の送付	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十二条第1項	
使用認可申請書	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十四条第1項	
使用認可に基づく権利譲渡の承認申請	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第二十八条第1項	
使用認可に基づく権利譲渡の承認申請	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第二十八条第一項	
認定認証業務の認定の更新の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第七条第一項	
認定認証事業者の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第九条第四項	
認定認証事業者の業務の廃止の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第十条第一項	
認定外国認証事業者の認定の更新の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第二項	
認定外国認証事業者の変更の認定の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第二項	
認定外国認証事業者の名称変更等の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第二項	
認定外国認証事業者の業務の廃止の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第二項	
指定調査機関の指定の更新の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第二十一条第一項	
指定調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第二十一条第二項	
指定調査機関の調査業務規程の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第二十五条第一項	
指定調査機関の業務の休廃止の許可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第二十八条第一項	
承認調査機関の承認の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第三十一条第一項	
承認調査機関の承認の更新の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第三十一条第六項	
承認調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第三十一条第六項	
承認調査機関の調査業務規程の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第三十一条第六項	
承認調査機関の調査業務規程の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第三十一条第六項	
承認調査機関の業務の休廃止の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第三十一条第四項	
指定調査機関の手数料額等の変更の認可の申請	電子署名及び認証業務に関する法律施行令第四条第一項	
認定外国認証事業者の認定の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第一項	
特定認証業務の認定の申請	電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項	
認定外国認証事業者の名称変更等の届出	電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第二項	
設置している全ての発電用原子炉の運転の廃止の届出	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十二条第二項	
拠出金を納付する機構の変更の申請	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十三条第二項	
保護区域内の土地の掘削の実施状況等に関する報告	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十三条第一項	
保護区域内の土地の掘削許可申請	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十一条第六項	
発電用原子炉設置者の業務状況の報告	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第八十四条第一項	
フロン類破壊業者の許可の更新	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第四十六条第一項	
国外適合性評価事業に係る認定の更新の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第六条第1項	
国外適合性評価事業に係る変更の認定の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第七条第1項	
認定適合性評価機関のその認定に係る事業の休廃止の届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第八条第1項	
指定調査機関の名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第十八条第2項	
指定調査機関の指定の更新の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第十九条第一項	

手続名称	根拠条項	備考
指定調査機関の調査の業務の休廃止の許可	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第二十六条第1項	
主務大臣による情報通信産業特別地区における事業の認定	沖縄振興特別措置法第30条第1項	
主務大臣による特別自由貿易地域の区域内の事業認定	沖縄振興特別措置法第43条第1項	
主務大臣による特別自由貿易地域の区域内の事業認定	沖縄振興特別措置法第44条第1項	
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第12条第2項	
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第12条第3項	
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第22条第2項	
内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出	情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令第4条第2項	
特別勘定の資金の一部繰入	新事業創出促進法第三十三条第四項	
公益法人の設立の許可	民法（民法第一編第二編第三編）第三十四条	
公益法人の定款変更の認可	民法（民法第一編第二編第三編）第三十八条 第二項	
公益法人の残余財産の処分の許可	民法（民法第一編第二編第三編）第七十二条 第二項	
清算人及び解散の届出	民法（民法第一編第二編第三編）第七十七条 第一項	
清算中に就職した清算人の届出	民法（民法第一編第二編第三編）第七十七条 第二項	
設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	民法（民法第一編第二編第三編）第七十七条 第三項	
清算終了の届出	民法（民法第一編第二編第三編）第八十三条	
中小企業庁から公正取引委員会への報告	中小企業庁設置法第四条第7項	
登録証の再交付申請	競輪審判員、選手および自転車登録規則第六条第一項	
自転車の登録の申請	競輪審判員、選手および自転車登録規則第二十三条第一項	
自転車の製造業者の死亡の届出	競輪審判員、選手および自転車登録規則第二十五条の二 第一号	
自転車の製造業者の解散の届出	競輪審判員、選手および自転車登録規則第二十五条の二 第二号	
自転車製造事業の廃止の届出	競輪審判員、選手および自転車登録規則第二十五条の二 第三号	
自転車の登録の消除申請（所有する選手）	競輪審判員、選手および自転車登録規則第二十六条第六号	
坑内用品検定成績書の交付申請	鉱山坑内用品検定規則第十一条第二項	
製造工場の名称及び所在地の変更の届出、合格証の承継の届出	鉱山坑内用品検定規則第十三条第三項	
検定合格品の検査申請	鉱山坑内用品検定規則第十五条第二項	
事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例	中小企業等協同組合法第九条の二三 第一項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第九条の六の二 第一項	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第九条の六の二 第三項	
事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第九条の九 第四項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第九条の九 第四項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第九条の九 第四項	
事業協同組合等の設立認可	中小企業等協同組合法第二十七条の二 第一項	
火災共済協同組合等の成立の届出	中小企業等協同組合法第三十一条	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第三十五条の二	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第四十八条	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第五十一条第二項	
火災共済協同組合等の事業方法書等の変更の認可	中小企業等協同組合法第五十七条の二	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の余裕金運用の制限の緩和の認可	中小企業等協同組合法第五十七条の五	
事業協同組合等の解散の届出	中小企業等協同組合法第六十二条第二項	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第六十二条第四項	
中小企業団体中央会の設立の認可	中小企業等協同組合法第八十二条の二	
中小企業団体中央会の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第八十二条の八	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第八十二条の十第四項	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第八十二条の十第四項	
中小企業団体中央会の解散の届出	中小企業等協同組合法第八十二条の十三第二項	
決算関係書類の提出	中小企業等協同組合法第一百五十二条の二	
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第九条の二の二	
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続きをしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第四十一条 第五項	
事業共同組合等の合併の認可	中小企業等協同組合法第六十三条 第三項	
外国試験事業者の認定に係る申請	工業標準化法第六十五条第一項	
認定外国試験事業者の地位の継承の届出	工業標準化法第六十五条第二項（第五十九条第二項による準用）	
認定外国試験事業者の事業の廃止の届出	工業標準化法第六十五条第二項（第六十条による準用）	
対内直接投資等に相当するものの報告	外国為替及び外国貿易法第五十五条の五 第二項	
指定完成検査機関の指定	火薬類取締法第十五条第1項	
指定完成検査機関の完成検査の受検届	火薬類取締法第十五条第一項 火薬類取締法第十五条第二項 火薬類取締法施行規則第四十一条第一項	
認定完成検査実施者の完成検査記録の届出	火薬類取締法第十五条第2項第二号	
指定保安検査機関の保安検査の受検届	火薬類取締法第三十五条第1項第一号	
認定保安検査実施者の保安検査記録の届出	火薬類取締法第三十五条第1項第二号	
大規模地震対策特別措置法第3条の地震防災対策強化地域の指定を受けた場合の危害予防規程の認可	火薬類取締法施行規則第六条第3項	
火薬類製造保安責任者免状等の書換の申請	火薬類取締法第三十一条第7項	
火薬類製造保安責任者免状等の書換	火薬類取締法第三十一条第7項	
譲渡、譲受許可証の書換	火薬類取締法第十七条第7項	
譲渡、譲受許可証の再交付	火薬類取締法第十七条第8項	
業務管理者試験等	採石法五号の口採石法施行規則五号の口	
試験事務を行わせないこととした旨の報告	高圧ガス保安法第三十一条の二第3項	
指定試験機関の変更の届出（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の六第2項	
協会が行う第一種製造者の設置工事に関する完成検査（一般則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	
協会が行う第一種製造者の設置工事に関する完成検査（液石則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	
協会が行う第一種製造者の設置工事に関する完成検査（コンビ則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	
協会が行う第一種製造者の設置工事に関する完成検査（冷凍則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	
協会が行う第一種貯蔵所の設置工事に関する完成検査（一般則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	
協会が行う第一種貯蔵所の設置工事に関する完成検査（液石則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	
指定完成検査機関が行う第一種製造者の設置工事に関する完成検査（液石則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	
指定完成検査機関が行う第一種製造者の設置工事に関する完成検査（コンビ則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	
指定完成検査機関が行う第一種製造者の設置工事に関する完成検査（冷凍則）	高圧ガス保安法第二十条第1項	

手続名称	根拠条項	備考
協会の検査不合格容器の報告（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十六条第2項	
指定容器検査機関の検査不合格容器の報告（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十六条第2項	
協会の検査不合格附属品の報告（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十六条第4項	
指定容器検査機関の検査不合格附属品の報告（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十六条第4項	
指定試験機関の変更の届出（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十六条の六第2項	
指定試験機関の事業報告等の提出（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の九第3項	
指定完成検査機関の指定の更新（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の二十二	
指定完成検査機関の事業所の変更の届出（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の二十二	
指定完成検査機関の業務規程の変更認可（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の二十三第1項	
指定完成検査機関の業務の休止の届出（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の二十四	
指定輸入検査機関の指定の更新（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定輸入検査機関の事業所の変更の届出（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定輸入検査機関の業務規程の変更認可（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定輸入検査機関の業務の休止の届出（都道府県知事）	高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
使用を休止した特定施設である旨の届出（一般則）	一般高圧ガス保安規則第七十九条第2項	
使用を休止した特定施設である旨の届出（液石側）	液化石油ガス保安規則第七十七條第2項	
使用を休止した特定施設である旨の届出（コンビ則）	コンビナート等保安規則第三十四条第2項	
指定試験機関の試験結果の提出	高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第十二条第2項	
登録容器等製造業者が型式承認を受け製造しようとする容器又は附属品についての試験（指定容器検査機関）	高圧ガス保安法第四十九条の二十三第1項	
外国登録容器等製造業者が型式承認を受け製造しようとする容器又は附属品についての試験（指定容器検査機関）	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
協会の完成検査証の交付（一般則）	一般高圧ガス保安規則第三十二条第1項	
協会の完成検査証の交付（液石側）	液化石油ガス保安規則第三十三条第1項	
協会の完成検査証の交付（コンビ則）	コンビナート等保安規則第十六条第1項	
協会の輸入検査合格証の交付（一般則）	一般高圧ガス保安規則第四十五条の二第1項	
協会の輸入検査合格証の交付（液石側）	液化石油ガス保安規則第四十五条の二第1項	
協会の輸入検査合格証の交付（コンビ則）	冷凍保安規則第三十一条の二第1項	
協会の保安検査証の交付（一般則）	一般高圧ガス保安規則第八十条第2項	
協会の保安検査証の交付（コンビ則）	コンビナート等保安規則第三十五条第2項	
指定完成検査機関の完成検査証の交付（液石側）	液化石油ガス保安規則第三十三条第3項	
指定完成検査機関の完成検査証の交付（コンビ則）	コンビナート等保安規則第十六条第3項	
指定完成検査機関の完成検査証の交付（冷凍側）	冷凍保安規則第二十二條第2項	
指定輸入検査機関の輸入検査合格証の交付（液石側）	液化石油ガス保安規則第四十五条の二第3項	
指定輸入検査機関の輸入検査合格証の交付（冷凍側）	冷凍保安規則第三十一条の二第3項	
新株発行時の認可	電源開発促進法第十五条第四項	
取締役及び監査役の選任及び解任の決議の認可	電源開発促進法第十八条	
事業経営の認可	電源開発促進法第二十三条第2項	
電気の供給に係る認可	電源開発促進法第二十三条第3項	
委託事業の認可	電源開発促進法第二十三条の二第2項	
弁済期間が1年をこえる資金の借入れ	電源開発促進法第三十条	
発電施設等を所有権及び貸借権以外の権利の目的とするとき	電源開発促進法第三十一条	
会社の定款の変更等の決議	電源開発促進法第三十二条第1項	
毎営業年度の事業計画の策定	電源開発促進法第三十三条	
事業計画の変更	電源開発促進法第三十三条	
新株発行の認可	電源開発促進法第十五条第4項	
取締役及び監査役の選任	電源開発促進法第十八条	
取締役及び監査役の解任	電源開発促進法第十八条	
電気の供給認可	電源開発促進法第二十三条第3項	
外国における電源開発事業の認可	電源開発促進法第二十三条の二第2項	
定款変更等の認可	電源開発促進法第三十二条第1項	
発電施設等を所有権及び貸借権以外の権利の目的とするとき	電源開発促進法第三十一条	
資金借入れの認可	電源開発促進法第三十条	
事業計画の認可	電源開発促進法第三十三条	
公表事項の変更	電源開発促進法施行令第四条	
特定商工業者該当基準（税額）の許可	商工会議所法第七条第二項	
特定商工業者該当基準（資本金額又は払込済出資総額）の許可	商工会議所法第七条第二項	
商工業者法定台帳作成期間の延長	商工会議所法第十条	
特定商工業者に対する負担金賦課の許可	商工会議所法第十二条	
共同プール事務の規約の届出	自動車損害賠償保障法第二十八条の四第二項前段	
共同プール事務の規約の変更の届出	自動車損害賠償保障法第二十八条の四第二項後段	
加工事業の溶接の方法及び検査（研究開発段階にある燃料に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の4第1項	
指定検査機関による加工施設の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の四 第四項	
指定検査機関による輸入した加工施設の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の四 第四項	
溶接検査（研究開発段階発電用原子炉施設に限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十八条の二 第一項	
指定検査機関による廃棄物管理施設の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の九第一項	
指定検査機関による輸入した廃棄物管理施設の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の九第四項	
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第五条の七 第二項	
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七 第一項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第三項	
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第三項	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第三項	
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第四項	
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第四項	
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第六項	
商工組合の特例の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第九条	
商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第十七条の二 第一項	
商工組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第三十三条	
商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第一項	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第四十七條第二項	
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第四十七條第二項	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第四十七條第二項	
商工組合及び商工組合連合会の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第四十七條第三項	

手続名称	根拠条項	備考
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第三項	
決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第七十一条	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第四項	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第七項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第九十六条第五項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十六条第八項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第九十七条第二項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十七条第二項	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第百条の十四	
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第二十七条	
発起人への通知	中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第五項	
土地の立入許可	工業用水道事業法第十五条第一項	
土地の立入の際の意見書の提出	工業用水道事業法第十五条第二項	
事務所の設置	日本貿易振興会法第三条第二項	
監査結果の意見提出	日本貿易振興会法第九条第五項	
副理事及び理事の解任の認可	日本貿易振興会法第十四条第二項	
必要業務の認可	日本貿易振興会法第二十一条第二項	
業務の方法の認可	日本貿易振興会法第二十二条第一項	
事業計画の変更の認可	日本貿易振興会法第二十四条	
資金計画の変更の認可	日本貿易振興会法第二十四条	
収支予算の変更の認可	日本貿易振興会法第二十四条	
貸借対照表等の承認	日本貿易振興会法第二十五条第一項	
給与及び退職手当の支給の基準の承認	日本貿易振興会法第三十条	
予算総則で指定する経費全額の承認	日本貿易振興会の業務の方法ならびに財務および会計に関する省令第十条第一項	
支出予算の繰越の通知	日本貿易振興会の業務の方法ならびに財務および会計に関する省令第十条第二項	
会計規程の承認	日本貿易振興会の業務の方法ならびに財務および会計に関する省令第二十二條第二項	
事務所の設置	日本貿易振興会法第三条第二項	
副理事及び理事の解任の認可	日本貿易振興会法第十四条第二項	
必要業務の認可	日本貿易振興会法第二十一条第二項	
業務の方法の認可	日本貿易振興会法第二十二条第一項	
事業計画の変更の認可	日本貿易振興会法第二十四条	
資金計画の変更の認可	日本貿易振興会法第二十四条	
収支予算の変更の認可	日本貿易振興会法第二十四条	
貸借対照表等の承認	日本貿易振興会法第二十五条第一項	
給与及び退職手当の支給の基準の承認	日本貿易振興会法第三十条	
予算総則で指定する経費全額の承認	日本貿易振興会の業務の方法ならびに財務および会計に関する省令第十条第一項	
会計規程の承認	日本貿易振興会の業務の方法ならびに財務および会計に関する省令第二十二條第二項	
特定工場新設の届出に係る勧告	工場立地法第九条第二項	
特定工場変更の届出に係る勧告	工場立地法第九条第二項	
国内処理の請求	実用新案法第四十八条の四 第四項	
図面の提出	実用新案法第四十八条の七 第二項	
小売市場の許可	小売商業調整特別措置法第三条 第一項	
経過措置に伴う届出	小売商業調整特別措置法第六条 第二項	
小売市場の変更の許可	小売商業調整特別措置法第七条 第一項	
小売市場の許可申請事項の変更届出	小売商業調整特別措置法第七条 第三項	
小売市場開設者の地位の承継届出	小売商業調整特別措置法第九条 第三項	
調査の申出	小売商業調整特別措置法第十四条の二第一項	
あっせん又は調停の申請	小売商業調整特別措置法第十五条	
調整の申出	小売商業調整特別措置法第十六条の二第一項	
商工会の設立認可申請	商工会法第二十三条第一項	
都道府県商工会連合会の設立認可申請	商工会法第五十五条の十五	
商工会の総会召集承認申請	商工会法第四十二条第五項	
都道府県商工会連合会の総会召集承認申請	商工会法第五十八条第四項	
商工会の定款変更認可申請	商工会法第四十四条第二項	
都道府県商工会連合会の定款変更認可申請	商工会法第五十八条第四項	
商工会の解散届出	商工会法第五十二条第二項	
都道府県商工会連合会の解散届出	商工会法第五十八条第六項	
商工会の清算人の財産処分認可申請	商工会法第五十四条第一項	
都道府県商工会連合会の清算人の財産処分認可申請	商工会法第五十八条第六項	
総会議決がないときの商工会の清算人の財産処分認可申請	商工会法第五十四条第二項	
総会議決がないときの都道府県商工会連合会の清算人の財産処分認可申請	商工会法第五十八条第六項	
商工会の合併認可申請	商工会法第五十二条の二第二項	
商工会の合併認可申請	商工会法第五十二条の二第二項	
電気工事士免状の書換え	電気工事士法第四条第七項	
電気工事士免状の交付	電気工事士法第四条第二項	
第一種電気工事士の知識及び技能の認定	電気工事士法第四条第三項 第二号	
第二種電気工事士の知識及び技能の認定	電気工事士法第四条第四項 第三号	
電気工事士免状の返納	電気工事士法第四条第七項	
電気工事士免状の再交付	電気工事士法第四条第七項	
大臣への申出	家庭用品品質表示法第十条	
報告を要求したときの、事業者からの報告	家庭用品品質表示法第十九条第一項	
組合の設立の認可又は不認可の通知	商店街振興組合法第三十六条第三項	
組合員による総会召集の承認申請	商店街振興組合法第五十九条	
組合員による総会召集の承認又は不承認	商店街振興組合法第五十九条	
定款の変更の認可の申請	商店街振興組合法第六十二条第二項	
定款の変更の認可又は不認可の通知	商店街振興組合法第六十二条第三項	
組合の合併の認可の申請	商店街振興組合法第七十三条第三項	
組合の合併の認可又は不認可の通知	商店街振興組合法第七十三条第四項	
検査の請求	商店街振興組合法第八十一条第一項	
組合員による役員改選総会召集の承認申請	商店街振興組合法第五十五条第五項	

手続名称	根拠条項	備考
工事の受託に係る認可申請	環境事業団法第十八条 第二項	
納期延長申請書・決定書	小規模企業共済法第二十條	
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の認定（申請者 都道府県知事）	流通業務市街地の整備に関する法律第四十七條の二 第一項	
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の変更の認定（申請者 都道府県知事）	流通業務市街地の整備に関する法律第四十七條の三 第一項	
販売事業者登録簿閲覧請求（都道府県知事）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條の二 第三項	
販売事業者登録簿閲覧請求（都道府県知事）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條の二 第三項	
協会等が行う貯蔵施設等の完成検査（高圧ガス保安協会）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第六十條第一項	
協会等が行う貯蔵施設等の完成検査（指定完成検査機関）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第六十條第一項	
協会等が行う充てん設備の完成検査（高圧ガス保安協会）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第六十九條第一項	
協会等が行う充てん設備の完成検査（指定完成検査機関）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第六十九條第一項	
協会等が行う充てん設備の保安検査（高圧ガス保安協会）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八十二條第一項	
協会等が行う充てん設備の保安検査（指定保安検査機関）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八十二條第一項	
液化石油ガス設備士認定	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の四 第二項第三号	
報告の徴収（充てん事業者）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十條第七項	
報告の徴収（液化石油ガス販売事業者）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十條第一項	
報告の徴収（保安機関）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十條第二項	
報告の徴収（液化石油ガス設備士）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十條第三項	
報告の徴収（特定液化石油ガス設備工事事業者）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十條第四項	
報告の徴収（充てん事業者）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十條第七項	
合格証書等の再交付	砂利採取法第十五條砂利採取業者の登録等に関する規則第十四條	
都道府県からの指示に対する報告	砂利採取法第三十三條	
電気工業の登録の更新	電気工業の業務の適正化に関する法律第三條第三項	
知事登録業者の登録行政庁の変更の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第八條第三項	
事業の譲渡、相続、合併による承継の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第九條第三項	
登録事項変更の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第十條第一項	
事業廃止の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第十一條	
みなし登録電気工業の開始届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第三十四條第四項	
みなし登録電気工業の開始届出事項変更又は業務廃止の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第三十四條第四項	
登録証の再交付	電気工業の業務の適正化に関する法律第十二條	
登録簿本の交付	電気工業の業務の適正化に関する法律第十六條	
知事通知業者の通知行政庁変更通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第十七條の二 第三項	
通知電気工業の通知事項の変更通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第十七條の二 第四項	
通知電気工業の廃止通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第十七條の二 第四項	
みなし通知電気工業の開始通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第三十四條第五項	
みなし通知電気工業の開始通知事項変更通知及び廃止通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第三十四條第五項	
通知電気工業の開始通知	電気工業の業務の適正化に関する法律第十七條の二 第一項	
登録簿閲覧の請求	電気工業の業務の適正化に関する法律第十六條	
土地の立入り許可	石油パイプライン事業法第三十四條第一項	
認定された店舗集団化計画の変更の認定	中小小売商業振興法施行令第九條第一項	
整備計画の提出	発電用施設周辺地域整備法第四條 第一項	
整備計画の提出（指定された地点の二以上が近接している場合）	発電用施設周辺地域整備法第四條 第二項	
整備計画の変更	発電用施設周辺地域整備法第四條 第九項	
整備計画の同意	発電用施設周辺地域整備法第四條第七項	
整備計画の関係行政機関への協議	発電用施設周辺地域整備法第四條 第八項	
償還期日繰下げ決定書	中小企業倒産防止共済法第十條第四項	
納期延長申請書・決定書	中小企業倒産防止共済法第十七條	
受験願書の提出	深海底鉱山保安技術職員国家試験規則第十四條第一項	
筆記試験（上級・普通）の免除の承認又は確認	深海底鉱山保安技術職員国家試験規則第十五條第一項	
合格証の再交付	深海底鉱山保安技術職員国家試験規則第十九條第二項	
申請者の名義の変更の届出（相続その他一般承認以外の場合）	半導体集積回路の回路配置に関する法律第四條第二項	
申請者の名義の変更の届出（相続その他一般承認による場合）	半導体集積回路の回路配置に関する法律第四條第三項	
回路配置利用権の移転の登録	回路配置利用権等の登録に関する政令第十九條 第一項	
設定登録以外の登録申請の却下の通知	回路配置利用権等の登録に関する政令第二十五條	
秘密保持が必要な場合の申し出	回路配置利用権等の登録に関する省令第七條 第三項	
設定登録申請受付時の受け付け番号の通知	回路配置利用権等の登録に関する省令第二十三條	
登録完了の通知	回路配置利用権等の登録に関する省令第三十一條	
専用利用権又は通常利用権の設定の登録	回路配置利用権等の登録に関する政令第十四條	
回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分	回路配置利用権等の登録に関する政令第十四條	
専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録	回路配置利用権等の登録に関する政令第十四條	
信託の登録	回路配置利用権等の登録に関する政令第十四條	
登録の抹消	回路配置利用権等の登録に関する政令第十四條	
囑託による登録完了の通知	回路配置利用権等の登録に関する省令第三十三條	
輸入貨物流通促進事業者の認定申請	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十三條第一項の市町村長等の認定に関する省令第一條	
輸入貨物流通促進事業者の認定の通知	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十三條第一項の市町村長等の認定に関する省令第一條第二項	
特定製品輸入事業者の認定申請	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十三條第一項の市町村長等の認定に関する省令第二條	
特定製品輸入事業者の認定の通知	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十三條第一項の市町村長等の認定に関する省令第二條第二項	
特定対内投資事業円滑化事業者の認定申請	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十三條第一項の市町村長等の認定に関する省令第三條	
特定対内投資事業円滑化事業者の認定の通知	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十三條第一項の市町村長等の認定に関する省令第三條第二項	
適管（国の事業所）の廃止（申請者 特定市町村）	計量法第百三十三條	
適管（国の事業所）の廃止（特定市町村 国）	計量法第百三十三條	

手続名称	根拠条項	備考
適管(国の事業所)の廃止(申請者 都道府県)	計量法第百三十三条	
適管(国の事業所)の廃止(都道府県 国)	計量法第百三十三条	
装置検査(指定法人)	計量法第七十五条第一項	
承認輸入事業者の承継(指定法人)	計量法第八十一条第三項	
型承の更新(指定法人)	計量法第八十三条第二項	
承認外国製造事業者の変更届(指定法人)	計量法第八十九条第四項	
承認外国製造事業者の承継(指定法人)	計量法第八十九条第四項	
指定期検査機関の業務規定の変更認可	計量法第三十条第一項	
指定期検査機関の検査業務の一部の休止、廃止	計量法第三十二条	
非自動はかり、分銅、おもりの販売事業の承継	計量法第五十一条第二項	
指定計量証明検査機関の業務規定の変更認可	計量法第二百一十一条第二項	
指定計量証明検査機関の所在地変更届	計量法第二百一十一条第二項	
指定計量証明検査機関の事業計画、収支予算の変更	計量法第二百一十一条第二項	
装置検査済証の交付(指定法人)	特定計量器検定検査規則第七十二条第二項	
不合格理由の通知(都道府県)	計量法第六十条第一項	
特殊容器の指定申請	計量法第五十九条	
特殊容器の承継の届出	計量法第六十二条	
特殊容器の変更の届出	計量法第六十二条	
効率化計画の認定の申請	中小企業流通業務効率化促進法第四条第一項	
認定された効率化計画の変更の申請	中小企業流通業務効率化促進法第五条第一項	
認定された効率化計画の認定の取消	中小企業流通業務効率化促進法第五条第二項	
商工会等の基盤施設計画変更認定申請	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項	
商工会等の連携計画の認定申請	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第18条第1項	
商工会等の連携計画の変更認定申請	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第18条第1項	
高度化等円滑化計画の承認変更等	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十条	
説明会の日時等の決定に関する要請及び意見陳述	環境影響評価法第十七条第三項	
事業内容修正時の第二種事業について、アセスの必要がないとの判定を受けた旨の通知	環境影響評価法第二十九条第三項	
評価書の受理及び評価書について意見の提出	環境影響評価法第二十二條 第一項	
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理	環境影響評価法第二十五条第3項	
補正後の評価書、要約書及び免許等権者の意見の受理(全事業)	環境影響評価法第二十六条第2項	
方法書について、住民意見書の受理	環境影響評価法第八条第一項	
準備書について、住民意見書の受理	環境影響評価法第十八条 第一項	
方法書についての公告・縦覧	環境影響評価法第七条	
準備書についての公告・縦覧(環境事業団関連事業)	環境影響評価法第十六条	
評価書についての公告並びに評価書、要約書及び免許等権者の意見の縦覧	環境影響評価法第二十七条	
事業内容修正時の第二種事業について、アセスの必要がないとの判定を受けた旨の公告	環境影響評価法第二十九条第三項	
事業引継の場合の公告	環境影響評価法第三十一条第四項	
評価書公告後、アセスを再実施する場合の公告	環境影響評価法第三十条第二項	
準備書について、住民意見書の受理	環境影響評価法第十八条 第一項	
事業内容修正の場合の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第二十九条 第一項	
事業者からの第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第四条 第一項	
事業者からの変更後の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第四条 第四項	
第二種事業について、判定によらずアセスを行うことにした旨の通知の受理	環境影響評価法第四条 第六項	
都道府県からの勧告を踏まえた設置者からの届出	大規模小売店舗立地法第九条第四項	
都道府県からの勧告	大規模小売店舗立地法第九条第一項	
認定された中小小売商業高度化事業構想の変更の認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十九条第一項	
中小小売商業高度化事業計画の認定の通知	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十条第五項	
認定中小小売商業高度化事業計画の変更の通知	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第三項	
対応化学物質分類名への変更請求	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第1項	
対応化学物質分類名の維持請求	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第8項	
対応化学物質分類名への変更請求の認可の通知	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第4項	
対応化学物質分類名への変更請求の不認可の通知	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第5項	
評価委員会の意見の申出	独立行政法人通則法第五十三条第2項	
原子力防災資機材現況届の受理	原子力災害対策特別措置法第十一条第三項	
原子力事業者の防災業務計画に関する協議	原子力災害対策特別措置法第七条第二項	
独立行政法人製品評価技術基盤機構への調査の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第三十六条 第二項	
指定調査機関の手数料の額の変更の認可の申請	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律施行令第5条第1項後段	
指定調査機関の指定申請書の記載事項変更の届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令第4条第3項	
手続件数	1,893件	

本リストは、直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続及び必要性が失われたと思われる手続のリストである。

このうち、「件数が僅少な手続」、「臨時的・例外的な事象を対象とする手続」、「国際協定等に基づき、義務として設けられた手続」の要件に該当するものを除いた手続が原則廃止の対象となる。

申請・届出の頻度軽減

手続名	根拠法令	これまでの頻度
対人地雷に関する帳簿の記載事項の報告	対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則第10条	年4回
仲介の処理状況の報告書の提出	商品取引所法施行規則第20条	毎月
純資産額調査書の提出	商品取引所法施行規則第34条	年2回
分離保管等に関する調査書の提出	商品取引所法施行規則第44条	毎月
分離保管等の措置に係る契約締結、変更の契約書の写しの提出	商品取引所法施行規則第44条	毎月
事故報告書の提出	商品取引所法施行規則第58条	毎月
月計残高試算表及び定期業務報告書の提出	商品取引所法施行規則第59条	毎月
苦情の処理状況報告書の提出	商品取引所法施行規則第64条	毎月
あっせん及び調停の処理状況報告書の提出	商品取引所法施行規則第65条	毎月
受託業務保証金の請求申出及びその処理状況の報告	受託業務保証金規則第20条	年4回
報告徴収（実用発電用原子炉等設置者）	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第48条	年1回、年2回
事業月報の提出	中小企業投資育成株式会社業務処理規則第10条	毎月
自家用電気工作物を設置する者の定期報告（表中八号定期報告）	電気関係報告規則第2条	毎月
電気事業者の定期報告（表中八号報告）	電気関係報告規則第2条	毎月
指定調査機関の定期報告（表中十号報告）	電気関係報告規則第2条	年2回
使用済特定施設の内容の報告	金属鋳業等鋳造対策特別措置法施行規則第25条	年4回
放射線管理報告（廃棄物管理事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第40条	年1回、年2回
放射線管理報告（廃棄物埋設事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第27条	年1回、年2回
事業計画の実施状況の報告	新事業分野開拓に関する命令第16条	年2回
災害月報の提出	鉱山保安規則第97条	毎月
放射線障害の防止に関する記録の報告	鉱山保安規則第834条	年2回
災害月報の提出	深海底鉱山保安規則第77条	毎月
放射線管理等報告（実用発電用原子炉設置者）	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第24条	年1回、年2回
放射線管理等報告（研究開発段階発電用原子炉設置者）	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第48条	年1回、年2回
放射線管理報告（加工事業者）	核燃料物質の加工の事業に関する規則第10条	年1回、年2回
放射線管理等報告（使用済燃料貯蔵事業者）	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第48条	年1回、年2回
放射線管理報告（再処理事業者）	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条	年1回、年2回
放射線管理報告（製錬事業者）	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第12条	年1回、年2回
放射線管理報告（廃棄物管理事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第40条	年1回、年2回
放射線管理報告（廃棄物埋設事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第27条	年1回、年2回
環境放射線管理報告（再処理事業者）	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条	年4回
事業計画の実施状況の報告	新事業分野開拓に関する命令第16条	年2回
災害月報の提出	鉱山保安規則第97条	毎月
放射線障害の防止に関する記録の報告	鉱山保安規則第834条	年2回
災害月報の提出	深海底鉱山保安規則第77条	毎月
放射線管理等報告（実用発電用原子炉設置者）	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第24条	年1回、年2回
放射線管理等報告（研究開発段階発電用原子炉設置者）	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第48条	年1回、年2回
放射線管理報告（加工事業者）	核燃料物質の加工の事業に関する規則第10条	年1回、年2回
放射線管理等報告（使用済燃料貯蔵事業者）	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第48条	年1回、年2回
放射線管理報告（再処理事業者）	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条	年1回、年2回
放射線管理報告（製錬事業者）	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第12条	年1回、年2回
放射線管理報告（廃棄物管理事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第40条	年1回、年2回
放射線管理報告（廃棄物埋設事業者）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第27条	年1回、年2回
環境放射線管理報告（再処理事業者）	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条	年4回
収入収支の報告	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第10条	年4回
事業計画の実施状況の報告	産業活力再生特別措置法第39条	年4回
手続件数		46件

添付書類の省略、廃止(法令に義務付けがない添付書類の廃止)

2003（平成15年）12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

2003年（平成15年）12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名称	根拠法令	備考
貸付等金額・借入金額の最高限度の議決、規程の制定・改廃、法による登記、加入または脱退者、特定取引勘定の設置・廃止、特定取引として経理する取引の種類等の変更、ディスクロージャー誌の縦覧の開使用人以外の者を作業者に従事させる場合の保安措置の変更の届出	商工組合中央金庫法施行規則 鉱山保安法第二十三条の二 第一項	
第773条及び第774条の届出に係る坑水又は廃水の排水系統別の汚染状態及び量の変更の届出	鉱山保安規則第七百七十五条	
汚濁負荷量の測定方法の変更の届出	鉱山保安規則第七百八十三条	
保安統括者の職務範囲の制定又は変更の届出	深海底鉱山保安規則第二十六条第二項	
製造工場名称及び所在地の変更の届出、合格証の承継の届出	鉱山坑内用品検定規則第十三条第三項	
石炭鉱山における実務研修実施の変更の届出	鉱山保安規則第八百七十七条の四第一項	
保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員、保安監督員補佐員の職務範囲の制定又は変更の届出	深海底鉱山保安規則第二十六条第二項	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第三十五条の二	
中小企業団体中央会の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第三十五条の二	
中小企業団体中央会の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第八十二条の八	
指定認定機関の事務所の変更の届出	中小企業等協同組合法第八十二条の八	
指定検査機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第三十一条	
承認認定機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第四十五条	
承認検査機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第三十九条第二項	
指定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法第五十三條第二項	
承認申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく公示による検査に関する省令第4条第2項	
指定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく公示による検査に関する省令第14条第2項	
承認申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく指定認定機関等に関する省令第1条第2項	
法定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく認定試験事業者等に関する省令第一条第二項	
製造施設等の軽微変更の届出	火薬類取締法第十条第2項	
製造施設等の軽微変更の届出	火薬類取締法第十条第2項	
火薬庫の設置、移転又は構造等の軽微変更の届出	火薬類取締法第十二条第2項	
危害予防規程の軽微変更の届出	火薬類取締法第二十八条第2項	
危害予防規程の軽微変更の届出	火薬類取締法第二十八条第2項	
定期自主検査変更の届出	火薬類取締法第三十五条の二第2項	
定期自主検査変更の届出	火薬類取締法第三十五条の二第2項	
認定完成検査実施者の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の三の八第1項	
認定保安検査実施者の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の三の八第2項	
商品取引所の役員又は会員の氏名等の変更の届出	商品取引所法第十九条第二項	
商品取引員の商号、役員氏名、資本の額の変更、本店及び従たる営業所の名称及び位置の変更、従たる営業所の開設及び廃止、受託等業務の開始、休止、再開及び廃止の届出	商品取引所法第三十二条第一項	
商品取引員の兼業業務廃止又は届出事項の変更(事前)の届出	商品取引所法第三百三十三条第一項	
商品取引員の支配関係消滅又は届出事項の変更の届出	商品取引所法第三百三十三条第二項	
商品取引員等の特定業務の届出事項の変更の届出	商品取引所法第三百三十三条第三項	
商品先物取引協会の事務所の所在の場所、役員及び協会の氏名又は名称の変更の届出	商品取引所法第三百三十六條の四十四 第三項	
商品先物取引協会の規則の作成、変更又は廃止の届出	商品取引所法第三百三十六條の四十四 第三項	
店頭商品先物取引の開業届出事項の変更の届出	商品取引所法第四百五条の五 第二項	
相互決済結了取引取決めに係る取引資格者の名称変更又は資格喪失の届出	商品取引所法施行規則第十八条	
商品先物取引協会による外務員の登録、登録の変更、抹消の届出	商品取引所法第三百三十六條の十一第四項	
共同鉱業出願人の代表者の変更の届出	鉱業法第二十三条 第三項	
鉱業出願人の名義の変更の届出(特定承継)	鉱業法第四十二条 第一項	
鉱業出願人の名義の変更の届出(一般承継等)	鉱業法第四十二条 第二項	
共同鉱業権者の代表者の変更の届出	鉱業法第四十四条 第三項	
試掘施業案変更の届出(金属鉱山等)	鉱業法第六十三条第一項後段	
試掘施業案変更の届出(石炭または亜炭鉱山)	鉱業法施行規則第二十七条第二項	
試掘施業案変更の届出(石油、可燃性天然ガスまたはアスファルト鉱山)	鉱業法第六十三条第一項後段	
鉱種名変更の届出	鉱業法施行規則第二十七条第二項	
共同租鉱権設定申請者の代表者の変更の届出	鉱業法第六十七条	
共同租鉱権者の代表者の変更の届出	鉱業法第八十七条	
鉱業代理人の選任、変更、代理権の消滅の届出	鉱業法第八十七条	
鉱業出願人の氏名等の変更の届出	鉱業法施行規則第三十一条 第二項	
租鉱権申請人の氏名等の変更の届出	鉱業法施行規則第十一条 第一項	
認定完成検査実施者の変更届(一般則)	鉱業法施行規則第二十六条	
認定完成検査実施者の変更届(液石則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	
認定完成検査実施者の変更届(コンビ則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	
認定完成検査実施者の変更届(冷凍則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	
認定保安検査実施者の変更届(一般則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	
認定保安検査実施者の変更届(液石則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	
認定保安検査実施者の変更届(コンビ則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	
認定保安検査実施者の変更届(冷凍則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	
登録容器等製造業者の変更の届出(経済産業大臣)	高圧ガス保安法第四十九条の十二	
外国登録容器等製造業者の変更の届出	高圧ガス保安法第四十九条の三十一第2項	
登録特定設備製造業者の変更の届出(経済産業大臣)	高圧ガス保安法第五十六条の六の九	
外国登録特定設備製造業者の変更の届出	高圧ガス保安法第五十六条の六の二第2項	
指定試験機関の変更の届出(経済産業大臣)	高圧ガス保安法第五十八条の六第1項	
指定試験機関の変更の届出(都道府県知事)	高圧ガス保安法第五十八条の六第2項	
指定試験機関の試験委員の選任及び変更の届出	高圧ガス保安法第五十八条の十二第3項	

手続名称	根拠法令	備考
指定完成検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高压ガス保安法第五十八条の二十二	
指定輸入検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高压ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定保安検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高压ガス保安法第五十八条の三十の三第2項	
指定容器検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高压ガス保安法第五十八条の三十一第2項	
指定特定設備検査機関の事業所の変更の届出（経済産業大臣）	高压ガス保安法第五十八条の三十二第2項	
指定設備認定機関の事業所の変更の届出	高压ガス保安法第五十八条の三十三第2項	
検査組織等調査機関の事業所の変更の届出	高压ガス保安法第五十九条	
第一種製造者の製造施設等の軽微な変更の届出（一般則）	高压ガス保安法第十四条第2項	
第一種製造者の製造施設等の軽微な変更の届出（液石則）	高压ガス保安法第十四条第2項	
第一種製造者の製造施設等の軽微な変更の届出（コンビ則）	高压ガス保安法第十四条第2項	
第一種製造者の製造施設等の軽微な変更の届出（冷凍則）	高压ガス保安法第十四条第2項	
第二種製造者の製造施設等の変更の届出（一般則）	高压ガス保安法第十四条第4項	
第二種製造者の製造施設等の変更の届出（液石則）	高压ガス保安法第十四条第4項	
第二種製造者の製造施設等の変更の届出（冷凍則）	高压ガス保安法第十四条第4項	
第一種貯蔵所の軽微な変更の届出（一般則）	高压ガス保安法第十九条第2項	
第一種貯蔵所の軽微な変更の届出（液石則）	高压ガス保安法第十九条第2項	
第二種貯蔵所の変更の届出（一般則）	高压ガス保安法第十九条第4項	
第二種貯蔵所の変更の届出（液石則）	高压ガス保安法第十九条第4項	
協会の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、製造、一般則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
協会の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、製造、液石則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
協会の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、製造、コンビ則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
協会の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、製造、冷凍則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
協会の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、貯蔵、一般則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
協会の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、貯蔵、液石）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
指定完成検査機関の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、製造、一般則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
指定完成検査機関の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、製造、液石則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
指定完成検査機関の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、製造、コンビ則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
指定完成検査機関の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、製造、冷凍則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
指定完成検査機関の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、貯蔵、一般則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
指定完成検査機関の実施した完成検査に合格した旨の届出（変更、貯蔵、液石則）	高压ガス保安法第二十条第3項第一号	
販売する高压ガスの種類の変更の届出（一般則）	高压ガス保安法第二十条の七	
販売する高压ガスの種類の変更の届出（冷凍則）	高压ガス保安法第二十条の七	
特定高压ガス消費者の消費施設等の変更の届出（一般則）	高压ガス保安法第二十四条の四第1項	
特定高压ガス消費者の消費施設等の変更の届出（液石則）	高压ガス保安法第二十四条の四第1項	
第一種製造者の危害予防規程の変更の届出（一般則）	高压ガス保安法第二十六条第1項	
第一種製造者の危害予防規程の変更の届出（液石則）	高压ガス保安法第二十六条第1項	
第一種製造者の危害予防規程の変更の届出（コンビ則）	高压ガス保安法第二十六条第1項	
第一種製造者の危害予防規程の変更の届出（冷凍則）	高压ガス保安法第二十六条第1項	
指定試験機関の変更の届出（都道府県知事）	高压ガス保安法第五十六条の六第2項	
指定完成検査機関の事業所の変更の届出（都道府県知事）	高压ガス保安法第五十八条の二十二	
指定輸入検査機関の事業所の変更の届出（都道府県知事）	高压ガス保安法第五十八条の三十の二第2項	
指定保安検査機関の事業所の変更の届出（都道府県知事）	高压ガス保安法第五十八条の三十の三第2項	
二次採取法実施計画の変更の届出	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十一条第二項	
許可事業者の氏名等の変更の届出	航空機製造事業法第四条第一項	
届出事業者の氏名等の変更の届出	航空機製造事業法第四条第二項	
協会の設立、財団法人の協会への組織変更の届出	信用保証協会法施行規則第九条	
大口ガス事業者の工事計画の軽微な変更の届出	ガス事業法第三十七条の十	
大口ガス事業者の工事計画の変更の届出	ガス事業法第三十七条の十	
事業届出事項変更届出	ガス事業法第三十九条の七	
認定ガス用品検査機関の事業所変更届出	ガス事業法第三十九条の十五 第二項	
ガス工作物等の変更の届出	ガス事業法第九条第一項	法改正に伴い、手続を見直す
事業者氏名等の変更の届出及びガス工作物の軽微変更の届出	ガス事業法第九条第二項	法改正に伴い、手続を見直す
供給約款の変更届出	ガス事業法第十七条第四項	法改正に伴い、手続を見直す
選択約款の変更届出	ガス事業法第十七条第七項	法改正に伴い、手続を見直す
接続供給約款の変更届出	ガス事業法第二十二條の二 第一項	法改正に伴い、手続を見直す
供給計画の変更届出	ガス事業法第二十五条第二項	法改正に伴い、手続を見直す
大口供給に係る事業計画の変更の届出	ガス事業法第二十五条の二 第二項	法改正に伴い、手続を見直す
特定ガス工作物等の変更の届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	法改正に伴い、手続を見直す
簡易ガス事業者氏名等の変更の届出及び特定ガス工作物の軽微変更の届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	法改正に伴い、手続を見直す
供給約款の変更届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	法改正に伴い、手続を見直す
選択約款の変更届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	法改正に伴い、手続を見直す
工事計画の軽微変更の届出	ガス事業法第三十六条の二 第八項	
工事計画の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二 第二項	
保安規程変更の届出	ガス事業法第三十条第二項	
簡易ガス事業者の保安規程の変更の届出	ガス事業法第三十七条第七項 第三号	
大口ガス事業者の保安規程変更の届出	ガス事業法第三十七条第十項	
準用事業者の工事計画の変更の届出	ガス事業法第三十八条	
試験委員の選任・変更の届出	ガス事業法第三十六条第十項 第三号	
事業所の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十一	
業務規程の（変更）届出	ガス事業法第三十六条の二十二 第一項	

手続名称	根拠法令	備考
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出 ばい煙等の変更の届出 承認ガス用品検査機関の事業所変更届出 承認ガス用品検査機関の業務規程の変更の届出 認定ガス用品検査機関の業務規程の変更の届出 共同プール事務の規約の変更の届出 共同プール事務の規約の変更の届出 氏名等の変更の届出 運転計画の変更の届出(実用炉) 原子炉設置変更届出 輸入品の溶接検査の変更届出	ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則百十三条第一項 第二号 ガス事業法施行規則百十三条第一項 第三号 ガス事業法施行規則百十三条第一項 第一号 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十五 第二項 自動車損害賠償保障法第二十八条の四第二項後段 自動車損害賠償保障法第二十八条の四第二項後段 工業用水法第九条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十六条第二項 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第三項	
施設定期検査の変更届出	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条第二項	
使用前検査の変更届出	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第七条第二項	
製錬事業の変更届出 容器承認書の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六条第 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 十七条の五 第一項	
輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(加工事業者) 施設定期検査申請書の記載事項の変更届出(加工事業者) 使用前検査申請書の記載事項の変更届出(加工事業者) 溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(加工事業者) 使用前検査申請書の記載事項の変更届出(再処理事業者) 施設定期検査申請書の記載事項の変更届出(再処理事業者) 溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(再処理事業者) 輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(再処理事業者) 溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(使用済燃料貯蔵事業者) 輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(使用済燃料貯蔵事業 施設定期検査申請書の記載事項の変更届出(使用済燃料貯蔵事業者) 使用前検査申請書の記載事項の変更届出(使用済燃料貯蔵事業者) 貯蔵計画の変更届出 貯蔵事業の変更届出 再処理事業の変更届出 再処理事業の変更届出 使用計画の変更届出 指定検査機関の事業所の所在地の変更届出 指定運搬物確認機関の事業所の変更届出	核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十三 第三項 核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十六 第二項 核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の五 第二項 核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の九 第三項 使用済燃料の再処理事業に関する規則第五条第二項 使用済燃料の再処理事業に関する規則第七条の十 第二項 使用済燃料の再処理事業に関する規則第七条の三 第三項 使用済燃料の再処理事業に関する規則第七条の七 第三項 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第十二条第三項 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第十六条第三項 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第十九条第二項 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第七条第二項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46条の4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一 条の四十二 第三項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条 核燃料物質の加工の事業に関する規則第八条の三 第二項 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十七条第二項 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十九条第二項 使用済燃料の再処理事業に関する規則第十七条の三 第二項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一 条の五 第二項 経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第二十四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一 条の四十一 第三項	
加工事業の変更届出 加工施設の解体の届出の変更 原子炉の解体の届出の変更 使用済燃料貯蔵施設の解体の届出の変更 再処理施設の解体の届出の変更 廃棄事業の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十 条の四十二 第三項 核燃料物質の加工の事業に関する規則第八条の三 第二項 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十七条第二項 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十九条第二項 使用済燃料の再処理事業に関する規則第十七条の三 第二項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一 条の五 第二項	
指定廃棄確認機関の名称等の変更の届出 指定廃棄確認機関の事業所の変更の届出	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第二十四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一 条の四十一 第三項	
運転計画の変更の届出 指定運搬物確認機関の名称等の変更の届出 指定検査機関の名称等の変更の届出 指定検査機関の事業所の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十 核燃料物質の加工の事業に関する規則第三十一条 経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一 条の二十九	
指定検査機関の名称等の変更の届出 輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(廃棄物管理)	経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則第六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の 事業に関する規則第十六条第三項	
溶接検査申請書等の記載事項の変更届出(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の	
施設定期検査申請書の記載事項の変更の届出(廃棄物管理)	事業に関する規則第十二条第三項	
使用前検査申請書の記載事項の変更の届出(廃棄物管理)	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の	
	事業に関する規則第十九条第二項	
	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の	
	事業に関する規則第七条第二項	
使用前検査申請書の記載事項の変更の届出(実用炉の廃止措置)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の四第二項	
溶接検査申請書等の記載事項の変更の届出(実用炉の廃止措置)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の九第三項	
輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の変更の届出(実用炉の廃止措	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の十三第三	
施設定期検査申請書の記載事項の変更の届出(実用炉の廃止措置)	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の十五第二項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第三項	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三 第三項	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項	
商工組合及び商工組合連合会の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第七項	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第七項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十六条第八項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十六条第八項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十七条第二項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十七条第二項	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十七条第二項	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第九十七条第二項	

手続名称	根拠法令	備考
氏名若しくは名称又は住所の変更の届出 自家用工業用水道布設の届出事項の変更 給水区域・給水能力・水源の種別及び取水地点の変更の届出 供給規程変更の届出 氏名等の変更の届出 特定工場変更の届出 特定工場変更の届出 出願人名義変更届	工業用水道事業法第七条 工業用水道事業法第二十一条第二項 工業用水道事業法第六条第一項 工業用水道事業法第十七条第一項 工場立地法第十二条第一項 工場立地法第八条第一項 工場立地法第七条 第一項 特許法第34条第4項 特許法第34条第5項	
出願人名義変更届	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第17号 実用新案法第11条 第2項	
出願人名義変更届	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第1条 第17号 意匠法施行規則第11条 第1項	
出願人名義変更届	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条 第17号 商標法施行規則第13条第2項	
小売市場の許可申請事項の変更届出	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条 第17号 小売商業調整特別措置法第七条 第三項	
鉱工業技術研究組合の規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第十一条第二項	
鉱工業技術研究組合の事業計画及び収支予算書の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第十二条第二項	
鉱工業技術研究組合の役員の名又は住所の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第十六条	
許可申請事項に関する事項の変更届出（契約約款に関するものを除く）（前払式割賦販売業者）	割賦販売法第十九条第一項	
割賦購入あっせん業者の変更登録	割賦販売法第三十三条の三第一項	
許可申請事項に関する事項の変更届出（契約約款に関するものを除く）（前払式特定取引業者）	割賦販売法第三十五条の三の三	
事業届出事項変更の届出	電気用品安全法第五条	
認定（承認）検査機関の事業所変更の届出	電気用品安全法第三十四条	
氏名等の変更又は承認番号の廃棄の届出（雑貨工業品）	雑貨工業品に関する品質表示者番号承認規程第六条	
役員の変更の届出	商店街振興組合法第四十五条	
役員の変更の届出	商店街振興組合法第四十五条	
事業計画、資金計画、収支予算等の届出及び変更届出	中小企業投資育成株式会社法第七条	
電気工作物の変更の届出	電気事業法第九条第一項	法律改正に伴い、 手続を見直す
電気事業者の氏名等の変更及び電気工作物の軽微な変更の届出	電気事業法第九条第二項	法律改正に伴い、 手続を見直す
選択約款変更の届出	電気事業法第十九条第七項	法律改正に伴い、 手続を見直す
特定電気事業者の供給条件の変更の届出	電気事業法第二十四条第一項	法律改正に伴い、 手続を見直す
振替供給約款の変更の届出	電気事業法第二十四条の三 第一項	法律改正に伴い、 手続を見直す
特定規模電気事業の変更の届出	電気事業法第十六条の二 第二項	法律改正に伴い、 手続を見直す
供給約款変更の届出	電気事業法第十九条第四項	法律改正に伴い、 手続を見直す
一般電気事業者の最終保障約款の変更の届出	電気事業法第十九条の二 第一項	法律改正に伴い、 手続を見直す
接続供給約款の変更の届出	電気事業法第二十四条の四 第一項	法律改正に伴い、 手続を見直す
供給計画の変更届出	電気事業法第二十九条第二項	
工事計画の軽微変更の届出	電気事業法第四十七条第五項	
事業用電気工作物の保安規程の変更の届出	電気事業法第四十二条第二項	
事業用電気工作物の工事計画軽微変更届出	電気事業法第四十七条第五項	
認定教育施設の変更届出	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一	
事業用電気工作物の工事計画の変更届出	電気事業法第四十八条第一項	
供給約款の変更の届出	電気事業法第十九条第四項	
登録行政庁変更届出（経済産業大臣）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第六条	
登録行政庁変更届出（都道府県知事）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第六条	
液化石油ガス販売所等変更届出（経済産業大臣）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八条	
液化石油ガス販売所等変更届出（都道府県知事）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八条	
認定行政庁変更届出（経済産業大臣）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4	
認定行政庁変更届出（都道府県知事）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4	
保安機関変更届出（経済産業大臣）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4	
保安機関変更届出（都道府県知事）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4	
事業届出事項変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第43条	
認定（承認）検査機関の事業所変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第56条	
認定（承認）検査機関の業務規程届出及び変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第57条第1項	
貯蔵施設等変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第21項	
充てん設備変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第21項	
特定液化石油ガス設備工事事業変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第21項	
砂利採取業登録の変更の届出	砂利採取法第九条第一項	
大臣登録業者の知事登録業者への登録行政庁の変更の届出	砂利採取業者の登録等に関する規則第五条	
知事登録業者の登録行政庁の変更の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第八条第二項	
登録事項変更の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第八条第三項	
登録事項変更の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第十条第一項	
登録事項変更の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第十条第一項	
みなし登録電気工業に係る変更届	電気工業の業務の適正化に関する法律第三十四条第四項	
みなし登録電気工業の開始届出事項変更又は業務廃止の届出	電気工業の業務の適正化に関する法律第三十四条第四項	法律改正に伴い、 手続を見直す

手続名称	根拠法令	備考
<p>指定試験機関の名称等の変更届出</p> <p>熱供給施設の軽微な事項の変更の届出</p> <p>氏名、名称、住所変更の届出</p> <p>工事計画の変更の届出</p> <p>保安規程変更の届出</p> <p>熱供給施設に準ずる施設の工事計画変更の届出</p> <p>事業用施設等の軽微な変更の届出</p> <p>代表者の氏名、住所等の変更の届出</p> <p>事業用施設の工事の計画の軽微変更の届出</p> <p>工事計画の軽微な変更の届出</p> <p>使用済特定施設鉱害防止事業計画の変更の届出</p>	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第三条</p> <p>熱供給事業法第七条第二項</p> <p>熱供給事業法第八条</p> <p>熱供給事業法第二十一条第二項</p> <p>熱供給事業法第二十三条第二項</p> <p>熱供給事業法第二十四条</p> <p>石油パイプライン事業法第八条第二項</p> <p>石油パイプライン事業法第九条</p> <p>石油パイプライン事業法第十五条第七項</p> <p>石油パイプライン事業法第十九条第四項</p> <p>金属鉱業等鉱害対策特別措置法第五条第一項後段</p> <p>金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第五条第一項後段</p> <p>金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二十条</p>	
<p>指定鉱害防止事業機関の名称又は所在地などの変更の届出</p> <p>届出事項の変更の届出</p> <p>認定（承認）検査機関の事業所変更届出</p>	<p>消費生活用製品安全法第八条</p> <p>消費生活用製品安全法第二十一条</p> <p>消費生活用製品安全法第二十九条第二項</p> <p>消費生活用製品安全法第二十条第一項</p> <p>消費生活用製品安全法第二十九条第二項</p>	
<p>認定（承認）検査機関の業務規程の届出及び変更届出</p>	<p>消費生活用製品安全法第二十一条</p> <p>消費生活用製品安全法第二十九条第二項</p> <p>消費生活用製品安全法第二十条第一項</p> <p>消費生活用製品安全法第二十九条第二項</p>	
<p>第1種特定化学物質の許可製造業者の氏名、事業所の所在地等の変更の届出</p> <p>第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の製造予定数量等の変更の届出</p> <p>石油生産計画、石油輸入計画又は石油販売計画の変更の届出</p> <p>第一種事業所変更に関する計画の届出</p> <p>第一種事業所の新設又は変更の完了の届出</p> <p>第一種事業所の氏名等の変更の届出</p> <p>取引関係変更の届出（石油）</p> <p>取引関係変更の届出（石油ガス）</p> <p>石油精製業変更届出</p> <p>（特定）石油販売業変更届出</p> <p>石油ガス輸入業変更届出</p> <p>名称等変更の届出</p> <p>揮発油輸入の届出に係る事項の変更の届出</p> <p>軽油輸入の届出に係る事項の変更の届出</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条第2項</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第2項</p> <p>石油需給適正化法第六条第一項後段</p> <p>石油コンビナート等災害防止法第7条第1項</p> <p>石油コンビナート等災害防止法第十一条第一項</p> <p>石油コンビナート等災害防止法第13条第1項</p> <p>石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第十七条第一項</p> <p>石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第二十六条</p> <p>石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第二項</p> <p>石油の備蓄の確保等に関する法律第二十四条第二項</p> <p>石油の備蓄の確保等に関する法律第二十五条第二項</p> <p>特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第三条</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の四第五項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の八第二項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十六条</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の十第二項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第三十一条</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十四条の六第一項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律</p>	
<p>灯油輸入の届出に係る事項の変更の届出</p>	<p>石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第二十六条</p> <p>石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第二項</p> <p>石油の備蓄の確保等に関する法律第二十四条第二項</p> <p>石油の備蓄の確保等に関する法律第二十五条第二項</p> <p>特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第三条</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の四第五項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の八第二項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十六条</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の十第二項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第三十一条</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十四条の六第一項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律</p>	
<p>生産（確認）揮発油品質維持計画の変更の届出</p> <p>揮発油販売業者の登録事項の変更の届出</p> <p>共同申請人の代表者変更の届出</p>	<p>日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十三条第三項</p>	
<p>共同申請人の脱退による申請人の名義変更の届出（死亡によるものを除く）</p>	<p>日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十五条第一項</p>	
<p>相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退による申請人の名義変更の届出</p>	<p>日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十五条第二項</p>	
<p>特定鉱業権共有者の代表者の変更の届出</p>	<p>日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十三条第三項</p>	
<p>申請人の氏名等の変更の届出</p>	<p>日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則第八条第一項</p>	
<p>鉱山保安代理人委任範囲変更届出</p>	<p>日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令第二条第二項</p>	
<p>共同申請人の代表者の変更の届出</p> <p>申請人の名義変更の届出（承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合を除く。）</p> <p>申請人の名義変更の届出（承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合）</p> <p>深海底鉱業者の氏名等の変更の届出</p> <p>共同深海底鉱業者の代表者の変更の届出</p> <p>使用人以外の者を作業に従事させる場合の保安措置の変更の届出</p> <p>申請人の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出</p> <p>申請者の名義の変更の届出（相続その他一般承認以外の場合）</p> <p>申請者の名義の変更の届出（相続その他一般承継による場合）</p> <p>特定物質許可申請書の内容変更の届出</p> <p>確認製造者の変更の届出</p> <p>商品投資販売業者の許可申請書記載事項等の変更の届出</p> <p>商品投資顧問業者の許可申請書記載事項等の変更の届出</p> <p>特定製品輸入事業者の認定の申請書又は書面の記載事項の変更の届出</p>	<p>深海底鉱業暫定措置法第6条第3項</p> <p>深海底鉱業暫定措置法第10条第2項</p> <p>深海底鉱業暫定措置法第10条第3項</p> <p>深海底鉱業暫定措置法第15条</p> <p>深海底鉱業暫定措置法第16条第3項</p> <p>深海底鉱業暫定措置法第三十九条</p> <p>深海底鉱業暫定措置法施行規則第10条第1項</p> <p>半導体集積回路の回路配置に関する法律第四条第2項</p> <p>半導体集積回路の回路配置に関する法律第四条第三項</p> <p>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第九条第一項</p> <p>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十四条</p> <p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第十条</p> <p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十三条第一項</p> <p>輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令第五条の経済産業大臣の認定に関する省令第三条</p>	
<p>外国特殊容器の変更の届出</p> <p>指定校正機関の所在地変更届</p> <p>指定校正機関の名称等の変更届</p> <p>承認輸入事業者の変更届（指定法人）</p> <p>承認外国製造事業者の変更届（指定法人）</p>	<p>計量法第六十九条第一項</p> <p>計量法第六十二条</p> <p>計量法施行規則第八十四条</p> <p>計量法第八十一条第三項</p> <p>計量法第八十九条第四項</p>	

手続名称	根拠法令	備考
<p>認定事業者の名称等の変更届 届出製造事業者の変更の届出（電気計器以外：申請者 都道府県） 届出製造事業者の変更の届出（電気計器） 届出修理事業者の変更（電気計器以外） 届出修理事業者の変更（電気計器） 非自動ばかり、分銅、おもりの販売事業の変更届出 計量証明事業者の変更の届出 指定計量証明検査機関の所在地変更届 特殊容器の変更の届出 名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出 特定国際種事業の変更の届出 特定債権等の譲渡及び譲受けの計画の変更の届出 特定債権等の信託の計画の変更の届出 特定債権等譲受業者の変更の届出 小口債権販売業者の変更の届出 特定物質の製造の許可の変更の届出 特定物質の許可製造者の氏名等の変更の届出 指定法人の名称等の変更の届出 大規模小売店舗の変更の届出（名称等の変更） 大規模小売店舗の変更の届出（名称等以外の変更） 都道府県からの意見に基づく変更の届出 法施行時に現に店舗を設置している者の変更の届出</p> <p>法施行前から大店法に基づく設置の手続をしている者の最初の変更の届出 氏名等の変更の届出 会社設立に係る変更の届出</p>	<p>計量法施行規則第九十二条第一項 計量法第四十二条 計量法第四十二条 計量法第四十六条第二項 計量法第四十六条第二項 計量法第五十一条第二項 計量法百十四条 計量法第二百一十一条 第二項 計量法第六十二条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十三条第三項 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の5 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第十一条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十七条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第五十四条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第七条第二項 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第七条第三項 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項 大規模小売店舗立地法第六条第一項 大規模小売店舗立地法第六条第二項 大規模小売店舗立地法第八条第七項 大規模小売店舗立地法附則 第五条第一項 大規模小売店舗立地法施行規則附則 第五条第一項 大規模小売店舗立地法附則 第五条第三項 大規模小売店舗立地法施行規則附則 第五条第三項 対地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第八条第二項 新事業創出促進法第十条の八第二項 新事業創出促進法施行規則第七条第四項</p>	
<p>電子保存安全対策基準確保の認定事項又は認定証記載事項の変更の届出 年度計画変更の届出 会計規程変更の届出 役員報酬等の基準の変更届出 職員給与の支給基準の変更届出 勤務時間、休日等の規程変更の届出 職員給与の支給基準の変更届出 役員報酬等の基準の変更届出 許可事項の変更の届出（アルコールの製造の事業） 許可事項の変更の届出（アルコールの輸入の事業） 許可事項の変更の届出（アルコールの販売の事業） 許可事項の変更の届出（アルコールの使用） 認定認証事業者の名称等の変更の届出 認定外国認証事業者の名称変更等の届出 指定調査機関の名称等の変更の届出 承認調査機関の名称等の変更の届出 認定外国認証事業者の名称変更等の届出 第1種フロン類回収業者の変更の届出 第2種特定製品引取業者の変更の届出 第2種フロン類回収業者の変更の届出</p> <p>フロン類破壊業者の変更の届出</p>	<p>磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならぬ基準の確保についての認定に関する規程第七条第一項 独立行政法人通則法第三十一条第一項 独立行政法人通則法第四十九条 独立行政法人通則法第五十二条第2項 独立行政法人通則法第五十七条第2項 独立行政法人通則法第五十八条第1項 独立行政法人通則法第六十三条第二項 独立行政法人通則法第六十二条 アルコール事業法第八条第二項 アルコール事業法第八条第二項（第二十条において準用する同法） アルコール事業法第八条第二項（第二十五条において準用する同法） アルコール事業法第八条第二項（第三十条において準用する同法） 電子署名及び認証業務に関する法律第九条第四項 電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第二項 電子署名及び認証業務に関する法律第二十一条第二項 電子署名及び認証業務に関する法律第三十一条第六項 電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第二項 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第13条第1項 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第28条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十三条第一項 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第四十七条第三項 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第七条第4項 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第十八条第2項 情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令第4条第2項 自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令第3条第2項 自転車競技法施行規則第二条第2項 自転車競技法施行規則第四条の六第2項 火薬類取締法第十条第2項 火薬類取締法第十二条第2項 火薬類取締法第二十八条第2項 火薬類取締法第四十五条の七第1項 火薬類取締法第四十五条の七第1項 火薬類取締法第四十五条の十三第3項 火薬類取締法第四十五条の二十八 火薬類取締法施行規則第八十一条の十一の十 火薬類取締法第45の28条 火薬類取締法第四十五条の三十八第二項 火薬類取締法施行規則第八十一条の十一の二十二 火薬類取締法第45の38条第2項</p>	
<p>認定適合性評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員等の氏名の変更の届出 指定調査機関の名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出 内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出 内閣総理大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出</p> <p>競輪開催の届出事項の変更の届出 施設等改善競輪の開催の届出事項変更の届出 製造施設等の軽微変更の届出 火薬庫の設置、移転又は構造等の軽微変更の届出 危害予防規程の軽微変更の届出 指定試験機関の名称等の変更の届出 指定試験機関の名称等の変更の届出 指定試験機関試験委員の変更の届出 指定完成検査機関の事業所の変更届出</p> <p>指定完成検査機関の事業所の変更届出 指定保安検査機関の事業所の変更の届出</p> <p>指定保安検査機関の事業所の変更の届出 小型自動車競走開催の届出事項変更の届出 施設等改善競走の開催の届出事項変更の届出 指定講習機関の名称等の変更の届出</p> <p>指定試験機関の試験員変更の届出 試験員変更の届出</p>	<p>特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第七條第4項 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第十八條第2項 情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令第4条第2項 自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令第3条第2項 自転車競技法施行規則第二条第2項 自転車競技法施行規則第四条の六第2項 火薬類取締法第十条第2項 火薬類取締法第十二条第2項 火薬類取締法第二十八条第2項 火薬類取締法第四十五条の七第1項 火薬類取締法第四十五条の七第1項 火薬類取締法第四十五条の十三第3項 火薬類取締法第四十五条の二十八 火薬類取締法施行規則第八十一条の十一の十 火薬類取締法第45の28条 火薬類取締法第四十五条の三十八第二項 火薬類取締法施行規則第八十一条の十一の二十二 火薬類取締法第45の38条第2項 小型自動車競走法施行規則第二条第二項 小型自動車競走法施行規則第六条の三 第二項 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第十四条 電気工事事法第七条の九第3項 電気事業法第八十四条第三項</p>	

手続名称	根拠法令	備考
調査機関の業務規程変更届出 指定試験機関の名称等の変更の届出 指定試験機関の名称等変更届出 指定試験機関における試験委員の選任又は変更の届出 指定試験機関の変更の届出 指定試験機関変更届出 指定試験機関の試験委員変更届出 充てん作業者指定養成施設の変更届出 指定試験機関の変更の届出 情報処理技術者試験委員の変更等の届出 試験員の選任又は変更の届出 指定鉱害防止事業機関による鉱害防止事業計画の変更の届出 共済金貸付規程の制定・変更又は廃止の届出 一時貸付金貸付規程の制定・変更又は廃止の届出 指定試験機関の試験員変更届 指定試験機関の名称等の変更の届出 指定講習機関の名称等の変更の届出 事務所の変更の届出 指定調査機関の変更の届出 指定法人の名称等の変更の届出 会計規程の制定及び変更又は廃止の届出（特定保険等業務を除く） 指定法人の名称等の変更届 指定調査機関の指定申請書の記載事項変更の届出	電気事業法第九十二条の三第二項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二百二十二条第1項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第122条第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第128条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38の17条第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38の17条第1項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38の23条第3項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第79条第3項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の十七 第一項 情報処理技術者試験規則第十六条第4項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第八条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十四条第3項 中小企業倒産防止共済法施行規則第二十三条第三項 中小企業倒産防止共済法施行規則第二十八条第三項 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条の十四第3項 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第十二条 エネルギー管理員の講習に関する規則第六条第1項 半導体集積回路の回路配置に関する法律第三十二条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第十六条 特定家庭用機器再商品化法第32条第3項 中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令第三十条第三項 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第七十五条第3項 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令附則第4条第3項 火薬類取締法施行規則第八十一条の十四 第七号 火薬類取締法施行規則第八十一条の十四 第十号 火薬類取締法施行規則第八十一条の十四 第十一号 火薬類取締法施行規則第八十一条の十四 第十四号 火薬類取締法施行規則第八十一条の十四 第十五号 計量法第百一条第三項 計量法第百一条第三項 計量法第百六条第二項 計量法第百三十三条 計量法第百三十三条 計量法第七十九条第一項 計量法第九十四条第一項 計量法第百三十三条 計量法第百三十三条 計量法第百三十三条 計量法施行規則第四十九条の六 第一項 計量法第二百一十一条の十 競輪審判員、選手および自転車登録規則第四条 小型自動車競走審判員、選手および小型自動車登録規則第四条 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第十一条第一項 電気工事士法施行規則第十三条の二 電気事業法第七十一条 電気事業法第81の3条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第八条 貿易保険法第二十三条 貿易保険法第二十三条第1項	
定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出 定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出 定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出 定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出 定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出 指定外国製造事業者の変更 指定外国製造事業者の品質管理の方法の変更 指定検定機関の所在地変更 適管（国の事業所）の変更（申請者 特定市町村） 適管（国の事業所）の変更（申請者 都道府県） 型承の事業者の変更（指定法人） 指定製造事業者の品質管理の方法の変更（電気計器） 適管（国の事業所以外）の変更（特定市町村の区域内：申請者 特定市町村） 適管（国の事業所以外）の変更（特定市町村の区域外） 認定特定計量証明事業者の変更 特定計量証明認定機関の所在地の変更 登録更新及び登録証の記載事項の変更 登録更新及び登録証の記載事項の変更 登録の変更 事務所の変更 事業所の所在地の変更 事業所の所在地の変更 指定試験機関の試験人の選任又は変更 引受条件の変更 引受条件の変更		
手続件数	440件	

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(経済産業省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体	備考
関税割当証明書	関税定率法	経済産業省	
租税特別措置法施行令第5条の3第6項第6号に掲げる試験研究に要した費用の額として農林水産大臣、経済産業大臣又は総務大臣が認定した金額で、当該認定に係る書類の写し	租税特別措置法施行令	経済産業省のほか、総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省も発行	
アルコール試験研究輸入承認書(アルコール事業法)	アルコール事業法	経済産業省	
アルコール試験研究輸入承認申請書(アルコール事業法)	アルコール事業法	経済産業省	
アルコール輸入事業許可書(アルコール事業法)	アルコール事業法	経済産業省	
工業用水道事業法第3条の許可又は第12条の通知	工業用水道事業法	経済産業省	
鉱山保安法の規定による保安技術管理者等又は鉱害防止係員に係る国家試験の合格証書	鉱山保安法	経済産業省	
甲種又は乙種ガス主任技術者免状		経済産業省	
支払・支払の受領許可書(外国為替令第6条第2項)	外国為替令	経済産業省	
鉱業法第五十三条に基づく取消通知	鉱業法	経済産業省	
租税特別措置法施行令第三十二条の二第五項各号に掲げる要件のすべてに該当する旨の経済産業大臣の認定に係る認定書の写し	租税特別措置法施行令	経済産業省	
第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状	電気事業法	経済産業省	
第一種又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状	電気事業法	経済産業省	
通知書(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第4条)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	経済産業省	
電気事業法第9条又は第47条の許可	電気事業法	経済産業省	
電気事業法に規定する第一種ダム水路主任技術者免状を受けていることの証明書	電気事業法	経済産業省	
エネルギー管理士免状	エネルギー使用の合理化に関する法律	経済産業省	
輸出取引承認書(輸出入取引法第28条第2項)	輸出入取引法	経済産業省	
輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令別表第1の品目に該当しない旨の証明願(輸出取引承認事務取扱要領)	輸出入取引法	経済産業省	
輸出貿易管理令による輸出許可・承認書	輸出貿易管理令	経済産業省	
株式等にあつては、当該株式等を取得する内国法人又は租税特別措置法第五十五条第二項第六号ハに規定する資源開発法人、債権にあつては当該債権を取得する内国法人の申請に基づき同号に規定する株式等又は債権に係る資金が当該資源開発法人の同項第一号に規定する資源の探鉱又は開発の事業に充てられること及び当該事業により採取される産物の全部又は一部が内国法人により引き取られることになる旨の経済産業大臣の認定に係る認定書の写し	租税特別措置法	経済産業省	
鉱業法第百六条に基づく土地収用の許可通知 採石法第三十六条第一項に基づく土地使用の許可通知	鉱業法又は採石法	経済産業省	
租税特別措置法施行規則第二十一条第一項、第二項又は第四項から六項までの規定による経済産業大臣の認定に係る認定書の写し	租税特別措置法施行規則	経済産業省	
租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産である場合には、当該譲渡資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該譲渡資産の所在地が同欄に規定する大気汚染規制区域内である旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該買換資産の所在地が施行令第三十九条の七第四項に規定する環境大臣が指定した区域内である旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産である場合には、当該譲渡資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該譲渡資産が同欄の規定に該当する資産である旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体	備考
租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄に掲げる資産である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該買換資産が同欄の規定に該当する資産である旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産である場合には、当該譲渡資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該譲渡資産の所在地が租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に規定する大気汚染規制区域内である旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該買換資産の所在地が施行令第三十九条の七第四項に規定する環境大臣が指定した区域内である旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産である場合には、当該譲渡資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該譲渡資産が同欄の規定に該当する資産である旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第四号の下欄に掲げる資産である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該買換資産が同欄の規定に該当する資産である旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
当該内国法人の申請に基づき租税特別措置法施行令第三十二条の二第八項に規定する貸付金又は社債が同条第九項各号のいずれかに該当する事情がある場合に取得されたものである旨の経済産業大臣の認定に係る認定書の写し	租税特別措置法施行令	経済産業省	
当該内国法人の申請に基づき租税特別措置法施行令第三十二条の二第十項に規定する株式等に係る資源開発事業法人の現に行っている事業が主として資源の探鉱又は開発の事業であること及び当該事業により採取される産物の全部又は一部が内国法人により引き取られることとなる旨の経済産業大臣の認定に係る認定書の写し	租税特別措置法施行令	経済産業省	
当該法人の申請に基づき当該法人が現に行っている事業が租税特別措置法施行令第三十二条の二第三項各号に掲げる事業のいずれかに限られている旨の経済産業大臣の認定に係る認定書の写し	租税特別措置法施行令	経済産業省	
輸入承認・割当証明書	輸入貿易管理令	経済産業省	
公益信託の引受けについての主務官庁の許可書	信託法	経済産業省	
資源探鉱法人の認定書	租税特別措置法	経済産業省	
資源開発投資法人の認定書	租税特別措置法	経済産業省	
新增資資源株式等の認定書	租税特別措置法	経済産業省	
購入資源株式等の認定書	租税特別措置法	経済産業省	
資源特定債権の認定書	租税特別措置法	経済産業省	
事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合又は企業組合の設立の認可書	中小企業等協同組合法	経済産業省	
事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合又は企業組合の定款の変更の認可書	中小企業等協同組合法	経済産業省	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは協同組合連合会の解散の決議の認可書	中小企業等協同組合法	経済産業省	
組合の合併の認可書	中小企業等協同組合法	経済産業省	
設立の認可書	中小企業等協同組合法	経済産業省	
協業組合の設立の認可書	中小企業団体の組織に関する法律	経済産業省	
商工組合の設立の認可書	中小企業団体の組織に関する法律	経済産業省	
揮発油販売登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律	経済産業省	
特定投資事業組合であることの確認書	新事業創出促進法	経済産業省	
弁理士試験合格証書	弁理士法	特許庁	
旧特種情報処理技術者試験合格証書	情報処理の促進に関する法律	経済産業省	
弁理士となる資格を有することを証する書面	弁理士法	特許庁	
保安技術職員国家試験規則(昭和二十五年通商産業省令第七十二号)第四条の甲種上級保安技術職員試験、乙種上級保安技術職員試験又は丁種上級保安技術職員試験に合格した者であることを証する書面	保安技術職員国家試験規則	経済産業省	

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体	備考
保安技術職員国家試験規則第五条の汽缶係員試験、甲種坑外保安係員試験、丁種坑外保安係員試験、甲種坑内保安係員試験、乙種坑内保安係員試験、丁種坑内保安係員試験、甲種発破係員試験又は乙種発破係員試験に合格した者であることを証する書面	保安技術職員国家試験規則	経済産業省	
環境計量士登録証	計量法	経済産業省	
経済産業大臣の当該土地等の買い取りをする者が指令第39の5⑩三に定める法人に該当する旨を証する書類及び当該事業に係る措規22の5⑩三に規定する書面、当該土地等を買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
経済産業大臣の当該建物及びその付属設備が指令第28の10⑩に規定する商業施設に含まれるものである旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
経済産業大臣の当該建物及びその付属設備並びに構築物が指令第28の10⑪に規定する商業基盤施設に含まれるものである旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
繊維産業構造改善臨時措置法に規定する特定組合から交付を受けた、同法に規定する承認に係る構造改善計画に従って構造改善事業を措法46①二の適用を受けようとする事業年度終了の日において実施しているものである旨の証明書	繊維産業構造改善臨時措置法	経済産業省	
繊維産業構造改善臨時措置法に規定する特定商工組合等から交付を受けた、同法に規定する承認に係る構造改善円滑化計画に従って構造改善事業を措法46①二の適用を受けようとする事業年度終了の日において実施しているものである旨の証明書	繊維産業構造改善臨時措置法	経済産業省	
特定の事業用資産の買い換えの場合の譲渡所得の買い換え特例等を適用するための証明書類		経済産業省	
ガス事業法第10条第1項、第2項並びに第13条第2項に定める経済産業大臣の認可書及び同法第13条第1項に定める経済産業大臣の許可書	ガス事業法	経済産業省	
核燃料サイクル開発機構法第4条第2項、第5条第3項、第13条第2項並びに第16条第2項に定める文部科学大臣及び経済産業大臣の認可書	核燃料サイクル開発機構法	経済産業省	
高圧ガス保安法第59条の5第2項及び第59条の17に定める経済産業大臣の認可書	高圧ガス保安法	経済産業省	
産業基盤整備基金の資本の増加についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の会長及び監事の任命についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の定款の変更についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の理事の任命についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の理事の解任についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の役員の兼業の承認についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の評議員の任命についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の金融機関への業務の委託についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の業務方法書の作成についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の予算、事業計画及び資金計画の作成についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の財務諸表の承認についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の短期借入金の実施についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の償還できない短期借入金の借り換えについての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	
産業基盤整備基金の給与及び退職手当の支給の基準についての財務大臣及び経済産業大臣の認可書	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法	財務省、経済産業省	

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体	備考
情報処理の促進に関する法律第10条第2項、第18条第21条第2項及び第22条第2項に定める経済産業大臣の認可書	情報処理の促進に関する法律	経済産業省	
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第13条第2項、第14条第3項、第30条第2項及び第33条第3項に定める経済産業大臣の認可書	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	経済産業省	
石油公団法第3条第2項、第10条第2項及び第13条第3項に定める経済産業大臣の認可書	石油公団法	経済産業省	
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第40条、第44条第2項及び第49条に定める経済産業大臣の認可書	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	
【特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等】 ・特定株式を発行した特定中小会社から交付を受けた通商産業局長等の証明書等	租税特別措置法	経済産業省	
特別の地域を地区とする商工組合にあっては、中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書きの規定による主務大臣の承認があったこと証する書面	中小企業団体の組織に関する法律	経済産業省、地方公共団体	
措法33①ハの規定に該当する資産は、次の区分に応じ次に定める書類 イ 建築基準法の規定による命令又は港湾法の規定による命令をした特定行政庁又は港湾管理者の長のこれらの命令に基づく処分により買い取られる資産である旨を証する書類 ロ 漁業法、海岸法又は電子通信事業法の規定による処分をした都道府県知事又は農林水産大臣の当該処分により消滅した漁業権である旨を証する書類 ハ 鉱業法の規定による処分をした通商産業局長の当該処分により消滅した鉱業権である旨を証する書類 ニ 厚生大臣の水道法の規定により買収される資産である旨を証する書類	鉱業法	経済産業省	
・所得税施行令第217条第1項第2号に掲げる法人に該当する場合、民法34条に規定する主務官庁のその旨を証する書類の写し ・所得税施行令第217条第1項第3号に掲げる法人に該当する場合、民法34条に規定する主務官庁のその旨を証する書類の写し ・所得税施行令第217条第1項第4号に掲げる法人に該当する場合、民法34条に規定する主務官庁のその旨を証する書類の写し	民法	経済産業省	
租税特別措置法第57条第1項の表の第2号に規定する政令で定めるデータベース(証明データベース)であることの認定申請書	租税特別措置法	経済産業省	
措規17の2①に規定する書類(措法34の2関係)		経済産業省	
公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高い公害防止用設備の要件を判断するための証明書類(租法11)		経済産業省、内閣府	
譲渡資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該譲渡資産の所在地が大気汚染規制区域内である旨を証する書類(租法37)		経済産業省、内閣府	
買換資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該買換資産の所在地が措令25①に規定する環境大臣が指定した区域内である旨を証する書類(租法37)		経済産業省、内閣府	
譲渡資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該譲渡資産が措法37①の規定に該当する資産である旨を証する書類(租法37)		経済産業省、内閣府	
買換資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該買換資産が措法37①規定に該当する資産である旨を証する書類(租法37)		経済産業省、内閣府	
技術役務の提供の取引で当該業務に係るものである旨を証する書類		経済産業省	
当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
経済産業大臣の当該土地等の買取りをする者が措令39の5②三に定める法人に該当する旨を証する書類及び当該事業に係る措規22の5③三に規定する書面並びに当該土地等を買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
措規21①～②、④～⑥の規定による経済産業大臣の認定に係る認定書の写し		経済産業省	
公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高い公害防止用設備の要件を判断するための証明書類(租法43)		経済産業省、内閣府	
譲渡資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該譲渡資産の所在地が大気汚染規制区域内である旨を証する書類(65の7)		経済産業省、内閣府	
買換資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該買換資産の所在地が措令39の7③に規定する環境大臣が指定した区域内である旨を証する書類(65の7)		経済産業省、内閣府	

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体	備考
譲渡資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該譲渡資産が措法65の7①の規定に該当する資産である旨を証する書類(65の7)		経済産業省、内閣府	
買換資産の所在地を管轄する経済産業局長の当該買換資産が措法65の7①の規定に該当する資産である旨を証する書類(65の7)		経済産業省、内閣府	
経済産業大臣の措法65の4①十一の買取りをする者が特定商業集積の整備に関する特別措置法に掲げる認定を受けた法人である旨及び措法65の4①十一に掲げる事業が措令39の5ニに定めるものである旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
経済産業大臣の当該土地等の買取りをする者が措令39の5⑨三に定める法人に該当する旨を証する書類、当該事業に係る措規22の5⑩三に規定する書面、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	租税特別措置法	経済産業省	
主務大臣の措規22の7⑥に規定する証明をしたことを証する書類		経済産業省	
(事業革新設備等の特別償却) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する主務大臣の同法に規定する認定をした旨を証する書類の写し	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法	経済産業省	
(商業施設等の特別償却) 中小小売商業振興法の規定による認定を受けた商店街整備計画及び店舗集団化計画を作成した者から受けた、これらの計画に従って取得し、又は建設した建物及びその附属設備であることについての証明に係る書類	租税特別措置法	経済産業省	
(商業施設等の特別償却) 中小企業流通業務効率化促進法に定める主務大臣の、同法に規定する認定計画に係る共同利用施設が措規20の12①各号に掲げる設備のすべてを備えたものであることについての証明に係る書類	中小企業流通業務効率化促進法	経済産業省	
(商業施設等の特別償却) 経済産業大臣の当該建物及びその附属設備が措令28の10⑬に規定する店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備である旨を証する書類	租税特別措置法施行規則	経済産業省	
(商業施設等の特別償却) 経済産業大臣の当該建物及びその附属設備並びに構築物が措令28の10⑮に規定する商業基盤施設に含まれるものである旨を証する書類	租税特別措置法施行規則	経済産業省	
当該寄附金が法令77①一、二、五又は六に掲げる法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨の当該法人が証する書類		経済産業省	
当該寄附金が法令77①三に掲げる法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の民法34条に規定する主務官庁が証明した書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの		経済産業省	
特定電気事業の許可	電気事業法	経済産業省	
特定電気事業の電気の供給地点の変更の許可(供給地点の増加に関わるものに限る)	電気事業法	経済産業省	
熱供給事業の許可	熱供給事業法	経済産業省	
ガス事業の許可等	ガス事業法	経済産業省	
石油輸入業者の登録通知書	石油の備蓄の確保等に関する法律	経済産業省	
石油パイプライン事業の許可	石油パイプライン事業法	経済産業省	
事業用施設の変更の許可	石油パイプライン事業法	経済産業省	
揮発油販売業者の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律	経済産業省	
鉱業権の設定等の許認可(鉱業法第59条)	鉱業法	経済産業省	
粗鉱権の設定等の許認可(鉱業法第84条)	鉱業法	経済産業省	
商品市場における取引の受託等の許可	商品取引所法	経済産業省	
商品投資販売業の許可又は商品投資顧問業の許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律	経済産業省	
公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高い公害防止用設備の要件を判断するための証明書類(地方税法附則15)		経済産業省、内閣府	
対象件数	126件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	126件	—	—

民間が発行する各種証明書等の電子化推進のための制度見直し検討対象一覧表

民間が発行する証明書等の名称	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
合格証明書(日本商工会議所)			
登録証明書(弁理士)			
鉱山保安法第12条の2第3項に規定する保安技術管理者又は副保安技術管理者であることを証明する書面			
検討対象数	3件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添5

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
中長期計画書の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の2第1項	経済産業省	財務省、農林水産省、国土交通省
定期報告書（熱）の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条	経済産業省	財務省、農林水産省、国土交通省
事業計画の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条	経済産業省	国土交通省
事業計画の変更の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条	経済産業省	国土交通省
特別勘定の資金の一部繰入	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第十五条第七項	経済産業省	財務省
再生資源利用等推進資金への充当	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第十七条第三項	経済産業省	財務省
定期報告書（電気）	省エネ法第11条 / エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第10条第2項	経済産業省	農林水産省、国土交通省
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第12条第2項	内閣府	総務省、財務省、経済産業省
法人による事業開始等の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第18条	内閣府	総務省、財務省、経済産業省
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第12条第3項	内閣府	総務省、財務省、経済産業省
法人による従業員数が二十人に満たなくなった旨の主務大臣への届出	沖縄振興特別措置法施行令第22条第2項	内閣府	経済産業省
新規化学物質の製造又は輸入の届出（通常新規）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	経済産業省	厚生労働省、環境省
外国における新規化学物質の製造又は輸出の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の2第1項	経済産業省	厚生労働省、環境省
新規化学物質の製造又は輸入の申し出（少量新規）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条第1項第2号	経済産業省	環境省
原子炉主任技術者の解任の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十条第二項	経済産業省	文部科学省
原子炉設置者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の二第一項	経済産業省	文部科学省
工場移転に関する計画の認定	工業再配置促進法第5条第1項	経済産業省	財務省、厚生労働省、国土交通省
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行規則第6条第3項	経済産業省	財務省、厚生労働省、国土交通省
勘定区分の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第12条第5項	経済産業省	財務省
勘定区分の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第一条の二第四項	経済産業省	財務省
会計規程の承認	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第十九条第二項	経済産業省	財務省
収入支出の報告	産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令第十条	経済産業省	財務省
使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定	資源の有効な利用の促進に関する法律第27条	経済産業省	環境省
使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の変更認定	資源の有効な利用の促進に関する法律第28条	経済産業省	環境省
認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第三項	経済産業省	厚生労働省、環境省
使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第四項	経済産業省	厚生労働省、環境省
指定省資源事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に係る業務の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第二項	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
内閣総理大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出	自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令第3条第2項	内閣府	内閣府、経済産業省
受託業務保証金の払渡しの停止の報告	受託業務保証金規則第十一条第一項	経済産業省	農林水産省
受託業務保証金の払渡しを停止した日から20営業日を経過する日までに申出金額の合計額が下ることがない等の旨の報告	受託業務保証金規則第十一条第三項	経済産業省	農林水産省
受託業務保証金の払渡し再開の報告	受託業務保証金規則第十一条第二項	経済産業省	農林水産省
受託業務保証金の申出の内容等の報告	受託業務保証金規則第十四条	経済産業省	農林水産省
受託業務保証金の請求申出及びその処理状況の報告	受託業務保証金規則第二十条	経済産業省	農林水産省
ディスクロージャー誌の縦覧開始の延期にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
株式の取得、所有の限度の超過にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
業務報告書の提出の延期にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
経常的経費の支払い先にかかる承認	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
貸付等金額・借入金額の最高限度の議決、規程の制定・改廃、法による登記、加入または脱退者、特定取引勘定の設置・廃止、特定取引として経理する取引の種類等の変更、ディスクロージャー誌の縦覧の開始にかかる届出	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
役員の報酬額にかかる認可	商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	財務省
商工債券の発行にかかる届出	商工組合中央金庫法第三十四条	経済産業省	財務省
貸付利率・手形割引歩合の最高限度にかかる認可	商工組合中央金庫法第四十五条第一項	経済産業省	財務省
報告	商工組合中央金庫法第四十三条	経済産業省	財務省
監理官に対する報告	商工組合中央金庫法第四十七条第二項	経済産業省	財務省
定款変更・剰余金処分にかかる認可	商工組合中央金庫法第四十二条	経済産業省	財務省
余裕金の運用としての有価証券、金融債権の取得にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十九条第一項	経済産業省	財務省
解散または合併にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十三条	経済産業省	財務省
監事による報告	商工組合中央金庫法第二十三条	経済産業省	財務省
評議員の任命にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十七条第一項	経済産業省	財務省
業務の代理にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八条の三第一項	経済産業省	財務省
施設法人・共同出資会社への貸付等にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八条の四第一項	経済産業省	財務省
証券業務の特例にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八条の六第三項	経済産業省	財務省
準所属団体にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十八条第二項	経済産業省	財務省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
副理事長・理事の任命にかかる認可	商工組合中央金庫法第二十六条第二項	経済産業省	財務省
従たる事務所の設置にかかる認可	商工組合中央金庫法第二条第二項	経済産業省	財務省
資本金の増加にかかる認可	商工組合中央金庫法第六条第二項	経済産業省	財務省
商品投資販売業者の許可（申請等）	商品投資に係る事業の規制に関する法律第五条	経済産業省が共管の場合は経済省それ以外は農水省	金融庁、農林水産省、経済産業省
商品投資販売業者の許可の有効期間の更新（申請等）	商品投資に係る事業の規制に関する法律第八条第一項	経済産業省が共管の場合は経済省それ以外は農水省	金融庁、農林水産省、経済産業省
商品投資販売業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	商品投資に係る事業の規制に関する法律第九条	経済産業省が共管の場合は経済省それ以外は農水省	金融庁、農林水産省、経済産業省
商品投資販売業者の許可申請書記載事項等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第十条	経済産業省が共管の場合は経済省それ以外は農水省	金融庁、農林水産省、経済産業省
商品投資販売業者の廃業等の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第十一条第一項	経済産業省が共管の場合は経済省それ以外は農水省	金融庁、農林水産省、経済産業省
商品投資販売業者の廃業等の届出のうち商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第15第1項第1号（農林水産関係商品投資販売業）に規定する業者の場合	商品投資に係る事業の規制に関する法律第11条第1項	経済産業省が共管の場合は経済省それ以外は農水省	金融庁、農林水産省、経済産業省
商品投資顧問業者の許可（申請等）	商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十一条	経済産業省	農林水産省
商品投資顧問業者の許可の有効期間の更新（申請等）	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項（第8条第1項準用）	経済産業省	農林水産省
商品投資顧問業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項（第9条準用）	経済産業省	農林水産省
商品投資顧問業者の許可申請書記載事項等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項（第10条準用）	経済産業省	農林水産省
商品投資顧問業者の廃業等の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条第1項（第11条第1項準用）	経済産業省	農林水産省
商品投資販売業者の業務報告書の提出	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第十四条	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品投資販売業者の中間業務報告書の提出	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第十四条	経済産業省	金融庁、農林水産省
商品取引所の役員又は会員の氏名等の変更の届出	商品取引所法第十九条第二項	経済産業省	農林水産省
商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更の認可	商品取引所法第二十条の二第一項	経済産業省	農林水産省
商品取引所の定款の変更の認可	商品取引所法第二十条第一項	経済産業省	農林水産省
会員の純資産額の低下に伴う取引停止の報告	商品取引所法第二十五条第三項	経済産業省	農林水産省
取引停止の解除の報告	商品取引所法第二十五条第四項	経済産業省	農林水産省
総会の招集の承認	商品取引所法第六十六条第五項	経済産業省	農林水産省
上場商品の格付け人の承認	商品取引所法第八十条第五項	経済産業省	農林水産省
設立後最初の立会等の届出	商品取引所法第八十三条	経済産業省	農林水産省
相場及び売買取引高の報告	商品取引所法第八十六条第一項	経済産業省	農林水産省
自己玉及び委託者建玉の報告	商品取引所法第八十六条第二項	経済産業省	農林水産省
指定弁済機関の指定	商品取引所法第九十七条の七第二項	農林水産省	経済産業省
弁済業務に係る商品市場の変更の認可	商品取引所法第九十七条の九	農林水産省	経済産業省
弁済契約の締結等の報告	商品取引所法第九十七条の十一第二項	農林水産省	経済産業省
弁済業務規程の認可	商品取引所法第九十七条の十二第一項	農林水産省	経済産業省
弁済業務規程の変更の認可	商品取引所法第九十七条の十二第一項	農林水産省	経済産業省
指定弁済機関の事業計画等の認可	商品取引所法第九十七条の十三第一項	農林水産省	経済産業省
指定弁済機関の事業計画等の変更の認可	商品取引所法第九十七条の十三第一項	農林水産省	経済産業省
指定弁済機関の事業報告書等の提出	商品取引所法第九十七条の十三第二項	農林水産省	経済産業省
商品取引所解散の届出	商品取引所法第九十八条第二項	経済産業省	農林水産省
一部商品市場の閉鎖による定款変更の認可申請	商品取引所法第九十九条	経済産業省	農林水産省
商品取引所の合併の認可	商品取引所法第九十九条の二第二項	経済産業省	農林水産省
取引所の新設合併の手続	商品取引所法第九十九条の五	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会による外務員の登録、登録の変更、抹消の届出	商品取引所法第三十六条の十一第四項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の設立認可	商品取引所法第三十六条の四十二第一項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更認可	商品取引所法第三十六条の四十四第二項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の事務所の所在の場所、役員及び協会の氏名又は名称の変更の届出	商品取引所法第三十六条の四十四第三項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の規則の作成、変更又は廃止の届出	商品取引所法第三十六条の四十四第三項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の解散の届出	商品取引所法第三十六条の五十七第二項	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の事業概況報告書等の提出	商品取引所法第三十六条の六十四	経済産業省	農林水産省
相互決済結了取引取決めに係る取引資格に係る届出	商品取引所法施行規則第十八条	経済産業省	農林水産省
相互決済結了取引取決めに係る取引資格者の名称変更又は資格喪失の届出	商品取引所法施行規則第十八条	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会の苦情の処理状況報告書の提出	商品取引所法施行規則第六十四条	経済産業省	農林水産省
商品先物取引協会のあっせん及び調停の処理状況報告書の提出	商品取引所法施行規則第六十五条	経済産業省	農林水産省
内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣への届出書の記載事項の変更の届出	情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令第4条第2項	内閣府	総務省、経済産業省
利用計画の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条第1項	経済産業省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省
利用計画の変更の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項	経済産業省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
特別勘定の資金の一部繰入	新事業創出促進法第三十三条第四項	経済産業省	財務省
新事業創出促進推進資金への充当	新事業創出促進法第三十四条の四 第三項	経済産業省	財務省
設立の認可	信用保証協会法第六条第一項	経済産業省	金融庁
業務方法書の提出	信用保証協会法第八条第一項	経済産業省	金融庁
財産の状況又は業務の執行について不整の廉れを発見した場合の報告	信用保証協会法第十九条	経済産業省	金融庁
解散に関する理事の決定の認可	信用保証協会法第二十三条第三項	経済産業省	金融庁
定款で定める解散事由の発生による解散の届出	信用保証協会法第二十三条第四項	経済産業省	金融庁
合併に関する理事の決定の認可	信用保証協会法第二十四条第三項	経済産業省	金融庁
清算中に就職した旨の届出	信用保証協会法第三十二条	経済産業省	金融庁
清算終了の届出	信用保証協会法第三十二条	経済産業省	金融庁
定款又は業務方法書の変更の認可(定款)	信用保証協会法第三十三条	経済産業省	金融庁
事業報告書の提出	信用保証協会法第三十四条第一項	経済産業省	金融庁
各種報告	信用保証協会法第三十五条第一項	経済産業省	金融庁
協会の設立、財団法人の協会への組織変更の届出	信用保証協会法施行規則第九条	経済産業省	金融庁
第一種事業所新設の届出	石油コンビナート等災害防止法第5条第1項	総務省	経済産業省
特別防災区域の指定に伴う第一種事業所(既存)の届出	石油コンビナート等災害防止法第6条第1項	総務省	経済産業省
第一種事業所変更に関する計画の届出	石油コンビナート等災害防止法第7条第1項	総務省	経済産業省
第一種事業所の新設又は変更の完了の届出	石油コンビナート等災害防止法第十一条第一項	総務省	経済産業省
第一種事業所の氏名等の変更の届出	石油コンビナート等災害防止法第13条第1項	総務省	経済産業省
第一種事業所の地位承継の届出	石油コンビナート等災害防止法第14条第3項	総務省	経済産業省
石油パイプライン事業の許可	石油パイプライン事業法第5条第1項	経済産業省	国土交通省
事業用施設、取扱い油種等の変更の許可	石油パイプライン事業法第8条第1項	経済産業省	国土交通省
事業用施設等の軽微な変更等の届出	石油パイプライン事業法第8条第2項	経済産業省	国土交通省
代表者の氏名、住所等の変更の届出	石油パイプライン事業法第9条	経済産業省	国土交通省
事業の全部の譲渡し、譲受けの認可	石油パイプライン事業法第10条第1項	経済産業省	国土交通省
事業者法人の合併の認可	石油パイプライン事業法第10条第2項	経済産業省	国土交通省
相続による事業者の地位の承継の届出	石油パイプライン事業法第11条第2項	経済産業省	国土交通省
事業の休止の許可	石油パイプライン事業法第12条第1項	経済産業省	国土交通省
法人の解散の認可	石油パイプライン事業法第12条第2項	経済産業省	国土交通省
工事計画の認可	石油パイプライン事業法第15条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の認可申請期限の延長	石油パイプライン事業法第15条第4項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項	経済産業省	総務省、国土交通省
事業用施設の工事の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
完成検査を受ける期限の延長	石油パイプライン事業法第16条第3項(第15条第4項準用)	経済産業省	総務省、国土交通省
事業用施設の一部の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第4項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事不要の事業用施設の検査	石油パイプライン事業法第18条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもの)で「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの	石油パイプライン事業法第19条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
事業用施設の完成検査(第15条第1項本文に規定する以外のもの)で「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの	石油パイプライン事業法第19条第2項	経済産業省	総務省、国土交通省
軽微な工事実施の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の変更の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもの)で石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第6項準用)	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第7項準用)	経済産業省	総務省、国土交通省
石油輸送規程の認可	石油パイプライン事業法第20条第1項前段	経済産業省	国土交通省
石油輸送規程の変更認可	石油パイプライン事業法第20条第1項後段	経済産業省	国土交通省
保安規程の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項前段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安規程の変更の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項後段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安技術者の選任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項前段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安技術者の解任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項後段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安検査	石油パイプライン事業法第29条	経済産業省	総務省、国土交通省
報告書の提出(財務諸表 石油の油種別輸送量 事故 事業用施設設置状況)	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令<石油パイプライン事業法>第9条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
事故速報及び事故詳報の報告	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令<石油パイプライン事業法>第10条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
特殊設計の認可	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第三条第一項	経済産業省	総務省、国土交通省
甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けているものと同等以上の知識及び技術を有していることの認定	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第4条第4項第2号	経済産業省	総務省、国土交通省
保安技術者の特例選任の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第4条第2項但書	経済産業省	総務省、国土交通省
保安検査時期の特別の承認申請	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第六条第二項	経済産業省	国土交通省
事故報告(詳報)	石油パイプライン事業法第三十六条第一項	経済産業省	国土交通省
緊急を要する工事の届出	石油パイプライン事業法第十九条第三項	経済産業省	国土交通省
特定国際事業の変更及び廃止の届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の2	経済産業省	環境省
特定国際事業届出(廃止・変更)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の5	経済産業省	環境省
特定大学技術移転事業実施計画の変更承認申請	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条 第一項	経済産業省	文部科学省、経済産業省
特定大学技術移転事業実施計画の承認申請	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条 第一項	経済産業省	文部科学省、経済産業省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
試験研究機関独立行政法人に係る技術移転事業の認定申請	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十三条 第一項	経済産業省	文部科学省、経済産業省
特定大学技術移転事業実施計画の実施状況報告	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十四条 第一項	経済産業省	文部科学省、経済産業省
事業計画書の提出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第3条	国土交通省	総務省、農林水産省、経済産業省
譲渡価格調整準備金の額の基準の承認	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第三条第四項	経済産業省	国土交通省
勘定区分して経理することが困難なときの各勘定への配分の基準の承認	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第三条第七項	経済産業省	国土交通省
予算総則で指定する経費の金額の承認	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第十一条第一項	経済産業省	国土交通省
繰越計算書の送付	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第十一条第三項	経済産業省	国土交通省
収入支出等の報告	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第十四条	経済産業省	国土交通省
支出予算の流用等の承認	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第十条第二項	経済産業省	国土交通省
会計規定の届け出	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第二十四条第三項	経済産業省	国土交通省
会計規程の基本的事項についての認可	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第二十四条第二項	経済産業省	国土交通省
予備費使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類の送付	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第八条第二項	経済産業省	国土交通省
譲渡価格調整準備金の額の基準の承認	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第三条第四項	経済産業省	国土交通省
勘定区分して経理することが困難なときの各勘定への配分の基準の承認	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第三条第七項	経済産業省	国土交通省
予算総則で指定する経費の金額の承認	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第十一条第一項	経済産業省	国土交通省
繰越計算書の送付	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第十一条第三項	経済産業省	国土交通省
収入支出等の報告	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第十四条	経済産業省	国土交通省
支出予算の流用等の承認	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第十条第二項	経済産業省	国土交通省
会計規定の届け出	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第二十四条第三項	経済産業省	国土交通省
会計規程の基本的事項についての認可	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第二十四条第二項	経済産業省	国土交通省
予備費使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類の送付	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第八条第二項	経済産業省	国土交通省
業務の実施に関する規程の届け出	地域振興整備公団法施行規則第五条第一項	経済産業省	国土交通省
従たる事務所の設置の認可	地域振興整備公団法第三条第二項	経済産業省	国土交通省
増資の認可	地域振興整備公団法第四条第二項	経済産業省	国土交通省
心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき等の副総裁若しくは理事の解任の認可	地域振興整備公団法第十三条第二項	経済産業省	国土交通省
役員の兼職の承認	地域振興整備公団法第十四条	経済産業省	国土交通省
副総裁及び理事の任命の認可	地域振興整備公団法第十条第二項	経済産業省	国土交通省
予算、事業計画及び資金計画の認可	地域振興整備公団法第二十三条	経済産業省	国土交通省
財務諸表の承認	地域振興整備公団法第二十四条第一項	経済産業省	国土交通省
給与及び退職手当の支給の基準の承認	地域振興整備公団法第二十八条	経済産業省	国土交通省
長期借入金及び債券の償還計画の認可	地域振興整備公団法第二十六条の三	経済産業省	国土交通省
長期借入金若しくは短期借入金の借り入れ、又は地域振興整備債券の発行の認可	地域振興整備公団法第二十六条第一項	経済産業省	国土交通省
短期借入金の借り換えの認可	地域振興整備公団法第二十六条第二項	経済産業省	国土交通省
債券の発行、償還、利子の支払いその他の債券に関する事務の全部又は一部の銀行又は信託会社への委託の認可	地域振興整備公団法第二十六条第六項	経済産業省	国土交通省
拠点法 産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第3条第1項	経済産業省	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第3条第4項	経済産業省	総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
銀行預金等を扱う事由に係る承認（承認申請）	中小企業金融公庫法施行令第十七条第一項	経済産業省	財務省
報告	中小企業金融公庫法第三十一条第一項	経済産業省	財務省
報告	中小企業金融公庫法第三十条第二項	経済産業省	財務省
役員に任命に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第十一条第二項	経済産業省	財務省
役員に解任に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第十三条の二 第四項	経済産業省	財務省
役員に兼職禁止の例外に係る承認（承認申請）	中小企業金融公庫法第十四条	経済産業省	財務省
監事の意見の提出	中小企業金融公庫法第十条第五項	経済産業省	財務省
業務方法書の作成・変更に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第二十一条第一項	経済産業省	財務省
中小企業債券の発行に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第二十五条の二 第一項	経済産業省	財務省
政府からの借入に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第二十五条第一項	経済産業省	財務省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
四半期ごとの事業計画及び資金計画（短期借入金の借入最高額を含む。）の作成及び変更に係る認可（認可申請）	中小企業金融公庫法第二十二條	経済産業省	財務省
火災共済協同組合の事業方法書等の変更の認可	中小企業等協同組合法第五十七條之二	経済産業省	金融庁
火災共済協同組合等の業況等の報告書の提出	中小企業等協同組合法施行規則第十三條	経済産業省	金融庁
再商品化等の認定	特定家庭用機器再商品化法第23條	経済産業省	環境省
再商品化等の変更の認定	特定家庭用機器再商品化法第24條	経済産業省	環境省
指定法人の指定	特定家庭用機器再商品化法第32條第1項	経済産業省	環境省
指定法人の再商品化等業務規定の認可	特定家庭用機器再商品化法第35條	経済産業省	環境省
指定法人の再商品化等業務規定の変更の認可	特定家庭用機器再商品化法第35條	経済産業省	環境省
指定法人の事業計画書等の認可	特定家庭用機器再商品化法第36條第1項	経済産業省	環境省
指定法人の事業計画書等の変更の認可	特定家庭用機器再商品化法第36條第1項	経済産業省	環境省
指定法人の再商品化等業務の休廃止の許可	特定家庭用機器再商品化法第37條	経済産業省	環境省
市町村長等による申出	特定家庭用機器再商品化法平成13年4月1日附則 第三十條	経済産業省	環境省
指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8條の7第1項	経済産業省	環境省
指定試験機関の事業計画及び収支予算の変更の認可申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8條の7第1項	経済産業省	環境省
指定試験機関の事業報告書及び収支決算書の提出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8條の7第2項	経済産業省	環境省
指定試験機関の名称等の変更届出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第3條	経済産業省	環境省
国家試験結果の報告	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第9條	経済産業省	環境省
公害防止管理者等国家試験合格証書の再交付申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第17條第1項	経済産業省	環境省
特定債権等譲受業者の許可の申請	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十二條第一項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の許可の有効期間の更新	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十五條第一項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十六條	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の商号、名称及び住所等の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十七條	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の全部又は一部の譲渡及び譲受けの認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十八條第一項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の法人の合併の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十八條第二項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の法人の分割の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十八條第二項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第四十條第一項	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の他業兼営の許可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第四十一條	経済産業省	金融庁
特定債権等譲受業者の事業報告書の提出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第四十七條	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の廃業等の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第五十三條第一項	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の許可の有効期間の更新	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第五十四條	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の業務の種類及び方法等の変更の認可	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第五十四條	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の商号、名称及び住所等の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第五十四條	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の許可の申請	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第五十四條	経済産業省	金融庁
小口債権販売業者の事業報告書の提出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第六十五條	経済産業省	金融庁
特別勘定の資金の一部繰入	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十一條第五項	経済産業省	財務省
特定商業集積推進資金への充当	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十二條之二 第三項	経済産業省	財務省
名称等変更の届出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第三條	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業計画書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四條第一項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業報告書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四條第二項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
変更事業計画書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第四條第二項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業報告書等の提出	特定商取引に関する法律	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
指定法人の指定の申請	特定商取引に関する法律	経済産業省	内閣府、警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
変更事業計画書等の提出	特定商取引に関する法律	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
名称等変更の届出	特定商取引に関する法律	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
輸入移動書類に係る届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12條第1項2、3号	経済産業省	環境省
輸入移動書類に係る届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12條第2項	環境省	経済産業省
輸入移動書類に係る処分の届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12條第1項1号	経済産業省	環境省
輸出移動書類に係る届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第7條	経済産業省	環境省
申請人の氏名等の変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則第八條第一項	経済産業省	総務省
施業案の認可（採掘）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項	経済産業省	総務省
施業案の認可（探査）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項	経済産業省	総務省
施業案の変更認可（採掘）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項	経済産業省	総務省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
施業案の変更認可（探査）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項	経済産業省	総務省
事業休止認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十二条第三項	経済産業省	総務省
事業着手期限の延長	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十二条第二項	経済産業省	総務省
特定鉱業権消滅時の探査等認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十七条第一項	経済産業省	総務省
共同採掘契約認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十八条第三項	経済産業省	総務省
共同採掘契約変更認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十八条第三項	経済産業省	総務省
指定区域における工作物の設置（海底の形質の変更）許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十六条第一項	経済産業省	総務省
共同開発事業契約の認可申請の期限延長	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十九条第二項	経済産業省	総務省
共同申請人の脱退による申請人の名義変更の届出（死亡によるものを除く）	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十五条第一項	経済産業省	総務省
相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退による申請人の名義変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十五条第二項	経済産業省	総務省
共同申請人の代表者の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十三条第一項	経済産業省	総務省
共同申請人の代表者変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十三条第三項	経済産業省	総務省
採掘権存続期間の延長許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十条第三項	経済産業省	総務省
特定鉱業権の設定の許可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第十二条	経済産業省	総務省
共同開発事業契約の認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十一条	経済産業省	総務省
共同開発事業契約の変更認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十一条	経済産業省	総務省
特定鉱業権共有者の代表者の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十三条第一項	経済産業省	総務省
特定鉱業権共有者の代表者の変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十三条第三項	経済産業省	総務省
特定鉱業権の移転の認可	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十四条第一項	経済産業省	総務省
整備計画の提出	発電用施設周辺地域整備法第四条 第一項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の変更	発電用施設周辺地域整備法第四条 第九項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の提出（指定された地点の二以上が近接している場合）	発電用施設周辺地域整備法第四条 第二項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の関係行政機関への協議	発電用施設周辺地域整備法第四条 第八項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
整備計画の同意	発電用施設周辺地域整備法第四条第七項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
特定施設の整備計画の認定	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第4条第1項	経済産業省	総務省、農林水産省、国土交通省
特定施設の整備計画の変更の認定	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条第1項	経済産業省	総務省、農林水産省、国土交通省
報告及び検査	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五十三条第1項	経済産業省	財務省
給与及び退職手当の支給基準の変更の承認	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五十条	経済産業省	財務省
理事の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十一条第二項	経済産業省	財務省
役員の兼職承認	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十五条	経済産業省	財務省
理事の解任の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十四条第三項	経済産業省	財務省
評議員の任命の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第三十七条第三項	経済産業省	財務省
業務の委託の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十一条第一項	経済産業省	財務省
財務諸表等の承認	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十五条第一項	経済産業省	財務省
予算等の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十四条	経済産業省	財務省
業務方法書の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十二条第一項	経済産業省	財務省
短期借入金の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十八条第一項	経済産業省	財務省
短期借入金の借り換えの認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十八条第二項	経済産業省	財務省
資本金増加の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十七条第二項	経済産業省	財務省
設立の認可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第二十四条	経済産業省	財務省
定款変更の許可	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第二十八条第二項	経済産業省	財務省
特定対内投資事業者の認定	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第二条第六項の特定対内投資事業者に関する省令第一条	経済産業省	厚生労働省、農林水産省
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
自主回収の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の指定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の業務の委託の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第23条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化義務規定の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化義務規定の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業計画等の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の事業報告書の提出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第3項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化義務の休廃止の許可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第26条	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の再商品化業務等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第30条第1項	環境省	厚生労働省、経済産業省
特定事業者の特定容器包装を用いる事業の状況等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第39条	環境省	財務省、厚生労働省、経済産業省
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の2第1項	国土交通省	農林水産省、経済産業省
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の変更認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の3第1項	国土交通省	農林水産省、経済産業省

対象手続件数 321件 (うち 経済産業省が窓口 283件)

公益法人名	窓口府省名	共管府省
財団法人 関西社会経済研究所	内閣府	文部科学省、経済産業省
財団法人 国際開発センター	外務省	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省
社団法人 世界経済研究協会	財務省	内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 世界平和研究所	内閣府	防衛庁、外務省、財務省、経済産業省
財団法人 中東経済研究所	内閣府	経済産業省
財団法人 日米地域間交流推進協会	内閣府	総務省、外務省、文部科学省、経済産業省
財団法人 日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団	国土交通省	内閣府、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 日本総合研究所	内閣府	経済産業省
社団法人 日本リサーチ総合研究所	内閣府	経済産業省
財団法人 連合総合生活開発研究所	内閣府	厚生労働省、経済産業省
社団法人 日本自家用自動車管理業協会	警察庁	経済産業省、国土交通省
社団法人 日本防衛装備工業会	経済産業省	防衛庁
社団法人 全国信用保証協会連合会	経済産業省	金融庁
社団法人 日本商品投資販売業協会	経済産業省	金融庁、農林水産省
社団法人 前払式証券発行協会	金融庁	総務省、経済産業省
財団法人 インターネット協会	総務省	経済産業省
財団法人 海外通信・放送コンサルティング協力	総務省	経済産業省
財団法人 ジョン万次郎ホイットフィールド記念国際草の根交流センター	外務省	総務省、経済産業省、国土交通省
社団法人 全国競輪施行者協議会	総務省	経済産業省
社団法人 電気通信協会	総務省	経済産業省
財団法人 電波技術協会	総務省	経済産業省
社団法人 日本広告審査機構	経済産業省	内閣府
財団法人 日本情報処理開発協会	経済産業省	総務省
財団法人 日本データ通信協会	総務省	経済産業省
社団法人 日本テレマーケティング協会	経済産業省	総務省
社団法人 日本テレワーク協会	国土交通省	総務省、厚生労働省、経済産業省
社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター	総務省	文部科学省、経済産業省
社団法人 日本農村情報システム協会	農林水産省	総務省、経済産業省
財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所	総務省	経済産業省
財団法人 国際研修協力機構	法務省	外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
財団法人 アジア研究協会	外務省	文部科学省、経済産業省
財団法人 オイスカ	外務省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
財団法人 大阪ガス国際交流財団	経済産業省	外務省
財団法人 交流協会	外務省	経済産業省
社団法人 国際経済政策調査会	財務省	外務省、経済産業省
社団法人 国際芸術文化振興会	経済産業省	外務省、文部科学省
財団法人 太平洋人材交流センター	外務省	経済産業省
社団法人 日韓経済協会	経済産業省	外務省
財団法人 日韓産業技術協力財団	経済産業省	外務省
社団法人 日中産業技術交流協会	経済産業省	外務省
財団法人 日本インドネシア協会	外務省	経済産業省
財団法人 日本映画海外普及協会	経済産業省	外務省
社団法人 日本在外企業協会	外務省	外務省、厚生労働省、経済産業省
社団法人 日本フィンランド協会	外務省	外務省
財団法人 政策科学研究所	財務省	経済産業省
財団法人 東京国際研究クラブ	財務省	経済産業省
財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会	経済産業省	財務省、国土交通省
財団法人 日本容器包装リサイクル協会	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
財団法人 三菱経済研究所	財務省	文部科学省、経済産業省
財団法人 稲盛財団	経済産業省	文部科学省
財団法人 宇宙環境利用推進センター	文部科学省	経済産業省
社団法人 映像文化製作者連盟	文部科学省	経済産業省
財団法人 大阪科学技術センター	文部科学省	経済産業省
財団法人 音楽産業・文化振興財団	文部科学省	経済産業省
社団法人 化学工学会	文部科学省	経済産業省
財団法人 核物質管理センター	文部科学省	経済産業省
財団法人 かずさディー・エヌ・エー研究所	経済産業省	文部科学省
財団法人 近畿高エネルギー加工技術研究所	経済産業省	文部科学省
社団法人 原子燃料政策研究会	文部科学省	経済産業省
財団法人 原子力安全研究協会	文部科学省	経済産業省
社団法人 国際海洋科学技術協会	文部科学省	農林水産省、経済産業省
財団法人 国際メディア研究財団	経済産業省	文部科学省
財団法人 国民経済研究協会	経済産業省	文部科学省、農林水産省
財団法人 コンピュータ教育開発センター	経済産業省	文部科学省
財団法人 資源探査用観測システム研究開発機構	経済産業省	文部科学省
社団法人 私的録音補償金管理協会	文部科学省	経済産業省
社団法人 私的録音補償金管理協会	文部科学省	経済産業省
社団法人 自動車技術会	経済産業省	文部科学省、国土交通省
社団法人 全日本きものコンサルタント協会	経済産業省	文部科学省
財団法人 ソフトウェア情報センター	経済産業省	文部科学省
社団法人 中部宇宙産業科学技術振興センター	経済産業省	文部科学省
財団法人 中部科学技術センター	文部科学省	経済産業省
財団法人 ツール・ド・北海道協会	国土交通省	文部科学省、経済産業省
社団法人 低温工学協会	文部科学省	経済産業省
社団法人 電気化学会	文部科学省	経済産業省
財団法人 名古屋産業科学研究所	文部科学省	経済産業省
財団法人 日本オートスポーツセンター	経済産業省	文部科学省

公益法人名		窓口府省名	共管府省
財団法人	日本科学技術振興財団	文部科学省	経済産業省
財団法人	日本経済研究所	経済産業省	文部科学省
財団法人	日本原子力文化振興財団	文部科学省	経済産業省
社団法人	日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	経済産業省
財団法人	日本サイクリング協会	経済産業省	文部科学省
財団法人	日本サイクルスポーツセンター	経済産業省	文部科学省
社団法人	日本産業映画協議会	経済産業省	文部科学省
社団法人	日本出版取次協会	文部科学省	経済産業省
社団法人	日本地熱調査会	経済産業省	文部科学省、環境省
社団法人	日本時計学会	経済産業省	文部科学省
社団法人	バイオ産業情報化コンソーシアム	経済産業省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省
財団法人	発酵研究所	経済産業省	文部科学省
社団法人	発明協会	経済産業省	文部科学省
財団法人	光科学技術研究振興財団	文部科学省	経済産業省
財団法人	ファジシステム研究所	経済産業省	文部科学省
財団法人	三井報恩会	文部科学省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
財団法人	留学生支援企業協力推進協会	文部科学省	経済産業省
財団法人	レーザー技術総合研究所	文部科学省	経済産業省
財団法人	若狭湾エネルギー研究センター	文部科学省	経済産業省
財団法人	医療情報システム開発センター	厚生労働省	経済産業省
社団法人	建設荷役車両安全技術協会	厚生労働省	経済産業省
財団法人	中小企業レクリエーションセンター	経済産業省	厚生労働省
社団法人	日本化学物質安全・情報センター	経済産業省	厚生労働省
社団法人	日本画像医療システム工業会	経済産業省	厚生労働省
社団法人	日本産業訓練協会	経済産業省	厚生労働省
社団法人	日本産業再建技術協会	経済産業省	厚生労働省
社団法人	日本水道工業団体連合会	厚生労働省	経済産業省、国土交通省
社団法人	日本保安用品協会	経済産業省	厚生労働省
社団法人	日本ホームヘルス機器工業会	厚生労働省	経済産業省
社団法人	日本洋装協会	厚生労働省	経済産業省
社団法人	海外産業植林センター	経済産業省	農林水産省
社団法人	海洋産業研究会	経済産業省	文部科学省、農林水産省、国土交通省
財団法人	海洋生物環境研究所	農林水産省	経済産業省、環境省
財団法人	漁場油濁被害救済基金	農林水産省	経済産業省、国土交通省
社団法人	国土緑化推進機構	農林水産省	農林水産省
社団法人	商品取引受託債務補償基金協会	農林水産省	経済産業省
財団法人	シルクセンター国際貿易観光会館	農林水産省	経済産業省
財団法人	水利科学研究所	農林水産省	経済産業省、国土交通省
社団法人	全国商品取引所連合会	経済産業省	農林水産省
社団法人	日本柑橘輸入協会	経済産業省	農林水産省
社団法人	日本環境アセスメント協会	環境省	農林水産省、経済産業省、国土交通省
社団法人	日本毛皮協会	経済産業省	農林水産省
社団法人	日本絹業協会	農林水産省	経済産業省
社団法人	日本真珠振興会	農林水産省	経済産業省
社団法人	日本木材保存協会	農林水産省	経済産業省
社団法人	日本油化学会	農林水産省	経済産業省
財団法人	日本緑化センター	農林水産省	経済産業省、国土交通省
社団法人	農業電化協会	農林水産省	経済産業省
財団法人	農村地域工業導入促進センター	農林水産省	経済産業省
財団法人	大阪湾ベイエリア開発推進機構	国土交通省	経済産業省
社団法人	海外コンサルティング企業協会	経済産業省	国土交通省
財団法人	河川環境管理財団	国土交通省	経済産業省
財団法人	建材試験センター	経済産業省	国土交通省
財団法人	自動車リサイクル促進センター	経済産業省	国土交通省
財団法人	住宅産業情報サービス	経済産業省	国土交通省
社団法人	商業施設技術者・団体連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人	全国建築コンクリートブロック工業会	経済産業省	国土交通省
社団法人	全国自動車部品商団体連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人	全国タイル業協会	経済産業省	国土交通省
社団法人	全国鐵構工業協会	経済産業省	国土交通省
社団法人	全国土木コンクリートブロック協会	国土交通省	経済産業省
財団法人	地域伝統芸能活用センター	国土交通省	経済産業省
社団法人	日本アスファルト合材協会	国土交通省	経済産業省
社団法人	日本海洋開発産業協会	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本環境測定分析協会	経済産業省	環境省
社団法人	日本建設機械化協会	国土交通省	経済産業省
社団法人	日本建築材料協会	国土交通省	経済産業省
財団法人	日本建築総合試験所	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本建築板金協会	国土交通省	経済産業省
社団法人	日本自動車会議所	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本自動車機械工具協会	国土交通省	経済産業省
財団法人	日本自動車査定協会	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本自動車販売協会連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本住宅設備システム協会	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本大ダム会議	国土交通省	経済産業省
社団法人	日本中古自動車販売協会連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本厨房工業会	経済産業省	国土交通省
財団法人	日本適合性認定協会	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本電力建設業協会	国土交通省	経済産業省
社団法人	日本船用工業会	国土交通省	経済産業省

公益法人名		窓口府省名	共管府省
社団法人	日本ファシリティマネジメント推進協会	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本プロジェクト産業協議会	国土交通省	経済産業省
社団法人	日本冷凍空調設備工業連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人	日本ロジスティクスシステム協会	経済産業省	国土交通省
社団法人	ブレハブ建築協会	国土交通省	経済産業省
財団法人	北海道地域総合振興機構	国土交通省	経済産業省
財団法人	外国為替貿易研究会	財務省	経済産業省
財団法人	日本クレジットカウンセリング協会	経済産業省	金融庁
財団法人	計測自動車制御学会	文部科学省	経済産業省
対象法人数		166法人（うち 経済産業省が窓口 70法人）	

レガシーシステム見直しのための特許庁行動計画（アクションプログラム）

1. 見直しの対象とするレガシーシステム

特許事務システム

2. 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

特許事務システムは、業務遂行のための多数のサブシステムにより構成されているが、特許庁は、従来より、メインフレームシステムのクライアントサーバモデル化等によるシステムのオープン化の実現や使用するデータフォーマット・通信プロトコルの標準化、外部機関を活用したシステム開発進捗管理・プログラム監査等を実施してきており、所謂レガシーシステムからの脱却を図ってきた。

また、特許事務システムの開発は、データ通信サービス契約によるものとそうでないものとが混在する形となっているが、特許庁は、既にデータ通信サービス契約の見直しに着手し、そのハードウェア調達を特許庁が直接 WTO 競争入札により実施する形式に順次変更中であり、未償却残高の解消など、さらなるコストの低減に向けて、その見直しのための環境整備を進める。

また、データ通信サービス契約以外については、ハードウェア調達はもちろんのこと、システム構築時・大幅見直し時のソフトウェア開発についても WTO 競争入札による調達を実施してきた。

特許庁は、レガシーシステム等のさらなる刷新の可能性を検討するべく、2002 年度（平成 14 年度）（2 月）より、当該システムと関係のない外部専門家（民間コンサルティング会社）によるシステム監査（「特許庁情報システムのあり方に関する調査」の予備調査）を開始したところである。今後、最適化計画の策定に向け、現在の特許庁事務システムの有

効性、経済性、効率性について、以下のような評価ポイントで本格的な調査を行い、2003年中（平成15年中）に結論を得ると共に、当該調査結果は2003年度中（平成15年度中）に公表する。

- ・ システムにおける業務処理プロセス（過程）の合理性
- ・ 業務処理プロセス（過程）及びデータ処理量からみたシステム構成の合理性
- ・ 開発・運用経費算定方法の妥当性
- ・ データ通信サービス利用料の算定方法の妥当性
- ・ データ通信サービス以外の方式に移行する場合の課題

（2）最適化計画の策定

民間コンサルティング会社のシステム監査結果、及び「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を踏まえ、業務処理プロセス（過程）の見直し、業務・システムの将来像等からなる最適化計画を2003年度末（平成15年度末）までに策定する。

従来より実施してきた、オープンシステム化、随意契約から競争入札への移行、汎用パッケージソフトウェアの利用、ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化については、引き続き推進する。

なお、最適化計画の策定に当たっては、以下の点について実施に向けた検討を行う。

- ・ 業務処理プロセス（過程）の見直し
- ・ データ通信サービス契約の見直し
- ・ 国庫債務負担行為の活用

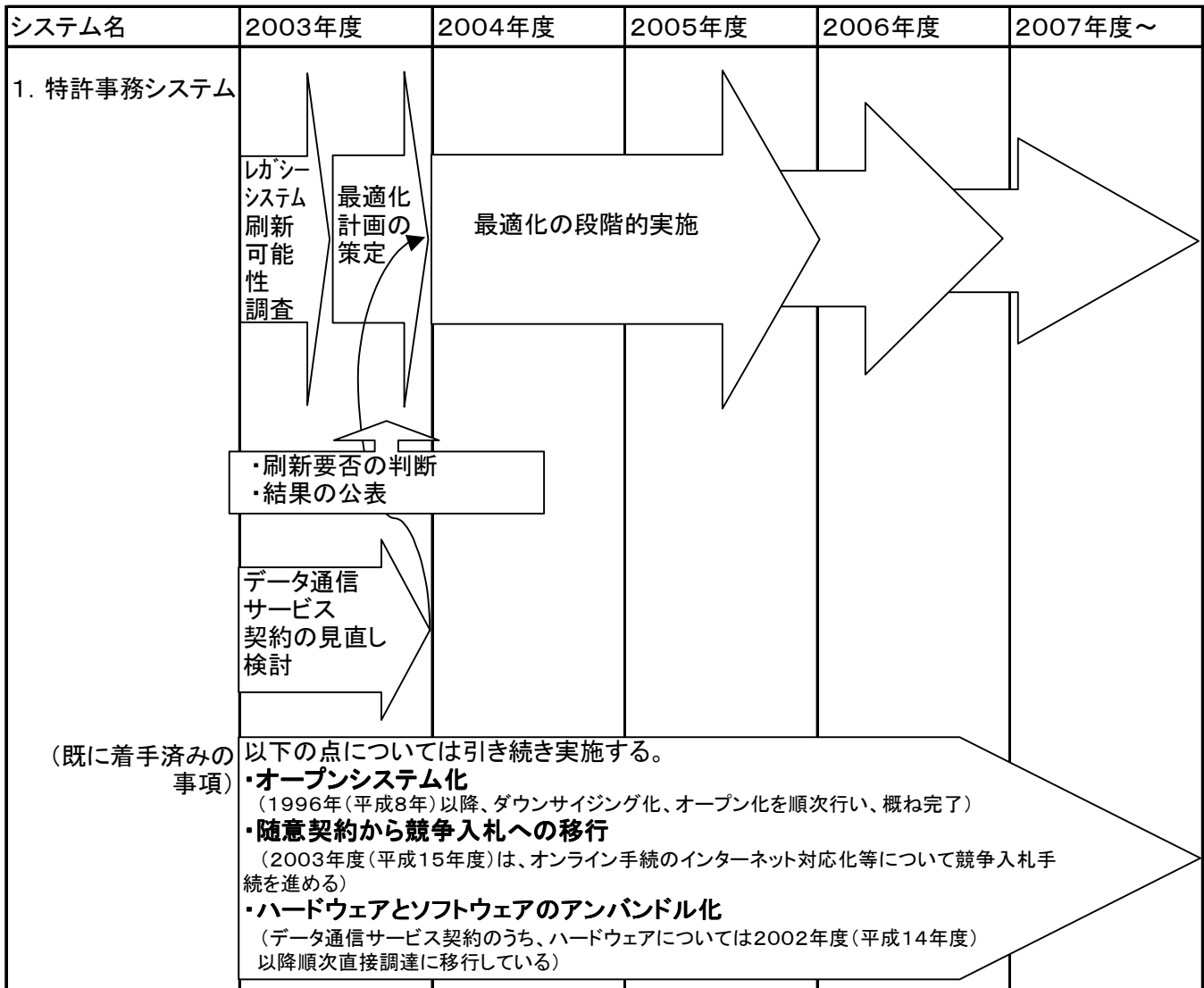
（3）最適化の実施

特許事務システムについては、レガシーシステム及び非レガシーシステムが混在した多数のサブシステムにより構成されているため、各サブシステムの最適化、他の施策との優先順位との調整を図りつつ、財務省等の関係機関とも協議の上、最適化計画に従い、2004年度（平成16年度）以降順次、対象システムの最適化に着手する。

3. 全体スケジュール

2003 年度末（平成 15 年度末）までに、レガシーシステム刷新可能性調査及び特許事務システムの最適化計画の策定を行い、見直しが必要との結論に至ったものについては、2004 年度（平成 16 年度）以降、関係機関と協議の上、システムの利便性や安定稼働の確保を前提にしつつ、システムの最適化に段階的に着手する。

特許庁レガシーシステム見直し全体スケジュール



国土交通省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「国土交通省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」(2002年(平成14年)7月30日、国土交通省IT政策委員会決定)、「国土交通省の所管事項に関する自治事務等に係る行政手続等の電子化推進アクション・プラン」(2002年(平成14年)7月30日、国土交通省IT政策委員会決定)等を踏まえ、国民等と行政との間の申請、届出等手続3,846件のうち3,612件について、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う手続については、対象手続2,405件のうち2,270件をオンライン化する。(別添1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

当省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。(別添2)

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続378件を対象として制度の趣旨を踏まえつつ廃止の可否を含めてその取り扱いについて検討し、2003年(平成15年)12月までに結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

なお、2件の手続については2004年(平成16年)7月までに廃止する。

申請・届出等の頻度軽減

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続16件を対象として制度の趣旨を踏まえつつ頻度軽減の可否について検討し、2003年（平成15年）12月までに結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003年（平成15年）12月までに、（ ）法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、（ ）企業の財務諸表、会社概要等でインターネットにより公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003年（平成15年）12月までに、審査支援データベースの整備・活用等の電子化等、業務の処理形態の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続566件を対象として制度の趣旨を踏まえつつ簡素化の可否について検討し、2003年（平成15年）12月までに結論を得て、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

その他

特殊車両通行許可手続について、電子申請手続の導入と併せて申請書類の電子化、審査期間の短縮、申請書類の削減、提出部数の削

減等の簡素化について 2003 年度（平成 15 年度）に検討し措置を講ずる。

自動車保有に関する手続（検査・登録、自動車関係諸税など）のワンストップサービス（インターネット上の一つの窓口）化について、2005 年（平成 17 年）における確実な運用開始を図るとともに、関連する法令の着実な整備を図る。このため、おおむね 2003 年度（平成 15 年度）を目途として、地方公共団体の財政状況に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の届出管理についても接続のインターフェイスを統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。

船舶登記制度と船舶登録制度について、申請人の負担軽減の観点から実質的な一元化について 2003 年度（平成 15 年度）に検討を行い、その結果を踏まえ所要の措置を講ずる。

輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスについては、2003 年（平成 15 年）7 月中の運用開始を目途に関係府省連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中であるが、今後も昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関するすべての手続について、国際的な調和に留意しつつ、その徹底した見直しを行い、既存の業務・システムに係る最適化計画を、関係府省とともに 2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に策定する。なお、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（^{ファル}FAL 条約）」の締結について早急に検討し、その結果を踏まえ 2003 年（平成 15 年）12 月までに関係府省との連携の下、規制改革等の必要な措置を講ずる。

公共測量に係る申請手続の電子化を 2003 年度末（平成 15 年度末）までに開始するほか、電子申請・届出等において地図の添付を

必要とするものについては、GIS（地理情報システム）に関する技術を利用することによって、情報を階層化し必要な情報だけを送受信するなど申請・届出者の負担軽減が図られるよう、2004年度末（平成16年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため、以下の取組を実施する。

- （ ）国土交通省が扱う手続のオンライン化を汎用的に行う国土交通省オンライン申請システムについて、企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう、仕様を2003年度末（平成15年度末）までに公開する。
- （ ）国土交通省オンライン申請システムについて、複数の手続を一括して受付できるようシステムの改善を2004年度（平成16年度）のできるだけ早期に実施する。

オンラインによる手続については、2004年度（平成16年度）のできるだけ早期に、原則として365日24時間受付を開始する。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするため、国土交通省所管の法令に基づき、国土交通省が発行する証明書等12件について、2003年度末（平成15年度末）までに電子化を図る。（別添3）

国土交通省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

また、利用説明会、講習会を適宜開催するとともに、書類の申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の要請を行う。

(4) 政府調達電子化

インターネット技術等を活用した電子入札及び電子納品を実施するなどにより、企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化を図る。

非公共事業

ホームページによる調達情報の提供を推進するとともに、インターネット技術を活用した電子入札・開札について、2003年度中(平成15年度中)の導入に向けて取り組む。

公共事業

公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)の一環としての電子入札を2003年度(平成15年度)から直轄事業において全面的に実施する。また、工事等の成果品を電子的に納品する電子納品については、2004年度内(平成16年度内)を目途に本格的な実施を図る。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で国土交通省が所管する共管手続152件のうち54件については、当省が窓口府省となり、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化する。(別添4)

また、共管公益法人に係る手続については、当省が所管する公益法人134法人のうち64法人は当省が窓口府省となり、2003年度末(平成15年度末)までに、手続をオンライン化する。(別添5)

(2) 自動車保有、港湾に関する手続のワンストップサービスの推進

自動車保有に関する手続(検査・登録、自動車関係諸税など)及び輸出入・港湾関連手続については、上記1(2)のとおりワンストップサービス化の推進に向けた取組を実施する。

(3) 総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの仕組みを 2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備するため、^{イ・ガブ}e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接アクセスできる機能を整備することに伴い、2003 年（平成 15 年）12 月までに国土交通省オンライン申請システム等について必要な改善を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、国土交通省においては、以下の取組を実施する。

「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」（2003 年（平成 15 年）7 月 9 日国土交通省情報化政策委員会決定）を踏まえ、2003 年度（平成 15 年度）においては、報道発表資料等の情報の提供の充実を図る。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を 2003 年（平成 15 年）12 月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003 年（平成 15 年）12 月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利

用環境の整備を推進するため、国土交通省においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、高齢者、身体障害者の使いやすさに配慮した情報内容の整備等を進める。そのため、2004 年度末（平成 16 年度末）までに、国土交通省ホームページの情報内容の再点検を行う。

電子的な利用手段を持たない国民の利便性の向上を図るため、地方支分部局等において、国民が国土交通省に関する行政情報等に容易かつ安全に入手できるよう、パソコン等が設置された情報提供センターの整備等を順次進める。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、国土交通省ホームページの情報内容について、提供すべき情報を選定し、2004 年度末（平成 16 年度末）までに情報内容を作成する。

また、国土交通省オンライン電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を 2004 年度末（平成 16 年度末）までのできるだけ早期に整備する。

IT 化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003 年（平成 15 年）8 月までに、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003 年（平成 15 年）12 月までに CIO 連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム

所管個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための国土交通省行動計画（アクション・プログラム）」（別添6）に基づき、必要な見直しを行う。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

電子政府構築計画等に基づき、申請・届出等システムの着実な電子化に加え、電子申請システムの利便性の向上、各種システムの整合性確保・最適化の推進等、総合的・計画的な行政情報化を国土交通省情報化政策委員会において担当することを、2003年（平成15年）7月中に明確化する。

また、2003年（平成15年）12月までに、国土交通省情報化政策委員会内にCIO補佐官を配置するとともに、その位置付けを明確化する。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画					実施困難な もの	
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 未の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数		実施率 (%)
国が扱う手続	2,405	861	36%	1,409	59%	2,270	94%	135	6%	0
地方公共団体が 扱う手続	1,111	331	30%	705	63%	1,036	93%	75	7%	0
独立行政法人等 が扱う手続	330	9	3%	297	90%	306	93%	24	7%	0
計	3,846	1,201	-	2,411	-	3,612	-	234	-	0

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
実務講習機関の指定	宅地建物取引業法第13条の16第1項	-
都道府県知事が行う宅地建物取引主任者資格試験の申込み	宅地建物取引業法第16条第1項	-
指定講習機関の指定	宅地建物取引業法第16条第3項	-
指定試験機関の指定	宅地建物取引業法第16条の2	-
指定試験機関の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法第16条の4第2項	-
指定試験機関の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法第16条の5第2項	-
業務の一部の委託の承認	宅地建物取引業法第50の3第2項	-
登録業務規程の認可	宅地建物取引業法第50の5第1項前段	-
事業計画及び収支予算の変更の認可	宅地建物取引業法第50の8第1項後段	-
登録業務の休廃止の届出	宅地建物取引業法第50の13第1項	-
指定保証機関の指定	宅地建物取引業法第51条第1項	-
指定保証機関の廃業等の届出	宅地建物取引業法第55条第1項	-
指定保証機関の兼業の承認	宅地建物取引業法第56条第1項	-
指定保証機関の事業計画書記載事項変更の届出	宅地建物取引業法第63条第2項	-
指定保管機関の指定	宅地建物取引業法第63条の3第1項	-
指定保管機関の廃業等の届出	宅地建物取引業法第63条の3第2項(第55条第1項準用)	-
指定保管機関の事業計画書記載事項変更の届出	宅地建物取引業法第63条の3第2項(第63条第2項準用)	-
指定保管機関の事業方法書の変更の認可	宅地建物取引業法第63条の4	-
宅地建物取引業保証協会の指定	宅地建物取引業法第64条の2第1項	-
宅地建物取引業保証協会の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法第64条の2第3項	-
宅地建物取引業保証協会の必要な業務の承認の申請	宅地建物取引業法第64条の3第3項	-
宅地建物取引業保証協会の業務の一部委託の承認	宅地建物取引業法第64条の3第4項	-
宅地建物取引業保証協会が一般保証業務を行う場合の承認	宅地建物取引業法第64条の17第1項	-
宅地建物取引業保証協会の一般保証業務廃止の届出	宅地建物取引業法第64条の17第2項	-
宅地建物取引業保証協会が行う手付金等保管事業についての事業方法書の承認	宅地建物取引業法第64条の17の2第1項	-
宅地建物取引業保証協会が行う手付金等保管事業についての事業方法書の変更の認可	宅地建物取引業法第64条の17の2第2項	-
宅地建物取引業保証協会が行う手付金等保管事業廃止の届出	宅地建物取引業法第64条の17の2第3項	-
宅地建物取引業保証協会の解散に係る承認の申請	宅地建物取引業法第64条の19	-
信託会社の届出	宅地建物取引業法第77条第3項	-
指定講習機関の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第10条の8第2項	-
一般保証業務の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第26条の12	-
手付金等保管事業の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第26条の13の3第1項	-
債権の申し出のある証明書の交付請求	宅地建物取引業者営業保証金規則第9条第2項	-
不動産特定共同事業の変更の許可(経由事務)	不動産特定共同事業法第8条第1項	-
特定信託会社による不動産特定共同事業の廃業等の届出	不動産特定共同事業法第46条第2項	-
特定信託会社による不動産特定共同事業の届出	不動産特定共同事業法第46条第3項	-
特定金融機関による不動産特定共同事業の廃業等の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第2項	-
特定金融機関による事業報告書の提出	不動産特定共同事業法施行令第8条第2項	-
特定金融機関による不動産特定共同事業の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第3項	-
特定金融機関による変更等の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第4項	-
不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業の認定	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程第1条<不動産特定共同事業法>	-
資料の提出	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程第8条<不動産特定共同事業法>	-
事業の廃止の届出	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程第9条<不動産特定共同事業法>	-
積立式宅地建物販売業の許可(経由事務)	積立式宅地建物販売業法第3条第1項	-
許可申請事項変更の届出(1)商号、名称(2)役員等の氏名等(3)事務所の所在地等(4)資本金等(5)その他(経由事務)	積立式宅地建物販売業法第10条第1項	-
積立式宅地建物販売契約約款変更の届出(経由事務)	積立式宅地建物販売業法第10条第2項	-
廃業等の届出(1)合併による消滅(2)破産(3)合併又は破産以外の理由による解散(4)積立式宅地建物販売業を廃止(経由事務)	積立式宅地建物販売業法第11条第1項	-
積立金等保全措置が講ぜられている旨の届出	積立式宅地建物販売業法第21条第1項	-
営業保証金取戻しの承認	積立式宅地建物販売業法第23条第2項	-
営業保証金供託委託額減額の承認	積立式宅地建物販売業法第23条第3項	-
権利の実行があつた場合の新たな積立金等保全措置を講じた場合の届出	積立式宅地建物販売業法第24条第1項	-
公告をすべき旨の請求	積立式宅地建物販売業法第28条	-
債権の申出	積立式宅地建物販売業法第29条	-
事業報告書の提出	積立式宅地建物販売業法第49条	-
許可証の書換交付	積立式宅地建物販売業法施行規則第6条第1項	-
許可証の再交付(亡失、滅失の場合)	積立式宅地建物販売業法施行規則第7条	-
許可証の再交付(汚損、破損の場合)	積立式宅地建物販売業法施行規則第7条	-
営業保証金の保管替え等の届出	積立式宅地建物販売業法施行規則第19条第1項	-
要約損益計算書の提出	積立式宅地建物販売業法施行規則第29条第1項	-
要約貸借対照表の提出	積立式宅地建物販売業法施行規則第29条第2項	-
国土交通大臣に対する管理業務主任者試験の申込み	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条第2項	-
保証業務の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第98条	-

手続名	根拠法令	備考
支援事業実施機関の指定	地域伝統芸能を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第1条	-
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項	-
指定登録機関の指定申請	国際観光ホテル整備法第19条第2項、3項	-
情報提供実施機関の指定申請	国際観光ホテル整備法第35条	-
指定法人の指定申請	国際観光ホテル整備法第41条第1項	-
標識等の移転請求	国土調査法第30条第3項	-
不動産鑑定士等の団体の届出	不動産の鑑定評価に関する法律第52条	-
実務補習規程の認可	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第4条第1項	-
実務補習規程の変更の認可	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第4条第1項	-
不動産鑑定士等の団体の届出事項の変更の届出	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第2項	-
不動産鑑定士等の団体の解散の届出	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第3項	-
事業概要書の送付	大深度地下の公共の使用に関する特別措置法第12条第1項	-
使用認可申請書の提出	大深度地下の公共の使用に関する特別措置法第14条第1項	-
使用認可の通知	大深度地下の公共の使用に関する特別措置法第21条第2項及び第22条第1項	-
権利の譲渡の承認の申請	大深度地下の公共の使用に関する特別措置法第28条第2項	-
事業の廃止又は変更の届出	大深度地下の公共の使用に関する特別措置法第30条第1項	-
拠点法 産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	-
拠点法 産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	-
公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請	都市公園法第5条第2項	-
都市公園の占用許可の変更の申請	都市公園法第6条第2項	-
国の設置に係る都市公園の行為の許可の変更の申請	都市公園法第10条の3	-
公園施設の設置又は管理の許可の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-
公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-
都市公園の占用許可の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-
都市公園の占用許可の変更の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-
国の設置に係る都市公園の行為の許可の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-
国の設置に係る都市公園の行為の許可の変更の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-
登録要件を欠くに至った場合等の届出	下水道処理施設維持管理業者登録規程第8条第3項	-
廃業等の届出	下水道処理施設維持管理業者登録規程第9条	-
工事施行申請期間の伸長	軌道法第5条第2項	-
道路等と自動車専用道路との連結又は交差に関する許可	道路法第48条の4第1項	-
高速自動車国道と道路等との連結の許可に関する手続（3号施設を2号施設とする場合）	高速自動車国道法第11条の2第4項	-
高速自動車国道と道路等との連結の許可の変更に関する手続	高速自動車国道法第11条の2第5項	-
連結許可に基づく地位の継承の届出	高速自動車国道法第11条の5第2項	-
社債募集及び長期借入に係る認可	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第10条第1項	-
火薬類の積載方法、種類等について危険のおそれのない場合の認定	火薬類運送規則（鉄道営業法）第38条	-
併用軌道の例外許可の変更許可	軌道運転規則（軌道法）第2条第1項但書後段	-
新設軌道と併用軌道とが交互にある線区における新設軌道の運転について鉄道運転規則によらず軌道運転規則によることとする場合等の届出	軌道運転規則（軌道法）第4条の2	-
細則の制定届出	無軌条電車運転規則（軌道法）第55条第2項	-
鉄道線路の譲渡条件の認可	鉄道事業法第15条第2項前段	-
鉄道線路の譲渡条件の変更の認可	鉄道事業法第15条第2項後段	-
索道事業の運輸に関する協定の変更の届出	索道事業法第38条（第18条後段準用）	-
命令で定める料金の設定の届出	軌道法第11条第2項	-
命令で定める料金の変更の届出	軌道法施行規則第22条第3項<軌道法>	-
連絡運輸若しくは直通運輸又は運輸協定等の届出	軌道法施行規則第33条第1項<軌道法>	-
競落の許可	鉄道抵当法第76条	-
計算書の差出	鉄道抵当法第88条第1項	-
鉄道に係る災害による損失又は鉄道事業の一部の廃止により生じた損失もしくは鉄道事業用施設の除却に要する費用を繰延資産として整理することの許可	鉄道事業法第20条第2項	-
規則と異なる会計整理の許可	鉄道事業会計規則<鉄道事業法>第2条	-
軌道に係る災害による損失又は鉄道事業の一部の廃止により生じた損失もしくは鉄道事業用施設の除却に要する費用を繰延資産として整理することの許可	軌道法第26条（鉄道事業法第20条第2項準用）	-
軌道財団の拡張、分割、合併認可	鉄道ノ抵当二閉入ル法律第1条（鉄道抵当法第13条の5準用）	-
競落の許可	鉄道ノ抵当二閉入ル法律第1条（鉄道抵当法第76条準用）	-
計算書の差出	鉄道ノ抵当二閉入ル法律第1条（鉄道抵当法第88条第1項準用）	-
索道事業者たる法人の合併の認可	索道事業法第38条（第26条第2項準用）	-
索道事業の相続の認可	索道事業法第38条（第27条第1項準用）	-
認定鉄道事業者の認定の更新	鉄道事業法施行規則第25条第2項	-
限定の変更の承認	鉄道事業法施行規則第26条の2第1項	-
特別の構造の許可	専用鉄道の施設の技術上の基準を定める<鉄道事業法>附則第4項	-
行為制限区域の指定に関し必要な資料の提出	全国新幹線鉄道整備法附則第13項（第10条第3項準用）	-
新幹線鉄道規格新線等の工事実施計画の添付書類の変更の提出	全国新幹線鉄道整備法施行規則附則第4項（第3条第3項準用）	-
行為制限区域の指定に関し必要な資料の提出	全国新幹線鉄道整備法第10条第3項	-
自動車道事業の免許	道路運送法第47条第1項	-

手続名	根拠法令	備考
一般自動車道の工事施行の認可	道路運送法第50条第1項	-
一般自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長	道路運送法第50条第3項	-
一般自動車道の工事完成期間の伸長	道路運送法第56条第2項(第50条第3項準用)	-
一般自動車道の工事の完成検査	道路運送法第57条第1項	-
一般自動車道の構造及び設備の検査	道路運送法第58条第1項	-
一般自動車道の構造及び設備の一部検査	道路運送法第59条第1項	-
自動車事業の再開検査	道路運送法第60条第1項	-
一般自動車道の供用約款の認可	道路運送法第62条第1項前段	-
一般自動車道の供用約款の変更認可	道路運送法第62条第1項後段	-
一般自動車道の保安上の供用制限の変更認可	道路運送法第63条第1項後段	-
事業計画変更の認可(1)車線数、路面の種類、設計速度、設計重量(2)他の道路、鉄道等との交差位置等	道路運送法第66条第1項	-
事業計画の軽微な変更の届出(1)主たる事務所、営業所の名称及び位置(2)料金徴収所、駐車場の名称及び位置	道路運送法第66条第3項	-
自動車事業の相続の認可	道路運送法第72条(第37条第1項準用)	-
自動車事業者たる法人の解散の認可	道路運送法第72条(第39条第1項準用)	-
専用自動車道の供用開始前検査	道路運送法第75条第1項	-
専用自動車道の工事施行の認可	道路運送法第75条第3項(第50条第1項準用)	-
専用自動車道の工事方法の変更の認可	道路運送法第75条第3項(第54条第1項準用)	-
専用自動車道の軽微な工事方法の変更の届出	道路運送法第75条第3項(第54条第3項準用)	-
専用自動車道の再開検査	道路運送法第75条第3項(第60条第1項準用)	-
専用自動車道の保安上の供用制限の認可	道路運送法第75条第3項(第63条第1項前段準用)	-
専用自動車道の保安上の供用制限の変更の認可	道路運送法第75条第3項(第63条第1項後段準用)	-
専用自動車道の構造又は設備の変更の認可	道路運送法第75条第3項(第67条準用)	-
専用自動車道の構造又は設備の軽微な変更の届出	道路運送法第75条第3項(第67条準用)	-
専用自動車道の災害報告	道路運送法第75条第3項(第68条第4項準用)	-
自動車事業者の法人設立の完了等の届出(1)法人の設立の完了(2)事業者の死亡(3)工事方法の変更命令等の実施(4)事業者の氏名、名称、住所の変更(5)事業者たる法人の役員、定款等の変更(6)自動車事業に関する団体の解散等	自動車事業規則 道路運送法 第34条第1項	-
貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可(1)一般貨物自動車運送事業(2)特定貨物自動車運送事業(3)貨物軽自動車運送事業	道路運送法第83条	-
一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	貨物自動車運送事業法第29条第1項	-
特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	貨物自動車運送事業法第35条第6項(第29条第1項準用)	-
第二種利用運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	貨物自動車運送事業法第37条第3項(第29条第1項準用)	-
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定	貨物自動車運送事業法第38条第1項	-
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定	貨物自動車運送事業法第43条	-
保障事業(ひき逃げ)のてん補後、損害賠償責任者が判明した場合の通知	自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則第11条	-
自動車登録番号標交付代行者の指定	道路運送車両法第25条第1項	-
自動車登録番号標交付代行者の自動車登録番号標交付手数料の認可	道路運送車両法第27条第1項	-
保管中の自動車登録番号標の紛失の届出	自動車登録番号標交付代行者規則第8条第3項	-
事業場の位置の変更又は事業の休止若しくは廃止の承認	自動車登録番号標交付代行者規則第10条第1項	-
自動車登録番号標交付代行者の法人の解散等の届出(1)法人等の解散(2)交付代行者の死亡(3)事業廃止(4)交付代行者の氏名等の変更	自動車登録番号標交付代行者規則第12条第1項	-
OCRに用いる申請書等の様式等の承認	自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第5条第1項	-
被災自動車に係る納付税額の確認	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第15条の5第1項	-
自動車検査用機械器具の校正を行う者の指定	指定自動車自動車整備事業規則第12条第1項(道路運送車両法)	-
事業開始期間の延長	港湾運送事業法第8条第2項	-
相続の認可	港湾運送事業法第18条第4項及び同法第22条の2第6項(準用)	-
公益命令による損失補償の請求	港湾運送事業法施行規則第18条第1項<港湾運送事業法第18条の3第1項及び同法第22条の2第6項(準用)>	-
認定の追加の届出	工業標準化法第19条の3 工業標準化法に基づく表示認定等に関する省令第7条	-
国土交通大臣の承認	独立行政法人港湾空港技術研究所法	-
飛行場の工事完成予定期日変更許可	航空法第41条第2項	-
飛行場の工事完成予定期日変更届出	航空法第41条第3項	-
公共用飛行場の供用休止又は廃止の許可	航空法第44条第1項	-
公共用飛行場の供用再開の検査	航空法第44条第4項	-
公共用飛行場の供用再開期日の届出	航空法第44条第5項(航空法第42条第3項準用)	-
非公共用飛行場又は航空保安施設の供用の休止又は廃止の届出	航空法第45条第1項	-
国土交通大臣の設置する飛行場の制限表面の上に出る既存物件の除去に伴う物件等の買取申告	航空法第55条の2第2項(航空法第49条第3、4項準用)	-
国土交通大臣の設置する飛行場の制限表面の用益制限による土地の買取申告	航空法第55条の2第2項(航空法第50条第1、2項準用)	-
国土交通大臣の設置する飛行場の外側制限表面の上に出る既存物件の除去に伴う物件等の買取申告	航空法第56条の4第3項(航空法第49条第3、4項準用)	-
飛行場又は航空保安施設の設置者の地位承継の許可	航空法第55条第1項	-

手続名	根拠法令	備考
飛行場又は航空保安施設の設置者の地位承継の届出	航空法第55条第4項	-
耐空検査員の証を失った場合の届出	航空法施行規則第238条1<航空法>	-
技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失った場合の届出(30日以内に再交付を申請する場合を除く。)	航空法施行規則第238条3	-
航空従事者又は操縦練習生が死亡し、又は失踪の宣言を受けた場合であって、その技能証明又は航空機操縦練習許可書を失っているときの届出	航空法施行規則第238条4	-
飛行場の管理の委託及び受託があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>	-
飛行場の設置者の氏名又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>	-
法人又は組合である飛行場の設置者が名称、主たる事務所の所在地、役員若しくは社員又は定款若しくは規約に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>	-
団体入場の届出	空港管理規則第3条第1項	-
混雑の予想の届出	空港管理規則第4条	-
現状回復しない場合の承認	空港管理規則第10条	-
営業の譲渡等の承認(第1類営業者)	空港管理規則第13条第1項	-
営業の譲渡等の届出(第3類営業者)	空港管理規則第13条第4項	-
施設の一時的利用の承認	空港管理規則第15条	-
有料バスの乗客の乗降場所に関する承認	空港管理規則第17条第5号	-
武器等の携帯等の承認	空港管理規則第18条第3号	-
可燃性液体等の保管等の承認	空港管理規則第18条第6号	-
航空事故の報告	航空法第76条第2項	-
航空保安施設の機能障害等の報告	航空法第76条第3項	-
飛行禁止区域の飛行の許可	航空法第80条但書	-
運送事業用航空機の編隊飛行の許可	航空法第84条第1項	-
無操縦者飛行の許可	航空法第87条第1項	-
容器又は包装が安全性に関する基準に適合していることについての検査の届出	航空法施行規則第194条第2項第1号口	-
輸送許容放射性輸送物以外の放射性輸送物とすることの承認	航空法施行規則第194条第2項第2号イ	-
雲中及び夜間の物件の曳航飛行の許可	航空法施行規則第195条第7号	-
六フッ化ウランが収納され、又は包装された放射性輸送物以外の放射性輸送物の安全基準適合確認を行う者の指定	航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(航空法)第11条第1項第2号	-
書面審査により安全を確認し得る放射性輸送物の輸送を行う者の指定	航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(航空法)第24条	-
放射性輸送物の輸送の特別措置の承認	航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(航空法)第28条	-
指定本邦航空事運送事業者の指定	航空法第72条第5項	-
運航管理者の養成施設の指定の申請	航空法第78条第4項	-
技能審査員の認定の申請	航空法施行規則第171条の3	-
中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第1項	-
指定会社の商号等の変更の届出	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第3項	-
指定会社の中部国際空港の設置等を効率的に行うために必要な事業の認可	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第6条第2項	-
指定会社の合併、分割及び解散の認可	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第17条	-
石油パイプライン事業の許可	石油パイプライン事業法第5条第1項	-
事業用施設、取扱い油種等の変更の許可	石油パイプライン事業法第8条第1項	-
事業用施設等の軽微な変更等の届出	石油パイプライン事業法第8条第2項	-
代表者の氏名、住所等の変更の届出	石油パイプライン事業法第9条	-
事業の全部の譲渡し、譲受けの認可	石油パイプライン事業法第10条第1項	-
事業者法人の合併の認可	石油パイプライン事業法第10条第2項	-
相続による事業者の地位の承継の届出	石油パイプライン事業法第11条第2項	-
事業の休廃止の許可	石油パイプライン事業法第12条第1項	-
法人の解散の認可	石油パイプライン事業法第12条第2項	-
工事計画の認可	石油パイプライン事業法第15条第1項	-
工事計画の認可申請期限の延長	石油パイプライン事業法第15条第4項	-
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項	-
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項	-
事業用施設の工事の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第1項	-
完成検査を受ける期限の延長	石油パイプライン事業法第16条第3項(第15条第4項準用)	-
事業用施設の一部の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第4項	-
工事不要の事業用施設の検査	石油パイプライン事業法第18条第1項	-
工事計画の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの)	石油パイプライン事業法第19条第1項	-
事業用施設の完成検査(第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの)	石油パイプライン事業法第19条第2項	-
軽微な工事実施の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	-
緊急を要する工事の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	-
工事計画の変更の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもので石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの)	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第6項準用)	-
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第7項準用)	-
石油輸送規程の認可	石油パイプライン事業法第20条第1項前段	-
石油輸送規程の変更認可	石油パイプライン事業法第20条第1項後段	-
保安規程の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項前段	-
保安規程の変更の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項後段	-
保安技術者の選任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項前段	-
保安技術者の解任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項後段	-

手続名	根拠法令	備考
事故速報及び事故詳細の報告	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令<石油パイプライン事業法>第10条第1項	-
特殊設計の認可	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第3条第1項	-
保安技術者の特例選任の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第4条第2項但書	-
甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けているものと同等以上の知識及び技術を有していることの認定	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第4条第4項第2号	-
保安検査時期の変更の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第6条第2項但書	-
商工組合に対する倉荷証券の発行許可	中小企業団体の組織に関する法律第17条第7項(中小企業等協同組合法第9条の3準用)	-
商工組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	中小企業団体の組織に関する法律第33条(第17条第7項準用)	-
事業協同組合に対する倉荷証券の発行許可	中小企業共同組合法第9条の3第1項	-
協同組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	中小企業共同組合法第9条の9第4項(第9条の3第1項準用)	-
事業計画等の変更届出(事業計画 倉庫保管約定書)	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第2条第1項	-
受寄物入庫高、出庫高及び期末保管残高報告書	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第3条	-
倉庫証券発行高、回収高及び年度未流通高報告書	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第3条	-
臨時報告書の提出(組合の名称・住所変更 定款(地区・事業・組合員等の資格等)の変更 組織変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生)	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第4条	-
合併による権利義務の承継の届出	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第8条	-
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の2第1項	平成14年度法令改正により廃止(施行日未定:平成16年7月までに施行)
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の変更認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の3第1項	平成14年度法令改正により廃止(施行日未定:平成16年8月までに施行)
トラックターミナル事業の許可	自動車ターミナル法第3条	-
使用料金の設定の届出	自動車ターミナル法第7条第1項前段	-
事業の譲渡、譲受の認可	自動車ターミナル法第12条第1項	-
法人の合併の認可	自動車ターミナル法第12条第2項	-
事業の譲渡、合併及び相続の届出	自動車ターミナル法第12条第5項	-
貨物運送効率化事業の事業計画の認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第16条第1項	-
貨物運送効率化事業の事業計画の変更認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第17条第1項	-
発券倉庫業者の相続の認可	倉庫業法第19条第2項	-
漁業協同組合に対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法第12条第1項	-
漁業協同組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法第9条第2項(第12条第1項準用)	-
水産加工業協同組合に対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法第9条第6項(第12条第1項準用)	-
水産加工業協同組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法第10条第1項(第12条第1項準用)	-
森林組合に対する倉荷証券発行許可	森林組合法第15条第1項	-
森林組合連合会に対する倉荷証券発行許可	森林組合法第10条第9項(第15条第1項準用)	-
事業計画等の変更届出(事業計画書 倉庫保管約定書)	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第2条第1項	-
臨時報告書の提出(組合の名称・住所変更 定款(地区・事業・組合員等の資格等)の変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生)	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第4条	-
倉荷証券発行の許可承継の届出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第6条	-
商店街振興組合に対する倉荷証券発行許可	商店街振興組合法第14条第1項	-
商店街振興組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	商店街振興組合法第19条第2項(第14条第1項準用)	-
総会の招集請求	船員労働委員会規則第15条第1項第3号	-
均等調停委員会への補佐人許可申請	船員労働委員会規則第29条の5第2項	-
均等調停委員会への代理人許可申請	船員労働委員会規則第29条の5第5項	-
均等調停委員会の調停案の受諾書の提出	船員労働委員会規則第29条の9第3項	-
労働組合資格再審査の申立	船員労働委員会規則第34条第1項	-
地方公営企業労働関係法の認定の申し出	船員労働委員会規則第36条第1項	-
地方公営企業労働関係法の認定手続きに伴う資料の提出	船員労働委員会規則第37条第1項	-
不当労働行為審問の当事者追加申立	船員労働委員会規則第44条第1項	-

手続名	根拠法令	備考
不当労働行為事件の審問の参与申出	船員労働委員会規則第54条第5項	-
不当労働行為事件の証人尋問の申し出	船員労働委員会規則第55条第8項	-
不当労働行為の再審査申立	船員労働委員会規則第64条第1項	-
労働争議調停申請	船員労働委員会規則第74条第1項	-
申請書補正	船員労働委員会規則第75条第3項	-
調停の取下申請	船員労働委員会規則第83条	-
調停案に対する回答	船員労働委員会規則第85条第1項	-
調停案の疑義に関する申請	船員労働委員会規則第86条第1項	-
仲裁取下申請	船員労働委員会規則第89条	-
個別労働関係紛争の補佐人許可申請	船員労働委員会規則第97条第2項	-
個別労働関係紛争の代理人許可申請	船員労働委員会規則第97条第3項	-
個別労働関係紛争のあっせん案受諾	船員労働委員会規則第98条第2項	-
個別労働関係紛争の意見聴取の申し立て	船員労働委員会規則第99条	-
個別労働関係紛争のあっせん手続きの参加拒否表明	船員労働委員会規則第100条第1項第1号	-
個別労働関係紛争のあっせんの打ち切りの申し出	船員労働委員会規則第100条第1項第3号	-
調停又は仲裁の申請	地方公営企業労働関係法施行令第2条	-
関係当事者からの申立	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第27条第3項	-
受領書の提出	船員労働委員会規則第58条第1項	-
公聴会開催申請	運輸審議会一般規則第17条	-
公述申込書及び公述書の提出	運輸審議会一般規則第35条	-
公聴会特例開催時の公述申込書及び公述書の提出	運輸審議会一般規則第40条第2項	-
公述記録の閲覧の申出	運輸審議会一般規則第54条第2項	-
傍聴券の発行	運輸審議会一般規則第54条の2	-
施行計画の意見書の送付（經由事務）	新都市基盤整備法第25条第2項	-
施行計画の変更の意見書の送付（經由事務）	新都市基盤整備法第25条第2項	-
標識の移転又は除却の承諾（知事 1号法定受託）	新住宅市街地整備法第34条第4項	-
開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分についての承認申請の手続（知事 1号法定受託）	新都市基盤整備法第51条第1項	-
立体交差化計画又は構造改良計画の変更計画の提出に係る都道府県知事の經由	踏切道改良促進法第4条第7項	-
特例施行者に係る施行計画の認可（知事 自治）	新住宅市街地整備法第46条	-
特例施行者に係る施行計画の変更の認可（知事 自治）	新住宅市街地開発法第46条	-
施行計画の意見書の提出（知事 自治）	新都市基盤整備法第25条第1項	-
施行計画の変更の意見書の提出（知事 自治）	新都市基盤整備法第25条第1項	-
施行計画の意見書の提出（知事 自治）	新都市基盤整備法第25条第2項	-
施行計画の変更の意見書の提出（知事 自治）	新都市基盤整備法第25条第2項	-
開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分についての承認申請の手続（知事 自治）	新都市基盤整備法第51条第1項	-
賃貸住宅の譲渡等の承認	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令第7条第1項第1号	-
賃貸住宅の供給計画変更の申請・認定の通知	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条	-
優良田園住宅建設計画変更の申請・認定	優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第6項及び第7項	-
連結許可に基づく地位の継承の承認	高速自動車国道法第11条の6第1項	-
管理者以外の者の行う工事の承認及び条件の付与	下水道法第16条及び第33条<都市基盤整備公団法施行令第10条第1項第2号>	-
都市下水道に係る行為の制限等許可及び条件の付与	下水道法第29条第1項及び第33条<都市基盤整備公団法施行令第10条第1項第5号>	-
特定賃貸住宅について居住以外の他の用途に併用する場合の公団の承諾	都市基盤整備公団法施行規則第33条第1項第2号	-
特定賃貸住宅について火災保険契約の締結をしない場合の公団の承諾	都市基盤整備公団法施行規則第33条第1項第4号	-
従業員に対し貸し付けている特定賃貸住宅について従業員以外の者に貸し付ける場合の公団の承諾	都市基盤整備公団法施行規則第33条第2項	-
分譲住宅譲渡対価の支払が完了するまでの間、居住の用途以外の用に供するための公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第1項第2号	-
分譲住宅についての火災保険契約締結の免除に係る公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第2項第1号	-
分譲住宅譲渡対価の支払が完了するまでの間、従業員以外の者に譲渡し、又は貸し付けるための公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第3項第1号	-
分譲住宅譲渡対価の支払が完了するまでの間、他人に譲渡しようとするときの公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第4項第1号	-
分譲住宅譲渡対価の支払が完了するまでの間、他人に譲渡しようとするときの公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第6項	-
譲渡契約締結から5年間、自ら居住する者若しくは事業者で従業員以外の者に貸し付けようとするもの以外の者に譲渡し、又は他人に貸し付けるための公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第7項第1号	-
宅地の譲渡契約又は賃貸借契約における買戻しの免除に係る公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第27条第1項第4号	-
公団が指定する期間内に、所有権の移転等しようとするときの公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第40条第1項第1号	-
用途外使用に係る公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第40条第1項第2号	-
市街地開発事業等予定区域内の土地建物等の有償譲渡についての届出（行政機関等が施行予定者の場合）（第57条の4において準用する場合を含む）	都市計画法第52条の3第2項	-
市街地開発事業等予定区域内の土地の買取請求（行政機関等が施行予定者の場合）（第57条の5において準用する場合を含む）	都市計画法第52条の4	-

手続名	根拠法令	備考
事業地内の土地建物等の有償譲渡についての届出(行政機関等が施行者の場合)	都市計画法第67条第1項	-
補償金等を供託しなくても良い旨の申出	都市再開発法第92条第4項	-
建築計画等の提出	都市再開発法第99条の4	-
特定施設建築物建築工事の完了の届出	都市再開発法第99条の6第1項	-
施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる	都市再開発法第99条の7	-
抵当権等が存する場合の交付清算金を供託しなくても良い旨の申出	都市再開発法第105条第1項	-
譲受け権に対する物上代位権の消滅に関する合意成立の届出	都市再開発法第118条の19第2項	-
建築物の収用の請求	都市再開発法第118条の26第1項	-
関係簿書の閲覧請求	都市再開発法第134条第2項	-
特定施設建築物の建築計画の提出	都市再開発法施行規則第34条の3	-
特定施設建築物の管理処分に関する計画の提出	都市再開発法施行規則第34条の4	-
借家条件の裁定申立書の提出	都市再開発法施行規則第35条第1項	-
借家条件の裁定前の当事者からの意見聴取	都市再開発法施行規則第35条第2項	-
土地区画整理審議会の委員の改選請求(第71の4条第3項による読み替え)	土地区画整理法第58条第7項	-
補償金の供託をしなくてもよい旨の申し出(除却物件の債権者)	土地区画整理法第78条第5項	-
標識の移転の承諾	土地区画整理法第81条第2項	-
施行者の備付簿書の閲覧の請求	土地区画整理法第84条第2項	-
権利の種類及び内容の申告	土地区画整理法第85条第1項	-
移転等があった場合の権利の申告	土地区画整理法第85条第3項	-
住宅先行建設区への換地の申出	土地区画整理法第85条の2第1項	-
住宅先行建設区への換地の申出に伴う住宅の建設計画の提出	土地区画整理法第85条の2第2項	-
市街地再開発事業区への換地の申出に対する指定又は決定の通知	土地区画整理法第85条の2第5項	-
市街地再開発事業区への換地の申出	土地区画整理法第85条の3第1項	-
市街地再開発事業区への換地の申出に対する指定又は決定の通知	土地区画整理法第85条の3第5項	-
建築物の一部等を与えられないで金銭により清算すべき旨の申出	土地区画整理法第93条第3項	-
抵当権等が存する場合の交付清算金を供託しなくても良い旨の申出	土地区画整理法第112条第1項	-
権利の放棄等に因り生じた損失の補償の請求	土地区画整理法第114条第3項	-
選挙人名簿に対する異議の申出	土地区画整理法施行令第21条第3項	-
当選の辞退の申出	土地区画整理法施行令第35条第6項	-
選挙又は当選の効力に関する異議の申出	土地区画整理法施行令第40条第1項	-
選挙又は当選の効力に関する異議の決定の交付	土地区画整理法施行令第40条第2項	-
改選請求代表者証明書の交付の請求	土地区画整理法施行令第43条第1項	-
改選請求代表者証明書の交付	土地区画整理法施行令第43条第2項	-
流通業務施設に関する計画の承認	流通業務市街地の整備に関する法律第37条第1項	-
標識の移転等の承諾	流通業務市街地の整備に関する法律第39条の2第2項	-
土地等が収用される場合の、土地等に定着する工作物の収用請求	流通業務市街地の整備に関する法律第39条の4第1項	-
当事者による造成工場敷地の権利の設定、移転に係る承認(首長又は大臣)	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第25条	-
当事者による造成工場敷地の権利の設定、移転に係る承認(首長又は大臣)	近畿圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第34条第1項	-
手続件数	378件	

申請・届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令	これまでの頻度
支払等の届出	自動車損害賠償保障法第16条の6、自動車損害賠償保障法施行規則第32条	毎月
保障事業賦課金の届出	自動車損害賠償保障法施行規則第29条第2項	毎月
外航船舶運航実績報告書	船舶運航事業者の提出する定期報告書に関する省令第3条	毎月
港湾荷役実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条	毎月
はしけ稼働実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条	毎月
一般港湾運送引受け実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条	毎月
統括管理実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条	毎月
港湾運送引受け実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条	毎月
生産状況報告書	造船法施行規則第5条	年2回
船舶用ぎ装品等月間生産高報告	造船法施行規則第5条	毎月
船舶装備用輸入品入手実績報告	造船法施行規則第5条	年2回
取扱件数の報告	船員職業安定法施行規則第26条第1項	毎月
定期報告書の提出（倉庫証券発行倉庫の受寄物入庫高・出庫高報告書 倉庫証券発行高、回収高及び期末流通高報告書）	水産業協同組合法及び森林組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第3条	年4回
倉庫証券発行高、回収高及び年度末流通高報告書	中小企業協同組合法等による倉庫証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第3条	年4回
期末倉庫使用状況の報告書	倉庫業法第27条第1項	年4回
受寄物入出庫高及び保管残高報告書	倉庫業法第27条第1項	年4回
手続件数	16件	-

添付書類の省略、廃止

法令に義務付けがない添付書類の廃止

手続名	根拠法令	備考
内航に係る第一種利用運送事業の登録の通知	貨物利用運送事業法第5条第2項	2005年度（平成17年度）に内航海運業法の改正に伴い添付書類の廃止を検討する。
内航に係る第一種利用運送事業の法第4条第1項第4号事項（運送機関の種類の変更に係るものに限る）の変更の登録の通知	貨物利用運送事業法第7条第2項	2005年度（平成17年度）に内航海運業法の改正に伴い添付書類の廃止を検討する。
内航に係る第二種利用運送事業の許可	貨物利用運送事業法第20条	2005年度（平成17年度）に内航海運業法の改正に伴い添付書類の廃止を検討する。
第二種利用運送事業の事業計画及び集配事業計画（内航利用運送に係る運送機関の種類の変更に係るものに限る）の変更の認可	貨物利用運送事業法第25条第1項	2005年度（平成17年度）に内航海運業法の改正に伴い添付書類の廃止を検討する。
手続件数	4件	

上記以外に、添付書類の省略、廃止が可能なものについて、2003年（平成15年）12月までに精査し、対象手続を確定する。

処理期間の短縮

2003年（平成15年）12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
公益法人の定款変更の認可	民法第38条第2項	
公益法人の事業状況等の変更届	国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第6条第2項<民法>	
公益法人の寄附行為の変更の認可	国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第7条第1項<民法>	
公益信託の変更後の事業計画書等の提出	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引き受けの許可及び監督に関する規則第5条第2項<信託法>	
公益信託の受託者等の変更の報告	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引き受けの許可及び監督に関する規則第13条第1項<信託法>	
利用計画の変更の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項	
商号等、営業所の所在地等、資本金額、役員・支配人の氏名等の変更の届出（一般建設業）	建設業法第11条第1項	
使用人数等の変更の届出（一般建設業）	建設業法第11条第3項	
経営業務の管理責任者等の変更の届出（一般建設業）	建設業法第11条第4項	
商号等、営業所の所在地等、資本金額、役員・支配人の氏名等の変更の届出（特定建設業）	建設業法第17条（建設業法第11条第1項準用）	
使用人数等の変更の届出（特定建設業）	建設業法第17条（建設業法第11条第3項準用）	
経営業務の管理責任者等の変更の届出（特定建設業）	建設業法第17条（建設業法第11条第4項準用）	
経営業務管理責任者等の氏名の変更等の届出	建設業法施行規則第7条の2	
建設機械に関する変更等の届出	建設機械担当法施行令第12条	
保証事業会社の登録の変更（1）商号等（2）支店の所在地等（3）資本金額（4）取締役等の氏名（5）定款及び業務方法書	公共工事の前払金保証事業に関する法律第7条	
保証事業会社の保証約款の変更の承認	公共工事の前払金保証事業に関する法律第12条第8項	
保証事業会社の金融保証約款の変更の承認	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条の2第3項	
特定施設の整備計画の変更の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	
測量業の変更等の届出	測量法第55条の7第1項	
測量業の定款変更	測量法第55条の8第2項	
建設コンサルタントの変更等の届出	建設コンサルタント登録規程第8条第1項及び第3項	
地質調査業者の変更等の届出	地質調査業者登録規程第8条第1項及び第3項	
補償コンサルタントの変更等の届出	補償コンサルタント登録規程第8条第1項	
事業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第4条第4項	
免許申請事項の変更の届出（1）商号変更（2）役員等の氏名等（経由事務）	宅地建物取引業法第9条	
名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出	宅地建物取引業法第50の2第3項	
登録業務規程の変更の認可	宅地建物取引業法第50の5第1項後段	
事業計画及び収支予算の変更の認可	宅地建物取引業法第50の8第1項後段	
指定保証機関の指定申請事項の変更の届出（1）商号（2）役員等の氏名等（3）営業所の所在地等（4）資本金額（5）定款（6）事業方法書（7）保証委託契約約款	宅地建物取引業法第53条	
指定保管機関の指定申請事項の変更の届出	宅地建物取引業法第63条の3第2項（第53条準用）	
指定保管機関の事業計画書記載事項変更の届出	宅地建物取引業法第63条の3第2項（第63条第2項準用）	
指定保管機関の事業方法書の変更の認可	宅地建物取引業法第63条の4	
指定保証機関の事業計画書記載事項変更の届出	宅地建物取引業法第63条第2項	
宅地建物取引業保証協会の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法第64条の2第3項	
宅地建物取引業保証協会の事業計画書等の変更の承認	宅地建物取引業法第64条の16第1項後段	
宅地建物取引業保証協会が行う手付金等保管事業についての事業方法書の変更の認可	宅地建物取引業法第64条の17の2第2項	
指定講習機関の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第10条の8第2項	
一般保証業務の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第26条の12	
手付金等保管事業の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第26条の13の3第1項	
不動産特定共同事業の変更の許可（経由事務）	不動産特定共同事業法第8条第1項	
不動産特定共同事業の業務の種別の変更等の認可（経由事務）	不動産特定共同事業法第9条第1項	
不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出（経由事務）	不動産特定共同事業法第10条	
特定信託会社等による変更等の届出	不動産特定共同事業法第46条第4項	
審査・証明事業の名称、審査・証明事業に関する組織、審査・証明事業の実施要領又は審査等の範囲若しくは審査基準の変更の承認	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程第5条<不動産特定共同事業法>	
変更の届出	不動産投資顧問業登録規程第8条第1項	
許可申請事項変更の届出（1）商号、名称（2）役員等の氏名等（3）事務所の所在地等（4）資本金額等（5）その他（経由事務）	積立式宅地建物販売業法第10条第1項	
積立式宅地建物販売契約約款変更の届出（経由事務）	積立式宅地建物販売業法第10条第2項	
指定（承認）認定機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第31条第1項、第39条第2項	
指定（承認）検査機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第45条第1項、第53条第2項	
定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1項	
規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第11条第2項	
事業計画及び収支予算書の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第2項	
役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第16条（中小企業等組合法第35条の2準用）	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第3項	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第3項	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	
経営革新計画変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1項	
経営基盤強化計画の変更承認	中小企業経営革新支援法第11条第1項	
認定計画の変更に係る認定	新事業創出促進法第11条の3第1項	
基盤的技術産業集積活性化計画の変更の同意	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第6条	
認定電子計算機利用経営管理計画の変更の認定	中小小売商業振興法施行令第9条第1項	
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行規則第6条第3項	
変更登録	旅行業法第6条の4第1項	
登録事項の変更の届出(1)営業所の名称、所在地(2)商号(3)申請者の氏名、名称、住所(4)法人である場合代表者の氏名(5)旅行者代理業を営むものに旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名、名称、住所及び営業所の名称	旅行業法第6条の4第3項	
旅行業約款の変更の認可	旅行業法第12条の2第1項後段	
旅行業協会の名称、住所又は事務所所在地の変更の届出	旅行業法第22条の2第3項	
弁済業務規約の変更の認可	旅行業法第22条の17第1項後段	
事業計画及び収支予算の変更の認可	旅行業法第22条の18第1項後段	
指定主任者研修機関の名称の変更等の届出(1)指定旅程管理研修機関の名称等の変更(2)旅行者等の団体の解散、名称等の変更	旅行業法施行規則第57条	
通訳案内業者の団体の届出事項の変更の届出(1)目的、名称(2)事務所所在地(3)代表者等の氏名(4)組織、事業	通訳案内業法施行規則第18条第1項	
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項	
登録ホテルの宿泊料金等、宿泊約款の変更の届出	国際観光ホテル整備法第11条第1項後段	
登録旅館の宿泊料金等、宿泊約款の変更の届出	国際観光ホテル整備法第18条第2項	
実務補習規程の変更の認可	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第4条第1項	
不動産鑑定士等の団体の届出事項の変更の届出	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第2項	
拠点法 産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	
公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請	都市公園法第5条第2項	
都市公園の占用許可の変更の申請	都市公園法第6条第2項	
国の設置に係る都市公園の行為の許可の変更の申請	都市公園法第10条の3	
公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請(公園予定地内)	都市公園法第23条第3項	
都市公園の占用許可の変更の申請(公園予定地内)	都市公園法第23条第3項	
国の設置に係る都市公園の行為の許可の変更の申請(公園予定地内)	都市公園法第23条第3項	
ダム の操作規程の変更の承認	河川法第47条第1項後段	
汚水排出届出事項の変更の届出	河川法施行令第16条の5第2項	
採取計画の変更の認可	砂利採取法第20条第1項	
採取計画認可時の届出事項の変更の届出	砂利採取法第20条第3項	
聴聞の期日又は場所の変更の申し出	砂利の採取計画等に関する規則第13条第2項	
聴聞の期日又は場所の変更の通知	砂利の採取計画等に関する規則第13条第4項	
免許申請者又は免許を受けた者の氏名の変更等の届出	運河法施行規則第21条	
線路又は工事方法書の記載事項の変更の認可	軌道法施行令第6条第1項本文	
道路の占用変更許可(企業占用)	道路法第32条第3項	
道路予定区域の占用変更許可(企業占用)	道路法第91条第2項(第32条第3項準用)	
道路予定区域の土地の形質変更等許可	道路法第91条第1項	
電線共同溝の占用に係る変更の許可	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第12条第1項	
高速自動車国道と道路等との連結の許可の変更に関する手続	高速自動車国道法第11条の2第5項	
認証型式住宅部分等製造者等の変更手続等	住宅の品質確保の促進等に関する法律第30条	
認証型式部材等製造者等の変更関連手続	建築基準法第68条の16	
外国型式部材等製造者に関する事項の変更の届出関連手続	建築基準法第68条の23第2項(第68条の16準用)	
認証型式部材等製造者等の変更関連手続(準用工作物)	建築基準法第88条第1項(第68条の16準用)	
外国型式部材等製造者に関する事項の変更の届出関連手続(準用工作物)	建築基準法第88条第1項(第68条の23第2項準用)	
工場生産浄化槽の型式認定の変更関連手続	浄化槽法第14条第3項	
事業基本計画等の変更の認可	鉄道事業法第7条第1項	
事業基本計画等の軽微な変更の届出	鉄道事業法第7条第3項	
軌道事業から鉄道事業への変更の許可	鉄道事業法第62条第1項	
鉄道事業者等の名称等の変更等の届出	鉄道事業法施行規則第78条第1項	
事業基本計画の変更の届出	全国新幹線鉄道整備法附則第17項	
列車の運行計画の変更の届出	鉄道事業法第17条後段	
運転免許証の記載事項の変更の記入〔書換〕	動力車操縦者運転免許に関する省令 鉄道営業法 第13条	
講習課程の新設若しくは変更又は指定申請書の記載事項の変更承認	動力車操縦者運転免許に関する省令 鉄道営業法 第18条第1項	
運転速度、最高許容速度の変更認可	軌道法施行規則第24条第2項	
定期に運転する車両の発着時刻の設定又は変更の届出	軌道法施行規則第24条第3項	
併用軌道の例外許可の変更許可	軌道運転規則 軌道法 第2条第1項但書後段	
軌道主任技術者の選任又は変更の届出・会社発起人の加入等の届出	軌道法施行規則第36条	
鉄道線路の使用条件の変更の認可	軌道法施行規則第36条	
鉄道線路の譲渡条件の変更の認可	鉄道事業法第15条第2項後段	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
運賃及び国土交通省令で定める料金の上限の変更の認可	鉄道事業法第16条第1項後段	
認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等の変更の届出	鉄道事業法第16条第3項後段	
運輸に関する協定の変更の届出	鉄道事業法第18条後段	
索道事業（命令で定めるものを除く）の運賃の変更の届出	鉄道事業法第36条後段	
索道事業の運輸に関する協定の変更の届出	鉄道事業法第38条（第18条後段準用）	
運賃又は料金（命令で定めるものを除く）の変更の認可	軌道法施行規則第22条第1項<軌道法>	
命令で定める料金の変更の届出	軌道法施行規則第22条第3項<軌道法>	
鉄道財団目録記載事項の変更消滅届	鉄道抵当法第34条第1項	
軌道財団目録記載事項の変更消滅届	鉄道ノ抵当二関スル法律第1条（鉄道抵当法第34条準用）	
工事計画の変更の認可	鉄道事業法第9条第1項	
工事計画の軽微な変更の届出	鉄道事業法第9条第3項	
鉄道施設の変更の工事計画の認可	鉄道事業法第12条第1項	
鉄道施設の軽微な変更の工事計画の届出	鉄道事業法第12条第2項	
鉄道施設の変更の工事の完成検査	鉄道事業法第12条第3項	
鉄道施設の変更の工事計画の変更の認可	鉄道事業法第12条第4項（第9条第1項準用）	
鉄道施設の変更の工事計画の軽微な変更の届出	鉄道事業法第12条第4項（第9条第3項準用）	
車両の構造又は装置の変更の確認	鉄道事業法第13条第2項	
車両の構造又は装置の軽微な変更の届出	鉄道事業法第13条第3項	
索道施設の工事計画の変更の認可	鉄道事業法第38条（第9条第1項準用）	
索道施設の工事計画の軽微な変更の届出	鉄道事業法第38条（第9条第3項準用）	
索道施設の変更の工事計画の認可	鉄道事業法第38条（第12条第1項準用）	
索道施設の軽微な変更の工事計画の届出	鉄道事業法第38条（第12条第2項準用）	
索道施設の変更の工事の完成検査	鉄道事業法第38条（第12条第3項準用）	
索道施設の変更の工事計画の変更の認可	鉄道事業法第38条（第12条第4項準用）	
索道施設の変更の工事計画の軽微な変更の届出	鉄道事業法第38条（第12条第4項準用）	
第1種特定化学物質の業としての使用者の氏名等の変更の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条第2項	
工事实施計画の変更の認可	全国新幹線鉄道整備法第9条第1項後段	
工事实施計画の添付書類の変更の提出	全国新幹線鉄道整備法施行規則第3条第3項	
特定都市鉄道整備事業計画の変更の認定	特定都市鉄道整備促進特別措置法第3条第5項	
起業目録見書記載事項の変更（軽微なものを除く）の認可	軌道法施行令第4条第1項本文	
起業目録見書記載事項の変更（軽微なものに限る）の届出	軌道法施行令第4条第1項但書	
一般自動車道の工事方法の変更の認可	道路運送法第54条第1項	
一般自動車道の軽微な工事方法の変更の届出	道路運送法第54条第3項	
一般自動車道の使用料金の変更の認可	道路運送法第61条第1項後段	
一般自動車道の供用約款の変更認可	道路運送法第62条第1項後段	
一般自動車道の保安上の供用制限の変更認可	道路運送法第63条第1項後段	
事業計画変更の認可（1）車線数、路面の種類、設計速度、設計重量（2）他の道路、鉄道等との交差位置等	道路運送法第66条第1項	
事業計画の軽微な変更の届出（1）主たる事務所、営業所の名称及び位置（2）料金徴収所、駐車場の名称及び位置	道路運送法第66条第3項	
一般自動車道の構造又は設備の変更の認可	道路運送法第67条（第54条第1項準用）	
一般自動車道の構造又は設備の軽微な変更の届出	道路運送法第67条（第54条第3項準用）	
専用自動車道の工事方法の変更の認可	道路運送法第75条第3項（第54条第1項準用）	
専用自動車道の軽微な工事方法の変更の届出	道路運送法第75条第3項（第54条第3項準用）	
専用自動車道の保安上の供用制限の変更の認可	道路運送法第75条第3項（第63条第1項後段準用）	
専用自動車道の構造又は設備の変更の認可	道路運送法第75条第3項（第67条準用）	
専用自動車道の構造又は設備の軽微な変更の届出	道路運送法第75条第3項（第67条準用）	
自動車道事業者の法人設立の完了等の届出（1）法人の設立の完了（2）事業者の死亡（3）工事方法の変更命令等の実施（4）事業者の氏名、名称、住所の変更（5）事業者たる法人の役員、定款等の変更（6）自動車道事業に関する団体の解散等	自動車道事業規則 道路運送法 第34条第1項	
専用バスターミナルの構造及び設備の変更の確認	自動車ターミナル法第15条後段	
旅客自動車運送事業者の届出（1）乗務距離の最高限度及びその変更（一般乗用）（2）運行管理者の選任（全）（3）運行管理者でなくなった場合（全）（4）指導主任者の選任（一般乗用）（5）指導主任者でなくなった場合（一般乗用）	旅客自動車運送事業等運輸規則 道路運送法 第54条第1項	
一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（料金のうち国土交通運輸省令で定めるものを除く）の上限変更の認可	道路運送法第9条第1項後段	
一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（料金のうち国土交通省令で定めるものを除く）の変更の届出	道路運送法第9条第3項後段	
一般旅客自動車運送事業の運送約款の変更の認可	道路運送法第11条第1項後段	
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可・乗合（1）路線（2）車庫の位置及び収容能力（3）各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量（4）専用自動車道に関する事項・貸切（1）営業区域（2）営業所の位置（3）車庫の位置及び収容能力・乗用（1）営業区域（2）営業所の位置（3）車庫の位置及び収容能力	道路運送法第15条第1項	
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出・乗合（1）営業所ごとの事業用自動車の数（常用車及び予備車の数/乗車定員ごとの数）・貸切（1）営業所ごとの事業用自動車の数・乗用（1）営業所ごとの事業用自動車の数（種別ごとの数/ハイヤータクシーの別ごとの数）	道路運送法第15条第3項	
一般乗合旅客自動車運送事業の協定の変更の認可	道路運送法第19条第1項	
特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可（1）路線又は営業区域（2）車庫の位置、収容能力	道路運送法第43条第5項（第15条第1項準用）	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出(2)事業用自動車の総数	道路運送法第43条第5項(第15条第3項準用)	
特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更の届出	道路運送法第43条第6項後段	
特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は事業の休止についての届出事項の変更の届出	道路運送法第43条第8項後段	
旅客自動車運送事業者等の届出(1)運輸開始(一般)(2)事業の譲渡・譲受、法人の合併若しくは分割の終了、(一般)(3)事業者の死亡(一般)(4)事業の再開(一般、特定)(5)命令の実施(一般、特定全)(6)仮眠施設の変更(一般、特定全)(7)事業者の氏名、名称、住所(一般、特定)(8)法人の役員、社員、定款、寄付行為の変更(一般、特定)(9)運送需要者の氏名、名称、住所の変更(特定)(10)道路運送に関する団体の解散又は変更	道路運送法施行規則第66条第1項	
適正化事業実施機関の事業計画、収支予算等の変更の認可	タクシー業務適正化特別措置法第36条第1項後段	
適正化事業実施機関の名称等の変更の届出	タクシー業務適正化特別措置法第42条(第21条第2項準用)	
タクシー等に関する届出事項の変更の届出	タクシー業務適正化特別措置法第44条後段	
自家用貨物自動車の届出事項の変更届出	道路運送法第78条第1項後段	
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可	貨物自動車運送事業法第9条第1項	
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	貨物自動車運送事業法第9条第3項	
一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金の変更の届出	貨物自動車運送事業法第11条第1項後段	
一般貨物自動車運送事業の運送約款の変更の認可	貨物自動車運送事業法第13条第1項後段	
特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可	貨物自動車運送事業法第35条第6項(第9条第1項準用)	
特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	貨物自動車運送事業法第35条第6項(第9条第3項準用)	
特定貨物自動車運送事業の運賃及び料金の変更の届出	貨物自動車運送事業法第35条第6項(第11条第1項後段準用)	
貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	貨物自動車運送事業法第36条第1項後段	
一般貨物自動車運送事業者等による届出(1)運輸開始(一般、特定)(2)事業の譲渡・譲受、法人の合併の終了(一般)(3)事業の再開(一般、特定)(4)命令の実施(全)(5)事業者の氏名等の変更、法人の役員等の変更(一般、特定)(6)運送需要者の氏名等の変更	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項	
届出事項の変更届出(1)氏名(名称)住所(2)事業の種類、規模等(3)自動車登録番号、車名最大積載量等(4)主要貨物の種類(5)車庫等の位置(6)運転者の勤務時間、乗務時間等	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項	
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項	
共同プール事務の規約の変更の届出	自動車損害賠償保障法第28条の4第2項後段	
自動車の変更登録	道路運送車両法第12条第1項	
検査対象外軽自動車の届出済証の記載事項の変更届出	道路運送車両法施行規則第63条の4	
事業場の位置の変更又は事業の休止若しくは廃止の承認	自動車登録番号標交付代行者規則第10条第1項	
自動車登録番号標交付代行者の法人の解散等の届出(1)法人等の解散(2)交付代行者の死亡(3)事業廃止(4)交付代行者の氏名等の変更	自動車登録番号標交付代行者規則第12条第1項	
自動車検査証の記載事項の変更について自動車検査証の記入(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)	道路運送車両法第67条第1項	
自動車予備検査証の記載事項の変更記入	道路運送車両法第71条第8項(第67条第1項準用)	
届出事項等の変更等の届出	道路運送車両法施行規則第70条第1項	
指定製作者等の行う届出(1)完成検査終了証に押印する印鑑又は記入する署名(2)型式指定申請書の記載事項及び添付書面の変更(3)完成検査終了証に押印する印鑑又は記入する書名の変更(4)当該型式の自動車の製作者等でなくなったこと	自動車型式指定規則 道路運送車両法 第6条	
型式指定申請書の添付書類自動車の外観図等の変更の承認	自動車型式指定規則 道路運送車両法 第10条第1項	
装置指定製作者等の行う申請事項の変更届出	装置型式指定規則 道路運送車両法 第8条第1項	
指定申請時項の変更承認	装置型式指定規則 道路運送車両法 第9条第1項	
自動車整備士養成施設の指定申請の記載事項等の変更届出	自動車整備士技能検定規則第6条の2第4項<道路運送車両法>	
整備管理者の変更の届出	道路運送車両法第52条後段	
届出事項等の変更等の届出	道路運送車両法施行規則第70条第1項<道路運送車両法>	
自動車分解整備事業の認証に係る変更届	道路運送車両法第81条第1項	
自動車検査員の変更の届出	道路運送車両法第94条の4第3項	
指定自動車整備事業の事業場の設備の変更の届出	道路運送車両法第94条の9(第81条第1項第4号準用)	
優良自動車整備事業者の変更届	優良自動車整備事業者認定規則第9条<道路運送車両法>	
校正に関する規則の変更の届出	指定自動車整備事業規則第13条第2項<道路運送車両法>	
(一般旅客定期航路事業)運賃及び料金の変更届出	海上運送法第8条1項後段	
(一般旅客定期航路事業)指定区間に係る運賃の上限変更認可	海上運送法第8条3項後段	
(一般旅客定期航路事業)運送約款の変更認可	海上運送法第9条1項後段	
(一般旅客定期航路事業)運航管理規定の変更の届出	海上運送法第10条の2第1項後段	
(一般旅客定期航路事業)事業計画変更認可	海上運送法第11条第1項	
(一般旅客定期航路事業)事業計画の軽微な事項の変更の届出	海上運送法第11条第3項	
(一般旅客定期航路事業)船舶運航計画変更届出(軽微なものを除く)	海上運送法第11条の2第1項	
(特定旅客定期航路事業)運航管理規定の変更の届出	海上運送法第19条の3第3項(第10条の2第1項準用)	
(特定旅客定期航路事業)事業計画変更認可	海上運送法第19条の3第3項(第11条第1項準用)	
(特定旅客定期航路事業)事業計画の軽微な事項の変更の届出	海上運送法第19条の3第3項(第11条第3項準用)	
(旅客不定期航路事業)運賃及び料金の変更届出	海上運送法第23条(第8条第1項後段準用)	
(旅客不定期航路事業)運送約款の変更許可	海上運送法第23条(第9条第1項後段準用)	
(旅客不定期航路事業)運航管理規定変更の届出	海上運送法第23条(第10条の2後段準用)	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
(旅客不定期航路事業) 事業計画変更届出(軽微なものを除く)	海上運送法第23条(第11条第1項準用)	
(旅客不定期航路事業) 事業計画変更届出(軽微なもの)	海上運送法第23条(第11条第3項準用)	
船舶運航事業者の運送に関する協定等の変更の認可	海上運送法第29条第1項後段	
(一般旅客定期航路事業・特定旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業) 変更の届出	海上運送法施行規則第28条	
(一般旅客定期航路事業) 指定区間に係る船舶運航計画変更の認可(軽微なものを除く)	海上運送法第11条の2第2項	
(一般旅客定期航路事業) 船舶運航計画変更の届出(軽微事項)	海上運送法第11条の2第4項	
(一般旅客定期航路事業) 指定区間に係る船舶運航計画変更の届出(軽微事項)	海上運送法第11条の2第4項	
(人の運送をする不定期航路事業) 運航管理規定の変更の届出	海上運送法第20条の2(第10条の2準用)	
実施計画変更の認定	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第6条第1項	
船舶運航事業者の運送に関する協定等の変更の認可	海上運送法第29条第1項後段	
(人の運送をする貨物定期航路事業) 運航管理規定の変更の届出	海上運送法第19条の6の3(第10条の2準用)	
内航海運業者の事業計画変更の認可(1)海運業にあっては、使用船舶の船種、総トン数、長さ(2)内航船舶貸渡業にあっては、使用船舶の船種、総トン	内航海運業法第8条第1項	
内航海運業者の事業計画の軽微な事項の変更の届出(1)営業所の名称(2)営業所の位置(3)内航運送業にあっては、使用船舶の船名、船質、所有者の氏名・名称、住所並びに貸渡しを受けて使用する船舶(貸渡期間が六月未満のものに限る。)(4)内航貨物定期航路事業にあっては、航路の起点、終点並びに運航回数(5)内航海運貸渡業にあっては、使用船舶の船名、船質、所有者の氏名及び住所並びに貸渡先の氏名・名称及び住所	内航海運業法第8条第3項	
届出業者(法第3条第2項)の届出事項変更の届出(1)事業の種別(2)営業所の名称、所在地(3)使用船舶の船名、船種、総トン数、船質等(4)事業開始年月	内航海運業法第8条第4項	
自家用船舶(100G/T以上又は長さ30メートル以上)の使用の届出事項変更の届出	内航海運業法第25条の2第1項後段	
氏名、名称、住所又は代表者の変更の届出	内航海運業法施行規則第18条第1項	
団体協約の変更の認可	内航海運組合法第10条第1項後段	
調整規定変更の認可	内航海運組合法第12条第1項後段	
定款変更の認可	内航海運組合法第47条第2項	
定款の軽微事項の変更届出	内航海運組合法第47条第4項	
内航海運組合連合会の団体協約の変更認可	内航海運組合法第58条(第10条第1項後段準用)	
内航海運組合連合会の調整規定の変更の認可	内航海運組合法第58条(第12条第1項後段準用)	
内航海運組合連合会の定款変更の認可	内航海運組合法第58条(第47条第2項準用)	
内航海運組合連合会の定款の軽微事項の変更届出	内航海運組合法第58条(第47条第4項準用)	
役員変更の届出	内航海運組合法施行規則第14条	
運航管理規程の変更の届出	海上運送法第10条の2(第19条の4第1項により適用又は第19条の6の3第1項若しくは第20条の2第1項により準用する場合に限る。)	
貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出	海上運送法第19条の5第1項後段	
対外旅客定期航路事業開始の変更の届出	海上運送法第19条の4第2項後段	
対外旅客定期航路事業に係る運送約款の変更の届出	海上運送法第19条の4第4項後段	
不定期航路事業(人の運送をするものを除く)開始の届出事項の変更の届出	海上運送法第20条第1項後段	
人の運送をする不定期航路事業開始の届出事項の変更の届出	海上運送法第20条第2項後段	
船舶運航事業者の運送に関する協定等の変更の届出	海上運送法第29条の2第1項後段	
運賃・料金の変更の認可	港湾運送事業法第9条第1項後段	
運送約款の変更の認可	港湾運送事業法第11条第1項後段	
事業計画の変更の認可(1)事業所の数(省令)(2)事業に使用される労働者の数(省令)(3)事業の用に供する施設(省令)	港湾運送事業法第17条第1項	
事業計画の軽微な変更の届出(1)事業所の数(検数事業等に係る場合を除く。)、名称、位置(省令)(2)労働者の数(20%未満の増減)(省令)(3)荷役機械の種類ごとの台数(20%未満の増減)及び1台ごとの能力(省令)(4)船舶、はしけ又は引船の船名(省令)	港湾運送事業法第17条第3項	
関連事業の届出事項変更の届出(1)氏名(名称)、住所(省令)(2)事業内容(省令)(3)港湾(省令)	港湾運送事業法第22条の3第1項後段	
関連事業の料金の変更の届出	港湾運送事業法第22条の4後段	
報告書又は届出書の提出(1)港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書(2)検数人等の氏名等の変更に係る届出書(3)検数人等の業務廃止等に係る届出書(4)検数人等の死亡に係る届出書(5)検数人等の禁治産の宣告に係る届出書	港湾運送事業法施行規則第33条の2第1項 <港湾運送事業法第33条第1項>	
主任技術者の変更の届出	小型船舶船業法第10条第2項後段	
特定設備の変更登録	小型船舶船業法第14条第1項	
名称等の変更の届出(1)氏名(名称)、住所、代表者名(2)事業場の名称、所在地(3)特定設備の種類、能力(変更に係る場合を除く。)	小型船舶船業法第14条第3項前段	
船舶建造許可事項又は重要な改造の許可事項の変更承認	臨時船舶建造調整法第4条第1項	
保障契約証明書記載事項の変更届出	油濁損害賠償保障法第18条第1項	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
登録事項の変更登録	海事代理士法第11条第1項	
当該事業年度の事業計画及び収支予算の変更の認可	モーターボート競走法第21条第4項後段	
当該事業年度の事業計画及び収支予算の変更の認可	モーターボート競走法第22条第4項(第21条第4項後段準用)	
競走場の構造・設備の変更の届出	モーターボート競走法施行規則第2条の6	
競技に関する規程等の変更の認可	モーターボート競走法施行規則第22条第2項後段	
日本船舶振興会の業務の方法の変更認可	モーターボート競走法第22条の6後段	
当該事業年度の事業計画及び収支予算の変更の認可	モーターボート競走法第22条の8(第21条第4項後段準用)	
競走開催前の届出の変更の届出	モーターボート競走法施行規則第3条第2項	
場外発売場の位置、構造及び設備の変更の届出	モーターボート競走法施行規則第8条第2項(第2条の6準用)	
船舶の変更登録	船舶法第10条	
船舶国籍証書の書換(記載事項変更)	船舶法第11条	
資料を作成したとき又はその内容を変更しようとするときの承認 (1)船舶の復原性保持に必要な資料(2)船舶の操縦性能に関する資料(3)船舶の航行上制限を記載した資料及び非常時の船舶の安全確保のために必要な資料(4)非常時に海上保安機関との連絡を的確に行うために必要な資料	船舶安全法施行規則第51条第2項	
安全承認板の取り付けられたコンテナの保守点検方法又はその変更の承認	船舶安全法施行規則第60条の4第4項	
整備規程の変更の認可	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条	
認定の際に限定をされた事項(改造又は修理の工場の別、船舶又は物件の範囲等)の変更等の承認	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の2第1項	
認定基準に係る事項(施設、設備等)、認定を受けた者の氏名又は名称等の変更等の届出	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の3第1項	
型式の変更(法第2条第1項の命令で定める性能等に影響を及ぼすことのない変更)の承認	船舶等型式承認規則 船舶安全法 第8条	
型式の変更(法第2条第1項の命令で定める性能等に影響を及ぼすことのない変更)、型式承認を受けた者の氏名等の変更等の届出	船舶等型式承認規則 船舶安全法 第9条	
貯蔵船に火薬類以外の危険物を貯蔵しようとする場合の貯蔵船の構造等の変更の届出	危険物船舶運送及び貯蔵規則<船舶安全法>第385条第1項後段	
認定事項変更の届出	特殊貨物船舶運送規則<船舶安全法>第27条第5項	
原子炉設置の許可に係る事項の変更の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項	
原子炉設置の許可に係る事項の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項	
外国原子力船に設置した原子炉に係る許可事項に係る変更等の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条の2第1項	
外国原子力船に設置した原子炉に係る許可事項に係る変更等の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条の2第2項	
運転計画の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条後段	
保安規定変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項後段	
条約証書記載事項の変更に伴う書換	海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令 船舶安全法 第7条第1項	
焼却設備の検査(改造、修理、用途変更)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の4第1項	
焼却設備検査証の変更時の焼却設備検査証書換申請書の提出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の30第1項	
型式の変更(国土交通大臣が定める技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更)の承認	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の3の2第4項(海洋汚染防止設備型式承認規則 第8条準用)	
型式の変更(国土交通大臣が定める技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更)、型式承認を受けた者の氏名等の変更等の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の3の2第4項(海洋汚染防止設備型式承認規則 第9条準用)	
型式の変更(法第5条第4項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更)の承認	海洋汚染防止設備型式承認規則 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 第8条	
型式の変更(法第5条第4項又は第9条の3第2項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更)、型式承認を受けた者の氏名等の変更等の届出	海洋汚染防止設備型式承認規則 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 第9条	
整備規程の変更の認可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条第1項	
認定の際に限定をされた事項(改造又は修理の工場の別、物件の範囲等)の変更等の承認	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の2第1項	
認定基準に係る事項(施設、設備等)、認定を受けた者の氏名又は名称等の変更等の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の3	
船員職業紹介所の所在地等の変更又は増設の届出	船員職業安定法第35条	
労働条件その他当該求人者の申込の内容に変更があった場合の届出	船員職業安定法施行規則第25条第2号	
勤労者財産形成給付金契約の変更等の承認	勤労者財産形成促進法施行令第23条第4項	
勤労者財産形成促進法第7条の2第1項の一括支払機関の指定又は変更の届出	勤労者財産形成促進法施行令第25条第1項	
勤労者財産形成給付金契約の承認申請書の記載事項等の変更届出	船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則第2条第3項	
勤労者財産形成基金契約の承認申請書の記載事項の変更	船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則第3条第3項	
勤労者財産形成基金の規約の変更の認可	勤労者財産形成促進法第7条の11第3項	
勤労者財産形成基金の規約の変更の届出	勤労者財産形成促進法第7条の11第4項	
勤労者財産形成促進法第7条の21第1項の一括支払機関の指定又は変更	勤労者財産形成促進法第7条の21第1項	
就業規則変更の届出	船員法第97条第1項後段	
就業規則変更の届出	船員法第97条第2項後段	
就業規則変更の届出	船員法第97条第3項後段	
安全衛生委員会の委員の員数の変更等の届出	船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則第6条	
海技士(航海)(機関)免許に係る履歴限定の変更又は解除	船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第3項	
小型船舶操縦士免許に係る設備限定の変更又は解除	船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第7項	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
養成施設に係る事項の変更等の届出	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第60条の2第1項	
小型船舶教習所に係る事項の変更等の届出	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第119条第1項	
水先約款の変更の届出	水先法第22条の2第1項後段	
水先入会の会則の変更の認可	水先法第22条の4第3項	
業務の休止期間の変更に関する報告	水先法施行規則第24条第1項第7号	
特定施設の整備計画の変更の認定	民法第5条第1項	
廃油処理規程の変更の届出	海防法第26条第1項	
廃油処理施設設置場所、廃油を廃棄する船舶の存する海域、廃油処理設備の種類及び能力、処理する廃油の種類の変更の許可	海防法第28条第1項	
軽微な事項の変更の届出(1)施設の設置場所(同一港内)	海防法第28条第5項	
軽微な事項の変更の届出(2)処理施設の能力	海防法第28条第5項	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所の変更の届出	海防法第29条	
廃油処理施設の設置場所、廃油を廃棄する船舶の存する海域、廃油処理設備の種類及び能力、処理する廃油の種類の変更の届出	海防法第35条	
自家用廃油処理施設の軽微な事項の変更の届出(1)施設の設置場所(同一港内)	海防法第35条	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所の変更の届出	海防法第35条	
変更登録	航空法第7条	
抵当権設定登録の変更(根抵当を含む)	航空機抵当法第5条、航空機登録令第43条	
運賃及び料金の変更届出	航空法第105条第1項後段	
国際運賃及び料金の変更認可	航空法第105条第3項後段	
運送約款の変更認可	航空法第106条第1項後段	
事業計画の変更認可	航空法第109条第1項	
事業計画の変更届出	航空法第109条第3項	
運輸に関する協定の変更認可	航空法第111条第1項	
事業計画の変更認可	航空法第124条(第109条第1項準用)	
事業計画の変更届出	航空法第124条(第109条第3項準用)	
運航計画の変更届出	航空法第107条の2第2項	
路線の廃止に係る運航計画の変更届出	航空法第107条の2第3項	
混雑飛行場に係る運航計画の変更認可	航空法第107条の3第6項	
事業計画の変更届出	航空法第109条第4項	
事業計画の変更届出	航空法第124条(第109条第4項準用)	
外国人国際航空運送事業の運賃及び料金変更認可	航空法第129条の2後段	
外国人国際航空運送事業の事業計画変更許可	航空法第129条の3第2項	
外国人国際航空運送事業の事業計画変更届出	航空法第129条の3第3項	
飛行場の工事完成予定期日変更許可	航空法第41条第2項	
飛行場の工事完成予定期日変更届出	航空法第41条第3項	
飛行場又は航空保安施設の重要な変更の許可	航空法第43条第1項	
飛行場又は航空保安施設の変更工事完成検査	航空法第43条第2項(航空法第42条第1項準用)	
飛行場又は航空保安施設の変更工事後の供用開始期日の届出	航空法第43条第2項(航空法第42条第3項準用)	
公共用飛行場又は航空保安施設の使用料金の設定又は変更の届出	航空法第54条第1項	
公共用飛行場管理規程の設定又は変更認可	航空法第54条の2第2項	
航空機の型式設計変更承認	航空法第13条第1項前段	
航空機の型式設計変更承認	航空法第13条第1項後段	
航空機の追加型式設計変更承認	航空法第13条の2第3項	
運航規程及び整備規程の変更認可	航空法第104条第1項後段	
限定の変更の承認	航空法施行規則第38条第1項<航空法>	
業務規程の変更の承認	航空法施行規則第39条第1項<航空法>	
技能証明の限定変更	航空法第29条の2第1項	
技能証明又は技能証明の限定変更	航空法施行規則第50条	
事業用施設、取扱い油種等の変更の許可	石油パイプライン事業法第8条第1項	
事業用施設等の軽微な変更等の届出	石油パイプライン事業法第8条第2項	
代表者の氏名、住所等の変更の届出	石油パイプライン事業法第9条	
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項	
工事計画の変更の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもので石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令)で定めるもの	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第6項準用)	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第7項準用)	
石油輸送規程の変更認可	石油パイプライン事業法第20条第1項後段	
保安規程の変更の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項後段	
保安検査時期の変更の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第6条第2項但書	
事業計画等の変更届出(事業計画 倉庫保管約定書)	中小企業協同組合法等による倉庫証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第2条第1項	
臨時報告書の提出(組合の名称・住所変更 定款(地区・事業・組合員等の資格等)の変更 組織変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生)	中小企業協同組合法等による倉庫証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第4条	
効率化計画の変更認定	中小企業流通業務効率化促進法第5条第1項	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の変更認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の3第1項	
使用料金の変更の届出	自動車ターミナル法第7条第1項後段	
氏名等の変更届出(氏名、名称、住所等の変更 一般自動車ターミナルの名称の変更)	自動車ターミナル法第10条	
位置、規模、構造又は設備の変更の許可(構造、又は設備の軽微な変更を除く)	自動車ターミナル法第11条第1項	
構造又は設備の軽微な変更の届出	自動車ターミナル法第11条第3項	
報告書の提出(一般自動車ターミナルの供用開始 主たる事務所・事業所の名称・位置の変更 役員・社員の変更 事故発生)	自動車ターミナル法施行規則<自動車ターミナル法>第20条	
貨物運送効率化事業の事業計画の変更認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第17条第1項	
変更登録	倉庫業法第7条第1項	
事業計画等の変更届出(事業計画書 倉庫保管約定書)	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第2条第1項	
臨時報告書の提出(組合の名称・住所変更 定款(地区・事業・組合員等の資格等)の変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生)	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第4条	
第一種利用運送事業の法第4条第1項第1号~第3号事項等の変更後の届出	貨物利用運送事業法第7条第3項	
第一種利用運送事業者の運輸に関する協定の変更の届出	貨物利用運送事業法第11条後段	
第二種利用運送事業の省令で定める集配事業計画の変更の届出	貨物利用運送事業法第25条第3項前段	
第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(事業計画及び集配事業計画に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第25条第3項後段	
第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(事業計画に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第25条第3項後段	
第二種利用運送事業者の運輸に関する協定の変更の届出	貨物利用運送事業法第34条第1項(同法第11条前段の準用)	
外国人の第一種利用運送事業の法第4条第1項第1号~第3号事項等の変更後の届出	貨物利用運送事業法第39条第3項	
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める事業計画(省令第39条第1項第5号ロ(4)(i)に掲げる事項に限る)の変更の届出	貨物利用運送事業法第46条第4項前段	
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(省令第39条第1項第5号イ(2)、(3)、(5)、(6)、(7)及びロ(2)、(3)(集配自動車の営業所の位置を除く)、(5)に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第46条第4項後段	
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(省令第39条第1項第5号イ(2)、(3)、(5)、(6)、(7)に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第46条第4項後段	
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(省令第39条第1項第5号ロ(2)、(3)(集配自動車の営業所の位置を除く)、(5)に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第46条第4項後段	
第一種利用運送事業(外国人含む)の事業の計画(省令第4条第2項第1号(八を除く)及び第30条第2項第1号(八を除く))の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第1号	
第二種利用運送事業者の氏名、もしくは名称、住所の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第4号	
外国人の第二種利用運送事業者の氏名、もしくは名称、住所または国籍の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第4号	
第一種利用運送事業者(法人に限る)の役員または社員の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第5号	
第二種利用運送事業者(法人に限る)の役員または社員の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第5号	
外国人第一種利用運送事業者(法人に限る)の役員の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第5号	
外国人第二種利用運送事業者(法人に限る)の役員の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第5号	
利用運送事業者の組織する団体の解散や変更の届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第6号	
航空運送代理店業の届出事項の変更の届出	航空法第133条第1項後段	
測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出	測量法施行令第13条	
予報業務の変更認可	気象業務法第19条第1項	
予報業務の変更事項の報告	気象業務法第41条 法施行規則第50条第1項第4、5、6、7号	
気象予報士の登録事項の変更の届出	気象業務法第24条の24	
気象の観測成果の無線通信による発表業務の変更事項の報告	気象業務法第41条 法施行規則第50条第1項第4、6、7号	
気象の観測施設の変更の届出	気象業務法施行規則第2条後段	
進路警戒船等の指定申請書の記載事項の変更等の届出	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示 海上交通安全法 第7条第1項	
廃棄物排出船の登録事項の変更等の届出	海洋汚染及び海上再会の防止に関する法律第14条	
海洋施設の設置の届出事項の変更の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の2第2項	
海上保安庁以外の者が設置又は管理する航路標識の現状変更の許可	航路標識法施行規則第7条	
自家用廃油処理施設の軽微な事項の変更の届出(2)処理施設の能力	海防法第35条	
事業許可証の記載事項変更に伴う書換え交付の申請	航空法施行規則第210条の2第2項	
耐空検査員が、手数料を設定し、又は変更した場合の届出	航空法施行規則第238条1<航空法>	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
教育規程を変更した場合の届出	航空法施行規則第238条2	
飛行場に重要な変更以外の変更を加えた場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>	
飛行場の設置者の氏名又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>	
法人又は組合である飛行場の設置者が名称、主たる事務所の所在地、役員若しくは社員又は定款若しくは規約に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>	
航空保安無線施設に重要な変更以外の変更を加えた場合の届出	航空法施行規則第238条6<航空法>	
航空保安無線施設の運用時間を変更した場合の届出	航空法施行規則第238条6<航空法>	
航空保安無線施設の設置者の氏名又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条6<航空法>	
法人又は組合である航空保安無線施設の設置者が名称、主たる事務所の所在地、役員若しくは社員又は定款若しくは規約に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条6<航空法>	
航空灯火に重要な変更以外の変更を加えた場合の届出	航空法施行規則第238条8<航空法>	
航空灯火の運用時間を変更しようとする場合の届出	航空法施行規則第238条8<航空法>	
航空灯火の設置者の氏名又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条8<航空法>	
法人又は組合である航空灯火の設置者が名称、主たる事務所の所在地、役員若しくは社員又は定款若しくは規約に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条8<航空法>	
指定本邦航空運送事業の訓練及び審査規程を変更した場合の届出	航空法施行規則第238条10<航空法>	
本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条11<航空法>	
料金設定・変更の届出書	倉庫業法第27条第1項	
倉庫寄託約款の設定・変更届出	倉庫業法第8条第1項	
軽微変更の届出	倉庫業法第7条第3項	
役員変更の届出書	倉庫業法第27条第1項	
倉庫証券の様式の変更の届出書	倉庫業法第27条第1項	
認定トランクルームの変更届出	倉庫業法第25条の6第1項	
特殊擁壁の大匠認定の変更申請	宅地造成等規制法施行令第15条	
(離島航路補助航路事業者)事業計画の変更認可申請	離島航路整備法第7条第1項	
(離島航路補助航路事業者)事業計画の変更届出(軽微事項)	離島航路整備法第7条第2項	
所有者の変更登録	船舶法第6条の2	
総トン数改測後の変更事項通知	船舶法施行細則第12条の2第2項	
小型船舶検査機構の登録測度事務規程の変更の認可	小型船舶の登録等に関する法律第22条第1項	
荷役計画書の変更	特殊貨物船舶運送規則<船舶安全法>第15条の7第4項	
指定検査機関の所在地変更届	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第9第1項	
原子力船の出入港に係る変更届	実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則第28条第2項	
原子力炉の解体に係る変更届	実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第2項	
容器承認書の変更届	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の5第1項	
係留船等に設置した火薬庫の軽微な変更工事の届出	火薬類取締法第50条第1項で準用する同法第12条第2項	
原状変更に係る許可	船舶安全法第11条の2	
現状変更に係る許可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の13第3項	
原状変更に係る許可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項	
指定経営状況分析機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出	建設業法第27条の24第4項において準用される第27条の4第2項	
保証事業会社の登録の変更の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第7条第4項において準用される第5条第2項	
登録の変更の拒否に際しての意見聴取の場所等の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第7条第4項において準用される第6条第2項	
登録の変更の拒否の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第7条第4項において準用される第6条第5項	
保証事業会社の保証約款の変更の承認の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第12条第9項において準用される第5条第2項	
保証事業会社の保証約款の変更の承認の拒否に際しての意見聴取の場所等の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第12条第9項において準用される第6条第2項	
保証事業会社の保証約款の変更の承認の拒否の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第12条第9項において準用される第6条第5項	
保証事業会社の金融保証約款の変更の承認の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条の2第3項において準用される第12条第9項	
保証事業会社の金融保証約款の変更の承認の拒否に際しての意見聴取の場所等の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条の2第3項において準用される第12条第9項	
特定金融機関による変更等の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第4項	
登録事項の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第48条第1項	
指定講習機関の名称又は所在地の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第74条の2第2項	
管理業務主任者の登録事項の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第62条	
保証業務の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第98条	
事業計画書及び収支予算書の変更	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第99条第1項	
施行計画の変更の意見書の送付(經由事務)	新都市基盤整備法第25条第2項	
宅地開発事業計画の変更認定申請の經由	大都市地域における優良宅地開発の促進における緊急措置法第3条第5項	
宅地開発事業計画の軽微な変更の届出	大都市地域における優良宅地開発の促進における緊急措置法第7条第1項	
旅客施設等の建設又は大規模改良、車両等の新規導入の移動円滑化基準適合審査に係る変更届出	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第5条第2項	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
公共交通特定事業計画の変更申請	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第8条第3項	
公共交通特定事業計画の変更に係る認定の通知	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第8条第4項	
指定法人に係る変更の届け出	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第15条第3項	
指定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく指定認定機関等に関する主務省令第1条第2項	
承認申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく指定認定機関等に関する主務省令第11条第2項	
指定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく公示による検査に関する省令第4条第2項	
承認申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく公示による検査に関する省令第14条第2項	
法定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく認定試験事業者等に関する省令第1条第2項	
試験事務規定の変更の認可	旅行業法第25条の2第2項	
事務所の名称等の変更の届出	国際観光ホテル整備法第21条第2項	
事業の廃止又は変更の届出	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第30条第1項	
事業用地適正化計画の認定の変更に関する手続き	民間都市開発の推進に関する特別措置法第14条の5	
民間都市再生事業計画の変更の認定	都市再生特別措置法第24条第1項	
変更等の届出	下水道処理施設維持管理者登録規程第8条	
採取計画認可時の届出事項の軽微な変更の届出	砂利採取法第20条第2項	
資金計画等の変更の届出	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法	
定款の変更の認可	日本勤労者住宅協会法第8条第2項	
利子補給契約申請書に記載した事項の変更の届出	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則第1条第3項	
マンション管理士登録事項の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第32条第1項	
高齢者居住支援センターの名称等の変更の届出	高齢者の居住の安定確保に関する法律第79条第2項	
指定住宅性能評価機関の評価の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第15条第1項	
指定住宅型式性能認定機関の認定等の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第41条第3項	
承認住宅型式性能認定機関の認定等の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第50条第2項	
指定試験機関の試験の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第55条第2項	
住宅紛争処理支援センターの支援等の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第78条第3項	
事業計画の変更の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条	
整備計画の変更の届出	全国新幹線鉄道整備法第7条第3項	
限定の変更の承認	鉄道事業法施行規則第26条の2第1項	
業務実施規程の変更の承認	鉄道事業法施行規則第26条の3第1項	
業務実施規程の変更の届出	鉄道事業法施行規則第26条の3第1項但書	
新幹線鉄道規格新線等の工事実施計画の変更の認可	全国新幹線鉄道整備法附則第11項	
新幹線鉄道規格新線等の工事実施計画の添付書類の変更の届出	全国新幹線鉄道整備法施行規則第4項(第3条第3項準用)	
保安設備整備計画の変更の届出	踏切道改良促進法第4条第8項後段	
一般乗合旅客自動車運送事業の料金(国土交通省令で定めるもの)の変更の届出	道路運送法第9条第4項後段	
一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更の届出	道路運送法第9条の2第1項後段	
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(国土交通省令で定めるものを除く)の変更の認可	道路運送法第9条の3第1項後段	
一般乗用旅客自動車運送事業の料金(国土交通省令で定めるもの)の変更の届出	道路運送法第9条の3第3項後段	
一般旅客自動車運送事業の事業計画の軽微な変更の届出・乗合(1)主たる事務所の名称、位置(2)営業所の名称、位置(3)停留所の名称、位置及び停留所間のキロ程・貸切(1)主たる事務所の名称、位置(2)営業所の名称]・乗用(1)主たる事務所の名称、位置(2)営業所の名称、位置(営業区域内)	道路運送法第15条第4項	
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更の届出	道路運送法第15条の2第1項	
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更の日の繰上げの届出	道路運送法第15条の2第5項	
一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画(運行系統、運行回数等)の変更の届出	道路運送法第15条の3第2項	
一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画(軽微なもの)の変更の届出	道路運送法第15条の3第3項	
特定旅客自動車運送事業の事業計画(軽微なもの)の変更の届出(1)事務所、営業所の名称及び位置	道路運送法第43条第5項(第15条第4項準用)	
指定登録機関の変更の届出	タクシー業務適正化特別措置法第21条第2項	
指定登録機関の事務規定の変更の認可	タクシー業務適正化特別措置法第23条第1項後段	
指定登録機関の事業計画、収支予算等の変更の認可	タクシー業務適正化特別措置法第24条第1項後段	
指定紛争処理機関の名称等の変更の届出	自動車損害賠償保障法第23条の5第3項	
紛争処理機関の事業計画及び収支予算の変更の認可	自動車損害賠償保障法第23条の14第1項後段、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令第21条	
封印取付受託者の事業場の位置の変更等の承認	道路運送車両法施行規則第15条の3	
船員雇用促進センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	船員の雇用の促進に関する特別措置法第7条第3項	
振興事業計画の変更承認	下請中小企業振興法	
船級協会の役員選任・規程変更の認可	船舶安全法施行規則第47条第4項	
船級協会の事務所の変更の届出	船舶安全法施行規則第47条第5項	
認定検査機関の認定された小型船舶の範囲の変更の承認	小型船舶に係る認定検査機関に関する省令第7条	

手続名	根拠法令名・根拠規定	備考
認定検査機関の規程変更の承認	小型船舶に係る認定検査機関に関する省令第8条	
認定検査機関の事務所・検査員数の変更の届出	小型船舶に係る認定検査機関に関する省令第10条第1項	
認定法人の規則変更の認可	危険物船舶運送及び貯蔵規則第133条	
指定測定機関の規則変更の認可	特殊貨物船舶運送規則第28条第3項	
指定検査機関の規則変更の認可	特殊貨物船舶運送規則第28条第7項	
指定密度測定機関の規則変更の認可	船舶設備規程等の一部を改正する省令第3条第7項	
船級協会の規程変更の認可	海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則第37条第1項	
船級協会の事務所の変更の届出	海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則第37条第2項	
認定検定機関の規則変更の認可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく型式承認に係る検定を行う公益法人の認定に関し必要な事項を定める告示第2条	
認定検定機関の定款又は寄附行為の変更の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく型式承認に係る検定を行う公益法人の認定に関し必要な事項を定める告示第3条第1項	
認定検定機関の事務所の変更の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく型式承認に係る検定を行う公益法人の認定に関し必要な事項を定める告示第3条第3項	
港湾区域の変更の認可	港湾法第9条第2項	
港湾区域変更認可申請書の提出	港湾法施行規則第3条第1項	
定款変更の認可	広域臨海環境整備センター法第6条第2項	
基本計画の作成又は変更の認可	広域臨海環境整備センター法第20条第3項	
基本計画の軽微な変更の届け出	広域臨海環境整備センター法第20条第6項	
実施計画又は変更実施計画の提出	広域臨海環境整備センター法第21条第1項	
特定施設の整備計画の変更の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第8条第1項	
名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条第3項	
事業計画書及び収支予算書の変更の認可	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第20条第1項後段	
指定航空従事者養成施設の課程についての限定の変更	航空法施行規則第50条の8	
指定会社の商号等の変更の届出	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第3項	
指定会社の定款変更の認可	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第17条	
傷病給付の変更の請求	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第13条第1項	
障害給付の変更の請求	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第13条の4	
手続件数		566件

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(国土交通省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
建設業法施行令に規定する建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の技術検定の合格証明書	建設業法第27条第3項	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
測量法の規定に基づいて収用又は使用することができる資産である場合には、国土地理院の長のその旨及び当該資産の所在する地域につき同法第十四条第一項の規定による通知に係る同条第三項の公示があつたことを証する書類	測量法第14条第1項	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
測量法第41条の規定による国土地理院長の審査書写し	測量法第41条	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
建築士法による1級建築士の免許証	建築士法第5条第2項	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
水力発電設置する場合の発電水力に関する水利使用許可書(写し)	河川法第23条	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
河川法第25条、第26条第1項及び第27条第1項に定める河川管理者の許可	河川法第25条、第26条第1項、第27条第1項	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
発電水力に関する水利使用に係る譲渡し又は譲り受け承認書(写し)	河川法第34条	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
船員手帳記載事項証明書	船員法施行規則	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
近代化船適合証書	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の4第2項	国土交通省	16年度以降に電子化:許可証の持つ性質上電子化に馴染みにくい。
試験合格証明書(海技士の免許)	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第50条第2項	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
筆記試験科目免除証明書(海技士国家試験)	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第50条第3項	国土交通省	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
気象大学校学部(旧気象庁研修所高等部を含む。)の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書	気象大学校規則第12条(卒業証書のみ)	国土交通省(気象庁)	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
気象証明書、鑑定書	気象業務法第35条	国土交通省(気象庁)	既存システム(汎用受付システム等)を利用して電子化する予定
自動車検査証の写し	道路運送車両法第58条	国土交通省	16年度以降に電子化:自動車保有に関する手続のワンストップサービス化との関係を検討中。
自動車検査証	道路運送車両法第58条	国土交通省	16年度以降に電子化:自動車保有に関する手続のワンストップサービス化との関係を検討中。
自動車予備検査証	道路運送車両法第71条	国土交通省	16年度以降に電子化:当該自動車の提示を省略できるものは、高度情報通信社会推進本部決定に基づき、平成17年度を目標にワンストップサービスの稼働開始を目指している。
限定自動車検査証	道路運送車両法第71条の2	国土交通省	16年度以降に電子化:自動車保有に関する手続のワンストップサービス化との関係を検討中。
自動車整備士技能検定合格証書	自動車整備士技能検定規則第21条	国土交通省	16年度以降に電子化:個別業務システム開始時期が未定。
小型船造船業登録済証	小型造船業法施行規則第四条	国土交通省	16年度以降に電子化:携帯、掲示する機会が多いため書類の形で保持されることが多い。電子化について今後検討。
海洋汚染防止証書	海洋汚染防止法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いため書類の形で保持される。電子化について今後検討。
国際海洋汚染防止証書	海洋汚染防止法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いため書類の形で保持される。電子化について今後検討。
焼却設備検査証	海洋汚染防止法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いため書類の形で保持される。電子化について今後検討。
船舶国籍証書	船舶法第5条・第5条ノ2・第11条・第12条	国土交通省	16年度以降に電子化: ・携帯、掲示する機会が多いため書類の形で保持されることが多い。 ・性質上、対面で申請・交付することの意味が大きい。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
仮船舶国籍証書	船舶法第13条・第15条 ・第16条	国土交通省	16年度以降に電子化: ・携帯、掲示する機会が多いために書類の形で保持されることが多い。 ・性質上、対面で申請・交付することの意味が大き い。
総トン数計算書	船舶法施行細則第16条ノ2	国土交通省	16年度以降に電子化:個別業務システム開始時期が 未定のため。
臨検調査書	船舶法施行細則第22条・ 第23条	国土交通省	16年度以降に電子化:個別業務システム開始時期が 未定のため。
船舶原簿謄本	船舶法施行細則第29条	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
船舶検査証書	船舶安全法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
製造検査合格証明書	船舶安全法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
検定合格証明書		国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
溶接技りょう合格証明書	船舶安全法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
放射性輸送物運送計画書安全確認書	船舶安全法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
専用運搬船にかかる特別措置承認書	船舶安全法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
線量当量率にかかる特別措置承認書	船舶安全法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
危険物運送船適合証	船舶安全法	国土交通省	16年度以降に電子化:掲示する機会が多いために書 類の形で保持される。電子化について今後検討。
乗組み基準特例許可証	船舶職員及び小型船舶操 縦者法第20条第1項	国土交通省	16年度以降に電子化:許可証の持つ性質上電子化 に馴染みにくい。
トン数証書	船舶の総トン数の測度に関 する法律第8条	国土交通省	16年度以降に電子化:個別業務システム開始時期が 未定のため。
測度明細書	船舶の総トン数の測度に関 する法律第8条	国土交通省	16年度以降に電子化:個別業務システム開始時期が 未定のため。
国際トン数証書	船舶のトン数の測度に関す る法律第8条第2項	国土交通省	16年度以降に電子化:個別業務システム開始時期が 未定のため。
船員手帳	船員法・船員法施行規則	国土交通省	16年度以降に電子化:個人の証明であることから、本 人であることを確認することが不可欠であり、引き続 き検討。
日本工業規格表示認定書		国土交通省 (鉱工業品 の生産又は 鉱工業の技 術に係る鉱 工業品の生 産の事業を 所管する場 合)	16年度以降に電子化方を提示:電子化の方法等につ いて関係省庁と調整が必要であるため。
検数人手帳	港湾運送事業法施行規則 第29条の第2項	国土交通省 (地方運輸 局長)	16年度以降に電子化:携帯、掲示する機会が多いた めに書類の形で保持されることが多い。電子化につ いては今後検討。
検量人手帳	港湾運送事業法施行規則 第29条の第2項	国土交通省 (地方運輸 局長)	16年度以降に電子化:携帯、掲示する機会が多いた めに書類の形で保持されることが多い。電子化につ いては今後検討。
鑑定人手帳	港湾運送事業法施行規則 第29条の第2項	国土交通省 (地方運輸 局長)	16年度以降に電子化:携帯、掲示する機会が多いた めに書類の形で保持されることが多い。電子化につ いては今後検討。
租税特別措置法施行規則第5条の21及び第 20条の18第2項の規定に基づく陸運支局長 等の証明		国土交通省	16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進 展にあわせて電子化をする。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
<p>新住宅市街地開発法第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる事業として国土交通大臣が指定した事業又は当該都市計画が定められている新住宅市街地開発事業に準ずる事業の用に供するために買い取られる土地及び当該土地の上に存する資産である場合には、国土交通大臣の当該事業が新住宅市街地開発事業として行う宅地の造成及び公共施設の整備に関する事業に係る基準に準じて国土交通大臣の定める基準に該当する事業として指定したものである旨又は当該土地及び資産が当該都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨を証する書類並びに当該事業の施行者の当該土地及び当該土地の上に存する資産を当該事業の用に供するために買い取つたものである旨を証する書類</p>	<p>租特法施行規則第14条第7項第4の2号</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。</p>
<p>新都市基盤整備法第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業に該当することとなる事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産である場合には、国土交通大臣の当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨並びに当該事業の施行される区域が同法第二条の二第一号から第三号まで及び第三条第二号に掲げる条件に該当する区域であり、かつ、当該事業につき都市計画法第十八条第三項の同意若しくは同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えられた同法第十八条第一項の決定をすることが確実であると認められる旨又は当該土地及び資産が当該新都市基盤整備事業に係る同法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨を証する書類</p>		<p>国土交通省</p>	<p>平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。</p>
<p>租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十三号の上欄に掲げる資産である場合には、当該譲渡資産の譲渡をする法人の納税地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)の施行令第三十九条の七第十八項に規定する認定をしたことを証する書類</p>	<p>租税特別措置法施行令第39条の7第17項</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。</p>
<p>租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄に掲げる資産であり、当該譲渡資産の所在地が表の第六号の上欄の口に掲げる第二種区域内である場合には、当該譲渡資産の所在地を管轄する地方航空局長の当該譲渡資産の所在地が当該第二種区域内である旨を証する書類</p>		<p>国土交通省</p>	<p>平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。</p>
<p>租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二十号の上欄に掲げる資産である場合には、当該譲渡資産の譲渡をする法人の納税地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)の施行令第三十九条の百六第九項に規定する認定をしたことを証する書類</p>	<p>租税特別措置法施行令第39条の106第8項</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。</p>
<p>租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第六号の上欄に掲げる資産であり、当該譲渡資産の所在地が租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄の口に掲げる第二種区域内である場合には、当該譲渡資産の所在地を管轄する地方航空局長の当該譲渡資産の所在地が当該第二種区域内である旨を証する書類</p>		<p>国土交通省</p>	<p>平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。</p>

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
都市計画法の規定に基づく都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の住宅施設のために買い取られる土地その他の資産である場合には、国土交通大臣又は都道府県知事の当該事業が国土交通大臣の定める都市計画事業として行う一団地の住宅施設に係る基準に該当するこれに準ずる事業である旨又は当該土地その他の資産が当該一団地の住宅施設の整備に関する都市計画事業に係る同法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地その他の資産である旨を証する書類	(通達)	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化を検討する。(本証明に先だって、事前確認手続を要しているため、事前確認手続の電子化手続において要検討)
都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業に該当することとなる事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産である場合には、国土交通大臣の当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨並びに当該事業の施行される区域が同法第三条第二号から第四号まで及び第三条の二第二号に掲げる条件に該当する区域であり、かつ、当該事業につき都市計画法第十八条第三項の同意又は同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えられた同法第十八条第一項の決定をすることが確実であると認められる旨を証する書類	租税特別措置法施行規則第14条第7項第4号の4 租税特別措置法施行規則第22条の2第4項第1号	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第百九条第一項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものに係る公共施設の用地に充てるために買い取られる土地等である場合には、国土交通大臣の当該事業が同項に規定する減価補償金を交付すべきこととなる同法による土地区画整理事業である旨を証する書類及び当該事業の施行者の当該事業に係る公共施設の用地に充てるための土地等の買取りにつき国土交通大臣の承認を受けて当該事業の施行区域内にある当該土地等を買収したものであり、かつ、当該土地等を当該公共施設の用地として登記をした旨を証する書類	租税特別措置法施行規則第14条第7項第5号の10 租税特別措置法施行規則第22条の2第4項第1号	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地の交換又は譲渡の場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けるための証明書類(措法37条の9の2、措法65条の13、措法68条の84)	民間都市開発の推進に関する特別措置法第14条の9	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
納税猶予農地等の一時使用が代替性のないものである旨の認定書	租税特別措置法第70条の4第15項	国土交通省 (主務大臣)	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業に該当することとなる事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産である場合には、国土交通大臣の当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨並びに当該事業の施行される区域が同法第六条の二各号及び第七条第一項第二号に掲げる条件に該当する区域であり、かつ、当該事業につき都市計画法第十八条第三項の同意若しくは同法第十八条第一項の決定をすることが確実であると認められる旨又は当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る同法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨を証する書類	租税特別措置法施行規則第14条第7項第4号の6 租税特別措置法施行規則第22条の2第4項第1号	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
地方税法附則第15条第25項に係る国土交通大臣の証明	地方税法施行規則第6条第65項	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
地方税法附則第15条第38項に係る地方運輸局(海運監理部を含む。)又はその支局長の証明	地方税法施行規則附則第6条第89項	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
地方税法附則第15条第39項に係る国土交通大臣の証明	地方税法施行規則第6条第90項第4号	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
地方税法附則第15条第42項に係る国土交通大臣の証明	地方税法施行規則第6条第6794項	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
地方税法附則第15条第45項に係る国土交通大臣の証明	地方税法施行規則第6条第99項	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
地方税法附則第15条第10項に係る国土交通大臣の証明	地方税法附則第15条第10項	国土交通省	平成16年度以降に電子化:納税関係システムの整備の進展にあわせて電子化をする。
対象件数	63件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	12件	—	—

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
建築基準法による確認及び検査のあったことを証する書面	建築基準法第6条第4項、第7条第5項、第7条の3第5項	地方公共団体	16年度以降に電子化方を提示:電子化の方法等について地方公共団体と調整が必要であるため
建築確認申請書	建築基準法第6条第1項	地方公共団体	16年度以降に電子化方を提示:電子化の方法等について地方公共団体と調整が必要であるため
宅地造成等規制法第8条第1項の適合証明書の交付	宅地造成等規制法第8条第1項	地方公共団体	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
公有水面埋立法による竣功認可書	公有水面埋立法第22条第2項	地方公共団体	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
水力発電設置する場合の発電水力に関する水利使用許可書(写し)	河川法第23条	地方公共団体	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
河川法第25条、第26条第1項及び第27条第1項に定める河川管理者の許可	河川法第25条、第26条第1項、第27条第1項	地方公共団体	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
発電水力に関する水利使用に係る譲渡し又は譲り受け承認書(写し)	河川法第34条	地方公共団体	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
建築基準法第6条1項の確認を受けたことを証する書類	建築基準法第6条第4項	地方公共団体 (建築主事)	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
測量法の規定に基づいて収用又は使用することができる資産である場合には、国土地理院の長のその旨及び当該資産の所在する地域につき同法第十四条第一項の規定による通知に係る同条第三項の公示があつたことを証する書類	測量法第14条第3項	地方公共団体	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
道路占用許可書	道路法第32条第1項	地方公共団体	14年度に基本仕様を策定 概ね15年度までの電子化を要請
公有水面埋立法施行令第7条に規定する法人にあつては、同条第2号に適合することを証する書類	公有水面埋立法第7条第2号	地方公共団体	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
建築士法による2級建築士の免許証	建築士法第5条第2項	地方公共団体	既存システム(汎用受付システム等)を利用した電子化の方法等を提示する予定
租税特別措置法第六十五条の十一第一項第二号に規定する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合には、土地等の買取りをする者から交付を受けた次に掲げる書類 イ 当該一団の宅地の造成に関する事業に係る大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三条第一項の規定による認定の申請書の写し及び国土交通大臣の当該申請書に基づき当該認定をしたことを証する書類の写し ロ 国土交通大臣の当該一団の宅地の造成に関する事業に係る優良宅地開発促進法第九条の規定による確認をした旨を証する書類の写し ハ 当該一団の宅地の造成に関する事業に係る都市計画法第三十六条第二項に規定する検査済証の写し ニ 前号イからハまでに掲げる書類	<イ・ニ> 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第3条第1項 <ロ・ニ> 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第9条 <ハ・ニ> 都市計画法第36条第2項 都市計画法施行規則第30条 (ただし左の手続で求めているのは検査証の「写し」であるが、「写し」についての規定はない)	地方公共団体	平成16年度以降に電子化方を提示:納税関係システムの整備の進展にあわせて提示をする。
対象件数	13件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方を提示する件数	10件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添4

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
中長期計画書の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の2第1項	経済産業省	財務省、農林水産省、国土交通省
定期報告書（熱）の提出	エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条	経済産業省	財務省、農林水産省、国土交通省
事業計画の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条	経済産業省	農林水産省、国土交通省
事業計画の変更の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条	経済産業省	農林水産省、国土交通省
定款変更の認可	広域臨海環境整備センター法第6条第2項	国土交通省	環境省
設立の認可	広域臨海環境整備センター法第10条	国土交通省	環境省
基本計画の作成又は変更の認可	広域臨海環境整備センター法第20条第3項	国土交通省	環境省
基本計画の軽微な変更の届け出	広域臨海環境整備センター法第20条第6項	国土交通省	環境省
実施計画又は変更実施計画の提出	広域臨海環境整備センター法第21条第1項	国土交通省	環境省
予算、事業計画及び資金計画の提出	広域臨海環境整備センター法第23条	国土交通省	環境省
貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の提出	広域臨海環境整備センター法第24条第1項	国土交通省	環境省
解散の認可	広域臨海環境整備センター法第29条第2項	国土交通省	環境省
業務及び資産の状況に関する報告	広域臨海環境整備センター法第33条第1項	国土交通省	環境省
工場移転に関する計画の認定	工業再配置促進法第5条第1項	経済産業省	財務省、厚生労働省、国土交通省
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行令第6条第3項	経済産業省	財務省、厚生労働省、国土交通省
定期報告書（電気）	省エネ法第11条 / エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第10条第2項	経済産業省	農林水産省、国土交通省
再生利用事業計画の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第18条	農林水産省	財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
再生利用事業計画の変更の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条	農林水産省	財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
利用計画の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条第1項	経済産業省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省
利用計画の変更の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項	経済産業省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省
森林組合等に対する倉荷証券発行許可	森林組合法第15条第1項、第109条第1項	農林水産省	国土交通省
水産業協同組合等に対する倉荷証券発行許可	水産業協同組合法第12条第1項、第92条第1項、第96条第1項	農林水産省	国土交通省
事業計画等の変更届出（事業計画書 倉庫保管約定書）	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第2条第1項	農林水産省	国土交通省
定期報告書の提出（倉庫証券発行倉庫の受寄物入庫高・出庫高報告書 倉庫証券発行高、回収高及び期末流通高報告書）	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第3条	農林水産省	国土交通省
臨時報告書の提出（組合の名称・住所変更 定款（地区・事業・組合員等の資格等）の変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生）	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第4条	農林水産省	国土交通省
倉荷証券発行の許可承継の届出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第6条	農林水産省	国土交通省
石油パイプライン事業の許可	石油パイプライン事業法第5条第1項	経済産業省	国土交通省
事業用施設、取扱い油種等の変更の許可	石油パイプライン事業法第8条第1項	経済産業省	国土交通省
事業用施設等の軽微な変更等の届出	石油パイプライン事業法第8条第2項	経済産業省	国土交通省
代表者の氏名、住所等の変更の届出	石油パイプライン事業法第9条	経済産業省	国土交通省
事業の全部の譲渡し、譲受けの認可	石油パイプライン事業法第10条第1項	経済産業省	国土交通省
事業者法人の合併の認可	石油パイプライン事業法第10条第2項	経済産業省	国土交通省
相続による事業者の地位の承継の届出	石油パイプライン事業法第11条第2項	経済産業省	国土交通省
事業の休廃止の許可	石油パイプライン事業法第12条第1項	経済産業省	国土交通省
法人の解散の認可	石油パイプライン事業法第12条第2項	経済産業省	国土交通省
工事計画の認可	石油パイプライン事業法第15条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の認可申請期限の延長	石油パイプライン事業法第15条第4項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項	経済産業省	総務省、国土交通省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
事業用施設の工事の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
完成検査を受ける期限の延長	石油パイプライン事業法第16条第3項(第15条第4項準用)	経済産業省	総務省、国土交通省
事業用施設の一部の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第4項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事不要の事業用施設の検査	石油パイプライン事業法第18条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定める)	石油パイプライン事業法第19条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
事業用施設の完成検査(第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの)	石油パイプライン事業法第19条第2項	経済産業省	総務省、国土交通省
軽微な工事実施の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	経済産業省	総務省、国土交通省
緊急を要する工事の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	経済産業省	国土交通省
工事計画の変更の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもので石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの)	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第6項準用)	経済産業省	総務省、国土交通省
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第7項準用)	経済産業省	総務省、国土交通省
石油輸送規程の認可	石油パイプライン事業法第20条第1項前段	経済産業省	国土交通省
石油輸送規程の変更認可	石油パイプライン事業法第20条第1項後段	経済産業省	国土交通省
保安規程の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項前段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安規程の変更の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項後段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安技術者の選任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項前段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安技術者の解任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項後段	経済産業省	総務省、国土交通省
保安検査	石油パイプライン事業法第29条	経済産業省	総務省、国土交通省
事故報告(詳報)	石油パイプライン事業法第36条第1項	経済産業省	国土交通省
報告書の提出(財務諸表 石油の油種別輸送量 事故 事業用施設設置状況)	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令<石油パイプライン事業法>第9条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
事故速報及び事故詳報の報告	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令<石油パイプライン事業法>第10条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
特殊設計の認可	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第3条第1項	経済産業省	総務省、国土交通省
甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けているものと同等以上の知識及び技術を有していることの認定	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第4条第4項第2号	経済産業省	総務省、国土交通省
保安技術者の特例選任の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第4条第2項但書	経済産業省	総務省、国土交通省
保安検査時期の特別の承認申請	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項	経済産業省	国土交通省
支援事業実施機関の指定	地域伝統芸能を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第1条	国土交通省	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項	国土交通省	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省
事業計画書の提出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第3条	国土交通省	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	経済産業省	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	経済産業省	総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
不動産特定共同事業の許可(経由事務)	不動産特定共同事業法第3条第1項	国土交通省	金融庁
不動産特定共同事業の変更の許可(経由事務)	不動産特定共同事業法第8条第1項	国土交通省	金融庁
不動産特定共同事業の業務の種別の変更等の認可(経由事務)	不動産特定共同事業法第9条第1項	国土交通省	金融庁
不動産特定共同事業の事務所の追加設置の認可(経由事務)	不動産特定共同事業法第9条第2項	国土交通省	金融庁
不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出(経由事務)	不動産特定共同事業法第10条	国土交通省	金融庁

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
不動産特定共同事業の廃業等の届出（經由事務）	不動産特定共同事業法第11条第1項	国土交通省	金融庁
不動産特定共同事業の事業報告書の提出（經由事務）	不動産特定共同事業法第33条	国土交通省	金融庁
特定信託会社による不動産特定共同事業の廃業等の届出	不動産特定共同事業法第46条第2項	国土交通省	金融庁
特定信託会社による事業報告書の提出	不動産特定共同事業法第46条第2項	国土交通省	金融庁
特定信託会社等による不動産特定共同事業の届出	不動産特定共同事業法第46条第3項	国土交通省	金融庁
特定信託会社等による変更等の届出	不動産特定共同事業法第46条第4項	国土交通省	金融庁
特定金融機関による不動産特定共同事業の廃業等の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第2項	国土交通省	金融庁
特定金融機関による事業報告書の提出	不動産特定共同事業法施行令第8条第2項	国土交通省	金融庁
特定金融機関による不動産特定共同事業の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第3項	国土交通省	金融庁
特定金融機関による変更等の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第4項	国土交通省	金融庁
特定施設の整備計画の認定	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第4条第1項	経済産業省	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
特定施設の整備計画の変更の認定	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条第1項	経済産業省	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の2第1項	国土交通省	農林水産省、経済産業省
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の変更認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の3第1項	国土交通省	農林水産省、経済産業省
関係都道府県がアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定め又は変更した場合に行う届出	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第6条第3項	国土交通省	文部科学省
指定法人の指定	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第7条第1項	国土交通省	文部科学省
指定法人の名称、住所等の変更の届出	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第7条第3項	国土交通省	文部科学省
指定法人の事業計画書及び収支予算書の提出（変更も含む）	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第9条第1項	国土交通省	文部科学省
指定法人の事業報告書及び収支決算書の提出	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第9条第3項	国土交通省	文部科学省
指定法人に行なわせる、業務に関する報告	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第10条第1項	国土交通省	文部科学省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に関する省令第13条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の役員を選任等の認可申請	浄化槽設備士に関する省令第14条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の事業計画等の認可申請	浄化槽設備士に関する省令第15条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の指定の申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第4条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の指定の申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第6条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第7条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事務所の新設又は廃止の届出	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第7条第2項	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事業計画等の認可申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第8条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習業務規程の認可申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第9条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習実施結果の報告	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第12条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習業務の休廃止の許可申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第13条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事業計画等の変更認可申請	浄化槽法第43条の19第1項後段	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事業報告書等の提出	浄化槽法第43条の19第2項	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習業務規程の変更認可申請	浄化槽法第43条の20第1項後段	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の事業計画等の変更認可申請	浄化槽法第43条の4第1項後段	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の事業報告書等の提出	浄化槽法第43条の4第2項	国土交通省	環境省
譲渡価格調整準備金の額の基準の承認	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第3条第4項	経済産業省	国土交通省
勘定区分して経理することが困難なときの各勘定への配分の基準の承認	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第3条第7項	経済産業省	国土交通省
予備費使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類の送付	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第8条第2項	経済産業省	国土交通省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
予算総則で指定する経費の金額の承認	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第11条第1項	経済産業省	国土交通省
繰越計算書の送付	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第11条第3項	経済産業省	国土交通省
収入支出等の報告	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第14条	経済産業省	国土交通省
支出予算の流用等の承認	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第10条第2項	経済産業省	国土交通省
会計規程の基本的事項についての認可	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第24条第2項	経済産業省	国土交通省
会計規定の届け出	地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る財務及び会計に関する命令第24条第3項	経済産業省	国土交通省
譲渡価格調整準備金の額の基準の承認	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第3条第4項	経済産業省	国土交通省
勘定区分して経理することが困難なときの各勘定への配分の基準の承認	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第3条第7項	経済産業省	国土交通省
予備費使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類の送付	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第8条第2項	経済産業省	国土交通省
支出予算の流用等の承認	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第10条第2項	経済産業省	国土交通省
予算総則で指定する経費の金額の承認	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第11条第1項	経済産業省	国土交通省
繰越計算書の送付	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第11条第3項	経済産業省	国土交通省
収入支出等の報告	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第14条	経済産業省	国土交通省
会計規程の基本的事項についての認可	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第24条第2項	経済産業省	国土交通省
会計規定の届け出	地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び工業再配置等業務に係る財務及び会計に関する省令第24条第3項	経済産業省	国土交通省
従たる事務所の設置の認可	地域振興整備公団法第3条第2項	経済産業省	国土交通省
増資の認可	地域振興整備公団法第4条第2項	経済産業省	国土交通省
副総裁及び理事の任命の認可	地域振興整備公団法第10条第2項	経済産業省	国土交通省
心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき等の副総裁若しくは理事の解任の承認	地域振興整備公団法第13条第2項	経済産業省	国土交通省
役員兼任の承認	地域振興整備公団法第14条	経済産業省	国土交通省
予算、事業計画及び資金計画の認可	地域振興整備公団法第23条	経済産業省	国土交通省
財務諸表の承認	地域振興整備公団法第24条第1項	経済産業省	国土交通省
給与及び退職手当の支給の基準の承認	地域振興整備公団法第28条	経済産業省	国土交通省
長期借入金及び債券の償還計画の認可	地域振興整備公団法第26条の3	経済産業省	国土交通省
長期借入金若しくは短期借入金の借り入れ、又は地域振興整備債券の発行の認可	地域振興整備公団法第26条第1項	経済産業省	国土交通省
短期借入金の借り換えの認可	地域振興整備公団法第26条第2項	経済産業省	国土交通省
債券の発行、償還、利子の支払いその他の債券に関する事務の全部又は一部の銀行又は信託会社への委託の認可	地域振興整備公団法第26条第6項	経済産業省	国土交通省
業務の実施に関する規程の届け出	地域振興整備公団法施行規則第5条第1項	経済産業省	国土交通省
中期計画を記載した許可申請書	独立行政法人北海道開発土木研究所の業務運営に関する省令第2条第1項	国土交通省	農林水産省
中期計画の変更事項及び理由を記載した許可申請書	独立行政法人北海道開発土木研究所の業務運営に関する省令第2条第2項	国土交通省	農林水産省
年度計画の変更事項及び理由を記載した届出書	独立行政法人北海道開発土木研究所の業務運営に関する省令第4条第2項	国土交通省	農林水産省
名称等変更の届出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第3条	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業計画書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第4条第1項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
事業報告書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第4条第2項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
変更事業計画書等の提出	特定商取引適正化業務を行う者に関する命令第4条第2項	経済産業省	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
整備計画の提出	発電用施設周辺地域整備法第4条第1項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の提出（指定された地点の二以上が近接している場合）	発電用施設周辺地域整備法第4条第2項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の同意	発電用施設周辺地域整備法第4条第7項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の関係行政機関への協議	発電用施設周辺地域整備法第4条第8項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の変更	発電用施設周辺地域整備法第4条第9項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
対象手続件数 152件（うち 国土交通省が窓口 54件）			

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添5

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団	国土交通省	内閣府
財団法人 経済調査会	内閣府	国土交通省
財団法人 国際開発センター	外務省	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省
財団法人 都市防災研究所	国土交通省	内閣府
財団法人 日本開発構想研究所	国土交通省	内閣府
財団法人 日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団	国土交通省	内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 競艇保安協会	国土交通省	警察庁
財団法人 空港保安事業センター	警察庁	国土交通省
社団法人 交通工学研究会	国土交通省	警察庁
財団法人 交通事故総合分析センター	警察庁	国土交通省
社団法人 全国運転代行協会	警察庁	国土交通省
社団法人 全国ダンパー協会	国土交通省	警察庁
社団法人 全国道路標識・標示業協会	警察庁	国土交通省
財団法人 道路交通情報通信システムセンター	国土交通省	警察庁
財団法人 都市交通問題調査会	警察庁	警察庁
社団法人 日本自家用自動車管理業協会	警察庁	経済産業省、国土交通省
社団法人 日本自動車連盟	警察庁	国土交通省
財団法人 日本道路交通情報センター	警察庁	国土交通省
財団法人 計量計画研究所	国土交通省	総務省
財団法人 研究学園都市コミュニティケーブルサービス	国土交通省	総務省
社団法人 公営交通事業協会	総務省	国土交通省
財団法人 ジョン万次郎ホイットフィールド記念国際草の根交流センター	外務省	総務省、経済産業省、国土交通省
社団法人 全国自動車無線連合会	総務省	国土交通省
社団法人 道路トンネル情報通信基盤整備協会	総務省	国土交通省
財団法人 日本グラウンドワーク協会	農林水産省	総務省、国土交通省、環境省
社団法人 日本地下鉄協会	国土交通省	総務省
社団法人 日本テレワーク協会	国土交通省	総務省、厚生労働省、経済産業省
財団法人 日本不動産研究所	財務省	総務省、国土交通省、環境省
財団法人 国際研修協力機構	法務省	外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
財団法人 スウェーデン交流センター	国土交通省	外務省
社団法人 航空貨物運送協会	国土交通省	財務省
財団法人 公庫住宅融資保証協会	国土交通省	財務省
財団法人 住宅金融普及協会	国土交通省	財務省
財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会	経済産業省	財務省、国土交通省
財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	国土交通省	文部科学省
財団法人 原子力安全技術センター	文部科学省	国土交通省
財団法人 建設技術研究所	国土交通省	文部科学省
社団法人 国際海洋科学技術協会	文部科学省	農林水産省、経済産業省、国土交通省
社団法人 自動車技術会	経済産業省	文部科学省、国土交通省
財団法人 ツール・ド・北海道協会	国土交通省	文部科学省、経済産業省
財団法人 日中青少年旅行財団	国土交通省	文部科学省
社団法人 日本海洋少年団連盟	国土交通省	文部科学省
財団法人 日本修学旅行協会	国土交通省	文部科学省
財団法人 日本セーリング連盟	文部科学省	国土交通省

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 文教施設協会	文部科学省	国土交通省
財団法人 九州港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 勤労者共同賃貸住宅協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 建設業福祉共済団	厚生労働省	国土交通省
財団法人 高齢者住宅財団	国土交通省	厚生労働省
財団法人 港湾労働安定協会	厚生労働省	国土交通省
財団法人 四国港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 自動車事故被害者援護財団	国土交通省	厚生労働省
財団法人 新日本検定協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 中国港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 鉄道弘済会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 東北港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 日本海員掖済会	国土交通省	厚生労働省
財団法人 日本海港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 日本海事検定協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 日本港湾福利厚生協会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 日本水道工業団体連合会	厚生労働省	経済産業省、国土交通省
社団法人 日本造園組合連合会	国土交通省	厚生労働省
社団法人 海洋産業研究会	経済産業省	文部科学省、農林水産省、国土交通省
財団法人 漁場油濁被害救済基金	農林水産省	経済産業省、国土交通省
財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会	国土交通省	農林水産省
財団法人 水利科学研究所	農林水産省	経済産業省、国土交通省
社団法人 全国食糧保管協会	農林水産省	国土交通省
社団法人 全国農協観光協会	農林水産省	国土交通省
社団法人 地域社会計画センター	農林水産省	国土交通省
財団法人 都市農地活用支援センター	国土交通省	農林水産省
社団法人 日本油料検定協会	農林水産省	国土交通省
社団法人 日本家庭園芸普及協会	国土交通省	農林水産省
社団法人 日本環境アセスメント協会	環境省	農林水産省、経済産業省、国土交通省
財団法人 日本穀物検定協会	農林水産省	国土交通省
財団法人 日本産業開発青年協会	農林水産省	国土交通省
財団法人 日本住宅・木材技術センター	国土交通省	農林水産省
財団法人 日本緑化センター	農林水産省	経済産業省、国土交通省
財団法人 大阪湾ベイエリア開発推進機構	国土交通省	経済産業省
社団法人 海外コンサルティング企業協会	経済産業省	国土交通省
財団法人 河川環境管理財団	国土交通省	経済産業省
財団法人 建材試験センター	経済産業省	国土交通省
財団法人 自動車リサイクル促進センター	経済産業省	経済産業省、国土交通省
財団法人 住宅産業情報サービス	経済産業省	国土交通省
社団法人 商業施設技術者・団体連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人 全国建築コンクリートブロック工業会	経済産業省	国土交通省
社団法人 全国自動車部品商団体連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人 全国タイル業協会	経済産業省	国土交通省
社団法人 全国鐵構工業協会	経済産業省	国土交通省
社団法人 全国土木コンクリートブロック協会	国土交通省	経済産業省

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 地域伝統芸能活用センター	国土交通省	経済産業省
社団法人 日本アスファルト合材協会	国土交通省	経済産業省
社団法人 日本海洋開発産業協会	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本建設機械化協会	国土交通省	経済産業省
社団法人 日本建築材料協会	国土交通省	経済産業省
財団法人 日本建築総合試験所	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本建築板金協会	国土交通省	経済産業省
社団法人 日本自動車会議所	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本自動車機械工具協会	国土交通省	経済産業省
財団法人 日本自動車査定協会	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本自動車販売協会連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本住宅設備システム協会	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本大ダム会議	国土交通省	経済産業省
社団法人 日本中古自動車販売協会連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本厨房工業会	経済産業省	国土交通省
財団法人 日本適合性認定協会	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本電力建設業協会	国土交通省	経済産業省
社団法人 日本船用工業会	国土交通省	経済産業省
社団法人 日本ファシリティマネジメント推進協会	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本プロジェクト産業協議会	国土交通省	経済産業省
社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会	経済産業省	国土交通省
社団法人 日本ロジスティクスシステム協会	経済産業省	国土交通省
社団法人 プレハブ建築協会	国土交通省	経済産業省
財団法人 北海道地域総合振興機構	国土交通省	経済産業省
財団法人 首都圏ケーブルメディア	国土交通省	総務省
財団法人 浄化槽設備士センター	国土交通省	環境省
社団法人 全国浄化槽団体連合会	環境省	国土交通省
社団法人 日本温泉協会	環境省	国土交通省
社団法人 日本下水道協会	国土交通省	環境省
社団法人 日本下水道処理施設管理業協会	国土交通省	環境省
社団法人 関東自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 九州タクシー無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 近畿自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 四国自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 信越自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 中国自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 東海自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 東北自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 北陸自動車無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 北海道ハイヤー無線協会	総務省	国土交通省
社団法人 浄化槽システム協会	国土交通省	環境省
財団法人 自動車事故被害者援護財団	国土交通省	厚生労働省
財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構	国土交通省	金融庁
財団法人 不動産証券化協会	国土交通省	金融庁

対象法人数 134法人 (うち 国土交通省が窓口 64法人)

レガシーシステム見直しのための国土交通省行動計画 (アクション・プログラム)

1. 見直しの対象とするレガシーシステム

- ・ 自動車登録検査業務電子情報処理システム
- ・ 気象資料総合処理システム (Cアデス系)

2. 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) 自動車登録検査業務電子情報処理システム

自動車登録検査業務電子情報処理システム (以下「MOTAS」という。) は、2004年 (平成16年) 1月に新しいシステムに移行することとしており、現在その作業を行っているところである。この新しいシステムは、現行と同様のメインフレーム型システムにより8年間稼動することとして設計されている。したがって、この新しいシステムについて、最適化に向けた検討を行うこととする。

レガシーシステム刷新可能性調査の実施

2004年 (平成16年) 1月に移行する新しいシステム (以下「旧システム」という。) をオーブンプラットフォーム型システム (以下「新システム」という。) に刷新した場合に、システム利用者に対する利便性を保ちつつ、トータルコスト (初期コスト + ランニングコスト × 耐用年数) を下げることが可能か否かについて、2003年度 (平成15年度) よりMOTAS刷新可能性検討委員会を立ち上げ、2004年度 (平成16年度) に当該システムと関係のない外部調査機関を利用した刷新可能性調査を実施し、当該委員会において、その調査結果に基づき、2004年度中 (平成16年度中) を目途に、旧システム及び新システムの効率性、経済性を中心に以下の評価を行い、その結果を公表する。

a. 効率性の評価

- ・新旧システムにおける業務処理過程の合理性

自動車登録検査業務内容に対して必要かつ十分な業務処理が実現されているか（過剰な業務処理が含まれていないか 等）

- ・新旧システム構成の合理性

自動車登録検査業務処理過程及びデータ処理件数、データ量に対して信頼性、安全性を含め必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているか（メインフレーム、サーバ、ネットワーク、アプリケーション、データベース 等）

b. 経済性の評価

新旧システムにおける導入方法の適正化について、下記の導入方法ごとに導入時期（早期導入の可能性）も含め、その妥当性をそれぞれ検証する。

- ・国土交通省自らが機器・ソフトウェアを調達・外注し運用する場合

- 開発・運用経費の算定方法の妥当性
- 競争入札に移行する場合の課題（随意契約で行われている場合）等

- ・データ通信役務サービスを利用する場合

- データ通信役務サービス使用料の算定方法の妥当性
- データ通信役務サービス以外の方式に移行する場合の課題 等

最適化計画の策定

MOTAS^{モータス}刷新可能性検討委員会の検討結果を踏まえ、2005 年度中（平成 17 年度中）に「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に則って業務プロセスの見直しや業務・システムの将来像からなる最適化計画を関係機関と調整の上策定する。

最適化の実施

関係機関と協議の上、2006 年度末（平成 18 年度末）までに本システム及び関連業務の最適化について結論を得る。

(2) 気象資料総合処理システム

本システムは 1995 年度（平成 7 年度）に整備したメインフレームシステムであり、老朽化が進んでいるとともに、IT 施策に適合した気象情報の高度化を推進するにあたり通信・データ処理能力が十分ではないため、2005 年度（平成 17 年度）早期に本システムを改良・更新すべく、以下の見直し作業を行っている。また、見直し作業後においても、構築したシステムの適正性に関して、当該システムと関係のない外部専門家による監査を定期的に受け、結果を公表する。

レガシーシステムの刷新可能性調査

2001 年度（平成 13 年度）に、本システムを新システムに刷新するための基本仕様設計を行い、本設計に関する技術資料招請を公告し、ベンダー等外部専門家から広く意見・提案を収集し、刷新可能性の分析を実施した。この結果、新システムにより、システム利用者に対するサービス向上を図りつつ、トータルコスト（初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数）を下げる事が可能であるとの結論を得ているところであり、本調査結果については速やかに公表するものとする。

a. 効率性の評価結果

- ・システムにおける業務処理過程の合理性
求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理が実現されている。
- ・業務変更等に対する柔軟性
ライフサイクル中に発生する業務内容の各種変更・拡張に対応出来る柔軟性、拡張性を持っている。
- ・システム構成の合理性
24 時間連続稼動に耐えうる信頼性を有し、必要とされる業務処理プロセス及びデータ処理件数、データ量に対して必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっている（サーバ、ネットワーク、アプリケーション、データベース 等）。

b. 経済性の評価結果

- ・開発・運営経費の算定方法の妥当性
汎用製品及び標準開発手法に基づく経費算定がなされている。

最適化計画について

レガシーシステムの刷新可能性調査を踏まえ、新システムにおける業務プロセスの見直した最適化計画を策定し、2002年度（平成14年度）から概算要求のための作業を進めている。最適化計画は以下を考慮している。

- ・ 他の業務・システム（気象資料伝送網地方中枢システム）に係る最適化計画と同様に抜本的な業務改革（業務の効率化・合理化）を行う。
- ・ システムの各構成要素及びネットワーク全体を一元的に監視・制御する統合運用管理システムを導入し、業務の継続性を考慮した運用管理の最適化を行う。
- ・ 業務プロセス、データ連携等で密接に関連する他のシステムとの整合性を確保する。
- ・ 「改革指針」を踏まえ、システムをオープンシステムとし、汎用パッケージソフトウェアを利用する。
- ・ ハードウェアとソフトウェア開発のアンバンドル化を確保する。
- ・ なお、データ通信役務サービス契約は行わず、調達のための契約は従前から競争入札にしている。また、整備は国庫債務負担行為により2年度で行う予定である。

また、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を踏まえ、最適化計画の必要な見直しを行う。

最適化の実施

2005年度（平成17年度）早期に本システム及び関連業務の最適化実施に向けて、システム更新・改良予算の概算要求を行う。

3. 全体スケジュール

システム名	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)
自動車登録検査業務電子情報処理システム				<p>MOTAS刷新可能性検討委員会の開催</p> <p>刷新可能性調査の実施</p> <p>刷新要否の判断結果の公表</p>	<p>最適化計画の策定</p>	<p>最適化の実施については、関係機関と協議の上2006年度末までに結論を得る。</p>
気象資料総合処理システム	<p>レガシーシステム刷新可能性調査</p> <p>技術資料招請</p>		<p>最適化計画の策定</p> <p>概算要求準備作業中</p> <p>最適化計画の見直し</p>	<p>最適化の実施 新システムの製作</p>	<p>新システム運用・外部監査の定期実施</p>	
			刷新可能性調査結果の公表			

環境省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「国の行政機関等の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン(環境省)」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 737 件のうち 708 件について、2003 年度末(平成 15 年度末)までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、環境省が扱う手続については、対象手続 350 件のうち 328 件をオンライン化する。(別添 1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

環境省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。(別添 2)

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近 3 か年の申請・届出等件数が 0 件の手続 138 件を対象として、2003 年(平成 15 年)12 月までに廃止の可否について結論を得て、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

添付書類については、2003 年(平成 15 年)12 月までに省略が可能なものの有無について精査し、必要に応じて 2005 年度(平成 17 年度)12 月までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続 112 件を対象として、2003 年(平成 15 年)12 月までに、

その簡素化の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

（ 3 ） オンライン利用の向上方策

環境省電子申請システムについては、2004 年（平成 16 年）4 月から、深夜のメンテナンス時間等を除き通年終日受付を開始する。

申請・届出等手続に必要なとなる添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするため、環境省所管の法令に基づき環境省が発行する証明書等 3 件について、2003 年度末（平成 15 年度末）までに電子化する。（別添 3）

環境省ホームページに掲示している利用者に分かりやすいオンライン手続案内等に加え、広報誌等によってオンライン手続の利用方法や利便性の周知を図る。

また、地方公共団体を対象とする既存の会議等を活用し、オンライン利用の促進を図る。

2 ワンストップサービスの拡大

（ 1 ） 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続で環境省が所管する共管手続 74 件のうち 4 件については環境省が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化する。（別添 4）

また、共管公益法人に係る手続については、環境省が所管する公益法人 23 法人のうち 9 法人は環境省が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化する。（別添 5）

（ 2 ） 総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの 2005 年度末（平成 17 年度末）ま

での整備に向け、環境省においては、^{イ・ガブ}e-Govと環境省電子申請システムを連携させることにより個々の手続へ直接アクセスできる機能を整備するため、汎用受付等システムについて2003年（平成15年）12月までに必要な改善を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、環境省においては、以下の取組を実施する。

「環境省における行政情報の電子的提供に関する実施方針」（2003年（平成15年）3月24日改定）に基づき、2003年度（平成15年度）においては、環境統計等の情報の提供の充実を図る。

また、手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を2003年（平成15年）12月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

環境省ホームページや環境省電子申請システム等の国民等利用者との情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備を推進するため、環境省においては以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度末

(平成 15 年度末)までに、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を徹底する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2003 年度末(平成 15 年度末)までに、提供すべき情報の有無を再点検する。

2003 年度(平成 15 年度)から実施している環境省電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口については、2004 年度(平成 16 年度)における一層の充実を検討する。

IT化に対応した業務改革(個別業務・システムの最適化)

2003 年(平成 15 年)8 月までを目途に「業務・システム体系一覧作成指針(ガイドライン)」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003 年(平成 15 年)12 月までに CIO 連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、所管業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

共通的な環境整備

1 推進体制の充実・強化

2003 年(平成 15 年)7 月までに、環境省の情報化推進組織である「環境情報管理委員会」について、所管業務・システムに関する最適化計画の策定、推進等のための組織としての役割を明確にする。

2003年（平成15年）12月までに「環境情報管理委員会」内にCIO補佐官を配置するとともに、「環境情報管理委員会」における位置付けを明確化する。

2 関係機関との連携協力

独立行政法人が行う業務については、環境省の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、独立行政法人国立環境研究所については中期目標を2004年度（平成16年度）以降に改定する際に最適化計画の策定について盛り込み、独立行政法人環境再生保全機構については中期目標の策定に当たり最適化計画の策定を盛り込む。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						実施困難なもの
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	
国が扱う手続	350	251	72%	77	22%	328	94%	22	6%	0
地方公共団体が 扱う手続	350	343	98%	0	0%	343	98%	7	2%	0
独立行政法人等 が扱う手続	37	37	100%	0	0%	37	100%	0	0%	0
計	737	631	-	77	-	708	-	29	-	0

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

手続の簡素化・合理化事項ごとの検討対象一覧

別添2

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
浄化槽管理士試験の指定試験機関の事業計画等の変更認可申請	第46条の2において準用する浄化槽法第43条の4第1項後段	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の試験事務規程の変更認可申請	第46条の2において準用する浄化槽法第43条の5第1項後段	
浄化槽管理士講習の指定講習機関の事業計画等の変更認可申請	第46条の2において準用する浄化槽法第43条の19第1項後段	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の指定の申請	環境省関係浄化槽法施行規則第27条<浄化槽法>	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の名称の変更等の届出	環境省関係浄化槽法施行規則第28条<浄化槽法>	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の事務所の新設又は廃止の届出	環境省関係浄化槽法施行規則第28条第2項<浄化槽法>	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の事務所の新設又は廃止の届出	環境省関係浄化槽法施行規則第28条第2項<浄化槽法>	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の受験停止処分の報告	環境省関係浄化槽法施行規則第35条<浄化槽法>	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の試験事務の休廃止の許可申請	環境省関係浄化槽法施行規則第38条<浄化槽法>	
浄化槽管理士講習の指定講習機関の指定の申請	環境省関係浄化槽法施行規則第48条<浄化槽法>	
浄化槽管理士講習の指定講習機関の名称の変更等の届出	第53条において準用する環境省関係浄化槽法施行規則第28条<浄化槽法>	
浄化槽管理士講習の指定講習機関の講習業務の休廃止の許可申請	第53条において準用する環境省関係浄化槽法施行規則第38条<浄化槽法>	
浄化槽管理士講習の指定講習機関の事務所の新設又は廃止の届出	第53条において準用する環境省関係浄化槽法施行規則第28条第2項<浄化槽法>	
浄化槽設備士試験の指定試験機関の指定の申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第4条<浄化槽法>	
浄化槽設備士講習の指定講習機関の指定の申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第6条<浄化槽法>	
浄化槽設備士講習の指定講習機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第7条<浄化槽法>	
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事務所の新設又は廃止の届出	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第7条第2項<浄化槽法>	
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習業務の休廃止の許可申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第13条<浄化槽法>	
浄化槽設備士試験の指定試験機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に関する省令第13条<浄化槽法>	
情報処理センターの指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2	
業務規程の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の4第1項前段	
業務規程の変更の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の4第1項後段	
事業計画書及び収支予算書の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の5第1項前段	
事業計画書及び収支予算書の変更の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の5第1項後段	
事業報告書及び収支決算書の提出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の5第2項	
業務の休廃止の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の6	
産業廃棄物適正処理推進センターの指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の12	
事業計画書及び収支予算書の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の16(第13条の5第1項前段準用)	
事業計画書及び収支予算書の変更の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の16(第13条の5第1項後段準用)	
事業報告書及び収支決算書の提出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の16(第13条の5第2項準用)	
廃棄物の輸入の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3第1項	
産業廃棄物の輸出の確認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の5第1項(第10条第1項準用)	
廃棄物処理センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第3項	
産業廃棄物処理事業振興財団の指定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条第1項	
名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条第3項	
債務保証業務の金融機関への委託の認可	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第18条第1項	
事業計画書及び収支予算書の認可	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第20条第1項前段	
事業計画書及び収支予算書の変更の認可	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第20条第1項後段	
定款変更の認可	広域臨海環境整備センター法第6条第2項	
設立の認可	広域臨海環境整備センター法第10条	
解散の認可	広域臨海環境整備センター法第29条第2項	
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第2項	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第2項	
指定法人の指定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	
指定法人の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	
指定法人の業務の委託の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第23条第1項	
指定法人の再商品化義務規程の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	
指定法人の再商品化義務規程の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	
指定法人の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	
指定法人の再商品化義務の休廃止の許可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第26条	
指定法人の再商品化業務等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第30条第1項	
特定事業者の特定容器包装を用いる事業の状況等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第39条	
再商品化等の認定	特定家庭用機器再商品化法第23条	
再商品化等の変更の認定	特定家庭用機器再商品化法第24条	
指定法人の指定	特定家庭用機器再商品化法第32条第1項	
指定法人の名称等の変更の届出	特定家庭用機器再商品化法第32条第3項	
指定法人の再商品化等業務規程の認可	特定家庭用機器再商品化法第35条	
指定法人の再商品化等業務規程の変更の認可	特定家庭用機器再商品化法第35条	

手続名	根拠法令	備考
指定法人の事業計画書等の変更の認可	特定家庭用機器再商品化法第36条第1項	
指定法人の再商品化等業務の休止の許可	特定家庭用機器再商品化法第37条	
事業者からの第二種事業に係る概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業)	環境影響評価法第4条第1項及び第4条第3項	
事業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業)	環境影響評価法第4条第4項	
第二種事業について、判定によらず手続を行うこととした旨の通知の受理(環境省関連事業)	環境影響評価法第4条第6項	
アセス実施に際して、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出の受理及び当該書面の交付(環境省関連事業)	環境影響評価法第11条第2項	
評価書の受理及び当該評価書に対する意見の提出(環境省関連事業)	環境影響評価法第22条第1項及び第24条	
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理(環境省関連事業)	環境影響評価法第25条第3項	
対象事業内容を修正する場合の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業)	環境影響評価法第29条第1項	
事業内容の廃止・修正等後、アセスの必要が無くなった旨の通知の受理(環境省関連事業)	環境影響評価法第30条第1項	
方法書について、住民意見書の受理(環境事業団関連事業)	環境影響評価法第8条第1項、第9条第1項	
準備書について、住民意見書の受理(環境事業団関連事業)	環境影響評価法第18条第1項、第19条第1項	
事業者からの第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(一般廃棄物最終処分場許認可関連事業)	環境影響評価法第4条第1項と第4条第3項	
事業者からの変更後の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(一般廃棄物最終処分場許認可関連事業)	環境影響評価法第4条第4項	
方法書について、住民意見書の受理(廃棄物最終処分場設置事業)	環境影響評価法第8条第1項、第9条第1項	
説明会の日時等の決定に関する要請の受理及び意見陳述(全事業)	環境影響評価法第17条第3項	
準備書について、住民意見書の受理(廃棄物最終処分場設置事業)	環境影響評価法第18条第1項、第19条第1項	
事業内容修正の場合の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(一般廃棄物最終処分場許認可)	環境影響評価法第29条第1項	
事業内容修正時の第二種事業について、アセスの必要なしとの判定を受けた旨の通知の受理(全事業)	環境影響評価法第29条第3項	
事業者からの変更後の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(産業廃棄物最終処分場許認可)	環境影響評価法第4条第4項	
事業内容修正の場合の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(産業廃棄物最終処分場許認可)	環境影響評価法第29条第1項	
事業内容の廃止・修正後、アセスの必要が無くなった旨の通知の受理(産業廃棄物最終処分場許認可)	環境影響評価法第30条第1項	
環境カウンセラー登録制度実施規程に関する手続のうち、登録取消の通知	環境カウンセラー登録制度実施規程第14条	
特定賦課金の共同納付の申し出	公害健康被害の補償等に関する法律第65条第1項	
特定賦課金の延納の申請	公害健康被害の補償等に関する法律第66条	
南極地域活動計画の確認申請者の地位引継ぎの届出	南極地域の環境の保護に関する法律第10条第1項	
南極地域活動計画の確認申請者の地位承継の届出	南極地域の環境の保護に関する法律第10条第2項	
確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位の引継ぎ又は承継の承認	南極地域の環境の保護に関する法律第10条第4項	
確認申請をした時に第6条第1項第4号又は第7号に規定する氏名が確定していなかった場合の南極地域活動行為者の氏名の南極地域活動行為者の氏名変更届出	南極地域の環境の保護に関する法律第11条第1項	
南極地域活動行為者の氏名変更届出	南極地域の環境の保護に関する法律第11条第2項	
南極地域活動の行為者たる法人の名称等の届出	南極地域の環境の保護に関する法律第11条第4項	
行為者証の再発行申請	南極地域の環境の保護に関する法律第11条第6項	
環境大臣より主宰者等に求められた求められた報告の提出	南極地域の環境の保護に関する法律第21条	
緊急時行為に係る報告	南極地域の環境の保護に関する法律第24条第4項	
全国地球温暖化防止活動推進センターの指定の申請	地球温暖化対策の推進に関する法律第12条第1項	
指定機関の指定申請	悪臭防止法施行規則第23条第2項	
非常事態の発生により緊急に行う特定建設作業の届出	騒音規制法第14条第2項	
届出をした施設以外の施設が特定施設となった場合の届出	振動規制法第8条第2項	
非常事態の発生により緊急に行う特定建設作業の届出	振動規制法第14条第2項	
緊急用務使用証明書交付の申請	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則第3条	
緊急用務使用証明書再交付の申請	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則第4条	
指定施設の設置の届出	湖沼水質保全特別措置法第15条第1項	
経過措置としての指定施設設置者の届出	湖沼水質保全特別措置法第16条第1項	
指定施設の構造等の変更の届出	湖沼水質保全特別措置法第17条第1項	
氏名等の変更の届出	湖沼水質保全特別措置法第17条第2項	
指定施設の使用の廃止の届出	湖沼水質保全特別措置法第17条第2項	
指定施設設置者たる地位の承継の届出	湖沼水質保全特別措置法第18条第2項	
指定施設の状況等に関する報告徴収	湖沼水質保全特別措置法第21条第1項	

手続名	根拠法令	備考
準用指定施設の状況等に関する報告徴収	湖沼水質保全特別措置法第22条	
水道水源特定施設の設置の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第11条第1項	
特定施設等の設置の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第11条第2項	
水道水源特定施設又は指定地域の指定に係る経過措置としての水道水源特定施設の設置者の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第12条第1項	
特定施設等又は指定地域の指定に係る経過措置としての特定施設等設置者の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第12条第2項	
水道水源特定施設等の構造等の変更の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第1項	
水道水源特定施設の設置者の氏名等の変更の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項	
水道水源特定施設の使用廃止の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項	
水道水源特定施設等の設置者たる地位の承継の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第14条第2項	
水道水源特定事業場の状況等に関する報告徴収	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第18条第1項	
原生自然環境保全地域内における行為の許可	自然環境保全法第17条第1項ただし書	
原生自然環境保全地域内における非常災害のための応急措置の届出	自然環境保全法第17条第3項	
原生自然環境保全地域立入制限地区への立入の許可	自然環境保全法第19条第3項第5号	
自然環境保全地域特別地区内における非常災害のための応急措置の届出	自然環境保全法第25条第7項	
自然環境保全地域特別地区内における既着手行為の届出	自然環境保全法第25条第9項	
自然環境保全地域野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲若しくは殺傷、又は採取若しくは損傷の許可	自然環境保全法第26条第3項第6号	
自然環境保全地域海中特別地区内における行為の許可	自然環境保全法第27条第3項	
自然環境保全地域海中特別地区内における非常災害のための応急措置の届出	自然環境保全法第27条第6項	
自然環境保全地域海中特別地区内における既着手行為の届出	自然環境保全法第27条第8項	
自然環境保全地域普通地区内における行為の届出	自然環境保全法第28条第1項	
損失補償	自然環境保全法第33条第2項	
損失補償	自然環境保全法第33条第5項	
自然環境保全地域特別地区内における教育又は学術研究として行う行為の届出	自然環境保全法施行規則第19条第3号二	
自然環境保全地域野生動植物保護地区内における教育又は学術研究として行う行為の届出	自然環境保全法施行規則第21条第3号口	
自然環境保全地域海中特別地区内における教育又は学術研究として行う行為の届出	自然環境保全法施行規則第25条第7号	
原材料器官等に係る事前登録済証の交付	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条の2第3項	
保護増殖事業の廃止等の届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第48条第1項	
国内希少野生動植物種等の個体の保護目的での移動・移植のための捕獲等の届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第1条の2第1項第4号	
大学における教育又は学術研究のための希少野生動植物種の個体等の譲渡し等の届出・通知	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第5条第2項第1号	
重要文化財等の保存のための行為に伴う希少野生動植物種の個体等の譲受けの届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第5条第2項第2号	
管理地区内における既着手行為に係る届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第37条第8項	
管理地区内における非常災害に対する応急措置の届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第37条第10項	
手続件数		138件

添付書類の省略、廃止

2003年(平成15年)12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
浄化槽設備士試験の指定試験機関の事業計画等の変更認可申請	浄化槽法第43条の4第1項後段	
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事業計画等の変更認可申請	浄化槽法第43条の19第1項後段	
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習業務規程の変更認可申請	浄化槽法第43条の20第1項後段	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の事業計画等の変更認可申請	第46条の2において準用する浄化槽法第43条の4第1項後段	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の試験事務規程の変更認可申請	第46条の2において準用する浄化槽法第43条の5第1項後段	
浄化槽管理士講習の指定講習機関の事業計画等の変更認可申請	第46条の2において準用する浄化槽法第43条の19第1項後段	
浄化槽管理士講習の指定講習機関の講習業務規程の変更認可申請	第46条の2において準用する浄化槽法第43条の20第1項後段	
浄化槽管理士試験の指定試験機関の名称の変更等の届出	環境省関係浄化槽法施行規則第28条<浄化槽法>	
浄化槽管理士講習の指定講習機関の名称の変更等の届出	第53条において準用する環境省関係浄化槽法施行規則第28条<浄化槽法>	

手続名	根拠法令	備考
浄化槽管理士講習の指定講習機関の講習業務規程の認可申請	第53条において準用する環境省関係浄化槽法施行規則第31条<浄化槽法>	
浄化槽設備士講習の指定講習機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第7条<浄化槽法>	
浄化槽設備士試験の指定試験機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に関する省令第13条<浄化槽法>	
浄化槽技術管理者変更の届出	浄化槽法第10条の2第2項	
浄化槽管理者変更の届出	浄化槽法第10条の2第3項	
浄化槽清掃業の変更の届出	浄化槽法第37条	
一般廃棄物の再生利用に係る特例に係る再生利用の変更の認定の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8	
一般廃棄物の再生利用に係る特例に係る事業の廃止及び変更の届出等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8	
一般廃棄物処分業の変更許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項	
一般廃棄物収集運搬業の変更許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項	
一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項	
一般廃棄物処理施設の軽微な変更、廃止、休止又は再開の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項	
市町村設置の一般廃棄物処理施設の変更届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第7項	
市町村設置の一般廃棄物処理施設の軽微な変更、廃止、休止又は再開の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第10項	
事業計画書及び収支予算書の変更の認可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の16(第13条の5第1項後段準用)	
廃棄物再生事業者の変更の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第18条	
産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項	
産業廃棄物収集運搬業の変更等の届出(1)事業の廃止(2)氏名、名称、役員、事務所及び事業場の所在地(3)施設、設備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項(第7条の2第3項準用)	
産業廃棄物処分業の変更等の届出(1)事業の廃止(2)氏名、名称、役員、事務所及び事業場の所在地(3)施設、設備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項(第7条の2第3項準用)	
特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項	
特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項	
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更等の届出(1)事業の廃止(2)氏名、名称、役員、事務所及び事業場の所在地(3)施設、設備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項(第7条の2第3項準用)	
特別管理産業廃棄物処分業の変更等の届出(1)事業の廃止(2)氏名、名称、役員、事務所及び事業場の所在地(3)施設、設備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項(第7条の2第3項準用)	
産業廃棄物処理施設の軽微変更、廃止、休止又は再開の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第3項(第9条第3項準用)	
特定施設の整備計画の変更の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第8条第1項	
産業廃棄物処理施設の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第1項	
産業廃棄物収集運搬業の範囲の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項	
使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の変更認定	資源の有効な利用の促進に関する法律第28条	
事業計画書及び収支予算書の変更の認可	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第20条第1項後段	
指定法人の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第3項	
指定法人の再商品化義務規程の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第24条第1項	
指定法人の事業計画等の変更の認可	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第25条第1項	
再商品化等の変更の認定	特定家庭用機器再商品化法第24条	
指定法人の名称等の変更の届出	特定家庭用機器再商品化法第32条第3項	
指定法人の再商品化等業務規程の変更の認可	特定家庭用機器再商品化法第35条	
登録再生利用事業者の登録事項の変更、廃止の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条第5項	
再生利用事業計画の変更の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条	
基本計画の作成又は変更の認可	広域臨海環境整備センター法第20条第3項	
基本計画の軽微な変更の届け出	広域臨海環境整備センター法第20条第6項	
登録変更の届出	環境カウンセラー登録制度実施規程第13条	
事業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業)	環境影響評価法第4条第4項	
事業者からの変更後の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(一般廃棄物最終処分場許可関連事業)	環境影響評価法第4条第4項	
事業者からの変更後の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(産業廃棄物最終処分場許可関連事業)	環境影響評価法第4条第4項	
認定都道府県知事の変更の届出	公害健康被害の補償等に関する法律第4条第6項	
被認定者等の氏名等の変更の届出	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第39条	
南極地域活動行為者の氏名変更届出	南極地域の環境の保護に関する法律第11条第2項	
全国地球温暖化防止活動推進センターの名称等の変更	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第5条	
全国地球温暖化防止活動推進センターの施行規則第一条第二項各号に掲げる書類の内容の変更	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第5条	
特定施設の数の変更の届出	騒音規制法第8条第1項	
騒音防止方法の変更の届出	騒音規制法第8条第1項	
氏名等変更の届出	騒音規制法第10条	

手続名	根拠法令	備考
特定施設の変更等の届出	振動規制法第8条第1項	
振動防止の方法の変更の届出	振動規制法第8条第1項	
氏名等の変更の届出	振動規制法第10条	
指定試験機関の試験事務規程の変更認可申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の5第1項	
指定試験機関の事業計画及び収支予算の変更の認可申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の7第1項	
指定試験機関の試験人の選任又は変更の届出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の10第3項	
指定試験機関の名称等の変更届出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第3条	
ばい煙発生施設の構造等の変更の届出	大気汚染防止法第8条第1項	
ばい煙発生施設設置者に係る氏名の変更等の届出	大気汚染防止法第11条	
一般粉じん発生施設の変更の届出	大気汚染防止法第18条第3項	
特定粉じん発生施設の変更の届出	大気汚染防止法第18条の6第3項	
氏名の変更等の届出(一般粉じん発生施設設置者に係る準用規定)	大気汚染防止法第18条の13第2項	
氏名の変更等の届出(特定粉じん発生施設設置者に係る準用規定)	大気汚染防止法第18条の13第2項	
特定施設の構造等の変更の届出	ダクト類対策特別措置法第14条第1項	
氏名の変更の届出	ダクト類対策特別措置法第18条	
特定施設の構造等の変更の届出	水質汚濁防止法第7条	
氏名等の変更の届出	水質汚濁防止法第10条	
汚濁負荷量の測定手法変更の届出	水質汚濁防止法第14条第3項後段	
特定施設の構造等の変更の許可	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項	
特定施設の構造等の軽微な変更の届出	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第4項	
氏名等の変更、又は使用施設廃止の届出	瀬戸内海環境保全特別措置法第9条	
指定施設の構造等の変更の届出	湖沼水質保全特別措置法第17条第1項	
氏名等の変更の届出	湖沼水質保全特別措置法第17条第2項	
水道水源特定施設等の構造等の変更の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第1項	
水道水源特定施設の設置者の氏名等の変更の届出	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項	
特定施設の構造等の変更の届出	ダクト類対策特別措置法第14条第1項	
氏名の変更の届出	ダクト類対策特別措置法第18条	
井戸の変更の許可	工業用水法第7条第1項	
井戸使用者の氏名等変更の届出	工業用水法第9条	
井戸使用の廃止、施設変更の届出	工業用水法第11条	
揚水設備の変更の許可	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第1項	
地下水採取者の氏名等変更の届出	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第7条	
地下水の採取の廃止、施設変更等の届出	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第9条	
土地の形質の変更届出	土壤汚染対策法第9条第1項	
指定区域が指定された際の土地の形質の変更届出	土壤汚染対策法第9条第2項	
非常災害のための土地の形質の変更届出	土壤汚染対策法第9条第3項	
指定調査機関の事業所変更届出	土壤汚染対策法第13条第1項	
指定調査機関の業務規程の変更届出	土壤汚染対策法第15条第1項	
指定支援法人の名称等の変更届出	土壤汚染対策法第20条第3項	
指定支援法人の事業計画等の変更認可申請	土壤汚染対策法第24条第1項	
国立公園の風景地保護協定の変更	自然公園法第35条	
管理又は経営方法のうち重要なものの変更の届出	自然公園法施行令第5条後段	
国立公園事業執行認可事項の変更承認	自然公園法施行令第6条第1項	
国立公園事業者の住所又は氏名等の変更届出	自然公園法施行規則第7条第1項第1号	
鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の住所等変更届	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第10項	
従事者証の住所等変更届	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第11項	
指定猟法許可証の住所等変更届	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第15条第6項	
適法捕獲等証明書住所等変更届	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第26条第5項	
危険猟法許可証の住所等変更届	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第5項	
特定国内希少野生動物種に関する特定国内種事業の変更及び廃止の届出	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第30条第3項	
特定国際事業の変更及び廃止の届出	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第33条の2	
特定国際事業届出(廃止・変更)	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第33条の5	
手続件数		112件

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(環境省)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
適法捕獲等証明書	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第25条第3項	環境省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
許可証	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第7項	環境省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
従事者証	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項	環境省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
対象件数	3件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化する件数	3件	—	—

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
浄化槽管理士試験の合格証書	環境省関係浄化槽法施行規則第15条第2号	指定法人	平成15年度実施方策提示
浄化槽管理士に係る講習の修了証書	環境省関係浄化槽法施行規則第15条第3号	指定法人	平成15年度実施方策提示
第一種銃猟狩猟者登録証	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第60条	地方公共団体	平成15年度実施方策提示
許可証	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第7項	地方公共団体	平成15年度実施方策提示
従事者証	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項	地方公共団体	平成15年度実施方策提示
対象件数	5件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方策を提示する件数	5件	—	—

窓口一元化の対象とする共管手続

別添4

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
新規化学物質の製造又は輸入の申し出（少量新規）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条第1項第2号	経済産業省	厚生労働省、環境省
新規化学物質の製造又は輸入の届出（通常新規）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	経済産業省	厚生労働省、環境省
外国における新規化学物質の製造又は輸出の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の2第1項	経済産業省	厚生労働省、環境省
定款変更の認可	広域臨海環境整備センター法第6条第2項	国土交通省	環境省
設立の認可	広域臨海環境整備センター法第10条	国土交通省	環境省
基本計画の作成又は変更の認可	広域臨海環境整備センター法第20条第3項	国土交通省	環境省
基本計画の軽微な変更の届け出	広域臨海環境整備センター法第20条第6項	国土交通省	環境省
実施計画又は変更実施計画の提出	広域臨海環境整備センター法第21条第1項	国土交通省	環境省
予算、事業計画及び資金計画の提出	広域臨海環境整備センター法第23条	国土交通省	環境省
貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の提出	広域臨海環境整備センター法第24条第1項	国土交通省	環境省
解散の認可	広域臨海環境整備センター法第29条第2項	国土交通省	環境省
業務及び資産の状況に関する報告	広域臨海環境整備センター法第33条第1項	国土交通省	環境省
使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定	資源の有効な利用の促進に関する法律第27条	経済産業省	環境省
使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の変更認定	資源の有効な利用の促進に関する法律第28条	経済産業省	環境省
認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第三項	経済産業省	厚生労働省、環境省
使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第四項	経済産業省	厚生労働省、環境省
指定省資源事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に係る業務の状況に関する報告	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第二項	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
使用済み指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定	使用済み指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令第3条	経済産業省	厚生労働省、環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に関する省令第13条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の役員を選任等の認可申請	浄化槽設備士に関する省令第14条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の事業計画等の認可申請	浄化槽設備士に関する省令第15条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習実施結果の報告	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第12条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習業務の休止の許可申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第13条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の指定の申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第4条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の指定の申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第6条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第7条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事務所の新設又は廃止の届出	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第7条第2項	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事業計画等の認可申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第8条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習業務規程の認可申請	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令第9条	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事業計画等の変更認可申請	浄化槽法第43条の19第1項後段	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の事業報告書等の提出	浄化槽法第43条の19第2項	国土交通省	環境省
浄化槽設備士講習の指定講習機関の講習業務規程の変更認可申請	浄化槽法第43条の20第1項後段	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の事業計画等の変更認可申請	浄化槽法第43条の4第1項後段	国土交通省	環境省
浄化槽設備士試験の指定試験機関の事業報告書等の提出	浄化槽法第43条の4第2項	国土交通省	環境省
登録再生利用事業者の登録	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条	農林水産省	環境省
登録再生利用事業者の登録事項の変更、廃止の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条第5項	農林水産省	環境省
登録再生利用事業者の登録の更新	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第2項	農林水産省	環境省
登録再生事業者の料金の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第14条第1項	農林水産省	環境省
再生利用事業計画の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第18条	農林水産省	環境省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
再生利用事業計画の変更の認定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条	農林水産省	環境省
医薬品中間物としての新規化学物質の製造等の計画書の提出	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条	経済産業省	厚生労働省、環境省
特定国内希少野生動植物種に関する特定国内種事業届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第30条第1項	農林水産省	環境省
特定国内希少野生動植物種に関する特定国内種事業の変更及び廃止の届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第30条第3項	農林水産省	環境省
特定国際事業の変更及び廃止の届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の2	経済産業省	環境省
特定国際事業届出（廃止・変更）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の5	経済産業省	環境省
再商品化等の認定	特定家庭用機器再商品化法第23条	経済産業省	環境省
再商品化等の変更の認定	特定家庭用機器再商品化法第24条	経済産業省	環境省
市町村長等による申出	特定家庭用機器再商品化法平成13年4月1日附則第三十条	経済産業省	環境省
指定法人の指定	特定家庭用機器再商品化法第32条第1項	経済産業省	環境省
指定法人の再商品化等業務規程の認可	特定家庭用機器再商品化法第35条	経済産業省	環境省
指定法人の再商品化等業務規程の変更の認可	特定家庭用機器再商品化法第35条	経済産業省	環境省
指定法人の事業計画書等の認可	特定家庭用機器再商品化法第36条第1項	経済産業省	環境省
指定法人の事業計画書等の変更の認可	特定家庭用機器再商品化法第36条第1項	経済産業省	環境省
指定法人の再商品化等業務の休廃止の許可	特定家庭用機器再商品化法第37条	経済産業省	環境省
市町村長等による申出	特定家庭用機器再商品化法平成13年4月1日附則第二十条	経済産業省	環境省
指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の7第1項	経済産業省	環境省
指定試験機関の事業計画及び収支予算の変更の認可申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の7第1項	経済産業省	環境省
指定試験機関の事業報告書及び収支決算書の提出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の7第2項	経済産業省	環境省
指定試験機関の名称等の変更届出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第3条	経済産業省	環境省
国家試験結果の報告	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第9条	経済産業省	環境省
公害防止管理者等国家試験合格証書の再交付申請	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第17条第1項	経済産業省	環境省
輸入移動書類に係る処分届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第1項第1号	経済産業省	環境省
輸入移動書類に係る届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第1項第2、3号	経済産業省	環境省
輸入移動書類に係る届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第2項	経済産業省	環境省
輸出移動書類に係る届出	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第7条	経済産業省	環境省
整備計画の提出	発電用施設周辺地域整備法第四条 第一項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の変更	発電用施設周辺地域整備法第四条 第九項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の提出（指定された地点の二以上が近接している場合）	発電用施設周辺地域整備法第四条 第二項	経済産業省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の関係行政機関への協議	発電用施設周辺地域整備法第四条 第八項	経済産業省	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
整備計画の同意	発電用施設周辺地域整備法第四条 第七項	経済産業省	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
自主回収の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
指定法人の指定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
対象手続件数 74件 (うち 環境省が窓口 4件)			

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添5

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 日本グラウンドワーク協会	農林水産省	総務省、国土交通省、環境省
財団法人 国際エメックスセンター	環境省	外務省
財団法人 国際湖沼環境委員会	環境省	外務省
財団法人 地球環境センター	環境省	外務省
財団法人 緑の地球防衛基金	農林水産省	外務省、環境省
財団法人 日本容器包装リサイクル協会	経済産業省	財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省
財団法人 中央温泉研究所	環境省	文部科学省
社団法人 日本地熱調査会	経済産業省	文部科学省、環境省
財団法人 日本釣振興会	農林水産省	文部科学省、環境省
社団法人 富士自然動物園協会	環境省	文部科学省、農林水産省
財団法人 千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会	厚生労働省	環境省
財団法人 日本環境衛生センター	環境省	厚生労働省
社団法人 日本ベストコントロール協会	厚生労働省	環境省
財団法人 海洋生物環境研究所	農林水産省	経済産業省、環境省
社団法人 日本環境アセスメント協会	環境省	農林水産省、経済産業省、国土交通省
社団法人 日本環境測定分析協会	経済産業省	環境省
財団法人 浄化槽設備士センター	国土交通省	環境省
社団法人 全国浄化槽団体連合会	環境省	国土交通省
社団法人 日本温泉協会	環境省	国土交通省
社団法人 日本下水道協会	国土交通省	環境省
社団法人 日本下水道処理施設管理業協会	国土交通省	環境省
社団法人 浄化槽システム協会	国土交通省	環境省
社団法人 日本有機資源協会	農林水産省	環境省
対象法人数 23法人 (うち 環境省が窓口 9法人)		